

会 議 録

会議の名称		史跡平沢官衙遺跡保存活用計画策定懇話会（第1回）		
開催日時		令和2年(2020年)8月19日 開会 13:30 閉会 16:30		
開催場所		出土文化財管理センター、平沢官衙遺跡歴史ひろば（現地）		
事務局（担当課）		教育局文化財課		
出席者	座員	三谷芳幸、黒田乃生、海野聡、桜井茂		
	その他	斉藤茨城県文化財保護主事		
	事務局	吉沼教育局長、石橋文化財課長、広瀬同課係長、山本同課主務、久保田同課主事		
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	0人
非公開の場合はその理由				
議題		・「史跡平沢官衙遺跡保存活用計画」第1～3章の検討		
会議録署名人			確定年月日	令和3年(2021年)1月26日
会議次第	1 開会 2 挨拶 3 座長の選出 4 議事 (1) 「史跡平沢官衙遺跡保存活用計画」第1～3章の検討 5 平沢官衙遺跡歴史ひろば現地視察 6 閉会			

<会議内容>

開会

自己紹介

(1) 第1章について

(事務局：資料に基づき第1章を説明。)

座長代理：第4節の2の他の計画との関係のところ、各計画同士の相関図はあるんですけど、それぞれの計画の中でもし紙面が許せばもう少し図があると分かり易くなると思います。計画が沢山あるので、市の中で平沢官衙遺跡がどのように位置付けられているかが分かるような図が、全ての計画で無くても、とくに遺跡が重視されている計画があれば入れていくと分かり易いかなと思います。

事務局：分かりました。他の計画の図なども引用してみます。

(2) 第2章について

(事務局：資料に基づき第2章を説明。)

座員：事実確認として、28・29頁で、地番が381と382になっていますが、文章と合わないのではないのでしょうか。

事務局：確認します。

座員：内容の表現のところ、いくつ。まず、8頁のつくば市の地形の図は郡家の立地を考える上で非常に大事ですので、平沢官衙遺跡の位置が落ちていると良いです。

事務局：抜けていましたので落とします。

座員：次に、本文と図の対応がやや不案内な部分が見られ、12頁のa・b・c・dに分けていてそれが後ろのa・b・c・dに対応するのは分かるのですが、14頁の図を探さないとどこにあるかが分からないですし、同じく13頁の中

にも遺跡名が入っているところもありますから、図版でそれぞれ関連するところを指示しておくべきでしょう。

事務局：そういたします。

座員：もう一つ、各調査区に関しての調査位置図は探すと後の方の 26 頁で出てくるのですが、どの時期にどこを掘ったのか何次調査しか書いていないので年次を挙げていただくのと、報告書等が出ているのならばその文献を入れておくのが調査成果の報告として重要です。同じく 21 頁のところは地形図と遺構図が重なっていて多分線を辿っていけばどこが調査範囲かということが分かるのでしょけれど、単色をカラーに出来るなら一番良いのですが、調査範囲を何らかの形で区別できる図を作成された方が分かりやすいと思います。下の図と見比べれば分かるのでしょけれど、南東の遺構（59 号建物跡）は見つけにくいので。

それと、26 頁の図で、史跡指定の範囲とそれから東側の曲線で実線が引いてありますが、これはどういう違いを表しているのでしょうか。

事務局：これは国指定の範囲と通常の埋蔵文化財包蔵地の範囲を示しています。名称は別にしていないのですけれども、実線が包蔵地、破線が史跡のつもりですが、もう少し工夫してみます。

座員：分かりました。同じ話が 14 頁の図で、こちらは逆に実線と実線が重なっていて概念として a・b・c・d のエリアを示していることは非常に良く分かるのですけれども、敢えて実線で範囲を囲ってしまうよりは一方を破線に変えて引いた方が、行政的にきちんと引いた線ではないので親切だと思います。

事務局：この図も含めまして、先ほどのカラー化は量次第の面はありますが、図などに出来るだけ取り入れて分かりやすくしたいと存じます。

座長代理：つくば市全体の記述と平沢官衙遺跡そのものの発掘調査の記述が行ったり来たりする構成になっていますが、こういうものなのでしょう。こう

いうものならそれで良いのですが少し分かりにくいので。特に最後の社会調査とかは、つくば市の紹介みたいになっていますから要らないのではないかと。

座員：ここは文化庁の意図を汲み取ると、文化財以外のことも盛り込んでほしいのではないのでしょうか。市の概要や観光などを盛り込んでいるのは、そういう意図ではないのかと推測しますが。

事務局：初めて作る保存活用計画ではなくて、一度復元整備をした史跡の再整備はあまり聞いたことが無く先行事例も知らないなので、どこまで文化庁の指針を取り入れるかは苦慮するところで、取り敢えずほぼ全てをだぁ一つと書き込んでいるというのが現状です。

県職員：他の保存活用計画の委員会で毎回話が出ることですが、当該史跡に関する時代の説明は少し厚めに表現した方が良いという意見があります。歴史的調査成果の9頁からほぼ同じ割合で時代毎に均等に述べられており、そのまとめが12頁からの平沢官衙遺跡を厚く書くという流れになっていますが、例えばこの10頁の古代の部分に主に平沢官衙・金田官衙の説明がありまして、ここに、つくば市には同時代の遺跡が多数あると思いますので、奈良・平安時代の集落の位置図のようなものを入れると、この保存活用計画での平沢官衙遺跡の位置付けが高まると思いました。12頁以降に平沢官衙遺跡周辺の歴史的概要が書かれているのですが、ここは近辺の遺跡の時代は関係なく網羅しているような状況ですので、どこか一つでクローズアップされてもよろしいのかなと感じました。

もう一つ、国有地の問題を将来的にはどうするのか。保存活用計画をつくり、そのあと整備基本計画、再整備計画で話が進んでいると思いますが。前回整備の時の所管は現在の財務省ではなく大蔵省で、その許可を得て整備したと思うのですが、今後、この4カ所130㎡の土地の扱いをどのように考えているのかなということも、28頁の4の指定地の状況のところでも国有地が

残っている図もあり、それについての方針に触れた方が良いと思います。

事務局：文化財保護法で規定された自治体の保存活用計画の認定をもらうにはこの国有地の問題を解決しないと出来ないということだったと思うのですが、計画の認定が整備する上での要件そのものではないです。そのため、位置付けをしておいて将来的には恐らく購入するのが一番簡単な解決方法だと思うので、この計画ではその辺りに触れるのかなと考えます。

県職員：分かりました。

(3) 第3章について

(事務局：資料に基づき第3章を説明。)

県職員：本質的価値を有する要素については、最近の県内で作成された計画の傾向はほとんどが一覧表で処理している状況です。追加資料にある例は少し分かりづらいので、最近できました国史跡の資料をお送りするので参考にしてください。どこまで入れるのか、入らない要素は何か、説明板とか駐車場とか色々あると思うのですが、基本は史跡の中にあるもので当時の本質的価値とは少し離れている便益施設みたいなものを入れているケースが多いので、そちらを後でお知らせしたいなと思います。

また、田中座員の資料にありました中台廃寺等を価値に入れるということになると、現時点では史跡範囲外であり、この計画に書くのは史跡の中での本質的な価値という扱いになりますので、書くならば周辺遺跡としての価値を別枠で記載するのが良いのかなと思います。これも同じような参考事例があればお伝えします。

事務局：斉藤先生のお話では基本的には一番の本質的価値は史跡の範囲の中に限った価値ということですね。それで、例えば中台廃寺ですとか平沢古墳群ですとか、平沢官衙遺跡の調査だけでは分からないのだけれども、他の事例と合わせていくとこういうことが見えてくるかもしれないという、そういう

価値というのは。

県職員：分かりやすく言うと、例に示された資料の 112 頁にあるように史跡の本質的価値と密接的に関わる要素という表現で扱われているのですが、現在の史跡の中の物では無いのでそこと密接的に関わっていますよという表記になっていると思います。史跡を構成する要素という指針ですので、現時点での平沢官衙遺跡の史跡としての中の構成要素という風になると隣接地ではあるが中台廃寺等は入らないのかと。

事務局：今の隣接地重視の話と関連して、平沢官衙遺跡は筑波郡役所の正倉域しか見つかってなくて他の郡庁域や厨域が発見されていないため、本当に郡役所の本体なのか別院なのかという問題もありますので、その辺を明確にさせるためにも隣接地の取り扱いを含めていきたいなどは考えています。

事務局：郡庁が見つかれば国指定に追加でしょうね。金田官衙遺跡の場合は近くに九重東岡廃寺というやはり郡寺というような関連する寺院跡が近くにあります。それが金田官衙遺跡として指定に含まれています。ですから同じように中台廃寺を考えるかどうかということと関係しているかと思います。

座員：行政的に位置付けされていないからというのが先ほどからの流れで、価値付けというところで、関連する遺跡として価値を相乗的に高めていることは間違いないと思うので、史跡などの本質的価値に盛り込むのかそれとも別項目を立てるのかという話ですよね。価値としては存在するのは間違いないでしょうし、いわゆる郡寺として埋蔵文化財、正倉域、あるいは古墳群とかと一連と考えて、全体的な価値として書かざるを得ないのでは。

事務局：地権者さんの意見を聞かずに、ここでいきなり指定にしますとも書きにくい状況もあり、密接に関連したものとして捉えておいて、将来的な指定などを含めて検討していくということまで踏み込んで書くかはともかく、現状では切り離しておきたいと思っはいます。

座員：そうすると1から4まではまとめて5・6を別項で立てるのではなく、1から4だけを取り上げるということでしょうか。

事務局：そうですね。

座員：因みに5以降の新たな価値というものは指定時に既に把握されていた事項ですか。それによって新たな価値評価というところになってくるかと思うのですが。例えば平沢古墳群の系譜などは、指定時に既に価値として取り上げられているのでしょうか。

事務局：平沢3号墳の調査は指定後に行われたものでそこで火葬骨壺が出てきたということもありますが、前の整備計画の中でも既に平沢古墳群と至近距離に郡衙があるというのは価値の判断には影響しています。

座員：文化庁の書きぶりの問題で、“指定当時から”という要件を盛りこむかどうかの判断だと考えます。それによって先ほどの書きぶりが後ろの新たな価値評価という項目に盛り込んでも、何ら指定時には把握していなかったという書き方があるかと思います。整備時に分かっていたかどうかというのは別問題で、指定時に分かっていたかどうかという点では書けると思うし、やはり書かない訳にはいかない。この本質的価値のところを書かないとすると、第2節に入れるのか、第3節まで落とし込むと細かくなりすぎるかもしれませんが、かなり重要なことなのでなるべく大きく見える位置に持ってきた方が良いと思います。

事務局：工夫します。

県職員：31頁の新たな価値評価の視点で事務局の方から再整備を行った成果というものを載せたという話だったのですが、基本的には最初に指定された後、全く調査をしていないという所はなくて、例えば保存活用計画を新しく作りますという時には大体の市町村が先に1年かけて測量から始め、その測量成果を載せてこういうことが新たに分かったよということを入れる場合があります。ただ、つくば市はこれを1年で作ってしまおうという話しにな

っていますので、そうなってくると周辺遺跡で発掘調査によってこの平沢官衙と何か関係性が分かったものがあるのかと、そういう価値付けを先ず新たな価値評価の一つに入れるという形がよろしいのかなと。それと先ほど海野先生が言われたように古墳時代の系譜という話を2番目辺りに入れて、最後にこちらの復元建物によって得られた成果ということで載せる形が新たな評価の明示という形では非常に分かりやすいと思います。

座員：そうすると、田中委員の資料1で書かれている遺構との関連が凄く書きやすくなってくるので、他の整理されている本質的な価値1に対して、どの遺構が、というようなことが行政的にも説明がしやすい。

事務局：前の復元整備計画の中でも、整備前の価値判断と整備計画の時に調査成果を活かして見直した価値判断とがあり、加えて今回とがあると思うのですが、文化庁が前の整備計画の時に1回判断していることを新たな価値判断として考えるのか、本質的な価値というのはここにももちろん含まれているということになるのですけれど、どちらになるのか。これは指定時を基準にしてしまうと新たな方に入ってしまうのでは。

県職員：今の話を聞くと、指定時の判断とその後調査があつて、それを踏まえての第1節の本質的な価値が表記されるのかという風に思われます。それで捉えている訳ですからそれを第1節としまして、それ以降のものに関しては第2節というのが。

事務局：整備計画以降ということですね。

座員：むしろ2のところでは既に分かっているならば、それこそ註を付けて前の整備計画の段階でこの価値は追加で守られているということをつけ加えておけばいいのでは。あくまで史跡指定として持っている本来の価値というところとその後という整理をまずしましょう、というところが大事だと思うので、それをどうやって見せていくかというのがその次の視点になるのかと思います。

事務局：そうだと確認ですけれど、指定の昭和 58 年当時から、平成 2 年から 4 年くらいで大々的に確認調査を行って、そこで分かった成果で復元整備計画がまず作られていく。それは指定当時とは別に新しい価値に入れておいた上で、この部分については復元整備計画の際に検討されているというような位置付けになるのか。それとも復元整備計画、平成 2 年からの指定後に行われた調査で分かったことは史跡の本質的価値の方に入れて、平成 13 年までの復元整備の中で価値判断をしたという註を入れていくのか。整備計画までを本質的な価値として、それ以降を新しく分かった価値とした方が書きやすいことは書きやすいですね。

座長代理：前の計画の復元があって、その中で曖昧で、どこまでが前であったというのが分かりづらいので、その点をどこかに入れてもらえると。

座員：多分冒頭だと思います。計画策定の中に入れて、少なくとも計画は既にあるということかと。

事務局：整備基本計画では、本質的価値はどこだ、章として分けろという文化庁のオーダーはその当時は特に無かったので、間に散りばめられて価値判断があるという形かと思うんですけれども。そこで書かれている価値とそこにはない価値を分けて整理していく作業を事務局でしていくということになりますかね。

座長代理：修正したものをもう一回見て、直していくという形で良いのでは。

事務局：そうですね、何回かやりとりさせていただきたいと思います。

座長代理：今の新たな価値というのは、最後の活用の部分の現状みたいなところに入ってくるのかなと思っていて、活用みたいな内容を本質的価値のところに入れると混乱しないかなど。本質的価値というのは史跡としての価値で、それを活用して良かったねというのとは別の話かと思うのですが。

座員：添付資料 113 頁にある、史跡の価値と密接に関わる要素以外の要素とは、おそらく別の部分が入ってくるので。

座長代理：具体的なもの、事項について書くということですね。

座員：整備などについてですね。ソフト面もあれば書き込んでもいいような気がします。

座長代理：ほかはどうでしょうか。

座員：本質的価値の明示1の正倉域の話で、解釈含む研究の側から言うと、突然高床倉庫という単語が出てくるのは、総柱建物だから高床倉庫ではなくて、「倉庫である」というのは炭化米が出ているとか建物配置からわかる、という説明とワンセットだと思います。これがこの平沢官衙遺跡においては、総柱が並んで出てきているという建物配置の特徴から高床倉庫であろうという説明が出てきていて、これが本質にすごく関わってくる話で、ここはもう少し丁寧に、要はいきなり「倉庫です、だから重要なんです」ではなくて、まず総柱でそれが規則的並んでいる、さらに炭化米が出土していることによって倉庫と考えられる、だから平沢官衙遺跡は正倉域として大事である、そういう理屈づけをもう少し丁寧に書くと価値が高まるのでは。

あともう一つ、前の報告書もそうなんですけれど、この遺跡は建物跡というときに“建物跡の遺構”というのは少しどうかと思います。普通は“建物の遺構”ですので。それは連綿と続いているようなので、ここで特段強く申しませんが、説明する時に「跡も遺構だろう」となるので。

事務局：“建物跡”とは書いていますけれど、その後に遺構と続けることは間違いということ。

座員：本質的価値の明示の6のところ、“寺院跡であった”と過去形になっているのはおかしいかと思います。もう一つ、前もあつたんですけど、“登録文化財”は“登録有形文化財”ですよ。

事務局：日向廃寺跡という語句が出てくるのですが、こういう名称で登録してしまったのでそのままになってしまいました。

座員：ここに出てくるのは地域名ではなく、固有名詞ということですね。

事務局：今後どういう整備をしていくかという時、地元としてどうしたいとか、ちょっと不便になっているとか、色々なことで意見いただくことが出てくると思います。

座長代理：意見も出尽くしてきたと思いますので、お気付きの点などがあれば、この後の視察の時にでも話したり、随時事務局に言っていただくということで、これ以上ここで意見が無ければ終了とします。

事務局：本質的価値の部分については意見が多く出たため、もう一回整理して次回の委員会の前に送らせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

屋内会議閉会（午後 3 時 10 分終了）

史跡平沢官衙遺跡保存活用計画策定懇話会 第1回会議

～ 次 第 ～

日時：令和2年（2020年）8月19日（水）午後1時30分～

会場：市出土文化財管理センター、平沢官衙遺跡

1 開会

2 挨拶

3 座長の選出

4 議事

(1) 「史跡平沢官衙遺跡保存活用計画」第1～3章の検討

5 平沢官衙遺跡歴史ひろば現地視察

6 閉会

史跡平沢官衙遺跡保存活用計画策定懇話会 名簿

専門分野	名前	所属
学識経験者 考古学	田中 裕	茨城大学人文社会科学部人間文化学科 教授
学識経験者 文献史学	三谷 芳幸	筑波大学人文社会系 歴史・人類学専攻 准教授
学識経験者 造園学	黒田 乃生	筑波大学芸術系 世界遺産専攻 教授
学識経験者 建築学	海野 聡	東京大学大学院工学系研究科建築学専攻(日本建築史)准教授
地元代表者	桜井 茂	平沢地区区長

4. 各計画の要綱

(1) 史跡等保存活用計画—標準となる構成／作成の留意点—

1. 計画策定の沿革・目的

(1) 計画策定の沿革

- 計画策定の背景・経緯を記述する。

(2) 計画の目的

- 計画の目的を記述する。
- 史跡等の現状・課題等の概略を記述するとともに、それらを改善し適切な保存・活用の方針・方法の策定を目的とする旨を述べる。

(3) 委員会の設置・経緯

- 計画策定のために設置した委員会の名簿、審議経過等の概要を記述する。
 - 委員会の構成は、史跡等の関係分野の専門家、活用に関する助言者、他の機関・部局など、幅広く対象に含めることが望ましい。
 - 状況に応じて、専門家・有識者の委員会とは別に、地域住民の合意形成の場、活用に関わる諸団体との意見交換の場を設置した場合には、それらの開催の経緯についても記述する。

(4) 他の計画との関係

- 総合計画その他の計画（都市計画、まちづくり計画等）との関係を記述する。
 - 本計画を総合計画等の上位計画及び他の土地利用計画等と関連付けることが望ましい。

(5) 計画の実施

- 計画の実施・発効の日付を記述する。

2. 史跡等の概要

(1) 指定に至る経緯

- 指定に至る経緯について記述するとともに、追加指定している場合には、その経緯も記述する。
- 指定から(追加指定を経て)現在に至る経緯を記述する。

(2) 指定の状況

ア. 指定告示

- 指定に係る告示の内容（名称・史跡等の類型・指定年月日・指定基準）を明示する。地籍図・参考図が付されている場合には明示する。
- 追加指定を行った場合には、追加指定に係る告示の内容（追加指定年月日・指定基準）を明示する。

イ. 指定説明文とその範囲

- 指定説明文・指定範囲図等を明示する。(2)アにおいて参考図を図示した場合でも、地形図上に範囲を明示した図をを明示する。
- 追加指定している場合には、追加指定説明文・追加指定範囲図を明示する。

ウ. 指定に至る調査成果

- 指定に先立って実施した調査成果の概要を記述する。
 - 自然的調査の成果
 - 歴史的調査の成果
 - 社会的調査の成果
- 指定後に明らかとなった調査成果がある場合には、その概要を記述する。

エ. 指定地の状況

- 以下の諸点を記述する。
 - 土地等の所有関係、管理者の有無、管理団体の指定等
 - 公有化の経緯

3. 史跡等の本質的価値

(1) 史跡等の本質的価値の明示

- 史跡等の適切な保存活用の原点となるのは、当該史跡等が指定に値する本質的価値とは何かを明確に認識し、関係者間で共通理解とすることである。したがって、指定説明文及び追加指定説明文に立脚しつつ、当該史跡等の本質的価値を総括的に再整理・再確認し明示する。

(2) 新たな価値評価の視点の明示

- 指定当時から相当の時間が経過している場合又は追加指定を行っている場合には、新たな調査成果を踏まえ、価値評価の視点が進化していることも視野に入れ、本質的価値を再整理する。

(3) 構成要素の特定

- 以下の手順の下に史跡等の構成要素を特定し、それらと本質的価値との関係及び個々の規模・形態・性質等の概要を記述する。表を作成して整理することが簡便と考えられる。
 - 本質的価値を構成する諸要素、及びそれらの概要
 - 本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素、及びそれらの概要
 - 指定地の周辺地域を構成する諸要素、及びそれらの概要

4. 現状・課題

(1) 保存（保存管理）

- 以下の項目について、保存（保存管理）の現状・課題を記述する。
 - 指定地の全体
 - 個々の構成要素（3(3)で作成した表に新たに欄を追加して記述することが簡便である。）

(2) 活用

- 以下の項目について、活用の現状・課題を記述する。
 - 指定地の全体
 - 個々の構成要素（3(3)で作成した表に新たに欄を追加して記述することが簡便である。）

(3) 整備

- 以下の項目について、整備（保存のための復旧（復旧（修理））、公開活用のための施設整備）の現状・課題を記述する。
 - 指定地の全体
 - 個々の構成要素（3(3)で作成した表に新たに欄を追加して記述することが簡便である。）

(4) 運営・体制の整備

- 以下の項目について、史跡等の保存活用事業のための運営（進め方）・体制の現状・課題を記述する。
 - 保存活用事業を運営する上での体制（人員・組織）の在り方
 - 同一地方公共団体の内部における保存活用事業の運営（進め方）等に係る意思疎通・情報共有の方法
 - 保存活用事業の運営（進め方）等に関する他の機関・組織との意思疎通・情報共有の方法

第1章 計画策定の沿革・目的

第1節 計画策定の沿革

茨城県つくば市の北部に位置する平沢官衙遺跡（以下本遺跡とも記す）は、古代律令制下の常陸国筑波郡衙正倉院域に比定される遺跡である。昭和50年（1975年）から県営住宅団地建設に先立って実施された発掘調査により、官衙的色彩の強い遺構群が確認され世に知られることとなり、保存運動の結果、昭和55年（1980年）12月24日付で国の史跡指定を受けた（当時は茨城県筑波郡筑波町）。旧筑波町は翌55、56年（1980、81年）度に指定地を買収、57年（1982年）度には古代郡衙の復元整備事業を計画したが実現には至らなかった。その後、つくば市誕生後の平成4年（1992年）度から本格的に事業が開始されることとなった。5・6年（1993・94年）度に範囲及び遺構確認のための面的な発掘調査を実施、8年（1996年）度に全体基本計画、9年（1997年）度に立体復元建物基本設計を作成し、14年（2002年）度までの6年で復元整備工事を行った（調査、整備とも指導委員会を組織）。15年（2003年）4月「平沢官衙遺跡歴史ひろば」として開園した。

開園時に年間2万4千人弱だった入場者数は、年度毎には増減を繰り返しながらもほぼ倍増し、現在は年間5万人前後が訪れる史跡公園となっている。しかし、ここ数年は頭打ちの状況であり、さらなる増加を図らなければならない。それとともに、復元建物や柱表示建物等の施設では老朽化が顕著となっており、今すぐにも修復に着手せねばならない状況になっている。

第2節 計画の目的

関東平野の北東部にそびえる筑波山（標高877m）の南麓に広がるつくば市は、国家プロジェクトで建設された筑波研究学園都市で知られ、平成17年（2005年）のつくばエクスプレス開業による発展も加わり、人口増加が進む都市である。その研究学園都市も昭和38年（1963年）の閣議了解、7年後の建設開始から50年以上経過し、周辺の伝統ある集落とともにつくば市の歴史そのものになっていると言える。昭和62・63年（1987・1988年）と平成14年（2002年）に計6町村が合併したおおよそ南北30km（東京23区とほぼ同じ）・東西15km、面積約284km²の現在のつくば市には、旧石器時代以来約4万年の人々の生活の数多く痕跡が残されている。市内に所在する国・県・市の指定文化財件数は、国7件、県29件、市83件の計119件で、さらに国の登録文化財6か所23件、埋蔵文化財包蔵地627か所、市の認定地域文化財1件もあり、つくば市のみならず、県や国を代表するような物件も多い。また、市の文化財や歴史を物語る資料館は5小規模館がある。

つくば市の人口は、筑波研究学園都市の総合起工式が行われた翌年、昭和45年（1970年）の常住人口が78,110人だったのに対し、令和元年（2019年）には240,987人と50年近い間にほぼ3倍に増えており（『統計つくば』令和元年度版。各年10月1日現在）、市外からの移住者が多いのがつくば市の特徴の一つである。そのような方々とともに市民全体で、つくばの歴史や文化財を知り、残していくことは非常に重要である（つくば市が積極的に取り組んでおりSDGsの11番目の目標「住み続けられるまちづくりを」の中の

ターゲット4が「世界の文化遺産および自然遺産の保全・開発制限取り組みを強化する」となっている)。そしてそのアイデンティティとなるべき一つが文化財と考えられ、その中心として先導してきているのが平沢官衙遺跡での保存・整備・活用の取り組みであるが、近年では復元建物の経年劣化等により活用に支障が生じている。

これまでつくば市には、大規模主要事業として国指定史跡毎に個別に策定した保存・復元等の計画類はあったものの、つくば市の文化財保護行政が抱える様々な課題を抽出し対応を図る文化財保護行政全体の基本計画はなかった。そのため、個別計画として実施してきた平沢官衙遺跡に続き小田城跡の復元整備事業が平成28年(2016年)度に終了し、大規模事業が一段落したことを受け、今後それらの維持管理も含め、全体的に現状と課題を整理し今後の指針となる基本的な方針を定めた保存・活用計画を策定する必要性から、平成31年(2019年)3月に『つくば市文化財保存活用計画』(以下、『保存活用計画』と記す場合がある)を策定した。そして当然のことながら、この計画において、平沢官衙遺跡歴史ひろばの復元建物等の修復はできるだけ早くに着手する取組として挙げられている。

以上のような経緯を受け、現状での平沢官衙遺跡の状況を整理した上で、今後の保存や再整備を含む維持管理、活用の基本方針を定める『平沢官衙遺跡保存活用計画』(以下、本計画と記す場合がある)を策定するものである。

第3節 委員会の設置・経緯

本計画の策定において、「史跡平沢官衙遺跡保存活用計画策定懇話会開催要項」に基づいて、史跡平沢官衙遺跡保存活用計画策定懇話会を開催した。策定懇話会は考古学、文献史学、建築学、庭園学の学識経験者とともに、地元平沢地区区長で組織し、文化庁記念物課、県教育庁総務企画部文化課の指導・助言を得た。事務局は市教育局文化財課で担当した。

令和2年(2020年)

8月 第1回策定委員会実施

- ・ 現地の状況確認
- ・ 史跡の概要・本質的価値について

10月 第2回策定委員会実施

- ・ 保存管理方法
- ・ 活用方法

12月 第3回策定委員会実施

- ・ 整備計画
- ・ 行動計画

令和3年(2021年)

1月 文化庁協議

2月 第4回策定委員会実施

・修正のとりまとめ、最終確認

○史跡平沢官衙遺跡保存活用計画策定委員会名簿

学識経験者（考古学）	田中 裕	茨城大学人文社会科学部人間文化学科	教授
学識経験者（文献史学）	三谷芳幸	筑波大学人文社会系歴史・人類学専攻	准教授
学識経験者（造園学）	黒田乃生	筑波大学芸術系 世界遺産専攻	教授
学識経験者（建築学）	海野 聡	東京大学大学院工学系研究科建築学専攻	准教授
地元代表	桜井 茂	平沢地区区長	
指導・助言	浅野啓介	文化庁記念物課調査官	
	齋藤和浩	茨城県教育庁総務企画部文化課文化財保護主事	

第4節 他の計画との関係

1 本計画の位置付け

つくば市では、目指すまちの姿やその実現のための基本的な方針等を示した『つくば市未来構想』と、市の主要な施策等を示した『つくば市戦略プラン』に基づきまちづくりを行っている。これらに加え、市の教育に関しては、『市教育振興プラン』がすでに策定されており、これらを上位計画に位置付けて『市文化財保存活用計画』が策定されている。また、つくば市の基本計画類のうち、文化財保護部局との検討を経て部局が策定した文化財の保存・活用に関連している『環境基本計画』、『景観計画』、『生涯学習推進基本計画』、『緑の基本計画』、『観光基本計画』、『文化芸術推進基本計画』などが『保存活用計画』と並立し連携する計画とした。さらに、『保存活用計画』に基づいて『国史跡小田城跡保存管理計画』、『国史跡小田城跡復元整備基本計画』などの個別計画を位置付けており（『国史跡平沢官衙遺跡復原整備基本計画』は既に終了）、本『平沢官衙遺跡保存活用計画』もここに含まれるものである。

各種計画の相関図

2 関連基本計画類概要

市の諸計画に盛込まれる文化財保護行政は、以下のとおり多岐にわたる。

(1) 上位計画

①『つくば市未来構想』（令和2年（2020年）3月）

21世紀半ばまでを計画期間とした市のまちづくりにおける基本的な指針。「魅力をみんなで創るまち」の中で、「つくばの資産と新たなセンスが融合することで新しい魅力が創り出される」とされ、「つくばの資産」の中には、豊かな自然環境、歴史と文化等が含まれている。

②『つくば市戦略プラン』（令和2年（2020年）3月）

効果的・効率的に「つくば市未来構想」に掲げられた未来の都市像実現に向け取り組むために策定され、戦略的・計画的に施策を展開している。基本施策I-2「資源をみがき、魅力あふれるまちをつくる」の中の個別施策I-2-③「文化芸術の推進及び文化財保存と活用」の主要プロジェクト中で、「史跡の保存活用計画を策定し、平沢官衙遺跡の再整備をする」と述べられている。

③『第2期つくば市教育振興プラン』（平成28年（2016年）8月）

「未来をひらく、やさしく、しなやかで、たくましい 幼児・児童・生徒の育成」を基本理念として、「夢・感動のある楽しい学校」の創造を目指すために策定された。基本方針2「豊かな心と健やかな体を育む」の施策1「豊かな心を育む教育の充実」の中で、「伝統・文化等に触れる教育の推進」が謳われている。

(2) 連携する計画

①『第2次つくば市環境基本計画』（平成22年（2010年）4月）

つくば市環境基本条例に規定する基本理念の実現に向けて、市の環境行政を総合的かつ計画的に推進するために策定された。計画の基本的事項において、取り組むべき環境の項目「くらし」の中に施策3「歴史的環境・景観の保全と創造」とあり、文化財の保護・景観の保全に努めることなどが述べられている。

②『つくば市景観計画（第1回変更）』（平成24年（2012年）6月）

つくば市景観計画では、良好な景観形成に関する方針、良好な景観形成のための行為の制限に関する事項などを定めており、建築物等の良好な景観形成を誘導する。つくば市の景観特性と景観構造として、「歴史的な文化財が作り出す文化的景観、魅力ある商店街の既成市街地の景観など、特徴的な景観も形成されている」と記述されている。

③『第2次つくば市生涯学習推進基本計画』（平成28年（2016年）1月）

生涯学習関連事業を体系的かつ効率よく推進するため策定された。生涯学習関連施設として、文化財展示施設類の小田城跡（当時未完成）を除いた4館が挙げられている。また、施策の柱4「絆づくりと地域づくりに向けた学習機会の提供」において、文化財保護や歴史・文化の継承などを通じて、人と人、地域と地域が結びつき、ともに成長していけるような学習機会の提供を進めます」とある。

④『つくば市都市マスタープラン2015』（平成28年（2016年）1月）

つくば市における各種の都市計画を定めていくための指針となるもの。まちづくりの目標1「豊かな自然・農村・文化・街並みを守り、引き継いでいくまち」とあり、古くから培われてきた歴史・文化と研究学園地区が織りなすつくばの特徴ある街並みは将来

にわたって守り引き継いでいくべき貴重な資産であると述べられている。目標2「地域文化・科学技術をいかし、世界に貢献する、活力あるまち」とあり、筑波山、小田城跡、農村集落等が生むつくば独自の地域文化や研究機関の集積などつくばならではの資源を最大限にいかし、新たな産業の振興を推進すると述べられている。

⑤『つくば市緑の基本計画（改訂版）』（平成28年（2016年）3月）

つくば市が長期的な視点から定める緑とオープンスペースに関する総合的な計画。都市公園以外の公園緑地の一つとして、史跡が17件（天然記念物含め緑として捉えられるもの）挙げられている。また、これまでの主な緑の推進施策の実施状況の中に、つくばライフを楽しむ緑の拠点づくりとして小田城跡の整備、新たに整備する緑の拠点として金田官衙遺跡を含むオープンスペースの整備が挙げられている。

⑥『第2次つくば市観光基本計画』（平成29年（2017年）3月）

つくば市の観光分野の大きな方向性を示し、施策を展開している。計画の基本理念である「つくば市の資源をいかし、世界を魅了するまちへ」の資源の中には歴史と文化も含まれており、基本方針には「自然・科学・歴史をいかした観光プログラムづくり」とある。主な取組として自然環境をいかした観光プログラムの推進とあり、具体的には小田城歴史ひろば等を活用した観光ルートの開発などが挙げられている。

⑦『つくば市文化芸術推進基本計画』（平成31年（2019年）3月策定）

つくば市の文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため策定。計画の基本的方向の1つとして「多様な文化と伝統が調和するまちつくば」を掲げ、この基本施策として「地域に根付いた伝統の継承・発展」をあげている。ここでは、「つくばに根付く歴史的、芸術的、学術的な魅力・価値を有する有形・無形の文化財等、地域の貴重な文化資源を保存、継承」とともに、「観光資源としても活用していく」と述べられている。

第5節 計画の実施

本計画は、令和3年（2021年）3月に策定し、同年4月から実施する。

今後、史跡内及び周辺において新たに生じた事態への対応や、本市が実施する史跡整備などについては、本計画に基づいて実施していく。また、史跡の価値などを広く周知していくため、保存・活用等を着実に進めていく。

本計画に基づく実施状況・効果については、定期的に点検・評価を実施し進捗評価を行うと共に、広く意見を聴取し、必要性が生じた場合には、計画内容などの修正を行う。

第2章 史跡平沢官衙遺跡の概要

第1節 指定に至る経緯

平沢官衙遺跡は昭和50年(1975年)から52年(1977年)にかけて行われた県営住宅建設に伴う記録保存を目的とする発掘調査で発見された遺跡である。第1次調査で、官衙的な色彩の強い遺構群が検出されたことから、51年(1976年)「平沢遺跡を守る会」が結成され、署名運動など保存運動が開始された。その後も全3次に渡る発掘調査が行われ、それに伴い保存運動が盛り上がった結果、53年(1978年)に筑波町長が平沢遺跡の保存を表明、国指定史跡申請書提出に至った。その後、昭和55年(1980年)12月24日付で国の史跡に指定され保存されることが決定した。

第2節 指定の状況

1 指定告示

名称：平沢官衙遺跡

指定基準：特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準 史跡

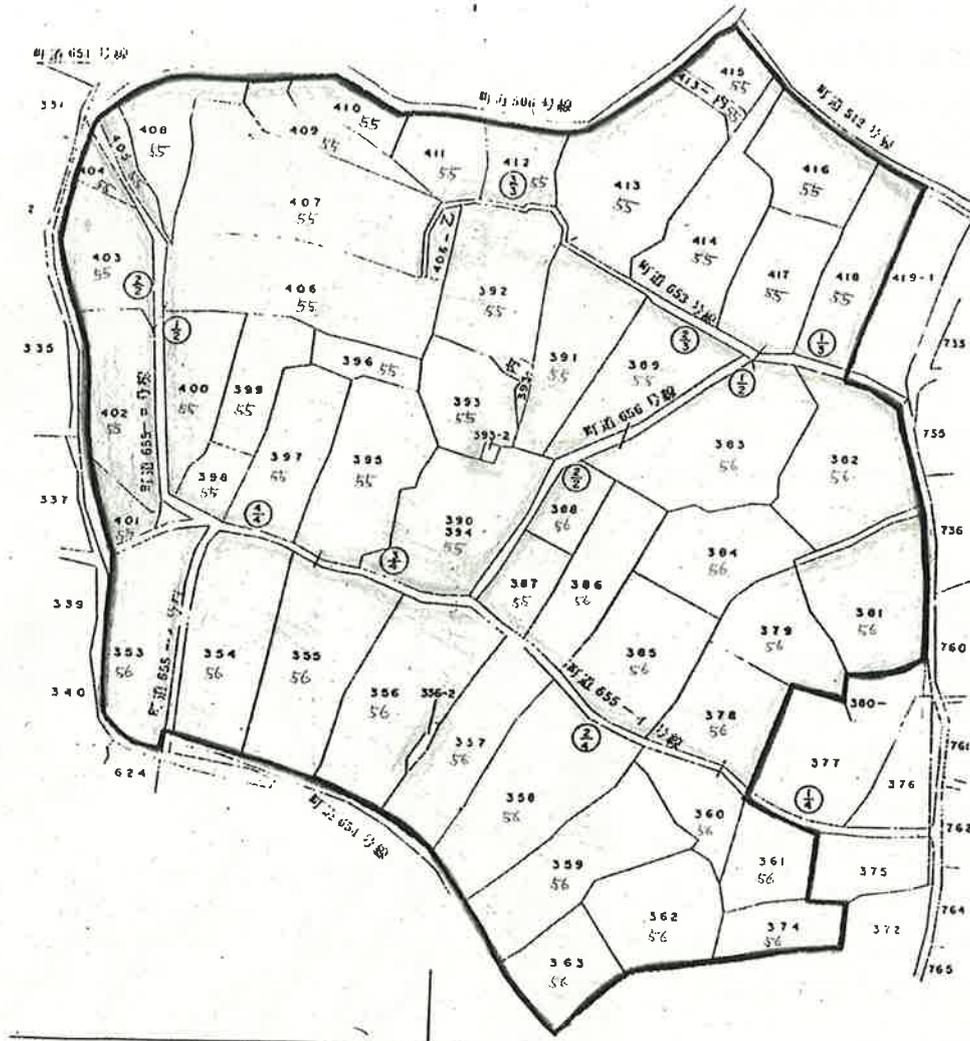
官報告示：昭和55年12月4日付け文部省告示第173号

2 指定説明文とその範囲

平沢官衙遺跡は、筑波山の南方の台地に所在する地方官衙遺跡であり、瓦・土器等の出土品により、奈良時代から平安時代に属するものと考えられる。規則的に配置された掘立柱建物群、礎石群、竪穴式住居跡及びそれらを取り囲む大溝の遺構が発掘調査により確認されている。遺構の規模・配置及びこの地域の歴史的位置付けから郡の正倉と推定され、地方官衙の代表的な遺跡として重要である。

(所在地) 茨城県筑波郡筑波町大字平沢字平

(地番) 353番、353番1、354番、355番、356番、356番2、357番、358番、359番、360番、361番、362番、363番、374番、375番3のうち実測287.68㎡、378番、381番1、382番、382番1、383番、384番、385番、386番、387番、388番、389番、389番1390・394番(合併)、391番、392番、393番、393番2、395番、396番、397番、398番、399番、400番、400番1、401番、401番2、402番、403番、404番、405番、406番、乙406番、407番、408番、409番、410番、411番、412番、413番、414番、415番、416番、417番、418番



3 調査の成果

(1) 自然的調査の成果

1) 位置と地勢

つくば市は、茨城県の南西部に位置し、茨城県の県庁所在地水戸市から南西に約 50km、首都東京からも北東に約 50km の距離に位置しており、面積は 283.72 km² は県内で 4 番目の広さになる。北に関東の名峰筑波山を擁し、東方にはわが国第 2 位の面積を有する霞ヶ浦を控え、あわせて水郷筑波国定公園に指定されている。また、筑波山地域を除く市域の大部分は、筑波・稲敷台地と呼ばれる標高 20~30m の関東ローム層に覆われた平坦な地形であり、南北に流れる小貝川、桜川、谷田川、西谷田川などの河川は、周辺の平地林、畑地あるいは水田等と一体となって落ち着いた田園風を醸し出している。

2) 気候

気候は、年間平均気温が 14.9 度であり、年間降雨量は、1,407.0mm となっている(平成 28 年度)。また、降雪は年に 2~3 回程度で、特に冬季に吹く「筑波おろし」と

呼ばれる乾いた冷たい風は、筑波山南部地域の特徴である。

3) つくば市の地形

○筑波山地域

標高 877m の筑波山を最高点に、400~300mの尾根が屈曲しながら南北・東西にのびている。平沢山地の雲母片岩は古代から石材として利用され、古墳の石棺・石室や中・近世の板碑として使われた。また、小田から東部の山地で産出する花崗岩は中世の石塔等に利用された。

○桜川と桜川低地

桜川市に源流がある桜川は、つくば市内を流れて霞ヶ浦に注いでいる。川沿いの桜川低地の標高は2~20mで、広大な低地は約3~2万年前までここを流れていた古鬼怒川がつくりだした谷に由来している。

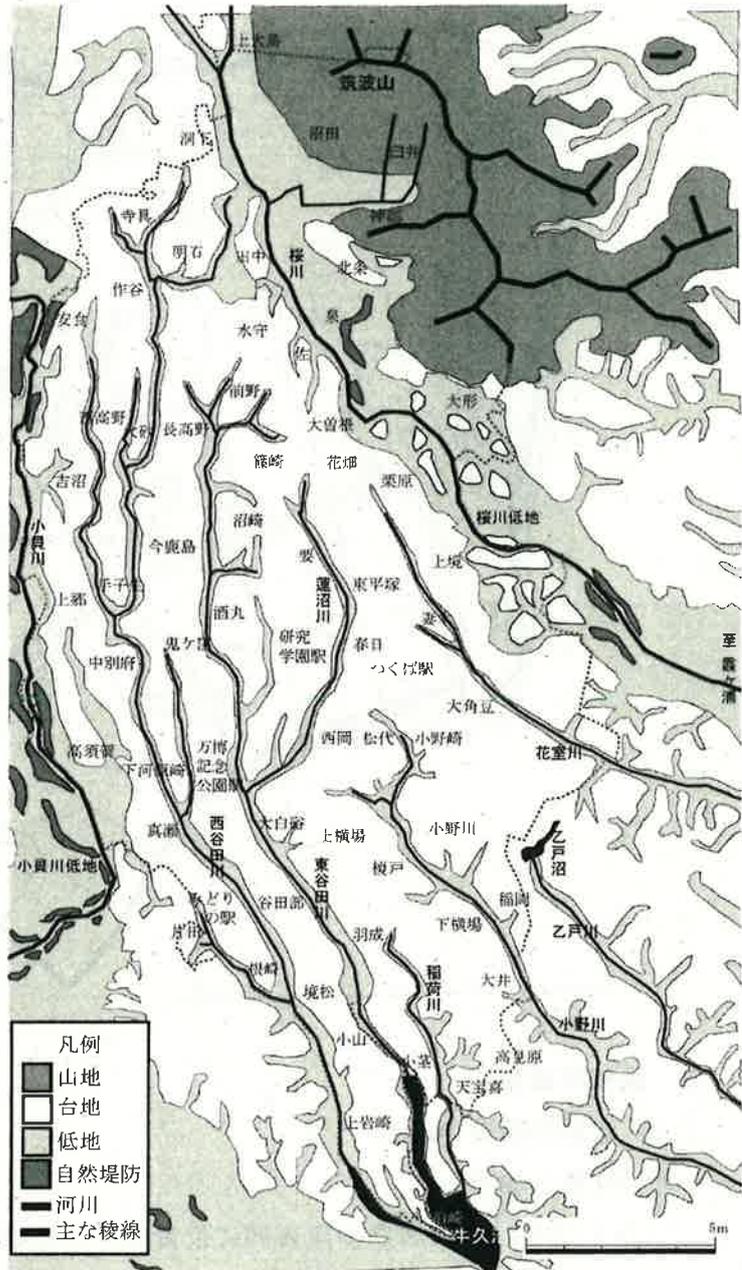
○小貝川と川沿いの低地

栃木県那須烏山市に源流がある小貝川は、末流は利根川に合流する。低地の標高は10m前後である。小貝川は過去に何度も流れを変えていて、川沿いの低地には旧河道やそれにより形成された自然堤防が散在している。

○筑波・稲敷台地

標高 30m 前後の台地の上には赤土と呼ばれる関東ローム層が堆積している。河川や谷に面する台地上には、遺跡が多く分布している。

また、台地の間を流れる河川は、霞ヶ浦や牛久沼に注いでいる。これらの河川流域の低地の標高は5~25mであり、河川にはそれにつながる小支谷が樹枝状に入り込んでいる。この小支谷の一部は古くから水田に利用されてきたと考えられる。



(2) 歴史的調査の成果

1) つくば市の歴史的な概要

○原始

旧石器時代…土器が作られ始める前の時代を旧石器時代という。約4万年前頃には、日本列島に広く人が暮らし始め、市内でも東岡中原遺跡、下河原崎谷中台遺跡、手代木田向西遺跡など、多くの遺跡が見つまっている。当時は氷河期とも呼ばれるように、気候が寒冷で、地形や植生も現在と大きく異なっていた。花室川では、ナウマンゾウなどの大型獣の化石も多く見つまっている。人々は家族を中心とした集団で移動生活をしながら、狩りや木の実などを採って暮らしていた。

縄文時代…1万2千年前頃、日本列島では土器が作られ始め、やがて定住生活が始まった。人々はムラを築き、狩りや木の実などの採集、漁撈や簡単な栽培などをしながら暮らしていた。この時代を縄文時代という。市内でも北条中台遺跡、下広岡遺跡、根崎遺跡等、多くの遺跡がある。また、上境旭台貝塚や境松貝塚等、大きな河川の沿岸では貝塚も多く見つかり、現在よりも暖かく、海水面が高かった当時の環境を知らせてくれる。当時の人々は広く交易を行っていたようで、遺跡からは黒曜石やヒスイ、アスファルトなど、遠方からの品々も見つまっている。

弥生時代…紀元前4世紀頃、日本列島に稲作が伝わって社会のしくみが変わり、支配者(豪族)が現われ、小さな国々が生まれて、さらに連合していった。この時代を弥生時代という。つくば市域は茨城県内他地域と同様に、見つまっている遺跡が少なく、それらのほとんどが後半頃の水守遺跡や玉取向山遺跡等の集落跡です。弥生時代の終わり頃になると、人々の移動が活発になったようで、苜間六十目遺跡のように、南関東地方の特徴を持つ土器が見つかることもある。

古墳時代…3世紀後半には近畿地方に大和政権が生まれ、全国で王や豪族の墓である古墳が造られるようになった。この時代を古墳時代という。つくば市域には400基以上の古墳があ



ナウマンゾウ下顎骨



市内出土縄文土器



市内出土弥生土器



県指定史跡八幡塚古墳

るが、沼田八幡塚古墳等の大型の古墳は筑波山麓と桜川下流域に多く分布している。これらの地域には豪族がいたと考えられ、梶内山遺跡ではその館跡も見つかっている。集落跡の数も増え、特に後半には上野古屋敷遺跡や島名熊の山遺跡等の、大きな集落跡も現れた。渡来人が広めたカマド、ロクロや窯、騎馬の風習なども伝わった。

○古代

7世紀以降、中国の制度を手本として、天皇を中心とする律令にもとづく国づくりが進み、完成した。この飛鳥時代、奈良時代、平安時代を古代という。地方制度も定められ、全国は約60の国に分けられ、国はさらに郡に分けられて郡には役所(郡衙[ぐんが]・郡家[ぐうけ])が置かれ、郷や里とよばれた複数のムラを治めていた。つくば市域は北半が筑波郡に、南半が河内郡に含まれ、平沢官衙遺跡は筑波郡の、金田官衙遺跡は河内郡の郡役所と考えられ、周辺地域は都からの文物がいち早く伝わる中心地となっていた。同一自治体内に郡の役所跡が2か所存在し、ともに国指定史跡となっている例は全国でも他に見られない。また、島名熊の山遺跡は、この頃の県内で最大級の集落跡で、古代島名郷の中心的な集落跡と考えられる。平安時代の中頃、9世紀後半になると律令政治がくずれ始め、10世紀には武士が力を持つようになった。平将門の乱をおさめた平貞盛は都へ出て清盛などの祖となり、貞盛の弟繁盛の子孫は常陸平氏の本宗家である多気氏として、水守や北条に拠点置いて栄えた。

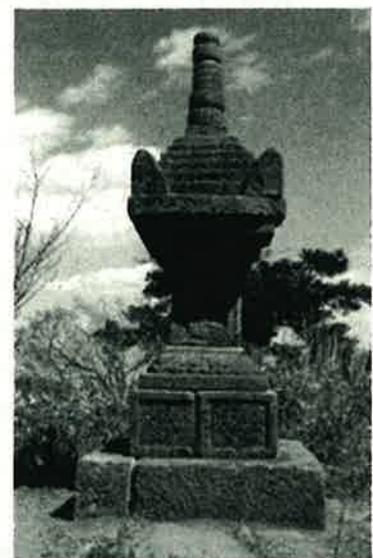
○中世

平安時代の終わり頃から戦国時代までの、武家である将軍が荘園等の領地を各地の領主に分配し、各地の領主を通じて全国を治めていた時代を中世という。鎌倉時代には、源頼朝の重臣であった八田知家が常陸国の守護になり、多気氏を追い落として力を持った。知家の子孫は小田城に館を構え、小田氏を名乗った。また、小田の宝篋山麓には真言律宗の高僧忍性が10年間関東布教の拠点とし、小田は常陸国屈指の中心地として繁栄し、律宗系石工による優れた花崗岩製の石造物が作られた。小田氏は、南北朝の争乱等の数々の権力争いや戦乱に巻き込まれながらも、戦国時代まで茨城県南部で勢力を保ち続けた。しかし、16世紀後半になると、上杉氏や後北条氏らによる関東地方をめぐる争いの中で、佐竹氏らに小田城を奪われてしまった。市内には、このような動きを示す館跡や城跡などが数多く残っている。

○近世



東岡中原遺跡出土墨書土



県指定文化財宝篋印塔

戦国時代に中世の秩序が崩壊した後、織田信長や豊臣秀吉の天下統一を経て、徳川幕府が強力な幕藩体制を築いて全国を支配した、安土・桃山時代から江戸時代までを、近世という。江戸時代、江戸から近かったつくば市域は、その多くが幕府や旗本の領地となったが、谷田部地区の大半は谷田部藩領として、栃木県茂木町などの領地とともに、外様大名である細川氏が治め、現在にもつながる谷田部のまちづくりや、街道整備等を行った。また、江戸時代には水運や街道が整備されて交通が発達したが、特に幕府代官により利根川と鬼怒川を繋げる大工事が行われ、治水・利水の整備が進められた小貝川は水運・利水の両面で重要性が増し、小貝川に沿った吉沼や上郷、真瀬等の村は、町場として発展した。江戸時代後半には、安定した社会の中で庶民にまで文化が広がり、つくば市域でも長島尉信、広瀬周伯・周度、飯塚伊賀七などの学者が活躍した。筑波山はこの頃神仏習合の寺院・神社であり、江戸の鬼門封じとして徳川家光により整備がなされ、門前町はおおいにぎわった。

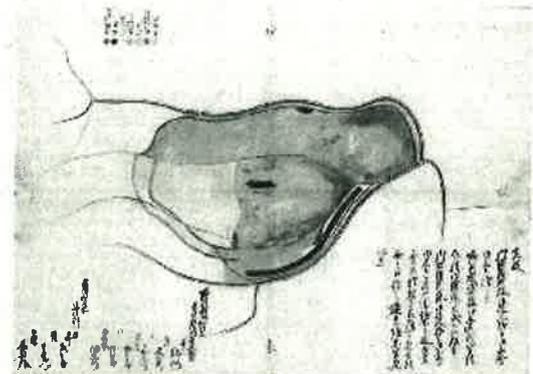
○近代

明治新政府による治世の始まりから、第二次世界大戦が終結するまでを近代という。つくば市域は明治4年(1871年)の廃藩置県後、複雑な変遷の末、明治8年(1875年)に茨城県に統合されたが、新政府樹立から廃藩置県までの4年間、東関東各地の幕府領を管轄する若森県が設けられ、県庁が若森に置かれた。さらに明治から大正にかけては各地に鉄道が敷かれ、大正7年(1918年)には筑波鉄道が開通した。また、大正9年(1920年)には館野に国の研究機関である高層気象台が設置され、現在に繋がっている。昭和になり中国での戦争が拡大すると、筑波山周辺に軍の航空基地・飛行場などが多く建設され、つくば市域にも観音台に海軍の谷田部航空基地、西高野・作谷・安食に陸軍の西筑波飛行場が作られた。

○現代

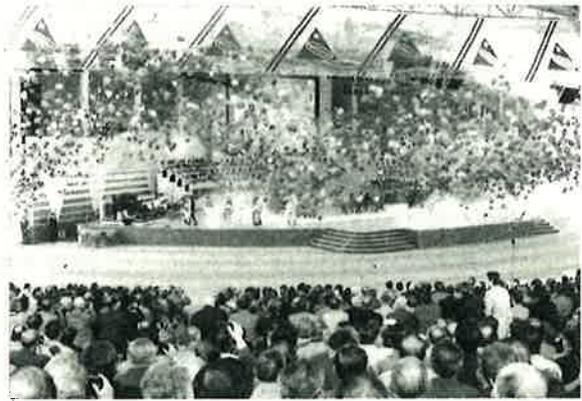


江戸末期市内領域図



若森県庁絵図

昭和 20 年 (1945 年) の太平洋戦争終戦後、民主制度の諸改革がなされた。昭和 30 年 (1955 年) 前後の町村合併ではつくば市域の 3 町 17 村が 6 町村となった。昭和 38 年 (1963 年) の閣議了解、昭和 45 年 (1970 年) の筑波研究学園都市建設法の成立を経て、筑波大学や多くの研究機関が集まる研究学園都市の建設が始まった。科学の街となった「つくば」では、昭和 60 年 (1985 年)



科学万博開会式

には国際科学技術博覧会 (つくば万博) が開催された。昭和 62 年 (1987 年) には大穂町・豊里町・谷田部町・桜村が合併し、つくば市が誕生した。翌年には筑波町を編入、平成 14 年 (2002 年) に茎崎町が加わって、現在のつくば市となった。平成 17 年 (2005 年) にはつくばエクスプレスが開通、沿線開発の進行により都市として一層発展をしている。

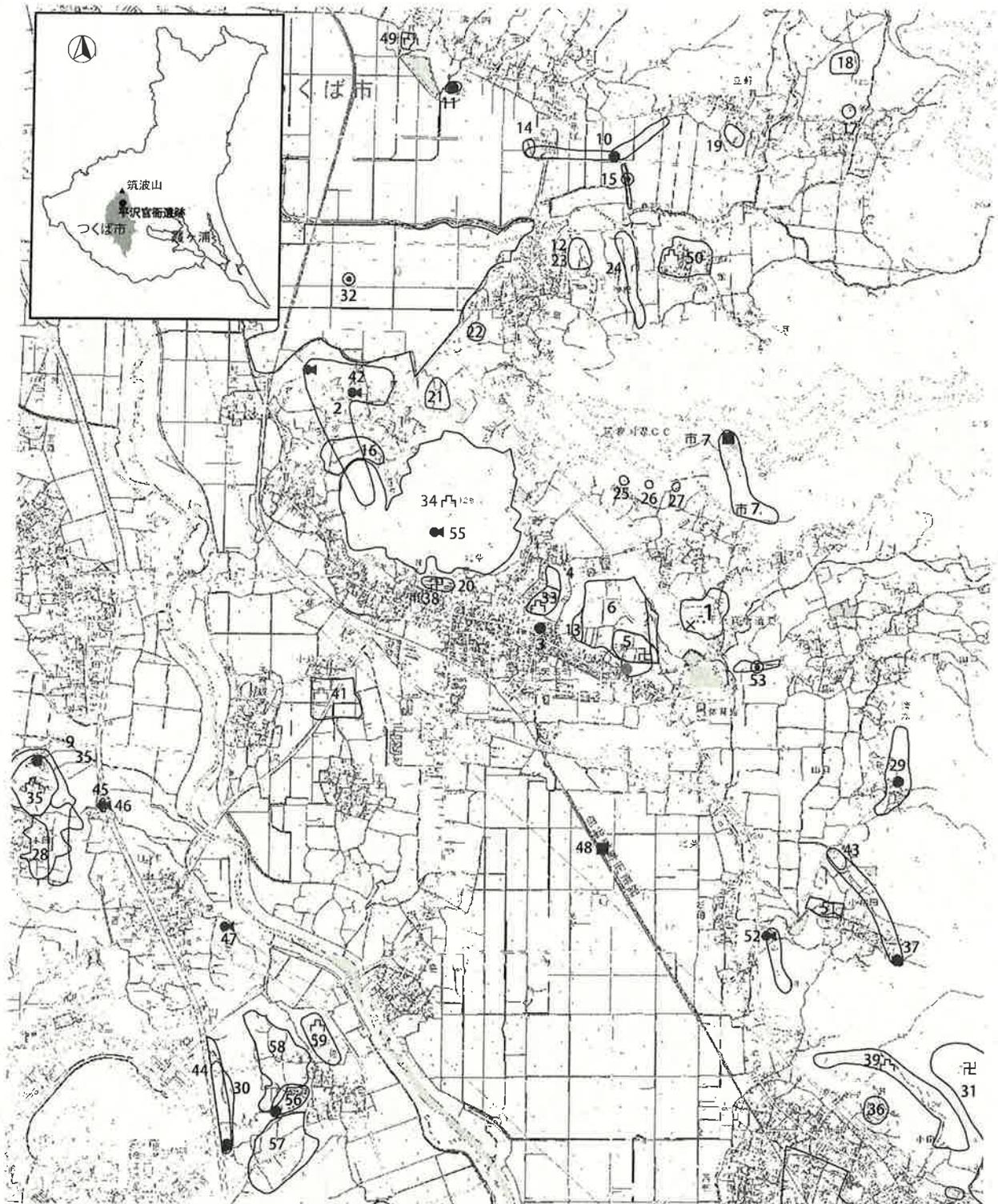
2) 平沢官衙遺跡周辺の歴史的概要

本遺跡の周辺は市内でも有数の遺跡や文化財の密集地である。筑波山南麓に位置するこの地域は、筑波郡の郡衙正倉域である本史跡を中心に、筑波郡司と関係すると思われる平沢古墳群や、郡庁域の候補地の一つとされている平沢地区 (a)、北条中台古墳群、北条中台遺跡、北条中台廃寺などの古墳群や集落跡があり、やはり郡庁域の候補地とされている中台地区 (b)、条里遺構や小堤の遺構が残る山口地区 (c)、平安時代から中世初期に、常陸平氏の本宗である多気氏の本拠地があった北条地区 (d) など、古代から中世初期の中心地であった。その後は、南 3 km に位置する小田城跡を拠点に、小田氏が広く県南地域に影響を及ぼすが、戦国時代には北条地区に多気山城が築かれるなど重要拠点であった。北条地区は、近世にはこの地域最大の在郷町として、筑波山に上る筑波道の出発点ともなっていた。その後も北条地区は旧筑波地域の中心として筑波線が通り、旧筑波町役場が置かれるなど、この地域の中心として栄えた。以下、地区ごとに分けて遺跡や文化財、また古代の筑波郡 (e) について記述する。

(a) 平沢地区

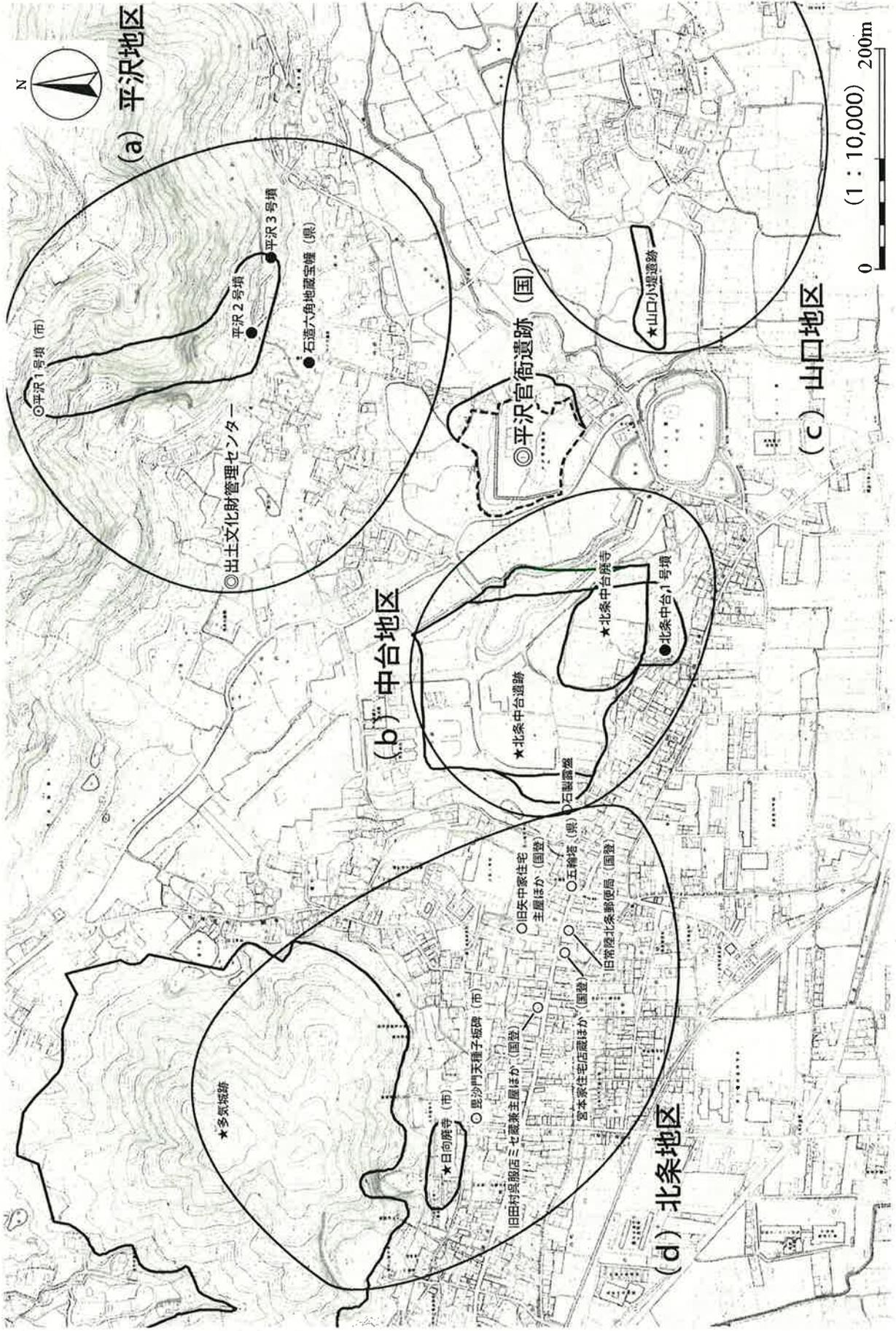
○平沢古墳群

平沢官衙遺跡北方 500m の小丘陵斜面には、横穴式石室をもつ平沢古墳群 5 基が位置している。1 号墳の佐都ヶ岩屋古墳は市指定史跡で、東西 35m、南北 25m の方墳である。主体部は雲母片岩の巨大な板石で、全長 7.7m、最大幅 5.4m の T 字型平面の横穴式石室を造っている。また、3 号墳では、側壁倒壊に伴って平成 19 年 (2007 年) に修理と一部発掘調査を行い、直径 19m の円墳と判明した。石室の前面からは、古墳にかかわる鉄鏃や須恵器の長頸瓶のほか、8 世紀頃の火葬墓に伴う須恵器の壺と蓋に使われた坏が出土している。これらの構築時期は、石室の構築方法や出土遺物から 7 世紀中頃と考えられ、筑波国造や平沢官衙との関係が注目される。また、3 号墳火葬墓の追加も、筑波郡司との関係が想定される。



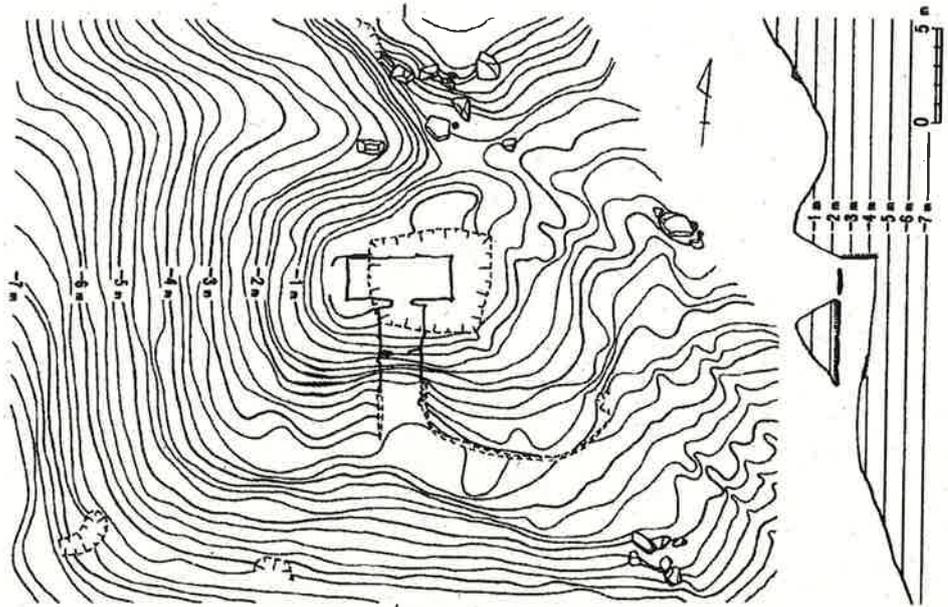
遺跡名

- 1 平沢官衙遺跡 2 漆所古墳群 3 北条八坂神社古墳 4 北条小学校遺跡 5 北条中台廃寺 6 北条中台古墳群 7 平沢古墳群 8 小田城跡 9 水守古墳群 10 白井古墳群
 11 白井燧ヶ池古墳群 12 神郡遺跡 13 北条中台遺跡 14 白井遺跡 15 白井十三塚遺跡
 16 漆所上ノ台遺跡 17 白井六所遺跡 18 白井裳萩津遺跡 19 白井立野遺跡 20 北条御陣屋遺跡
 21 漆所姫の宮遺跡 22 神郡宮の前遺跡 23 神郡田井遺跡 24 神郡館遺跡 25 平沢ハザマ遺跡
 26 平沢山下遺跡 27 平沢西遺跡 28 水守遺跡 29 山口古墳群 30 山木古墳群
 31 尼寺入廃寺 32 神郡条里遺跡 33 北条城跡 34 多気城跡 35 水守城跡 36 小田田向遺跡
 37 小和田古墳群 38 北条日向遺跡 39 前山城跡 40 小田小田橋遺跡 41 小泉館跡
 42 漆所大塚山古墳 43 小和田屋敷遺跡 44 山木原遺跡 45 山木古墳 46 山木舩田遺跡
 47 山木坊ノ下古墳 48 北条大塚遺跡 49 沼田竜替遺跡 50 館城跡 51 小和田台城跡
 52 甲山古墳群 53 山口小堤遺跡 54 小田台見世屋遺跡 55 北条城山古墳群
 56 佐古墳群 57 佐遺跡 58 佐鴻巣遺跡 59 佐城跡

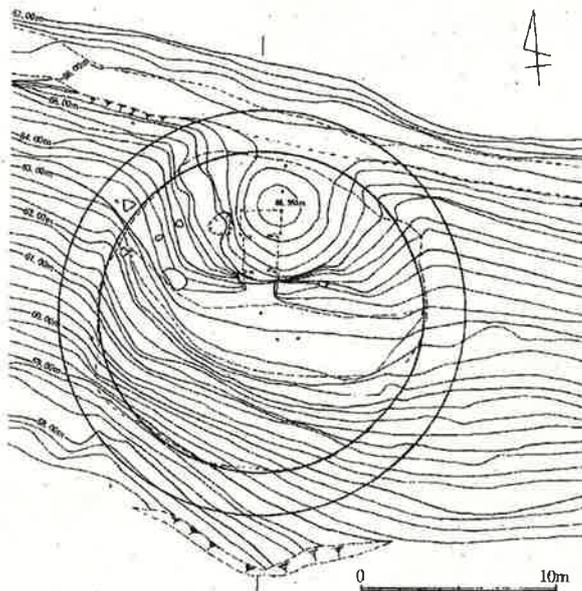


○ 石造六角地藏宝幢

平沢地区の八幡神社境内に位置する、県指定文化財である。宝幢には、本来はない蕨手がついており、竿の中飾りが印刻され、中台側面の格狭間が省略されるなど、かなり退化した形態である。土浦市盛泉寺に所在する永正16年(1529年)銘のものに比較しても退化していることから、16世紀末期頃のものと考えられる。



平沢古墳群1号墳 佐都ヶ岩屋古墳 (1:400)



平沢古墳群3号墳 (1:400)

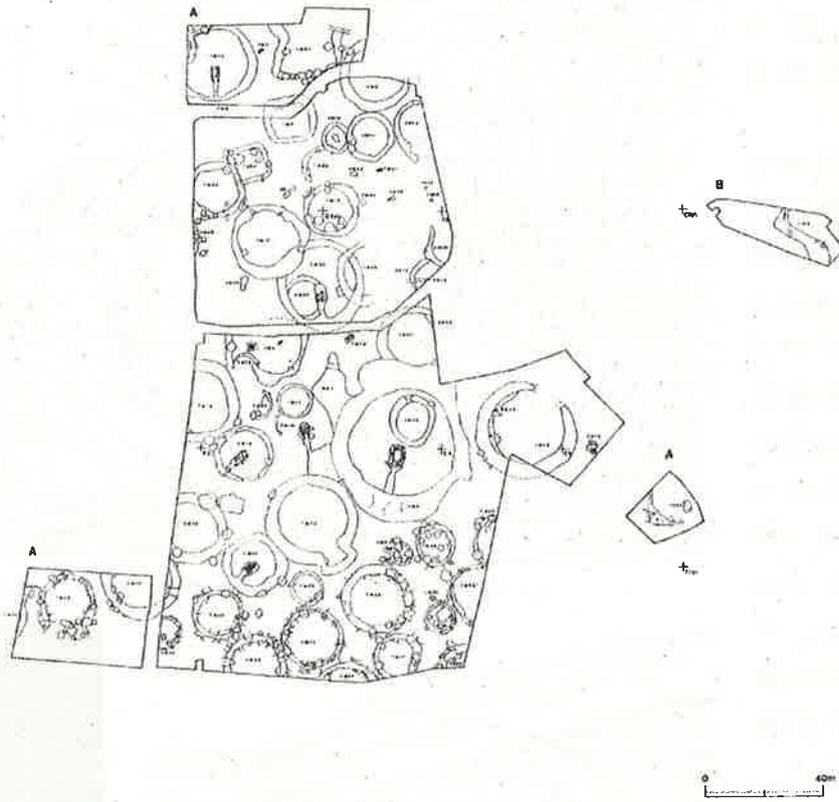


石造六角地藏宝幢

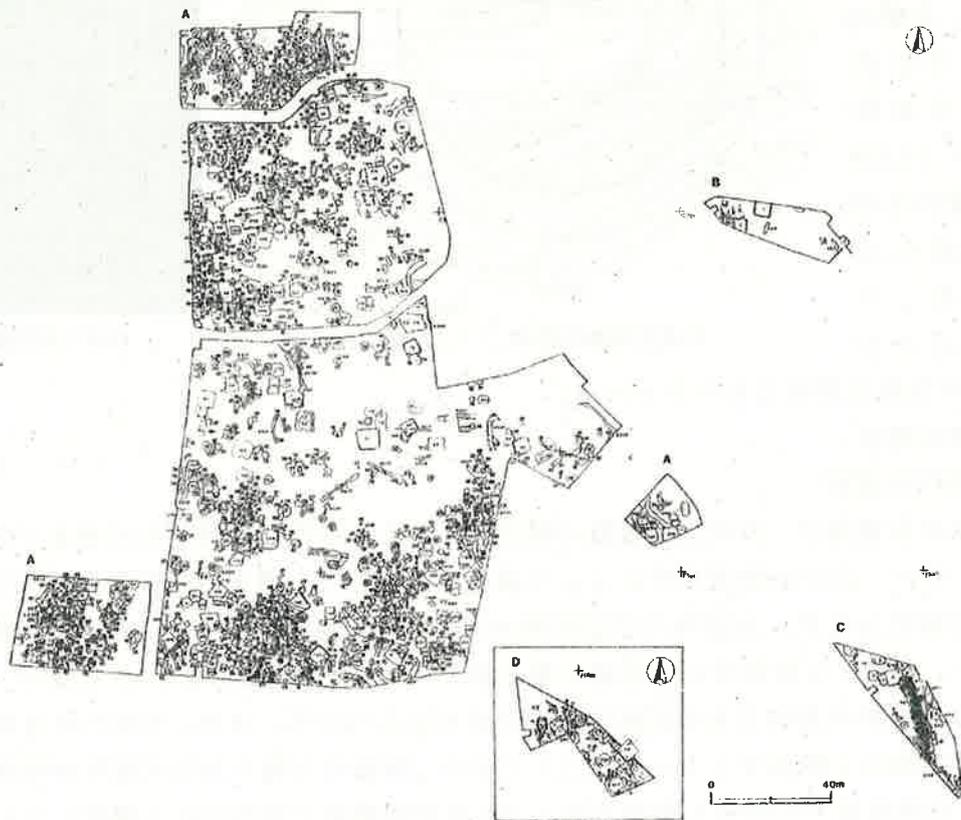
(b) 中台地区

○北条中台遺跡

北条中台遺跡は、平沢官衙遺跡の西500mに位置する旧石器から近世までの複合遺跡で、その一部が県教育財団によって調査されている。縄文時代は中期前・中葉の住居跡と袋状土坑が、古墳時代では前期68軒、中期22軒、後期14軒の住居跡が確認された。奈良・平安時代の住居跡が最も多く、128軒が確認され、10世紀中・後葉の土坑からは鉄の素材である鉄鋌状鉄製品が出土している。また、中央に孔を持つ浅鉢型の須恵器が7個体まとまって出土しており、陶製の九輪である可能性が指摘されており、宗教施設との関係も想定される。平沢官衙遺跡と同時代にも機能していた集落であり、特殊な遺物も多く出土していることから、平沢官衙遺跡と密接に関係した遺跡である。



北条中台遺跡全体図 古墳・溝 (1 : 2,500)



北条中台遺跡全体図 住居跡・土坑・井戸など (1 : 2,500)

○北条中台古墳群

北条中台古墳群は、古墳時代後期から終末期の古墳群で、現在確認できるのは1号墳1基のみである。1号墳は、墳丘が削平されて遺存しないが、雲母片岩の巨石での石室が露出している。それ以外に県教育財団の北条中台遺跡の調査により、前方後円墳3基、帆立貝式2基、円墳44基、不明16基の65基が発見された。埴輪では頭にとりを付けた盾持埴輪が出土しており、埋葬施設からは飾太刀や鉄鏃などの武具や、鞍金具や馬齢などの馬具、耳環や勾玉などの装身具などが出土している。

○北条中台廃寺

中台の台地東側に位置しており、付近は瓦片が多く散布し、かつては基壇上の高まりや礎石などが残存していたとされるが、現在は場所も明確ではない。県教育財団の北条中台遺跡の調査や市の北条中台廃寺の確認調査でも、多くの瓦片が出土しており、付近には石造露盤とされる石造品が現存している。

(c) 山口地区

○山口・小和田条里、山口小堤遺跡

現在でも古代の条里地割りの痕跡が残っているとされ、北には水源地の堤防遺構とされる山口小堤遺跡も遺存している。条里遺構は大池の東から南北に直線がおよそ200m程の長さで確認できる。

(d) 北条地区

○北条日向廃寺跡

多気山城跡の南麓に位置する市指定史跡の寺院跡で、復元整備をして公開している。発掘調査により東西三間、南北四間の中央堂に翼廊がつく形状から、阿弥陀堂と推測されている。多量の瓦が出土しており、平瓦は折り曲げ技法で作られた下向きの印刻剣頭文、軒丸瓦が無文縁三巴文で、12世紀後半ころのものである。発掘調査の成果から火災後に廃棄されたことが分かっており、常陸平氏の本宗でであった多気氏の創建と推測されている。

○多気山城跡

北条集落の北側には標高129.4mの城山があり、常陸平氏の本宗多気氏が小田氏と争った建久の政変に際して、立て籠もったとされる「多気山城」（『吾妻鏡』）とされる。多気山城跡は発掘調査により室町時代以降の出土遺物が確認されているが、山城自体は大規模な戦国時代のもので、天正7年（1579年）「北条嶽山再興」（『吉備雑書』）から、佐竹氏により大規模に改修されたものとされている。

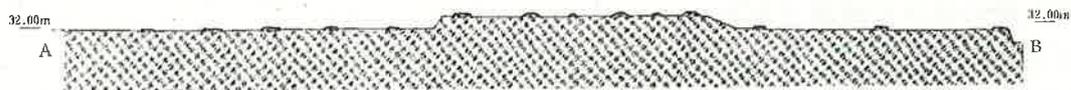
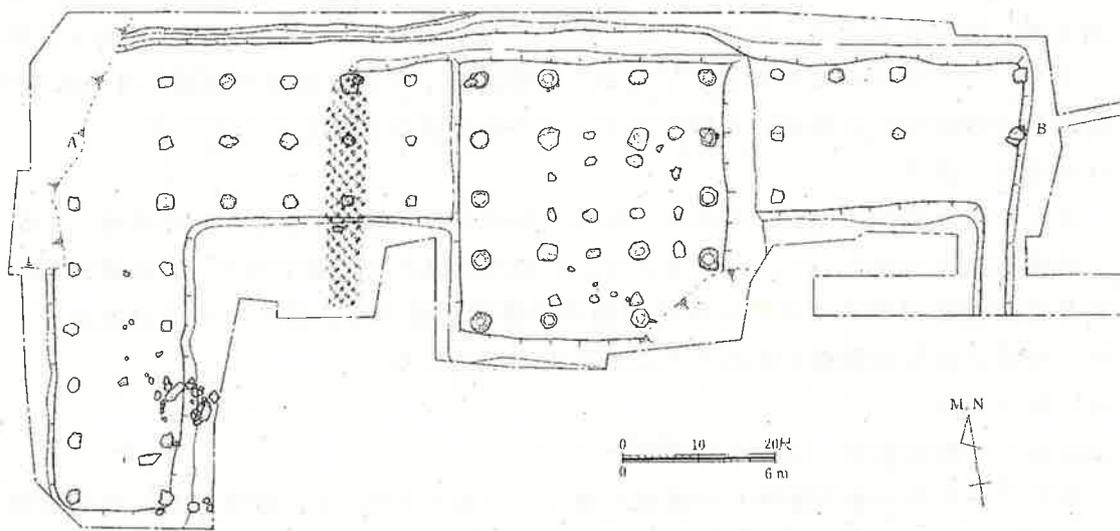
○石造五輪塔

八坂神社の社殿西側にある五輪塔で、県指定文化財である。塔の解体時に、地輪上面に径14.5cm、深さ15cmの円孔があり、高さ10cm、径4.5cmの経筒が納入されていたことが確認された。経筒の銘文により、聖道慶が天文6年（1537年）に如法経（法華経）奉納のために造立したことがわかる。

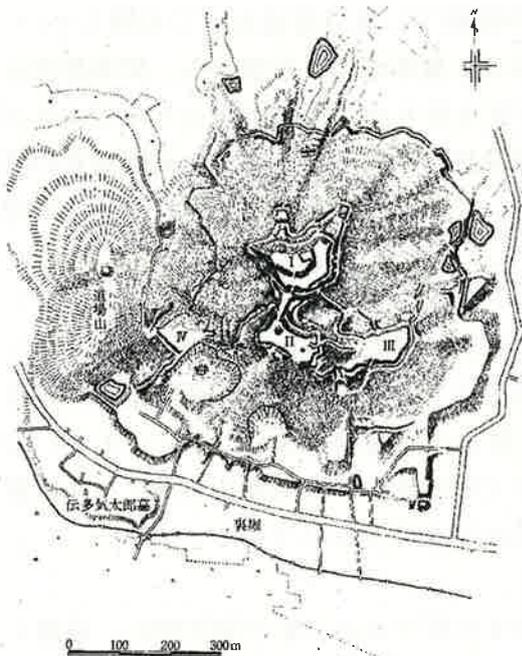
○毘沙門天種子板碑

北条日向廃寺跡の南東に位置する板碑で、市指定文化財である。高さ170cm、幅82cmで、碑面中央に大きく毘沙門天の種子であるベイシマンダラヤを、その上に宝塔を刻んでいる。宝塔は、二重の低平な基礎と仰蓮の上に形の整った塔身があり、塔身の中

心に月輪を円形に彫り種子タラークを刻む。笠は軒反が緩やかで、九輪も丁寧に彫りだしている。製作は鎌倉時代と推定されている。



北条日向廃寺 (1:300)



多気城跡 (1:1,500)



石造五輪塔



毘沙門天種子板碑

○国登録文化財

北条地区には、近・現代の繁栄を伝える街並みの一部が残っており、そのうちの宮本家住宅店蔵ほか、旧矢中家住宅主屋ほか、旧田村呉服店ミセ蔵兼主屋ほか、旧常陸北条郵便局の4件、計16棟・1基が国の登録文化財となっている。宮本家住宅は、醤油を製造・販売した商屋建築として計8棟。旧矢中家住宅は、建材研究者である矢中龍次郎氏によって、昭和13(1938)年から28(1953)年まで、15年をかけて建設

された昭和の邸宅など3棟1基。旧田村呉服店は、大正期の創業で、店蔵兼主屋が道路に面する計4棟。旧常陸北条郵便局は、切妻造妻入の洋風外観を持つ地方の小規模局舎の1棟である。

(e) 筑波郡

常陸国に関しては『常陸国風土記』がかなり遺存することから、古代律令制下の郡の様子を知る貴重な史料となっている。その『常陸国風土記』における筑波郡（評）の記載をみると、以下のようなことが記載されている。

①位置 … 東は茨城郡、南は河内郡、西は毛野河、北は筑波岳。

②郡名の由来 … 美万貴（崇神）天皇の時に国造として遣わされた筑篁命（つくはのみこと）が、紀国という国名に自分の名をつけ後代に伝えたいと言ったことから筑波になった、とのこと。

③富士山との因縁：昔、神祖尊が諸々の神の処へ巡行した際に日暮れとなり宿を請うた時、新嘗祭で断ったため駿河国の福慈岳は絶えず雪が降り登ることができず、宴席を設け敬い拝ったため筑波岳は人々が往来し集まって歌舞飲食することが今でも絶えない、とのこと。

④歌垣：筑波岳はけわしく高く雲より秀で、西峰は雄神とって登らせないものの、東峰は近くに泉が流れて冬も夏も絶えない。関東諸国の男女が、春の開花時、秋の紅葉時、一緒に山で会食する飲食物を持参し、乗馬や徒歩で登り、遊び楽しんでいく。

⑤地理関係：郡の西十里に騰波の江があり、そこから東は筑波郡、南は毛野河、西と北はともに新治郡、良（北東）方向は白壁郡である。

他郡の記述に比べて地理的なものが少なく、筑波山以外では筑波郡内がどのような状況にあったのか、ほとんどわからない。

筑波郡の範囲は、上述の『常陸国風土記』の記載から、自然地形となる北と西は筑波山と鬼怒川か小貝川が境界と理解でき、両者は平沢官衙遺跡が所在する現在のつくば市の北と西の境界にほぼ一致すると思われる一方、郡が境界となる東と南は明瞭でない。全国の郡域史料となっている『和名類聚抄』には、筑波郡に筑波、大賞、水守、三村、栗原、諸蒲（渚蒲）、清水、佐野、方穂の9郷の名が記載されている。論拠の詳細は省くが、筑波郡の範囲についてはおおむね次の2説にまとめられる。

- ・ 小貝川東の下妻市東端及びつくば市北半（旧筑波・大穂町全域、旧桜村の北端）から、筑波山地を北縁として土浦市西北部（旧新治村から東）、かすみがうら市西部（旧千代田町）までを含む広い範囲の説
- ・ 旧新治村を除く土浦市北部や旧千代田町東部は茨城郡に含まれるという狭い範囲の説。

人名関係では、東大寺正倉院に保管されている筑波郡から貢納された調・庸布に残る墨書のなかに天平宝字2年（758）の年号と郡司（副擬少？領）丈部直佐弥万呂の名や同7年（763）の年号と郡司（擬主帳）中臣部広敷の名が見られる。また孝謙天皇の信任が厚く、竹波命婦とも呼ばれたらしいことが平城宮跡出土の木簡から知られる壬生宿禰小家主は筑波郡司の娘で、当初采女として宮中に仕えた後、そ

の中でも一投高い掌膳になっている。

このほか、筑波山等の歌が多く詠まれている『万葉集』もある。

3) 発掘調査成果

発掘調査は、調査内容から大きく3つに分けており、昭和50年に開始された史跡指定前の県営住宅団地建設に伴う第1期調査、史跡指定後の復元整備事業に伴う第2期調査、個人住宅建築に伴う第3期調査が実施されている。第1期調査については、調査場所が第2期調査と重複するため第2期調査と合わせて記述する。

隣接地も含めてこれまでに3期・■次に渡る発掘調査が実施されてきたが、いずれもほぼ郡の(郡衙・郡家)正倉院域内での確認調査であり、政庁・郡庁その他の要素を考える資料(成果)を得るような調査は行なわれていない。また、本史跡整備後、全国的にかなり明らかになりつつある関連遺跡に関する知見も新発見となる調査も本史跡周辺では無いため、不明の域を出ていない。

ただし、第2期第2次調査で発見された、コの字形配置の内側にも高床倉庫という在り方は要検討である。勿論、政庁・郡庁その他の要素の存非(否?)を明らかにすることは、本遺跡が郡の役所本体か別院かを確証する上で必要不可欠であり、周辺部を発掘調査することが最重要課題である。

(a) 復元整備事業に伴う発掘調査

○ (第2期: 第1次調査)

① 遺構と遺物の概要

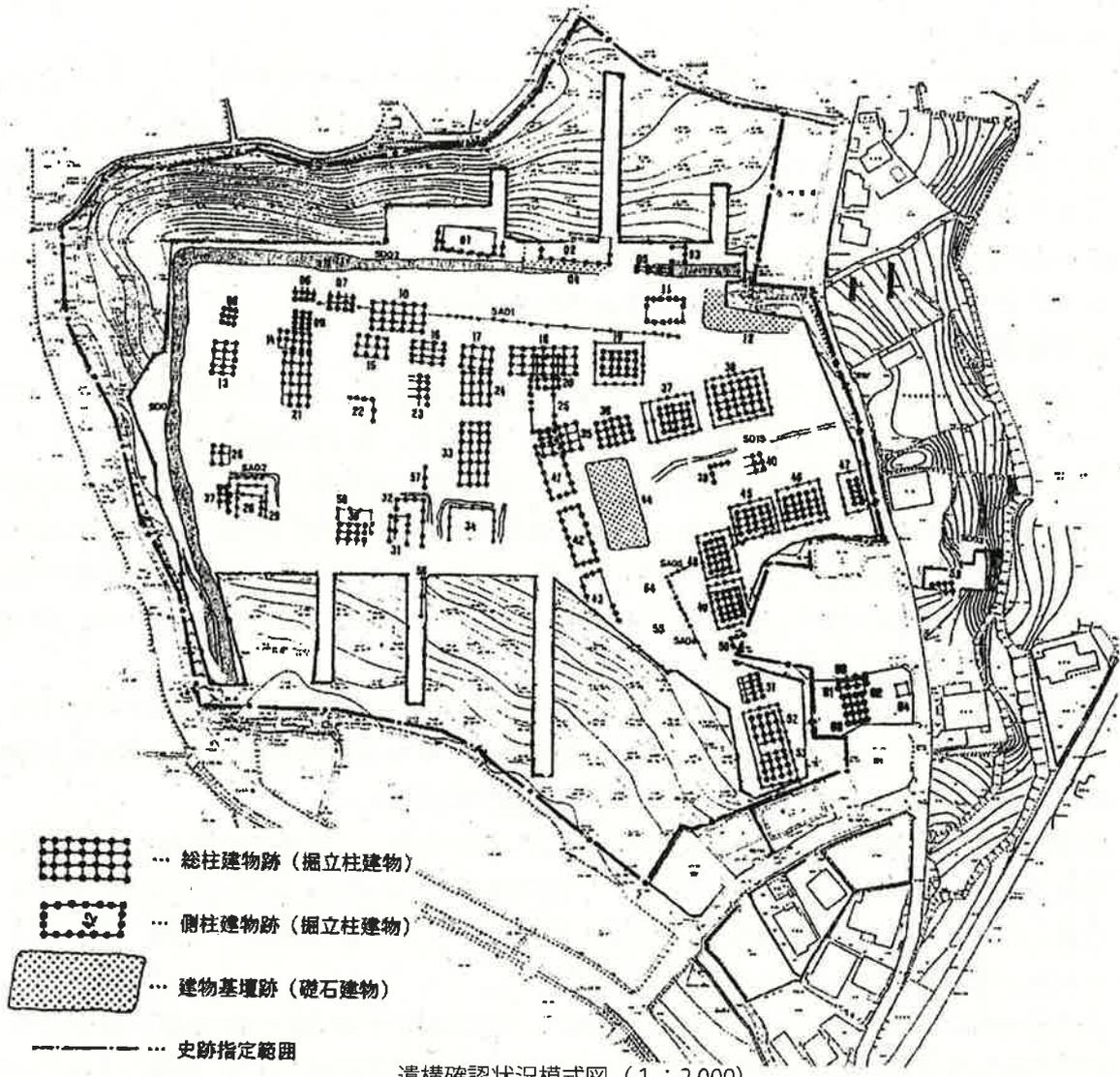
遺跡の中央平坦面を中心に、東西210m、南北150mの範囲内で建物跡64棟、柵列跡5列、大・中・小の溝跡各1条(建物を囲むものや近世以降と思われる攪乱溝は除く)、竪穴住居跡25軒、小穴無数等の遺構を確認した。以下、遺構の記述は柵列跡をSA、建物跡をSB、溝跡をSD、竪穴住居跡をSIと略記する(建物跡については、3項で特徴を述べる)。

柵列跡は北部と東南部で確認した。これらのうち北部のSA01はSB07・10より、南部のSA04はSB53より、同SA05はSB45~48よりそれぞれ古い。

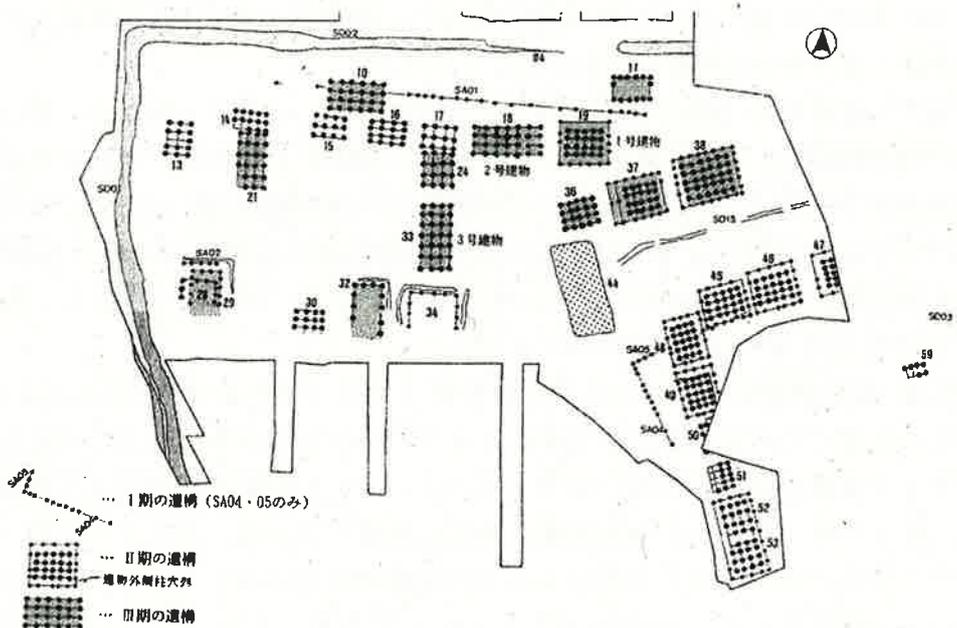
大溝跡は西溝(SD01)110m、北溝(SD02)150mほどを検出したが、両者ともそれぞれ東と南へさらに延びており、全体的に(古い)覆土を掘り直して小規模な溝にしていることが確認できた。東溝は段差として確認した遺構が東法面を削平された大溝かと思われるものの(SD03)、南溝は確認していない。SD03が東大溝となるとSD01との間隔は約210mとなる。古溝の断面形はほぼ逆台形、新溝はレンズ状を呈す。規模は古溝が上幅4m、下幅1.8m、深さ1.2mで、新溝は1~0.5m小さい。確認された建物の大部分が大溝跡内に配置されているが、北側のSB01~05はこの溝の上に建っている。

小溝は南区建物群のSB37・38とSB45~47の間で、両者と同方向に走るものである(SD15)。

出土遺物は、遺構覆土・埋土をほとんど掘下げなかったため、少量の土師器、須恵器、



遺構確認状況模式図 (1:2,000)



I~III期遺構配置模式図 (1:2,000)

瓦、硯、陶磁器、炭化米（SB01・45 柱掘りかた）、柱材（SB18 同。タブ材。径 40cm 程）等となっている。

建物跡からの出土量は少なく、そのなかでは 8 世紀から 9 世紀前半にかけてのものが多。SB42 からは 11 世紀代の土師器が出土している。大溝跡では、古溝で少なく、新溝（西溝南部）下層で 11 世紀前後と考えられる土師器が多く出土した。北新溝上層からは当地方で中世期にみられる小五輪塔の部材と思われる 50cm 程の石材が出土している。竪穴住居跡からの出土遺物は古墳時代のものが主で、掘立柱建物跡に壊されているものがあり、一番新しいものには 7 世紀代の土師器が多い。

②建物跡（群）の特徴

平成 14 年（2002 年）に史跡東外で実施した調査で確認した掘立柱建物跡 5 棟（SB60～64。側柱建物 3 棟、総柱建物 2 棟）を含む（第 3 期：第 1 次調査）。

○構造分類：基礎構造別では掘立柱建物跡 57 棟、礎石建物跡 7 棟（布掘り・布地業の建物は礎石建物跡に含める）となり、平面構造別では側柱建物 19 棟、総柱建物 36 棟、不明 9 棟となる。前者のうち南斜面に位置するものには雨落ち溝と想定される細い溝がまわっているものが多く、後者のうち SB19 から南のものには、身舎のまわりにも柱穴（建物外周柱穴列という）をもつものが多い。

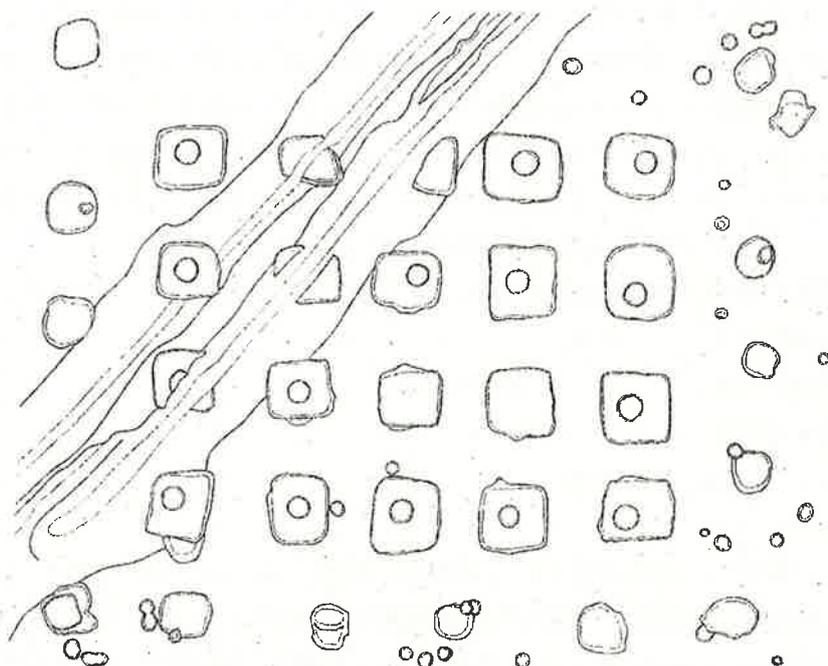
○平面形式：側柱建物は半数以上が規模不明だが、その中で桁行 6 間、梁行 3 間（以下 6×3 間と記す）のものが 4 棟と多い。総柱建物は 4×3 間の 8 棟、3×3 間の 7 棟が群を抜き、以下 3×2 間の 4 棟、5×3 間 3 棟の順に多い。

○建物面積：側柱建物は上述の 4 棟が 80～125 m²と大型で、規模が明確なうちの最低の建物でも 60 m²ある（SB11、5×3 間）。総柱建物は 10 m²毎に区分すると 40～50 m²の 9 棟、50～60 m²の 5 棟が多く、あとは 3 棟前後ずつで、30 m²未満が 4 棟、100 m²以上が 5 棟、最大が SB33 の 129.53 m²となっている。

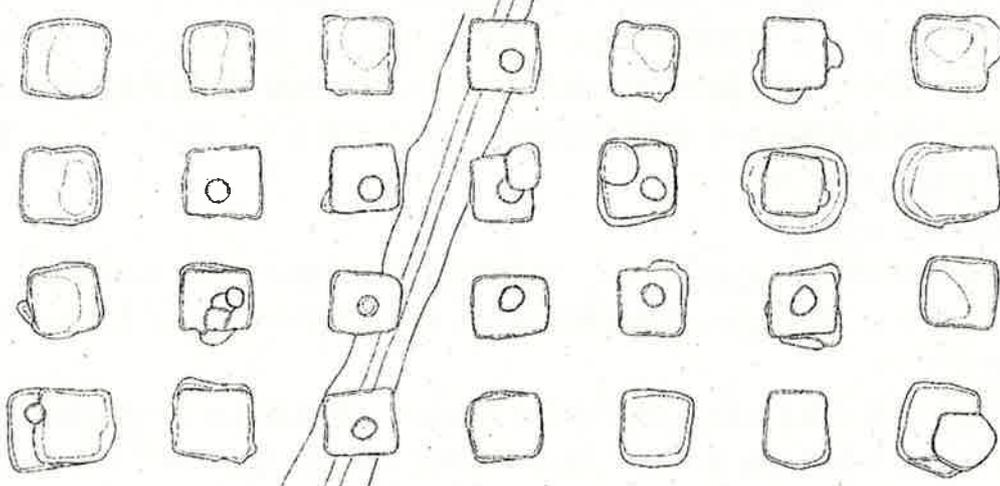
○平面形態指数（＝梁行長÷桁行長×100）：側柱建物は 60 強と 40 前後に分かれる。総柱建物は最低が SB18 の 42、最高が SB52・53 の 94、平均は 72 で、指数 10 毎に区分すると 70～80 の 10 棟、60～70 の 9 棟に集中し、他は正方形に近い 90 以上が 4 棟、長大な長方形となる約 50 未満が 5 棟となっている。

○建物方位：建物の桁・梁どちらかの方位が磁北に対し、ほぼ一致する一群（西区）と西へ 15 度前後振れる一群（東区）に大別され、各群中でも若干のずれがある。両群は遺跡の中央部で 1 棟ずつ重複するだけの対照的な位置関係を示している。また同じ西区建物群の中でも、SB13～17 など比較的中型の建物が北方の柵列 SA01 と、SB18・24・33 などの大型建物が北大溝（SD01）とそれぞれ方位をほぼ一致させているし、東区の SB45～47 と北方の小溝 SD15 もほぼ同方位である。

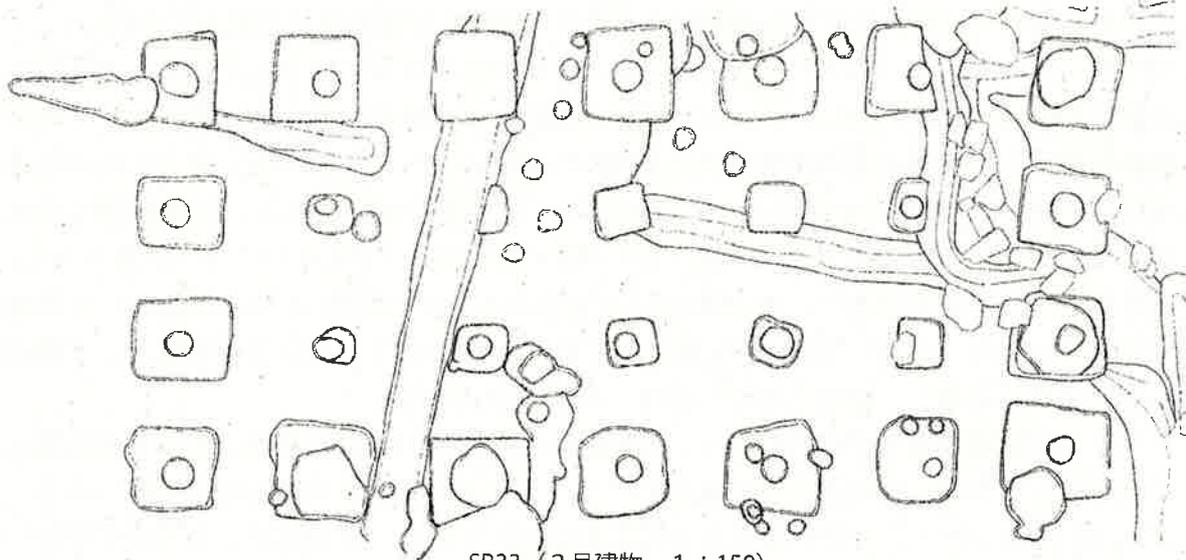
○建物配置：側柱建物は中央付近に大型建物が 4 棟ほどある以外は、ほとんどが台地（縁辺）斜面に位置しており、中には大溝跡と重なったり、その外に出るものもある。総柱建物は全て大溝跡内側の平坦面に位置しており、4×3 間建物 8 棟のうち 7 棟が東区に位置し、残り 1 棟（SB19）も西区東端と東区に隣接している。また 3×2 間・4×2 間建物は全て西区にあり、5×3 間以上の大規模建物は中央部に多い。面積では 40 m²未満のものは大溝跡近くに、40～60 m²のものはその内側に、70 m²以上の建物は中央付近にというような配置傾向がある。



SB19 (1号建物 1:150)



SB18 (2号建物 1:150)



SB33 (3号建物 1:150)

○柱間一間四方面積（建物の桁行・梁行総長をそれぞれ柱間数で割った柱間寸法の平均値を掛け合わせた面積＝柱間規模）：東区では西北隅の SB35 以外は 6 尺四方以上 8 尺四方未満で、中規模以上といえる建物のうち SB35・36 を除き外周柱穴列がめぐる。西区では 5 尺四方以上 10 尺四方未満と幅広いが、中規模以上の建物では、外周柱穴列がめぐる SB19 のみ 7 尺四方以上 8 尺四方未満で、残りは 8 尺四方以上 10 尺四方未満に限定されている（外周柱穴列に限れば、SB19 以外は全て東区にある）。

○遺構先後関係：遺構の重複はあまりなく、次に示すものくらいである（古一新）。

SA01-SB07・10	SB18	
SB20	SA04→SB53	SB61-SB60
SB62	SB14→SB21	SB35
SB25	SA05→SB45～48	SB63
SB41		

○建物群構成：東区の SB36～38・44、西区の SB18・19・24・33、SB10・21、SB13～17 の 4 組の建物群の平面配置は、直列する建物群がそれぞれ西北角で直角に交わる「L」字型配置に、SB45～53・59 は「コ」字型配置（史跡外の状況で「ロ」字型になる可能性もある。なお平成 14 年（2002 年）の調査地は、この配置内であり、「コ」字型内の追加もしくは「ヨ」字型配置と考えられる）になっている。さらにそれぞれの直角配置の中で、直列する各建物の内側の側柱列（「L」字型配置の西側南北棟建物列の東端側柱列と北側東西棟建物列の南端側柱列）が直線上に重なり、「L」・「コ」字型配置内側に広場的空間を形成している。

③遺跡の時代と性格

上述のように遺物出土量は少なく、全遺構の年代を明確にするのは困難だが、同一方位は同時期とし、出土遺物と遺構重複関係から前後関係や年代を想定し以下の 5 期分類が可能になった。

I 期は東区東南に柵列 SA04・05 が作られた時期で、重複関係から 8 世紀初頭以前と考えられる。他の遺構の有無は不明である。II 期は中型建物を主に東区では SB45～49・52・53 などと区画施設の SD15 が、西区では SB13～17・28・30・34 などと同 SA01 が設けられた時期で、8 世紀前半に位置付けられる。III 期には建物が大規模化し、SB10・11・18・19・21・24・33（西区）や SB36～38・44（東区）などを建てるとともに、周囲に大溝（SD01 等）をめぐらしている。時期は 8 世紀後半が考えられる。IV 期は II・III 期建物の中に中小規模の建物が作られる時期で、SB06～09・22・23・27・35（これのみ大規模）・50・51 などが相当すると思われ、9～10 世紀と想定される。V 期は長大な側柱建物が遺跡北部で東西方向に SB01～05、中央で南北方向に SB41～43 などが建てられ、大溝も掘り直された時期で、11 世紀頃に比定される。なお平成 14 年度に確認した建物跡は、SB61～63 を IV 期、SB64 を V 期としておく。5 期のうち郡衙正倉院域として機能したのは II～IV 期で、継続しながら変遷したと考えられる。

平沢官衙遺跡は最初の調査時から、高床倉庫と想定される総柱建物が中央広場を囲んで規則正しく並び、周囲を大溝が囲むということが判明しており、周辺の遺跡分布もふまえ、古代律令制下の筑波郡衙正倉院域と考えられていた。以後の調査でも総柱建物の数は増加しているが、土間床か低い床で事務的用途に使われたとされる側柱建物が数多

く発見されたため、郡衙正倉の平均的なあり方と若干異なる傾向にあるといえる。正税帳の検討から正倉の90%以上が「倉」、7%近くが「屋」で、平面形態指数だと「倉」には70前後もあるが大部分が75以上に対し、「屋」は60以下で両者は一線を画すといわれており(松村 1983)、正倉地区建物遺構にみられる傾向がこの「倉」と「屋」によく対応することから側柱建物を後者、総柱建物を前者と表記したとされている(山中 1994)。ところが、本遺跡での占有率は、側柱建物 29.7%、総柱建物 56.3%、不明 14.1%と総柱建物は5割を超える程度で、不明の9棟とV期の側柱建物 10棟を除いてやっと80%に達する。また平面形態指数も前述のように側柱建物はともかく、総柱建物では細長い建物がかかなりある。とは言え、これだけ多数の倉庫が中央広場をもちながら整然と並ぶ様は、正税帳から描かれる郡衙正倉院と何ら変わらないと考えられる。「屋」が多い以外にも、他の郡衙正倉跡を比べると大規模建物が多い、方位が異なる建物群が同時期に併存していた等というような個性が平沢官衙遺跡には浮かび上がってくる。

○第2期：第2次調査

平成13年(2001年)11月13日～12月27日に実施した、駐車場及び管理棟建設に伴う範囲確認の試掘調査。道路を挟み東西二区に分かれており、西区では幅1m、長さ7～10mの直行する調査区4箇所、東区では幅1.5m、長さ15mの調査区2箇所、137㎡を調査した。西区では、溝5条、土坑6基、不明遺構5基、東区では溝4条、土坑3基、不明遺構3基を確認し、出土遺物では、瓦・須恵器・土師器を主体に多く出土した。

表土から地山までの間に大きく分けて8層を確認した。Ⅲ層には中世の遺物も含み、Ⅳ層上面には、古代の須恵器・土師器・平瓦が多く出土し、上面が硬化していることから整地層と考えられている。Ⅴ層には、古墳時代後期の土師器、古代の須恵器・平瓦・丸瓦などが最も多く出土した。

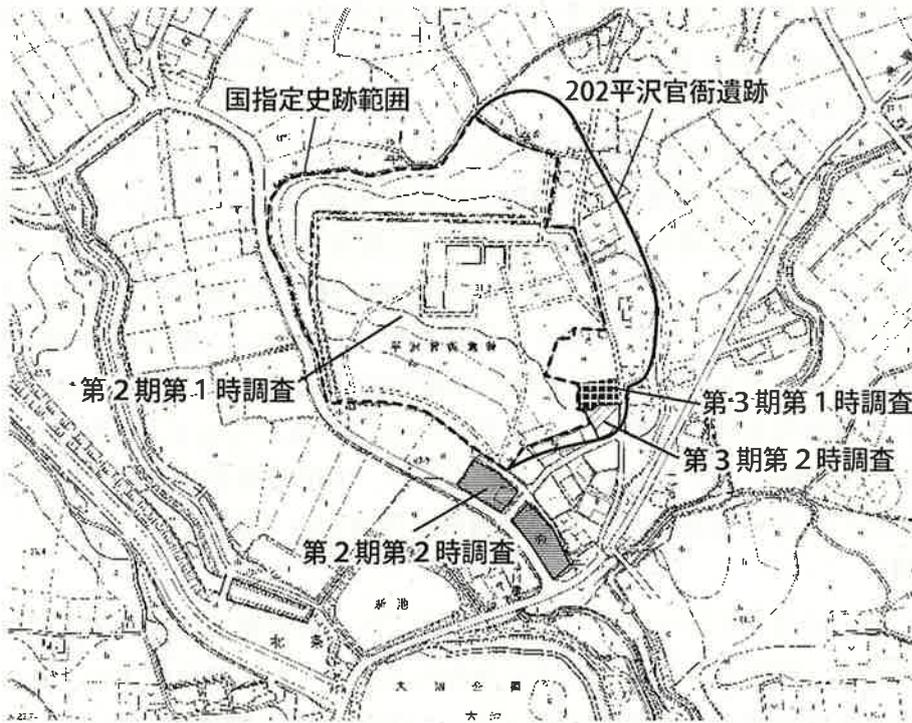
溝は、調査区北側の地形に沿った形で確認されたが、いずれも浅く削平されており、明確に官衙の区画施設としては確認できなかった。しかし、調査区全体から瓦が比較的多く出土しており、台地上からの流入と考えられている。

(b)復元整備後の発掘調査成果

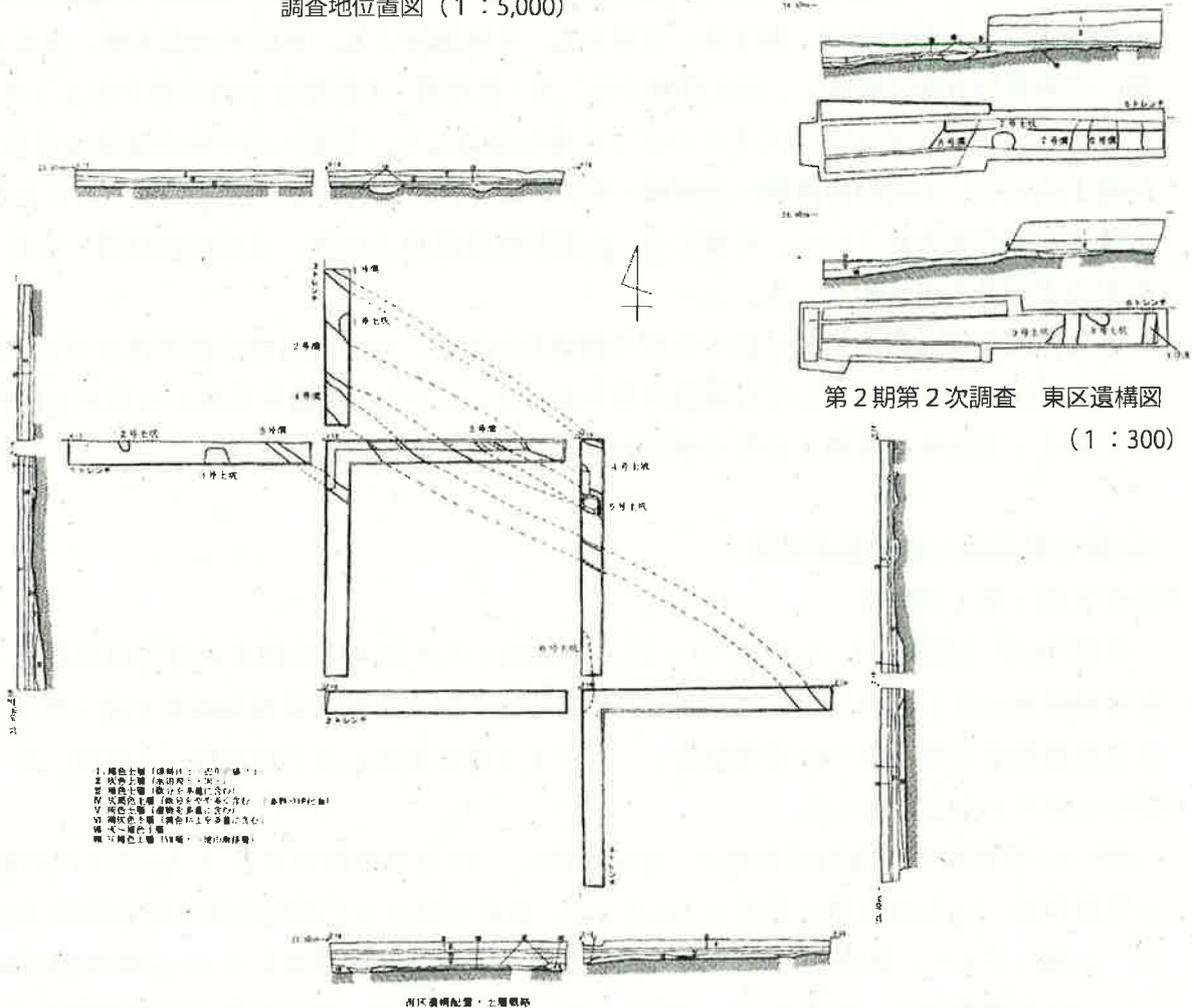
○第3期：第1次調査

平成14年(2002年)10月15日～27日に実施した、個人住宅建設に伴う確認調査。対象地全体の表土を除去し、約400㎡を調査した。調査では、黄褐色砂質土層上面で、掘立柱建物跡5棟(60～64号建物跡)、ピット1基を確認、出土遺物は、土師器・瓦・弥生土器片が少量であった。

60・61号建物は、調査区北端で一部を確認し、60号建物跡が東西7.7mの3間の掘立柱建物跡、61号建物跡は東西8.1mの3間、南北2間以上で総柱の掘立柱建物跡である。2棟はともに、真北から11°30′西に振れており、重複関係から60号建物跡が新しい。62号建物跡は、東西6.2m、南北4.2mで、東西3間、南北2間の側柱建物跡で、重複関係から60号・63号建物跡よりも新しい。63号建物跡は、東西5.4m、南北7.2

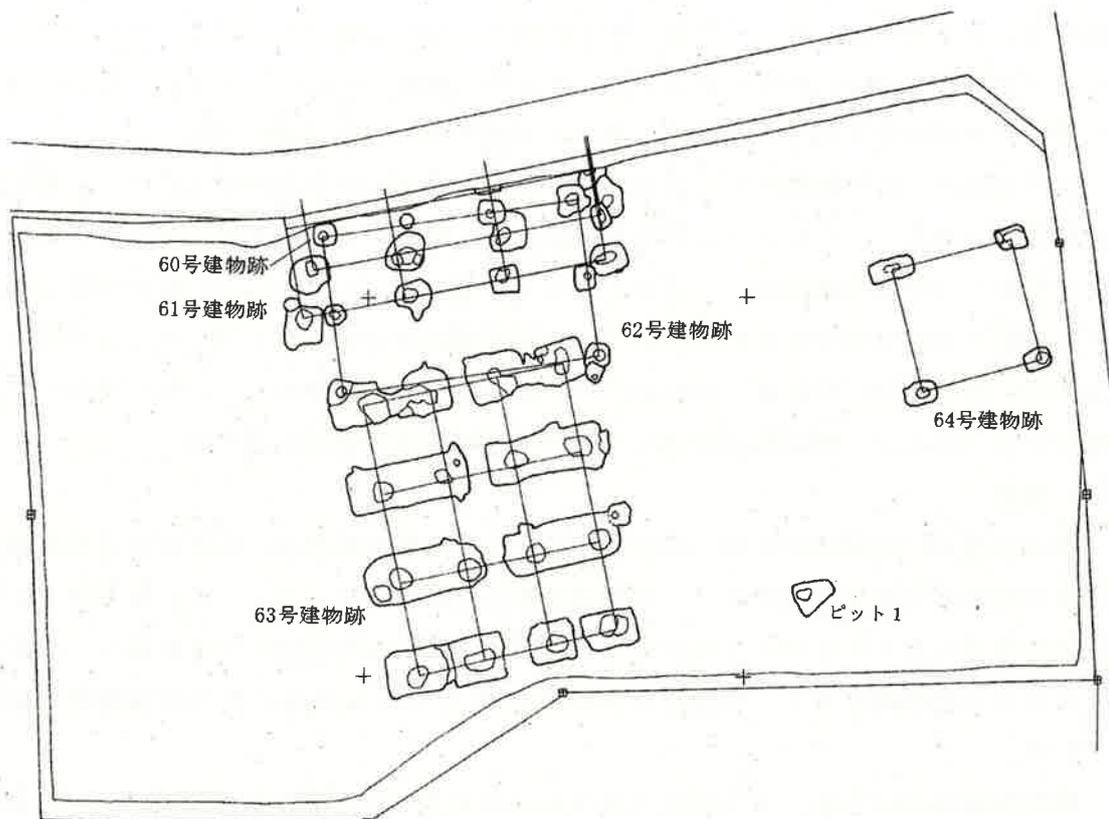


調査地位位置図 (1 : 5,000)



第2期第2次調査 东区遺構図 (1 : 300)

第2期第2次調査 西区遺構図 (1 : 300)



第3期：第1次調査図面（1：200）

mで、東西3間、南北3間の総柱の掘立柱建物跡で、主軸方向は、60・61号と同じである。64号建物跡は、東西3.3m、南北3.3mの1間四方の掘立柱建物跡で、重複関係はない。

建物の時期は出土遺物が少ないため不明だが、60・61・63号建物跡は、柱穴規模等から明らかに郡衙に係わる主要な建物跡で、軸線方向から8世紀前半とするⅡ期東区の建物群に近い時期のもの。また、62・64号建物跡は主軸や建物規模から、後出するもので62号が9・10世紀、64号が古代でも新しい時期と考えられている。

○第3期：第2次調査

平成29年（2017年）7月12日～19日に実施した、土地売買に伴う確認調査。幅0.6m～1.5m、長さ1～14mの調査区8箇所、26㎡を調査した。調査地北側では、表土及び現代の盛土層が16～62cmで、下層で黄褐色砂質土層が確認されたが、調査地中央から南では、現代の盛土層が77～89cmと厚く、下層から黄褐色砂質土層が確認された。よって、近年大幅に削平された後に、盛土がなされたと考えられている。

(3) 社会的調査の成果

1) つくば市の概要

つくば市は、茨城県の南西部、首都東京から北東に約50km、成田国際空港から北西に約40kmの距離に位置している。北に関東の名峰筑波山を、東に日本第2位の面積を

誇る霞ヶ浦を控え、これら一帯は水郷筑波国定公園に指定されている。また、南北に流れる小貝川、桜川等の河川や牛久沼は、周辺の平地林、畑地や水田等と一体となって落ち着いた田園風景を形成しており、優れた景観と豊富な水資源を誇る。

市中心部は、研究機関や大学等の建設による市街地・街並みの変化に伴い、多様な人や価値観が流入し、それまでの農業を中心とした集落・周辺市街地に加えて、変化や成長を促進する研究学園都市へと変化している。現在、つくば市には29の国等の教育・研究機関と民間研究所を合わせて約150の研究機関が立地している。つくば市では、市内大学・研究機関との情報、資源及び研究成果等の交流を促進し、市民の安全・安心を確保するとともに、持続的な発展を図るため連携協定を締結している。

2) 交通

南北に細長い市域の中には、南西―北東方向に常磐自動車道、東西方向に首都圏中央連絡自動車道の高速道路が通り、自動車で東京（箱崎ジャンクション）まで約40分の所要時間であることに加え、国道6号、125号、408号等の国道や東大通り、土浦学園線などの主要県道を有し、市道も管理延長が約3,700kmを超えるなど道路網が発達している。

また鉄道においては、つくばエクスプレスによりつくば駅から秋葉原まで45分の所要時間であるとともに、JRや私鉄等ともアクセス可能で、高速バスでも県内・県外各地への路線がある。空路においては、茨城空港をはじめ、成田国際空港、東京国際空港（羽田空港）の3空港に近接している。つくば市内にはこのような道路、鉄道等の各種交通の結節点が存在し、人や物が行き交う拠点となっている。

4 指定地の状況

(1) 土地所有の状況

国指定史跡平沢官衙遺跡は、昭和61年（1983年）の合筆と地籍更生により、つくば市大字平沢字平353番地他4筆、面積32,445㎡となっている。このうち353番地の32,315㎡、指定地の96%が市の所有地となっており、356番2、381番1、393番2、401番2の4筆130㎡に国有地が残っている。

(2) 土地の利用状況

国指定史跡範囲の全てが平沢官衙遺跡歴史ひろばとして復元整備し、公開されている。管理団体の指定はされていない。

第3章 史跡平沢官衙遺跡の本質的価値

第1節 史跡などの本質的価値の明示

1 筑波郡衙の正倉域

「コ」の字形や「L」の字形に規則的に配置された建物跡を検出し、瓦・土器等の奈良・平安時代の出土遺物や、建物跡が大規模な高床倉庫が多い特徴から、古代の正倉域であることが確認された。また、立地の関係から筑波郡家の正倉域であると推測されている。

2 規則的に並ぶ建物跡を囲む溝跡

規則的に並ぶ建物跡のうち、8世紀後半のⅢ期の建物跡は、上幅4.0m、下幅1.8m、深さ1.2mの大溝跡により、北溝150m、西溝120mの長さで区画され、建物跡と溝跡が一体として確認された貴重な事例である。一部東側でも溝跡が確認されており、区画全体の範囲は東西では210m程になると推測されている。

3 様々な構造の建物跡の検出

検出された建物跡は、基礎構造から掘立柱建物跡と礎石建物跡に、平面形態から総柱建物跡と側柱建物跡に分けることができる。中でも総柱の掘立柱建物跡である高床倉庫が多いのが特徴で、身舎のまわりに柱穴をもつものもあり、構造や規模などで様々なものが確認され、貴重である。

4 正倉域内の変遷が追える

8世紀前半のⅡ期の建物跡は、主に史跡南東側で「コ」の字形で配置されていたが、8世紀後半のⅢ期の建物跡は、史跡北側で「L」の字形の配置で確認されており、平坦面全域で変遷していることが分かり貴重である。また、同一場所での建替えが少ないのも特徴の一つである。

5 古墳時代からの系譜

平沢官衙遺跡を見下ろす北側の小丘陵斜面と西の台地上には、古墳時代の後期から終末期の古墳群である平沢古墳群と、北条中台古墳群が位置している。いずれも筑波郡家の正倉域が成立する前までの古墳群であることから、先祖が眠る地として筑波郡司と筑波国造との関係性がわかる貴重な遺跡である。また、平沢古墳群の3号墳からは、8世紀の火葬墓に伴う須恵器の壺等が出土しており、筑波郡司が先祖の埋葬の地を意識していたことが分かる、貴重な事例である。

6 平沢官衙遺跡と関係した寺院跡の存在

平沢官衙遺跡の西の台地上には、瓦片の散布が多くみられ、付近に石造露盤が存在することから寺院跡の存在が推測されている。ほぼ未調査のため詳細は不明ながら、同時代の遺跡であることから平沢官衙遺跡と関係した寺院跡であったと思われる。

9 平安時代での拠点の変遷

奈良・平安時代の筑波郡の中心であった平沢官衙遺跡が衰退する頃、天慶3年(940

年)に平将門の乱を治めた平貞盛の弟、平繁盛の一族である常陸平氏によって、この地域の拠点は水守や北条地区へ移る。その拠点となる館跡は確認されていないが、その信仰の対象であったのが北条にあった日向廃寺跡であり、この地域での拠点の変遷が追える貴重な事例である。

第2節 新たな価値評価の視点の明示

平沢官衙遺跡は、発掘調査によりその史跡の本質的な価値が明らかになったが、復元整備を行うことにより、新たな価値評価が生まれてきている。その価値は、平沢地区住民だけではなく、つくば市民、更には近隣市町村の住民や、観光で訪れる方々にも貴重な史跡として認識されるに至っている。

1 復元された建物による実物体験

様々な考証を経て建物3棟を立体復元している。この建物の復元により、映像や模型ではわからない実物の存在感を体験できる、新たな史跡の価値を生み出している。また、奈良や京都へ行かなければ見ることができない、古代の技術を使用した建物を、直ぐ傍で見ることができる貴重な事例となっている。

2 歴史教育の場

復元整備事業により多くの見学者が訪れており、中でも小学生の社会科(歴史)での見学が多く、市内を中心に近隣市町村からも増加している。復元した巨大な高床倉庫は、古代の中央集権国家の権力を示すものとして、教科書だけでは学ぶことができない多くの素材を提供する場として、貴重である。

3 癒しの場

芝を張った広々とした丘と、その上に立つ古代の復元建物、更に復元建物越しに臨むことができる筑波山の景観が、訪れる方々の癒しの空間として機能している。また、復元整備した歴史ひろばからは、平沢地区や近隣の田園風景も臨むこともできる、貴重な場となっている。

4 イベント広場

芝生広場と、南へ緩やかに傾斜する地形は、天然の劇場を思わせる地形であり、ここでコンサートなどイベントを多く実施してきた。また、復元建物を背景に実施すると古代の雰囲気を持ったイベントが行えるなど、多目的なイベント広場としても機能している。

5 歴史体験のウォーキング

平沢官衙遺跡を中心に、付近には古墳時代から中世初期に及ぶ関連遺跡や文化財が多く残されており、発見されている郡衙遺跡の正倉域だけではない、大きな広がりとして把握できる。またこれらは、半径1km程度に存在していることから、田園風景を楽しみながらのウォーキングの場としても機能する。

6 ジオパークの舞台

つくば市、石岡市、笠間市、桜川市、土浦市、かすみがうら市の6市からなる筑波山地域ジオパークでは、平沢地域から採取される雲母片岩の使用例として平沢官衙遺跡の礎石が評価されており、ジオサイトとしてジオパークの舞台ともなっている。

第3節 構成要素の特定

1 本質的価値を構成する諸要素

平沢官衙遺跡の本質的価値の中心的な要素は、郡衙正倉としての史跡を象徴する規則的に並ぶ建物跡と、その建物跡を囲む大溝跡であり、これらを復元整備したⅢ期の建物跡である土倉、校倉、板倉の3棟と、Ⅱ・Ⅲ期の遺構表示ということになる。これを見学者に提供するための案内所や駐車場などの便益施設、説明板や散策路なども構成する諸要素の一つである。また史跡外としては、同時代で郡家の役人が密接に関係したと思われる中台廃寺や、追葬された火葬骨壺、周辺の条里遺構や古代の土手状遺構なども構成要素となろう。さらに補完するものとして、平沢官衙遺跡の歴史の変遷を語る前史となる平沢古墳群や北条中台古墳群、その後の歴史を語る北条日向廃寺なども構成する要素の一つとなる。本来的には、これらと合わせて郡衙を構成する郡庁、館、厨などがあるべきだが、今のところ存在するか否かが不明であり、今後の課題となる。

2 本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素

平沢官衙遺跡では、中心となる古代郡衙の正倉域以外の遺構も検出されており、それらが本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素となろう。正倉が造られる以前には、古墳時代の竪穴住居跡やこれに伴う土器などが出土している。郡衙正倉が衰退した後には、中世初期頃の土器や陶磁器なども出土しており、この地域の歴史の補完的な役割を果たすものと思われる。

3 指定地の周辺地域を構成する諸要素

指定地周辺は、古墳時代から中世の筑波山麓地域の中心的な役割を果たした地域であると共に、江戸時代から現代に至るまでこの地域の拠点を補完する場であった事から、様々な遺跡や文化財が残されている。

中世では、筑波山麓の豊富な石材を背景に、多くの優れた石造物が造られている。平沢の雲母片岩を用いたと思われる鎌倉時代の毘沙門天種子板碑、花崗岩を用いた戦国時代の五輪塔や六角地藏宝幢など、この地域の特徴的な石造物の一つである。また鎌倉時代の常陸平氏の非常時の山城であった多気山城跡は、戦国時代の争乱の中で大規模な山城への改修が行われ、その後、北条地域がこの地域の一つの中心として現在まで栄えてきた。その町並みは今も残り、そのうち4件、計16棟・1基が国の登録文化財となっている。中でも宮本家住宅店蔵ほかや、旧田村呉服店ミセ蔵兼主屋ほか、北条の町としての繁栄を物語るもの一つである。また、現在つくば霞ヶ浦りんりんロードとして整備された筑波線跡も、この地域の歴史を語る重要な要素の一つとなろう。

平 沢 官 衙 遺 跡 関 係 年 表

020819

考古資料		年 代		文 献	史 料
平沢官衙遺跡	平沢官衙遺跡周辺	世 紀	年 号	(郡)	(国)
	中台古墳群	6 C後半～ 7 C前半	大化 5 (乙酉、649)	(常陸国内の) 筑波を福も 6 国造のクニが立評 (小乙上物部の河内、大乙上物部会津等が惣領高 向大夫等に請い) 筑波・茨城評 7 百戸を分け志太 評設置 ※茨城 8 里と那珂 7 里合わせて 7 百余戸を割き 設置した行方評記事では、茨城国造小乙下壬 生連麿 (那珂国造は大建壬生直夫子) と惣領 高向大夫の名	
	平沢古墳群 (1号墳 = 佐都ヶ岩屋古墳)	7 C中・後	白雉 4 (癸丑、653)		
筑波郡衙 [本拠地型]	河内郡衙 [非本拠地型]				
I 期: 柵列	I 期: 前身集落、溝	8 C初頭			
II 期: 中規模高床倉庫	II 期: 郡庁院?、九重廃寺	8 C前半			
	中台廃寺跡		養老年間 (717～724) ?		『常陸国風土記』
	中台遺跡: 平沢官衙遺跡の西 側に対面する台地裏側部分で 奈良時代の竪穴住居 4 軒				
	平沢 3 号墳火葬骨壺				
III 期: 大規模高床倉庫	III 期: 中規模高床倉庫	8 C中葉			
	IV 期: 大規模高床倉庫	8 C後半	天平宝字 2 (758)	郡司副擬少? 領大初位上丈部直佐弥万呂	
			同 5 (761)	壬生連小家主 (女) (小七位下→) 從五位下。 この頃筑波命婦木簡	
			同 7 (763)	郡司擬主帳无位中臣部広敷	
			天平神護元 (765)	壬生連小家主 (女) 勲五等	
			神護景雲元 (767)	同 (連姓→) 宿禰	
			同 2 (768)	壬生宿禰小家主 (女) 国造	
			宝龜 7 (776)	同 正五位下	
	V 期: 関連施設存続	9 C前葉			
			天長 2 (826)		常陸・上野・下野三国国主で親王任国制。桓武天 皇の子一品式部卿葛原親王が二代目常陸太守
	VI 期: 竪穴住居増加 (九重廃寺同)	9 C中葉			

考古資料		文獻史料	年代	文獻史料
平沢官衙遺跡	平沢官衙遺跡周辺			
平沢官衙遺跡	平沢官衙遺跡周辺	金田官衙遺跡	世紀	年号
			9~10C	仁和4 (888)
IV期：小規模高床倉庫				寛平元 (889)
				承平年間 (931~938)
				同 5 (935)
				同 6 (936)
				天慶2 (939)
				同 3 (940)
V期：大規模側柱建物	中台遺跡：台地東隣部分の西と南で平安時代の竪穴住居121軒		11C	健久4 (1193)
	日向廃寺跡		12C後半	

国司の納税責任期間を4年に限定(受領国司(=国守)誕生の一要因)

葛原親王孫の高望王(臣籍降下し上総介)民部卿宗章を討討し平氏を賜る(伝)。長子の国香(良望)・その長子(孫)の貞盛は常陸大掾

『和名類聚抄』：筑波郡9郷(=中郡)、河内郡7郷(=小郡)

野本の戦：高望王の第3子良持(将)の第3子将門、叔父国香・源護(常陸大掾)らと合戦し国香・護第3子戦死。国香・良持とも小貝川右岸が本拠地

良持の兄弟の良兼(下総介、将門の妻の父)・良正(妻が護の娘)が水守の営所で打合せ後、下野国境で将門と戦い敗れる

常陸介藤原惟幾(・為憲親子)と対立した藤原玄明が遁走の途中で生方・河内の郡衙穀倉を焼き、将門の所に逃れ庇護を受ける

将門、貞盛・藤原秀郷連合軍と戦い敗死。貞盛の弟繁盛は水守を営所としたか？繁盛の子維幹(常陸大掾)水漏大夫・多気大夫を名乗る

健久の変で、多気氏滅亡(第6代義幹)

田中 裕

○第3章第1節 史跡などの本質的価値の明示について

本質的価値の書き方は、今後の保存活用計画の骨格(どの範囲でどう守り、どう使うか)を決めるため、質とともに、触れる範囲が重要です。その上で、直接的・間接的な「事実」に基づく、学術的な「評価」を書き込む必要があると思います。

「価値」を評価する上で、量的価値と質的価値という観点があるかと思います。考古学的事実は必ず類例を必要とするため、類例と比較してどれだけ「多い」「大きい」「よく残っている」か、など事実を並べ、量的に示すことによって語ることも可能です。ただし、最近では郡家の史跡も増えてきて、調査も進んでいるため、事実を並べた量的な書き方では他の類例に埋没してしまい、平沢ならではの「価値」を示しきれないかもしれません。そこで、質的価値について、評価する必要が出てきます。遺跡は、所在する土地から切り離せないものであり、土地固有のコンテキストを有します。加えて、「史跡」として指定された当時の「価値」、すなわち学史上の評価も、固有のコンテキストになりえます。

現状では、1～4については、現在の指定範囲における調査からみえる直接的な「事実」、5・6が間接的な「事実」(周辺遺跡)との関係、9が直接的な「事実」(終焉時期)と間接的な事実(周辺遺跡)との関係からみた評価になっています。このうち、1～3は考古学的「事実」の中の、遺構の各要素に該当しています。したがって、1～4はさらに大きな本質的価値の1～2項目(見出し)にまとめて、その中の具体的な説明としたほうがよいと思料します。

私見ですが、例えば以下のような項目で議論してはいかがでしょうか。

① 霊峰筑波山の山麓に構える古代の筑波郡衙である

1 (前段は②へ移動) 立地の関係から・・・ →現在も信仰を集める筑波山信仰、筑波郡に関わる古代史上の特筆記事等(筑波采女など)、文献からの成果を含めた説明を入れた上で、古代史上重要な意味をもつ筑波郡の中心施設であることの学術的価値を書いてはどうでしょうか。風水にも適っています。

② 郡衙正倉院の実態と変遷がわかりやすく明示的であり、学術上の価値が高い

1 「コ」の寺・・・、 2 規則的に・・・、 3 様々な・・・、 4 正倉域内の変遷・・・

→学史的には、高井悌三郎による新治郡衙(台渡里官衙遺跡群もほぼ同時)の発掘以降、郡家の正倉院の具体的な姿を、面的に把握できた発掘調査例としては、かなり早い例の一つであり、後の正倉院研究に大きな影響を及ぼしました。郡家関係での国史跡指定例としては7~8番目ではないでしょうか。その当たりの文脈を簡単に触れてもよいのではないのでしょうか。

③ 国造と郡司の関係性を知ることができる

5 古墳時代からの系譜・・・ →周辺の遺跡との関係(①か③で『常陸国風土記』に触れてもよいかもしれません)

④ 郡衙とその周辺寺院との関係性を知ることができる

6 平沢官衙遺跡の西の台地上・・・ →周辺の遺跡との関係(同時代遺跡のため、他の史跡では官衙遺跡群として包括することも一般的であり、この部分の書き方次第では、今後の計画に関わってくる)

⑤ 古代から中世への移行期における拠点の変遷を知ることができる

7 平安時代での拠点の変遷・・・ →周辺遺跡との関係

【参考】(よい例とは限りません)

鹿島神宮境内附郡家跡項目例(要約…このなかに詳しい説明が入ります)

- ・鹿島神宮は我が国を代表する古社
- ・『常陸国風土記』の世界を体感できる
- ・郡家跡は郡庁・正倉院・厨家・工房施設が確認され、全国8箇所しかない神郡の郡家跡である
- ・鹿島神宮三社・新旧郡家跡等周辺遺跡が地域の歴史をものがたる

下寺尾官衙遺跡群項目例(概要版…このなかに詳しい説明が入ります)

- ① 郡家の構造と変遷を知ることができる。
- ② 郡家とその周辺寺院との関係を知ることができる。
- ③ 郡家に近接する川津の存在と祭祀の様相を知ることができる。
- ④ 遺跡群の位置する地形から、郡家やその関連施設の立地や景観を知ることができる。
- ⑤ 遺跡の重層的な在り方から、郡家を中心として地域の歴史的な変遷を知ることができる。

須賀川市上人壇廃寺跡例(概要版…このなかに詳しい説明が入ります)

- ①奈良時代から平安時代の東北地方における地方寺院の実態を示す高い学術的価値
 - ②金鼓や経軸端など、寺院の荘厳を示す全国的に稀有な遺物が出土
 - ③金堂と瓦塔が一体化した「塔」として象徴的な六角形の瓦塔が出土
- 新たな評価の視点

- ①現代へと続く「上人壇」・「石背」の記憶
- ②須賀川市の文化財保護の原点となる史跡
- ③景観や地形など、当時のすがたを今にしのばせる空間

○第3章第2節 新たな価値評価の視点の明示

1 復元された建物による実物体験

→様々なタイプの倉を実際に見ることができる施設として整備されたことは、官衙遺跡整備の一つの典型例として、多くの自治体から参照され、文化財保護上の新たな価値を生み出しているところです。

この点を盛り込んだ上で、引用・参照例を集めておいてもよいのではないのでしょうか。

○第3章第3節 構成要素の特定

これは文章ではなく、すべての要素を書き出し、分類した上で表にするのもよいのではないのでしょうか。資産リストのようなかたちになりますがいかがでしょうか。

・本質的価値を有する要素＝地下に保存されている倉庫遺構群（Ⅱ期南東側「コ」の字形配置建物跡群○棟、Ⅲ期北側「L」字形外地建物群○棟を含む）、区画溝（北溝1条、西溝1条、及び東側溝を含む）その他関連遺構及び出土遺物。微高地状地形。

・（本質的価値を有する要素→あるいは、本文にある、「本質的価値を補完する要素」か）＝土倉、校倉、板倉、倉庫跡標示。

・本質的活を構成する要素以外の要素＝説明板、園路等

なお、原案の1本質的価値を構成する諸要素5行目以降の書き方が重要になります。もし、中台廃寺等を、本質的価値を有する要素に入れた場合（解明していくことは必須とおもわれますけれども）、将来的に史跡に組み込んでいくのかどうかを考える必要が出てくるのかどうか、文化庁や県文化課の見解をお聞きしてください。計画自体に関わるかと思います。もし、周辺の遺跡等を、本質的価値を有する要素以外の要素に入れる場合は、下記の参考例のように分けてもよいかもしれません。

【参考】

鹿島神宮境内附郡家跡では、【史跡を構成する要素】「史跡の本質的価値を有する要素」「史跡の本質的価値と密接に関わる要素」「史跡の本質的価値と密接に関わる要素以外の要素」と、【史跡地周辺を構成する要素】「本質的価値と密接に関わる要素」「本質的価値と密接に関わる要素以外の要素」に分けている。

○その他

第2章第2節3（1）2）気候では、みかんなど照葉樹作物のほぼ北限に当たるなどの評価もあってはどうでしょうか。

（以上です）

第3節：上人壇廢寺跡の構成要素

(1) 本質的価値

第10表 本質的価値とその構成要素

本質的価値①		奈良時代から平安時代の東北地方における地方寺院の実態を示す高い学術的価値
構成要素	ア) 発掘調査により地下に埋蔵されている遺構	<ul style="list-style-type: none"> ・基壇建物跡 (金堂跡 SB05) ・掘込地業建物跡 (講堂 SB06) ・掘立柱建物跡 (南門 SB01・東門 SB001 など) ・竪穴建物跡 (SI02～SI07) ・区画溝跡 (SD14・29ほか) ・築地堀跡 ・瓦窯跡 (1～4号窯跡)
	イ) 発掘調査によって記録保存された遺構	<ul style="list-style-type: none"> ・柱列跡 (SA011) ・竪穴建物跡 (SI01) ・区画溝跡等
本質的価値②		金鼓・経軸端など、寺院の荘嚴を示す全国的に稀有な遺物が出土
構成要素	ア) 出土した主な遺物と地下に埋蔵されている遺物	<ul style="list-style-type: none"> ・瓦 ・土器 ・須恵器 ・金属製品 ・石製品 ・ガラス製品等
本質的価値③		金堂と瓦塔が一体化した「塔」として象徴的な六角形の瓦塔が出土
構成要素	ア) 地下に埋蔵されている遺物	<ul style="list-style-type: none"> ・基壇建物跡
	イ) 出土した主な遺物と地下に埋蔵されている遺物	<ul style="list-style-type: none"> ・六角形の瓦塔

(2) 新たな評価の視点

第 11 表 新たな評価の視点とその構成要素

新たな評価の視点①		現代へと続く「上人壇」・「石背」の記憶
構成要素	ア) 上人壇廃寺跡の由来となった基壇建物跡	
	イ) 石背郡の関連資料や遺跡	
新たな評価の視点②		須賀川市の文化財保護の原点となる史跡
構成要素	ア) 過去における調査資料	
	イ) 遺跡保存に関する関係資料	
新たな評価の視点③		景観や地形など、当時のすがたを今にしのぼせる空間
構成要素	ア) 原地形や空間、眺望、植生	
	イ) 景観（現在の市街地との比較）	

第3章 史跡の本質的価値

前章までに述べてきた内容を踏まえ、ここではその価値を国指定史跡鹿島神宮境内附郡家跡の本質的価値、本質的価値と密接に関わる価値等に区分して整理をする。

(1) 国指定史跡「鹿島神宮境内附郡家跡」の本質的価値など

①本質的価値

鹿島神宮は古くは大和朝廷の東国・東北経営の拠点に鎮座する神宮として、また藤原氏の氏神としても崇敬され、中世以降においても武家の信仰が厚かった我が国を代表する古社で、現在も全国から人々の崇敬を集めている。

- ・ 寄進された重要文化財である近世前期の社殿群は武家の信仰を表している。
- ・ 境内地には、摂社3社、末社8社、所管社1社があり、古くからの信仰が継承されている。
- ・ 御手洗池は古い時代の参拝ルートのあり方を示している。
- ・ 要石は、地震からの守り神として古くからつづく信仰の証である。

神郡形成の中核である鹿島神宮をはじめ、「香島天之大神」を構成する坂戸社・沼尾社、郡家跡は、『常陸国風土記』の世界を垣間見ることができる良好な状態で保存されている。

- ・ 『風土記』に現れた社が現在まで存在することは、地域の信仰と人々の関わりが強くうかがわれる。
- ・ 郡家跡の保存状態は良く、多くの調査成果から郡家の研究進展が期待できる。
- ・ 谷底低地に面している立地を理解することができる。
- ・ 鹿島神宮境内地を覆う常緑照葉樹林の社叢林、坂戸神社と沼尾神社の社叢林は、自然林に覆われた神域を表している。

郡家跡は、郡庁・正倉院のほか、厨家、工房が確認されるなど、郡家跡を構成する施設が確認され、また全国で8カ所に設置された神郡における郡家跡として学術上貴重な価値を有している。

- ・ 郡家跡の構成を示す各種墨書土器などの遺物が確認されるなど、多くの遺物が埋蔵されている可能性も高く、さらなる史跡の解明が期待できる。
- ・ 8世紀から10世紀初めころまでの3期におよぶ変遷がうかがえる遺構が検出されている。このようなことから神郡における郡家造営のありようを解明するうえで重要な手がかりとなる。

鹿島三社の位置や新旧の郡家跡、その周辺遺跡などから、地域の歴史的な変遷を知ることができる。

- ・ 全国的にも希少な律令国家における神郡の成立の様相を解明するうえで重要な歴史的な価値を持っている。

②本質的価値と密接に関わる価値

密接に関わる価値とは、史跡の本質的価値ではないものの、史跡内に存在し、本質的価値と密接に関わるものである。

鹿島神宮や坂戸社、沼尾社に所在する参拝の諸施設や石塔類は信仰を表すものとして貴重である。

- ・古来より多くの人々の信仰を集めた神宮は、石灯籠、句碑、石塔等の多くの奉納物が存在している。

鹿島神宮に関連する寺院遺構が存在している。

- ・鹿島神宮境内地、鹿園の周辺には神向寺（第2期）や護国院の跡地と推定される土塁などが残存し、地下には関連する遺構・遺物の存在が推測される。鹿島神宮に深く関与した寺院であることから史跡と関連する文化財として重要である。

鹿島神宮に由来するものとし、日本鹿（神の使い）が飼育されている。

- ・『古事記』によると、天照大神の命をタケミカヅチに伝えたのは天迦久神（あめのかくのかみ）とされる。この「かく」は「鹿兒（かこ）」すなわち鹿に由来する神とされることに基づき、神宮では鹿を使いとしている。

③本質的価値と密接に関わる要素以外の価値

境内地に所在する経営に係わる諸施設

- ・授与所、宝物館、祈祷殿、参集殿、武徳殿、弓道場

鹿島神宮や坂戸社、沼尾社の境内地に所在する管理や便益に供する諸施設

- ・工場、焼却場、駐車場
- ・解説案内板、管理柵、手洗所、売店、休息施設
- ・地下に埋設されたインフラ設備

④史跡の周辺を構成する価値

史跡の周辺を構成する価値とは、史跡指定の範囲以外で史跡の本質的価値や密接に係わる要素を保護保全するうえで、保存活用の対象とする要素を整理する。

鹿島神宮史跡指定範囲北東域の叢林

- ・本地域は国定公園の指定を受けている範囲であるが、鹿島神宮社叢林と一体を貴重な社叢林としての価値を有している。

坂戸神社・沼尾神社の周辺

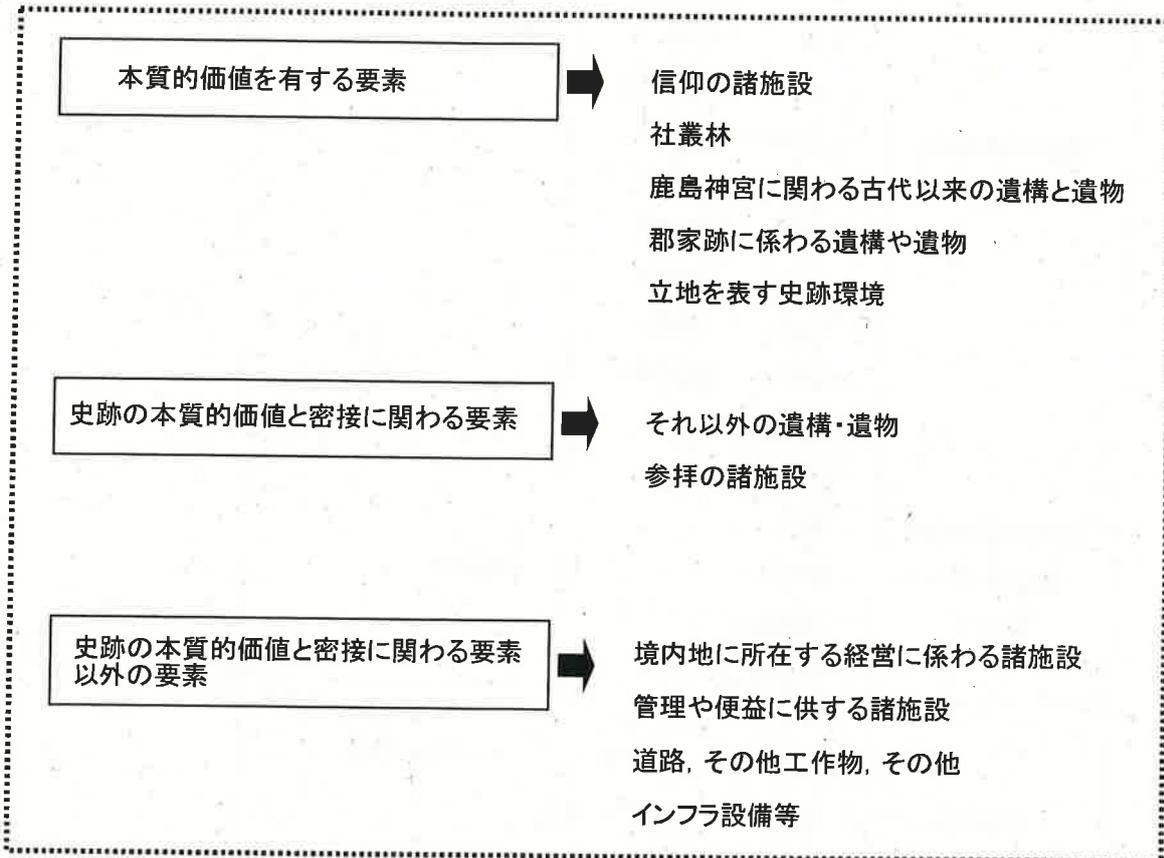
- ・神社の立地環境と一体をなす地形であることや遺跡を取り囲む埋蔵文化財包蔵地は、その潜在的な価値とともに、歴史的な景観を確保するうえで重要である。

(2) 構成要素の特定

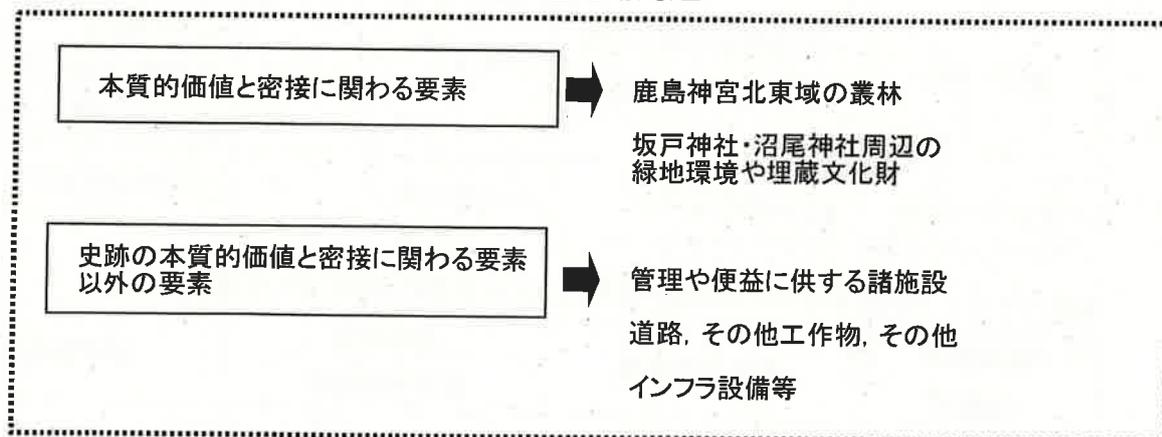
前項で抽出した価値を構成する要素する様々な要素を、鹿島神宮地区、坂戸神社・沼尾神社地区、郡家跡地区に区分して整理する。

■第42図 史跡を構成する要素の区分

【史跡を構成する要素】史跡指定地内



【史跡地周辺を構成する要素】史跡指定地周辺



■第12表 【史跡を構成する要素】本質的価値を有する要素

構成要素 /地区名	鹿島神宮地区	沼尾神社 坂戸神社地区	郡家跡地区
信仰の諸施設 (建築物)	<ul style="list-style-type: none"> ・本殿 ・石の間 ・拝殿 ・幣殿 ・楼門 ・仮殿 ・宝庫 ・神庫 ・奥宮 ・高房神社 ・三笠神社 ・須賀社 ・津東西社 ・祝詞社 ・熊野社 ・稲荷社 ・熱田社 ・御厨社 ・大国社 ・祖霊社 ・回廊 ・遥拝所 ・鳥居 	<ul style="list-style-type: none"> ・本殿 ・拝殿 ・玉垣塀 ・鳥居 	—
信仰の諸施設 (建築物以外のもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・御手洗池 ・要石 ・鏡石 ・御神木 ・石造物 	<ul style="list-style-type: none"> ・石造物 	—
社叢林	<ul style="list-style-type: none"> ・スタジイカシやタブノキ、モミ、スギ等で構成される造林と部分的な天然林からなる樹林 	<ul style="list-style-type: none"> ・スタジイやコナラ林からなる樹林 	—
遺構と遺物	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿島神宮に関わる古代以来の遺構と遺物 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・古代郡家に関わる遺構と遺物 (郡庁・正倉院等の諸施設・大溝・墨書土器など)
立地を表す環境	<ul style="list-style-type: none"> ・西側崖地地形 	<ul style="list-style-type: none"> ・崖地地形 	<ul style="list-style-type: none"> ・西側崖地地形

■第13表 【史跡を構成する要素】史跡の本質的価値と密接に関わる要素

構成要素 /地区名	鹿島神宮地区	沼尾神社 坂戸神社地区	郡家跡地区
信仰を表す施設	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿園(鹿) ・芭蕉句碑 ・大鯰の碑 	—	—
それ以外の遺構と遺物	—	—	古代郡家以外の遺構と遺物

■第14表 【史跡を構成する要素】史跡の本質的価値と密接に関わる要素以外の要素

項目/地区区分	鹿島神宮地区	沼尾神社 坂戸神社地区	郡家跡地区
経営に係わる 諸施設	・授与所・祈祷殿 ・参集殿・武徳殿 ・弓道場・宝物館	—	—
管理や便益に供 する諸施設	・社務所・礼賓館 ・工作場・焼却場 ・駐車場・園路・道路 ・解説案内板・管理柵 ・手洗所・売店 ・休息施設	・解説案内板	・解説案内板
道路・工作物・ その他	・防災道路 ・土止めその他	—	・市道
インフラ設備等	・水道施設 ・電気設備類	—	・水道施設 ・電気設備類

■第15表 【史跡周辺を構成する要素】史跡の本質的価値と密接に関わる要素

項目/地区区分	鹿島神宮地区	沼尾神社 坂戸神社地区	郡家跡地区
自然環境	鹿島神宮北東域の叢林	沼尾神社 自然環境保全地域 (スタジイ・タブ群落) を含む周辺の自然環境 坂戸神社 周辺の自然環境	郡家跡西側の崖地地形 及び斜面地のアカガ シ・タブノキ群落
埋蔵文化財	埋蔵文化財範囲	埋蔵文化財範囲	埋蔵文化財範囲

■第16表 【史跡周辺を構成する要素】史跡の本質的価値と密接に関わる要素以外の要素

項目/地区区分	鹿島神宮地区	沼尾神社 坂戸神社地区	郡家跡地区
管理や便益に供 する諸施設	・管理柵 ・案内板	—	—
道路・工作物・ その他	・市道	・市道 ・住宅等 ・耕作地	・市道 ・住宅等 ・耕作地
インフラ設備	—	・水道施設 ・電気設備類	・水道施設 ・電気設備類

1 本質的価値を構成する諸要素

本質的価値1		霊峰筑波山の山麓に構える古代の筑波郡衙である
構成要素		筑波山、 『常陸国風土記』 『万葉集』 筑波郡
本質的価値2		郡衙正倉院の実態と変遷が分かりやすく明示的であり、学術上の価値が高い
構成要素	発掘調査により得られたもの	「コ」の字形や「L」の字形に規則的に配置された建物跡 建物跡を囲む大溝跡 瓦・土器などの奈良・平安時代の出土遺物
	整備により得られたもの	立体復元建物(土倉、校倉、板倉) Ⅱ・Ⅲ期の遺構表示 案内所、駐車場、説明板、園路
本質的価値3		国造と郡司の関係性を知ることができる。
構成要素	現存する遺跡	平沢古墳群(1号墳、2号墳、3号墳) 北条中台古墳群(1号墳)
	発掘調査により記録保存されたもの	平沢古墳群3号墳出土火葬骨壺 北条中台古墳群、その出土遺物
本質的価値4		郡衙とその周辺寺院との関係性を知ることができる。
構成要素		北条中台廃寺、出土遺物 石製露盤
本質的価値5		古代から中世への移行期における拠点の変遷を知ることができる。
構成要素		北条日向廃寺、出土遺物 常陸平氏

2 新たな価値評価を構成する諸要素

3 本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素 ×

4 指定地の周辺地域を構成する諸要素

会 議 録

会議の名称		史跡平沢官衙遺跡保存活用計画策定懇話会（第2回）		
開催日時		令和2年10月19日 開会14:00 閉会16:00		
開催場所		つくば市役所4階ミーティング室1・2		
事務局（担当課）		教育局文化財課		
出席者	座員	田中 裕、三谷芳幸、黒田乃生、海野聡、桜井茂		
	その他	浅野啓介 文化庁文化財第二課史跡部門文化財調査官 松本直人 茨城県教育庁総務企画部文化課課長補佐 齋藤和浩 茨城県教育庁総務企画部文化課文化財保護主事		
	事務局	森田教育長、石橋文化財課長、広瀬同課係長、山本同主務、		
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	0人
非公開の場合はその理由				
議題		<ul style="list-style-type: none"> 「史跡平沢官衙遺跡保存活用計画」第3～8章の検討 		
会議録署名人			確定年月日	年 月 日
会議次第	1 開会 2 挨拶 3 議事 (1) 「史跡平沢官衙遺跡保存活用計画」第3～8章の検討			

<審議内容>

(事務局：資料に基づき第1章から3章を説明。)

座長：今御説明がありました第1章と2章につきまして、前回の意見がまだ反映されていない部分、あるいはまたお気づきのあった部分について、御意見、御質問をいただきたいと思います。如何でしょうか。

私から1点よろしいですか。些細なことですが、15頁の平沢3号墳は私が、つくば市と調査をしたのですが、文章中に方墳と確認されたというふうにあります、これでいいと思うのですが、図の復元が円墳になっているのですが。

事務局：すいません。石橋からも指摘されていたのですが、差し替えが間に合わなくて、測量調査時のものを入れてしまいましたので、調査後のものに差し替えたいと思っています。

座長：もし復元ができていないようであれば、復元のない図に差し替えていただければと思います。その他、如何でしょうか。調査官お願いします。

文化庁調査官：今まで出ていなくて、私初めて原稿を拝見した関係で、蒸し返すようなことを言うかもしれませんが、気になったことをお話ししたいと思います。9頁からの歴史的調査のところですが、遺跡の名前がいくつか並んでいますが、その場所が分からないので、例えば番号を振るとか分かるようにならないかと思いました。

また、この歴史的調査の成果のところ、私は思いますに今の平沢官衙という遺跡と、今の町とがどういうつながりがあるかという、例えばこれを読んだ学校の先生とか、その活用の方にどれくらい伝わるのかというのが重要かと思っています。どう移っているかとか、あるいは関係がないのか関係があるのかという観点で書いていただく。また近世のところでも11頁に、いろいろな何領って書いてあるのですが、この平沢は何領なのかなということが気になっています。

それと頁が先行きまして 20 頁ですが、平沢官衙遺跡の発掘調査成果が書かれているのですが、できれば調査時毎に説明するというよりは、今日配っていただいた指定説明文のような観点で、全体のことを書いていただいた方が分かると思うのです。これは多分ほとんど発掘調査報告書から引いていると思うのですが、これは研究者の方にはこれでいいと思うのですが、一般の方が見る本だという観点で、もうちょっと分かり易くといいますか、まとめて書いていただきたいと思いました。以上です。

座長：ありがとうございます事務局から何かありますか。

事務局：最初の歴史の部分が、つくば市の歴史の概略として書いているような形ですので、もう少し平沢官衙と関連する歴史にまとめて、そうすると、筑波山麓の歴史として書くような形になるかと思うのですが。平沢官衙自体はもう、見つかった段階では郡衙があったことも分からない状況だったのですが、平沢官衙、筑波郡衙があそこにあつたからこそ、その後、常陸平氏の本拠地になったり、近世の交通の要衝としてとして在郷町として栄えたり、中世の小田氏があそこに入ってきたのも、常陸平氏の多気氏を意識して、入ってきたというのもあるかと思えますので、そういった筑波山麓の歴史にもっと重点を置いて書き直すということで考えたいと思います。ということで、大丈夫でしょうか。

文化庁調査官：あともう一つ、すいません。今日配っていただいた指定説明文は、それこそ指定された時のものなので、今の観点からすると、より研究が進んで間違いというか、修正するべきところがあると思えますので、それはこの計画書の概要のところに書いていただきたいと思えます。

座長：調査官が仰ったことは私も実は気になっていまして。平沢のところは、本質的価値の方にも、古代の末に拠点が移っていくということも書いているので、その辺り、アピールじゃないかもしれないですけど、そういう文言が入っているといいと思っています。というのが 1 点と。

あと些細なことなのですが、今の市民に少しくアピールする、そういう文言が入っているといいなと思ってですね。12 頁に、現代があります。現代につくば市が合併してできます。この合併してできたつくば市というのが、私の恩師である岩崎先生が、常におっしゃっていたのが、偶然にもということなのですが、古代の筑波の国が所在地をほぼ含む形で、つくば市ができ上がったというようなことを仰っているのです。これは歴史的な意味として、その範囲にずっと繋がってきたということは言えないのですが、今のつくば市という範囲が、そのような認識を持たれているというのが、一言入っていると古代と今が繋がるのではないかと思いますので、この辺にちょっと書いていただけるといいかなと思いますが。

他にございますでしょうか。では、まだ変更可能ということなので最後にその他何でも出していただいても構わないと思いますので、むしろ、重要な第 3 章の変更点について、事務局の方からお願いいたします。

(事務局：資料に基づき、第 3 章を説明。)

座長：この第 3 章に書くべきことが、なかなか共通理解が難しいところですけども、ほかの例にも詳しい、調査官や県の方にお聞きした方がいいかなと思うのですが。調査官、こういう書き方でよろしいのでしょうか。

文化庁調査官：こちらで立てた章立ての説明が足りなくて、色々な所で混乱を生じているところがあって、申し訳ありません。そもそもこの本質的価値というのが嫌いだっていう先生もおられて、価値というのは当然その史跡の上でいろんな価値があるわけです。例えば史跡には、個人の方がお住まいの家とかあるのですが、他の史跡ではですね。史跡にとっては価値がないのですが、住んでおられる方は当然お宅なので価値がある。その史跡にとっての価値っていうのをこう書いてもらうという意味で、ここで価値と言っていますのは史跡そのものの価値のことを申しているつもりでして、その後、

研究ですとか発掘調査が進んだりして、いろいろもっとわかることがあると思うのですが、そういうのを出してもらうということになります。

ですから、第2節の31頁の新たな価値評価の明示というところの2・3・4というのは、何というか副次的なというとらえ方になるかと思っておりますのと、それから32頁の本質的価値の中に、整備により得られたものが書いてあるのですが、これは本質的というのではなく、これもこっちの章立てがよくないのですが、本質的価値を補完するというか、補う要素として立体復元建物を入れてもらって、価値というふうに復元建物を入れてしまうと、変なことを言うと地下遺跡を壊してでも建てていいという理屈になる。必ず守るものというのが本質的価値にとらえていますので、地下に遺跡があってそれを守った上で復元建物を建てるので、どうしても保護のレベルではランクが下がるというふうに考えております。

それと、その指定地以外のところを入れるか入れないかと仰っていましたが、難しいところでありまして。最近ですと、正倉他の遺跡ですと、郡庁だったりとかお寺だったりとかも合わせて指定している方が多く、ここで言う30頁の3とか、4になるのですが。ここは、そういうことじゃないので、今後どういう形で、より広く保護していくかっていうのを、後の方に入れるということであれば、本質的価値に入れていいのではないかと考えています。以上です。

座長：ありがとうございます。そうすると32頁のところが一番分かり易いかと思うのですが、本質的価値を構成する諸要素の中、地形と発掘調査により得られたものはそこに入るけれども、整備により得られたものについては、むしろ2番に補完的な意味を持つものとして入れる。ということよろしいでしょうか。そうするとそちらの方に入れ込んでいただいて書き直すのが、本来的かと思えます。

それから、指定地の周辺もどれだけ入れるかについてですけど、考古学を

やっていますと非常にこう悩ましいところで、やはり遺跡の背後のコンテクストを読み込もうとすると、周辺との関係をどうしても読まなきゃいけないということもありますので、私はこういうものを上げるというのは、むしろ本来的な学術的なあり方と思うのですけれども。一方で、先ほどの話だと、今後の、保護の方針に少し関わるのかなと。

この辺りについては、事務局では何か考えていることはあるのでしょうか。

事務局：保護の方針というのも、この中で周辺について触れている部分があるのですが、誰かに了解をもらって決定したものではありませんが、最低限、郡衙に関わるもの、後は廃寺については指定候補になってくるかと思います。少なくとも、平沢官衙遺跡の南の向かいの台地の上で、中台廃寺という、寺院があるのは分かっています。範囲は分かっているのですが、そういうものを指定にしますと断言してしまうと地権者さんの話もありますので書き方を気をつけなければいけないと思います。けれども、昔、郡寺とっていた氏族の氏寺、郡庁、あと館ですとか含めて官衙に関わるものというのは、指定候補になってくる。平沢官衙遺跡と直接結びつく要素があると思います。平沢古墳群や中台古墳群を、直接的にそこに含めていいかわかりませんが、その周辺で密接に関係するものだとは思っています。

すでに、平沢古墳群の中では市指定になっているものがございまして、あと日向廃寺跡、時代は大分下りますがけれども、平安末の常陸平氏関係の寺院も市指定になっていますので、ここに挙げているものが、指定して保護していくべきものにかかなり近いのかなと思っています。以上です。

座長：茨城県内でも他の市町村も同じような悩みを抱えているのではないかと思います。何か茨城県の方で事例等を把握されておりますか。指定されていないものを、あらかじめどこまで守っていくかというのを計画に入れている事例という。

県職員：前回の話の時に、14頁のこちらの図を参考にして、その指定の範囲に

ついて、どこまで入れるかというお話があったと思います。それで今回精選をして、このような形で1回上がってきているということなのですが。やはり他の事例で見ていると、その史跡単体で扱っているケースが多いですね。ここまで大きく広げているケースというのは、ちょっと茨城県ではそんなに見られないかなと。先ほど調査官からもお話がありましたが、例えば金田官衙遺跡だったら、廃寺とかも一体で史跡になっていますので、そこと平沢官衙とでは少し違いがあるので、今後の、中台遺跡、中台地区での、調査の予定も考慮して入れていくのがよろしいのかなと思うのですが。

座長：今の点について、座員の皆様、何かご御意見ございますでしょうか。

座員：その後の方の最終的な活用の方、あるいは整備の方の中・長期な計画で、追加指定を検討しているというふうに書いてあるところと、どう整合性を付けるかというところだと思うのですが。特にC地区、後で出るC地区の辺りは、特に明示した範囲というより望見できる範囲で、かなり広いところを取ってぼやかして書いていると思うのですが。そういったところ、前に価値づけがなされていないところをこの本報告書の中で、要は後ろの方で追加指定という話が出てくると、そこで齟齬が出てくると思うのでその整合性を取っておいたほうがいいのかと。

座長：そうすると、追加指定を見越しているということを考える時には、前の方に、本質的価値の中にも何か触れた方がいい、ということになりますでしょうか。

座員：先生のおっしゃった話と同じで、私も複合的にはとらえておいて、むしろこの遺跡との関連性で、この価値を補完するというような書き方でもいいと思うので、関連性をもう少し平沢官衙との関係を深めて書くというのはあり得るのではないかなと。

座長：ありがとうございます。他に御意見ありますか。調査官お願いします。

文化庁調査官：幾つも箇条書きにして挙げていられる中で気になりましたのは、例えばガイドの方とか地元の方が、お客さんを案内しようとする時に、これを基に1番の霊峰筑波山の山ろくに構える古代筑波郡衙っていうのは、ここにしかないことでいいかなと思っているのですが、次の郡衙正倉の実態と変遷がわかりやすく明示的だっていうこととか、あと国造と郡司の関係を知ることができるとか、あと周辺地域の関係を知ることができるかというの、なかなかこう、ピンとこないと思うのですね。例えば、今2番だと、この下の文章読むと、何とか分かるのですが、建物のほとんどが建て替えになるのですね。ドラスティックに建て替えられるのですかね。

そういうのがすごいのだとか。何かこう、来た方がそうなんだと想像しただけのような言葉にできないかというのを、これ先生方にもご意見いただければなというふうに思うんです。

座長：特徴を的確に説明できるかどうかということですね、大変難しい課題。

そうするとちょっと、今日だけではとてもブラッシュアップできないと思うのですけれども。はい。お願いします。

座員：多分この郡衙の話、正倉の話で言えば、いわゆる整然とした柱配置すとか、整然とした建物配置とか、計画的な建物配置だというのはよく使われる言葉じゃないかなと思いますね。もう一つが、同じ場所で建て替えられて使い続けられたとか、そういうような言葉というのは、場所の継続性とか場所の継承みたいな言い方で、建築の世界で時々使うようなことです。

ちょっといい言葉がブラッシュアップした言葉は出ませんがこういった観点から書いていただければと。

座長：ありがとうございます。御意見ありがとうございますでしょうか。事務局からお願いします。

事務局：すいません。2番、今後第一節の2番については、規則的な配置という部分と、平沢官衙遺跡は、郡衙の正倉としては全面調査して、それで配置

なんかがかなり分かっているということも、ほかの正倉と比べた時に、価値になるのかなど。調査したおかげでその変遷が分かったっていうのはあるんですけども。

二つのことがちょっと混ざっているような形にはなっています。この場合調査して郡衙の建て増しの様子が分かったということが、単純に言えばそういうことかと思うのですが。それが本質的な価値の中に入れるべきなのか。新たに、調査の段階で分かったことですから、ここに入れて、行くことかと思うのですが、分けて書いたほうが分かりやすいのか、それとも、別の形で入れたほうがいいのか。お伺いできればと思います。

座長：なかなかすぐにアイデアはないですけども、悩むのであればこの文章をむしろ箇条書きにするというのもあり得るのかなと思うのですが。文章で全部つなげると非常に細かいニュアンスを正確に表現しなければならないのですが、特徴をパンパンと出してあげる方がむしろいいのかなという気もするんですけども。先程の、全部調査しているというのはもう全体像がわかっているとかですね。そんな形で、一言で。1回書いてみるのはいかがでしょうか。

事務局：1番の中、2番の中を、箇条書きでこう出していくということですね。よりキャッチーな感じ。それでちょっともう1回書き直してみます。

座員：すいませんちょっと学術的なところの確認で、3頁の第2節の1のところ、郡庁等が分散的に配置されるというふうに、結構明示的に書かれているのですが。これ遺構などは特に確認されてないと思うのですが、ここまで言い切っちゃって大丈夫ですか。

事務局：これは少なくとも平沢官衙の台地上に、郡庁に当たるものがないと。だから台地を変えて、向かいの台地か、山裾の方の平坦なところか。郡庁を考えるとしたらどちらかしかないという、そういう意味合いになってきます。

座員：郡庁等が分散的に配置されるという表現は、何か郡庁が分散しているよ

うに見えてしまうので、要は郡衙の関連施設が郡庁を含めて分散的に配置して、正倉域を作っているという意味合いで、多分書かれたのだと思うのですが、ちょっと表現を工夫された方がいいと。

事務局：すいません、理解しました。はい。そのとおりだと思います。

事務局：私、この原稿を見たときに、ちょっと見逃していたような気がしていて、とにかく今言われたように郡庁はまだ見つかっておりませんし、ここに郡庁があるかどうか、正倉の別院ということも考えられるので、その辺も踏まえないと郡庁ありますよってというのは、ちょっと書き過ぎかなと感じました。ちょっとここはもう少し、しっかり書きたいと思います。

座長：「郡衙関連」とか「官衙関連」であるが、まずほぼ確実でしょうから、そこら辺を踏まえて、うまい落としどころで書いていただければと。ありがとうございました。それでは第3章も、その後の書き方で調整していくということになりますので、第3章についての議論は、ひとまずここで収めまして、第4章以降について事務局の方から説明をお願いいたします。

(事務局：資料に基づき第4章以下を説明)

座長：はい、ありがとうございました。大部になりますのでどこに何を書くかというような問題もあろうかと思いますが、まず、第4章のですね。現状と課題のところに関連して御意見を伺いたいと思いますいかがでしょうか。

座員：現状と課題とその後の基本方針、これからどうしようという内容の6章以降がリンクした方が分かりやすいのかなと思います。例えば、さきほど情報発信がないので、これからしていきますということをおっしゃったのですが、現状の第2節、34頁の下のところに、情報発信のことは何も触れていないので、(情報発信が)ないということを書いた方がいいと思います。ホームページはあると思うので、そのようなことも追加してはどうでしょうか。また、活用のところがわかりにくいです。読めば分かるのですが、誰がいつ

何をしてどれぐらいの入り込みがあったのか、昨年度1年間でも良いですし、表があると理解しやすいと思いました。とりあえず、気がついた点です。

座長：ありがとうございます。事務局から何かありますか。

事務局：そうですね。活用なども数字を入れた表が必要かなとは思っております。大体毎年実施しているイベントは似たような感じですが、どのぐらいの人が、参加していただけたかそういったものを、入れさせていただこうと思っております。

座長：確かに現状と課題があってその後に、保存管理と活用というのが、リンクしていた方がいいですね、何か項目をある程度合わせるのには完全では難しいと思いますが、合わせるようにお願いできればと思います。他に御意見ございませんでしょうか。

座員：すいません。すごく細かい話なのですが、33頁の2行目、すべて公有地化したことにより史跡指定地＝市有地って、これはさっきの話だと国有地がありますよね。

事務局：ですね。ここは修正が必要かと思います。

座員：その次の34頁のこの図ですね、これだと全然わからないので、何かハッチング等かけるか、カラーに最終的になるのか分かりませんが、何らか表現の違いを出しておいたほうがいいのかと思います。

先の方に行くと、36頁から以降の復元の話で、いくつか誤字かなと、37頁の上から3行目の流れの「レ」がカタカナで、これ「ながしいた」と普通はいうので、「し」が送り仮名で入ったのか、なんか抜けているのか。37頁の上から3行目の一番左です。これはもともと何か前の整備の時の資料をもとに作られているのですかね。

事務局：この全般的な文章が基本的に、復元整備の報告書から引っ張ってきている部分が非常に多いのですが、ちょっとはつきり覚えていないのですが、ここの部分は実施設計、建物等立体復元の実施設計書の内容をそのまま

写したような気がしますので、カタカナで「レ」って書いてあった記憶はあるのですけど。

座員：大工さんの読み癖で、両方使うこともあるかと思imasuので。そのさらに板倉の2行の垂木も、ここだけ垂木の字に木偏がついている、ここぐらいは統一してもいいと思うので。あるいは、その復元整備のものから引いているのであれば、そこも典拠を示してもいいとは思うので。なかなかそういう復元整備の元になったものというのは、ある程度のところできっちり押さえておくということも、整備の歴史の上では大事だと思いますので。とりあえず以上です。

座長：ありがとうございます。現状と課題なんですけど、ちょっと私からも1点ですね、これは大きな問題で後に関わる問題ではあるのですが、34頁に、活用というところがあって、その冒頭の史跡の見学者およそ毎年5万人前後、これは最初の文章にも出てくるのですね第1章にも。この5万人前後というのが、あの遺跡にとってどういうふうに評価されておられるのかというのは、事務局では多いと考えているのか少ないと考えているのか、あるいは今後本当に、増やすのか。ずっとどのぐらいというのはなかなか言いづらいと思うのですけれども。その辺りの認識をちょっと教えていただければと思います。

事務局：はい。作った当時の話で言いますと、いろんな史跡整備されたところを見に行かせてもらって、そういう時、土日が多かったのですが、閑散としていることが多かったので、作ってもどのくらい来るのかは、正直本当に不安でした。

1年目に、2万4千人、大体月平均2千人来ていただいて、まあまあだったかなということでしたのですけど、それからだんだん増えて5万人前後でこれ、近くに桜の名所がありまして、桜が満開で土日が重なると、5万5千人とか、6万人いたりとか、それが雨で4万人台に落ち込んだりとか、そういうのがあるのですけど。それで後で文化庁の山下先生にどっかでお会い

したときに、5万人ぐらいだと言ったら、飛鳥の資料館もあれは有料ですけど、年5、6万だからいい数字じゃないって言われたのは、頭にあるんですけど。ただ、5万人が基線だったら、10万人を目指したいっていう思いはあります。ですから、難しい評価ですけども、悪くはない数字で来ていますけど、もっと来ていただきたい。そのために新たな復元整備っていうか、そういうことを行いたいと思っていますので、目標は高く持っていきたいなと思っています。先ほどの話で、この何人ぐらい来ているかと表で入れることも考えたいと思っています。

座長：課長さんお願いします。

事務局：すみません。ちょっと追加いたしますと、市の中では結構もっといけるのではないかと期待されているところもありまして。「つくば未来構想」という市の基本計画に近いようなもので、文化財展施設全体の集客人数、来館者数については、何%とかっていう目標があるのだけ。

事務局：はい。目標値があります。

事務局：数値目標として増やしていくことが望まれています。それと整合性についても、他の計画との関係でもありますので、触れておくべきかと思えます。

座長：これをお聞きしたのはですね5万人というのは、私もいくつか委員をやっている中ではなかなか大きい数字ですね。小さな範囲の史跡の中に、それだけ毎年来られているということですので、現状の評価というのが、ここにあっていいのかなと思います。それを踏まえて、今後どうするのが活用とかになると思うのですけども。その際、あまりに来て、史跡が破壊されるっていうことまではならないと思うのですけども、多いと逆にそういう問題も抱えるわけですよ。ですので、もちろん、今の時点から、さらに活用していくということでもいいと思うのですが。まずその評価とか、たくさん来ていることがわかる資料があるといいと思います。他にございませんでしょう

か。

座員：すいません数値目標は、数値目標でいいと思うのですがけれども、今のコロナみたいな話だとか、桜は年度を跨ぐと、1年に2回集まっちゃったという、悲惨なことが起こったりすることがあるので、あくまでそういった定量的な話だけじゃなくて、質という面もあわせての価値であるというのは認識しておいたほうがいいかなというふうに思います。

後人数の話でいうと、ここら辺は設備が不足してくるっていう話と関連づけられるのであれば、要はトイレが足りないだとか来館者に対して、足りていないということとの因果関係は、ある程度出てくると思いますのでその辺は絡めることができるかなと。

座員：そういう質の問題もあるので、アンケート調査などはしておられるのでしょうか。あれば何か別添資料などで出せないでしょうか。

事務局：そうですね。利用者のアンケートというものは、今まで実際には取ったことがありません。ですので、そういったものを加えることは、現状ではちょっと難しいのですが、ただ、本来はこういった計画を作るに当たっては、実際に来園者がどう考えているかというのは聞いておいた方がいいとは思っております。

座員：前回の整備には問題がなくて、ただ劣化しているので、修理しましょうという流れになっています。例えば建物の位置標示など、今の整備がすべて妥当なのか。整備の例えば38頁ですけど、そういう検証みたいなのも必要かと思えます。今年度は間に合わないかもしれませんが、前回の整備が全て良くて今後も踏襲しますということなのか。大きな話で申し訳ないのですが、そこは検証した計画にはならないのですか。

事務局：事務局の認識というか、ちょっと私個人の認識になってしまうかもしれないのですが。整備の方向性は間違っていなかったとは思っているのですね。

平沢と筑波山の山を背景にして、そこに目を引く、建物を実物大で復元していく。それは風景の中にもすごく溶け込んでいますし。後作りすぎる、じゃこれからどんどん増築していこうっていうのも、費用面でも、デザインとしても違うのかなとは思っています。なので、今の整備の方向性を継承しつつ、不足部分を、改善していくと、そういう方向でいいのかと考えています。

座長：この計画自体は、今すぐにアンケートを入れ込むっていうことじゃなくていいと思う。なんかそういう検証をしていくとかですね。実際に実施設計とか整備とかに入るわけですよ。そういう根拠を作っていくような計画を入れていただけるといいかなと思うのですけども。

事務局：いまの位置表示の件ですけども。これは多分、これをやらないと、当時、この復元整備は認められなかったと思われます。こういう官衙遺跡の場合、はっきり書いていなくて何と言ったらいいんですかね、連なって並ぶ建物の片一方の側が全部一直線にそろって統一されていれば、そちら側が内側だろうと考えます。平沢官衙遺跡の場合は、遺跡の外側の東南と北西に最初にL字型に建物群が配置されていたものが、次の時期には中央に移って行って、そういう柱筋が一直線とか変遷とかが重要だということで、実物大を建てるよりも建物の柱位置標示を確実にやるというのが、史跡整備の常套、よく平城京形式と言われますけれども、基本ということでやっています。それこそもう、何の疑いもなくやっているというところがあります。ですからこれについてはちょっともう削れないとは思っています。

ただ、とにかくこういう整備していてよかったかどうかとか、あるいは、これをそのまま踏襲していったいいのかというのは、とにかく思い込みだけでやっているところもありますので、やはり立ち止まって考えるっていうか、検証っていうのはやっぱり必要かなと思います。

座長：はい。ありがとうございます。まだまだ御意見あるかと思うのですが、次もありますので、調査官、お願いします。

文化庁調査官：すいません。いくつか、ありまして、この現状と課題のところは、できるだけ現状と課題で分けてもらえるとありがたいですね。整備のところは課題がありましたけど、他はないってということなのか。あんまりないから一つになっていて分かりにくいので、そこはお願いします。それから保存管理のところ、その研究ですかね、研究の観点がないので、平沢官衙の研究の現状とその課題を書いていただきたいと思います。それから、これは私が聞きたいのですが、35 頁に、令和元年に国が指定するナショナルサイクルロードになったということなのですが、これ官公庁かなんかでということなのか、また後で教えていただければと思います。

それから、観光の観点では観光部局にいろいろ聞いて、観光への課題というか、今、課長さんおっしゃったみたいに、もっと本当は需要があるというお話でしたから、市が出す報告書でもあるので、文化財だけでなく、観光の課題っていうか、現状なども出していただきたいと思います。その中で、戻って大変恐縮ですが、一つ前の観光の観点で 28 頁に交通っていうところがあるのですが、これが平沢官衙にどうやって行くかということが書いていないので、これ多分つくば市の社会的調査なのですね、ちょっと分かりませんが。どうやっていくのかと。そこにどういう課題があるのかっていうのを出していただきたいと思います。これは活用のとこでいいと思うのですが、車の方は、別に行くのですが、車のない方、どうすりゃいいのかっていうことの観点で伺っております。

それから整備につきましては、先程、座員がおっしゃったみたいに、直すだけでいいのかということではありますが、方向性としてはこれ、素晴らしいなと思っているのですが、完全 100%いいってこともないと思うのですね。金メダリストであっても、修正するところは修正すると思うので、例えば今までの整備に対して何か課題を直すというだけじゃなくて、何かしらの課題がないかどうかっていうのは、もうちょっとあってもいいのではないかなと、

それがその他の史跡の参考にはなると思うので。これから復元しようというところへのメッセージになるのですよね。よりよく復元したものを管理するには、どうしたらいいかっていうのを教えてもらえたらありがたいということですよ。

座長：はい。ありがとうございます。事務局からどうでしょうか。

事務局：今、調査官が研究といったのは、平沢官衙遺跡を管理しているつくば市が、なんか研究するってということなのか、あるいは、一般の研究者さんがここに触れているものも含めていいのか。

文化庁調査官：研究、そうですね、みなさんですかね。市の立場で、もちろん、誰かにやってもらってもいいですけども。

事務局：例えば、小笠原先生がまとめられた、日本の郡衙遺跡という本で、平沢官衙遺跡の整備についてちょっと書いていますが。そういうものとは別ってことですかね。もしかしたらということなのですけども、先ほど郡庁が分かっていないとか、あるいは廃寺跡については範囲が分かっていないと。この辺りを今後どうしていくかが、一つの管理上の問題になりますので、そういうところを確認していくという保存目的の調査っていうのは、この辺りに出てくるのかなと思うのですけども。分かりました。市の立場でということ。後、さっきから出ている話で、足りないところっていうので言えば、最初に作った時に足りないことっていくつかあったような記憶がありますので、その辺をもう少し、挙げていきたいと思います。

文化庁調査官：ナショナルサイクルロードっていうのはちょっと教えてください。

事務局：すみません。私が入れさせていただいたのですが、ちょっと詳しくはよくわかってないのですけれど、ただ国で3ヶ所、指定されておまして、しまなみ海道ですとか、琵琶湖ですか。それとこの筑波霞ヶ浦リンリンロードと、この3つを国が指定したものということになっております。県の方で

もかなり今力を入れているところでもありますので、うちの方でも、やはりこの計画に触れておいた方がいいかと。今度もイベントがあるのですが、自転車のイベントで使ってもらおうということも結構ありまして。

文化庁調査官：入れるのに文句を言っているのではなくて、何なのかなと思って聞きました。先生おっしゃるとおり、なんかすごいですよね。全国で3つしかないってすごいと思うので。のっかっていってもらえればと思います。

座長：まだ御意見あるかと思imasので、また事務局の方では随時受け付けていただけますでしょうかね。後のその他でも、もしこの時間なり、あれば、お申し出ください。第5章に議論を移りたいと思imas計画の大綱と基本方針について。御意見を伺いたいと思imasいかがでしょうか。

この大綱っていうのはこういうものなのでしょうか。

文化庁調査官：短いようなやつを考えておきまして、数行、4・5行ですかね、パッと分かるようなやつで、3行ぐらいだったりとか、3点だったりとかします。それと、次にすいません、もうちょっと基本方針のところですが、動詞で終わらしてもらいたいですね。やるとか、何とか調査するとか、そういう維持管理していくとかいうのでお願いします。

座員：お答えをお願いします。説明の中ではボランティアの活用をさらに盛り上げていくような話でしたけれども、これは実際にそうできるような算段っていうのはあるのですか。

事務局：今のところ平沢官衙遺跡を中心にしたものはまだ計画できてないのですが、今、谷田部郷土資料館や桜歴史民俗資料館を対象にした、文化財サポーターというボランティアさんの養成を行っています。今後それぞれを対象にした筑波地区に強いボランティアさんですとかそういったものを順次養成していきたいと考えておきますので、平沢官衙遺跡もこのNPOの人たちと一緒に、手助けできるような方たちを養成していけたらというふうに考えておきます。

座長：この基本方針、もしかしたらその後の保存管理とか活用とかそっちの方の文言を変えると、変わるのかなという気もしますので、合わせてという形で、次に進めさせていただきたいのですけれども。第6章の保存、管理、について御意見をお願いいたします。座員、地元から何か言いたいことはありませんか。

座員：話は前後するかも知らないのですが、今回のコロナの件で、5月に解除されましたよね。その時に、官衙はまだ閉鎖されていたのです。そのときの日曜日にお客さんが来るのが、地元じゃなくて、よその車がほとんどだったのです。それで、これはちょうどいいなということで聞きに行ったのです。「初めてですか」、「初めてです」、「こういうのがあったのを知らなかった」ってこと。そういう方が何人かいました。それで、その何ていうか、コロナではっとしたのでしょうか、地元の人があまりいなかったんです。それが印象的でした。

後、補修関係となりますと、茅葺きとか板葺きとかあります。そういうのだって、茅葺きであれば何年で駄目だっていうのがあるわけです。昔の他の人がみんなそうでしょ。じゃ今度どこやろう。そうするとその準備をして、毎年しているわけです。もう、茅手なんていうのは準備できないかもしれないけど、何らかの方法で準備はできるのではないかなあと。要するに、この前（平沢の）集落で、神社を補修したのですよ。それをしたのが何年計画で、もう傷んできたからじゃ準備しようってことで積み立てして、この前終わったのですけど。そういうやり方があるのか、私はわかんないですけど、そういうのもあるのではないかなあと。思って。

それと、「佐戸ヶ岩屋」という古墳がありますね山の上の方、ちょっと今屋根が落ちているのですけど。2号墳は、すぐは見られるのですけど、あれは私も草刈2回か3回頼まれたのですけど。だからああいうのは、どうなのかなあと。3号墳かな、茨城大学で調査したのですけど、それでこの前

見に行ったら、あの中をパイプで押さえてある。だからこれちょっと違うのではないかな。でも、宅地ですからね。その辺はあれしたのかなとは思ったのですけども。

座長：はい、ありがとうございます。平沢3号墳の現状は、私も悩んだところなのですが、パイプでお許しいただきたいなと思ってはいるのですけども。今後、平沢の官衙遺跡に関連して、周辺をどうするのかっていうことも、市としては何か考えていかなきゃいけないことなのかなと思うのですが。そのあたりを、ここに、入れるのか入れないかという問題が出てくるのですけども。現状ではA地区B地区C地区というふうな分け方をさせていただいて、42頁ですね。その中で、C地区というところ、をどうしていくのかというような問題に関わるのでしょうかね。この辺りは、事務局としてはいかがでしょうか。

事務局：C地区の中でも、郡衙に直接関係するものについては指定、そうですね平沢1号墳とか3号墳、3号墳も指定にしてもいいという話はあるのですけども。内容も分かっているのです。平沢1号墳については、今ちょっと何の担保もない中で、こうしていきますっていうのは、ちょっと書きにくい状況です。1号墳はゴルフ場の中にあって、所有者もゴルフ場で、それを市指定にしている。途中でゲートをくぐってゴルフ場に入っていないと見られないのですが、ゴルフ場の中に入る人数を管理したいということで、人が自由に出入りできるようにしたくないというのと、ゴルフボールが飛んでくるような場所にあるんですね。そういう意味でもちょっと危ないので、ゴルフ場の方からは自由見学ではなく、その様な危険があることも承知で、連絡してから来て欲しいというふうになっています。この中で整備するということまではちょっと書きにくい状況かと思っています。

保存管理、直接は平沢官衙遺跡に関するものなのですが、今後の活用を考えるとその周辺の、重要な見どころにはなっているのですね。その辺りを

どうつなげるのかという、計画の中では、やはり考えていかななくてはいけない問題かと思imasので、ここに載せられるかどうかはまた別の問題かと思imas。

座員：それに関連しているのですが、例えば平沢古墳にしても他の廃寺遺跡にしても、追加指定を考えているのか別途史跡指定を考えているのかでちょっと書きぶりが違うような気がして。それ44頁のところにも関わるのですけれども、44頁の4の公有化の上のところだと、同意が得られた場合にはその範囲を部分的に追加指定を検討するってC地区でなっている。この辺りは整理しておいた方がいいのではないかと思います。是非、国指定のこれに付け足して附けたりしていくのと、市指定で別途活用していく別の遺跡というのを、しっかり分けて書く必要があるかと思imas。

座長：調査官にお伺いできればなんですが、これ、郡庁、郡寺、館とか、直接官衙を構成するものが出てきたときには、平沢官衙遺跡の追加指定という位置付けでよろしいのですか、いきなり国指定かどうかというのものもあるかと思imas。

文化庁調査官：場合によるので、現場に行かせていただいて、私でなくて他のものでもいいのですが。それで、追加指定で名称変更するのが普通だと思imas。

事務局：やっぱり直接郡衙に係るものとそれ以外は分けて書かなくてはいいかと思imas。整理したいと思imas。

文化庁調査官：先ほど周辺の遺跡の件で御指摘いただいたのですが。この間つくば市の文化財活用計画を見せていただきましたけど、それにいろいろ書いてあるのではないですか。

事務局：指定についてですか。

文化庁調査官：指定でなくても、どうやって保存活用していくかということについて。何かしら目標があるのかと思imas。あれ、違いまし

たっけ。

事務局：もう1年以上前のことなのですけど。平沢官衙遺跡の郡庁とかを調べるべきだということで、周辺の調査をするということは入れてあります。その先については、あんまり触れていなかった気がします。

文化庁調査官：すぐ活用するとかいうよりも、まずは調査すると市が言っているわけなので、それがどこかに書いてあるのでしょうか、まずはそういうことだということなんですよ。

座長：では、そのように対応して、文言をブラッシュアップをお願いします。保存、管理の部分について他にございませんでしょうか。県の方からお願いします。

県職員：43頁の現状変更取扱基準の表があるのですが、これももう少し細かくとか、詳しく表記した方がよろしいのかなと思いました。A地区と、今後追加指定地というふうに分けているのですが、追加指定地については今の段階で、市の保存活用計画に載せるのは、多分私有地がほとんどだと思うので、地権者の同意をすべて取って、こういう方向でとなってしまうと、大変時間がかかると思います。そこで、上の段はもう史跡の扱いにして、追加指定になったら同じ扱いになるという形での表記がよろしいと感じました。あと建築のところ、これ新築というのは、基本は市の全部所有地になっているので、そこに何かを建てることはないですよ。よく、個人のお宅の所有地があるときにはこういう表記はされると思うのですが。あと改築で×になっていて、今の復元建物を直すのはこれが該当するのかもしれないのか、一番下のところに、地下遺構に影響がない限り○という表現はあるのですが、ちょっと一つ一つの項目で大丈夫ですというは、もう少し分かりやすい方がよろしいかと。後、立木とかありますけど、この伐採は市の許可で認められるところの範囲とか、抜根とか細かいところもありますよね。そういう部分についても、もう少し分かりやすいほうがよろしいかと。後、工作物という表記でこ

の工作物は何を指しているか、一般の方は分からないところがありますので、もう少し分かりやすい表記の方がここはよろしいかと感じました。

事務局：整理しますと基本的には、史跡としてできることできないことを。一般的に書くということでもいいのかと思うので、地区を分けるというよりは、史跡とすれば、法的にこういうふうを守っていくということを一般の方に向けて書くということにしたいと思います。

座長：まず、先ほど座員からいろんな、何か準備ができればいいねっていう話もありましたから、これはここに書くべきかどうかというのは、後の活用とか、その部分かもしれないのですけれども、そこも勘案していただければと思います。

押してきましたので、後で、その他全部でお聞きしたいと思いますので、最後、7章と8章は、関係しますのでこれ一緒に、活用と整備について御意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

座員：簡単にですが、活用が少なすぎると思います。保存活用計画なので、もっと夢を膨らませていただきたいと思います。

座長：よろしくをお願いします。ちなみに先ほどの自転車道路のことも当然関係してくるでしょうし、先ほど事務局とも話しをしましたが、二段階というか、一つは平沢と直接その周辺をどうするかということと、それから、市全域というつくば市は非常に広いので、少なくとも桜川流域とか、小田城とかですね。あるいは隣に金田官衙遺跡もありますから、そことの関係でどうするのかといった、活用のあり方とかですね。そういったのを、地図も二つぐらい作って、二段階で考えていただくといいかと思います。お願いします。

座員：すいません。7章と8章ということで活用に関しては、今のお話に出たようにソフト面で、やはりガイダンス施設の後ろのハード面のお話だとか、今だったらインターネットでの情報発信の場もつくれると思うので、そういったプラットフォームを盛り込んではいかがかというところと。8章に関し

ては、大綱には出てきたのですが、短期的な計画でなくて最後の中長期的な計画の中に、復元整備されたものに対する定期的な維持管理だとか、定期点検は盛り込んでおかないと。メンテナンスで一番捨てられやすいところなので、この辺に関してはすでに課題になっていることで、是非とも盛り込んでいただきたいと思います。

座長：事務局で何かありますか。

事務局：定期点検についてはまさに座員から出たとおりの話なので、触れておきたいと思います。後、もう一つすいません。ガイダンスについて、今年の予算もそうなのですが、この先何年間か、つくば市としての事情もあって、非常に予算が厳しくなりそうだという状況があって、基本設計の中でガイダンスを見込むかどうかが、正直、難しい状況になってきているところです。ガイダンスを作るには新たに土地を用意して、そこに駐車スペースを作って、今の駐車場のところに、大きめのガイダンスといいますか、みんなでビデオを見られる部屋を作るというようなイメージでいますが、短期的な再整備計画の中で盛り込むことは再検討が必要です。計画の短期、中・長期という分け方自体も、もうちょっと工夫していかななくてはと思っています。

座長：この計画自体は、すぐの計画ではないので、やはり長期の視点も入れていただいて、書いていただくのでいいと思います。他にいかがでしょうか。

座員：第7章の活用のところですけども。史跡はそもそも引き継がれて正しい理解につなげていくものだと思いますので、学校教育あるいは社会教育との兼ね合いとかいろいろ出てくると思います。その中で具体的な手法を明確にして、例えば学校教育との関連とか、出前事業などこちらからの仕掛けとか、いろいろな方法が出てくるかと思います。ボランティアで文化財サポーターという話がありましたが、その育成を図るために、どういったものが必要か、それによって平沢官衙の魅力が高まって、地域の宝になっていくと思います。そういった視点も具体的に書いていただければいいと思います。

事務局：すいません。7章自体が、まだまとまりきってないような状況でお見せしている感じですので、前に書いてある、活用に関わることを全部こっちに持ってきて、もう1回ここで構成し直すという作業をしなくてはいけないと思っています。その中でもう少し具体的な方法も含めて、示していけたらと思います。

座長：ぜひ、さらに膨らませてですね。あと平沢官衙遺跡は、やっぱり地元の方に温かく見ていただいているというのが非常に大きな価値だと思いますので、そこをさらに生かしていくとか盛り上げていくとか、地元の観点も入れていただけるといいかと思います。他にいかがでしょうか。

そうしましたら総合的に、その他言い忘れたこと等ありましたら、お伺いしたいと思います。今日御発言いただいてない。三谷先生、何かございますでしょうか。何でも結構です。

座員：はい。後日メールでお知らせしてもいいぐらいの細かい点なのですが、今発言した方がよろしいですか。第1章とか2章辺りで、その文献史学的な立場から見て、細かい記述ぶりのことなのですが、これは事務局で受けつけていただけますか。

事務局：はい。文章で細かい話ですね、お願いできればと思います。

座長：そういうことで、はい、ほかにいかがでしょうか。では、お願いします。

座員：違う話になってしまうかもしれないのですが。官衙の除草とかいろいろありますね。そのときにトラックの出入口が西口にあるのです、東からも出られるのですが。その西口のところにU字溝があるのです、そのU字溝の板、ただの板ですね。だから、いくらかこう坂になっているので、車が前の道路のところに来た時にブレーキかけるでしょう。そうするとU字溝の蓋が落ちてしまう、それが何回かあったのです。そしてこちらへ来て、直してくれて、もっとしっかりやってくれて言うのだけど、ちょっと難しいのだというのです。それでいただければその取り替えるって、取り替えに来る

のですが、U字溝が広いのです、車が落ちたら危ないかなと思って。そこへ行くと考えるのですが。うちもそうなのだけど水利組合とかいろいろあるでしょう、難しいって言うのですがね。もらえたらいいかなとは思って。

座長：これ、問題点としては把握していますか。なかなか指定地の中と外で、やりづらいかと思いますけども、問題点としてやっぱり把握しておいたほうがいいですね。関係部署ともし話ができれば、お願いしたいと思います。その他、いかがでしょうか。調査官。

文化庁調査官：ありませんが、スケジュールとかそういうのが気になっているのです。

座長：このあとスケジュールもお聞きしようと思っっています。今後のスケジュールについてお願いします。

事務局：今後のスケジュールなのですが。2頁の方に、書かせていただいているのですが。今回は第2回目の懇話会ということで、検討させていただいたのですが、12月に第3回をやらせていただきまして、そこでおおよそ全体の内容を作らせていただきたいと思いますと思っております。それで1月に、調査官のところにお伺いして、また御指摘をいただきまして、それを持ち帰って、最後、第4回で、先生方に見ていただいて決定ということにさせていただけたらと思っております。それで今年度中に完成という予定で考えております。

座長：これ、そうすると、次回12月の時点でもう相当にまとまった状態で、この懇話会を開くというイメージで、大丈夫ですか。

事務局：そうですね、少なくとも全体が、通しで案を作った状態でということ。今まで、第3章までですとか第8章までとかっていう形で来ているのですが、最後まで、全体を書いて御覧いただき、御検討いただけたらと思っております。

座長：後、最終的な策定が2月。

事務局：そうですねはい。最後、完成が2月を考えております。

座長：ちょっと、この活用の内容の少なさからいうとスケジュールが厳しいかなと思うのですが。どう。大丈夫ですか。

事務局：この計画については、庁内でパブコメが必要かということで聞いたら、個別の計画なのでそれは構わないと。ただ教育委員会への報告というのは必要でしょうから。それも含めて年度内だからかなりタイトではあるのですが、何とか頑張って作ります。もしかしたらメールで御意見いただくだけの会というのが、間にできてしまうかもしれないのですが、それについても御協力いただければと思います。

座長：これについていかがでしょうか。文化庁の認定とか考えておられるのでしたっけ。

事務局：はい。文化庁の認定に耐えられる内容のものということで考えてはいるのですが、整備の担当の先生に聞いて、再整備の要件としては必ずしも認定されてなくても大丈夫だということで伺いました。あと、問題としては小さく残っている、財務省の土地の問題があって、そこを片付けないと、認定ができないということだったかと思います。

文化庁調査官：同意をこちらで取ることですけれど。所有者だからできると思いますけど。財務省の了解をとらないと多分認定できないということですね。

事務局：財務省の了解を取るか、市で公有化して市の所有地にするか。その解決が少し時間はかかるかと思いますが、まず、認定される内容のものを作っておいて、その問題が解決されてから、認定していただくようにしたいと思っています。

座長：他にご意見ございますでしょうか。はいそうしましたらちょっと細かいところなんかを詰める時間が非常に足りなそうなので先ほどメールでという話もありましたのでちょっと座員さんには大変ですけれども、特に細かいような文言の言い回しとかですね、そういうのを、案を早く作っていただいて事前に見られるように、あるいは事前に意見をいえるような仕組みでお願い

したいと思います。県の方から何かございませんでしょうか。調査官。

文化庁調査官：思い出したんですけど、12月にその懇話会をするということですと、いつごろ、先生方に送るつもりでしょうか。決めておかないと、多分ずるずるいってしまうかもしれないので、ここで宣言していただければ。

事務局：今まで大体1週間前ぐらい前にお送りしていたのですが、開催日もまだこれから調整が必要だと思うのですが。できればもう少し早めに送らせていただきたいと思いますとは思っています。

文化庁調査官：早く会議の日を決めたほうがいいのではないですか。今日とは言いませんが、お忙しいと思うので、すでにもうかなり皆さん予定が入っていて、それほど候補がないのではないかと思います。議会のこともあるわけです。

事務局：早めにまたメールを送らせていただきまして調整させていただけたらと思います。

座長：よろしく申し上げます。次回会議日程は後程ということですね。

事務局：調整してまたメールで送らせていただきたいと思います。

座長：ちょっと早めにお願ひします。最後に言い忘れたことございませんか。

はいそれでは、ちょっと長くなりましたけれども、こちらの方の議事は終了させていただきます。事務局にお返しします。

史跡平沢官衙遺跡保存活用計画策定懇話会 第2回会議

～ 次 第 ～

日時：令和2年（2020年）10月19日（月）午後2時00分～

会場：つくば市役所4階ミーティング室1・2

1 開会

2 挨拶

3 議事

(1) 「史跡平沢官衙遺跡保存活用計画」第3～8章の検討

4 閉会

目 次

第1章 計画策定の沿革・目的	
第1節 計画策定の沿革	1
第2節 計画の目的	1
第3節 委員会の設置・経緯	2
第4節 他の計画との関係	3
第5節 計画の実施	5
第2章 史跡平沢官衙遺跡の概要	
第1節 指定に至る経緯	6
第2節 指定の状況	6
第3章 史跡平沢官衙遺跡の本質的価値	
第1節 史跡などの本質的価値の明示	30
第2節 新たな価値評価の視点の明示	31
第3節 構成要素の特定	32
第4章 現状と課題	
第1節 保存管理	33
第2節 活用	34
第3節 整備	36
第4節 運営・体制の整備	39
第5章 計画の大綱・基本方針	41
第6章 保存管理	
第1節 方向性	42
第2節 方法	43
第7章 活用	
第1節 方向性	45
第2節 方法	45
第8章 整備	
第1節 方向性	46
第2節 方法	46
第9章 運営・体制の整備	
第1節 方向性	
第2節 方法	
第10章 計画策定・実施	

第1章 計画策定の沿革・目的

第1節 計画策定の沿革

茨城県つくば市の北部に位置する平沢官衙遺跡（以下本遺跡とも記す）は、古代律令制下の常陸国筑波郡衙正倉院域に比定される遺跡である。昭和50年（1975年）から県営住宅団地建設に先立って実施された発掘調査により、官衙的色彩の強い遺構群が確認され世に知られることとなり、保存運動の結果、昭和55年（1980年）12月24日付で国の史跡指定を受けた（当時は茨城県筑波郡筑波町）。旧筑波町は翌55、56年（1980、81年）度に指定地を買収、57年（1982年）度には古代郡衙の復元整備事業を計画したが実現には至らなかった。その後、つくば市誕生後の平成4年（1992年）度から本格的に事業が開始されることとなった。5・6年（1993・94年）度に範囲及び遺構確認のための面的な発掘調査を実施、8年（1996年）度に全体基本計画、9年（1997年）度に立体復元建物基本設計を作成し、14年（2002年）度までの6年で復元整備工事を行った（調査、整備とも指導委員会を組織）。15年（2003年）4月「平沢官衙遺跡歴史ひろば」として開園した。

開園時に年間2万4千人弱だった入場者数は、年度毎には増減を繰り返しながらもほぼ倍増し、現在は年間5万人前後が訪れる史跡公園となっている。しかし、ここ数年の入場者数は頭打ちの状況であり、さらなる増加を図らなければならない。それとともに、復元建物や柱表示建物等の施設では老朽化が顕著となっており、今すぐにも修復に着手せねばならない状況になっている。

第2節 計画の目的

関東平野の北東部にそびえる筑波山（標高877m）の南麓に広がるつくば市は、国家プロジェクトで建設された筑波研究学園都市で知られ、平成17年（2005年）のつくばエクスプレス開業による発展も加わり、人口増加が進む都市である。その研究学園都市も昭和38年（1963年）の閣議了解、7年後の建設開始から50年以上経過し、周辺の伝統ある集落とともにつくば市の歴史そのものになっていると言える。昭和62・63年（1987・1988年）と平成14年（2002年）に計6町村が合併したおおよそ南北30km（東京23区とほぼ同じ）・東西15km、面積約284km²の現在のつくば市には、旧石器時代以来約4万年の人々の生活の数多く痕跡が残されている。市内に所在する国・県・市の指定文化財件数は、国7件、県29件、市83件の計119件で、さらに国の登録文化財6か所23件、埋蔵文化財包蔵地627か所、市の認定地域文化財1件もあり、つくば市のみならず、県や国を代表するような物件も多い。また、市の文化財や歴史を物語る資料館として5つの小規模館がある。

つくば市の人口は、筑波研究学園都市の総合起工式が行われた翌年、昭和45年（1970年）の常住人口が78,110人だったのに対し、令和元年（2019年）には240,987人と50年近い間にほぼ3倍に増えており（『統計つくば』令和元年度版。各年10月1日現在）、市外からの移住者が多いのがつくば市の特徴の一つといえる文化財は新旧住民を含む市民全体のアイデンティティを育む拠り所になりうると考えられるため、つくば市の歴史や

文化財を知り、残していくことは非常に重要である（つくば市が積極的に取り組んでいるSDGsの11番目の目標「住み続けられるまちづくりを」の中のターゲット4が「世界の文化遺産および自然遺産の保全・開発制限取り組みを強化する」となっている）。そしてその中心を担ってきたのが平沢官衙遺跡での保存・整備・活用の取り組みであるが、近年では復元建物の経年劣化等により活用に支障が生じている。

これまでつくば市には、大規模主要事業として国指定史跡毎に個別に策定した保存・復元等の計画類はあったものの、つくば市の文化財保護行政が抱える様々な課題を抽出し対応を図る文化財保護行政全体の基本計画はなかった。そのため、個別計画として実施してきた平沢官衙遺跡に続き小田城跡の復元整備事業が平成28年（2016年）度に終了し、大規模事業が一段落したことを受け、今後それらの維持管理も含め、全体的に現状と課題を整理し今後の指針となる基本的な方針を定めた保存・活用計画を策定する必要性から、平成31年（2019年）3月に『つくば市文化財保存活用計画』（以下、『保存活用計画』と記す場合がある）を策定した。そして当然のことながら、この計画において、平沢官衙遺跡歴史ひろばの復元建物等の修復はできるだけ早くに着手する取組として挙げられている。

以上のような経緯を受け、現状での平沢官衙遺跡の状況を整理した上で、今後の保存や再整備を含む維持管理、活用の基本方針を定めることを目的に『平沢官衙遺跡保存活用計画』（以下、本計画と記す場合がある）を策定する。

第3節 委員会の設置・経緯

本計画の策定において、「史跡平沢官衙遺跡保存活用計画策定懇話会開催要項」に基づいて、史跡平沢官衙遺跡保存活用計画策定懇話会を開催した。策定懇話会は考古学、文献史学、建築学、庭園学の学識経験者とともに、地元平沢地区区長で組織し、文化庁記念講座、県教育庁総務企画部文化課の指導・助言を得た。事務局は市教育局文化財課で担当した。

令和2年（2020年）

8月 第1回策定委員会実施

- ・現地の状況確認
- ・史跡の概要・本質的価値について

10月 第2回策定委員会実施

- ・保存管理方法
- ・活用方法

12月 第3回策定委員会実施

- ・整備計画
- ・行動計画

令和3年（2021年）

1月 文化庁協議

2月 第4回策定委員会実施

・修正のとりまとめ、最終確認

○史跡平沢官衙遺跡保存活用計画策定委員会名簿

学識経験者（考古学）	田中 裕	茨城大学人文社会科学部人間文化学科	教授
学識経験者（文献史学）	三谷芳幸	筑波大学人文社会系歴史・人類学専攻	准教授
学識経験者（造園学）	黒田乃生	筑波大学芸術系 世界遺産専攻	教授
学識経験者（建築学）	海野 聡	東京大学大学院工学系研究科建築学専攻	准教授
地元代表	桜井 茂	平沢地区区長	
指導・助言	浅野啓介	文化庁第2課調査官	
	齋藤和浩	茨城県教育庁総務企画部文化課文化財保護主事	

第4節 他の計画との関係

1 本計画の位置付け

つくば市では、目指すまちの姿やその実現のための基本的な方針等を示した『つくば市未来構想』と、市の主要な施策等を示した『つくば市戦略プラン』に基づきまちづくりを行っている。これらに加え、市の教育に関しては、『市教育振興プラン』がすでに策定されており、これらを上位計画に位置付けて『市文化財保存活用計画』が策定されている。また、つくば市の基本計画類のうち、文化財保護部局との検討を経て部局が策定した文化財の保存・活用に関連している『環境基本計画』、『景観計画』、『生涯学習推進基本計画』、『緑の基本計画』、『観光基本計画』、『文化芸術推進基本計画』などが『保存活用計画』と並立し連携する計画とした。さらに、『保存活用計画』に基づいて『国史跡小田城跡保存管理計画』、『国史跡小田城跡復元整備基本計画』などの個別計画を位置づけており（『国史跡平沢官衙遺跡復原整備基本計画』は既に終了）、本『平沢官衙遺跡保存活用計画』もここに含まれるものである。

各種計画の相関図

2 関連基本計画類概要

市の諸計画に盛込まれる文化財保護行政は、以下のとおり多岐にわたる。

(1) 上位計画

①『つくば市未来構想』（令和2年（2020年）3月）

21世紀半ばまでを計画期間とした市のまちづくりにおける基本的な指針。「魅力をみんなで創るまち」の中で、「つくばの資産と新たなセンスが融合することで新しい魅力が創り出される」とされ、「つくばの資産」の中には、豊かな自然環境、歴史と文化等が含まれている。

②『つくば市戦略プラン』（令和2年（2020年）3月）

効果的・効率的に「つくば市未来構想」に掲げられた未来の都市像実現に向け取り組むために策定され、戦略的・計画的に施策を展開している。基本施策I-2「資源をみがき、魅力あふれるまちをつくる」の中の個別施策I-2-③「文化芸術の推進及び文化財保存と活用」の主要プロジェクト中で、「史跡の保存活用計画を策定し、平沢官衙遺跡の再整備をする」と述べられている。

③『第2期つくば市教育振興プラン』（平成28年（2016年）8月）

「未来をひらく、やさしく、しなやかで、たくましい 幼児・児童・生徒の育成」を基本理念として、「夢・感動のある楽しい学校」の創造を目指すために策定された。基本方針2「豊かな心と健やかな体を育む」の施策1「豊かな心を育む教育の充実」の中で、「伝統・文化等に触れる教育の推進」が謳われている。

(2) 連携する計画

①『第3次つくば市環境基本計画』（令和2年（2020年）4月）

つくば市環境基本条例に規定する基本理念の実現に向けて、市の環境行政を総合的かつ計画的に推進するために策定された。計画の基本的事項において、取り組むべき環境の項目「くらし」の中に施策3「歴史的環境・景観の保全と創造」とあり、文化財の保護・景観の保全に努めることなどが述べられている。

②『つくば市景観計画（第1回変更）』（平成24年（2012年）6月）

つくば市景観計画では、良好な景観形成に関する方針、良好な景観形成のための行為の制限に関する事項などを定めており、建築物等の良好な景観形成を誘導する。つくば市の景観特性と景観構造として、「歴史的な文化財が作り出す文化的景観、魅力ある商店街の既成市街地の景観など、特徴的な景観も形成されている」と記述されている。

③『第2次つくば市生涯学習推進基本計画』（平成28年（2016年）1月）

生涯学習関連事業を体系的かつ効率よく推進するため策定された。生涯学習関連施設として、文化財展示施設類の小田城跡（当時未完成）を除いた4館が挙げられている。また、施策の柱4「絆づくりと地域づくりに向けた学習機会の提供」において、文化財保護や歴史・文化の継承などを通じて、人と人、地域と地域が結びつき、ともに成長していけるような学習機会の提供を進めます」とある。

④『つくば市都市マスタープラン2015』（平成28年（2016年）1月）

つくば市における各種の都市計画を定めていくための指針となるもの。まちづくりの目標1「豊かな自然・農村・文化・街並みを守り、引き継いでいくまち」とあり、古くから培われてきた歴史・文化と研究学園地区が織りなすつくばの特徴ある街並みは将来

にわたって守り引き継いでいくべき貴重な資産であると述べられている。目標2「地域文化・科学技術をいかし、世界に貢献する、活力あるまち」とあり、筑波山、小田城跡、農村集落等が生むつくば独自の地域文化や研究機関の集積などつくばならではの資源を最大限にいかし、新たな産業の振興を推進すると述べられている。

⑤『つくば市緑の基本計画（改訂版）』（平成28年（2016年）3月）

つくば市が長期的な視点から定める緑とオープンスペースに関する総合的な計画。都市公園以外の公園緑地の一つとして、史跡が17件（天然記念物含め緑として捉えられるもの）挙げられている。また、これまでの主な緑の推進施策の実施状況の中に、つくばライフを楽しむ緑の拠点づくりとして小田城跡の整備、新たに整備する緑の拠点として金田官衙遺跡を含むオープンスペースの整備が挙げられている。

⑥『第2次つくば市観光基本計画』（平成29年（2017年）3月）

つくば市の観光分野の大きな方向性を示し、施策を展開している。計画の基本理念である「つくば市の資源をいかし、世界を魅了するまちへ」の資源の中には歴史と文化も含まれており、基本方針には「自然・科学・歴史をいかした観光プログラムづくり」とある。主な取組として自然環境をいかした観光プログラムの推進とあり、具体的には小田城歴史ひろば等を活用した観光ルートの開発などが挙げられている。

⑦『つくば市文化芸術推進基本計画』（平成31年（2019年）3月策定）

つくば市の文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため策定。計画の基本的方向の1つとして「多様な文化と伝統が調和するまちつくば」を掲げ、この基本策として「地域に根付いた伝統の継承・発展」をあげている。ここでは、「つくばに根付く歴史的、芸術的、学術的な魅力・価値を有する有形・無形の文化財等、地域の貴重な文化資源を保存、継承」とともに、「観光資源としても活用していく」と述べられている。

第5節 計画の実施

本計画は、令和3年（2021年）3月に策定し、同年4月から実施する。

今後、史跡内及び周辺において新たに生じた事態への対応や、本市が実施する史跡整備などについては、本計画に基づいて実施していく。また、史跡の価値などを広く周知していくため、保存・活用等を着実に進めていく。

本計画に基づく実施状況・効果については、定期的に点検・評価を実施し進捗評価を行うと共に、広く意見を聴取し、必要性が生じた場合には、計画内容などの修正を行う。

第2章 史跡平沢官衙遺跡の概要

第1節 指定に至る経緯

平沢官衙遺跡は昭和50年(1975年)から52年(1977年)にかけて行われた県営住宅建設に伴う記録保存を目的とする発掘調査で発見された遺跡である。第1次調査で、官衙的な色彩の強い遺構群が検出されたことから、51年(1976年)「平沢遺跡を守る会」が結成され、署名運動など保存運動が開始された。その後も全3次に渡る発掘調査が行われ、それに伴い保存運動が盛り上がった結果、53年(1978年)に筑波町長が平沢遺跡の保存を表明、国指定史跡申請書提出に至った。その後、昭和55年(1980年)12月24日付で国の史跡に指定され保存されることが決定した。

第2節 指定の状況

1 指定告示

名称：平沢官衙遺跡

指定基準：特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準 史跡

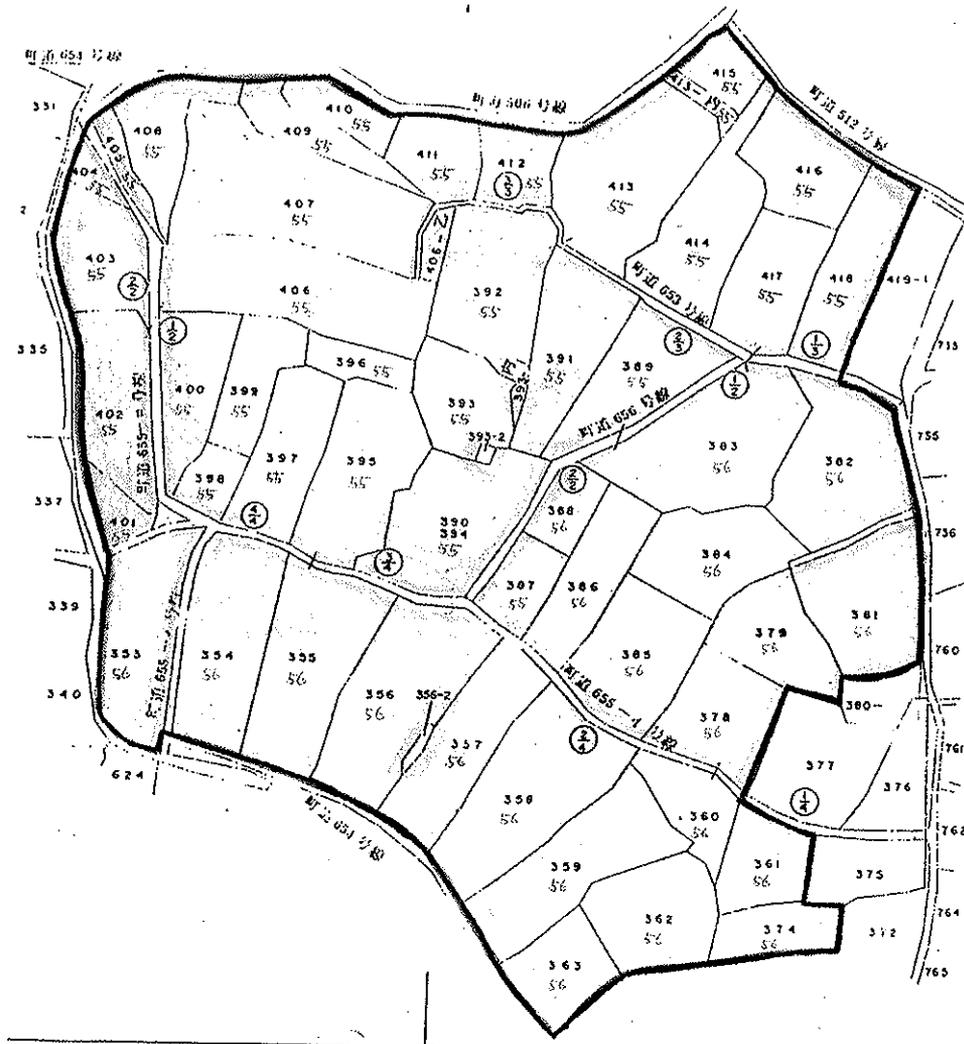
官報告示：昭和55年12月4日付け文部省告示第173号

2 指定説明文とその範囲

平沢官衙遺跡は、筑波山の南方の台地に所在する地方官衙遺跡であり、瓦・土器等の出土品により、奈良時代から平安時代に属するものと考えられる。規則的に配置された掘立柱建物群、礎石群、竪穴式住居跡及びそれらを取り囲む大溝の遺構が発掘調査により確認されている。遺構の規模・配置及びこの地域の歴史的位置付けから郡の正倉と推定され、地方官衙の代表的な遺跡として重要である。

(所在地) 茨城県筑波郡筑波町大字平沢字平

(地番) 353番、353番1、354番、355番、356番、356番2、357番、358番、359番、360番、361番、362番、363番、374番、375番3のうち実測287.68㎡、378番、381番1、382番、382番1、383番、384番、385番、386番、387番、388番、389番、389番1・390・394番(合併)、391番、392番、393番、393番2、395番、396番、397番、398番、399番、400番、400番1、401番、401番2、402番、403番、404番、405番、406番、乙406番、407番、408番、409番、410番、411番、412番、413番、414番、415番、416番、417番、418番



3 調査の成果

(1) 自然的調査の成果

1) 位置と地勢

つくば市は、茨城県の南西部に位置し、茨城県の県庁所在地水戸市から南西に約50km、首都東京からも北東に約50kmの距離に位置しており、面積は283.72km²は県内で4番目の広さになる。北に関東の名峰筑波山を擁し、東方にはわが国第2位の面積を有する霞ヶ浦を控え、あわせて水郷筑波国立公園に指定されている。また、筑波山地域を除く市域の大部分は、筑波・稲敷台地と呼ばれる標高20~30mの関東ローム層に覆われた平坦な地形であり、南北に流れる小貝川、桜川、谷田川、西谷田川などの河川は、周辺の平地林、畑地あるいは水田等と一体となって落ち着いた田園風を醸し出している。

2) 気候

気候は、年間平均気温が14.9度であり、年間降雨量は、1,407.0mmとなっている(平成28年度)。また、降雪は年に2~3回程度で、特に冬季に吹く「筑波おろし」と

呼ばれる乾いた冷たい風は、筑波山南部地域の特徴である。

3) つくば市の地形

○筑波山地域

標高 877m の筑波山を最高点に、400~300mの尾根が屈曲しながら南北・東西にのびている。平沢山地の雲母片岩は古代から石材として利用され、古墳の石棺・石室や中・近世の板碑として使われた。また、小田から東部の山地で産出する花崗岩は中世の石塔等に利用された。

○桜川と桜川低地

桜川市に源流がある桜川は、つくば市内を流れて霞ヶ浦に注いでいる。川沿いの桜川低地の標高は2~20mで、広大な低地は約3~2万年前までここを流れていた古鬼怒川が作りだした谷に由来している。

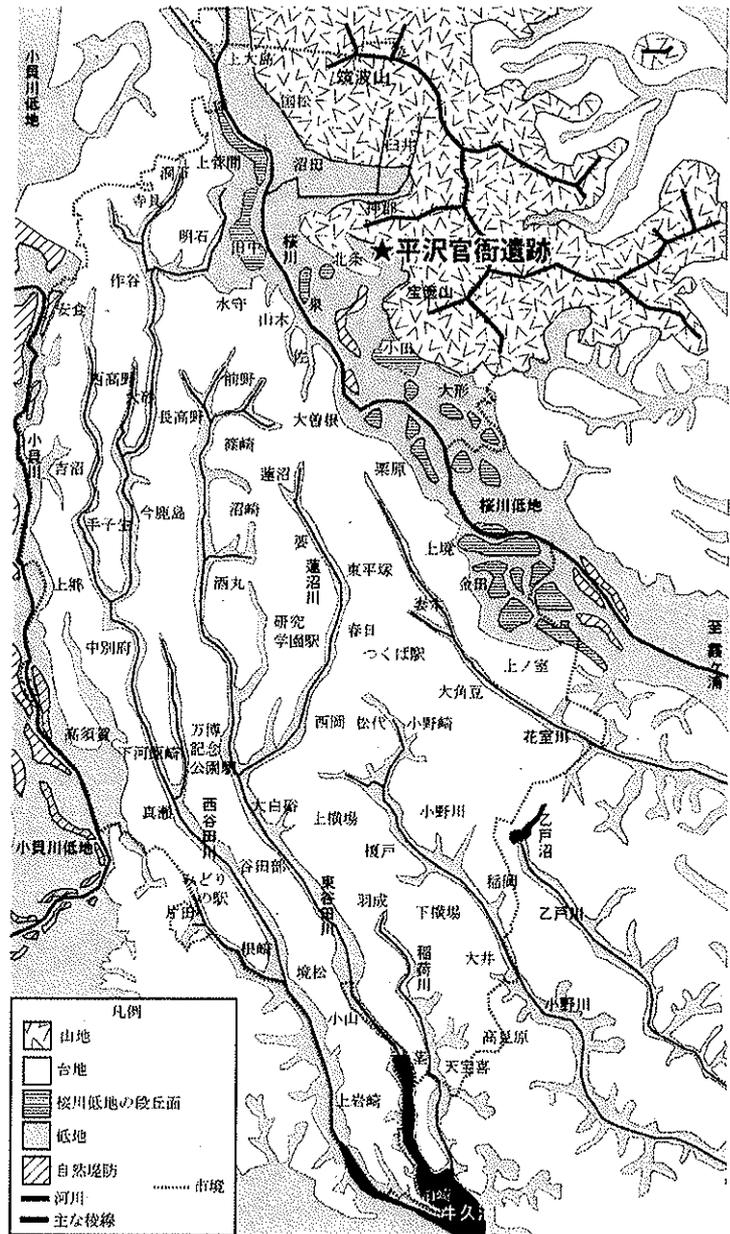
○小貝川と川沿いの低地

栃木県那須烏山市に源流がある小貝川は、末流は利根川に合流する。低地の標高は10m前後である。小貝川は過去に何度も流れを変えていて、川沿いの低地には旧河道やそれにより形成された自然堤防が散在している。

○筑波・稲敷台地

標高 30m 前後の台地の上には赤土と呼ばれる関東ローム層が堆積している。河川や谷に面する台地上には、遺跡が多く分布している。

また、台地の間を流れる河川は、霞ヶ浦や牛久沼に注いでいる。これらの河川流域の低地の標高は5~25mであり、河川にはそれにつながる小支谷が樹枝状に入り込んでいる。この小支谷の一部は古くから水田に利用されてきたと考えられる。



つくば市の地形

(2) 歴史的調査の成果

1) つくば市の歴史的な概要

○原始

旧石器時代…土器が作られ始める前の時代を旧石器時代という。約4万年前頃には、日本列島に広く人が暮らし始め、市内でも東岡中原遺跡、下河原崎谷中台遺跡、手代木田向西遺跡など、多くの遺跡が見つかっている。当時は氷河期とも呼ばれるように、気候が寒冷で、地形や植生も現在と大きく異なっていた。花室川では、ナウマンゾウなどの大型獣の化石も多く見つかっている。人々は家族を中心とした集団で移動生活をしながら、狩りや木の実などを採って暮らしていた。

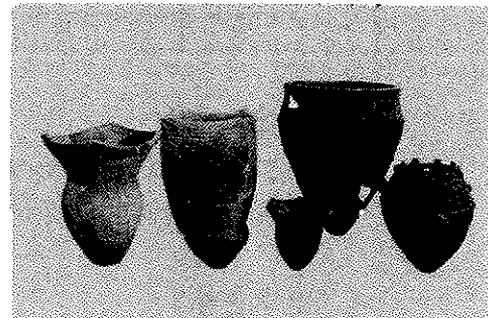
縄文時代…1万2千年前頃、日本列島では土器が作られ始め、やがて定住生活が始まった。人々はムラを築き、狩りや木の実などの採集、漁撈や簡単な栽培などをしながら暮らしていた。この時代を縄文時代という。市内でも北条中台遺跡、下広岡遺跡、根崎遺跡等、多くの遺跡がある。また、上境旭台貝塚や境松貝塚等、大きな河川の沿岸では貝塚も多く見つかり、現在よりも暖かく、海水面が高かった当時の環境を知らせてくれる。当時の人々は広く交易を行っていたようで、遺跡からは黒曜石やヒスイ、アスファルトなど、遠方からの品々も見つかっている。

弥生時代…紀元前4世紀頃、日本列島に稲作が伝わって社会のしくみが変わり、支配者(豪族)が現われ、小さな国々が生まれて、さらに連合していった。この時代を弥生時代という。つくば市域は茨城県内他地域と同様に、見つかっている遺跡が少なく、それらのほとんどが後半頃の水守遺跡や玉取向山遺跡等の集落跡です。弥生時代の終わり頃になると、人々の移動が活発になったようで、苜間六十目遺跡のように、南関東地方の特徴を持つ土器が見つかることもある。

古墳時代…3世紀後半には近畿地方に大和政権が生まれ、全国で王や豪族の墓である古墳が造られるようになった。この時代を古墳時代という。つくば市域には400基以上の古墳があ



ナウマンゾウ下顎骨



市内出土縄文土器



市内出土弥生土器

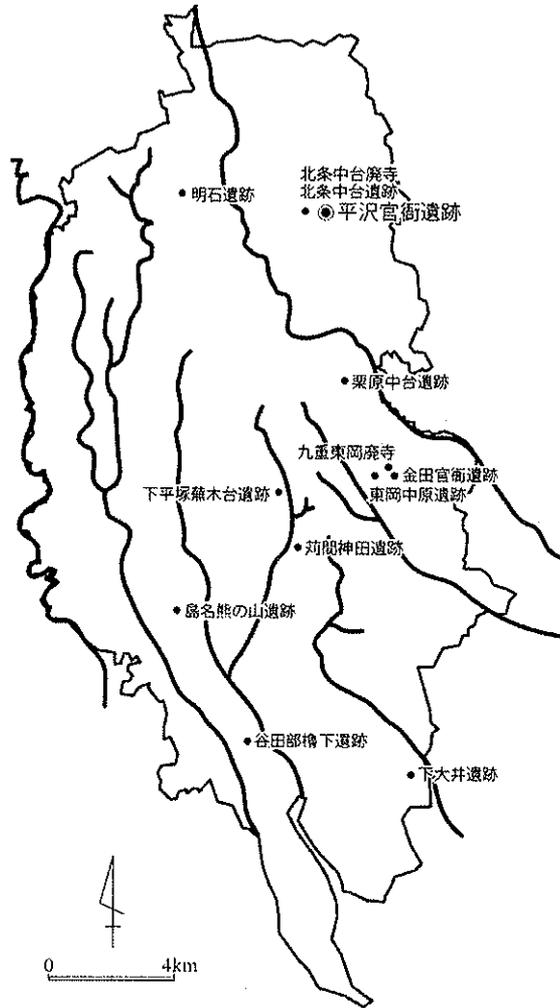


県指定史跡八幡塚古墳

るが、沼田八幡塚古墳等の大型の古墳は筑波山麓と桜川下流域に多く分布している。これらの地域には豪族がいたと考えられ、梶内山遺跡ではその館跡も見つかっている。集落跡の数も増え、特に後半には上野古屋敷遺跡や島名熊の山遺跡等の、大きな集落跡も現れた。渡来人が広めたカマド、ロクロや窯、騎馬の風習なども伝わった。

○古代

7世紀以降、中国の制度を手本として、天皇を中心とする律令にもとづく国づくりが進み、完成した。この飛鳥時代、奈良時代、平安時代を古代という。地方制度も定められ、全国は約60の国に分けられ、国はさらに郡に分けられて郡には役所（郡衙〔ぐんが〕・郡家〔ぐうけ〕）が置かれ、郷や里とよばれた複数のムラを治めていた。つくば市域は北半が筑波郡に、南半が河内郡に含まれ、平沢官衙遺跡は筑波郡の、金田官衙遺跡は河内郡の郡役所と考えられ、周辺地域は都からの文物がいち早く伝わる中心地となっていた。同一自治体内に郡の役所跡が2か所存在し、ともに国指定史跡となっている例は全国でも他に見られない。郡役所の周辺には、筑波郡に北条中台廃寺、河内郡に九重東岡廃寺と寺院跡も存在していた。また、島名熊の山遺跡は、この頃の県内で最大級の集落跡で、古代島名郷の中心的な集落跡と考えられ、未調査ながら谷田部櫓



市内主要古代遺跡位置図

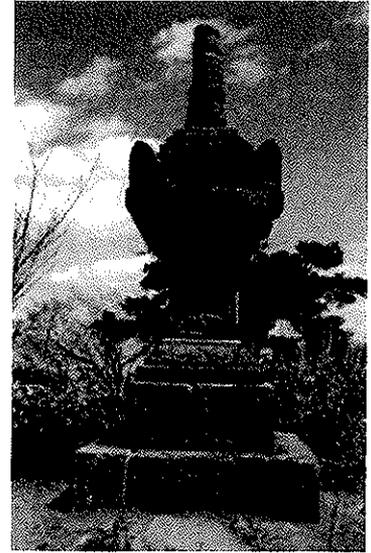
下遺跡や栗原中台遺跡も同様な遺跡と推測される。その他、金田官衙遺跡と密接に関係した集落である東岡中原遺跡、平沢官衙遺跡と近接している北条中台遺跡、古代の村落内寺院の存在を示す遺物が出土している明石遺跡や下大井遺跡、大規模な集落遺跡で調査されている苜間神田遺跡、下平塚蕪木台遺跡など、多くの遺跡が確認されている。平安時代の中頃、9世紀後半になると律令政治がくずれ始め、10世紀には武士が力を持つようになった。平将門の乱をおさめた平貞盛は都へ出て清盛などの祖となり、貞盛の弟繁盛の子孫は常陸平氏の本宗家である多気氏として、水守や北条に拠点を置いて栄えた。



東岡中原遺跡出土墨書土

○中世

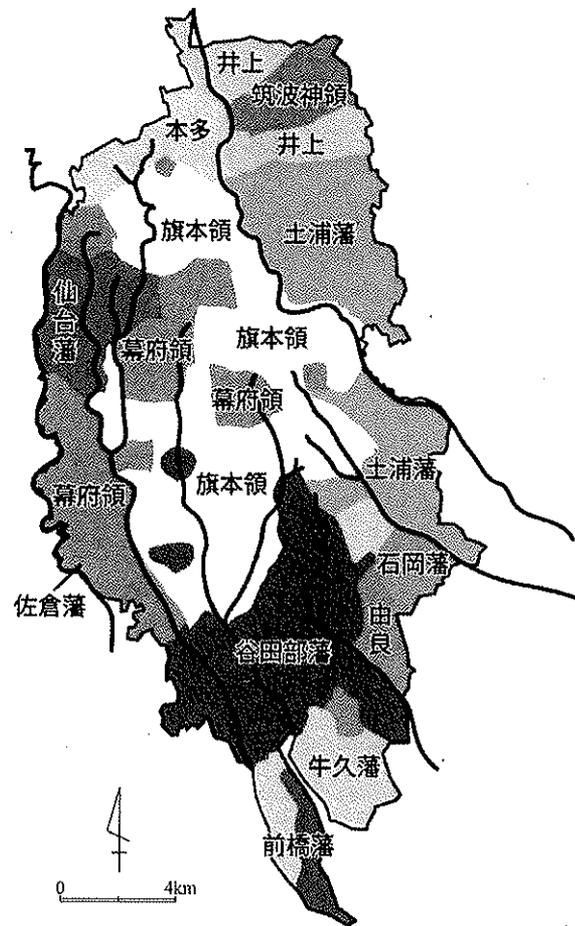
平安時代の終わり頃から戦国時代までの、武家である将軍が荘園等の領地を各地の領主に分配し、各地の領主を通じて全国を治めていた時代を中世という。鎌倉時代には、源頼朝の重臣であった八田知家が常陸国の守護になり、多気氏を追い落として力を持った。知家の子孫は小田城に館を構え、小田氏を名乗った。また、小田の宝篋山麓には真言律宗の高僧忍性が10年間関東布教の拠点とし、小田は常陸国屈指の中心地として繁栄し、律宗系石工による優れた花崗岩製の石造物が作られた。小田氏は、南北朝の争乱等の数々の権力争いや戦乱に巻き込まれながらも、戦国時代まで茨城県南部で勢力を保ち続けた。しかし、16世紀後半になると、上杉氏や後北条氏らによる関東地方をめぐる争いの中で、佐竹氏らに小田城を奪われてしまった。市内には、このような動きを示す館跡や城跡などが数多く残っている。



県指定文化財宝篋印塔

○近世

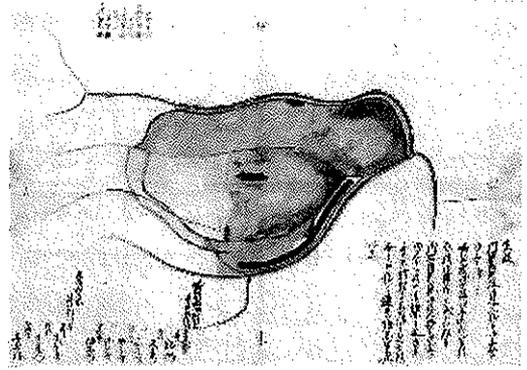
戦国時代に中世の秩序が崩壊した後、織田信長や豊臣秀吉の天下統一を経て、徳川幕府が強力な幕藩体制を築いて全国を支配した、安土・桃山時代から江戸時代までを、近世という。江戸時代、江戸から近かったつくば市域は、その多くが幕府や旗本の領地となったが、谷田部地区の大半は谷田部藩領として、栃木県茂木町などの領地とともに、外様大名である細川氏が治め、現在にもつながる谷田部のまちづくりや、街道整備等を行った。また、江戸時代には水運や街道が整備されて交通が発達したが、特に幕府代官により利根川と鬼怒川を繋げる大工事が行われ、治水・利水の整備が進められた小貝川は水運・利水の両面で重要性が増し、小貝川に沿った吉沼や上郷、真瀬等の村は、町場として発展した。江戸時代後半には、安定した社会の中で庶民にまで文化が広がり、つくば市域でも長島尉信、広瀬周伯・周度、飯塚伊賀七などの学者が活躍した。筑波山はこの頃神仏習合の寺院・神社であり、江戸の鬼門封じとして徳川家光により整備がなされ、門前町はおおいににぎわった。



江戸末期市内領域図

○近代

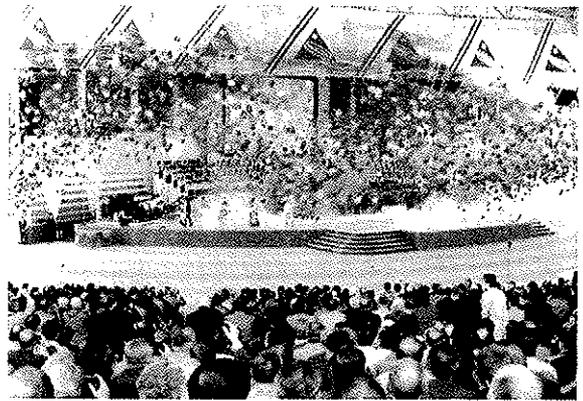
明治新政府による治世の始まりから、第二次世界大戦が終結するまでを近代という。つくば市域は明治4年(1871年)の廃藩置県後、複雑な変遷の末、明治8年(1875年)に茨城県に統合されたが、新政府樹立から廃藩置県までの4年間、東関東各地の幕府領を管轄する若森県が設けられ、県庁が若森に置かれた。さらに明治から大正にかけては各地に鉄道が敷かれ、大正7年(1918年)には筑波鉄道が開通した。また、大正9年(1920年)には館野に国の研究機関である高層気象台が設置され、現在に繋がっている。昭和になり中国での戦争が拡大すると、筑波山周辺に軍の航空基地・飛行場などが多く建設され、つくば市域にも観音台に海軍の谷田部航空基地、西高野・作谷・安食に陸軍の西筑波飛行場が作られた。



若森県庁絵図

○現代

昭和20年(1945年)の太平洋戦争終戦後、民主制度の諸改革がなされた。昭和30年(1955年)前後の町村合併ではつくば市域の3町17村が6町村となった。昭和38年(1963年)の閣議了解、昭和45年(1970年)の筑波研究学園都市建設法の成立を経て、筑波大学や多くの研究機関が集まる研究学園都市の建設が始まった。科学の街となった



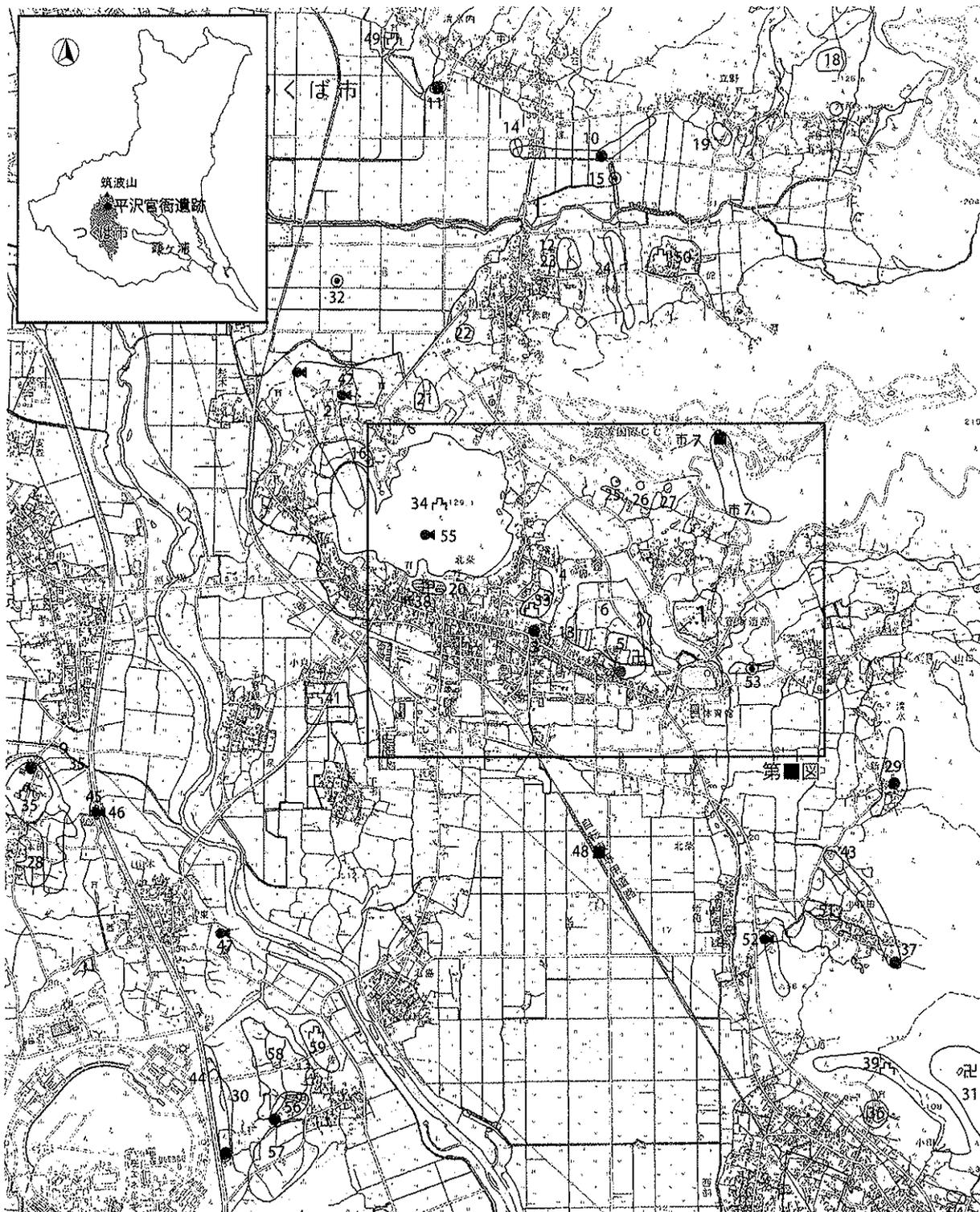
科学万博開会式

「つくば」では、昭和60年(1985年)には

国際科学技術博覧会(つくば万博)が開催された。昭和62年(1987年)には大穂町・豊里町・谷田部町・桜村が合併し、つくば市が誕生した。翌年には筑波町を編入、平成14年(2002年)に茎崎町が加わって、現在のつくば市となった。平成17年(2005年)にはつくばエクスプレスが開通、沿線開発の進行により都市として一層発展をしている。

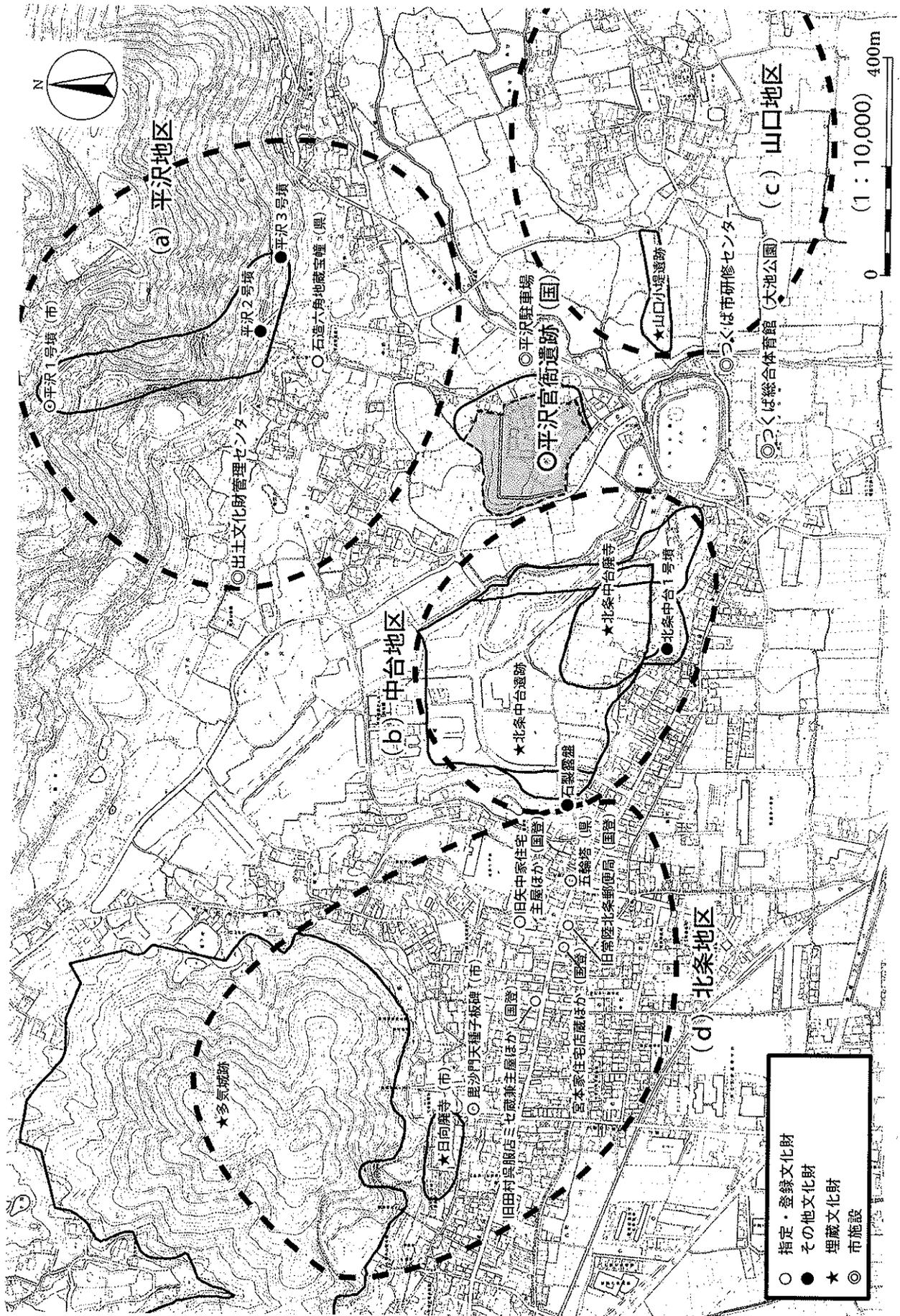
2) 平沢官衙遺跡周辺の歴史的概要

本遺跡の周辺は市内でも有数の遺跡や文化財の密集地である。筑波山南麓に位置するこの地域は、筑波郡の郡衙正倉域である本史跡を中心に、筑波郡司と関係すると思われる平沢古墳群や、郡庁域の候補地の一つとされている平沢地区(a)、北条中台古墳群、北条中台遺跡、北条中台廃寺などの古墳群や集落跡があり、やはり郡庁域の候補地とされている中台地区(b)、条里遺構や小堤の遺構が残る山口地区(c)、平安時代から中世初期に、常陸平氏の本宗である多氣氏の本拠地があった北条地区(d)など、古代か



遺跡名

- 1 平沢官衙遺跡 2 漆所古墳群 3 北条八坂神社古墳 4 北条小学校遺跡 5 北条中台廃寺 6 北条中台古墳群 7 平沢古墳群 8 小田城跡 9 水守古墳群 10 白井古墳群
- 11 白井燧ヶ池古墳群 12 神郡遺跡 13 北条中台遺跡 14 白井遺跡 15 白井十三塚遺跡
- 16 漆所上ノ台遺跡 17 白井六所遺跡 18 白井義秋津遺跡 19 白井立野遺跡 20 北条御陣屋遺跡
- 21 漆所姫の宮遺跡 22 神郡宮の前遺跡 23 神郡田井遺跡 24 神郡館遺跡 25 平沢ハザマ遺跡
- 26 平沢山下遺跡 27 平沢西遺跡 28 水守遺跡 29 山口古墳群 30 山木古墳群
- 31 尼寺入廃寺 32 神郡条里遺跡 33 北条城跡 34 多気城跡 35 水守城跡
- 36 小田田向遺跡 37 小和田古墳群 38 北条日向遺跡 39 前山城跡 40 小田小田橋遺跡
- 41 小泉館跡 42 漆所大塚山古墳 43 小和田屋敷遺跡 44 山木原遺跡 45 山木古墳
- 46 山木外田遺跡 47 山木坊ノ下古墳 48 北条大塚遺跡 49 沼田電替遺跡 50 館城跡
- 51 小和田台城跡 52 甲山古墳群 53 山口小堤遺跡 54 小田台見屋遺跡 55 北条城山古墳群
- 56 佐古墳群 57 佐遺跡 58 佐鴻巣遺跡 59 佐城跡

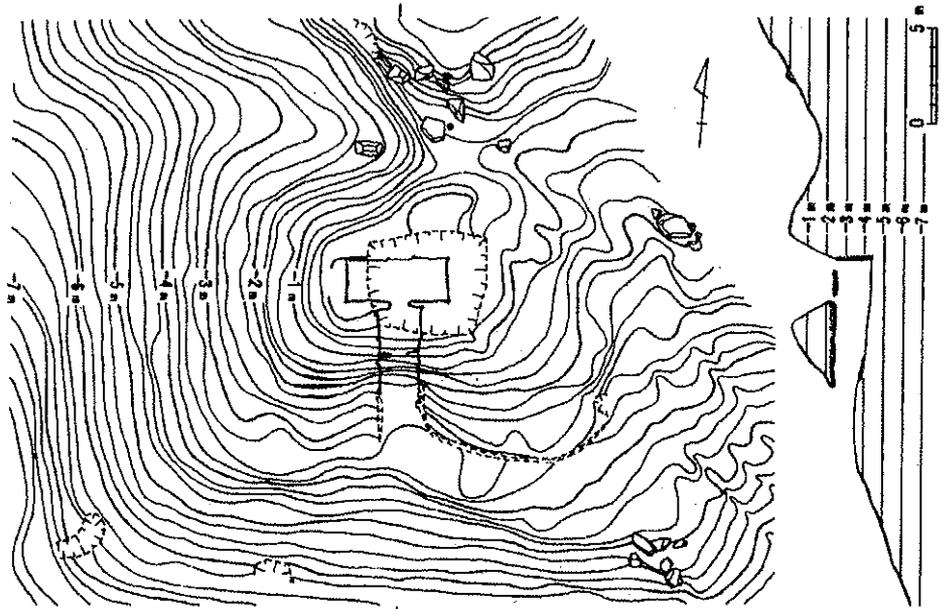


ら中世初期の中心地であった。その後は、南3kmに位置する小田城跡を拠点に、小田氏が広く県南地域に影響を及ぼすが、戦国時代には北条地区に多気山城が築かれるなど重要拠点であった。北条地区は、近世にはこの地域最大の在郷町として、筑波山に上る筑波道の出発点ともなっていた。その後も北条地区は旧筑波地域の中心として筑波線が通り、旧筑波町役場が置かれるなど、この地域の中心として栄えた。以下、地区ごとに分けて遺跡や文化財、また古代の筑波郡(e)について記述する。

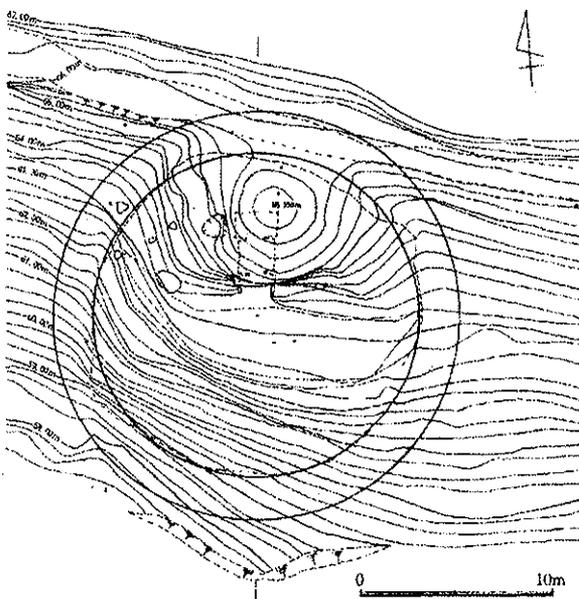
(a) 平沢地区

○ 平沢古墳群

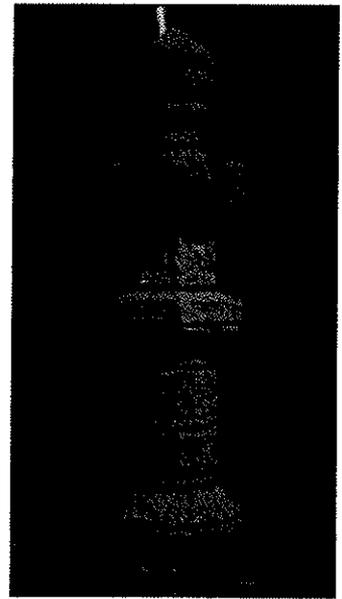
平沢官衙遺跡北方500mの小丘陵斜面には、横穴式石室をもつ平沢古墳群5基が位置している。1号墳の佐都ヶ岩屋古墳は市指定史跡で、東西35m、南北25mの方墳である。主体部は雲母片岩の巨大な板石で、全長7.7m、最大幅5.4mのT字型平面の横穴式石室を造っている。また、3号墳では、側壁倒壊に伴って平成19年(2007年)に修理と一部発掘調査を行い、直径19mの方墳と判明した。石室の前面からは、古墳にかかわる鉄鏃や須恵器の長頸瓶のほか、8世紀頃の火葬墓に伴う須恵器の壺と蓋に使われた坏が出土している。これらの構築時期は、石室の構築方法や出土遺物から7世



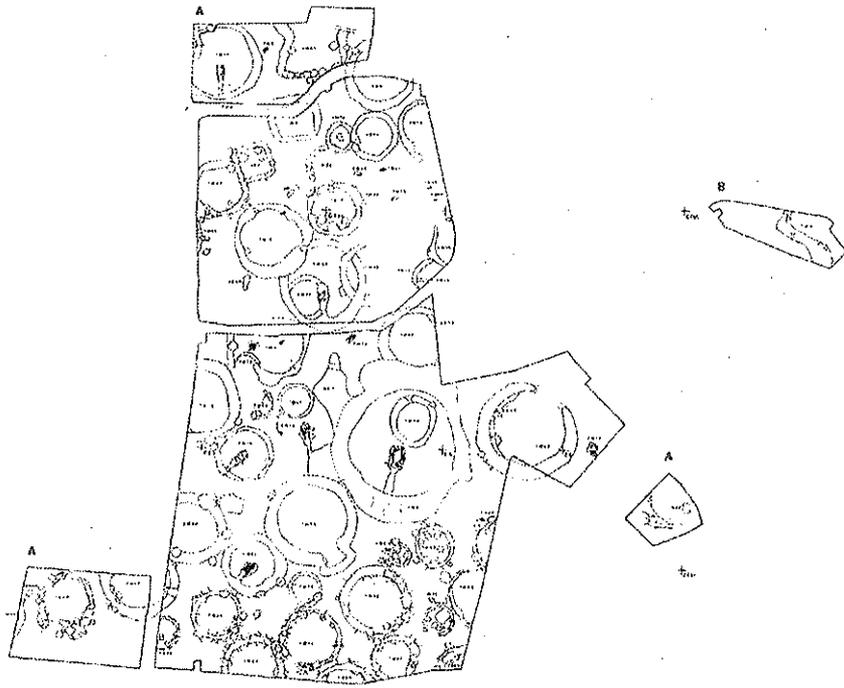
平沢古墳群1号墳 佐都ヶ岩屋古墳 (1:400)



平沢古墳群3号墳 (1:400)



石造六角地蔵宝幢



北条中台遺跡全体図 古墳・溝 (1 : 2,500)



北条中台遺跡全体図 住居跡・土坑・井戸など (1 : 2,500)

紀中頃と考えられ、筑波国造や平沢官衙との関係が注目される。また、3号墳火葬墓の追加も、筑波郡司との関係が想定される。

○石造六角地蔵宝幢

平沢地区の八幡神社境内に位置する、県指定文化財である。宝幢には、本来はない蕨手がついており、竿の中飾りが印刻され、中台側面の格狭間が省略されるなど、かなり退化した形態である。土浦市盛泉寺に所在する永正16年(1529年)銘のものに比較しても退化していることから、16世紀末期頃のものとする。

(b) 中台地区

○北条中台遺跡

北条中台遺跡は、平沢官衙遺跡の西500mに位置する旧石器から近世までの複合遺跡で、その一部が県教育財団によって調査されている。縄文時代は中期前・中葉の住居跡と袋状土坑が、古墳時代では前期68軒、中期22軒、後期14軒の住居跡が確認された。奈良・平安時代の住居跡が最も多く、128軒が確認され、10世紀中・後葉の土坑からは鉄の素材である鉄鋌状鉄製品が出土している。また、中央に孔を持つ浅鉢型の須恵器が7個体まとまって出土しており、陶製の九輪である可能性が指摘されており、宗教施設との関係も想定される。平沢官衙遺跡と同時代にも機能していた集落であり、特殊な遺物も多く出土していることから、平沢官衙遺跡と密接に関係した遺跡である。

○北条中台古墳群

北条中台古墳群は、古墳時代後期から終末期の古墳群で、現在確認できるのは1号墳1基のみである。1号墳は、墳丘が削平されて遺存しないが、雲母片岩の巨石での石室が露出している。それ以外に県教育財団の北条中台遺跡の調査により、前方後円墳3基、帆立貝式2基、円墳44基、不明16基の65基が発見された。埴輪では頭にトリを付けた盾持埴輪が出土しており、埋葬施設からは飾太刀や鉄鎌などの武具や、鞍金具や馬齢などの馬具、耳環や勾玉などの装身具などが出土している。

○北条中台廃寺

中台の台地東側に位置しており、付近は瓦片が多く散布し、かつては基壇上の高まりや礎石などが残存していたとされるが、現在は場所も明確ではない。県教育財団の北条中台遺跡の調査や市の北条中台廃寺の確認調査でも、多くの瓦片が出土しており、付近には石造露盤とされる石造品が現存している。

(c) 山口地区

○山口・小和田条里、山口小堤遺跡

現在でも古代の条里地割りの痕跡が残っているとされ、北には水源地の堤防遺構とされる山口小堤遺跡も遺存している。条里遺構は大池の東から南北に直線がおよそ200m程の長さで確認できる。

(d) 北条地区

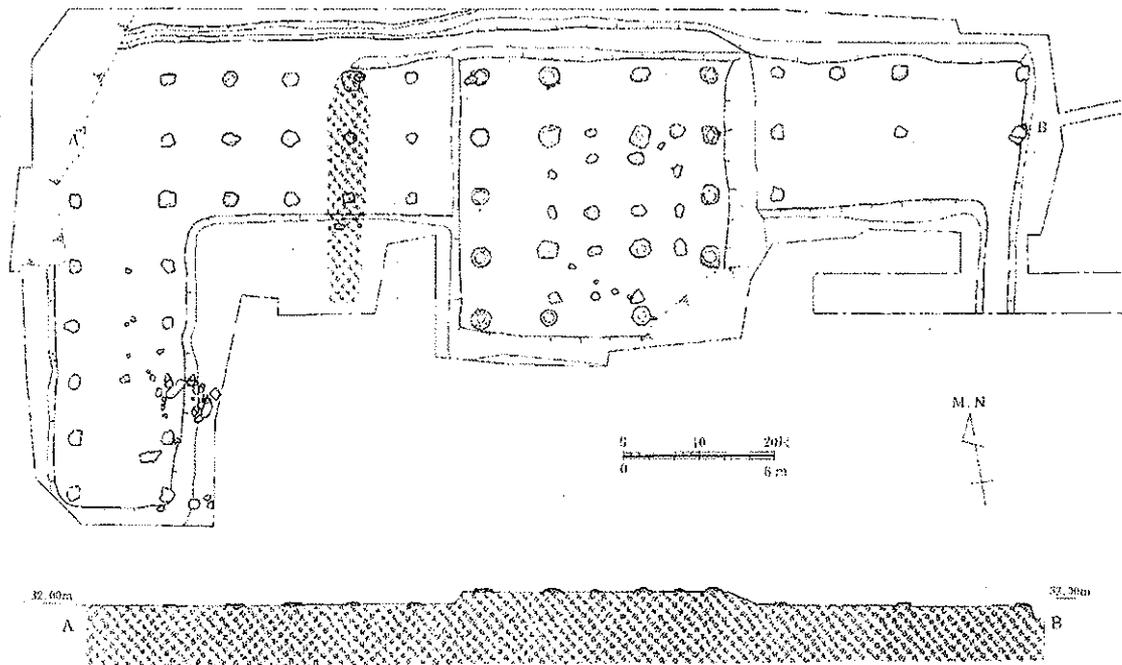
○北条日向廃寺跡

多気山城跡の南麓に位置する市指定史跡の寺院跡で、復元整備をして公開している。発掘調査により東西三間、南北四間の中央堂に翼廊がつく形状から、阿弥陀堂と

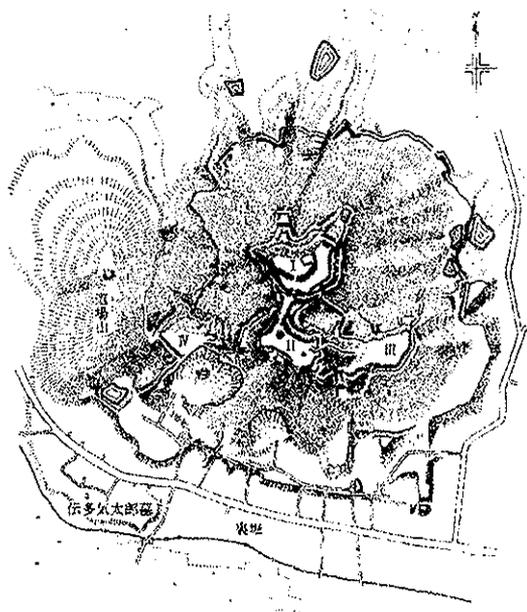
推測されている。多量の瓦が出土しており、平瓦は折り曲げ技法で作られた下向きの印刻剣頭文、軒丸瓦が無文縁三巴文で、12世紀後半ころのものである。発掘調査の成果から火災後に廃棄されたことが分かっており、常陸平氏の本宗であった多気氏の創建と推測されている。

○多気山城跡

北条集落の北側には標高 129.4mの城山があり、常陸平氏の本宗多気氏が小田氏と争った建久の政変に際して、立て籠もったとされる「多気山城」（『吾妻鏡』）とされる。多気山城跡は発掘調査により室町時代以降の出土遺物が確認されているが、山



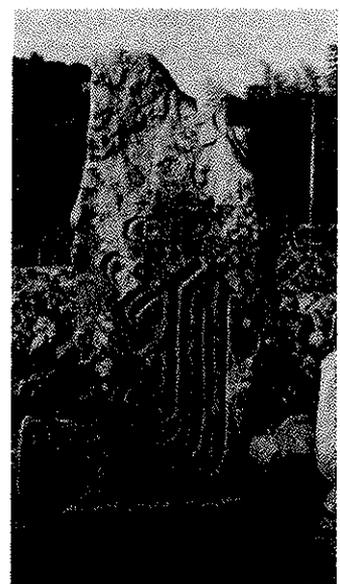
北条日向廃寺 (1:300)



多気城跡 (1:1,500)



石造五輪塔



昆沙門天種子板碑

城自体は大規模な戦国時代のもので、天正7年(1579年)「北条嶽山再興」(『吉備雑書』)から、佐竹氏によりに大規模に改修されたものとされている。

○石造五輪塔

八坂神社の社殿西側にある五輪塔で、県指定文化財である。塔の解体時に、地輪上面に径14.5cm、深さ15cmの円孔があり、高さ10cm、径4.5cmの経筒が納入されていたことが確認された。経筒の銘文により、聖道慶が天文6年(1537年)に如法経(法華経)奉納のために造立したことがわかる。

○毘沙門天種子板碑

北条日向廃寺跡の南東に位置する板碑で、市指定文化財である。高さ170cm、幅82cmで、碑面中央に大きく毘沙門天の種子であるベシマンダラヤを、その上に宝塔を刻んでいる。宝塔は、二重の低平な基礎と仰蓮の上に形の整った塔身があり、塔身の中心に月輪を円形に彫り種子タラクを刻む。笠は軒反が緩やかで、九輪も丁寧に彫りだしている。製作は鎌倉時代と推定されている。

○国登録文化財

北条地区には、近・現代の繁栄を伝える街並みの一部が残っており、そのうちの宮本家住宅店蔵ほか、旧矢中家住宅主屋ほか、旧田村呉服店ミセ蔵兼主屋ほか、旧常陸北条郵便局の4件、計16棟・1基が国の登録文化財となっている。宮本家住宅は、醤油を製造・販売した商屋建築として計8棟。旧矢中家住宅は、建材研究者である矢中龍次郎氏によって、昭和13(1938)年から28(1953)年まで、15年をかけて建設された昭和の邸宅など3棟1基。旧田村呉服店は、大正期の創業で、店蔵兼主屋が道路に面する計4棟。旧常陸北条郵便局は、切妻造妻入の洋風外観を持つ地方の小規模局舎の1棟である。

(e) 筑波郡

常陸国に関しては『常陸国風土記』がかなり遺存することから、古代律令制下の郡の様子を知る貴重な史料となっている。その『常陸国風土記』における筑波郡(評)の記載をみると、以下のようなことが記載されている。

①位置 … 東は茨城郡、南は河内郡、西は毛野河、北は筑波岳。

②郡名の由来 … 美万貴(崇神)天皇の時に国造として遣わされた筑篁命(つくはのみこと)が、紀国という国名に自分の名をつけ後代に伝えたいと言ったことから筑波になった、とのこと。

③富士山との因縁: 昔、神祖尊が諸々の神の処へ巡行した際に日暮れとなり宿を請うた時、新嘗祭で断ったため駿河国の福慈岳は絶えず雪が降り登ることができず、宴席を設け敬い拝ったため筑波岳は人々が往来し集まって歌舞飲食することが今でも絶えない、とのこと。

④歌垣: 筑波岳はけわしく高く雲より秀で、西峰は雄神といって登らせないものの、東峰は近くに泉が流れて冬も夏も絶えない。関東諸国の男女が、春の開花時、秋の紅葉時、一緒に山で会食する飲食物を持参し、乗馬や徒歩で登り、遊び楽しんでいる。

⑤地理関係: 郡の西十里に騰波の江があり、そこから東は筑波郡、南は毛野河、西と北はともに新治郡、良(北東)方向は白壁郡である。

他郡の記述に比べて地理的なものが少なく、筑波山以外では筑波郡内がどのような状況にあったのか、ほとんどわからない。

筑波郡の範囲は、上述の『常陸国風土記』の記載から、自然地形となる北と西は筑波山と鬼怒川か小貝川が境界と理解でき、両者は平沢官衙遺跡が所在する現在のつくば市の北と西の境界にほぼ一致すると思われる一方、郡が境界となる東と南は明瞭でない。全国の郡域史料となっている『和名類聚抄』には、筑波郡に筑波、大賞、水守、三村、栗原、諸蒲（渚蒲）、清水、佐野、方穂の9郷の名が記載されている。論拠の詳細は省くが、筑波郡の範囲についてはおおむね次の2説にまとめられる。

- ・ 小貝川東の下妻市東端及びつくば市北半（旧筑波・大穂町全域、旧桜村の北端）から、筑波山地を北縁として土浦市西北部（旧新治村から東）、かすみがうら市西部（旧千代田町）までを含む広い範囲の説
- ・ 旧新治村を除く土浦市北部や旧千代田町東部は茨城郡に含まれるという狭い範囲の説。

人名関係では、東大寺正倉院に保管されている筑波郡から責納された調・庸布に残る墨書のなかに天平宝字2年（758）の年号と郡司（副擬少？領）丈部直佐弥万呂の名や同7年（763）の年号と郡司（擬主帳）中臣部広敷の名が見られる。また孝謙天皇の信任が厚く、竹波命婦とも呼ばれたらしいことが平城宮跡出土の木簡から知られる壬生宿禰小家主は筑波郡司の娘で、当初采女として宮中に仕えた後、その中でも一投高い掌膳になっている。

このほか、筑波山等の歌が多く詠まれている『万葉集』もある。

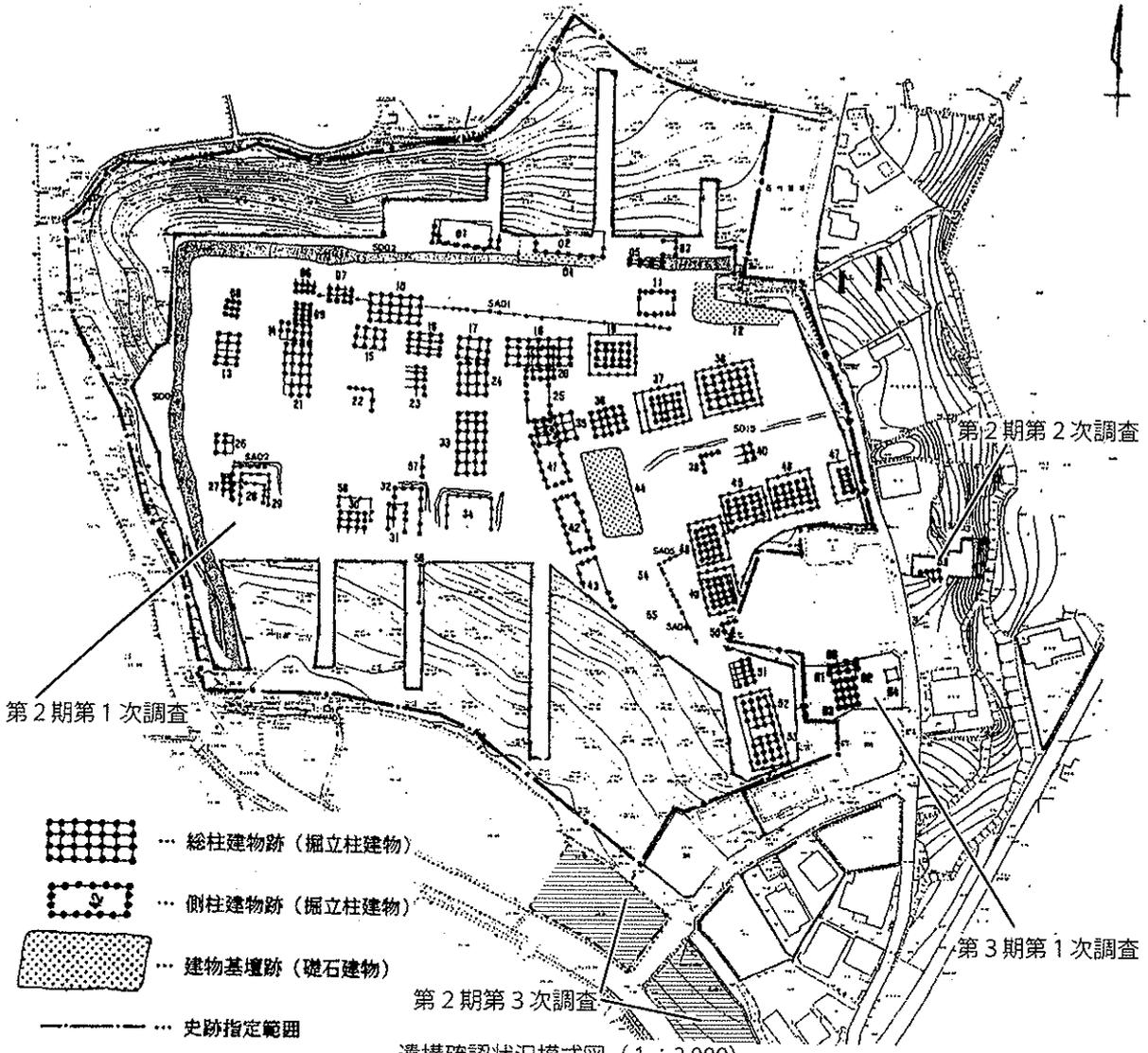
3) 発掘調査成果

発掘調査は、調査内容から大きく3つに分けており、昭和50年に開始された史跡指定前の県営住宅団地建設に伴う第1期調査、史跡指定後の復元整備事業に伴う第2期調査、個人住宅建築に伴う第3期調査が実施されている。第1期調査については、調査場所が第2期調査と重複するため第2期調査と合わせて記述する。

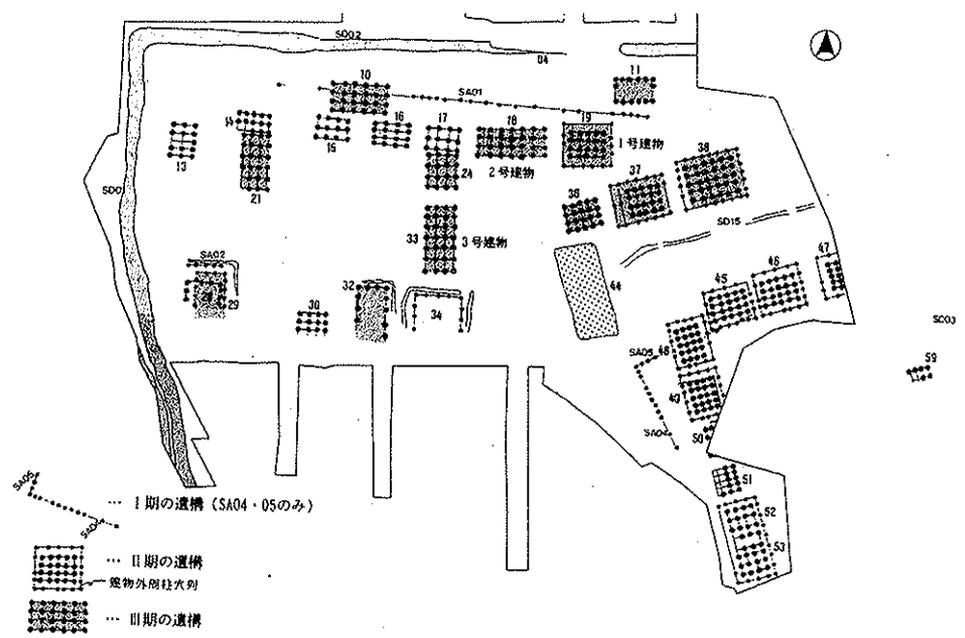
隣接地も含めてこれまでに3期・■次に渡る発掘調査が実施されてきたが、いずれもほぼ郡の（郡衙・郡家）正倉院城内での確認調査であり、政庁・郡庁その他の要素を考える資料（成果）を得るような調査は行なわれていない。また、本史跡整備後、全国的にかなり明らかになりつつある関連遺跡に関する知見も新発見となる調査も本史跡周辺では無いため、不明の域を出ていない。

ただし、第2期第2次調査で発見された、コの字形配置の内側にも高床倉庫という在り方は要検討である。勿論、政庁・郡庁その他の要素の存非（否？）を明らかにすることは、本遺跡が郡の役所本体か別院かを確証する上で必要不可欠であり、周辺部を発掘調査することが最重要課題である。

(a) 復元整備事業に伴う発掘調査



遺構確認状況模式図 (1 : 2,000)



I~III期遺構配置模式図 (1 : 2,000)

○（第2期：第1次調査）

①遺構と遺物の概要

遺跡の中央平坦面を中心に、東西210m、南北150mの範囲内で建物跡64棟、柵列跡5列、大・中・小の溝跡各1条（建物を囲むものや近世以降と思われる攪乱溝は除く）、竪穴住居跡25軒、小穴無数等の遺構を確認した。以下、遺構の記述は柵列跡をSA、建物跡をSB、溝跡をSD、竪穴住居跡をSIと略記する（建物跡については、3項で特徴を述べる）。

柵列跡は北部と東南部で確認した。これらのうち北部のSA01はSB07・10より、南部のSA04はSB53より、同SA05はSB45～48よりそれぞれ古い。

大溝跡は西溝（SD01）110m、北溝（SD02）150mほどを検出したが、両者ともそれぞれ東と南へさらに延びており、全体的に（古い）覆土を掘り直して小規模な溝にしていることが確認できた。東溝は段差として確認した遺構が東法面を削平された大溝かと思われるものの（SD03）、南溝は確認していない。SD03が東大溝となるとSD01との間隔は約210mとなる。古溝の断面形はほぼ逆台形、新溝はレンズ状を呈す。規模は古溝が上幅4m、下幅1.8m、深さ1.2mで、新溝は1～0.5m小さい。確認された建物の大部分が大溝跡内に配置されているが、北側のSB01～05はこの溝の上に建っている。

小溝は南区建物群のSB37・38とSB45～47の間で、両者と同方向に走るものである（SD15）。

出土遺物は、遺構覆土・埋土をほとんど掘下げなかったため、少量の土師器、須恵器、瓦、硯、陶磁器、炭化米（SB01・45柱掘りかた）、柱材（SB18同。タブ材。径40cm程）等となっている。

建物跡からの出土量は少なく、そのなかでは8世紀から9世紀前半にかけてのものが多。SB42からは11世紀代の土師器が出土している。大溝跡では、古溝で少なく、新溝（西溝南部）下層で11世紀前後と考えられる土師器が多く出土した。北新溝上層からは当地方で中世期にみられる小五輪塔の部材と思われる50cm程の石材が出土している。竪穴住居跡からの出土遺物は古墳時代のものが主で、掘立柱建物跡に壊されているものがあり、一番新しいものには7世紀代の土師器が多い。

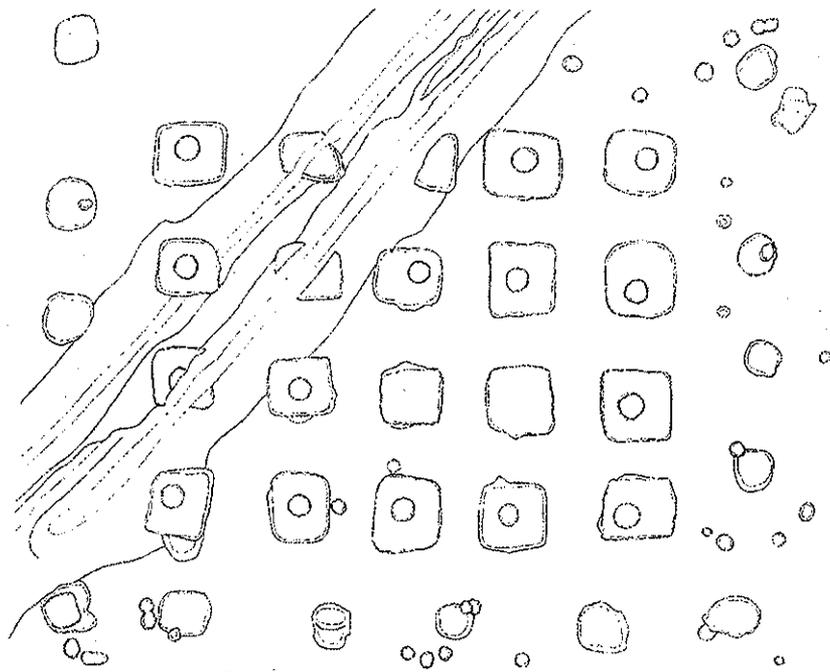
②建物跡（群）の特徴

平成14年（2002年）に史跡東外で実施した調査で確認した掘立柱建物跡5棟（SB60～64。側柱建物3棟、総柱建物2棟）を含む（第3期：第1次調査）。

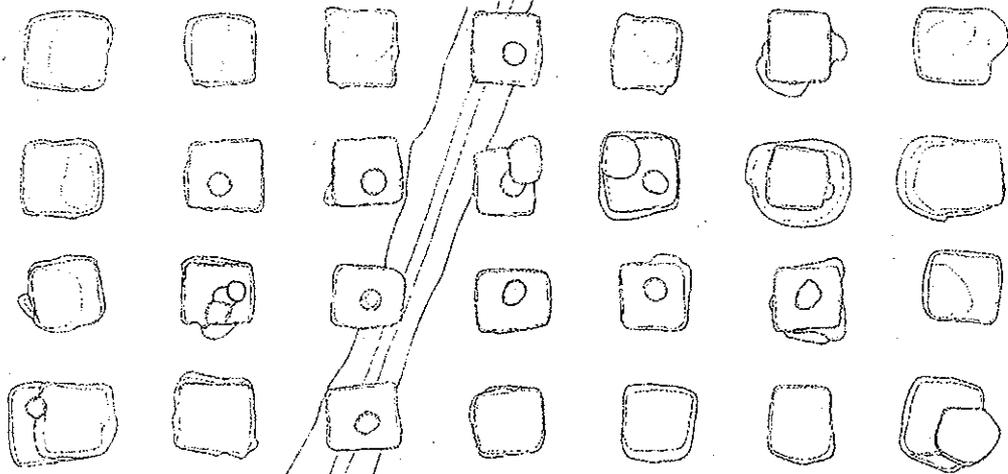
○構造分類：基礎構造別では掘立柱建物跡57棟、礎石建物跡7棟（布掘り・布地業の建物は礎石建物跡に含める）となり、平面構造別では側柱建物19棟、総柱建物36棟、不明9棟となる。前者のうち南斜面に位置するものには雨落ち溝と想定される細い溝がまわっているものが多く、後者のうちSB19から南のものには、身舎のまわりにも柱穴（建物外周柱穴列という）をもつものが多い。

○平面形式：側柱建物は半数以上が規模不明だが、その中で桁行6間、梁行3間（以下6×3間と記す）のものが4棟と多い。総柱建物は4×3間の8棟、3×3間の7棟が群を抜き、以下3×2間の4棟、5×3間3棟の順に多い。

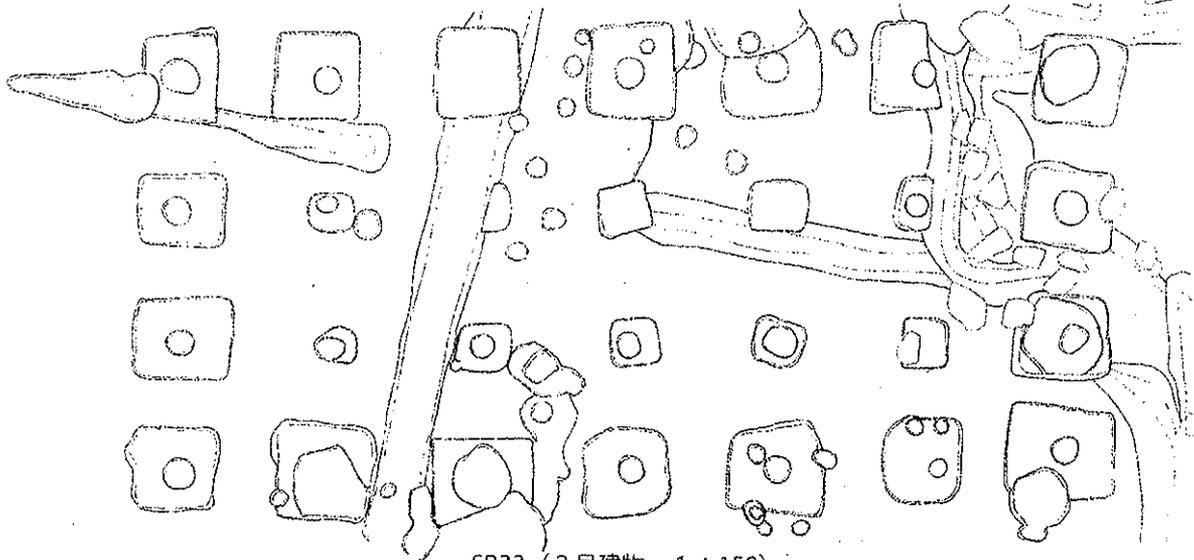
○建物面積：側柱建物は上述の4棟が80～125㎡と大型で、規模が明確なうちの最低の建物でも60㎡ある（SB11、5×3間）。総柱建物は10㎡毎に区分すると40～50㎡の



SB19 (1号建物 1:150)



SB18 (2号建物 1:150)



SB33 (3号建物 1:150)

9棟、50～60 m²の5棟が多く、あとは3棟前後ずつで、30 m²未満が4棟、100 m²以上が5棟、最大がSB33の129.53 m²となっている。

○平面形態指数（＝梁行長÷桁行長×100）：側柱建物は60強と40前後に分かれる。総柱建物は最低がSB18の42、最高がSB52・53の94、平均は72で、指数10毎に区分すると70～80の10棟、60～70の9棟に集中し、他は正方形に近い90以上が4棟、長大な長方形となる約50未満が5棟となっている。

○建物方位：建物の桁・梁どちらかの方位が磁北に対し、ほぼ一致する一群（西区）と西へ15度前後振れる一群（東区）に大別され、各群中でも若干のずれがある。両群は遺跡の中央部で1棟ずつ重複するだけの対照的な位置関係を示している。また同じ西区建物群の中でも、SB13～17など比較的中型の建物が北方の柵列SA01と、SB18・24・33などの大型建物が北大溝（SD01）とそれぞれ方位をほぼ一致させているし、東区のSB45～47と北方の小溝SD15もほぼ同方位である。

○建物配置：側柱建物は中央付近に大型建物が4棟ほどある以外は、ほとんどが台地（縁辺）斜面に位置しており、中には大溝跡と重なったり、その外に出るものもある。総柱建物は全て大溝跡内側の平坦面に位置しており、4×3間建物8棟のうち7棟が東区に位置し、残り1棟（SB19）も西区東端と東区に隣接している。また3×2間・4×2間建物は全て西区にあり、5×3間以上の大規模建物は中央部に多い。面積では40 m²未満のものは大溝跡近くに、40～60 m²のものはその内側に、70 m²以上の建物は中央付近にというような配置傾向がある。

○柱間一間四方面積（建物の桁行・梁行総長をそれぞれ柱間数で割った柱間寸法の平均値を掛け合わせた面積＝柱間規模）：東区では西北隅のSB35以外は6尺四方以上8尺四方未満で、中規模以上といえる建物のうちSB35・36を除き外周柱穴列がめぐる。西区では5尺四方以上10尺四方未満と幅広いが、中規模以上の建物では、外周柱穴列がめぐるSB19のみ7尺四方以上8尺四方未満で、残りは8尺四方以上10尺四方未満に限定されている（外周柱穴列に限れば、SB19以外は全て東区にある）。

○遺構先後関係：遺構の重複はあまりなく、次に示すものくらいである（古一新）。

SA01-SB07・10	SB18	
SB20	SA04→SB53	SB61-SB60
SB62	SB14→SB21	SB35
SB25	SA05→SB45～48	SB63
SB41		

○建物群構成：東区のSB36～38・44、西区のSB18・19・24・33、SB10・21、SB13～17の4組の建物群の平面配置は、直列する建物群がそれぞれ西北角で直角に交わる「L」字型配置に、SB45～53・59は「コ」字型配置（史跡外の状況で「ロ」字型になる可能性もある。なお平成14年（2002年）の調査地は、この配置内であり、「コ」字型内での追加もしくは「ヨ」字型配置と考えられる）になっている。さらにそれぞれの直角配置の中で、直列する各建物の内側の側柱列（「L」字型配置の西側南北棟建物列の東端側柱列と北側東西棟建物列の南端側柱列）が直線上に重なり、「L」・「コ」字型配置内側に広場的空間を形成している。

③遺跡の時代と性格

上述のように遺物出土量は少なく、全遺構の年代を明確にするのは困難だが、同一方位は同時期とし、出土遺物と遺構重複関係から前後関係や年代を想定し以下の5期分類が可能になった。

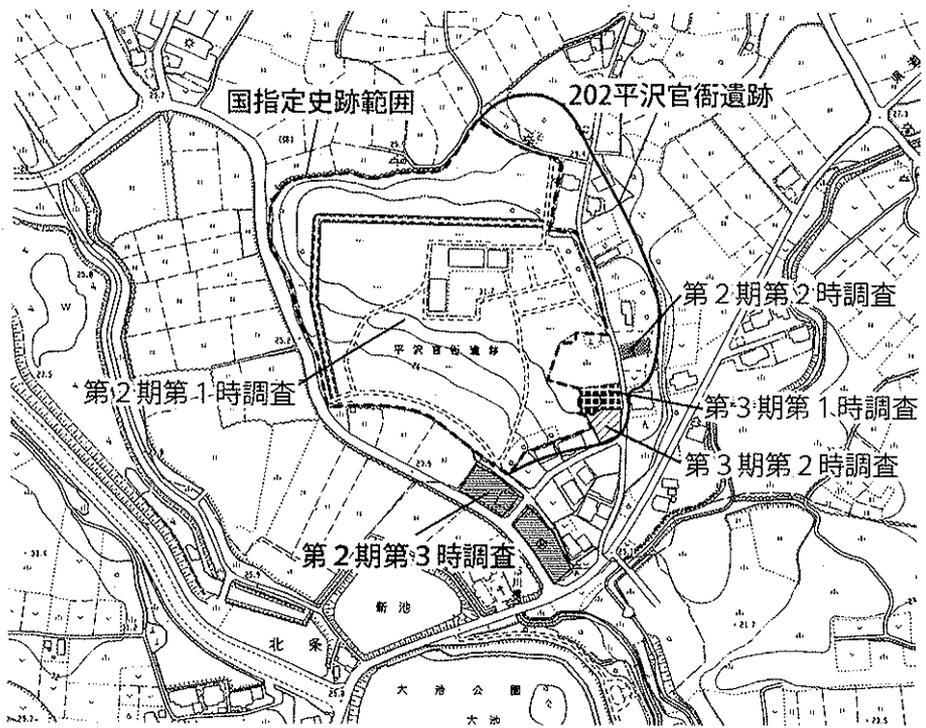
I期は東区東南に柵列 SA04・05 が作られた時期で、重複関係から8世紀初頭以前と考えられる。他の遺構の有無は不明である。II期は中型建物を主に東区では SB45～49・52・53 などと区画施設の SD15 が、西区では SB13～17・28・30・34 などと同 SA01 が設けられた時期で、8世紀前半に位置付けられる。III期には建物が大規模化し、SB10・11・18・19・21・24・33（西区）や SB36～38・44（東区）などを建てるとともに、周囲に大溝（SD01 等）をめぐらしている。時期は8世紀後半が考えられる。IV期はII・III期建物の間に中小規模の建物が作られる時期で、SB06～09・22・23・27・35（これのみ大規模）・50・51 などが相当すると思われ、9～10世紀と想定される。V期は長大な側柱建物が遺跡北部で東西方向に SB01～05、中央で南北方向に SB41～43 などが建てられ、大溝も掘り直された時期で、11世紀頃に比定される。なお平成14年度に確認した建物跡は、SB61～63 をIV期、SB64 をV期としておく。5期のうち郡衙正倉院域として機能したのはII～IV期で、継続しながら変遷したと考えられる。

平沢官衙遺跡は最初の調査時から、高床倉庫と想定される総柱建物が中央広場を囲んで規則正しく並び、周囲を大溝が囲むということが判明しており、周辺の遺跡分布もふまえ、古代律令制下の筑波郡衙正倉院域と考えられていた。以後の調査でも総柱建物の数は増加しているが、土間床か低い床で事務的用途に使われたとされる側柱建物が数多く発見されたため、郡衙正倉の平均的なあり方と若干異なる傾向にあるといえる。正税帳の検討から正倉の90%以上が「倉」、7%近くが「屋」で、平面形態指数だと「倉」には70前後もあるが大部分が75以上に対し、「屋」は60以下で両者は一線を画すといわれており（松村 1983）、正倉地区建物遺構にみられる傾向がこの「倉」と「屋」によく対応することから側柱建物を後者、総柱建物を前者と表記したとされている（山中 1994）。ところが、本遺跡での占有率は、側柱建物 29.7%、総柱建物 56.3%、不明 14.1% と総柱建物は5割を超える程度で、不明の9棟とV期の側柱建物 10 棟を除いてやっと80%に達する。また平面形態指数も前述のように側柱建物はともかく、総柱建物では細長い建物がかなりある。とは言え、これだけ多数の倉庫が中央広場をもちながら整然と並ぶ様は、正税帳から描かれる郡衙正倉院と何ら変わらないと考えられる。「屋」が多い以外にも、他の郡衙正倉跡を比べると大規模建物が多い、方位が異なる建物群が同時期に併存していた等というような個性が平沢官衙遺跡には浮かび上がってくる。

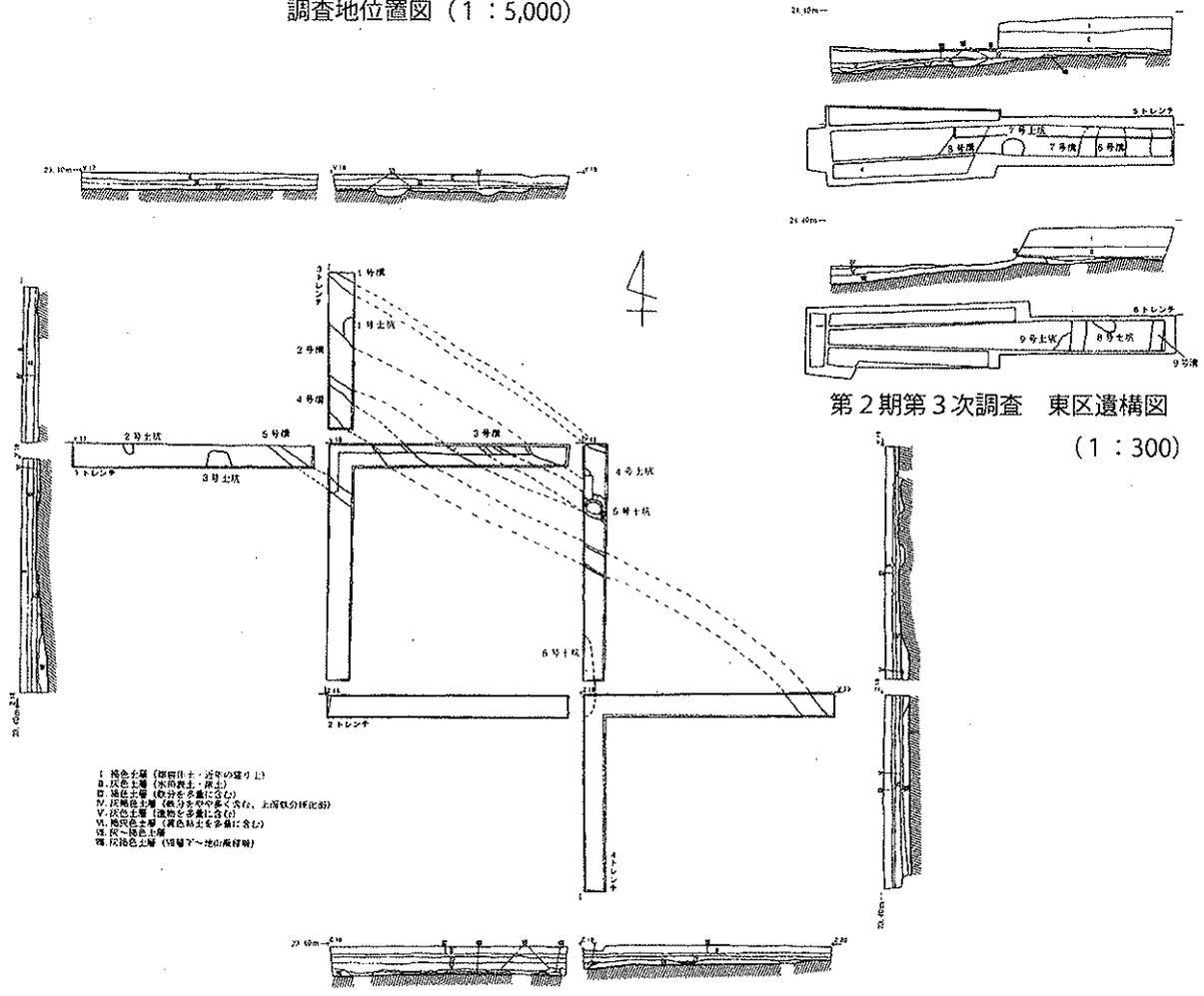
○第2期：第2次調査

平成13年（2001年）11月13日～12月27日に実施した、駐車場及び管理棟建設に伴う範囲確認の試掘調査。道路を挟み東西二区に分かれており、西区では幅1m、長さ7～10mの直行する調査区4箇所、東区では幅1.5m、長さ15mの調査区2箇所、137㎡を調査した。西区では、溝5条、土坑6基、不明遺構5基、東区では溝4条、土坑3基、不明遺構3基を確認し、出土遺物では、瓦・須恵器・土師器を主体に多く出土した。

表土から地山までの間に大きく分けて8層を確認した。III層には中世の遺物も含み、IV層上面には、古代の須恵器・土師器・平瓦が多く出土し、上面が硬化していることか



調査地位置図 (1 : 5,000)



第2期第3次調査 東区遺構図 (1 : 300)

第2期第3次調査 西区遺構図 (1 : 300)

ら整地層と考えられている。V層には、古墳時代後期の土師器、古代の須恵器・平瓦・丸瓦などが最も多く出土した。

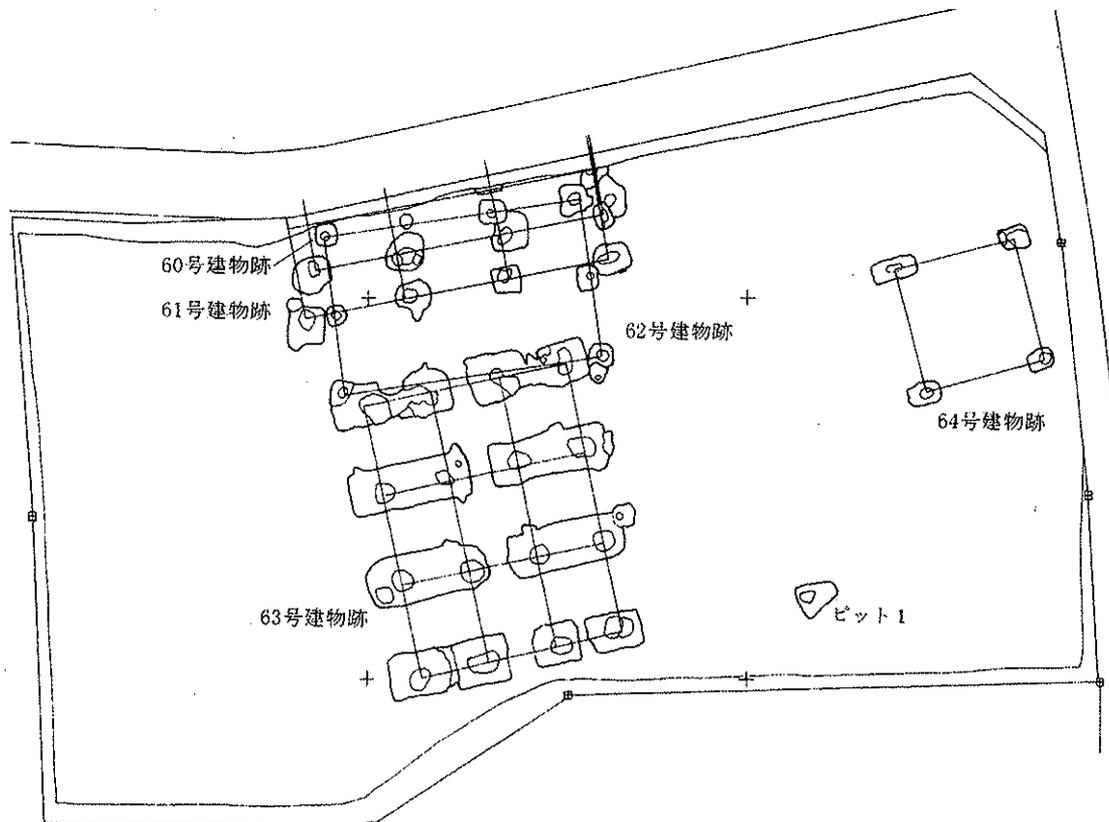
溝は、調査区北側の地形に沿った形で確認されたが、いずれも浅く削平されており、明確に官衙の区画施設としては確認できなかった。しかし、調査区全体から瓦が比較的多く出土しており、台地上からの流入と考えられている。

(b) 復元整備後の発掘調査成果

○ 第3期：第1次調査

平成14年(2002年)10月15日～27日に実施した、個人住宅建設に伴う確認調査。対象地全体の表土を除去し、約400㎡を調査した。調査では、黄褐色砂質土層上面で、掘立柱建物跡5棟(60～64号建物跡)、ピット1基を確認、出土遺物は、土師器・瓦・弥生土器片が少量であった。

60・61号建物は、調査区北端で一部を確認し、60号建物跡が東西7.7mの3間の掘立柱建物跡、61号建物跡は東西8.1mの3間、南北2間以上で総柱の掘立柱建物跡である。2棟はともに、真北から11°30′西に振れており、重複関係から60号建物跡が新しい。62号建物跡は、東西6.2m、南北4.2mで、東西3間、南北2間の側柱建物跡で、重複関係から60号・63号建物跡よりも新しい。63号建物跡は、東西5.4m、南北7.2mで、東西3間、南北3間の総柱の掘立柱建物跡で、主軸方向は、60・61号と同じで



第3期：第1次調査図面(1:200)

ある。64号建物跡は、東西3.3m、南北3.3mの1間四方の掘立柱建物跡で、重複関係はない。

建物の時期は出土遺物が少ないため不明だが、60・61・63号建物跡は、柱穴規模等から明らかに郡衙に係わる主要な建物跡で、軸線方向から8世紀前半とするⅡ期東区の建物群に近い時期のもの。また、62・64号建物跡は主軸や建物規模から、後出するもので62号が9・10世紀、64号が古代でも新しい時期と考えられている。

○第3期：第2次調査

平成29年(2017年)7月12日～19日に実施した、土地売買に伴う確認調査。幅0.6m～1.5m、長さ1～14mの調査区8箇所、26㎡を調査した。調査地北側では、表土及び現代の盛土層が16～62cmで、下層で黄褐色砂質土層が確認されたが、調査地中央から南では、現代の盛土層が77～89cmと厚く、下層から黄褐色砂質土層が確認された。よって、近年大幅に削平された後に、盛土がなされたと考えられている。

(3) 社会的調査の成果

1) 交通

南北に細長い市域の中には、南西－北東方向に常磐自動車道、東西方向に首都圏中央連絡自動車道の高速道路が通り、自動車で東京(箱崎ジャンクション)まで約40分の所要時間であることに加え、国道6号、125号、408号等の国道や東大通り、土浦学園線などの主要県道を有し、市道も管理延長が約3,700kmを超えるなど道路網が発達している。

また鉄道においては、つくばエクスプレスによりつくば駅から秋葉原まで45分の所要時間であるとともに、JRや私鉄等ともアクセス可能で、高速バスでも県内・県外各地への路線がある。空路においては、茨城空港をはじめ、成田国際空港、東京国際空港(羽田空港)の3空港に近接している。つくば市内にはこのような道路、鉄道等の各種交通の結節点が存在し、人や物が行き交う拠点となっている。

2) 観光

つくば市の観光は、水郷筑波国定公園に指定されている「筑波山」を中心とした筑波山地区、国の施策により整備された研究学園都市を中心とした「研究学園地区」、これらを除く田園地域である「周辺地区」に分けられる。

筑波山には、様々な植物が生育するとともに、名所・旧跡が点在し、中腹には筑波山神社があり、年間を通して多くの参拝者や登山者が訪れている。平成28年(2016年)9月には、日本ジオパークにも認定されている。また、市内2番目の高さである宝篋山にも、その景色が良いことから多くの登山者が訪れている。

また、筑波山山麓を通過する旧筑波線跡地を利用した「つくば霞ヶ浦りんりんロード」は、令和元年(2019年)11月に国が指定するナショナルサイクルルートにも指定され、サイクリストの増加が見込まれる

研究学園地区には、多くの研究所があり、宇宙航空研究開発機構筑波宇宙センターや産業技術総合研究所など、年間を通して公開している機関には、校外学習や生涯学習などで多くの団体客が訪れている。また、科学万博の際に第2会場として整備されたつくばエキスポセンターにも、春期・秋期を中心に、小学生など遠足で訪れる施設になっている。

また、周辺地区では、緑豊かな田園地区であることを生かし、ブルーベリー摘み取りや田植え・稲刈り体験などグリーンツーリズム事業が実施され、多くの来訪者がある。

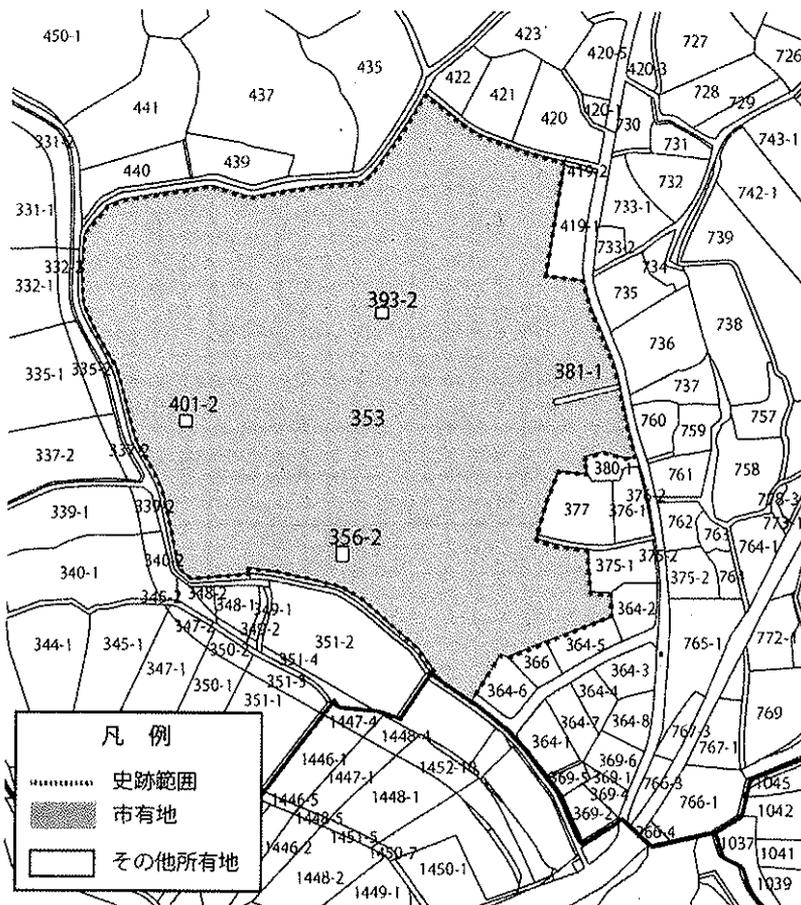
4 指定地の状況

(1) 土地所有の状況

国指定史跡平沢官衙遺跡は、昭和61年(1983年)の合筆と地籍更生により、つくば市大字平沢字平 353番地他4筆、面積32,445㎡となっている。このうち353番地の32,315㎡、指定地の96%が市の所有地となっており、356番2、381番1、393番2、401番2の4筆130㎡に国有地が残っている。

(2) 土地の利用状況

国指定史跡範囲の全てが平沢官衙遺跡歴史ひろばとして復元整備し、公開されている。管理団体の指定はされていない。



第3章 史跡平沢官衙遺跡の本質的価値

第1節 史跡などの本質的価値の明示

本質的価値の明示について、本来は史跡指定当時ということになるが、本史跡については、昭和55年(1980年)の指定後に整備のための確認調査を行い、既に整備も完了してからの保存活用計画の作成となっている。よって、便宜的に整備完了までと、その後の新たな価値評価という視点で整理していく。

1 霊峰筑波山の山麓に構える古代の筑波郡衙である

霊峰筑波山は、古代以来神のいる山として信仰され、『万葉集』にも25首が読まれている。また、筑波山をはじめ筑波郡に関する記事は、わずか5か国分しか残っていない古代の地誌である『常陸国風土記』にも記述が残されており、郡名の由来や、富士山との因縁、歌垣などの話が有名である。平沢官衙遺跡は、歴史的にも有名なこの筑波郡内に位置する郡衙正倉であることから、筑波郡衙の正倉と評価されている。

2 郡衙正倉院の実態と変遷が分かりやすく明示的であり、学術上の価値が高い

「コ」の字形や「L」の字形に規則的に配置された建物跡を検出し、瓦・土器等の奈良・平安時代の出土遺物や、建物が大規模な高床倉庫が多い特徴から、古代の正倉域であることが確認された。規則的に並ぶ建物跡のうち、8世紀後半のⅢ期の建物跡は、上幅4.0m、下幅1.8m、深さ1.2mの大溝跡により、北溝150m、西溝120mの長さで区画され、建物跡と溝跡が一体として確認された貴重な事例である。

また、8世紀前半のⅡ期の建物跡は、主に史跡南東側で「コ」の字形で配置されていたが、8世紀後半のⅢ期の建物跡は、史跡北側で「L」の字形の配置で確認されており、平坦面全域で変遷していることが分かり貴重である。また、同一場所での建替えが少ないのも特徴の一つである。

3 国造と郡司の関係性を知ることができる。

平沢官衙遺跡を見下ろす北側の小丘陵斜面と西の台地上には、古墳時代の後期から終末期の古墳群である平沢古墳群と、北条中台古墳群が位置している。いずれも筑波郡衙の正倉が成立する以前の古墳群であり、地域の最有力豪族の拠点地域に筑波郡家・郡衙が設けられたと考えられる、本拠地型郡衙遺跡の典型例といえる貴重な遺跡である。また、平沢古墳群の3号墳からは、8世紀の火葬墓に伴う須恵器の壺等が出土しており、筑波郡司が先祖の埋葬の地を意識していたことが分かり、その系譜が続いたことが言える例として重要である。

4 郡衙とその周辺寺院との関係性を知ることができる。

平沢官衙遺跡の西の台地上には、瓦片の散布が多くみられ、付近に石造露盤が存在することから寺院跡の存在が推測されている。ほぼ未調査のため詳細は不明ながら、同時代の遺跡であることから平沢官衙遺跡と関係した寺院跡であったと思われる。

5 古代から中世への移行期における拠点の変遷を知ることができる。

奈良・平安時代の筑波郡の中心であった平沢官衙遺跡が衰退する頃、天慶3年(940年)の平将門の乱を治めた平貞盛の弟、平繁盛の一族である常陸平氏によって、この地域の拠点は水守や北条地区へ移る。その拠点となる館跡は確認されていないが、その信仰の対象であったのが北条にあった日向廃寺であり、この地域での拠点の変遷が追える貴重な事例である。

第2節 新たな価値評価の視点の明示

平沢官衙遺跡は、復元整備に伴う発掘調査によりその史跡の本質的な価値が明らかになったが、その後の調査はあまり行われておらず、新たな価値評価としては少ない。ただし、復元整備を行うことにより、学術的ではないが史跡としての価値評価が生まれてきている。その価値は、平沢地区住民だけではなく、つくば市民、更には近隣市町村の住民や、観光で訪れる方々にも貴重な史跡として認識されるに至っている。

1 郡衙正倉院の広がり台地全体を占め、郡庁等が分散的に配置される

整備時の確認調査で、一部東側でも溝跡が確認されており、区画の範囲が東西では210m程になると推測された。また住宅建設に伴う史跡隣接地の調査で、高床倉庫と思われる総柱建物跡が検出されており、正倉域が台地全体を占めることが明らかとなった。これにより、郡衙に伴う郡庁等の施設が、周辺の台地に分散的に配置されていた可能性がより明確になった。

2 復元された建物による実物体験ができる

様々な考証を経て建物3棟を立体復元している。この建物の復元により、映像や模型ではわからない実物の存在感を体験できる、新たな史跡の価値を生み出している。また、奈良や京都へ行かなければ見ることができない、古代の技術を使用した建物を、直ぐ間近で見ることができる貴重な事例となっている。

3 生涯学習・歴史教育としての活用

復元整備事業により多くの見学者が訪れており、中でも小学生の社会科(歴史)や年配者の生涯学習での見学が多く、市内を中心に近隣市町村からも増加している。復元した巨大な高床倉庫は、古代の中央集権国家の権力を示すものとして、教科書だけでは学ぶことができない多くの素材を提供する学習の場として、貴重である。

4 癒しの景観やイベント広場としての空間

芝を張った広々とした台地と、その上に立つ古代の復元建物、更に復元建物越しに臨むことができる筑波山の景観や、歴史ひろばから臨む平沢地区や近隣の田園風景が、訪れる方々の癒しの空間として機能している。また、南へ緩やかに傾斜する芝生広場は、天然の劇場を思わせる地形であるとともに、復元建物を背景にすることにより古代の雰囲気を持ったイベントが行えるなど、多目的なイベント広場としても機能している。

5 ジオパークの舞台

つくば市、石岡市、笠間市、桜川市、土浦市、かすみがうら市の6市からなる筑波山地域ジオパークでは、平沢地域から採取される雲母片岩の使用例として平沢官衙遺跡の礎石が評価されており、ジオサイトとしてジオパークの舞台ともなっている。

第3節 構成要素の特定

平沢官衙遺跡の本質的価値の中心的な要素は、郡衙正倉としての史跡を象徴する規則的に並ぶ建物跡と、その建物跡を囲む大溝跡であり、これらを復元整備したⅢ期の建物跡である土倉、校倉、板倉の3棟と、Ⅱ・Ⅲ期の遺構表示などということになる。本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素は、史跡内に存在する便益施設等、指定地の周辺地域を構成する諸要素は、周辺の関連遺跡や関連施設ということになる。これらは別添表に整理して示すこととする。

史跡平沢官衙遺跡の本質的価値の構成要素表

1 本質的価値を構成する諸要素

分類		構成要素
構成要素	発掘調査により得られたもの	「コ」の字形や「L」の字形に規則的に配置されたⅡ・Ⅲ期の建物跡 建物跡を囲む大溝跡 瓦・土器などの奈良・平安時代の出土遺物 一列に並ぶⅤ期の建物跡
	地形など	独立した台地地形 筑波山や背後の山々の景観 大池
	整備により得られたもの	立体復元建物(土倉、校倉、板倉) Ⅱ・Ⅲ期の遺構表示 大溝跡の遺構復元

2 本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素

分類		構成要素
構成要素		案内所、駐車場、説明板、園路、鉄柵、樹木、照明柱、史跡標柱、避雷針、暗渠排水、水飲み、ベンチ

3 指定地の周辺地域を構成する諸要素

分類		構成要素
構成要素	周辺の関連遺跡など	平沢古墳群(1号墳、2号墳、3号墳) 北条中台古墳群(1号墳) 平沢古墳群3号墳出土火葬骨壺 北条中台古墳群、その出土遺物 北条日向廃寺、その出土遺物 北条中台廃寺、その出土遺物 石造露盤
	関連施設	史跡案内板 つくば市出土文化財管理センター つくば市研修センター 筑波総合体育館(大池公園) 平沢駐車場

第4章 現状と課題

史跡平沢官衙遺跡は、県営住宅団地の建設に伴い発見された遺跡で、その計画地の範囲を史跡指定して全て公有化したことにより、史跡指定地＝市有地となっている。そのため、この章では、史跡指定地内と、史跡指定地外の埋蔵文化財包蔵地及び周辺の関連遺跡や文化財に分けて、保存管理、活用、整備、運営・体制の現状と課題を整理する。

第1節 保存管理

1 史跡指定地内

保存管理については、史跡の全てが市有地かつ復元整備地内であるため問題は生じておらず、市による施設修繕やイベントでの仮設舞台の設置など以外では、整備完了以降の現状変更は生じていない。整備した平沢官衙遺跡歴史ひろばは、つくば市文化財展示施設条例（平成9年3月25日、条例第27号）及び同施行規則（平成15年3月31日、教委規則第3号）に基づいて管理している。日常の案内・受付・清掃は、地元平沢地区で結成したNPO 法人平沢歴史文化財フォーラムへ、機械警備や草刈りなどの植栽維持管理、案内所床のワックス清掃は、専門業者へそれぞれ委託して、行っている。以下に歴史ひろばの概要を示す。

(1) 史跡公園部 … 史跡範囲内の歴史公園化した部分。外周は中木植栽・宅地及び段差で画され、東西南北4か所に出入口を設置。

①歴史的建造物等復元ゾーン … 3棟の高式倉庫を実物大に復元した空間で、鉄柵で囲っている。柵内は開園時間内（管理員の勤務日・時間）出入自由。復元建物への出入は原則として不可。

②遺構復元広場 … 特に区画なし。年中、出入自由。

・20棟分の倉庫は柱位置表示、区画大溝は立体復元。各遺構に説明板付設。

・（散策用）芝生広場、園路、水飲み場、ベンチ、低高木植栽など。

(2) 案内所 … 史跡南東外に位置し敷地は市道で東西に分かれる。借地。

①案内棟部 … 西側敷地東半に位置する。開館日に管理員が常駐する管理室、史跡の説明（展示とビデオ放映など）を行なうガイダンスコーナー及び男・女・多目的の手洗所からなる。開館時間内（管理員の勤務日・時間）出入自由。

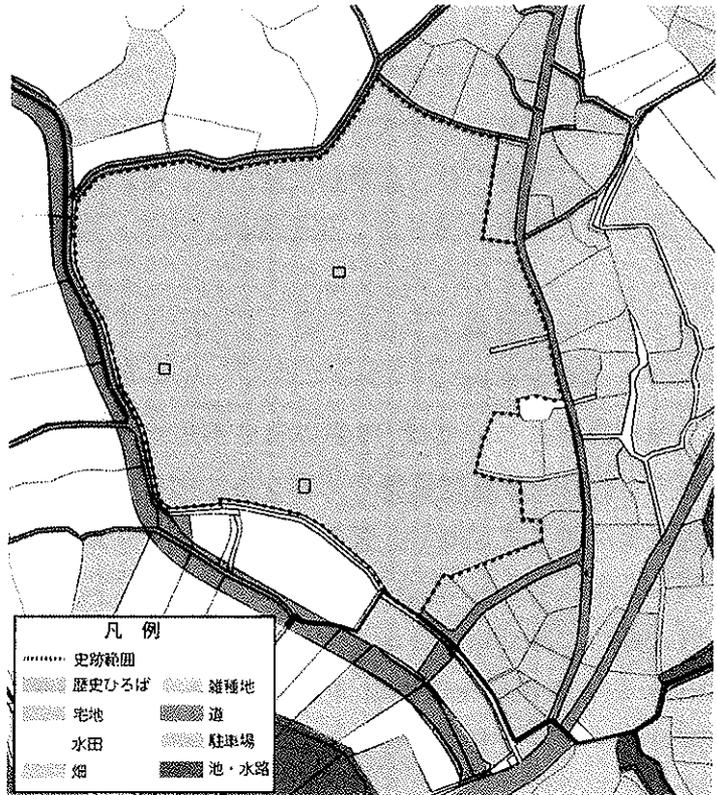
②駐車場部 … 西側敷地西半（身障者用2台分、一般車用6台分）及び東側敷地（一般車用27台分。バス等はこちらに駐車）に分かれる。出入り自由。

2 史跡指定地外関係地

史跡の隣接地は東の北半・北・西・南側は道路・水路で、道路等の外側は宅地・水田・畑地・雑種地などが広がっている。東隣接地部分は、台地上縁辺部までが埋蔵文化財包蔵地となっており、台地上東端の一部は宅地として造成されている。史跡指定後に個人住宅建築に伴い2件の確認調査を実施し、1件は盛土保存、1件は遺構面が深かったことから、地下保存となっている。今後も個人住宅等の建築要望がありえる

ため、遺存状況の確認調査と保存措置の対応が必要である。

その他の指定地の周辺地域を構成する諸要素についても、中台1号墳が市所有地、日向廃寺の復元整備地を市が借地している以外は、全て民有地である。市街化調整区域が多いことから開発は少ないものの、その可能性は含んでおり、確認調査による状況の把握が必要である。また、平沢3号墳については、石室の側壁が倒れたことにより、平成■年度に一部を記録保存したうえで修理がされている。



第 図 土地利用図

第2節 活用

1 史跡指定地内

史跡の見学者は、およそ毎年5万人前後で、開園以来増加してきたが、ここ数年は頭打ちの状況である。そのなかで、小中学校などの見学は、年間約■校、その他の生涯学習団体の見学は、年間約■団体が来ており、微増の状況である。しかし、小中学校の見学については、市所有バスの台数が限られるため、市内全ての小中学校が見学するには至っておらず、見学以外に体験メニューなどの付加価値がある土浦市の上高津貝塚ふるさと歴史の広場を利用する学校も多い。また、今後はカリキュラムの過密化や統廃合により、見学学校数の減少も想定される。

平沢官衙遺跡歴史ひろばでは、「NPO 法人平沢歴史文化財フォーラム」と協力をしながら、四季毎に春の復元高床倉庫特別開扉、夏の平沢官衙遺跡万灯夏祭、秋のつくば物語、冬の文化財防火デーと新春芝文字を行っている。特別開扉は、5月の連休中に復元建物の換気を兼ねて内部を公開するもので、来園者に対して市職員や地元NPO会員が随時解説をしている。平沢官衙遺跡万灯夏まつりは、8月下旬に開催しており、復元建物をライトアップし園路に万灯を並べることで幻想的な風景を演出している。つくば物語は、市観光部局が主催している遺跡の雰囲気を活かした野外コンサートを主としたイベントで、数千人の来場者がある。芝文字は、防害虫等を兼ねた芝焼きを実施する際に芝に文字を焼き残すことを催事としたもので、消防部局の協力を得て行うため文化財防火デーに合わせた啓発活動も兼ねている。

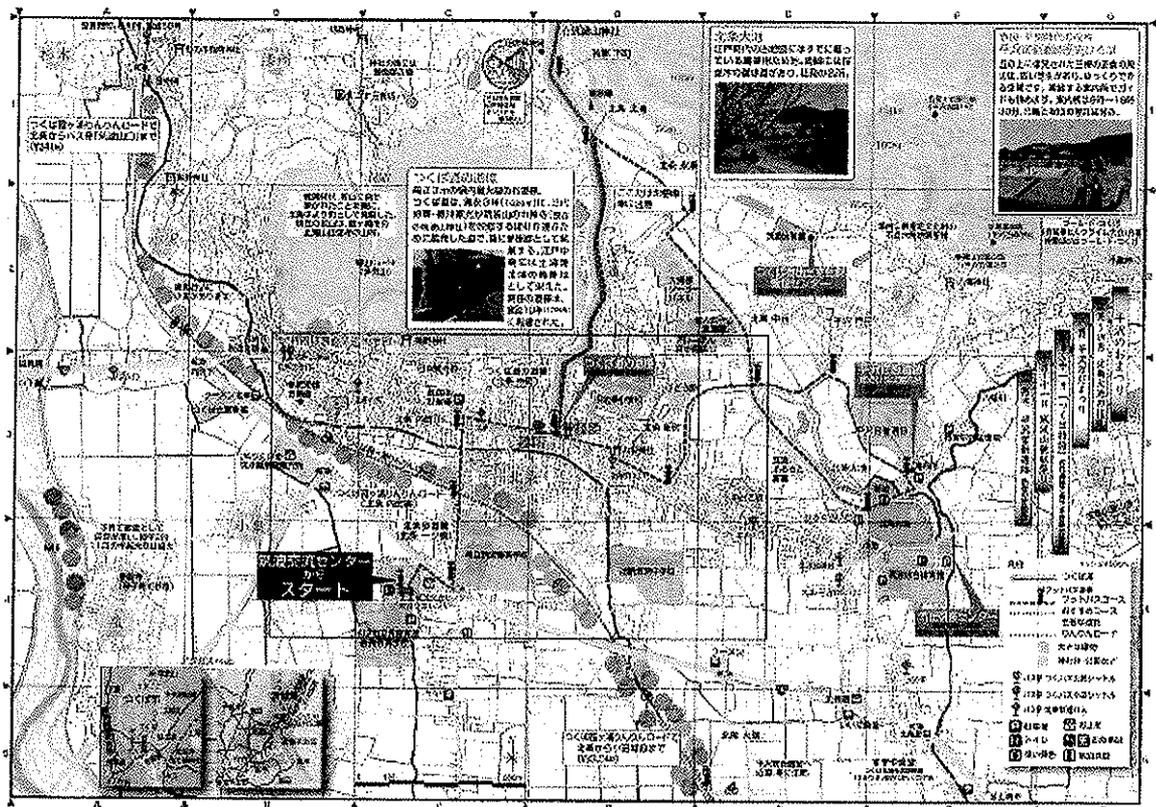
市の事業ではその他に、平成27年（2015年）度から生涯学習推進課が行っている、

市内の研究施設等を巡ってのスタンプラリーである「ちびっ子博士事業」での見学対象施設となっており、例年暑さで落ち込んでいた夏季の来場者数が3千人以上増えている。また、民間事業でも、に市芸術文化部局が協力する美術展「アートセッション」や、民間主催の自転車ヒルクライム大会「ツールド・つくば」のスタート会場などとして、活用されている。

また、平沢官衙遺跡はジオパークの構成要素の一つであるジオサイトともなっており、市が推進する筑波山や山麓の観光資源としても重要視されている。また茨城県が推進する自転車道の「つくば霞ヶ浦りんりんロード」は、令和元年（2019年）11月に国が指定するナショナルサイクルルートにもなり、その沿線上の観光施設としても注目されている。

2 史跡指定地外関係地

各種講座やジオパーク関係催事で、平沢官衙遺跡と合わせて周辺の古墳や日向廃寺などの見学が行われているが、年間数件ほどと多くはない。市教育委員会でも、令和元年（2019年）に、埋蔵文化財保存活用事業の一環として、平沢官衙遺跡周辺歴史ウォーキングを実施した。また、観光部局では「北条・平沢フットパス」として、ウォーキング用マップとそれに合わせた案内標柱を設置しており、街歩きができる環境を整えている。



第 図 北条・平沢フットパス

第3節 整備

1 史跡指定地内

平成9年(1999)度～14年(2002)度に復元整備工事を実施し、15年(2003)度に正式に開園した。その後、平成16年(2004)度に案内所が手狭であったことから増築工事を行い、平成20年(2008)度に前年の台風により破損した土倉棟部分の修理と合わせて、屋根北半分の茅葺葺替えを行った。それ以外に柵の塗装や、説明板の追加、照明器具やエアコンの交換など細かな修繕は行っているが、根本的な修理は実施していない。以下に、平成9年度(1999)から実施した復元整備の内容を記述し、その後現状での問題点を示す。

(1) 復元整備状況

(a) 地形復元

史跡中央平坦面の南と西を削るように通る旧道部分をはじめ、削平を受けた部分を地形復元する盛土が、また、遺構復元の基礎工事その他地下掘削等により遺構が破壊しないような盛土がそれぞれ必要であった。建物の立体復元場所では(=現表土厚+盛土厚)1.1mが、復元大溝では同1.2mを基準とした。地表面被覆処理は全面張芝とした。

(b) 遺構復元

① 建物表示

正倉院の最盛期で、建物群が敷地の外側から内側へ向かって形成されたという変遷過程の様子が分かるⅡ・Ⅲ期の建物を対象とした。それらのうち形態・規模の明瞭なものを中心に、Ⅱ期建物群から12棟、Ⅲ期建物群から8棟、合計20棟とした。選定した20棟を基礎構造で分けると掘立柱建物が17棟、礎石建物が3棟で、後者は全てⅢ期に属していて、いずれも礎石は残っていなかった。

柱の高さは、Ⅱ期が柱を若干地上から出る20cmとし、Ⅲ期は違いが明瞭になり人が座れるくらいの高さで45cmと少し高くした。柱の太さは直径35cmに統一し、材は粘り強いとされるタモ材を使用した。復元柱の構造は地下の基礎からアンカーボルトを立ち上げて柱に通し、頂部でボルトを締めた後、木栓で蓋をするというものである。礎石建物はSB24・38が布地業、SB44が総地業で、どちらも地業範囲を50cm程盛上げて明示し、礎石建物だったことを明確にするため任意の位置に元位置を離れ散在していた実物の礎石を使い設置した。

地表面は、礎石建物では、布地業の掘立柱建物では、建物範囲全体を、総地業は掘込地業範囲を亀腹的に高さ10cmで平坦に盛り上げた。

② 建物立体復元

1) 校倉(1号建物)

1号建物の校倉を支える東柱は円柱の掘立柱とし、上部は梁間にのみ頭貫を用い、上に台輪を巡らした。周囲の台輪は鼠返しを付けた「へ」字形に加工し、平と妻の取り合いには校木高さ半分の段違いをつけた。梁間の内部の台輪は平角とし、上端に床板を桁行方向に並べて床を構成した。壁体は不整形六角断面の校木を隅で組み合わせて積み上げ、正面(南側)中央に板扉内開きの出入り口を設けた。寄棟屋根の軒をうける出桁の四隅は、平・妻両方向の校木を延長して支える

が、中央部は大梁2本と妻の懸梁2本の先端を腕木に作り出して支承した。出桁四周内側は軒天井を掲げ、その外に一軒角垂木の軒を廻らせた。軒先は茅負が流し葺板をうけ、屋根板合口に目板を打ち、大棟と隅棟の拝みには樋棟を上げ共に雨水の侵入を防ぐようにした。軒裏と屋内は垂木上に裏板を並べる軒天井とし、小屋組を表した。

2) 双倉 (2号建物)

2号建物は原則として1号建物に準じるが、平面は双倉に、台輪は平角で、台輪の上には東西二室になるように側柱を立て、柱の間に厚板を落とし込んで壁を造った。さらに大型倉庫が律令国家の象徴として心理的効果を考慮した法倉ならば、壁体を漆喰の白い土壁とすることは、他の倉庫壁体が木造の中で、その効果を規模だけでなく、色彩的にも顕著にできることから、土壁とした。小屋組は正倉城内の中心的建物と考えられるので、寄棟とし、垂木と屋根板で傍木を整えた点が異なる。屋根は、軒先に茅負を取り付け、垂木の軒裏に野地板を張った。野種木を扇状に配し、茅持・エツリ上に茅を葺いた。棟飾りは、茅で形を整えた上を杉皮・竹簧で被覆し、樋棟を上げた。

3) 板倉 (3号建物)

束柱は円柱を掘建にして、上部の梁間方向のみ頭貫を置き、その上に平角の台輪を巡らした。桁行方向の台輪は正・背面のみで、梁間の台輪と高さの半分を組み合わせた。床板は梁間方向の台輪上に桁行方向に厚板を敷き並べて床とした。内部は桁行中央で二室に間仕切り、それぞれの室の正面(東)側中央一間に出入り口を設けた。軸組は台輪上に面取り角柱を建て、柱内に横羽目板を落とし込んで構成し、上部を折置組の梁と桁で固めた。出入り口は内開き板扉を吊り込み、内側に靱収納時開閉のための塞を設けた。なお内部は大梁上に取り外し可能な厚板の天井を備えて、靱をバラ積みする収納作業を容易に出来るようにしている。小屋組は小屋梁をあげて切妻屋根の母屋・棟木を支え、その上に一軒隅垂木をおき軒裏天井とした。軒廻りは茅負上にセキ板を並べ、その上に屋根の栗樽を葺き並べ、棟の葺き収めは葺板を拝みに組み合わせ、樋棟で押さえた。螻羽は垂木形を架け、上端を樋棟上端に揃えその上にうだつを置き両抑えとした。

(c) 便益設備その他

①復元建物防災等設備

筑波山の南に位置する本史跡周辺は夏季に雷がかなり多い地域なので、立体復元した各建物への避雷針設置は不可避であることから、建物へ直接付設し、最低の2本を設置した。

史跡全体ではなく立体復元建物群を施錠できる門扉が付く鉄柵で囲み、柵内にはセンサーを設けて、案内所と同調する機械警備を設置した。

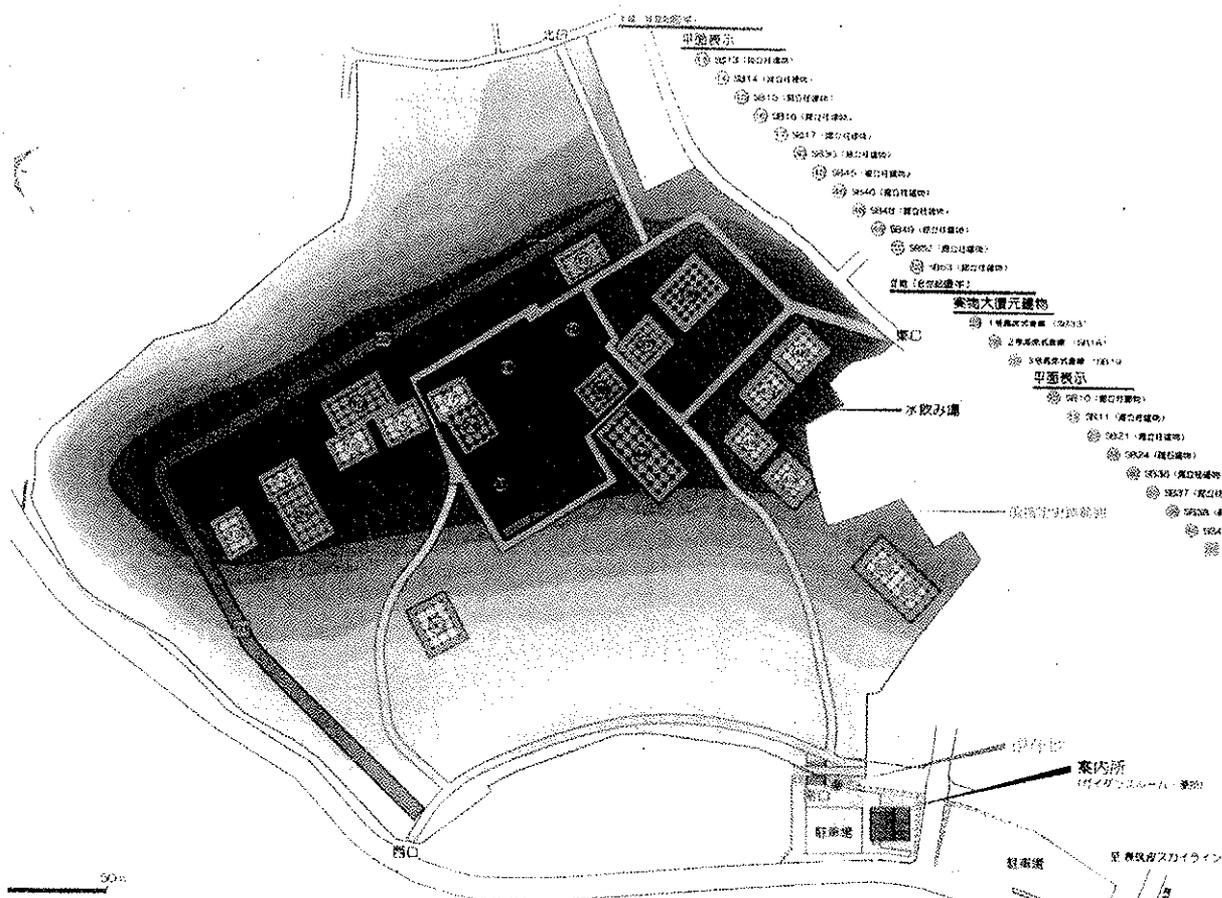
(d) 案内所

当初■㎡であったものを、平成16年(■年)に■㎡に増築している。

- ・面積：66.3㎡(建築面積)。延床面積53.0㎡+ピロティ(下屋)面積13.3㎡
- ・構造：木造平屋建て。屋根は垂鉛めつき鋼板・瓦棒葺(芯木なし)。外壁は杉縁甲板。
- ・内部：管理人室6.6㎡、ガイドンスコーナー■23.7㎡、トイレ(男・女・多目的)

22.7 m²。倉庫は屋外にプレハブを設置。

- ・ 展示：出土遺物を展示・解説し、郡衙遺跡や建築構造などをパネルで説明。また、史跡紹介や復元建物建設過程等のビデオを上映。



(2) 現状での問題点

平沢官衙遺跡の整備は好評で来園者も増加傾向にあるが、開園から17年が経過し、復元建物の屋根や柱表示など木材の部分で特に経年劣化が目立っている。また、来園者の増加に伴い、便益施設の不足も生じている。そのことから当初整備の方針を継承しつつ、一部での仕様変更を含む再整備事業を実施していく必要がある。以下、場所毎の現状を示す。

① 実物大復元建物

屋根の経年劣化が顕著である。茅葺き屋根では茅の脱落が進み、特に隅部では下地の竹の露出が顕著である。板葺き屋根では特に横葺きの板倉で樽板の腐朽による破損が進んでいる。

② 位置表示建物

当初タモ材で施工した柱表示がすべて腐朽し、柱表示を固定する鉄芯が露出してしまい危険なため、5年ほど前に応急措置として竹で覆い、ロープで囲うこととしたが、その竹も劣化して、再び鉄芯が露出している状況である。

③ 園路

当初の砂利を固着させた舗装が、経年劣化や芝の浸食を受けたことで、砂利がはがれ路面が荒れている。

④ 建物周囲柵

塗装の劣化が進んでいる。また、柵の間口が狭く、工事車両等が進入できないため、建物屋根の修理等に際して不便が生じている。

⑤ ガイダンス施設

平成 16 年度に市単独事業として案内所の増築もしてきたが、学校や団体での来園者が増加し、現在 20 名ほどが映像を視聴できる案内所が手狭となっている。事務室も 1 名の待機を予期した小規模なものとなっているが、解説の応援や収納スペースの不足のため、映像視聴のスペースとの区別がなくなっていることも問題である。また、繁忙期における駐車場・トイレも不足気味で、トイレについては水圧が低くしばしばつまりにつながっている。

⑥ その他

映像設備の老朽化や、説明板の多言語化への対応、また本質的価値の周辺地域を構成する諸要素を案内できる説明板が無いことなどが課題として残る。

2 史跡指定地外関係地

史跡平沢官衙遺跡への案内板は国道 125 号に 3 基（1 基小田城付近）、県道 53 号に 1 基（小田城付近）、県道 138 号に 1 基設置されている。説明板は、指定文化財には全て設置されているものの、その他の未指定の文化財や埋蔵文化財では、わずかに平沢 3 号墳に設置されているのみである。また前述したように、観光部局では「北条・平沢フットパス」のウォーキング用マップと、それに合わせた案内標柱を設置している。今後、関連文化財への説明板などの設置が必要であるとともに、設置済みのものを含めて多言語化への対応も必要となる。

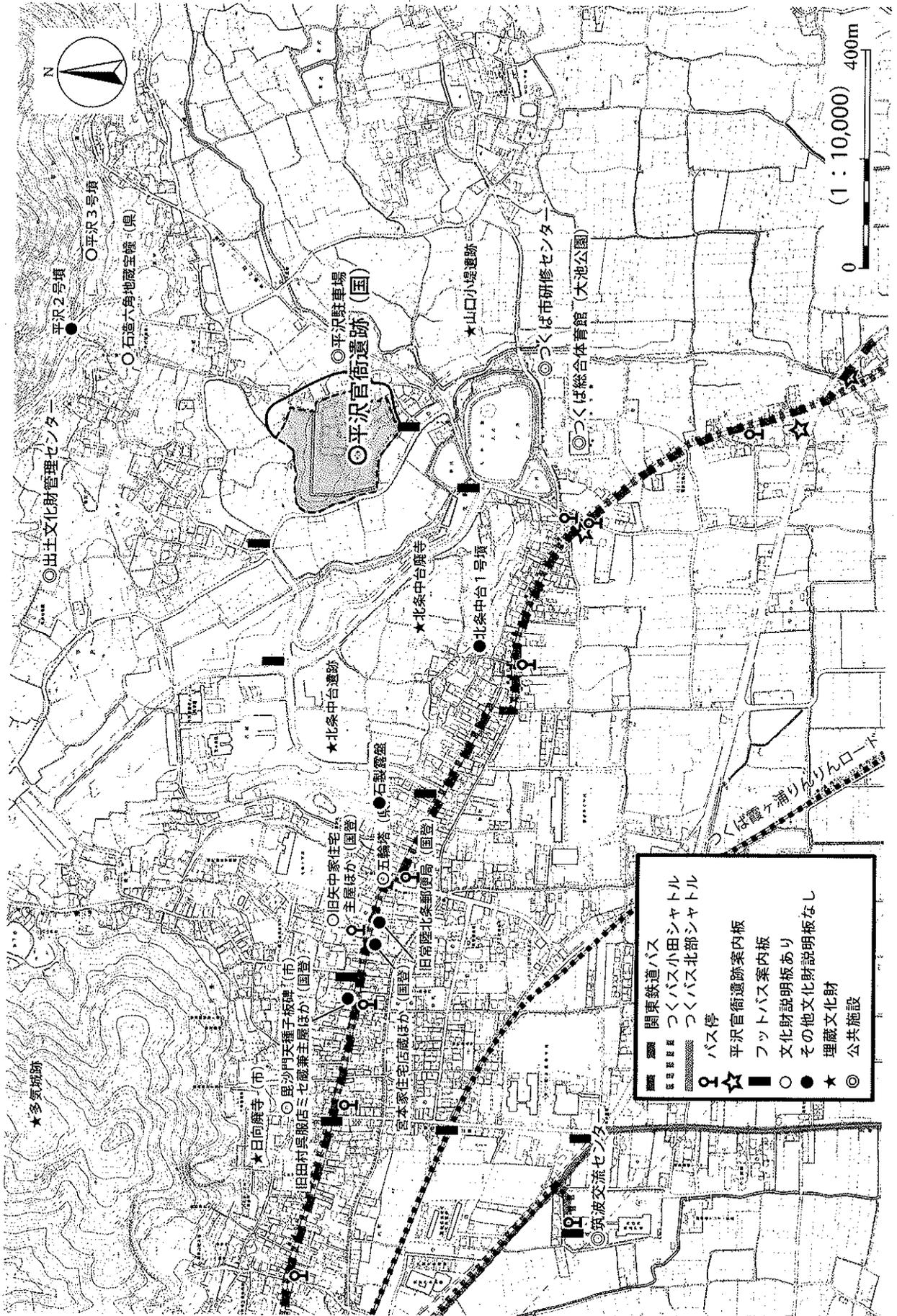
第 4 節 運営・体制の整備

1 史跡指定地内

平沢官衙遺跡歴史ひろばの運営・管理は、地元平沢地区で結成した NPO 法人平沢歴史文化財フォーラムへ委託している。同フォーラムは、高齢化が進む一方で新たな加入者も加わり、継続して事業を実施している状況で、地元平沢地区とも良好な関係を保っている。しかし、小田城跡でのボランティア団体である「常陸小田城親衛隊の会」や、市内のその他の資料館で養成をしている文化財サポーターの状況を鑑みた場合に、説明等を行うボランティアの組織化も検討する必要がある。

2 史跡指定地外関係地

史跡指定地外では、現在のところ、運営・体制の整備は、特に行っていない。



- | | |
|--|-------------|
| | 関東鉄道バス |
| | つくバス小田シャトル |
| | つくバス北部シャトル |
| | バス停 |
| | 平沢官衙遺跡案内板 |
| | フットバス案内板 |
| | 文化財説明板あり |
| | その他文化財説明板なし |
| | 埋蔵文化財 |
| | 公共施設 |

第5章 計画の大綱・基本方針

第3章で検討した本質的価値、第4章の現状と課題を踏まえ、本計画の大綱とその基本方針を示す。

第1節 計画の大綱

平沢官衙遺跡は、『常陸国風土記』などにも登場する筑波郡に所在していた、古代筑波郡家跡の正倉域で、郡衙正倉の全体像が分かることから国の史跡に指定された。国指定史跡は「我国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの」であることから、これを適切な形で継承していくことが責務であり、そのための必要な措置をとらなければならない。また、平成15年(2003年)4月に開園した平沢官衙遺跡歴史ひろばは、この史跡を公開・活用するために設置した施設ではあるが、この復元整備によって市民の新たな誇りとなっており、この整備により新たに生まれた価値も適切に維持管理していく必要がある。また、周辺に広がる平沢官衙遺跡の本質的価値の諸要素についても、学術的調査を行い、その価値内容により市民の協力を得ながら、適切に保存措置をとることが必要である。

第2節 基本方針

・国指定史跡の保存と本質的な価値の構成要素の調査

現史跡範囲は、当初の住宅建設予定地内のみであり、本来の正倉の範囲全体を保存できるよう、確認調査、追加指定を推進する。また、その他の郡衙機能を担う施設や本質的な価値を担う諸要素については、学術調査を行い、その状況に応じて適切な保存措置をとる。

・史跡の周知と本質的な価値の伝達

平沢官衙歴史ひろばとして整備された平沢官衙遺跡では、四季毎に地元NPOと協力しながら様々な活用事業を実施しており、この様な活動をとおして史跡の周知に努めると共に、今後も、史跡の価値を伝えるための見学会や説明会、講演会など各種事業を推進していく。

・復元整備した建物などの適切な維持管理

復元整備を行った復元建物3棟を含めた平沢官衙遺跡歴史ひろばは、つくば市の財産として定着しつつあり、これを未来に向けて保存管理できるよう、適切な再整備や維持管理を行っていく。

・運営・体制

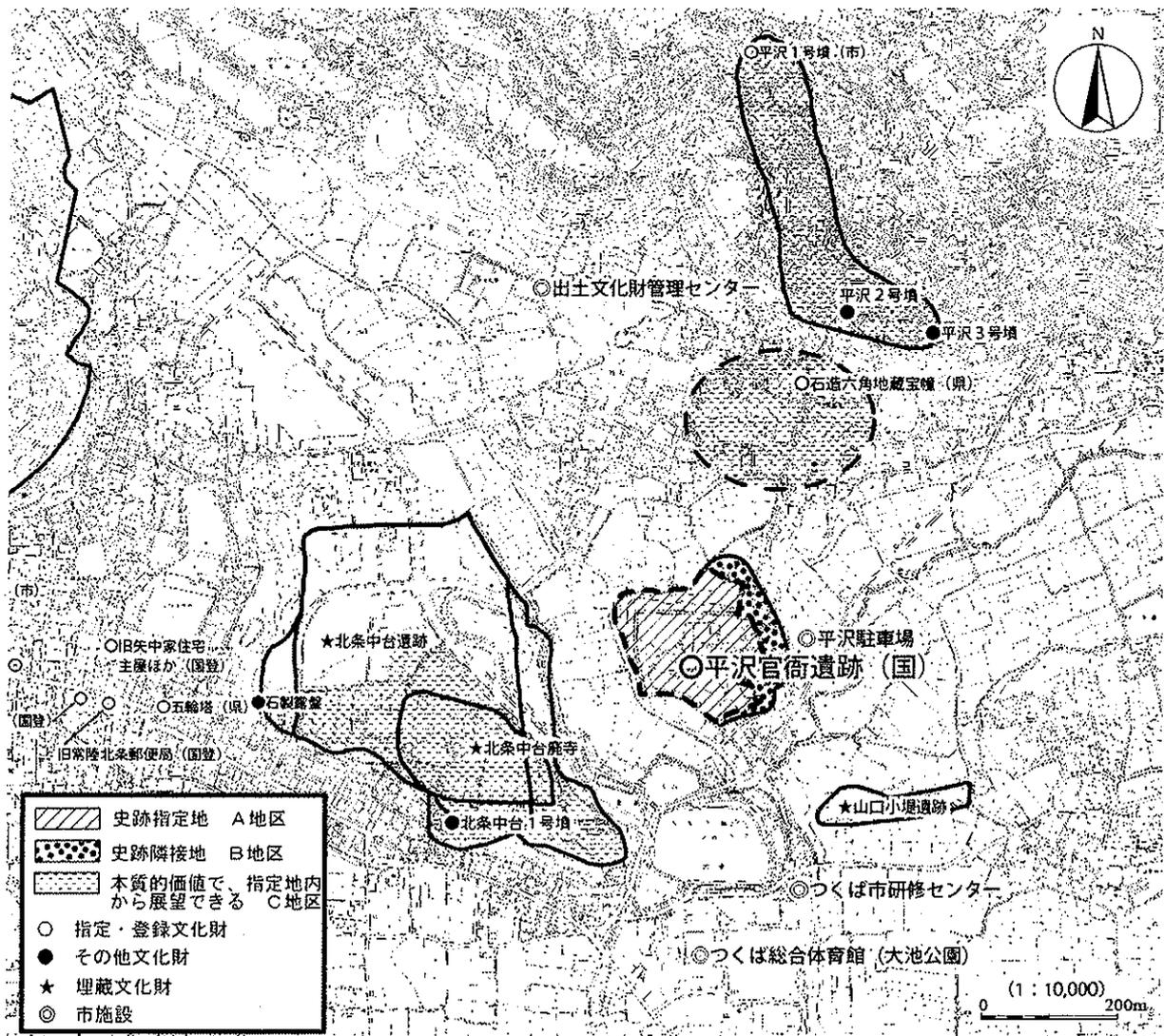
つくば市教育委員会は、NPO法人平沢歴史文化財フォーラムとともに、平沢官衙遺跡歴史ひろばを運営している体制を、引き続き維持する。また、市やNPOだけでは手の届かない分野についても広くボランティアの参画を推進する。

第6章 保存管理

第1節 方向性

現在、史跡指定されている範囲をA地区、史跡の東隣接地であり郡衙正倉域が広がることが調査でも明らかな範囲をB地区、本質的価値を形成し、なおかつ指定地内から展望できる範囲をC地区とする。

前述のとおりA地区である史跡範囲の全てが平沢官衙遺跡歴史ひろばとして復元整備されており、ほぼ全てが市所有地であることから、この範囲については引き続き適切な保存管理を行う。B・C地区については、その内容により今後の保存措置をとる。



第 図 平沢官衙遺跡 保存管理図

第2節 方法

1 史跡内での現状変更について

史跡内のA地区では、イベントでの仮設舞台等の設営や維持管理に伴う工事以外には、現状変更は生じない状況であり、今後とも市教育委員会が責任を持って適切に対応していく。

また今後、追加指定によって歴史ひろば以外の部分で史跡範囲が生じた場合には、下記表のように扱うこととする。

国指定史跡地内の現状変更取扱基準

地区区分および基準 現状変更内容		A地区	今追、加指定地	備考
		建築	新築	×
	改築	×	×	
	取壊し	○	○	
工作物	新設	×	△	地下遺構に影響がない限り可
	改修・更新	×	○	地下遺構に影響がない限り可
	撤去	○	○	
立竹木		△	○	地下遺構に影響がない限り可
地形改変		×	×	
その他	確認調査	○	○	
	活用目的の仮設	○	○	
		いずれも、復元整備や活用目的の場合は地下遺構に影響がない限り可		○=可、△=状況により、 ×=不可

2 指定地外の諸要素の保存・管理

指定地の東隣接地のB地区では、郡衙正倉域が広がることが調査でも明らかであり、民地のため開発が行われる可能性が高い地域であるため、周知の埋蔵文化財の範囲としているが、明らかに遺存状態が悪い場所を除き、4に挙げた追加指定を含む積極的な保存措置を検討する必要がある。

本質的価値を形成し、なおかつ指定地内から展望できる範囲であるC地区については、周知の埋蔵文化財として扱い、調査によって特に重要なものが発見された場合には、必要に応じて部分的に文化財指定などの保存措置をとる。また、平沢地区については分布調査が不十分であるため、郡衙関連施設が所在する可能性が高い土地では表面踏査を行い、その結果に応じてまずは周知の埋蔵文化財包蔵地としての保存措置をとるものとする。

3 追加指定

指定地の東隣接地のB地区では、調査により正倉域に含まれる可能性が高いため、今後、削平などにより明らかに遺跡が湮滅している場所以外は、所有者からの同意が得られた場合に追加指定を検討する。

また、本質的価値を形成し、なおかつ指定地内から展望できる範囲のC地区については、発見した遺構の内容を比較検討した結果、郡衙遺跡と密接に関係する遺構であることが明らかとなり、また所有者からの同意が得られた場合にその範囲を部分的に追加指定を検討する。

4 公有化

現在の国指定史跡範囲であるA地区内には、4筆の国有地がある。直接的な支障はないものの、速やかな市所有地への移管ないしは買収が必要である。また、今後追加指定を行った場合には、所有者との協議により保存用地としての公有化が必要となる。

第7章 活用

第1節 活用の方向性

史跡範囲は、全てが平沢官衙遺跡歴史ひろばとして復元整備されており、年間約5万人程度の見学者があるが、より多くの市民につくば市の誇りとして知ってもらうため、引続き地元NPOの協力を得ながら、地道な周知のイベント活動等を行うと共に、史跡の本当の価値を伝えるための学術的な活動も実施していく。

また、次世代を担う市内小中学生の見学機会を増やすため、宣伝を行うと共に、見学の実便性の向上や、見学以外の付加価値の創造を図る。

第2節 方法

1 学校教育における活用

快適に映像を視聴し史跡を紹介できる空間が必要であると共に、市外博物館に多く訪れている市内小中学校を呼び戻すためにも、見学以外に体験などの付加価値をつけるための場所と人員を確保する。

2 社会教育における活用

史跡の本質的な価値を形成している要素を中心に、正倉域にとどまらない豊かな歴史像を伝える試みを続けていくために、解説などのボランティアである「文化財サポーター」を養成し、共に学ぶ状況を整備する。

3 地域における活用

地元NPOによる毎年のイベントは定着しており、担い手も少しずつではあるが更新されていることから、引続き相互に協力しつつ事業を実施していく。また、史跡の良さを伝える活動とともに、史跡の価値を伝えることは、地域の良さを伝えることでもあるので、史跡内だけではなく指定地の周辺地域を構成する諸要素についてもその価値を伝える活動を実施していきたい。

また、ジオサイトや観光施設としても注目されていることから、一層の見学者増加のため、宣伝などを実施していく。

第8章 整備

第1節 方向性

復元整備については、平成15年（2003年）度4月に開園した整備（第Ⅰ期整備）で一定の完成状況にあるといえる。ただし、整備後17年を経過したことにより、立体復元した倉庫の屋根をはじめとして、束柱表示など木質部を中心に劣化が激しい状況である。そこで、基本は第Ⅰ期で復元整備を行った施設等を維持しつつ、素材などの再検討を含む大規模修繕と、第Ⅰ期整備で不十分であった活用施設等の充実からなる再整備事業について、今後基本計画・基本設計を作成して検討していく。

第2節 方法

1 再整備計画

再整備計画に向けて、以下に各部の対策を示し、どのような再整備を行うかを示す。

① 実物大復元建物

茅葺き屋根の下地以上の葺替え、板葺き屋根での樽板の葺替えが必要である。樽板については、防腐剤の塗布等、当初の仕様からの変更を検討する必要がある。

② 位置表示建物

当初整備した柱表示を改修する必要がある。その際、仕様をタモ材から非腐朽の材料（石・擬木等）へ変更することを検討する必要がある。

③ 園路

園路舗装の改修及び縁石の設置が必要である。

④ 建物周囲柵

再塗装と間口改善のための一部改修が必要である。

⑤ ガイダンス施設

現在の案内所前駐車場に一学級分が同時に映像を視聴でき、体験学習が行える分棟を設置することが望ましい。駐車場については、現駐車場西側の土地（現況水田）を取得ないし借地し、現在よりも広い駐車場とする。現在の案内所については事務所・トイレ・収納スペースとして改修する。

⑥ その他

映像設備やプログラム等の見直しや、説明板については、多言語化への対応を検討するとともに、平沢官衙遺跡の本質的価値の周辺地域を構成する諸要素を案内できる説明板の増設も必要となる。

2 実施期間・手順

① 短期的な計画

再整備については、今後の復元建物への影響を考えた場合に、一刻の猶予もない状況であるので、早急に着手することが望ましい。詳細は、基本計画・基本設計によって決めていく必要があるが、当面の見通しとして、令和3年（2021年）度に、基本計画・基本設計を行い、令和4年度に、実施設計と一部工事に

着手、その後複数年で再整備工事を行う。

② 中・長期的な計画

今後追加指定を検討している場所や、まだ学術調査も不十分な本質的価値の周辺地域を構成する諸要素については、調査が進んだ段階で個別に検討を加える必要がある。ただし、全体的な復元整備が行えない状況下においても、個別の対応は必要と思われる。

第9章 運営・体制の整備

第10章 計画策定・実施

第2章 史跡平沢官衙遺跡の概要

第2節 指定の状況

2 指定説明文とその範囲

関東の名山・筑波山が起立する筑波の地は、古代より豊かな歴史の展開をみせた地域の一つである。常陸国風土記によれば、筑波の地は、古く筑波の県、あるいは紀の国と呼ばれたと伝え、また筑波国造の治める所であった。その由緒を受けつぐ筑波郡は、筑波山の南麓を中心に定められ、その郡家の所在については現在の筑波町北条の地に比定されてきたが、平沢遺跡はその一角に当たっている。

郡家の推定地は、筑波山の南方で、西に突出する平沢山と通称される小丘陵の南の比高5～10メートルほどの台地上にあって、台地の南方の平野には、条理制遺構が広がる。台地は西にある中台台地（東西約500メートル・南北約1,000メートル）とその東に浅い谷をへだてて相対峙する不正形な島状をなした、平沢台地（東西・南北約250メートル）がある。二つの台地からは、奈良・平安時代に属する瓦や土器等の出土品、礎石の遺存が知られてきており、郡家あるいは郡寺かとする説が立てられていた。特に平沢台地では、礎石状の石の遺存がかなり広範囲に知られていた。

この平沢台地で、茨城県住宅供給公社による団地造成が計画され、昭和50・51年にかけて3次にわたる発掘調査が茨城県教育委員会により行われ、この遺跡の内容が判明してきたものである。調査された遺構としては、規則的に配列された掘立柱建物群、礎石群、基壇状高まり部分、竪穴住居跡、及びそれらを取り囲むとみられる大溝が主なものである。

掘立柱建物群は12棟以上確認されている。全て方形の大きな掘方を持ち、建物身舎内にも柱を持つ、いわゆるべた柱の倉庫とみられる建物である。建物規模は最大のもので15×7.2メートル、比較的多いもので9×6メートル程のものであり、2間1間のもの1棟・3間2間のもの6棟・4間2間のもの1棟・3間3間のもの1棟・4間3間のもの1棟・5間3間のもの2棟等がある。その柱間寸法は7尺から10尺に達する大規模なものがほとんどである。建物の配置は西方では南北棟建物が南北に並び、中央部分では東西棟建物が東西に並んでおり、東方では向きを変えた東西棟建物が東西に並列し、また南寄りにも建物の存在していたことが知られる。これらの建物群があるところには、柱掘方の重複や列状をなした掘方が多くあり、また建物の方向から見て同時存在とみられないものであって2回以上の造営があったことが知られ、このことから12棟をはるかに越える建物群の変遷があったことをうかがわせている。

基壇状の高まり部分は、東方に2カ所が1辺10メートルを越す状態で認められ、また中央部分の掘立柱建物の上層で版築が遺存していたといわれ、礎石の遺存と合わせて考えると、掘立柱建物に遅れて多くの基壇建物が建てられたことが知られる。礎石は東方の高まり部分にもいくつか遺存し付近の掘立柱建物群の上にも若干遺存している。また北辺の大溝の北方にも礎石群の遺存が確認されている。中央から西方にかけて遺存した礎石は一部

追加資料 1

据わったままのものがあるが、すでに大部分は道路脇等に移されていた。なお掘立柱建物に先行する鬼高式期以前の竪穴住居跡 2カ所が検出されている。

これらの遺構をとり囲む形で、大溝が台地の北辺と西辺で確認された。溝の幅は 2メートル以上、深さ 1メートル程度のもので、西北の角から東に 130メートル以上、南に 120メートル以上続くことが判明した。地形との関連から台地中央部を方形にとり囲むものかと考えられている。

竪穴住居跡からの土師器を別として、遺構上から出土した出土品としては、瓦片や内黒土師器を含む土師器・須恵器が少量あり、遺構の年代をうかがわせる。

以上、調査の結果として、平沢遺跡は、島状の台地中央の大部分を大溝でとり囲み、この部分に掘立柱建物による多数の倉庫群を計画的に配置したものであり、倉庫群は何回かの建替えがあり、後に礎石を用いた建物に建替えする等の変遷をへたことが判明した。その使用時代は瓦や土器から奈良・平安時代に属する。このような柱間寸法 10 尺にも達する倉庫群のあり方は、地方官衙の一形態であることは明らかである。他の地方官衙のあり方に比較すると郡の正倉と考えるのが、最も妥当であろう。なお平沢遺跡に西接する中台の台地は、その広さや平沢遺跡と同様な出土品及び礎石などからみて関連した遺跡が埋れていることが予想されている。平沢遺跡は発掘された地方官衙としてこの地方の歴史の研究上重要な意義を持つものであるだけでなくこの種の遺跡として代表的なものであるので指定し保存を図るものである。

会 議 録

会議の名称		史跡平沢官衙遺跡保存活用計画策定懇話会（第3回）		
開催日時		令和2年(2020年)12月21日 開会 14:00 閉会 16:00		
開催場所		つくば市役所 302 会議室		
事務局（担当課）		教育局文化財課		
出席者	座員	田中裕、三谷芳幸、黒田乃生、海野聡、桜井茂		
	その他	齋藤和浩 茨城県教育庁総務企画部文化課文化財保護主事		
	事務局	石橋文化財課長、広瀬同課係長、山本同主務、久保田同主事		
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	0人
非公開の場合はその理由				
議題		・「史跡平沢官衙遺跡保存活用計画」第3～11章の検討		
会議録署名人			確定年月日	年 月 日
会議次第	1 開会 2 挨拶 3 議事 (1) 「史跡平沢官衙遺跡保存活用計画」第3～11章の検討 (2) 今後のスケジュール確認 4 閉会			

<会議内容>

開会

挨拶

(1) 第1・2章について

事務局：配布資料に基づき説明。

座員：全体に関わるところで、まず24頁、これ多分前回か前々回も御指摘をしたと思うのですけれども、登録有形文化財が登録文化財のままになっていますので、こちらは修正された方がいいかと思います。それと26頁の中ほど、遺構と遺物の概要というところで、これ以前にもお聞きしたと思うのですけれども、ここでは建物跡を使ってらっしゃるという話は聞きましたが、「建物跡の遺構」というのはやはり言葉として二重にかかってくるので、遺構としては「〇〇跡がある」という書き方をしたほうが、遺構記載としては適切ではないかと思います。

もう一つ、27頁の図なのですが、この上下に番号が振ってあるのですけれどもSB番号・SD番号が振っていないので、遺構図と遺構番号の理解が出来ている人は遺構番号からこの文書をずっと対応させてこの計画書を読めると思うものの、それがないとどの遺構を指しているか、明確に分からないのではないかと思います。

28頁、これ前の記憶が定かでないのですけれども、今回、総柱建物と側柱建物の模式図が出てきていますが、概念図的には非常に分かるとは言え、総柱建物はイコール「高床の倉庫」というわけではなくて「床張りの建物」であるというところまでしか分からないので、この図自体理解を促進するものであるのは間違いないのですけれども、逆に遺構の解釈についてかなり画一的な影響を与えてしまう。特に屋根の形まで違うっていうのはかなり強いので、これは少し適切ではない図かなという気がします。

さらにその上で、同じ頁の構造分類のところで、布堀り・布地業の話が一行出てきていて、断面図で掘立柱の断面に「布堀り柱の掘り方」と書いてあるのですが、これは平面図との対応がなかったり、この地業、あるいは布堀りというものの評価というものがこの中でなされていないで、用語だけポンと入っているため、少し遺構的な説明を加えてあげたほうが、平沢官衙遺跡の特徴を示すのではないかなと思います。

そういう意味では、もう1回（計画書を）見直して見たら隅丸方形の規則正しい柱穴の形というようなところも、非常に官衙的な特徴として非常に重要だと思いますので、この辺りの記述も不足していたかと思いますが、それと併せて、建物基礎の分類・追記をしていただけるとありがたいかなと思います。

30頁の柱間一間四方面積、これも、ちょっと前回見落とししていたか、見た記憶があまりなかったもので、通常、柱間寸法に関する検討というのはするのでありますが、四方面積という大きさの単位についてはあまりしませんので、ここは、もしやるのであれば柱寸法が何mであるかという、1.8mなのか2.4mなのかという基準で行かれたほうが、建築の構造と、密接に関わってくる場所ですので、良いかと。要は面積でいくと、片方が短くて片方が長いというものと正方形に近いものというところで、あまり違いが出てきませんので、実寸法の違いで検討されたほうが適切ではないかなと思います。

さらに31頁の上から6行目、「V期」というところの、文章が少し変かなと思いましたので、ちょっと修正していただきたいです。言いたいことは分かるのですが、V期は、長大な側柱建物が、遺跡北部で東西方向に建てられ、大溝も掘り直された時期でというような書き方で、北部で巨大な側柱建物が建てられたというようなところで、ちょっと主語の位置が変なのかなという気がします。少し修正していただければと思います。

同じく、その次の段落の4行目のところ。先ほどの指摘にも関わる記述で

すけれども、側柱建物について。土間床か低い床で事務的用途に使われたとされる側柱建物が数多く発見されたため、という書き方をしている部分で、この記述だと、いわゆる穎（えい）を納めたような屋としての倉庫・収蔵機能を持ったものという可能性を否定してしまっています。これだけだと、明確に側柱建物イコール事務的管理建物という理解になってしまうので、これについて、表現を少し変えてみては。もちろん管理機能があったというのはいり得ますが、一対一の対応というのは少し強いのではないかなと思います。

最後にもう一つ、32 頁、これ本当に細かい指摘なのですけれども、「第一次」「第二次」が、「時」になっていますので、ここに関しては修正いただければと思います。以上です。

座長：はい。事務局から何かありますか。

事務局：御指摘のとおり修正します。

座長：はい、ありがとうございました。

座員：追加で 28 頁下から 7 行目、「建物面積」のところの一番右側も多分何か消えてしまっていて、「規模が明確なうちの最低の建物でも 60 m²ある」と、何かが多分消えてしまっているのでもここも御確認いただければと思います。何か、多分、規模の明確な遺構のうちの最低の建物でも、であり、「うち」だけというのは少し報告書の記述としては不適切では。

座長：はい。他にございませんでしょうか。

8 頁に、新たに前回参考資料として添付されていた、指定の際の文章が入りましたが、この文章で使っている用語とか使い方が他のところとうまく合わないと言いますか。当時の表現とかですね、ちょっと文章的にもどうかなっていうふうなものも入っているので。例えば、冒頭にちょっと当時の指定説明文というもの・項目・説明を入れて、あとは段を下げるとかですね、そういうような、本文と分けたようにしていただけるとよろしいかなと思います。

「掘り方」の使い方も、ここでは漢字で他ではひらがなの部分もあれば、

というような状況になっているので、そういう所も統一するかということをお願いしたいと思います。

発掘の成果がだいぶ加わったので 26 頁のところを入った状態で全体を見渡すと、例えば、12 頁に戻っていただきたいのですが、これは歴史的調査の成果の部分に全部入ってきてしまうような書き方になっていますが、项目的にはいかがなものでしょうか。

事務局：そうですね、基本的にはここにしか入れるところがなかったものでして。

座長：というのは、自然的調査の成果とか歴史的調査の成果とか社会的調査の成果というものもちょっと項目としても違和感があつてですね、その中に、さらにいきなり他の歴史的背景のようなものを書いた中に、ボンと発掘調査の成果が入ってくるのが、さらに違和感が増すので。独立させたほうがいいのか、この辺りの項目立てを検討いただきたいと思います。少なくともこの状態で 26 頁の、4) で入ってくると、何の発掘調査の成果？となるので、ここは「平沢官衙遺跡」を入れていただかないと分からないと思います。それを含めて項目を何か工夫できれば、非常に長くなっていますし、バランスもありますので、御検討いただけないでしょうか。

事務局：項目は一応文化庁のひな型に沿っていると言うことで。史跡等の概要というのが章立てになっていまして、その中に指定の状況があり、さらに下に指定に至る調査成果があります。多分これは、指定してすぐに保存活用計画を作るということを念頭に置いた項目立てだと思います。歴史的なものを入れるにはこの「歴史的調査の成果」という項目以外に入るところが用意されておらず、それで全部ここに入れてしまう状況になっています。

座長：調査の成果というのは分かるのですが、その下の項目まで指定されていきましたか。

事務局：歴史的調査の成果しか書いてないので、後は自由に項目立てしていい

のではないかとと思います。

座長：歴史的調査の成果とか自然的調査の成果の構成について、県でも文化庁の指定でこういう作り方となっている他市町村の例は把握されていますか。

県職員：自然環境とか、歴史環境、社会環境という言葉が来まして、その後に発掘調査の成果という流れでいいのでは。

座長：自然環境とか、歴史、環境とか背景とかそういうような言葉が使われてもいいかなという気はいたします。その上で、発掘調査の成果ですね。

事務局：調査の成果の前に、2章は「指定の状況」と続いていますけども、その後自然環境・歴史環境ときて、発掘調査の成果としていいですか。

県職員：そうですね。まず、第2章は遺跡の概要というところを表現している場合、一番最初に、史跡を取り巻く環境があって、自然、歴史、社会ときて、告示なり、調査成果となるのが一般的ではありますが、最初に指定の概要をもし持ってくるのでしたら、このように調査の成果を持ってきた方が読みやすいとか、それで最後にまとめて、自然、歴史、社会ときたほうが読みやすいのかなという感じはするのですが。

事務局：自然的調査とか、歴史的調査、発掘調査の成果の部分は、これは私らもおかしいなと思って書いています。変えていいのであれば変えさせてもらう、ただそれだけの話になります。

座長：やはりちょっと違和感がありますね。

事務局：どのくらい文化庁の章立てにしばられるかもあるのですが、2章の1節が指定に関する経緯から始まっていますけれども、普通に考えればその前に歴史的環境というものがあって、平沢の話になって指定の経緯、前回の指定の文が入って、発掘調査の成果が入って、という流れの方が、広いところから狭いところに絞っていく流れになるのがいいのかなと思いました。

座長：はい。お願いしたいと思います。他にお気づきの点はございますか。細かいところはたくさんあるかと思いますが。また後で御相談をしますけれど

も、事務局の方にですね、特に細かい文章の部分とかは、個別にお知らせいたしたいと思います。それでは本題の方に入らせていただきます。

(2) 第3章

(事務局：配布資料に基づき説明。)

座長：用語についてですけれども、従来の使い方もあるのですが、「郡衙」でいくのか、「郡家」でいくのかという問題があると思うのですけれども。特に本質的な価値についての、言葉の使い方で決まるかなと思うんですが、これは、ここではもう「郡衙」で、今後もそれでいくということによろしいでしょうかね。

事務局：「郡衙」か「郡家」かなんですけど、考古学をやる人間は「郡衙」が多いかなと思うのですけど、最近ではちょっと「郡家」を使う人も多くなってきていると思います。文化庁の説明書にも「筑波郡家」と書いてありますし、私は40年近く「郡衙」を使っていますけれども、「郡家」でもしょうがないのかなというふうには思い始めてはいます。どうなんでしょうかね。文献の方に言わせると、「郡衙」などという言葉はなかったというふうに言われていますので。ただ、前回の平沢官衙の復元整備事業では「郡衙」で通してきたので、ちょっと迷うところでもあります。

座長：皆様いかがでしょうか。ここは実際迷うところでもあるのですが、実際にここですと、例えば『常陸国風土記』を引用していると、あの中には「宅」という言葉が出てきたりしますので、それとの関係が出てくるかなと思いますけれども。「官衙」も遺跡名として使っていますし、官衙遺跡ということは間違いないと思います。ただ、私は最近は「郡家」を使うようにしていますが。

座長：事務局いかがでしょうか。

事務局：つくば市として、郡衙・郡家の使い分けにとくにこだわりがあるわけ

ではないです。

事務局：物心ついたときといいますか、勉強を始めたときには「郡衙遺跡」という単語は固定されていたので。「郡衙遺跡」という言葉は遺跡の種類としてありと思いますが、古代の郡政の役所のことを郡衙というか、郡家というか、考えたときに「郡家」なんでしょうね。「郡家遺跡」とは言いませんが。

座員：ちょっとそれに関連してなんですけれども、平沢官衙遺跡は郡庁が出てくるわけではないので、その辺で官衙遺跡という位置付けがあると思います。ですから、それも含めてやはり「郡衙」、「郡家」どちらを使うのかで、本文にも関わってきますが、正倉別院の可能性を捨てて、こっちに進んでいくというような意図が強くなってしまうと、あくまで調査によって明確に分かった状態でやっているわけじゃないため、「官衙」というのはある意味すごくいい言葉の選択をされている状況でもあるのかなと思います。そういう意味で、本質的な価値の中で郡家周辺の宗教関連施設というような、見方も逆かもしれない。

要は、郡寺があるから、郡衙的な性格が強いというような、逆説的な見方ももちろんできるでしょうから。ちょっとそこも含めて言葉の選択をされてみてはいかががでしょうか。そういう意味で「郡衙」、「郡家」の言葉の選択の問題もありますけれども、その辺、事務局の方でどう位置付けられているのかということをおききたいところかなと。

事務局：推定地という言い方をしながら、「郡衙」と言い切りで宣伝している部分もあるので。今の立場としては基本的に「郡家の正倉跡」である可能性が非常に高い、という立場をとりたいところではあります。もちろん断定もできないですが。ただ、状況証拠からいえば、その可能性は非常に強いと思います。冒頭でその辺りを注意することはあったとしても、その後はあまり断りなしに「郡家」という言い方をしてしまっていていいと思いますが、いかががでしょうか。

座員：私も個人的にはそれでよろしいかと思えます。むしろそれであるからこそ、今後の課題のところには調査をきちんとやっていく必要があるというところは盛り込んで押し出した方がいい話となります。これは重要なファクターになってくるので、そこはうまく組み込んでもらったほうが良いかなと。

座長：はい。結構本質的な価値に関わる場所ですのでここで目標を決めるということではないのですけれども、もう少し言葉の使い方を御検討いただけないかなと思えます。

座員：それに絡めて、5番のところはそういう意味では少し逆に弱くて、通常の郡衙正倉、いわゆる史跡的な郡衙正倉的な意味合いで言うと、中世段階まで展開する例ってほとんどないと思うんですよね。基本、古代で廃絶しておしまいって話で、これ中世までの変容が分かるというのは平沢官衙のものすごく強い特質の一つだと思うので。ここら辺は、少し他に例がないようなニュアンスを少し含み込んだ方が、平沢官衙遺跡の特質が強く出せるのではないかなと思えます。

座長：はい、事務局お願いします。

事務局：10世紀代の平沢官衙の側柱の建物を何と捉えるかは悩ましいところではあると思うのですが、北条に多気氏が本拠地をとるのが平沢官衙遺跡との関係だということも状況証拠でしかないということもあって、弱めの書き方にならざるをえない部分もあるかと思えます。逆に10世紀で平沢の側柱建物が並ぶのも官衙的と言ってしまってもいいのかということもありますが、その評価と書きっぷりはどうなのでしょう。

座員：官衙と言うには、ちょっと厳しいとは思いますが。そこを官衙の評価とするのか、平沢官衙の、要は遺構変遷の最後の部分が、中世へ展開する入口という位置付けとするのか。つまり官衙的なものがそこまで存続しているという、きちっと変わったことに価値があるというふうに見るのはなくて、そこから緩やかに変容しつつ別の場所に展開するところと合わせて、地域的なと

ころの展開も、その場所だけではなくて広がっていくのが分かるというのが、むしろ大事なのかなというところですね。

座長：そうですね。変容していくというところが少しニュアンスとして出てきて、そこが大事なのだということでの書き加えをお願いできればと思います。あともう1点ちょっと気になっているのが、「正倉」なのか「正倉院」なのかというところですけども、これも全体を読んでいくと「正倉院」として語っているところと、「正倉群」だけれどもそれを含めて「正倉」と語っているところといろいろあってですね。ここでの使い方が、それでよろしいのかというのを、ちょっと見解をお聞きできればと思います。

事務局：多分、あまり意識して書き分けられていないと思います。ただ、区画された中にある全体は「正倉院」で、一棟一棟は「正倉」という言い方でいいのですよね。それを歴史的に言う場合には「正倉院」「正倉」という、あるいは遺跡の評価として「正倉院跡」だったり、そういう書き方の使い分けで整理していきたいと思います。

座長：はい。というのは、後ろの方を読んでいると、溝も出ていて、それを含めた書き方になるのですが、それを「正倉」と言っていたり、やはり囲まれているのがいいんですよね。ですので、ちょっと用語の整理をしていただけるとありがたいと思います。

それともう1点だけ、1の「霊峰・筑波山の山麓に構えるの」の2つ目のところに、「『常陸国風土記』にも記述が残されている」と言って中身の話が、3つ目の箇条書きにきていますので、これまとめられないかなというのをちょっと感じます。『常陸国風土記』の中に、郡名の由来とか、富士山との因縁、嬬歌、歌垣について記述があるとかですね、何かまとめられるといいかなと思います。

それでは大体、第3章よろしいでしょうか。第2節の新たな価値評価のイメージについてもよろしいでしょうか。この辺りの書き方は、前回、県の方

からも御意見をいただいたような気がするのですが、こんな形でよろしいでしょうか。また、お気づきの点あるかと思いますが、第3章については、これで今回は終わりにして第4章の議論に入りたいと思います。

(3) 第4章

(事務局：配布資料に基づき説明)

座長：ちょっと御意見をお伺いしたいのですが、今、事前の打ち合わせがあったということで説明をさせていただきますと、まず、現状と課題という第4章のそれぞれの節がその後の第6章以降の保存管理とか活用とか整備とかに対応してくるといような、整理の仕方が必要だといようなことを、事前の打ち合わせでしております。そのために、どんな課題があるのかを、ここではっきりするべきだろうと。

その時に、この遺跡の特徴が、すでに1回整備をされていて、それなりに大人数の活用実績があるのが特徴なので、その上で、保存の観点から何か問題があるのかとか、実際に整備をしてみたその経験上、良い点や悪い点があるのかといようなことを書き出した方がいいだろうと。

特に整備については、ここの特徴である実物大模型ですね、倉の実物大模型。このやり方は全国的にもかなり早くて、いろいろな情報をこの当時は持っているはずだと思いますので、その良い点悪い点が当然あるかと思しますので、その辺りを書き出して課題につなげてほしいというのが、事前の打ち合わせでした。消防法上の問題とかいろんな問題があろうかと思いますが、その上で御意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

事前の説明でも申し上げた点をもう一つ。第3節の整備に関わるところですけれども、この整備で「1) 復元整備状況」の「(a) 地形復元」というところに、詳しくどういうふうに工事をしたかを入れてもらいたいと。3行目に、建物の立体復元場所では1.1メートルを、大溝部分では1.2メートルを

盛り土しているというようなことが書かれています。他のところはどうかはちょっとこれでは読めなくて、どのような整備をしたのか、特に保護層がどのようにとられて、それが実際にしっかりと遺構を保護していることにつながっているのかどうかといった観点が、やはり書かれる方がいいだろうということを申し上げております。

同じく整備に関しては、その後「②建物立体復元」というのが経緯ですが、その現状と課題という中で、49頁に課題が来ています。「(1)史跡指定地内」の「①実物大復元建物」で「屋根の経年劣化」が進んでいるというのがありますが、これは現状認識ですね。課題としては安全上の問題があるわけですね。ですので、やはり市民が活用するという上での整備の課題として、そこにっなげていっていただけると、次の「第8章 整備」で大規模修理とかが必要になる、というような書き方ができるのではないかというようなことを申し上げております。この点は、事務局に説明をお願いします。

事務局：先ほど消防法上の問題というか扱いについてですが、今は復元建物自体は「実物大模型」ということで、中への自由な人の出入りはしないようにと建築指導課の方に厳しく言われています。お客さんからは「入れないの？」と聞かれることもあります。では入れるようにできるかということ、消防法の話に関わっていて、屋根が燃えやすい材料であること、非常口が一つしか無く明かりがとれないことなどがありますので、そういった問題がクリアできないので、「実物大模型」という位置付けをしています。これを将来的に変えていくとすると、屋根については今いろいろな材料や薬剤などがありますから、どうにかできるかもしれませんが、少なくとも非常口や明かりの問題がクリアできないので、これから先も「実物大模型」として使うしかない、ということになります。これが大前提ですので、御承知おきいただければと思います。

座長：その点、市の方の心づもりというものがあって、むしろ第8章の整備の

方に、どういうふうに盛り込むのかってということになるかと思います。具体的にはさらに整備の設計などの話になるかと思うので、まずはその現状認識として、メリットやデメリットな見解があるということ、ぜひ明記していただきたいなと思います。他に御意見ございますでしょうか。

座員：今の話の二方向避難の話は、おそらく史跡整備の時にほとんど考えられないまま特に当時の形で復元をするとどうしようもない話で、多分、復元的整備なら解決できる問題なのかもしれないですけど、復元でやっている以上、付いてまわるので、ぜひそこはできないってことは、確か整備の報告書の中にはもうすでに書かれていたと思うので、別にオープンにしても問題ない話だと思うんですね。ですので、消防法の関連で、あの中に立ち入って使用することはできないというのは課題であるのは確かだと思いますが、活用の上での課題でしょうから、それは挙げておいた方が、平沢官衙遺跡だけじゃなくて、他のこれから整備をされるところにとっても、非常に重要な情報じゃないかなと思います。

座長：よろしいでしょうか。他の点、いかがでしょうか。

座員：それでもう一つ。現状の課題を丁寧に書かれているのですけれども、拡大的な課題というのは、ここに盛り込んでおかなくても良いですか。要は再整備というのは現状回復というところで、さらに次なる大きな視野を見越してというようなところの視点というのは、課題で入れておくのじゃないですか。

座長：どこに書いていくのかという。

座員：そうですね。どこに書くかという問題です。もちろん史跡が広がるという話も含めてではあるのだと思いますが。

座長：保存活用計画のほうに書くのかどうかというのがあるのですけども、今の指定地内での課題の本質的価値を見たときに、他との関係性がどうしても出てくるということになってきますから、その時にこの史跡を、どう位置付

けていくのかというのを調査する必要がある。で、その上でもし追加指定が必要になった場合には、調査をしていくというようなことになるので、そうするとそれは保存管理の項目ですかね。超戦略的な調査のようなものが必要で、必ずしも必要にならなければ、指定にはならないわけですので。

事務局：40 頁「2 課題」（2）が今後策定の上で考えていくところについての保存活用、管理というくくりに入れていますが。確認調査というのは入ってはいますが、ここをもう少し強めに押し出したほうがいいのでしょうか。

座長：どうですかね、入っていればもう十分かなって感じがするのですが。ただここは課題を書くところなので、後ろの章の方がやっていくところで、そちらにあるべきかなということは感じます。

事務局：課題のところでは、周辺にも広がっている可能性があるけれども、まだ発見していないというのが課題で。保存管理のこれからやっていくことでは「計画的に確認調査をしていく」まで書いていくかどうかはともかく、「必要や状況に応じて確認調査をしていき、保存措置をとっていく」というぐらいの書き方をしておくということになると思います。

座長：はい、よろしく申し上げます。大分拡充した部分ですので、議論あるかと思いますが、いかがでしょうか。ちょっと小さな指摘になりますが、39 頁「2）案内棟部」としての下から 8 行目の「行なう」の「な」は取った方がいいですね。

座員：同じく 49 頁「②位置表示建物」も「遺構表示」か「半立体復元」かの表現がいいと思います。「建物」としてしまうと、実物大建物と同じように見られてしまうので。46 頁の表の方で「平面表示」という書き方をしていたと思うので。「建物」としてしまうと多分屋根がついたものを想定してしまうのでここ「遺構表示」なり「平面表示」なり、「半立体復元」なり、少し言葉を変えたほうがいいかなと思います。

座長：よろしくお願ひします。この第4章は後の章と連動しているのて、合わせて御意見いただければと思います。では次第5章の大綱と基本方針ですね。

(4) 第5章

(事務局：資料に基づき説明。)

座員：この基本方針の一番最初に、「調査」ときているのは大丈夫でしょうか。この「調査」は「指定のための調査」と読めます。これは文化財の保存活用計画なので、文化財に指定して保存活用があると思うのですが、その指定に、大々的に入れていくということで大丈夫でしょうか。大丈夫であれば別にいいのですが。いずれにしてもこの「調査」というのが、この項目に来ているというのは基本方針としてはどうなんだろうと思います。

大分すっきりはされたと思いますが、たとえば「運営体制」というのが基本方針になっていて、抽象的でもいいので、ロマンを感じるような内容の方が基本方針としては理解しやすいのかと思います。少し具体的すぎる感じがあります。抽象的な意見で申し訳ないですが、感想です。

事務局：「史跡の部分の保存」というのは、一番大前提の目的です。調査をここに同時に書いてしまうかどうかというのは、まだ指定になっていない史跡ですとか、これから整備していく史跡だと、「まず調査しよう」ということになります。たぶん文化庁の計画の書き方だと調査して保存して整備して活用する、というサイクルで書かれているかと思うのですが、ここでの確認調査が今後も追加指定するかもしれないというためのものなので、5つに分けてしまうほうが、読みやすいのかなと思います。最初の部分で、今指定されているところの保存から入って、最後に今後周辺部分の調査をしていきますよ、という方針としてはいいんじゃないかなと思います。そういった意味合いででしょうか。

座員：遺跡の保存のための基本方針なので、平沢官衙をどういうふうに保存管理していくかという大きな目標みたいなものが、書かれたほうがいいと思いました。「分ける」という意味では、分けたほうがいいのかもしれませんが、前半を分けてしまうと今度「国指定史跡の保存」が基本方針になってしまいます。そもそもそのための計画なので、何というか、そうだよねみたいな感じになってしまうと思うのですが。

事務局：すみません、これはちょっと私の表現があまりよくなくて、対応が見えない感じになっています。基本的には第4章で「保存・活用・整備・運営体制の整備」と4項目を立てて現状と課題を作りまして、その後のこの大綱と基本方針でも基本4項目に分けて、その保存・活用・整備・運営体制、に関して1項目で書けて書いてありますけど、多分そこでの保存が保存と周辺調査の2つになってもいいのだと思います。ただし、ここでの項目と対応して、さらに次の6章以下の保存管理の方向性とか、活用の方向性ということで全部がこう順々に対応していかなきゃいけないんですね。基本的にはそのつもりでは書いているのですが、保存というところが、確かに保存というよりも、史跡内の保存はもうできているから、周辺の保存のことだろうという意味合いで書いて、調査が前面に出ている書き方になったかと思います。保存管理というところの方向性や方法を示すこととになっていますので、もう少し調査より保存管理の方向で整理したいと思います。

座長：そうですね。私からも全く同じ意見になりますが、やはり市民に対して分かるというか、アピールするような文章、あるいはフレーズがあってもいいかなと思うんですね。何のための運営体制なのか、どうするための運営体制なのかとかですね。どんなふうにしたいのかっていう方針なので、地域の誇りを育てるための何とかというような方向性ですか。そういうのを書き出して、実質的にはこうやるんだっていう説明を加えていただければありがたいんですけども、どうでしょうか。

事務局：それで言えば、例えばあまりしゃれた言葉が出てくるわけではないんですけど、例えば1番目の「保存」で言えば、「史跡の価値を未来に伝えていく」であるとか、2番は「市民に伝えていく」、「市民への〇〇」というキャッチフレーズを使ってまとめていく、という意味合いでよろしいでしょうか。これも知恵をいただければありがたいです。

座長：皆様の御意見を伺いながら、ここの書き方がそのあとの章から返ってくる部分もあるかと思しますので、また最終的なところまで、ここもブラッシュアップしていくということよろしいでしょうか。

座員：そういう意味では3番目の「復元整備した建物などの適切な維持管理」という話もやはり、整備の目的自体が、遺跡の顕在化と周知というものが明確にあると思しますので、それをきちんとやるという目的を書いておくべきかと思えます。今あるものを壊れたから直しましたという話だけではないので、それが根幹にあるというのは、入れといた方が良いでしょう。

県職員：先ほどから調査の話が少し出ていたかと思いますが、保存、活用、整備、管理、運営というのが総合過程でありまして、キャッチコピーで例えば整備でしたら「史跡の確実な保全と来訪者の安全を確保するための整備を行う」とそれだけを書いて、後ろで肉付けをするというところが非常に多いんですね。調査に関しては、今後調査が必要になってくるのは間違いないと思うので、書き方で「調査研究」という項目を作って一番目に入れるとか。それとも、まずは保存というところに重点を置くのでしたら、最後に「調査研究」という項目を設けて、今後こういう調査をしてもっと実態を深めていくというようにしたほうが読みやすいと思います。

事務局：その場合に、一応現状では章と対応する形になってはいますが、調査・研究」ということで分けた場合には、それに対応する章を設けた方がよろしいのでしょうか。

県職員：それだけではなくて、基本方針にプラスアルファでちょっと入れてく

ださい。章との対応を若干含めたところがどこかに踏みこまれていれば、それで問題ないということで。

事務局：わかりました。

座長：第5章はその後の議論もまた入ってくるということになりますので、次に進みたいと思います。

(5) 第6章

(事務局：配布資料に基づき説明。)

座長：ただいま御説明がありました。御質問、御意見をお願いいたします。

1点、打ち合わせでも申し上げたのですが、A地区にあたる史跡内はすでに整備されている状況での保存管理ということですので、かなり保護層を取って整備をされているので、地下が保護されているのは明らかだろうとは思いますが、継続的な観察をして注視するとか、適切に遺構が保存されるように観察を継続するとか、何かそういうようなことを入れていただきたいなと思います。

その上で整備をすることに関してですが、整備する時には当然地面をいじるわけですのでそこは整備の方に書くべきなのかなと思います。何か現状変更するようなケースでは云々みたいなものがあったてもいいのかなと思いますが、いかがでしょうか。

事務局：保護層の扱いについて追加して書くようにいたします。保護層の観察というのは、雨で流れたりしてそれで薄くなっているところを補修して維持していくという意味合いでいいのですよね。

座長：そういうことだと思います。

事務局：短めでも一言でも書くようにいたします。

座長：保存、管理について、県の方からもお願いします。

県職員：別紙で出していただきました「現状変更取扱基準」についてですが、基

本×がついているものは現状変更を認めないということなのですね。

事務局：はい。

県職員：そうすると、備考のところは、基本的には原則として認めないという表記を記入しておいて、右の許可区分のところは、ハイフンあたりにして、これは一切認めませんよというのを明示するのがわかりやすいと思いました。例えば道路の新設とかもこれは通常認めていないので、原則としては認めないということなのですが、他では小田城で菜の花とか、地域団体の方が植樹をしたって話があったと思います。植樹に関しては全く認めないということで大丈夫ですかね。

事務局：それは下の方にあるのですが、復元整備や活用目的の場合は、「地下遺構に影響がない範囲で可能とし、別途協議」ということで、整備関連や活用関連はこの表とは関係なく、別途協議ということ考えてはいるのですが。

県職員：×がついているのは？

事務局：×がついたとしても、もし整備であれば、もちろん史跡の中に何か建物を作るってことはまずないとは思いますが、何かしらの必要が生じた場合には、整備事業だから文化庁と協議して検討するというように、活用目的で何か必要な施設が生じた場合にそれを別途協議ということ考えています。ですから、基本、整備とか活用での植樹というのはありえるとは思いますが、ですけれども。

事務局：この表をどのように見て使うかは課の中でも難しいなという意見はあったのですが、基本的には追加指定がされた場合にその土地をどう扱うのかであれば、こういう書き方になるのかなと思います。今の整備地に関しては、例えば墓地や水田とかはないです。ただし、植栽の場合だと、整備地で立ち枯れしてしまう木が何本かできて、そこに植樹をしていきたいという場合は×になるということ？

事務局：それは整備の一環ですので、勝手に市で許可は出せないのですが、別

途協議ということになるかなと思います。

事務局：そうすると園路もできないということに。

座長：保護層を取っているところと取っていないところでは、全然意味が変わりますよね。ですからそういうような要素を入れておいてもよさそうな気がするのですが。

座員：今のお話で言うと多分、むしろ問題になってくるのは追加指定した時に、民有地のまま許諾が得られてそこにお住まいになっているところで、保護層も取っているのに植樹ができないという話になってくるので、そこら辺まで含めて×にするのかっていうところを考えておいたほうがいいんじゃないかなと。要はこの文言だと国指定史跡で整備している中で、遺構の破壊ということはないでしょうけれども、そうじゃないところまで影響を及ぼすような明示の仕方になってくると思うので、そこをどうとらえるかということだと思います。

座長：そうですね。追加指定の時にまだ、お住まいだというようなケースは考えないといけないのですよね。

事務局：文化庁の判断では植樹は×になるのでしょうか。

県職員：植樹は事前の確認調査を行なって、遺構がないっていうのが判断できれば認められます。鹿島神宮は毎年植樹をやっていますので。

座長：こうやって表にすると、非常に細かいところが問題になりますので、いろんな場合を含めて対応できるような表にしていただければと思います。この表が本文の中に入ってくるのですよね。

事務局：53 頁に入ります。

事務局：そもそもは、県で「こういう表があったほうがいい」とおっしゃっていたかと。このようなイメージでよろしいですか。

県職員：はい。私もまだ消化できていませんが、下のところで「いずれも～可能とし、別途文化庁と協議」とありますが、これとこの上の基準も×でいいの

ですか。影響がなければ、みんな基本は三角なのだ、ということですかね。
私だけ理解できていないのかわからないですが。×がついているけど復元整備や活用だったら、文化庁と協議して、可能なんですって意味ですか。

事務局：そうですね、基本的には×なんですけれど、地下遺構に影響がなくて史跡になったところって基本的には今後、民有地を残さないということが前提で考えた場合には、活用とか復元整備の目的以外には何かすることは現状では無いですし、将来的に追加指定したところもすぐに公有化ができるかわからないですが、公有化したと仮定した場合の内容となります。

座長：「状況により」の状況は何なのか、ということになると思います。文化庁と相談するのはそういう状況があるからってということじゃないかという質問だと思うのですが。つまり、×じゃなくて△で相談して決めるってということにはなるのか、ならないのかということなのですが。

事務局：基本、△のところは活用目的とか復元整備ではなくても、可能なときもある、ということで△にしてあります。×は基本的には駄目なのですが、目的によっては別途協議により特例的に判断していくもの、という意味合いで書いています。文化庁と相談して決めるものを△とすると、新築も△、増改築も△と、全部△にしなくてはいけなくなってしまいますので、基本は×なんですということにしています。その中でも、目的によって了解が得られれば、もちろん地下遺構に影響がないということが大前提として、可能ということになるのですけれども。

県職員：ここで書かれた基準が次年度以降の文化庁を通しての現状変更許可で「保存活用計画でこう謳っていますからやらせてください」ということになるのですよね。それが、この表を見たときに×がついていて「認めてないじゃないか」とはならないのかなと感じます。この下の文章が、例えばもっと上にドーンと来て「こういう条件でやります、その中でこういう表でこういう基準でやります」というなら調査官も見てわかりやすいかと思いますが、

これだとどこまでが良いのか悪いのかっていうのがわかりづらいように思います。

事務局：文章を見て、ピンとこないところがあるんですけど、史跡内での現状変更なのに何でこんなにいろいろあるのかっていうのをまず感じています。例えば表の「植樹」から上までは復元整備で関わったことだなど、でも墓地から下は周りだなどというふうに考えればいいかもしれないかなと思えるのですが、しかしそもそも平沢官衙遺跡の史跡内で、現状変更がありえるのか。復元整備関係でも、今後、建物をもっといっぱい建てるとか、あるいは建物がもういないから壊すとかそういうことならありえるとは思いますが、多分、史跡内での現状変更の管理区分というのは、例えば小田城では民地がいっぱい入っている関係上、本丸地区では現状変更は不可とか、あと堀跡・土塁跡でもあまり認めないとか、土塁以外の曲輪の内側だったら地下遺構に影響ない範囲で認める、という感じで分けているわけですし、そういう所でこのような基準表が必要なんじゃないかと思うんですよね。ですから、あえてこのような表は入れる必要がなくて、今後史跡の範囲が広がるとか、新たに史跡が入ってきたときにはこういうことが必要だというのがあるかもしれませんが、それを今の段階で決めておくものなのかなと思います。新築が駄目ですよ、増改築は駄目ですよなどと表に載っていたら、史跡指定をしようとしても所有者に「嫌です」って断られるのではないかなって気もしますし、このような基準表を入れなくてはならないのかということは、やはり今見てもますます思うようになりました。文化庁の担当官がいらっしゃれば一番いいのかもしれませんが、今日はいらっしゃらないので。

座長：表についてはもう少し議論が必要かと思います。今日は時間がないのでまた継続して議論をしたいと思います。お気づきの点とか色々な支障があるとか、そういったことについては、事務局の方にお問合わせいただければと思います。この保存管理の件では、地元の方から何か要望はございませんか。

座員：建物関係ではなく芝関係なのですが、一番初めの頃の芝業者さんがやってくれていた何年かはよかったのですが、今は雑草が生えてしまって、すごいですよね。通路の脇なんか30cmもこう伸びちゃっていて。もう20年前、私が芝屋さんに草取りはどうやっているのですかと聞いたことがあるのです。よく芝の草取りやっている人も前はいたので聞いたら、草取りだけできれいにできるわけではないだろうと言われたのです。それでは、どうやっているのか聞いたら、除草剤を何種類かブレンドするのですって。そうすると、雑草なんか生えないんだよって。ただ芝の除草剤はお金がかかるらしいのですよね。ですから入札で安く請負う業者が選定されるとできないわけですよ。そういったことも、少しは考えるべきじゃないかなとは思っています。

座長：事務局から何か。

事務局：確かに最初の頃は、芝業者さんのサービスで、出てくる雑草一本一本に除草剤を塗って枯らして行って、それで落ち着かせたっていうのがありました。それは、やっぱり芝屋さんならではのいい仕事だったと思います。けれども、今は市全体が一般競争入札で全部業者選定をする仕組みで、指名競争入札は基本的にはやりません。実際に一本一本を除草剤で枯らしていく手間を、積算していくことはできないというのが正直なところです。除草剤は、今でも若干使ってはいるのですが、たくさん使うのは、芝を子供が転がったりもするので、なかなか難しいというのが現状です。もちろん、春先の雑草の状況を我々も見ていますので、何かうまい方法を考え続けていきたいというのが現状です。

座長：課題のどこかに書いてあってもよろしいかもしれませんね。

時間もございますので次の第7章、活用に移ります。それから整備も活用に絡めてということになると思いますので、これはもう一緒に御説明をいただいた方がよろしいかなと思いますので、事務局から御説明をお願いします。

(6) 第7・8章

(事務局：配布資料に基づき説明。)

座長：御意見をお願いいたします。

座員：先ほどの課題のところにも関わりますが、他の施設との関連で、いわゆる資料館だとか博物館機能が不足しているというようなことが挙げられていたと思うんです。やはりこの辺りは活用と密接に関わってくる話なので、できる・できないは別として、やはり課題であって、それは目指すべきものの中に盛り込んでおかないといけません。何らかの展示機能が不足しているという課題と、活用に向けた充実が望まれる、程度のことは入れたほうがいいのではないかなど。

事務局：整備の課題に入れて、整備の中・長期計画として必要だということで反映させていくということで、整理したいと思います。

座員：あと続けてもう1点、第8章「①実物大復元建物」に関して、防腐剤関係に関しては当初仕様の変更をする必要があるというような書き方をされているんですけど、他の仕様変更も一応見込んでおかないといけません。近年、縄文時代の竪穴住居の復元をほとんどもう無視・廃棄する、諦めるところが増えてきていますから。仕様変更は、グレードだけじゃなくて、必要に応じて検討するとして、計画には一応入れておいたほうがいいのかと思います。

事務局：「防腐剤の塗布等」の「等」に込めたのではないかと思います。

座員：これだと例えば「樽板については」と書いてあるので、それ以外は認めないことになってしまいます。なので、単純に「腐食の状況や経年劣化の程度に応じて防腐剤の散布と、塗布等当初の仕様からの変更も検討する」ってかなり広くとっておいたほうがいいのか、ということです。

座長：活用についてですが、先ほど打合わせではですね、観光にどこまで踏み込むのかというようなことを少し話しておりますが、基本的にはやはり地域の方々、お客さんを歓迎している非常に貴重な状況もありますので、地域

の方々がたくさんお客さんに来てもらって元気になるような方向で書いてもらうようなことを打ち合わせはしております。その上で、やはり触れてはいるのですけれども、この一帯が、小田城が整備されて金田官衙遺跡もありますので、そこを有機的にどういうふうにつなげていくのかというようなことを、もう少し強く打ち出してもよろしいのではないかというふうに思います。いかがでしょうか。

事務局：そうですね。小田城と平沢官衙は近距離にありますし、あと、自転車道沿いで言えば土浦城、土浦市博ですとか真壁城ですとか、もっと色々な場所が関係してくるかもしれないので、活用の部分にしても、まだ膨らみきれていない部分があると思うので、うまく書けるようにしたいと思います。小規模な施設が点在するような形になってしまいますが、そこをつなぐというのがやはり活用の計画の中では一番の核になってくるかなと思いますので。自転車ですとか、そういうキーワードとあわせて、少しずつ直すような形で書きたいと思います。

座長：よろしくお願いします。整備も含めて、他にも御意見をお願いいたします。

整備に関しては、今回のこの計画を作る契機としても、実物大模型が古くなって、という部分が大きいわけですね。そこが整備では、葺き替えが必要であるとか、改修が必要であるとか、実際の計画自体は別途のものなのでしようけど、やはり市民の安全を確保しながら、さらに活用拡大するために根本的な改修が必要であるとか、補強が必要であるとか、そのような感じにしていっていただけないでしょうか。

事務局：言い方の話かとは思いますが、事務的に端的に終わってきているのが多いので、「何のために」というところを明確に書いていくようにします。

座長：お願いいたします。

最後にまとめて、御意見を伺いますので、続いて第9・10・11章まとめて御説明を、事務局の方からお願いします。

(7) 第9・10・11章

(事務局：配布資料に基づき説明。)

座長：地元の連携ってというのは基本的には、平沢歴史文化財フォーラムを通じる形になっているのですか。

事務局：そうですね。私たちも基本的にはフォーラムの方が一番、直接話す機会が多いのですが、もちろん区長さんにもお願いすることもありますし、区長さんがフォーラムの会員であることも多くあるので。ただし、地元全体となる場合にはやはり区長さんに対処していただいて、一緒に官衙の運営をしていく相手としては、NPOということになります。

座長：運営に携わっていただくので、NPO法人にやっていただくとして、やはりみんなの文化財であり、しかも地元の方が一番関わっていらっしゃるの、その枠組みが何か見えるといいなという気がします。

事務局：区会であったり、あとこの場合北条の方を入れたりするかどうか、もう少し検討しなくてはいけないかとは思いますが。

座員：60頁表の「整備事業」のところ、中期計画の中には「施設の定期点検、定期改修の実施」というのが入っていますが、長期のところでは入ってなくて、これはいわゆる20年程度で行われる一般的な定期改修ではなくて、根本的な修理も含めた大掛かりなものも想定しなくてはいけないと思います。その辺、何か盛り込む予定はないですか。

事務局：すみません。この表からは落ちてしまったような形になるかと思えます。一応、整備のところでは10年ごとに部分的な修理工事、20年ごとに再整備工事と、大きなものを20年ごとに想定しているような形になりますので、こちらの20年の長期の方にも、何かしらその文言を入れたいと思いま

す。

座員：ぜひそこは入れておかないと、この表だけ独り歩きをすることは、よくある話なので。

座員：茅葺の屋根について、官衙の案内所で屋根がボロボロだなんてよく言われるのですが、実際上がって見ているのかなと。業者は見ているかもしれないけど。

座長：点検の状況はどうなっていますか。

事務局：長い間、上がって見る機会がありませんでした。というのは、民家よりも屋根の位置が高いので下からの観察が続いていたのですが、ゴールデンウィーク前に強風が吹いて、ぐしの一部が破損したときに修理のために足場をかけました。その時に状況はかなり見えています。いずれにしても茅に関しては、少なくとも下地以上は全体の葺き替えになるでしょうし、あと特に板倉も屋根が傷んでいます。その状況は、再整備の計画を立てる段階でもしっかり調査する必要があると思っています。

座員：先ほど話したように、要するに安全だね。お客さんに何かあったら大変ですから、その辺は大きく書いてあるといいかと。

事務局：点検の方法というのも定めておく必要があるかと思います。ここでは定期点検という言葉を使ってはいますが、再整備計画の中でどういう整備をしていくか、あとどういう点検をするかがセットで入れとかなきゃいけないことだと。

座長：本当に、安全第一で、市は当然それを考えるかと思いますがけれども、ここにもよくわかるように盛り込んでいただければと思います。

座員：そういう意味では、今回17年ですかね、そのぐらいで傷んできているという状況で、この「20年」という数字がまた独り歩きをすることもあり得るので、現状を鑑みて、この長期計画であっても前倒しできる可能性はどこかに盛り込んでおいた方がいいと思います。要は16～7年ぐらいでかなり傷ん

でいるけどまだ20年経ってないよね、という話に使われかねないので。

座長：そうですね。表の書き方と、表の中の言葉の使い方も、あるかと思うので。やはり優先するのは何かということで、ぜひ。

座員：あともう一つ確認ですけど、60頁表の保存事業の中に中期計画と長期計画におけるC地区に関するところで、学術調査の内容確認と追加指定って話があって、これは前の議論と多分齟齬があるのではないかと思います。確か史跡の追加は検討することとして、追加指定そのものは計画に入っていなかったと思います。

事務局：調査までは書けたとして、追加指定を前提というふうには書かないほうがいいのかと思いますので、改めます。

座長：整合性を確かめるようにお願いします。

それでは今の部分も含めて、第1章から全体で御意見があればお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

座員：直接整備とは関わらないかもしれないですけども、38頁表「本質的価値を構成する諸要素」で、「筑波山や背後の山々の景観」というのが入っています。これに関して、これ以降全く出てこなくて、この景観をどういうふうにしていくのかという話が少しは必要かと思います。つくば市の他部局との連携というのも景観計画に関わってくるので、そういうものを少し具体的に入れていただくことで、本質的価値のところと整合性がとれると思えました。

もう一つは、現状のところいろいろな課題があるというところに写真があると、より伝わりやすいと思います。以上です。

座長：資料はさらにつけていく予定なのですよ。

事務局：はい、追加していきます。景観計画との連携は今のところあまり検討はしていないのですが、平沢官衙で建物を復元してよかったなという大きな理由が、建物があって背後に山々がある、その景観そのものとなります。デ

ザインとしてあの景色の中に建物を溶け込ませるとというのが、整備の基本的な方針だったかと思うのです。それをどこかで強調していくことが必要なのかなと思いました。

座長：その他ございませんでしょうか。

では時間が迫っておりますので、保存管理活用計画については以上で議論を終わりたいと思います。

続きまして（２）で今後のこの活用計画を決めていくスケジュール、予定なのですけれども、どんな予定になっておりますでしょうか。事務局の方から御案内いただければと思います。

事務局：今のところの計画としましては、２頁に今回の第３回の策定懇話会を、今御指摘いただいた内容も直しまして、１月に文化庁と協議をできたらと考えております。そして、その文化庁で御指摘いただいた内容を盛り込んだうえで、２月に第４回の策定懇話会を実施しまして、ここで最終の取りまとめとか、最終確認ができたということと考えております。

座長：ということで予定されているのは、会議としてあと１回ということですが、今もかなり議論があったようにコロナウイルスも拡大している中では、集まるのが難しい状況もあります。

それで今回の意見を入れていただいたものをできるだけ早く事務局でまとめていただいて、今後メールとか書面でやりとりをさせていただいて、それでまた意見を事務局で集約してと。この予定ですと２月までにできるでしょうか。多分、キャッチボールの過程でどのぐらいで開催できるかもありますので、のちほど調整をさせていただくということになると思いますけれども。書面あるいはメールでやりとりをさせていただき、御意見をいただきたいということで、その点を御了承いただきたいのですがよろしいでしょうか。

ではその方針で、なるべく早く事務局の方で修正案をまとめていただいてお送りいただきたいと思います。

では、私の担当の議事は終わりですので事務局にお返しいたします。

事務局：資料が出来なところが多くて、申し訳ございませんでした。今後、座長からもお話ありましたように、データや書面でやりとりさせていただきまして、詰めていけたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

史跡平沢官衙遺跡保存活用計画策定懇話会 第3回会議

～ 次 第 ～

日時：令和2年（2020年）12月21日（月）午後2時00分～

会場：つくば市役所3階302会議室

1 開会

2 挨拶

3 議事

(1) 「史跡平沢官衙遺跡保存活用計画」第3～11章の検討

4 閉会

第1章 計画策定の沿革・目的

第1節 計画策定の沿革

茨城県つくば市の北部に位置する平沢官衙遺跡（以下本遺跡とも記す）は、古代律令制下の常陸国筑波郡衙正倉院域に比定される遺跡である。昭和50年（1975年）から県営住宅団地建設に先立って実施された発掘調査により、官衙的色彩の強い遺構群が確認され世に知られることとなり、保存運動の結果、昭和55年（1980年）12月24日付けで国の史跡指定を受けた（当時は茨城県筑波郡筑波町）。旧筑波町は翌55、56年（1980、81年）度に指定地を買収、57年（1982年）度には古代郡衙の復元整備事業を計画したが実現には至らなかった。その後、つくば市誕生後の平成4年（1992年）度から本格的に事業が開始されることとなり、5・6年（1993・94年）度に範囲及び遺構確認のための面的な発掘調査を実施、8年（1996年）度に全体基本計画、9年（1997年）度に立体復元建物基本設計を作成し、14年（2002年）度までの6年で復元整備工事を行った（調査、整備とも指導委員会を組織）。15年（2003年）4月「平沢官衙遺跡歴史ひろば」として開園した。

開園時に年間2万4千人弱だった入場者数は、年度毎には増減を繰り返しながらもほぼ倍増し、現在は年間5万人前後が訪れる史跡公園となっている。しかし、ここ数年の入場者数は頭打ちの状況であり、更なる増加を図らなければならない。それとともに、復元建物や柱表示建物等の施設では老朽化が顕著となっており、今すぐに修復に着手せねばならない状況になっている。

第2節 計画の目的

関東平野の北東部にそびえる筑波山（標高877m）の南麓に広がるつくば市は、国家プロジェクトで建設された筑波研究学園都市で知られ、平成17年（2005年）のつくばエクスプレス開業による発展も加わり、人口増加が進む都市である。その研究学園都市も昭和38年（1963年）の閣議了解、7年後の建設開始から50年以上経過し、周辺の伝統ある集落とともにつくば市の歴史そのものになっていると言える。昭和62・63年（1987・1988年）と平成14年（2002年）に計6町村が合併したおおよそ南北30km（東京23区とほぼ同じ）・東西15km（同ほぼ半分）、面積約284km²の現在のつくば市には、旧石器時代以来約4万年の人々の生活の痕跡が数多く残されている。市内に所在する国・県・市の指定文化財件数は、国7件、県29件、市83件の計119件で、さらに国の登録文化財6か所23件、埋蔵文化財包蔵地627か所、市独自の保護制度であるつくば市認定地域文化財1件があり、つくば市のみならず、県や国を代表するような物件も多い。また、市の文化財や歴史を物語る資料館は小規模館5館が散在しており、本施設は平沢官衙遺跡歴史ひろばとして、つくば市展示施設条例により設置されている。

つくば市の人口は、筑波研究学園都市の総合起工式が行われた翌年、昭和45年（1970年）の常住人口が78,110人だったのに対し、令和元年（2019年）には240,987人と50年近い間にほぼ3倍に増えており（『統計つくば』令和元年度版。各年10月1日現在）、市外からの移住者が多いのがつくば市の特徴の一つといえる。文化財は新旧住民を含む市民全体のアイデンティティを育む拠り所になりうると考えられるため、つくば市の歴史や文

化財を知り、残していくことは非常に重要である（つくば市が積極的に取り組んでいるSDGsの11番目の目標「住み続けられるまちづくりを」の中のターゲット4が「世界の文化遺産および自然遺産の保全・開発制限取り組みを強化する」となっている）。そしてその中心を担ってきたのが平沢官衙遺跡での保存・整備・活用の取り組みであるが、近年では復元建物の経年劣化等により活用に支障が生じている。

これまでつくば市には、大規模主要事業として国指定史跡毎に個別に策定した保存・復元等の計画類はあったものの、つくば市の文化財保護行政が抱える様々な課題を抽出し対応を図る文化財保護行政全体の基本計画はなかった。そのため、個別計画として実施してきた平沢官衙遺跡に続き小田城跡の復元整備事業が平成28年（2016年）度に終了し、大規模事業が一段落したことを受け、今後それらの維持管理も含め、全体的に現状と課題を整理し今後の指針となる基本的な方針を定めた保存・活用計画を策定する必要性から、平成31年（2019年）3月に『つくば市文化財保存活用計画』（以下、『保存活用計画』と記す場合がある）を策定した。そして当然のことながら、この計画において、平沢官衙遺跡歴史ひろばの復元建物等の修復はできるだけ早くに着手する取組として挙がっている。

以上のような経緯を受け、現状での平沢官衙遺跡の状況を整理した上で、今後の保存や再整備を含む維持管理、活用の基本方針を定めることを目的に『平沢官衙遺跡保存活用計画』（以下、本計画と記す場合がある）を策定する。

第3節 懇話会の設置・経緯

本計画の策定において、「史跡平沢官衙遺跡保存活用計画策定懇話会開催要項」に基づいて、史跡平沢官衙遺跡保存活用計画策定懇話会を開催した。懇話会は考古学、文献史学、建築学、庭園学の学識経験者とともに、地元平沢地区区長で組織し、文化庁第2課、県教育庁総務企画部文化課の指導・助言を得た。事務局は市教育局文化財課で担当した。

令和2年（2020年）

8月 第1回策定懇話会

- ・ 現地の状況確認
- ・ 史跡の概要・本質的価値について

10月 第2回策定懇話会

- ・ 保存管理方法
- ・ 活用方法

12月 第3回策定懇話会

- ・ 整備計画
- ・ 行動計画

令和3年（2021年）

1月 文化庁協議

2月 第4回策定懇話会

- ・ 修正のとりまとめ、最終確認

○史跡平沢官衙遺跡保存活用計画策定懇話会名簿

学識経験者（考古学）	田中 裕	茨城大学人文社会科学部人間文化学科	教授
学識経験者（文献史学）	三谷芳幸	筑波大学人文社会系歴史・人類学専攻	准教授
学識経験者（造園学）	黒田乃生	筑波大学芸術系 世界遺産専攻	教授
学識経験者（建築学）	海野 聡	東京大学大学院工学系研究科建築学専攻	准教授
地元代表	桜井 茂	平沢地区区長	
指導・助言	浅野啓介	文化庁第2課調査官	
	齋藤和浩	茨城県教育庁総務企画部文化課文化財保護主事	

第4節 他の計画との関係

1 本計画の位置付け

つくば市では、目指すまちの姿やその実現のための基本的な方針等を示した『つくば市未来構想』と、市の主要な施策等を示した『つくば市戦略プラン』に基づきまちづくりを行っている。これらに加え、市の教育に関しては、『市教育振興プラン』がすでに策定されており、これらを上位計画に位置付けて『市文化財保存活用計画』が策定されている。

また、つくば市の基本計画類のうち、文化財保護部局との検討を経て庁内各部局が策定した文化財の保存・活用に関連している『環境基本計画』、『景観計画』、『生涯学習推進基本計画』、『緑の基本計画』、『観光基本計画』、『文化芸術推進基本計画』などを『保存活用計画』と並立し連携する計画とした。さらに、『保存活用計画』に基づいて『国史跡小田城跡保存管理計画』、『国史跡小田城跡復元整備基本計画』などの個別計画を位置づけており（『国史跡平沢官衙遺跡復原整備基本計画』は既に終了）、本『平沢官衙遺跡保存活用計画』もここに含まれるものである。

各種計画の相関図

2 関連基本計画類概要

市の諸計画に盛込まれる文化財保護行政は、以下のとおり多岐に渡る。

(1) 上位計画

①『つくば市未来構想』（令和2年（2020年）3月）

21世紀半ばまでを計画期間とした市のまちづくりにおける基本的な指針。「魅力をみんなで創るまち」の中で、「つくばの資産と新たなセンスが融合することで新しい魅力が創り出される」とされ、「つくばの資産」の中には、豊かな自然環境、歴史と文化等が含まれている。

②『つくば市戦略プラン』（令和2年（2020年）3月）

「つくば市未来構想」に掲げられた未来の都市像実現に向け、効果的・効率的に取り組むために策定され、戦略的・計画的に施策を展開している。基本施策I-2「資源をみがき、魅力あふれるまちをつくる」の中の個別施策I-2-③「文化芸術の推進及び文化財保存と活用」の主要プロジェクト中で、「史跡の保存活用計画を策定し、平沢官衙遺跡の再整備をする」と述べられている。また、指標として、文化財展示施設（5施設）の利用者数76,130人（過去3年間の年間平均）を84,000人（2024年度）に増加させるとしている。

③『第2期つくば市教育プラン』（平成28年（2016年）8月）

「未来をひらく、やさしく、しなやかで、たくましい 幼児・児童・生徒の育成」を基本理念として、「夢・感動のある楽しい学校」の創造を目指すために策定された。基本方針2「豊かな心と 健やかな体を育む」の施策1「豊かな心を育む教育の充実」の中で、「伝統・文化等に触れる教育の推進」が謳われている。

(2) 連携する計画

①『第3次つくば市環境基本計画』（令和2年（2020年）4月）

つくば市環境基本条例に規定する基本理念の実現に向けて、市の環境行政を総合的かつ計画的に推進するために策定された。計画の基本的事項において、取り組むべき環境の項目「くらし」の中に施策3「歴史的環境・景観の保全と創造」とあり、文化財の保護・景観の保全に努めることなどが述べられている。

②『つくば市景観計画（第1回変更）』（平成24年（2012年）6月）

つくば市景観計画では、良好な景観形成に関する方針、良好な景観形成のための行為の制限に関する事項などを定めており、建築物等の良好な景観形成を誘導する。つくば市の景観特性と景観構造として、「歴史的な文化財が作り出す文化的景観、魅力ある商店街の既成市街地の景観など、特徴的な景観も形成されている」と記述されている。

③『第2次つくば市生涯学習推進基本計画』（平成28年（2016年）1月）

生涯学習関連事業を体系的かつ効率よく推進するため策定された。生涯学習関連施設として、文化財展示施設類の小田城跡（当時未完成）を除いた4館が挙げられている。また、施策の柱4「絆づくりと地域づくりに向けた学習機会の提供」において、文化財保護や歴史・文化の継承などを通じて、人と人、地域と地域が結びつき、ともに成長していけるような学習機会の提供を進めます」とある。

④『つくば市都市マスタープラン2015』（平成28年（2016年）1月）

つくば市における各種の都市計画を定めていくための指針となるもの。まちづくりの

目標1「豊かな自然・農村・文化・街並みを守り、引き継いでいくまち」とあり、古くから培われてきた歴史・文化と研究学園地区が織りなすつくばの特徴ある街並みは将来にわたって守り引き継いでいくべき貴重な資産であると述べられている。目標2「地域文化・科学技術をいかし、世界に貢献する、活力あるまち」とあり、筑波山、小田城跡、農村集落等が生むつくば独自の地域文化や研究機関の集積などつくばならではの資源を最大限にいかし、新たな産業の振興を推進すると述べられている。

⑤『つくば市緑の基本計画（改訂版）』（平成28年（2016年）3月）

つくば市が長期的な視点から定める緑とオープンスペースに関する総合的な計画。都市公園以外の公園緑地の一つとして、史跡が17件（天然記念物含め緑として捉えられるもの）挙げられている。また、これまでの主な緑の推進施策の実施状況の中に、つくばライフを楽しむ緑の拠点づくりとして小田城跡の整備、新たに整備する緑の拠点として金田官衙遺跡を含むオープンスペースの整備が挙げられている。

⑥『第2次つくば市観光基本計画』（平成29年（2017年）3月）

つくば市の観光分野の大きな方向性を示し、施策を展開している。計画の基本理念である「つくば市の資源をいかし、世界を魅了するまちへ」の資源の中には歴史と文化も含まれており、基本方針には「自然・科学・歴史をいかした観光プログラムづくり」とある。主な取組として自然環境をいかした観光プログラムの推進とあり、具体的には小田城歴史ひろば等を活用した観光ルートの開発などが挙げられている。

⑦『つくば市文化芸術推進基本計画』（平成31年（2019年）3月策定）

つくば市の文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため策定。計画の基本的方向の一つとして「多様な文化と伝統が調和するまちつくば」を掲げ、この基本施策として「地域に根付いた伝統の継承・発展」を挙げている。ここでは、「つくばに根付く歴史的、芸術的、学術的な魅力・価値を有する有形・無形の文化財等、地域の貴重な文化資源を保存、継承」とともに、「観光資源としても活用していく」と述べられている。

3 文化財保存活用計画類概要における平沢官衙遺跡の現状と課題及び施策

(1) 現状

市全体の歴史や文化財を網羅するような本格的・統一的な博物館はない中、文化財等の展示施設として小規模な施設が5館あり、平沢官衙遺跡等の国指定史跡を復元整備して展示する施設である歴史ひろばは、つくば市の文化財活用の大きな特色となっている。

各展示施設では、常設展示だけでなく、テーマを決めて市庁舎も含めたいくつかの展示施設を回る巡回企画展を開催しているが、本歴史ひろばは展示スペースが狭いためその会場とはなっていない。しかしながら、企画展に併せた史跡巡り、学校教育における本市独自の科目である「つくばスタイル科」において歴史や文化財を取り上げられていることによる施設の展示解説や出前講座、社会教育事業で市内の研究施設等を巡る「ちびっ子博士事業」への協力も行っており、全展示施設の入館者数合計約7万人のうち7割以上を平沢官衙遺跡歴史ひろばが占めている。文化財を活用する環境整備として行う案内標識・説明板の設置や解説本・パンフレットの刊行等では、他の文化財と比べ本遺跡は突出して充実している。平沢官衙遺跡歴史ひろばでは、開園を契機として地元の方々

を中心に結成されたNPOと管理・活用面で深く協働している。

(7) 文化財展示施設

担当課：文化財課

№	施設名	所在地・電話番号	建物延床面積 (㎡)	主な設備等
1	桜歴史民俗資料館	つくば市流皇台 61-1 電話 029-857-6409	547.36 ㎡	・県指定有形文化財「古来の板碑」 ・考古資料、民俗資料等の展示 ・展示室 ・収蔵庫
2	出土文化財管理センター	つくば市平沢 81 電話 029-867-4757	本棟 804.9 ㎡ 別棟 295 ㎡	・出土遺物の収蔵・整理作業及び一般公開展示のための施設
3	平沢官衙遺跡歴史ひろば	つくば市平沢 353 電話 029-867-5841	案内所 72.87 ㎡ 高床式板倉 61.33 ㎡ 高床式板倉 126.41 ㎡ 高床式土倉 125.32 ㎡	・約千年前の役所跡を歴史公園として復元整備 ・高床式倉庫跡を、中央に位置する3棟は実物大復元、 他は束柱表示、礎石表示で復元 ・案内所では復元整備記録を映像で紹介
4	小田城跡歴史ひろば	つくば市小田 2377-1 電話 029-867-4070	案内所 283.21 ㎡ 四 阿 61.62 ㎡ 土堀内手洗所 43.00 ㎡	・戦国時代の小田城を歴史公園として復元整備 ・土塁や堀、池のある庭園を再現 ・案内所では小田氏と小田城の歴史を、展示と映像で紹介

(2) 課題

指定文化財でも指定後の状況・環境の変化の把握ができていないものが多い。

施設のあり方について、施設や設備の老朽化や、古くなった展示の更新、利用者の利便性のバランスを考慮し、現状を維持していくか、統一的施設を設けて統廃合していくか、検討する時期に来ていると考えられる。

現在、部分的に行われているボランティア団体やNPO法人・市民団体との協働を、市全体に広げていく取組が必要となる。

	令和元年 度	平成 30 年 度	平成 29 年 度	平成 28 年 度	平成 27 年 度
1 桜歴史民俗資料館	8,064	7,809	3,204	3,621	2,780
2 出土文化財管理センター	58	126	119	107	231
3 平沢官衙遺跡歴史ひろば	50,689	46,508	52,478	51,346	55,051
5 谷田部郷土資料館	3,948	4,591	1,031	1,597	1,661
4 小田城跡歴史ひろば	19,853	21,204	17,479	17,170	-
計	82,612	80,238	74,311	73,841	59,723

文化財展示施設や市管理文化財の維持管理費の中でも、特に歴史ひろばでの、植栽管理・草刈り等費用や老朽化（施設・設備以外にも、各施設展示品・歴史ひろば復元物類）に伴う修繕費はより年々膨張しており、効率化の努力と工夫が必要となる。中でも平沢官衙遺跡では、復元建物の屋根や建物の平面表示等で経年劣化が著しく、早急な対処が求められている。国指定史跡の修復整備事業を実施するには「保存活用計画」を策定したうえで、文化庁との協議・調整が必要である。

(3) 施策

継続する取組

- ・歴史や文化財の周知を進めるため、展示施設で常設展示内容を更新する以外にも巡回企画展を開催し、講演会・講座等を文化財課主催のみならず「筑波山地域ジオパーク推進協議会」（市経済部が事務局）等の関係部局と共に、（ジオサイトの重要ポイントとして）関連する平沢官衙遺跡といった文化財を活用する。
- ・平沢官衙遺跡等の歴史ひろばの所在を広く周知するため、市関係部局や地元NPO法人・地元関係団体と連携して、定期的にイベントを開催するとともに、地域振興の拠点としても活用する。

- ・市内小中学校への支援事業として、つくばスタイル科授業での施設解説や出前講座を実施し、市教育研究会社会科研究部、「ちびっ子博士事業」との連携も進める。

新規開始・充実・強化を図る取組

- ・状況に応じて史跡周辺その他の埋蔵文化財の内容確認調査等を進める。
- ・意識調査でも多様な意見があった展示施設のあり方を多角的に調査し、将来的な統一的文化財施設の設置や展示施設の統廃合の要否について検討する。
- ・市民が市の歴史や文化財に触れるたり文化財行政を知る機会を作ることを目的に、市が育成・組織する文化財サポーターによる、展示施設や文化財の解説の他、学校支援業務への協力、文化財の見廻り、イベント時の補助、展示の作成等の活動を検討する。
- ・復元建物屋根等の経年劣化が進んだ平沢官衙遺跡歴史ひろばについて、国庫補助事業としての再整備に向けた保存活用計画を策定し、文化庁との調整ができたときには、早期に再整備事業に着手する。

第5節 計画の実施

本計画は、令和3年（2021年）3月に策定し、同年4月から実施する。

今後、史跡内及び周辺において新たに生じた事態への対応や、本市が実施する史跡整備などについては、本計画に基づいて実施していく。また、史跡の価値などを広く周知していくため、保存・活用等を着実に進めていく。

本計画に基づく実施状況・効果については、定期的に点検・評価を実施し進捗評価を行うと共に、広く意見を聴取し、必要性が生じた場合には、計画内容などの修正を行う。

第2章 史跡平沢官衙遺跡の概要

第1節 指定に至る経緯

平沢官衙遺跡は昭和50年(1975年)から52年(1977年)にかけて行われた県営住宅建設に伴う記録保存を目的とする発掘調査で発見された遺跡である。第1次調査で、官衙的な色彩の強い遺構群が検出されたことから、51年(1976年)「平沢遺跡を守る会」が結成され、署名運動など保存運動が開始された。その後も全3次に渡る発掘調査が行われ、それに伴い保存運動が盛り上がった結果、53年(1978年)に筑波町長が平沢遺跡の保存を表明、国指定史跡申請書提出に至った。その後、昭和55年(1980年)12月24日付けで国の史跡に指定され保存されることが決定した。

第2節 指定の状況

1 指定告示

名称：平沢官衙遺跡

指定基準：特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準 史跡

官報告示：昭和55年12月4日付け文部省告示第173号

2 指定説明文とその範囲

関東の名山・筑波山が起立する筑波の地は、古代より豊かな歴史の展開をみせた地域の一つである。常陸国風土記によれば、筑波の地は、古く筑波の県、あるいは紀の国と呼ばれたと伝え、また筑波国造の治める所であった。その由緒を受けつぐ筑波郡は、筑波山の南麓を中心に定められ、その郡家の所在については現在の筑波町北条の地に比定されてきたが、平沢遺跡はその一角に当たっている。

郡家の推定地は、筑波山の南方で、西に突出する平沢山と通称される小丘陵の南の比高5～10メートルほどの台地上にあって、台地の南方の平野には、条理制遺構が広がる。台地は西にある中台台地(東西約500メートル・南北約1,000メートル)とその東に浅い谷をへだてて相対峙する不正形な島状をなした、平沢台地(東西・南北約250メートル)がある。二つの台地からは、奈良・平安時代に属する瓦や土器等の出土品、礎石の遺存が知られてきており、郡家あるいは郡寺かとする説が立てられていた。特に平沢台地では、礎石状の石の遺存がかなり広範囲に知られていた。

この平沢台地で、茨城県住宅供給公社による団地造成が計画され、昭和50・51年にかけて3次にわたる発掘調査が茨城県教育委員会により行われ、この遺跡の内容が判明してきたものである。調査された遺構としては、規則的に配列された掘立柱建物群、礎石群、基壇状高まり部分、竪穴住居跡、及びそれらを取り囲むとみられる大溝が主なものである。

掘立柱建物群は12棟以上確認されている。全て方形の大きな掘方を持ち、建物身

舎内にも柱を持つ、いわゆるべた柱の倉庫とみられる建物である。建物規模は最大のもので15×7.2メートル、比較的多いもので9×6メートル程のものであり、2間1間のもの1棟・3間2間のもの6棟・4間2間のもの1棟・3間3間のもの1棟・4間3間のもの1棟・5間3間のもの2棟等がある。その柱間寸法は7尺から10尺に達する大規模なものがほとんどである。建物の配置は西方では南北棟建物が南北に並び、中央部分では東西棟建物が東西に並んでおり、東方では向きを変えた東西棟建物が東西に並列し、また南寄りにも建物の存在していたことが知られる。これらの建物群があるところには、柱堀方の重複や列状をなした堀方が多くあり、また建物の方向から見て同時存在とみられないものであって2回以上の造営があったことが知られ、このことから12棟をはるかに越える建物群の変遷があったことをうかがわせている。

基壇状の高まり部分は、東方に2カ所が1辺10メートルを越す状態で認められ、また中央部分の掘立柱建物の上層で版築が遺存していたといわれ、礎石の遺存と合わせて考えると、掘立柱建物に遅れて多くの基壇建物が建てられたことが知られる。礎石は東方の高まり部分にもいくつか遺存し付近の掘立柱建物群の上にも若干遺存している。また北辺の大溝の北方にも礎石群の遺存が確認されている。中央から西方にかけて遺存した礎石は一部据わったままのものがあるが、すでに大部分は道路脇等に移されていた。なお掘立柱建物に先行する鬼高式期以前の堅穴住居跡2カ所が検出されている。

これらの遺構をとり囲む形で、大溝が台地の北辺と西辺で確認された。溝の幅は2メートル以上、深さ1メートル程度のもので、西北の角から東に130メートル以上、南に120メートル以上続くことが判明した。地形との関連から台地中央部を方形にとり囲むものかと考えられている。

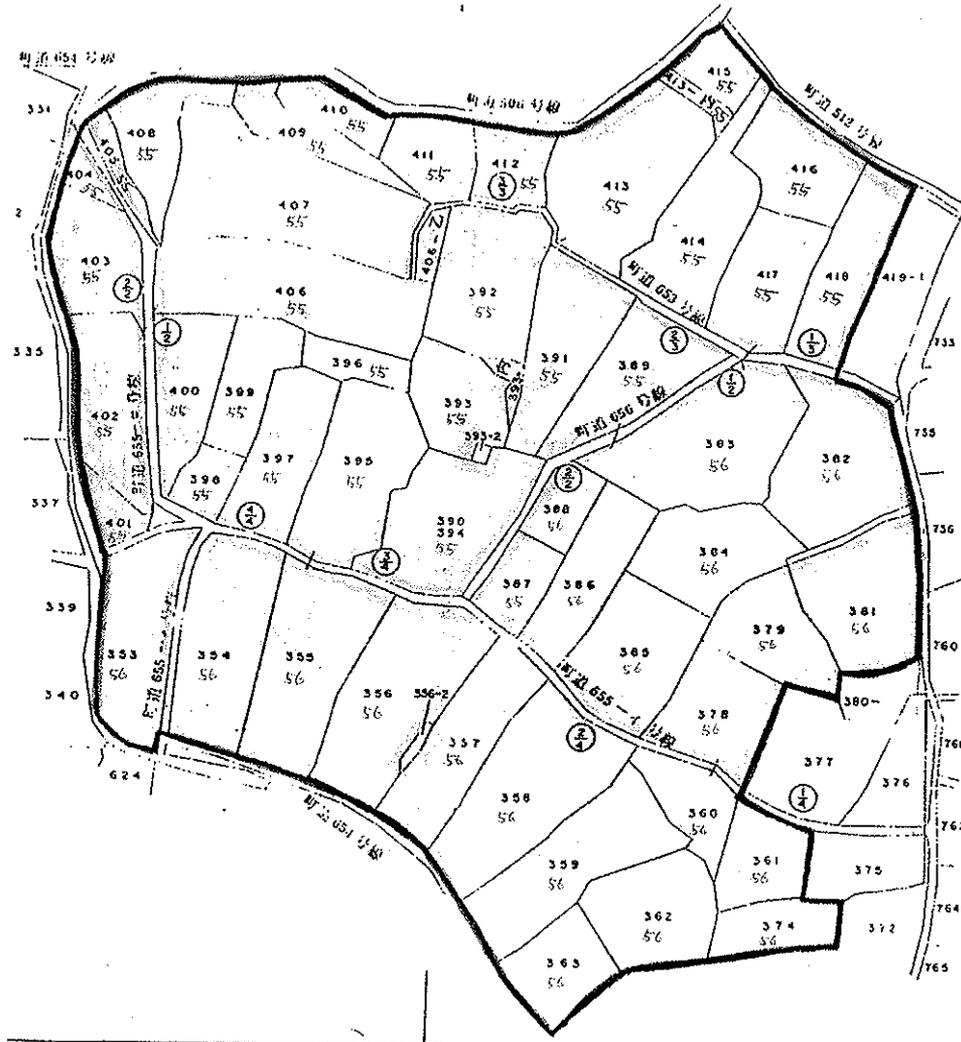
堅穴住居跡からの土師器を別として、遺構上から出土した出土品としては、瓦片や内黒土師器を含む土師器・須恵器が少量あり、遺構の年代をうかがわせる。

以上、調査の結果として、平沢遺跡は、島状の台地中央の大部分を大溝でとり囲み、この部分に掘立柱建物による多数の倉庫群を計画的に配置したものであり、倉庫群は何回かの建替えがあり、後に礎石を用いた建物に建替えする等の変遷をへたことが判明した。その使用時代は瓦や土器から奈良・平安時代に属する。このような柱間寸法10尺にも達する倉庫群のあり方は、地方官衙の一形態であることは明らかである。他の地方官衙のあり方に比較すると郡の正倉と考えるのが、最も妥当であろう。なお平沢遺跡に西接する中台の台地は、その広さや平沢遺跡と同様な出土品及び礎石などからみて関連した遺跡が埋れていることが予想されている。平沢遺跡は発掘された地方官衙としてこの地方の歴史の研究上重要な意義を持つものであるだけでなくこの種の遺跡として代表的なものであるので指定し保存を図るものである。

(所在地) 茨城県筑波郡筑波町大字平沢字平

(地番) 353番、353番1、354番、355番、356番、356番2、357番、358番、

359番、360番、361番、362番、363番、374番、375番3のうち実測 287.68 m²、378番、381番1、382番、382番1、383番、384番、385番、386番、387番、388番、389番、389番1 390・394番（合併）、391番、392番、393番、393番2、395番、396番、397番、398番、399番、400番、400番1、401番、401番2、402番、403番、404番、405番、406番、乙406番、407番、408番、409番、410番、411番、412番、413番、414番、415番、416番、417番、418番



3 調査の成果

(1) 自然的調査の成果

1) 位置と地勢

つくば市は、茨城県の南西部に位置し、茨城県の県庁所在地水戸市から南西に約50km、首都東京からも北東に約50kmの距離に位置しており、面積は283.72 km²は県内で4番目の広さになる。北に関東の名峰筑波山を擁し、東方にはわが国第2位の面積

を有する霞ヶ浦を控え、あわせて水郷筑波国定公園に指定されている。また、筑波山地域を除く市域の大部分は、筑波・稲敷台地と呼ばれる標高 20~30m の関東ローム層に覆われた平坦な地形であり、南北に流れる小貝川、桜川、谷田川、西谷田川などの河川は、周辺の平地林、畑地あるいは水田等と一体となって落ち着いた田園風を醸し出している。

2) 気候

気候は、年間平均気温が 14.9 度であり、年間降雨量は、1,407.0mm となっている（平成 28 年度）。また、降雪は年に 2~3 回程度で、特に冬季に吹く「筑波おろし」と呼ばれる乾いた冷たい風は、筑波山南部地域の特徴である。

3) つくば市の地形

○筑波山地域

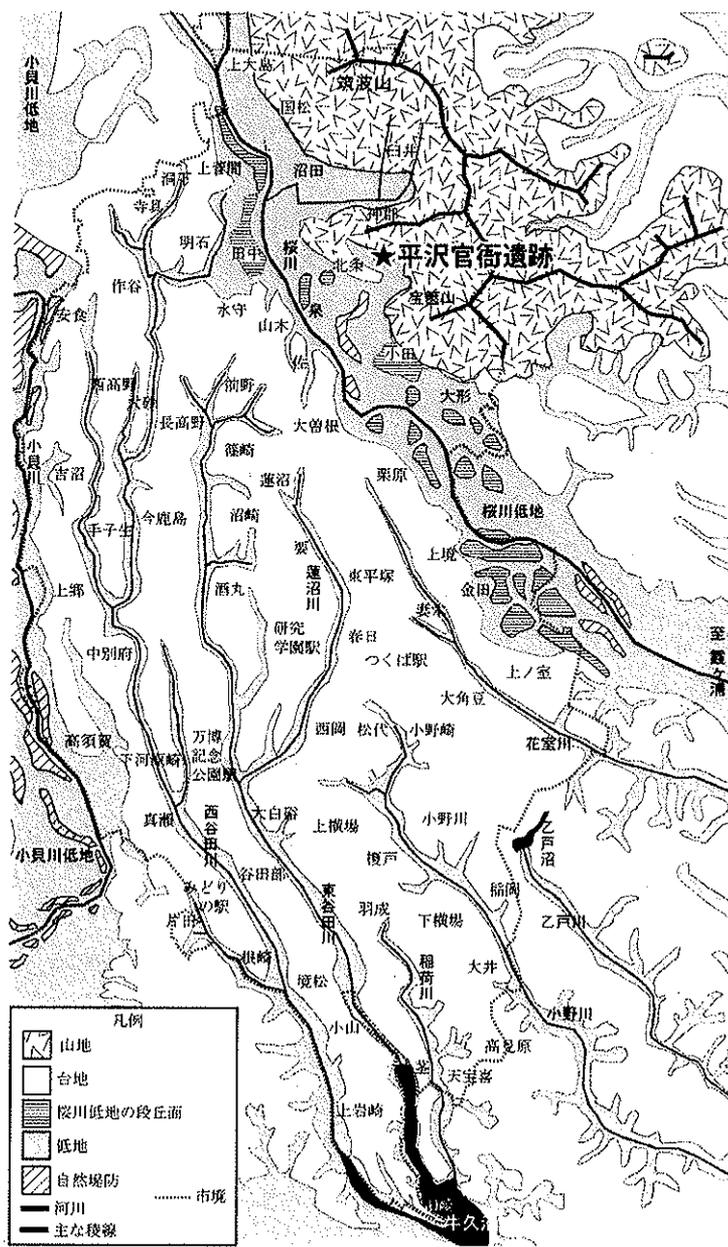
標高 877m の筑波山を最高点に、400~300m の尾根が屈曲しながら南北・東西にのびている。平沢周辺の山地で産出する雲母片岩は古代から石材として利用され、古墳の石棺・石室や中・近世の板碑として使われた。また、小田周辺の山地で産出する花崗岩は中世の石塔等に利用された。

○桜川と桜川低地

桜川市に源流がある桜川は、つくば市内を流れて霞ヶ浦に注いでいる。川沿いの桜川低地の標高は 2~20m で、現在の桜川の水量に比べて広大な低地は約 3~2 万年前までここを流れていた古鬼怒川の氾濫原に由来している。

○小貝川と川沿いの低地

栃木県那須烏山市に源流がある小貝川は、末流は利根川に合流する。低地の標高は 10m 前後である。小貝川は過去に何度も流れを変えていて、古代には鬼怒川



つくば市の地形

との区別がされていなかった。川沿いの低地には自然堤防や旧河道の痕跡が散在している。

○筑波・稲敷台地

標高 30m 前後の台地の上には赤土と呼ばれる関東ローム層が堆積している。

また、台地を流れる花室川・小野川・谷田川等の中小河川は、霞ヶ浦や牛久沼に注いでいる。これらの河川流域の低地は標高 5～25m であり、河川につながる小支谷が台地内部まで樹枝状に入り込んでいる。

(2) 歴史的調査の成果

1) 筑波山麓地域を中心とするつくば市域の歴史的な概要

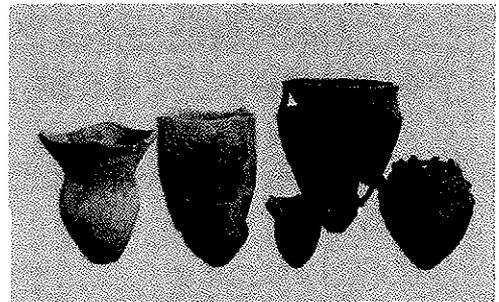
○旧石器時代・縄文時代

つくば市域で人の生活が初めて確認できるのは、旧石器時代の約 4 万年前頃で、ほかの時代と比べると遺跡数は少ないものの、東岡中原遺跡、下河原崎谷中台遺跡、手代木田向西遺跡など、県内では比較的多くの遺跡が発掘調査されている。平沢官衙遺跡の西側台地上に所在する北条中台遺跡でも約 3 万年前頃の旧石器が出土している。当時は気候が寒冷で、地形や生物相も現在と大きく異なっており、花室川の河床や周囲の崖面ではナウマンゾウなどの大型獣の化石が多く見つかっている。



ナウマンゾウ下顎骨

縄文時代には、つくば市域に多くの集落遺跡があり、北条中台遺跡でも縄文時代中期の土坑約 400 基、竪穴住居跡 36 軒等が確認されている。市東部の下広岡遺跡の同時期の土坑群では炭化した堅果類やそれを調理したクッキー状炭化物が発見されており、北条中台遺跡でも森を基盤とした生活があったことを想起させる。一方、桜川下流域の上境旭台貝塚や小貝川流域の吉沼大六天貝塚、谷田川下流域の境松貝塚等、大きな河川の沿岸では縄文時代後・晩期の貝塚が多く確認されており、つくば市域の中でも多様性が窺える。



市内出土縄文土器

○弥生時代・古墳時代

弥生時代のつくば市域では、茨城県内他地域と同様に見つかっている遺跡が少ないが、平沢官衙遺跡の近くには神郡条里遺跡、北条中台遺跡、明石遺跡、水守遺跡等が散在している。市域の弥生時代の遺跡のほとんどが後期のもので、低地を臨む台地上に比較的多く、玉取向山遺跡のような台地内の小支谷に臨むものも認められる



市内出土弥生土器

また、弥生時代後期末から古墳時代初め頃になると、荻間六十目遺跡のように、小貝川・谷田川流域の筑波台地の遺跡を主に、在地の土器に混ざって南関東地方の特徴を持つものが多く出土していることも、特徴的である。

古墳時代のつくば市域では集落遺跡が急増し、古墳も400基以上築造された。大型の古墳は筑波山麓地域と桜川下流域に多く分布している。特に筑波山麓地域では、4世紀から7世紀まで大型古墳が連綿と造り続けられた。平沢官衙遺跡の周辺でも、巨大な横穴式石室が設けられた北条中台1・2号墳や平沢1号墳が築造されており、6世紀後半から7世紀中葉頃までの首長墓と評価できる。『常陸国風土記』からは評が設置される以前、つくば市域は筑波国造が治めた筑波国に含まれると考えられ、筑波山麓地域の首長系譜が筑波国造や筑波郡司に繋がっていると見る見方が強い。

また、筑波山麓地域ではないにしろ、もう一つの大型古墳の分布域である桜川下流域も、古代河内郡家の推定地である金田官衙遺跡の所在地と重なっており、首長系譜と郡司との関係が推測される。

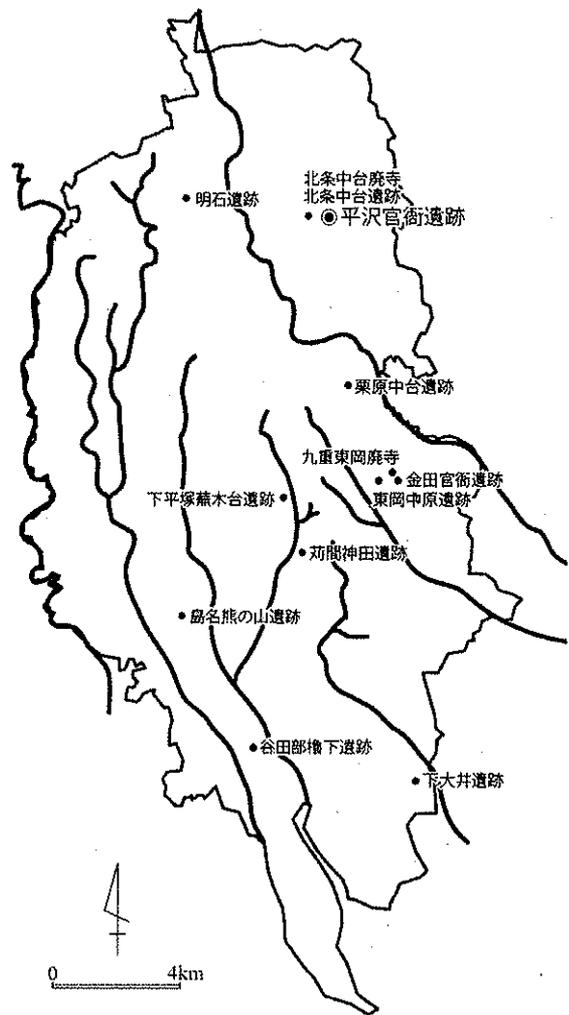
○古代

大化の改新以降、日本が律令国家としての体制を整備していくなかで地方制度も定められた。全国は約60の国に分けられ、国はさらに郡に分けられて、郡には役所(郡衙[ぐんが]・郡家[ぐうけ])が置かれ、郷や里とよばれた複数のムラを治めた。

奈良時代の『常陸国風土記』や平安時代の『和名類聚抄』等の文献史料には、断片的ながらつくば市域の状況や地名が記載されている。つくば市域は北半が筑波郡に、南半が河内郡に含まれ、平沢官衙遺跡は筑波郡の、金田官衙遺跡は河内郡の郡家跡と考えられている。郡家跡の周辺には、筑波郡では北条中台廃寺、河内郡では九重東岡廃寺と、各地域最古となる寺院跡も確認されている。郡家跡や周辺の集落跡では、墨書土器や遠方からの搬入品の出土も多く、都等からの新たな文物が



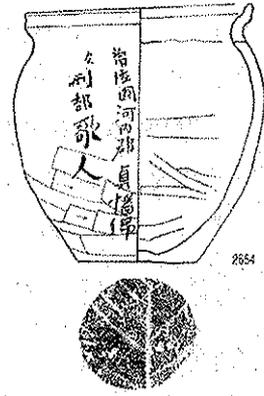
県史跡八幡塚古墳



市内主要旧石器～古墳時代遺跡位置図

いち早く伝わった地域の中心地であったことがわかる。
 なお、同一自治体内に郡家跡が2か所存在し、ともに国指定史跡となっている例は、全国でも他に見られない。

また、『常陸国風土記』に筑波山の神の伝承が記載されているように、筑波山は古来から信仰の対象となっており、山中には古墳時代以降の祭祀遺跡が確認されている。また、平安京遷都の前後となる延暦年間には徳一が筑波山寺を開き、弘仁14年(823年)には筑波の神が官社となる等、信仰の山として整備されていった。なお、『万葉集』には「筑波山」を詠んだ歌が、山としては最多の25首収録されているほか、『常陸国風土記』や『万葉集』は

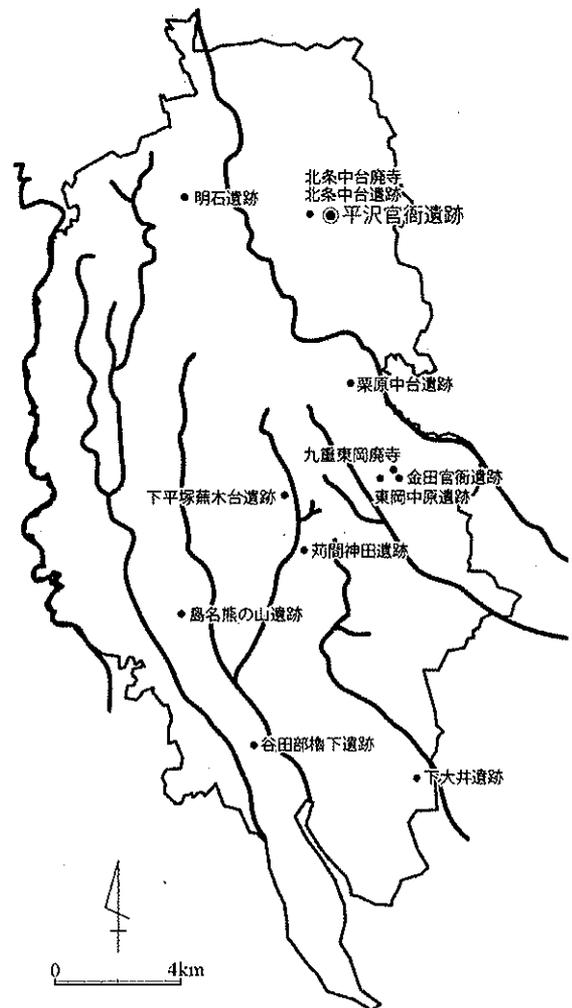


東岡中原遺跡出土墨書土

耀歌が行われていたことを伝えている。
 一方、『常陸国風土記』は河内郡の条を欠いており、つくば市域南半の文献資料に乏しいが、つくばエクスプレス沿線開発に伴って大規模な発掘調査が相次ぎ、考古資料が蓄積されているところである。特に島名熊の山遺跡は、この時期の県内最大級の集落跡で、古代島名郷の中心的な集落跡と考えられる。溝で囲まれた区画の中に掘立柱建物が規則的に並ぶ一画が確認されており、官人の装束に関わる遺物や墨書土器、木簡、遠方からの搬入陶器等が出土していることは、官衙遺跡に類似する様相であり、不明なことが多い郷を検討するための貴重な成果となっている。

平安時代の9世紀後半になると律令政治の崩壊が始まり、10世紀には武士が力を持つようになった。承平5年～天慶3年(935～941年)の平将門の乱の後、将門を討伐した平貞盛は都へ出て清盛ら平家(伊勢平氏)につながっていくが、常陸国には貞盛の弟である繁盛の子孫が残り、国衙機構を支配し郡領を私領化していった。

この常陸平氏の本宗家は多気氏を名乗り、筑波山麓地域の北条に拠点を置いて栄えた。この頃までには平沢官衙遺跡でも高床倉庫群が無くなったと想定され、律令体制の崩壊と官衙の機能喪失を示すものと考えられる。一方で、多気氏が北条を拠点としていくことは、郡家周辺が引き続き文物の集積地

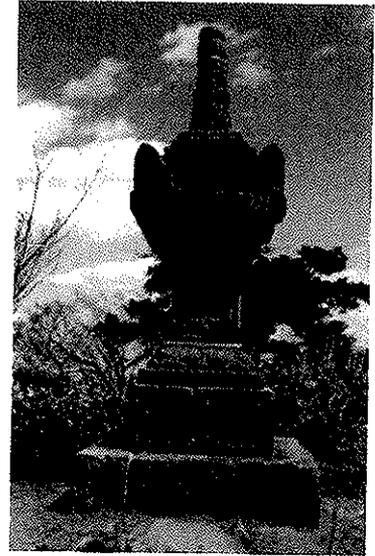


市内主要古代・中世遺跡位置図

として機能していたためとも推測される。多気氏との関係がわかる文献史料や考古資料は少ないが、北条に所在する平安時代末の日向廃寺跡は多気氏の栄華を物語る史跡といえる。

○中世

鎌倉時代になると、源頼朝の重臣であった八田知家が常陸国の守護になり、建久4年(1193年)には多気氏を謀略によって失脚させて、常陸国内での勢力を確保した。知家の子孫は、筑波山麓地域のうち平沢・北条地区から約3km南東の小田に館を構えて、小田氏を名乗った。また、真言律宗の高僧忍性は、小田の宝篋山南麓に所在した三村山極楽寺を建長4年(1252年)からの10年間、関東布教の拠点とし、三村山極楽寺はその後も室町時代まで栄えた。政治と宗教の中心を併せ持つこととなった小田は、中世を通じて常陸国内屈指の一大中心地となった。



県指定文化財宝篋印塔

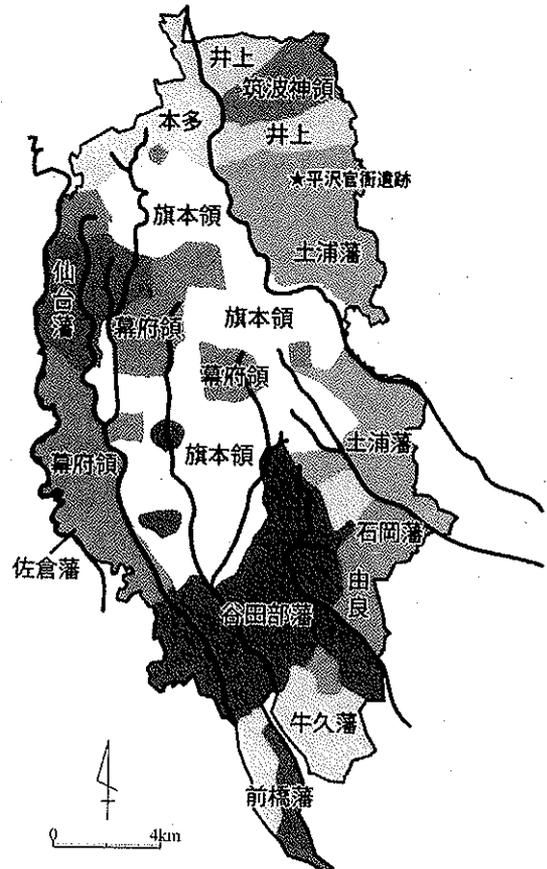
小田氏は、南北朝の争乱等の数々の権力争いや戦乱に巻き込まれながらも、戦国時代まで常陸国南部で勢力を保ち続けた。しかし、16世紀後半になると、上杉氏や後北条氏を中心とする関東地方をめぐる争いの中で、佐竹氏等に小田城を奪われてしまった。市内には、このような動きを示す城館跡が数多く残っている。

小田氏が常陸国南部を広く支配する中、平沢・北条周辺を中心地としての役割は減退した。それでも、北条日向廃寺から南西へ約1kmの小泉館跡が明応5年(1496年)に小田家内紛を起こした小田頭家の居館跡とされていることや、16世紀後半に大規模な山城跡である多気城跡が築かれたこと等から、重要な拠点と認識されていたことが窺える。

なお、筑波山麓地域以外のつくば市域についてはさらに史資料が少なく、詳細が判明する大きな出来事はわかっていない。

○近世

江戸時代、江戸から近かったつくば市域は、その多くが幕府や旗本の領地として細分された。常陸国南部での経済の中心は、水戸街道と霞ヶ浦の水運が接する土浦に移り、中世の一大中心地であった小田や平沢、北条は土浦藩領となった。



江戸末期市内領域図

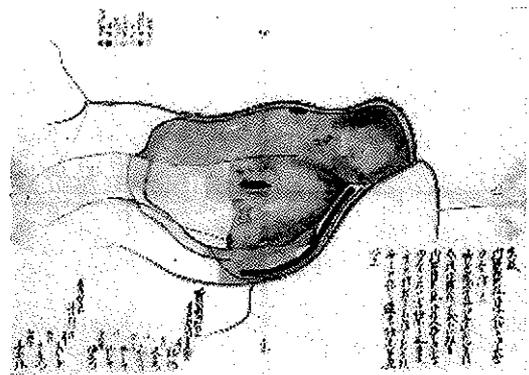
この頃の筑波山麓地域の様子は「筑波千軒、小田千軒、北条三百軒」という言葉に

表される。筑波山では、徳川家光の命により神仏習合の知足院中禅寺の整備が行われて門前町が発展した。なお、明治時代の神仏分離により寺院の施設は廃絶され、筑波山神社として現在につながっている。中世小田城の城下町で土浦藩の陣屋が置かれた小田も町場として栄えた。北条は筑波や小田より人口が少なかったようであるが、早くから定期市が立っており、街道の結節点としての重要性が増していく江戸時代後半以降は在郷町として大きく発展していった。また、つくば市域では広域に影響を及ぼすような大きな中心地がなくなったが、細川藩の城下町として整備された谷田部や、幕府の利根川東遷に関わる利水事業や水運により栄えた小貝川沿岸の吉沼や上郷、真瀬のような村々が、在郷町として発達し、近代以降につながる伝統的集落の基礎ができた。

なお、江戸時代のつくば市域では各地で特徴ある出来事が起きたが、江戸時代後期に谷田部で「からくり伊賀」と呼ばれた発明家、飯塚伊賀七が活躍したことは特筆される。

○近・現代

つくば市域は、明治4年(1871年)の廃藩置県後、複雑な変遷の末、明治8年(1875年)に茨城県に統合された。このような動向の中、新政府樹立から廃藩置県までの4年間、東関東各地の幕府領を管轄する若森県が設けられ、県庁が若森に置かれたことは、つくば市域での特徴的なできごとであった。県の下行政区分も複雑な変遷を経るが、明治11年(1878年)に郡とほぼ近世を引き継ぐ町村が設置されることとなった。つくば市域は筑波郡と新治郡に分かれており、筑波郡役所は谷田部に、新治郡役所は土浦に置かれ、大正15年(1926年)まで行政機関として機能した。



若森県庁絵図

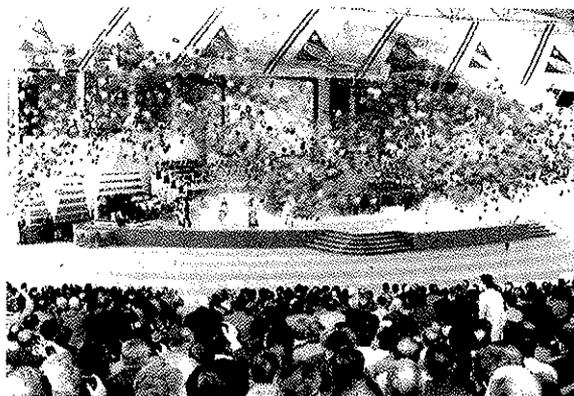
明治から大正にかけて、近代化が進む中で各地に鉄道が敷かれた。大正7年(1918年)には筑波山麓地域を經由して土浦駅と岩瀬駅を結ぶ筑波鉄道が開通し、小田・北条・筑波にも駅が設置された。特に近代の北条は江戸時代後期からの経済発展がさらに進み、筑波山麓地域を代表する市街地として成長した。

近世の在郷町の発展は、つくば市域全体で見られた。昭和になって観音台に海軍の谷田部航空基地、西高野・作谷・安食に陸軍の西筑波飛行場が作られた際には、近在する谷田部、吉沼は軍との関係が強い街となった。また、大正9年(1920年)に館野に設置された高層気象台は、研究学園都市を構成する国の研究機関として現在まで存続している。

昭和20年(1945年)の第二次世界大戦終戦後、民主制度の諸改革がなされた。昭和30年(1955年)前後の町村合併ではつくば市域の3町17村が6町村となった。これらのうち筑波山麓地域を含む筑波町では、町役場が北条に置かれた。

昭和38年(1963年)の閣議了解、昭和45年(1970年)の筑波研究学園都市建設法の成立を経て、筑波大学や多くの研究機関が集まる研究学園都市の建設が始まった。科

学の街となった「つくば」では、昭和 60 年(1985 年)には国際科学技術博覧会(つくば万博)が開催された。昭和 62 年(1987 年)には大穂町・豊里町・谷田部町・桜村が合併し、つくば市が誕生した。翌年には筑波町を編入、平成 14 年(2002 年)に茎崎町が加わって、現在のつくば市となった。平成 17 年(2005 年)にはつくばエクスプレスが開通、沿線開発の進行により都市として現在も一層の発展をしている。



科学万博開会式

6 町村合併後のつくば市域は、偶然にも常陸国風土記にある「筑波国」に含まれる範囲となったが、中心地は研究学園地区となった。研究学園都市は合併前の 6 町村では周辺部にあたる台地内部の平地林を主に設置されたが、合併により研究学園地区の周辺を伝統的な市街地が取り囲む配置となった。現在は研究学園地区が発展する一方で周辺の市街地は活性化策が必要となっており、筑波山や自然・歴史的資源が豊富な筑波山麓地域は、つくば市の奥座敷として、市内外の方々の観光やレジャー、癒しの場としての活性化が期待されている。

2) 平沢官衙遺跡周辺の遺跡と文化財

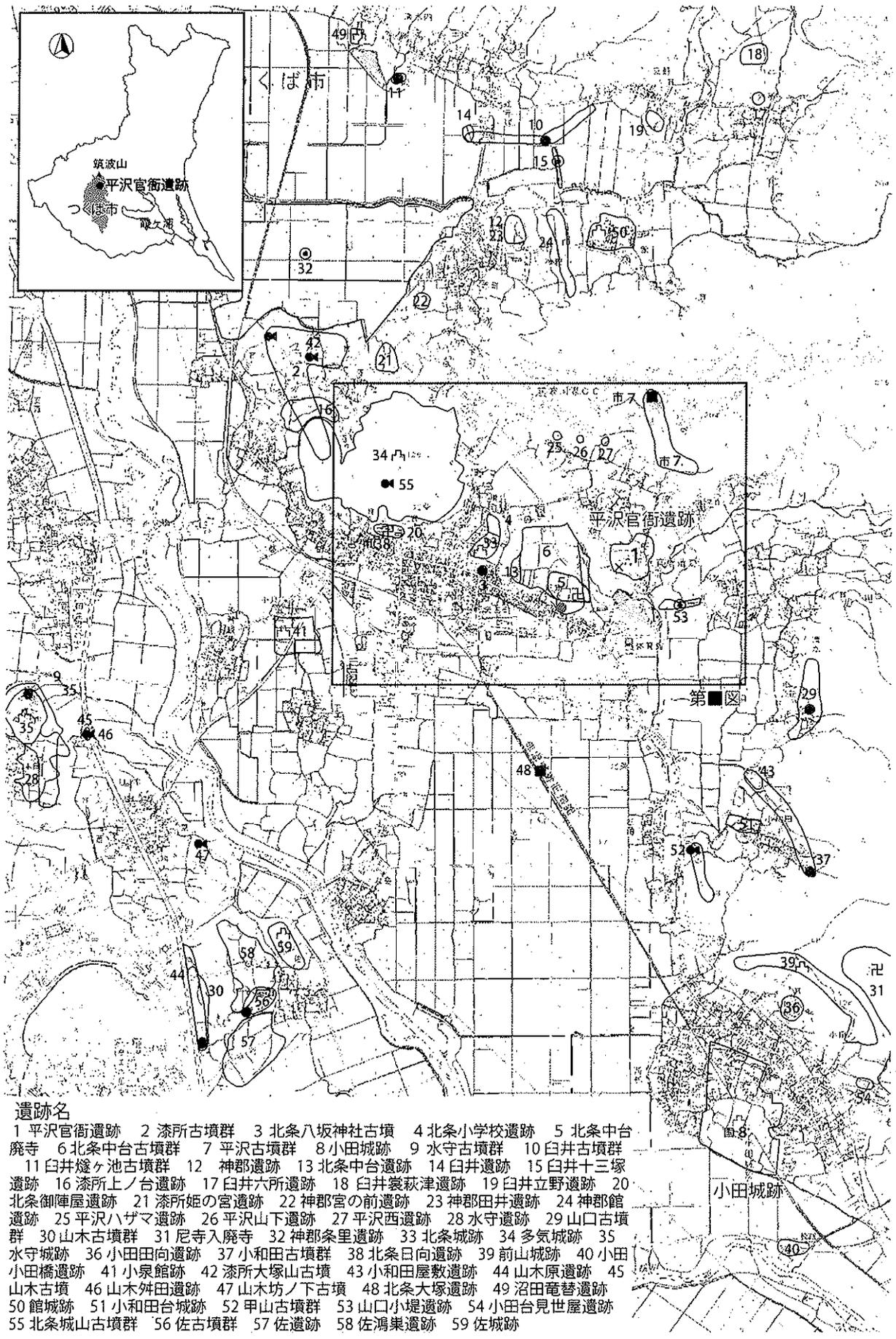
本遺跡の周辺は市内でも有数の遺跡や文化財の密集地であり、特に古代から中世初期には常陸国内で有数の中心地であった。以下では本遺跡の周辺を (a) 平沢地区、(b) 中台地区、(c) 山口地区、(d) 北条地区の 4 地区に分け、遺跡や文化財を解説する。

(a) 平沢地区

平沢官衙遺跡が所在する独立した台地からその北側の丘陵までの範囲で、筑波郡の郡衙正倉域である本史跡を中心に、前代の筑波国造との関係が考えられる平沢古墳群や、郡衙関連施設の候補地の一つとされている丘陵裾の平坦部を含んでいる。

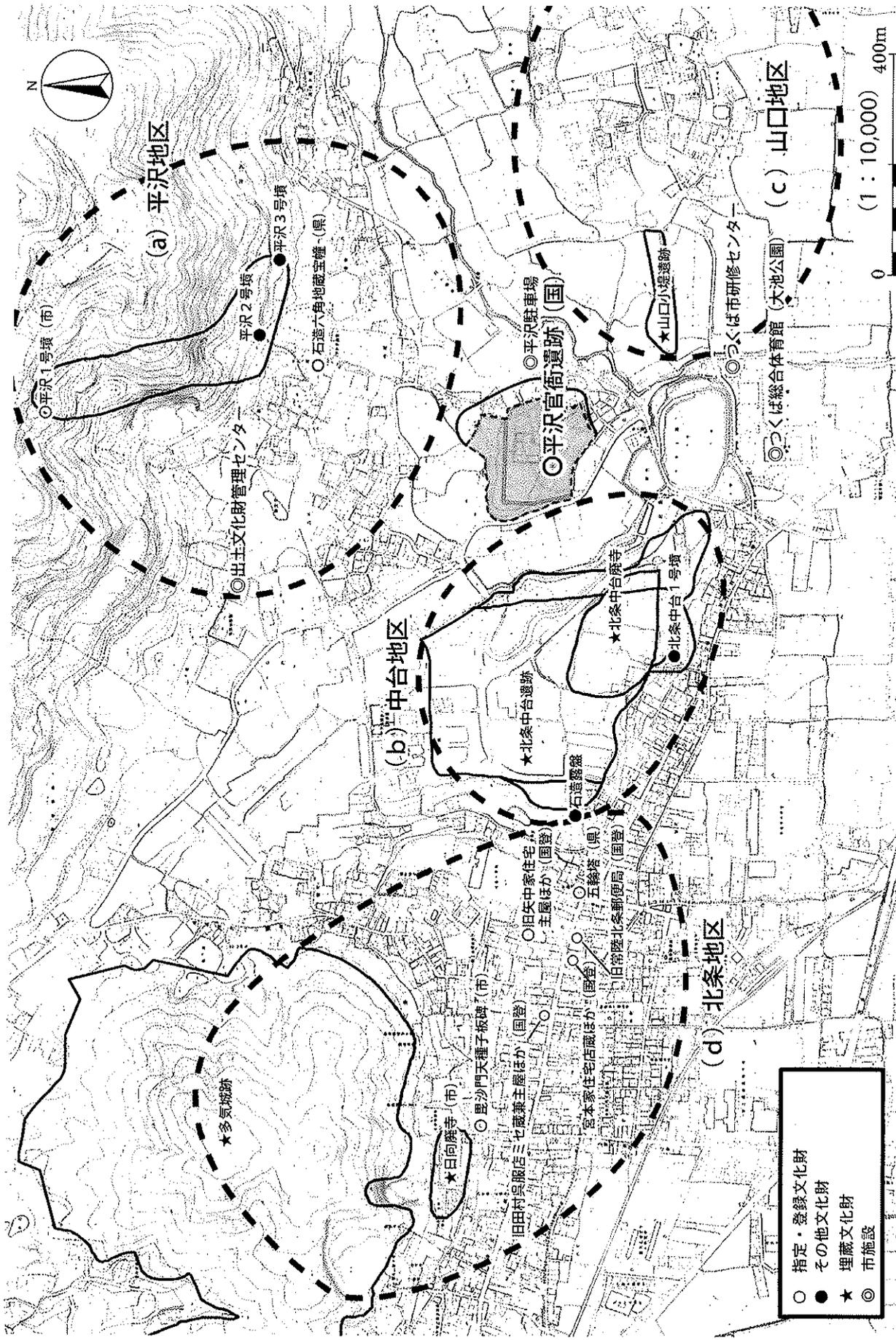
○平沢古墳群

平沢官衙遺跡北方 500m の小丘陵斜面に所在し、横穴式石室をもつ古墳 5 基が確認されている。1 号墳の佐都ヶ岩屋古墳は市指定史跡で、東西 35m、南北 25m の方墳である。埋葬主体部は雲母片岩の巨大な板石を組んで構築された、全長 7.7m、最大幅 5.4m の T 字型平面の横穴式石室である。また、3 号墳では、側壁倒壊に伴って平成 19 年(2007 年)に茨城大学が一部の発掘調査を実施した後、所有者が修復を行っている。一辺 19m の方墳と判明し、石室の前面からは、古墳にかかわる鉄鏃や須恵器の長頸瓶のほか、8 世紀頃の火葬墓に使用された須恵器の壺と蓋に使われた坏が出土している。これらの古墳の構築時期は古墳時代終末期の 7 世紀中葉頃と考えられ、1 号墳は同時期の筑波山麓で最大級であることから、筑波国造の墓と推測されることも多い。また、当時有力者層に限り広まった火葬が行われ 3 号墳に追葬され(8 世紀前半)ていることも、郡司には国造から選べという律令の規定もあり筑波国造の系譜を引くと考えられる筑波郡司との関係を想起させる。



遺跡名

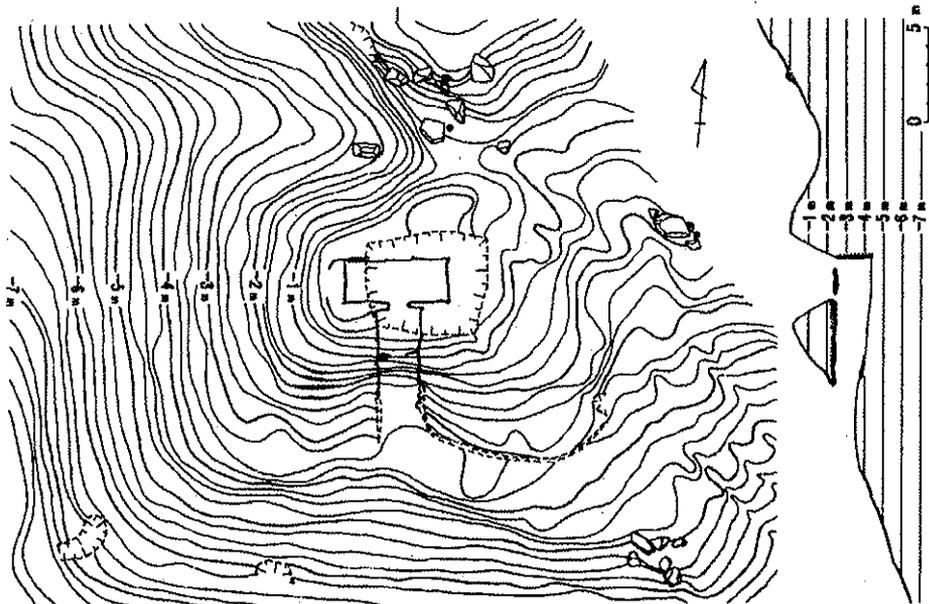
- 1 平沢官衙遺跡 2 漆所古墳群 3 北条八坂神社古墳 4 北条小学校遺跡 5 北条中台廃寺 6 北条中台古墳群 7 平沢古墳群 8 小田城跡 9 水守古墳群 10 白井古墳群
- 11 白井燧ヶ池古墳群 12 神郡遺跡 13 北条中台遺跡 14 白井遺跡 15 白井十三塚遺跡 16 漆所上ノ台遺跡 17 白井六所遺跡 18 白井菰萩津遺跡 19 白井立野遺跡 20 北条御陣屋遺跡 21 漆所姫の宮遺跡 22 神郡宮の前遺跡 23 神郡田井遺跡 24 神郡館遺跡 25 平沢ハザマ遺跡 26 平沢山下遺跡 27 平沢西遺跡 28 水守遺跡 29 山口古墳群 30 山木古墳群 31 尼寺入廃寺 32 神郡条里遺跡 33 北条城跡 34 多気城跡 35 水守城跡 36 小田田向遺跡 37 小和田古墳群 38 北条日向遺跡 39 前山城跡 40 小田小田橋遺跡 41 小泉館跡 42 漆所大塚山古墳 43 小和田屋敷遺跡 44 山木原遺跡 45 山木古墳 46 山木舁田遺跡 47 山木坊ノ下古墳 48 北条大塚遺跡 49 沼田菴替遺跡 50 館城跡 51 小和田台城跡 52 甲山古墳群 53 山口小堤遺跡 54 小田台見世屋遺跡 55 北条城山古墳群 56 佐古墳群 57 佐遺跡 58 佐鴻巣遺跡 59 佐城跡



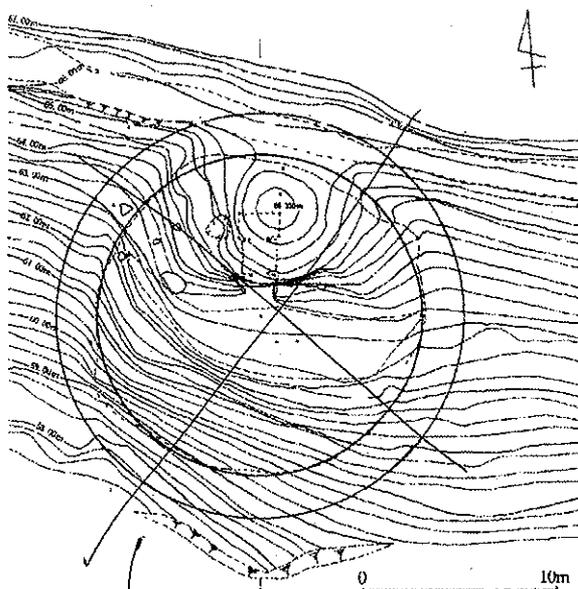
- 指定・登録文化財
- その他文化財
- ★ 埋蔵文化財
- ◎ 市施設

○石造六角地蔵宝幢

平沢地区の八幡神社境内に所在する。県指定文化財(工芸品)。永正16年(1529年)銘をもつ土浦市盛泉寺に所在するものに比較して形態が退化していることから、16世紀末期頃のものと考えられる。なお、周囲にはやや広い平坦面が広がっており、郡衙関連施設の候補地の一つとされている。



平沢古墳群1号墳 佐都ヶ岩屋古墳 (1:400)



平沢古墳群3号墳 (1:400)

今度差し戻す。



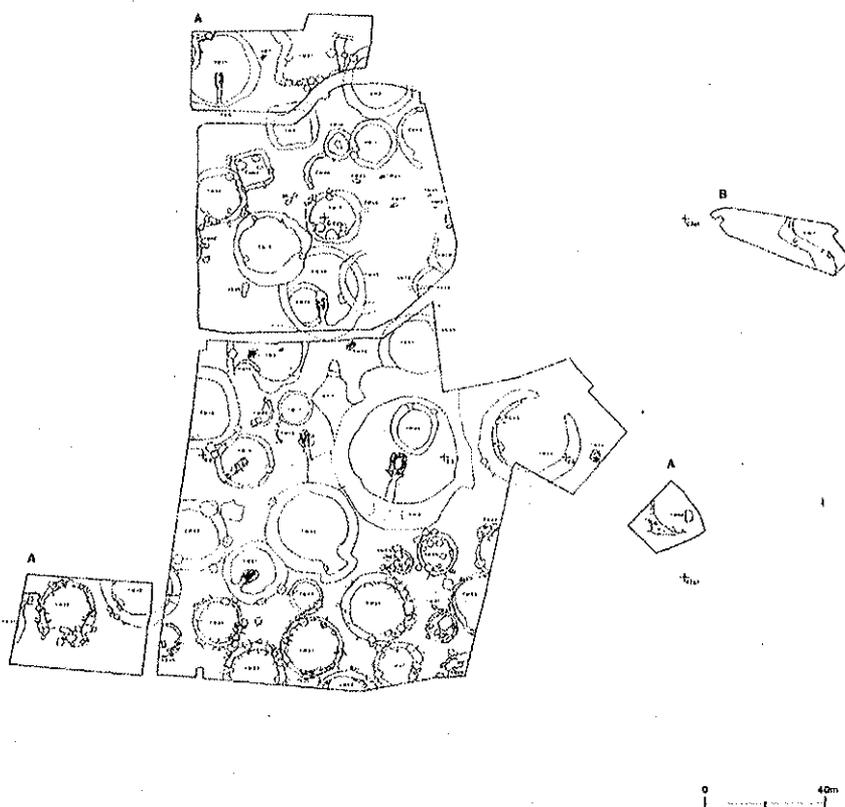
石造六角地蔵宝幢

(b) 中台地区

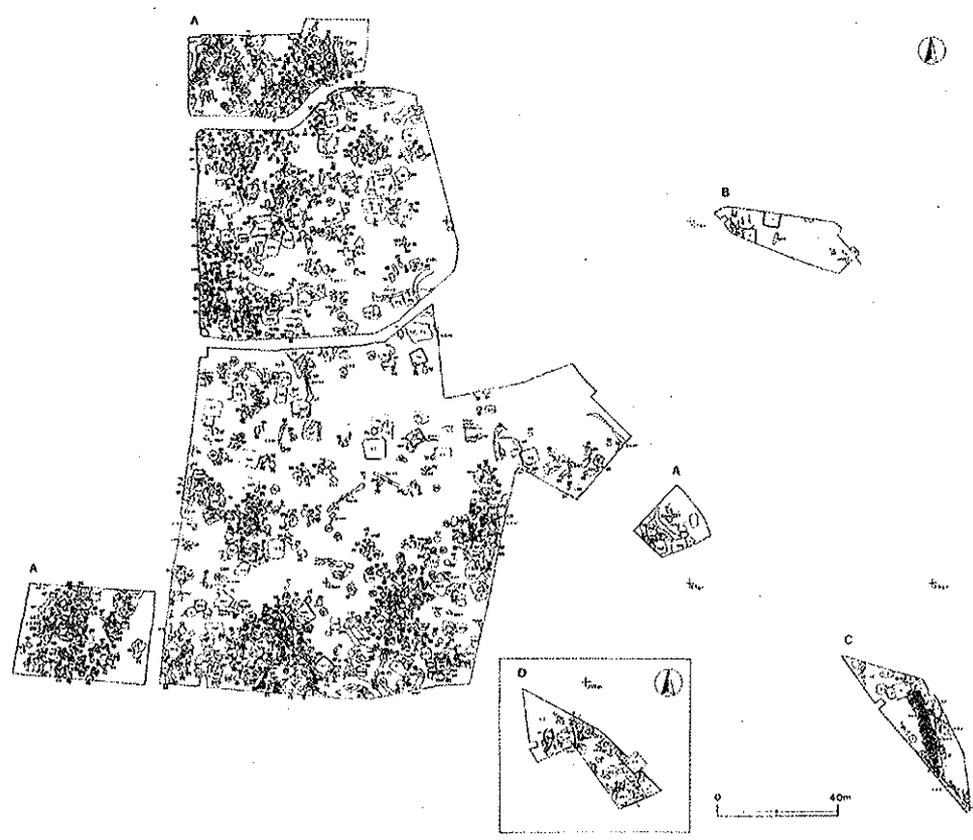
平沢官衙遺跡西側の台地上に、北条中台古墳群、北条中台遺跡、北条中台廃寺などの古墳群や集落・寺院跡があり、これらは範囲が重なることから北条中台遺跡群と呼ぶこともある。北条中台遺跡群は、平沢官衙遺跡の前の時代の古墳や同時代の集落、廃寺が存在することから、本遺跡と密接に関係した遺跡群と言え、この地区内の台地上平坦部も郡衙関連施設の候補地とされている。

○北条中台遺跡

平沢官衙遺跡の西500mの台地上ほぼ全面に所在する旧石器から近世までの複合遺跡で、そのかなりの部分が大規模住宅地開発に伴い平成3・4年(1991・92年)に県教育財団によって記録保存の発掘調査がなされている。主な確認遺構は、縄文時代中期の竪穴住居跡や袋状土坑、古墳・奈良・平安時代の竪穴住居跡等で、竪穴



北条中台遺跡全体図 古墳・溝 (1 : 2,500)



北条中台遺跡全体図 住居跡・土坑・井戸など (1 : 2,500)

住居跡は縄文時代 36 軒、弥生時代 10 軒、古墳時代 100 軒、奈良時代・平安時代 131 軒であった。特徴的な遺物として古代の墨書土器や灰釉陶器が認められるほか、10 世紀中～後葉の土坑からは出土した鉄素材である鉄鋌も注目される。

○北条中台古墳群

北条中台遺跡と重複して中台の台地中央から西側に所在する、古墳時代後期から終末期の古墳群で、現存が確認できるのは 1 号墳 1 基のみである。1 号墳は、墳丘は削平されて遺存しないが、雲母片岩の巨大な板石を組んで構築された横穴式石室が露出している。上述した県教育財団の調査では、その他に前方後円墳 3 基、帆立貝式古墳 2 基、円墳 44 基、不明 16 基の計 65 基が確認された。埋葬施設からは、裝飾大刀や鉄鏃などの武器、鞍金具や馬齢などの馬具、耳環や勾玉などの装身具が出土した。埴輪には希少な表現である頭に鳥を付けた盾持埴輪も認められる。

○北条中台廃寺

北条中台遺跡と重複して中台の台地東側に所在している。古代の瓦片が多く散布している。かつては基壇上の高まりや礎石などが残存していたとされるが、現況では確認できず、位置も不詳である。住宅地開発の事前確認調査では寺院跡と明確にできなかったが重要な遺跡であることが予見されたため、開発区域からは外されている。ただし、先述の県教育財団による北条中台遺跡の記録保存調査でも瓦片や須恵器製の丸輪が出土しており、この廃寺に関わるものと考えられる。また、台地の西端では石造露盤とされる石造品も現存している。寺院的遺構が未発見なものの、郡家近隣に所在することが多い（郡寺と呼ばれることもある）寺院跡となり得る。

(c) 山口地区

平沢官衙遺跡東側の低地から宝篋山西側斜面部までの範囲で、宝篋山西側斜面部には 6・7 世紀の古墳群が所在し、低地には小堤と思われる遺構が存在し条里地割があった可能性が指摘されている。

○山口古墳群（第■図 29）

山口から小和田にかけての宝篋山西麓には、古墳時代後期・終末期の古墳が散在する。これらのうち山口 1 号墳・2 号墳は、花こう岩を主とした乱石積みで構築された横穴式石室であり、石室の形態も畿内の影響を受けたものである点で、県南地域においても異色である。

○山口・小和田条里、山口小堤遺跡

山麓に広がる低地には古代の条里地割りの痕跡が窺えるとする見方あり、その北にある山口小堤遺跡は水源地の堤防状遺構とも考えられている。

(d) 北条地区

平沢官衙遺跡の西側に所在する標高 129.4m の城山からその南側に連なる低位段丘面までの範囲で、平安時代後期から中世初期に常陸平氏の本宗である多気氏の本拠地となり、近世には在郷町として発展、その後も筑波山麓地域の中心として栄えた。

○北条日向廃寺跡

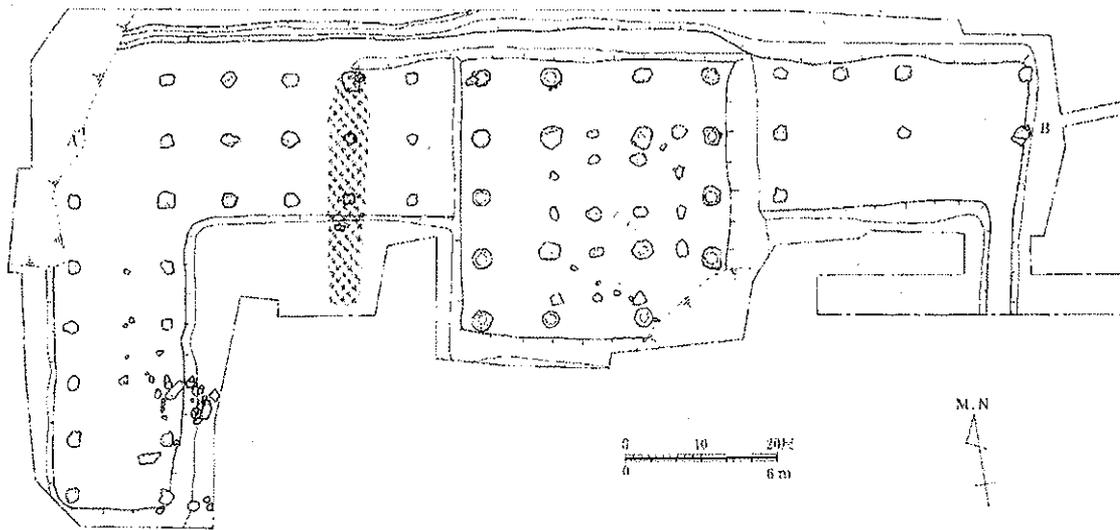
北条市街地の北側で、城山の南麓に位置する。市指定文化財（史跡）で、昭和■（■）に復元整備を行って公開している。昭和 54・55 年（1979・80 年）の筑波大

学による発掘調査で東西三間、南北四間の中央堂に翼廊がつく建物が確認されており、形状から阿弥陀堂と推測されている。

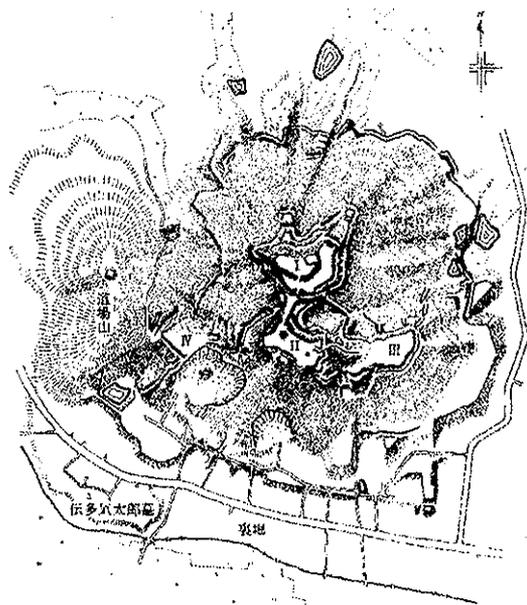
また、火災後に多量の廃棄された瓦が出土しており、瓦当文様や製作技法から12世紀後半頃のものとなる。常陸平氏本宗の多気氏が創建したと推測される。

○石造五輪塔（多気太郎様）

北条日向廃寺跡の南西約300mに所在する。反りの弱い火輪や丸みの弱い水輪の造作は、小田三村山極楽寺跡所在の石造五輪塔より古い、鎌倉時代前半の特徴と考えられている。この五輪塔には、建久4年（1193年）年に没落した多気氏末代、



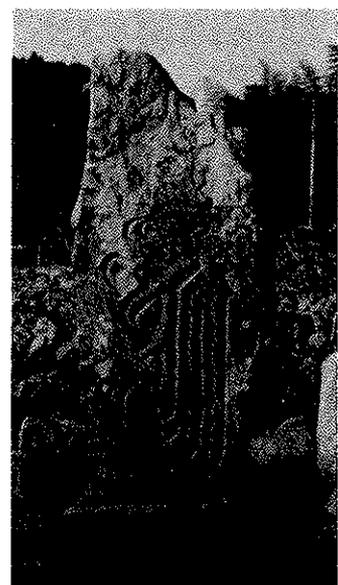
北条日向廃寺（1：300）



多気城跡（1：1,500）



石造五輪塔



毘沙門天種子板碑

多気義幹の墓という伝承がある。なお、義幹は五輪塔の直下を流れる裏堀という用水路を築いたとも伝わっており、地元では土地開発に力を入れた良君として慕われている。

○多気城跡

北条の市街地北側の城山に築かれた大規模な山城跡。現在残る城郭遺構は16世紀後半頃のもので、天正7年(1579年)に「北条嶽山再興」という記録もあることから、佐竹氏が後北条氏の進行に対抗して大規模に改修したものと考えられる。また、この山は常陸平氏の本宗多気氏が小田氏と争った建久の政変に際して立て籠もった「多気山城」(『吾妻鏡』)ともされているが、これまでの発掘調査では鎌倉時代の出土遺物は確認されていない。

○石造五輪塔(北条八坂神社)

八坂神社の社殿西側に立つ県指定文化財(工芸品)。塔解体時に、地輪上面に径14・5cm、深さ15cmの円孔に高さ10cm、径4.5cmの経筒が納入されていたことが確認された。経筒の銘文により、聖道慶が天文6年(1537年)に如法経(法華経)奉納のために造立したことがわかる。

○毘沙門天種子板碑

北条日向廃寺跡の南東に位置する、市指定文化財(工芸品)。高さ170cm、幅82cmの雲母片岩製で、碑面中央に大きく毘沙門天の種子であるベイシマンダラヤを、その上に宝塔を刻んでいる。鎌倉時代の製作と推定されている。

○北条の国登録有形文化財建造物

土浦方面と下妻・真壁方面を結ぶ街道に沿って、近世の在郷町から発展した古い街並みが続いている。近世・近代の古建築も一部に残っており、そのうち宮本家住宅店蔵ほか、旧矢中家住宅主屋ほか、旧田村呉服店ミセ蔵兼主屋ほか、旧常陸北条郵便局の4件、計16棟・1基が国の登録文化財となっている。

宮本家住宅は醤油を製造・販売していた江戸時代後期の商家建築で、大蔵がコンサートや映画上映会等の不定期のイベント会場として使用されている。旧矢中家住宅は戦前から戦後に建設された実験的な近代和風の邸宅で、NPO法人により定期的に一般公開されている。旧田村呉服店は大正期の商家建築で、現在はミセ蔵が街を案内する北条ふれあい館として活用されている。旧常陸北条郵便局は大正期の洋風外観を持つ小規模局舎で、喫茶店として利用されている。

3) 『常陸国風土記』における古代筑波郡の記述

平沢官衙遺跡が郡家正倉院跡と考えられる古代筑波郡について、『常陸国風土記』の記載が残ることは全国的に見ても貴重であり、その内容についてまとめておく。

『常陸国風土記』は、現存する5つの風土記の一つであり、内容もかなり遺存していることから、常陸国だけでなく古代律令制下の地方の様子を知る貴重な史料となっている。『常陸国風土記』における筑波郡(評)の条をみると、以下のことが記載されている。

①位置 … 東は茨城郡、南は河内郡、西は毛野河、北は筑波岳。

②地名の由来 … 元々は紀国と呼ばれていたが、崇神天皇の時に国造として遣わされ

た筑篁命（つくはのみこと）が、国名に自分の名をつけ後代に伝えたいと言ったことから筑波になった。

③富士山との因縁：昔、神祖尊が諸々の神の処へ巡行した際に日暮れとなり宿を請うた時、新嘗祭で断つたため駿河国の福慈岳は絶えず雪が降り登ることができず、宴席を設け敬い拝ったため筑波岳は人々が往来し集まって歌舞飲食することが今でも絶えない。なお、『万葉集』中で一番多く詠まれている山は筑波山である。

④歌垣：筑波岳はけわしく高く雲より秀で、西峰は雄神とって登らせないものの、東峰は近くに泉が流れて冬も夏も絶えない。関東諸国の男女が、春の開花時、秋の紅葉時、一緒に山で会食する飲食物を持参し、乗馬や徒歩で登り、遊び楽しんでいる。

⑤地理関係：郡の西十里に騰波の江があり、そこから東が筑波郡で、南は毛野河、西と北はともに新治郡、良（北東）方向は白壁郡である。

他郡の記述に比べて地理的なものが少なく、筑波山以外では筑波郡内がどのような状況にあったのかは、ほとんどわからない。

筑波郡の範囲は、上述の『常陸国風土記』の記載から、自然地形となる北と西は筑波山と鬼怒川が小貝川が境界と理解でき、両者は平沢官衙遺跡が所在する現在のつくば市の北と西の境界にほぼ一致すると思われる一方、郡が境界となる東と南は明瞭でない。全国の郡域史料となっている『和名類聚抄』には、筑波郡に筑波、大賞、水守、三村、栗原、諸蒲（渚蒲）、清水、佐野、方穂の9郷の名が記載されている。論拠の詳細は省くが、筑波郡の範囲についてはおおむね次の2説にまとめられる。

- ・ 小貝川東の下妻市東端及びつくば市北半（旧筑波・大穂町全域、旧桜村の北端）から、筑波山地を北縁として土浦市西北部（旧新治村から東）、かすみがうら市西部（旧千代田町）までを含む広い範囲の説
- ・ 旧新治村を除く土浦市北部や旧千代田町東部は茨城郡に含まれるという狭い範囲の説。

また、筑波郡の条ではないが、『常陸国風土記』の中の建評記事も、地方行政制度の初期における国造ら地方豪族の動向を知る資料として重要である。その内容は、国造が香島評や信太評の設置や多珂評・岩城評の分立を申請し、認められているもので、地方制度の大きな変革期にあっても、国造らの伝統的な地方豪族が、前代に引き続き施政の担い手になっていったことを示している。平沢官衙遺跡の周辺は、前代の主要古墳と郡家跡とが近距離に所在し、古墳の被葬者と郡司層との関係を示すと考えられる材料もあるため、建評記事の内容が検証できる事例となりうる。

その他、『常陸国風土記』に記載ではないが、郡司層の人名関係では、東大寺正倉院に保管されていた筑波郡から貢納された調・庸布に残る墨書のなかに天平宝字2年（758）の年号と郡司（副擬少？領）丈部直佐弥万呂の名や同7年（763）の年号と郡司（擬主帳）中臣部広敷の名が見られる。さらに、孝謙天皇の信任が厚く、竹波命婦とも呼ばれたらしいことが平城宮跡出土の木簡から知られる壬生宿禰小家主（女）は

筑波郡司の娘で、当初采女として宮中に仕え、その中でも一投高い掌膳になる。一方で、神護景雲2年（768年）には律令国造の職も賜っている。

4) 発掘調査の成果

発掘調査は、調査内容から大きく3つに分けており、昭和50年に開始された史跡指定前の県営住宅団地建設に伴う第1期調査、史跡指定後の復元整備事業に伴う第2期調査、個人住宅建築に伴う第3期調査が実施されている。第1期調査については、調査場所が第2期調査と重複するため第2期調査と合わせて記述する。

隣接地も含めてこれまでに3期・■次に渡る発掘調査が実施されてきたが、いずれもほぼ郡の（郡衙・郡家）正倉院域内での確認調査であり、政庁・郡庁その他の要素を考える資料（成果）を得るような調査は行なわれていない。また、本史跡整備後、全国的にかなり明らかになりつつある関連遺跡に関する知見も新発見となる調査も本史跡周辺では無いため、不明の域を出ていない。

調査成果については、史跡内で実施した整備に伴う発掘調査と、史跡地周辺で実施した確認調査に分けて記述する。

(a) 史跡内整備に伴う発掘調査

○第1期及び第2期第1次調査

①遺構と遺物の概要

遺跡の中央平坦面を中心に、東西210m、南北150mの範囲内で柵列跡（以下、SAと略記）5列、建物跡（同SB）64棟（特徴は次項で記述）、大・中・小の溝跡各1条（建物を囲むものや近世以降と思われる攪乱溝は除く）、竪穴住居跡（同SI）25軒、小穴無数等の遺構を確認した。

柵列跡は北部と東南部で確認した。これらのうち北部のSA01はSB07・10より、南部のSA04はSB53より、同SA05はSB45～48よりそれぞれ古い。

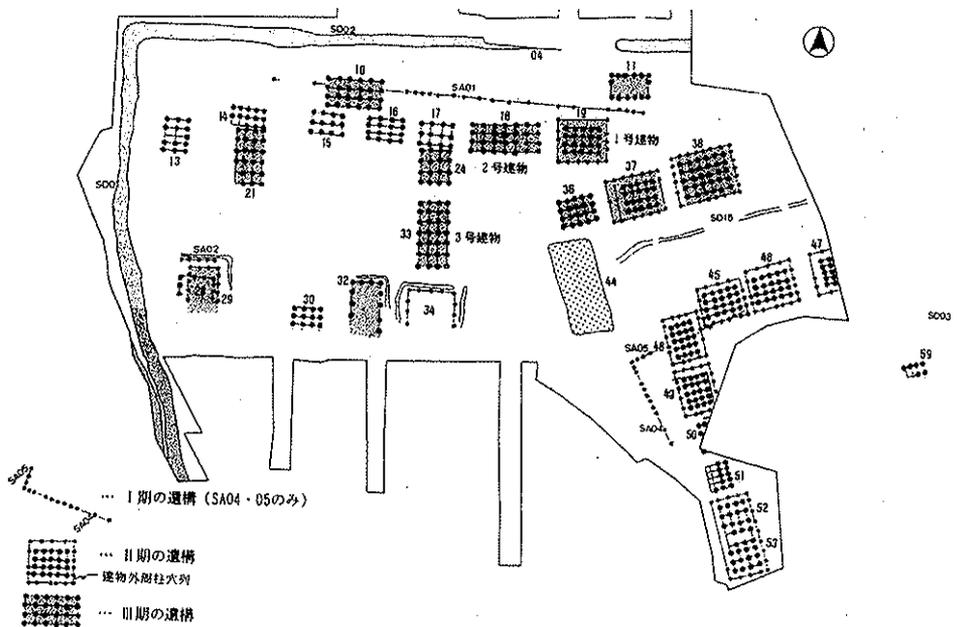
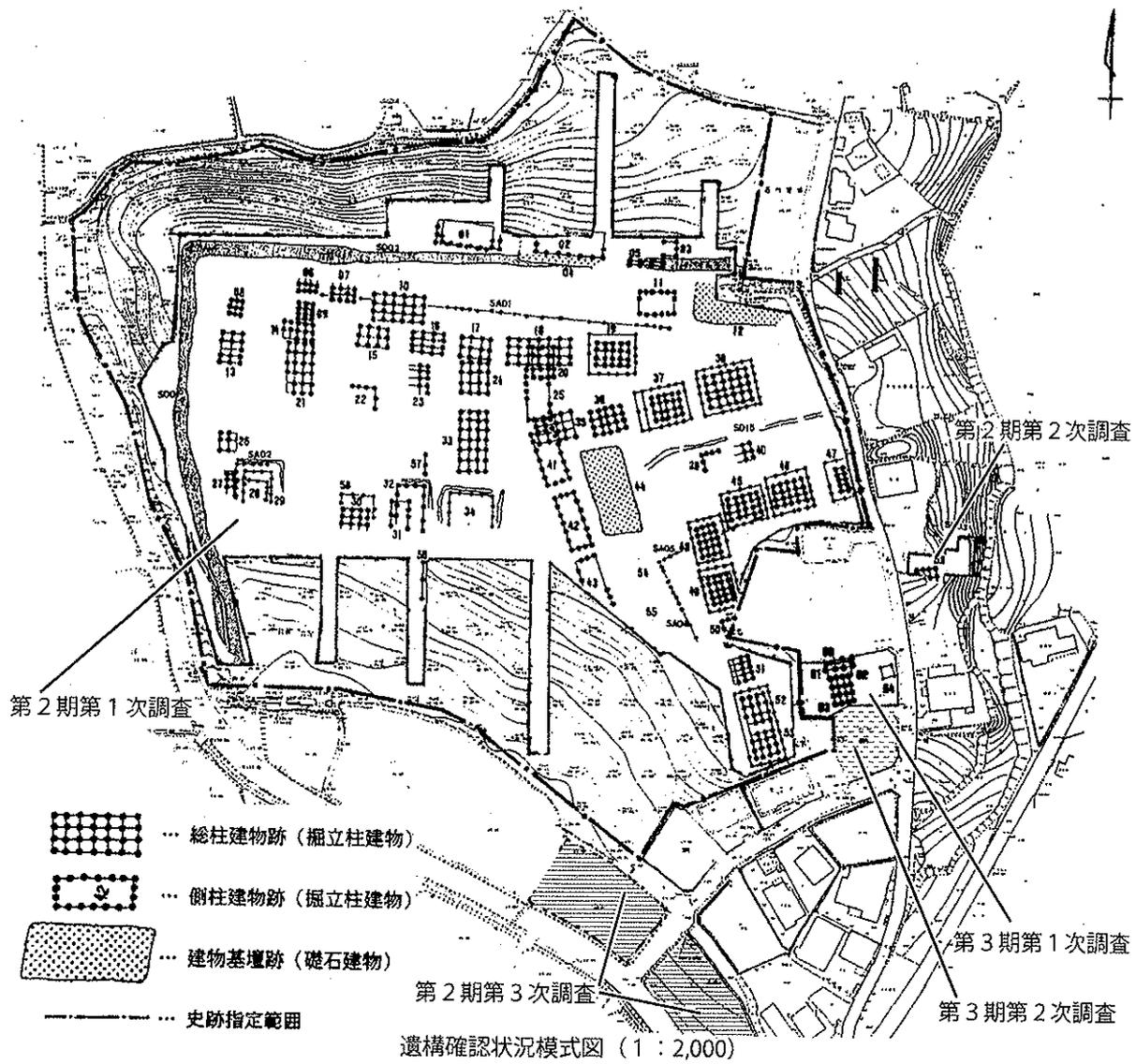
大溝跡は西溝（SD01）110m、北溝（SD02）150mほどを確認したが、両者ともそれぞれ東と南へさらに延びており、全体的に（古い）覆土を掘り直して小規模な溝にしていることが確認できた。断面形は古溝がほぼ逆台形で新溝はレンズ状を呈し、規模は古溝が上幅4m、下幅1.8m、深さ1.2mで新溝は1～0.5m小さい。確認された建物の大部分が大溝跡内に配置されているが、北側のSB01～05はこの溝の上に建っている。なお、台地東端で確認した段差が東法面を削平された大溝かと想定でき（SD03）、その場合はSD01との間隔は約210mとなる。南溝は確認していない。

小溝跡は南区建物群のSB37・38とSB45～47の間で、両者と同方向に走るSD15を確認している。

竪穴住居跡は古墳時代後期のものが主で、掘立柱建物跡に壊されているものがある。

出土遺物は、遺構覆土・埋土をほとんど掘下げなかったため、少量の土師器、須恵器、瓦、硯、陶磁器、炭化米（SB01・45柱掘りかた）、柱材（SB18同。タブ材。径40cm程）等となっている。

建物跡からの出土量は少なく、そのなかでは8世紀から9世紀前半にかけてのものが



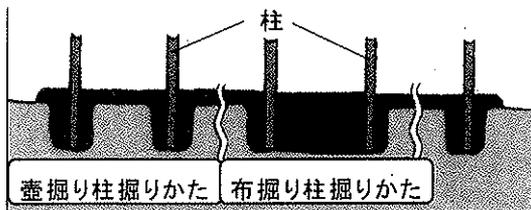
I~III期遺構配置模式図 (1:2,000)

多い。SB42 からは 11 世紀代の土師器が出土している。大溝跡では、古溝で少なく、新溝（西溝南部）下層で 11 世紀前後と考えられる土師器が多く出土した。北新溝上層からは当地方で中世期にみられる小五輪塔の部材と思われる 50cm 程の石材が出土している。竪穴住居跡からの出土遺物は古墳時代のものが主で、一番新しいものには 7 世紀代の土師器が多い。

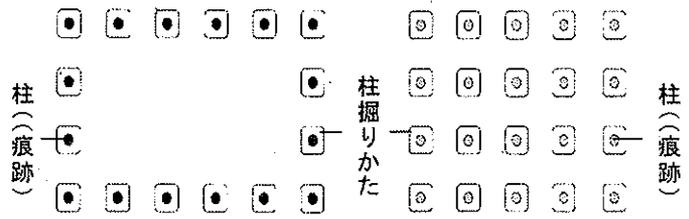
②建物跡（群）の特徴

ここでは、復元整備事業中の平成 14 年（2002 年）に史跡東外で実施した第Ⅲ期第 1 次調査で確認した掘立柱建物跡 5 棟（SB60～64。側柱建物 2 棟、総柱建物 2 棟、不明 1 棟）を含めて述べる。

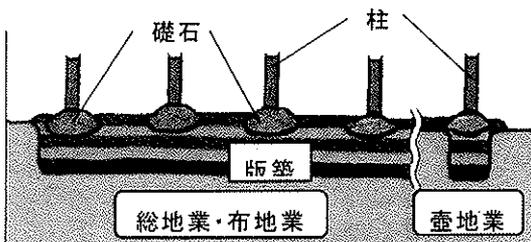
○構造分類：基礎構造別では掘立柱建物跡 57 棟、礎石建物跡 7 棟（布掘り・布地業の建物は礎石建物跡に含める）となり、平面構造別では側柱建物 19 棟、総柱建物 36 棟、不明 9 棟となる。前者のうち南斜面に位置するものには雨落ち溝と想定される細い溝がまわっているものが多く、後者のうち SB19 から南のものには、身舎のまわりにも柱穴（建物外周柱穴列と呼ぶ）をもつものが多い。



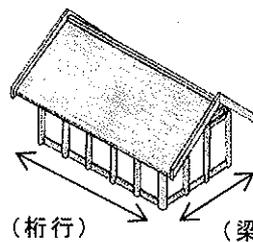
〈掘立柱建物断面〉



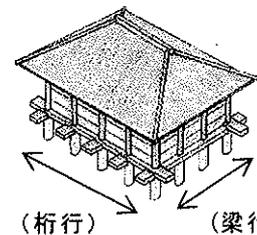
〈平面〉建物の規模は桁行5間、梁行3間と表現



〈礎石建物断面〉



（側柱建物）低床、土間想定



（総柱建物）高床想定

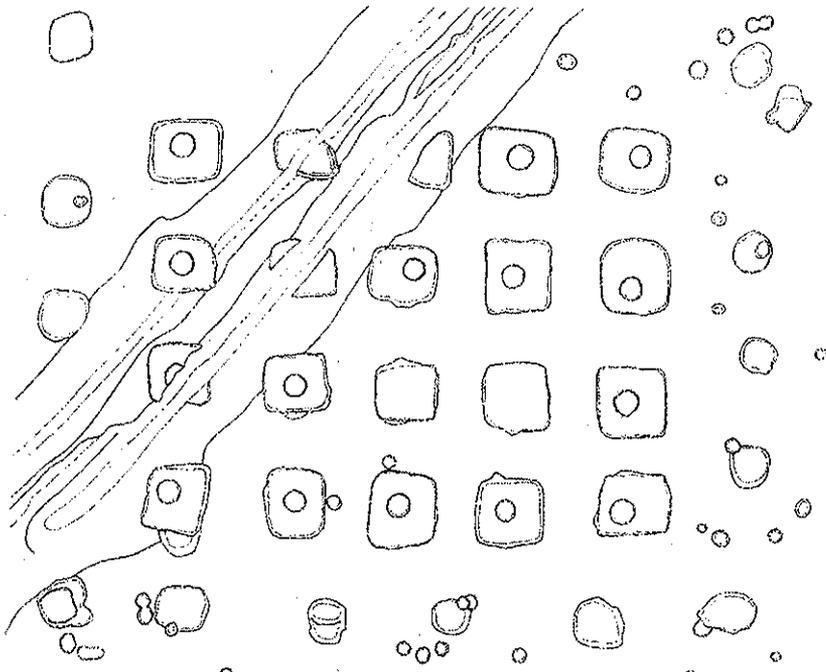
〈側柱建物〉低床、土間想定 〈総柱建物〉高床想定

建物の種類

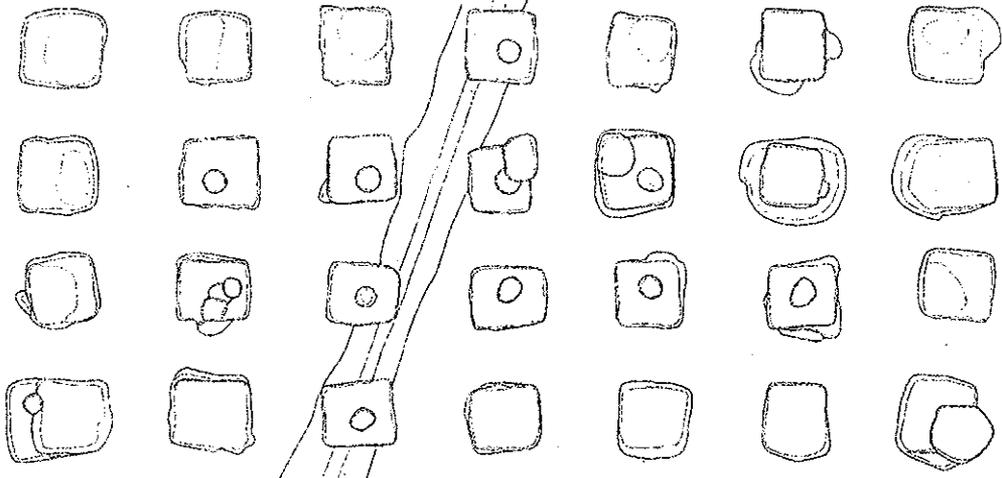
○平面形式：側柱建物は半数以上が規模不明だが、その中で桁行 6 間、梁行 3 間（以下 6×3 間と記す）のものが 4 棟と多い。総柱建物は 4×3 間の 8 棟、3×3 間の 7 棟が群を抜き、以下 3×2 間の 4 棟、5×3 間 3 棟の順に多い。

○建物面積：側柱建物は上述の 4 棟が 80～125 m²と大型で、規模が明確なうちの最低の建物でも 60 m²ある。総柱建物は 10 m²毎に区分すると 40～50 m²の 9 棟、50～60 m²と 100 m²以上の 5 棟、30 m²未満の 4 棟が多く、最大は SB33 の 129.53 m²となっている。

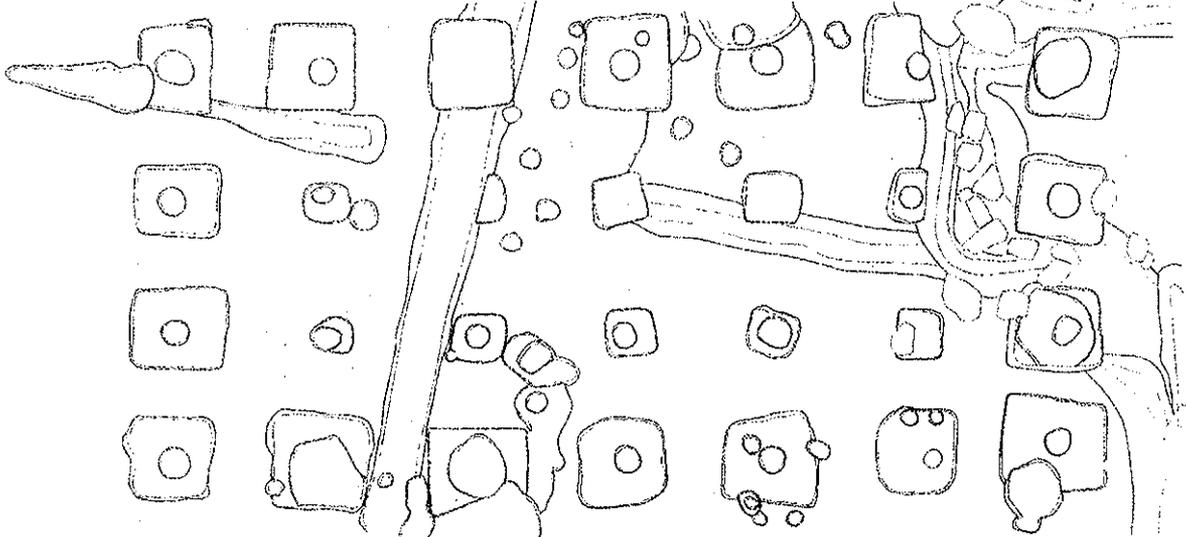
○平面形態指数（＝梁行長÷桁行長×100）：側柱建物は 60 強と 40 前後に分かれる。総柱建物は最低が SB18 の 42、最高が SB52・53 の 94、平均は 72 で、指数 10 毎に区分すると 70～80 の 10 棟、60～70 の 9 棟に集中し、他は正方形に近い 90 以上が 4 棟、長大な長方形となる約 50 未満が 5 棟となっている。



SB19 (1号建物 1:150)



SB18 (2号建物 1:150)



SB33 (3号建物 1:150)

○柱間一間四方面積（総柱建物の桁行・梁行総長をそれぞれ柱間数で割った柱間寸法の平均値同士を掛け合わせた面積＝柱間規模）：東区では西北隅のSB35以外は1.8m四方以上2.4m四方未満で、中規模以上といえる建物のうちSB35・36を除き外周柱穴列がめぐり、西区では1.5m四方以上3.0m四方未満と幅広いが、中規模以上の建物では、外周柱穴列がめぐりSB19のみ2.1m四方以上2.4m四方未満で、残りは2.4m四方以上3m²四方未満に限定されている（外周柱穴列をもつ建物に限れば、SB19以外は全て東区にある）。西区より東区のほうが広めといえる。

○建物方位：建物の桁・梁どちらかの方位が磁北に対し、ほぼ一致する一群（西区）と西へ15度前後振れる一群（東区）に大別され、各群中でも若干のずれがある。両群は遺跡の中央部で1棟ずつ重複するだけの対照的な位置関係を示している。また同じ西区建物群の中でも、SB13～17など比較的中型の建物が北方の柵列SA01と、SB18・24・33などの大型建物が北大溝（SD01）とそれぞれ方位をほぼ一致させており、東区のSB45～47と北方の小溝SD15もほぼ同方位である。

○建物配置：側柱建物は中央付近に大型建物が4棟ほどある以外は、ほとんどが台地（縁辺）斜面に位置しており、中には大溝跡と重なり、その外に出るものもある。総柱建物は全て大溝跡内側の平坦面に位置している。配置状況を平面形式で見ると、4×3間建物8棟のうち7棟が東区に、残り1棟（SB19）も東区に隣接する西区東端にあり、3×2間・4×2間建物は全て西区で、5×3間以上の大規模建物は中央部に多い。面積で見ると、40m²未満のものは大溝跡近くに、40～60m²のものはその内側に、70m²以上の建物は中央付近にというような傾向がある。

○遺構先後関係：遺構の重複はあまりなく、次に示すものくらいである（古一新）。

SA01-SB07・10	SB18	
SB20	SA04→SB53	SB61-SB60
SB62	SB14→SB21	SB35
SB25	SA05→SB45～48	SB63
SB41		

○建物群構成：東区のSB36～38・44、西区のSB18・19・24・33、SB10・21、SB13～17の4組の建物群の平面配置は、直列する建物群がそれぞれ西北角で直角に交わる「L」字型配置に、SB45～53・59は「コ」字型配置（平成14年（2002年）の第Ⅲ期第1次調査地は、この配置内であり、「コ」字型内での追加もしくは「ヨ」字型配置と考えられる。なお、史跡外の状況で「ロ」字型になる可能性もある）になっている。さらにそれぞれの直角配置の中で、直列する各建物の内側の側柱列（例えば「L」字型配置の西側南北棟建物列の東端側柱列及び北側東西棟建物列の南端側柱列）が直線上に重なり、「L」・「コ」字型配置の内側に広場的空間を形成している。

③遺跡の時代と性格

上述のように遺物出土量は少なく、全遺構の年代を明確にするのは困難だが、同一方位は同時期とし、出土遺物と遺構重複関係から前後関係や年代を想定し以下の5期分類が可能になった。

I期は東区東南に柵列SA04・05が作られた時期で、重複関係から8世紀初頭以前と考えられる。他の遺構の有無は不明である。II期は中型建物を主に東区ではSB45～49・52・

53などと区画施設のSD15が、西区ではSB13～17・28・30・34などと同SA01が設けられた時期で、8世紀前半に位置付けられる。Ⅲ期には建物が大規模化し、SB10・11・18・19・21・24・33（西区）やSB36～38・44（東区）などを建てるとともに、周囲に大溝（SD01等）をめぐらしている。時期は8世紀後半が考えられる。Ⅳ期はⅡ・Ⅲ期建物の中に中小規模の建物が作られる時期で、SB06～09・22・23・27・35（これのみ大規模）・50・51などが相当すると思われ、9～10世紀と想定される。Ⅴ期は長大な側柱建物が遺跡北部で東西方向にSB01～05、中央で南北方向にSB41～43などが建てられ、大溝も掘り直された時期で、11世紀頃に比定される。なお平成14年度に確認した建物跡は、SB61～63をⅣ期、SB64をⅤ期としておく。5期のうち郡衙正倉院域として機能したのはⅡ～Ⅳ期で、継続しながら変遷したと考えられる。

平沢官衙遺跡は最初の調査時から、一部ながら炭化米を出土する高床倉庫と想定される総柱建物が中央広場を囲んで規則正しく並び、周囲を大溝が囲むということが判明しており、周辺の遺跡分布もふまえ、古代律令制下の筑波郡衙正倉院域と考えられていた。以後の調査でも総柱建物の数は増加しているが、土間床か低い床で事務的用途に使われたとされる側柱建物が数多く発見されたため、郡衙正倉の平均的なあり方と若干異なる傾向にある。とは言え、これだけ多数の倉庫が中央広場をもちながら整然と並ぶ様は、正税帳から描かれる郡衙正倉院と何ら変わらないと考えられる。「屋」が多い以外にも、他の遺跡と比べると大規模建物が多い、方位が異なる建物群が同時期に併存していたというような個性が平沢官衙遺跡には浮かび上がってくる。

(b) 史跡地周辺での確認調査

○史跡南東側（第2期第2次調査）

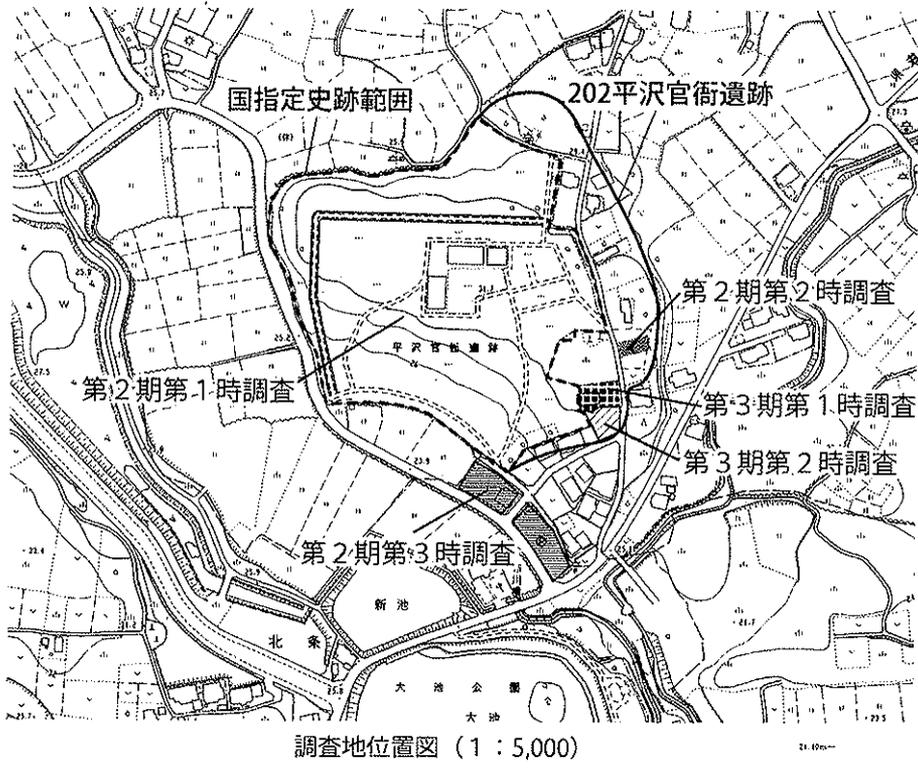
史跡南東側では、平成13年（2001年）11月13日～12月27日に、駐車場及び管理棟建設に伴う範囲確認の試掘調査を実施した。道路を挟み東西に分かれており、西側では、溝5条、土坑6基、不明遺構5基、東側では溝4条、土坑3基、不明遺構3基を確認し、瓦、須恵器、土師器を主体に多くの遺物が出土した。

表土から地山までの間に大きく分けて8層を確認した。Ⅲ層には中世の遺物も含み、Ⅳ層上面には、古代の須恵器・土師器・平瓦が多く出土し、上面が硬化していることから整地層と考えられている。Ⅴ層には、古墳時代後期の土師器、古代の須恵器・平瓦・丸瓦などが最も多く出土した。

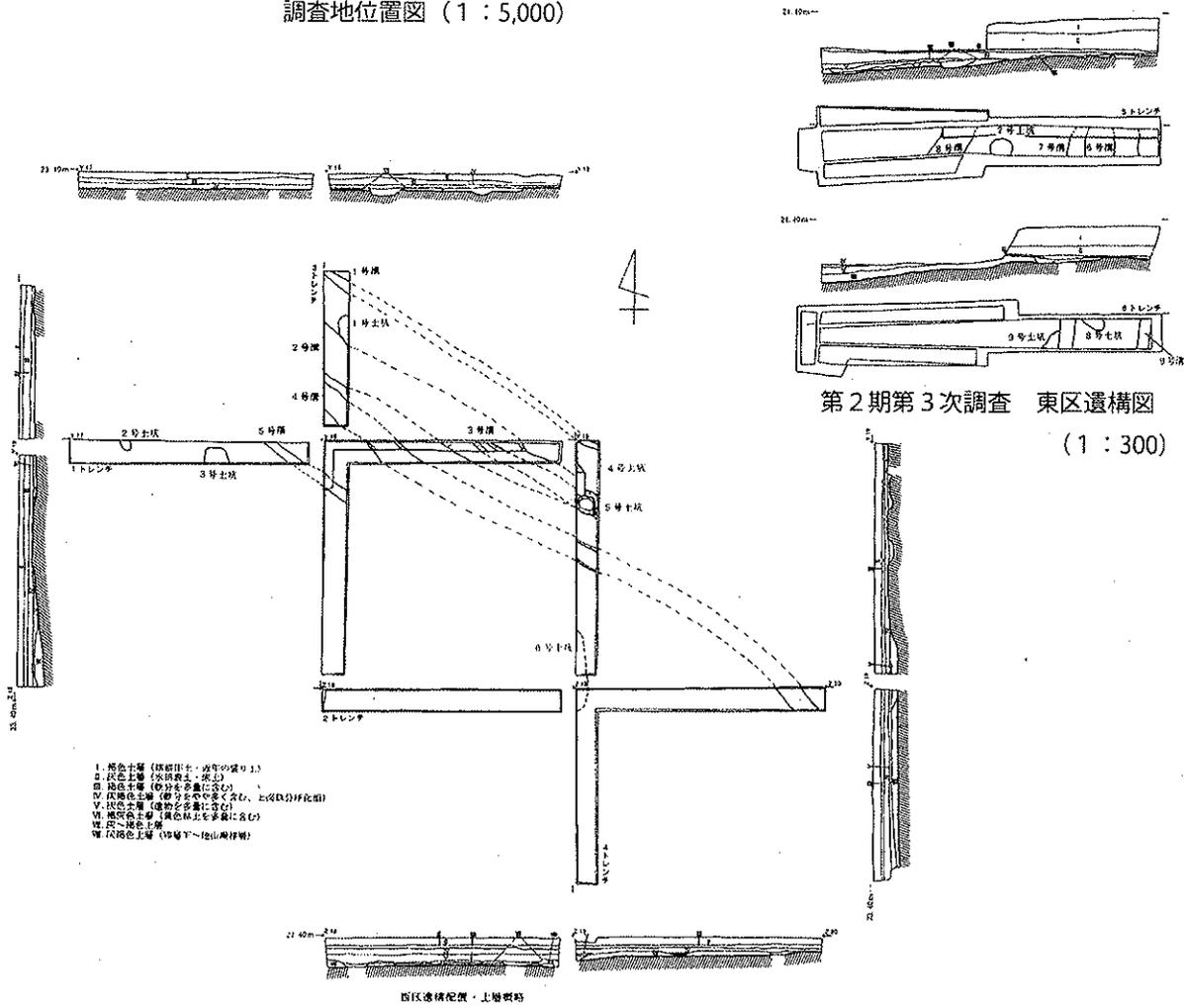
溝は、調査区北側の地形に沿った形で確認されたが、いずれも浅く削平されており、明確に郡衙の区画施設としては確認できなかった。しかし、調査区全体から瓦が比較的多く出土しており、台地上からの流入と考えられている。

○史跡東側（第3期：第1・2次調査）

史跡整備に伴い1か所、個人住宅建設等に伴い2か所確認調査を行っている。確認調査は平成14年（2002年）10月15日～27日に実施し、掘立柱建物跡5棟（60～64号建物跡。全容が判明するのは2棟）、を確認し、土師器・瓦・弥生土器片が少量出土した。

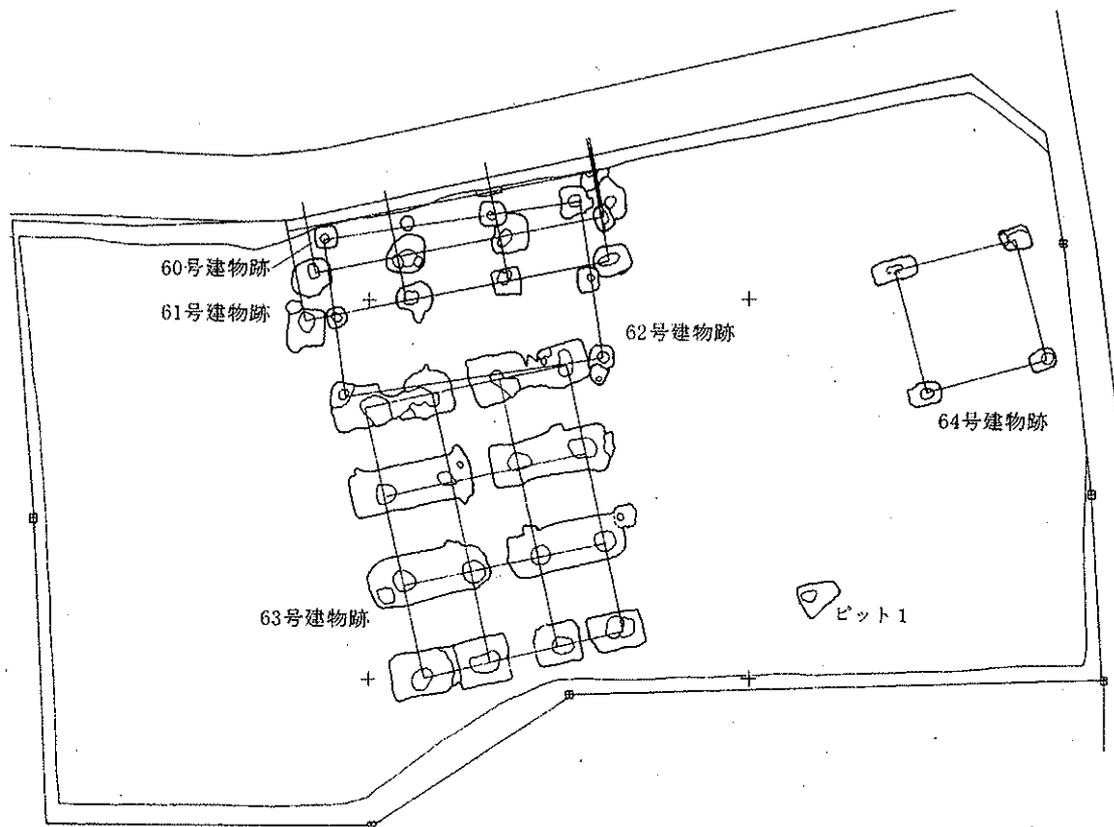


調査地位置図 (1 : 5,000)



第2期第3次調査 西区遺構図 (1 : 300)

概要は、(a)史跡内整備に伴う発掘調査の②建物跡(群)の特徴でも述べているが、建物跡の平面構造・形式は、側柱建物2棟(全容判明は1×1間の1棟)、総柱建物2棟(全容判明は3×3間の南北棟1棟)、不明1棟で、調査区中央の4棟は重複していた。全ての建物で桁・梁どちらかの方位が磁北に対し西へ11度程振れている。東区建物群よりは若干磁北に近いとずれがあるため、出土物からの判断ではないもののⅡ・Ⅲ期建物の中に中小規模の建物が作られる、SB61～63をⅣ期、SB64をⅤ期に相当すると考えられる。



第3期第1次調査図面(1:200)

上記調査地の南隣接地を、平成29年(2017年)7月12日～19日に調査した。表土及び現代の盛土層が調査地北側で16～62cm、中央から南で77～89cmと厚く確認されたことから、近年大幅に削平された後に盛土がなされたと考えられる。

(3) 社会的調査の成果

1) 交通

南北に細長い市域の中には、南西-北東方向に常磐自動車道、東西方向に首都圏中央連絡自動車道の高速道路が通り、自動車で東京(箱崎ジャンクション)まで約40分の所要時間であることに加え、国道6号、125号、408号等の国道や東大通り、土浦学園線

などの主要県道を有し、市道も管理延長が約 3,700 km を超えるなど道路網が発達している。

また鉄道においては、つくばエクスプレスによりつくば駅から秋葉原駅まで 45 分の所要時間であるとともに、JR や私鉄等ともアクセス可能で、高速バスでも県内・県外各地への路線がある。空路においては、茨城空港をはじめ、成田国際空港、東京国際空港（羽田空港）の 3 空港に近接している。つくば市内にはこのような道路、鉄道等の各種交通の結節点が存在し、人や物が行き交う拠点となっている。

平沢官衙遺跡は、前述の国道 125 号に近接する場所に位置し、北条から筑波山へ向かう「つくば道」や、廃線となった「筑波線」を活用した自転車道である「つくば霞ヶ浦りんりんロード」から、アクセスしやすい場所である。公共交通機関では、JR 土浦駅から関東鉄道バス、TX つくば駅からつくバスが運行されており、同じ場所にある「平沢官衙入口」、「大池・平沢官衙入口」から徒歩約 5 分となっている。

2) 観光

つくば市の観光は、水郷筑波国定公園に指定されている「筑波山」を中心とした筑波山地区、国の施策により整備された研究学園都市を中心とした「研究学園地区」、これらを除く田園地域である「周辺地区」に分けられる。

筑波山には、様々な植物が生育するとともに、名所・旧跡が点在し、中腹には筑波山神社があり、年間を通して多くの参拝者や登山者が訪れている。平成 28 年（2016 年）9 月には、日本ジオパークにも認定されている。また、市内 2 番目の高さである宝篋山にも、その景色が良いことから多くの登山者が訪れている。

また、筑波山山麓を通過する旧筑波線跡地を利用した「つくば霞ヶ浦りんりんロード」は、令和元年（2019 年）11 月に国が指定するナショナルサイクルルートにも指定され、サイクリストの増加が見込まれる。

研究学園地区には、多くの研究所があり、宇宙航空研究開発機構筑波宇宙センターや産業技術総合研究所など、年間を通して公開している機関には、校外学習や生涯学習などで多くの団体客が訪れている。また、科学万博の際に第 2 会場として整備されたつくばエキスポセンターにも、春期・秋期を中心に、小学生など遠足で訪れる施設になっている。

また、周辺地区では、緑豊かな田園地区であることを生かし、ブルーベリー摘み取りや田植え・稲刈り体験などグリーンツーリズム事業が実施され、多くの来訪者がある。

4 指定地の状況

(1) 土地所有の状況

国指定史跡平沢官衙遺跡は、昭和 61 年（1983 年）の合筆と地籍更生により、つくば市大字平沢字平 353 番地他 4 筆、面積 32,445 m²となっている。このうち 353 番地の 32,315 m²、指定地の 96% が市の所有地となっており、356 番 2、381 番 1、393 番 2、401 番 2

第3章 史跡平沢官衙遺跡の本質的価値

第1節 史跡などの本質的価値の明示

本質的価値の明示について、本来は史跡指定当時ということになる。しかし、本史跡については、昭和55年（1980年）の指定後に復元整備事業前に確認調査を行い、既に整備も完了してからの保存活用計画の作成となっている。よって、便宜的に整備完了までと、その後の新たな価値評価という視点で整理していく。

1 霊峰筑波山の山麓に構える古代の筑波郡衙である

- ・ 霊峰筑波山は、古代以来神のいる山として信仰され、『万葉集』にも25首が詠まれるなど親しまれた山であった。
- ・ 筑波山をはじめ筑波郡に関する記述は、わずかに5か国分しか残っていない古代の地誌である『常陸国風土記』にも残されている。
- ・ 『常陸国風土記』の記述は、郡名の由来や、富士山との因縁、歌垣の話がある。
- ・ 平沢官衙遺跡は、歴史的にも有名なこの筑波郡内に位置する正倉であることから、筑波郡衙の正倉と評価されている。

2 郡衙正倉院の実態と変遷が分かりやすく明示的であり、学術上の価値が高い

- ・ 独立した台地上に規則的に並ぶ35棟以上の総柱建物跡と、瓦・土器等の奈良・平安時代の出土遺物（炭化米を含む）から、高床倉庫が立ち並ぶ古代の正倉域であることが確認された。
- ・ 史跡内が全面的に調査されたことにより、史跡外にも続く建物配置のうち史跡内の全体像が分かっている。
- ・ 規則的に並ぶ総柱建物跡のうち、8世紀後半のⅢ期の建物跡は、上幅4.0mの大溝跡により、北側150m、西側120mで区画され、広範囲で建物跡と溝跡が一体で確認された。
- ・ 8世紀前半のⅡ期の建物跡は、史跡南東側で史跡外も含め「コ」の字形に、8世紀後半のⅢ期の建物跡は、史跡北東側で複数の「L」の字形に配置され、史跡内でも場所を替え変遷していることが分かる。

3 国造と郡司の関係性を知ることができる。

- ・ 平沢官衙遺跡を見下ろす北側の小丘陵斜面と西の台地上には、古墳時代の後期から終末期の古墳群である平沢古墳群と、北条中台古墳群が位置している。
- ・ これらは筑波郡衙の正倉が成立する直前の古墳群で、郡司は国造から選べという律令の定めどおりに、地域の最有力豪族の拠点地域に筑波郡家・郡衙が設けられたと考えられ、本拠地型郡衙遺跡の典型例といえる。
- ・ 平沢古墳群3号墳からは、8世紀前半の火葬墓として使用された須恵器の壺等が出土しており、筑波郡司が先祖の埋葬の地を意識していたことが分かり、その系譜が続いたと言える例として重要である。

4 郡衙とその周辺寺院との関係性を知ることができる。

- ・平沢官衙遺跡の西の台地上には古代の瓦片の散布が多くみられ、台地西端には石造露盤も所在することから、寺院跡の存在が推測される。
 - ・平沢官衙遺跡と同時期の寺院の存在が想定でき、郡家周辺に宗教施設が設けられることが多いという事例の一つに加えることができる。
- 5 古代から中世への移行期における拠点の変遷を知ることができる。
- ・奈良・平安時代の筑波郡の中心であった郡家が衰退する頃（平沢官衙遺跡第IV期：9、10世紀中心）、天慶3年（940年）の平将門の乱を治めた平貞盛の弟、平繁盛の一族である常陸平氏（多気氏）により、筑波南麓の拠点は水守や北条地区へ移る。
 - ・多気氏の拠点となる館跡は確認されていないが、その信仰の対象であったのが北条地区にあった日向麿寺跡であり、筑波南麓地域での拠点の変遷が追える貴重な事例である。

第2節 新たな価値評価の視点の明示

平沢官衙遺跡は、復元整備事業前の発掘調査によりその史跡の本質的な価値が明らかになったが、その後の発掘調査は数か所行われたのみで、新たな価値評価としては多くはない。

- 1 郡衙正倉域が台地全体に及び、周辺に郡衙関連施設が分散的に配置される
- ・整備事業中の確認調査で、一部東側でも溝跡が確認されており、区画の範囲が東西では210m程になると推測された。
 - ・上記調査と住宅建設に伴う史跡隣接地の調査で、高床倉庫と思われる総柱建物跡が検出されており、正倉域が台地全体に及ぶことが明らかとなった。
 - ・郡衙に伴う郡衙関連施設が、周辺の台地上にも分散的に配置されていた可能性が高くなった。
- 2 大地の公園、ジオパークの舞台
- ・つくば市は、石岡市、笠間市、桜川市、土浦市、かすみがうら市の6市からなる筑波山地域ジオパークの舞台の一つである。
 - ・官衙遺跡の周囲を囲む、筑波山及びそこに連なる山々（筑波山塊と呼ばれる）は、筑波山が斑れい岩、宝篋山などが変成岩、城山などが花こう岩と隣接しながら別々の岩石からできているという全国的にも珍しい地質的特徴をもつ。
 - ・平沢官衙遺跡では、礎石にそれらすべてを使っており、地元の石材をうまく利用した例として貴重なジオサイトともなっている。

第3節 構成要素の特定

平沢官衙遺跡の本質的価値の中心的な要素は、郡衙正倉としての史跡を象徴する規則的に並ぶ建物跡とその建物跡を囲む大溝跡である。本質的価値を構成する諸要素以外の

諸要素は、復元したⅢ期の建物跡である土倉、校倉、板倉の3棟と、Ⅱ・Ⅲ期の遺構表示など、さらに、史跡内に整備した便益施設等となる。また、指定地の周辺地域を構成する諸要素は、周辺の関連遺跡や関連施設ということになる。これらは別添表に整理して示す。

史跡平沢官衙遺跡の本質的価値の構成要素表

1 本質的価値を構成する諸要素

分類		構成要素
構成要素	発掘調査により得られたもの	「コ」の字形や「L」の字形に規則的に配置されたⅡ・Ⅲ期の建物跡 建物跡を囲む大溝跡 瓦・土器などの奈良・平安時代の出土遺物 一列に並ぶⅤ期の建物跡
	地形など	独立した台地地形 筑波山や背後の山々の景観

2 本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素

分類		構成要素
構成要素	復元した遺構	立体復元建物(土倉、校倉、板倉) Ⅱ・Ⅲ期の遺構表示 大溝跡の遺構復元
	整備した便益施設	案内所、駐車場、説明板、園路、鉄柵、樹木、照明柱、史跡標柱、避雷針、暗渠排水、水飲み、ベンチ

3 指定地の周辺地域を構成する諸要素

分類		構成要素
構成要素	周辺の関連遺跡など	平沢古墳群(1号墳、2号墳、3号墳) 北条中台古墳群(1号墳) 平沢古墳群3号墳、出土火葬骨壺 北条中台古墳群、その出土遺物 日向廃寺跡、その出土遺物 北条中台廃寺、その出土遺物 石造露盤
	関連施設	史跡案内板 つくば市出土文化財管理センター つくば市研修センター 筑波総合体育館(大池公園) 平沢駐車場

第4章 現状と課題

史跡平沢官衙遺跡は、県営住宅団地の建設に伴い発見された遺跡で、その計画地の範囲を史跡指定して公有化したことにより、史跡指定地はほぼ市有地となっている。そのため、この章では、史跡指定地内と、史跡指定地外の埋蔵文化財包蔵地及び周辺の関連遺跡や文化財に分けて、保存管理、活用、整備、運営・体制の現状と課題を整理する。

第1節 保存管理

1 現状

(1) 史跡指定地内

保存管理については、史跡の全てが復元整備地内であるため問題は生じておらず、市による施設修繕やイベントでの仮設舞台の設置など以外では、整備完了以降の現状変更は生じていない。また、研究については史跡を復元整備し調査も行われていないため、新しい要素の発見はなく、特に進んでいないのが現状である。

整備した平沢官衙遺跡歴史ひろばは、つくば市文化財展示施設条例（平成9年3月25日、条例第27号）及び同施行規則（平成15年3月31日、教委規則第3号）に基づいて管理している。日常の案内・受付・清掃は、地元平沢地区で結成したNPO法人平沢歴史文化財フォーラムへ、機械警備や草刈りなどの植栽維持管理、案内所床のワックス清掃は、専門業者へそれぞれ委託して、行っている。以下に歴史ひろばの概要を示す。

1) 史跡公園部 … 史跡範囲内の歴史公園化した部分。外周は中木植栽・宅地及び段差で画され、東西南北4か所に出入口を設置。

①歴史的建造物等復元ゾーン … 3棟の高式倉庫を実物大に復元した空間で、鉄柵で囲っている。柵内は開園時間内（管理員の勤務日・時間）出入自由。復元建物への出入は原則として不可。復元建物の屋根は、3棟とも老朽化が目立つ。

②遺構復元広場 … 特に区画なし。年中、出入自由。

・ 20棟分の倉庫は柱位置表示、区画大溝は立体復元。各遺構に説明板付設。柱表示は木材が普及し竹材で代用している。

・（散策用）芝生広場、園路、水飲み場、ベンチ、低高木植栽など。

2) 案内所 … 史跡南東外に位置し敷地は市道で東西に分かれる。借地。

①案内棟部 … 西側敷地東半に位置する。開館日に管理員が常駐する管理室、史跡の説明（展示とビデオ放映など）を行なうガイダンスコーナー及び男・女・多目的の手洗所からなる。開館時間内（管理員の勤務日・時間）出入自由。想定を上回る来園者数が原因の不備が多発している。

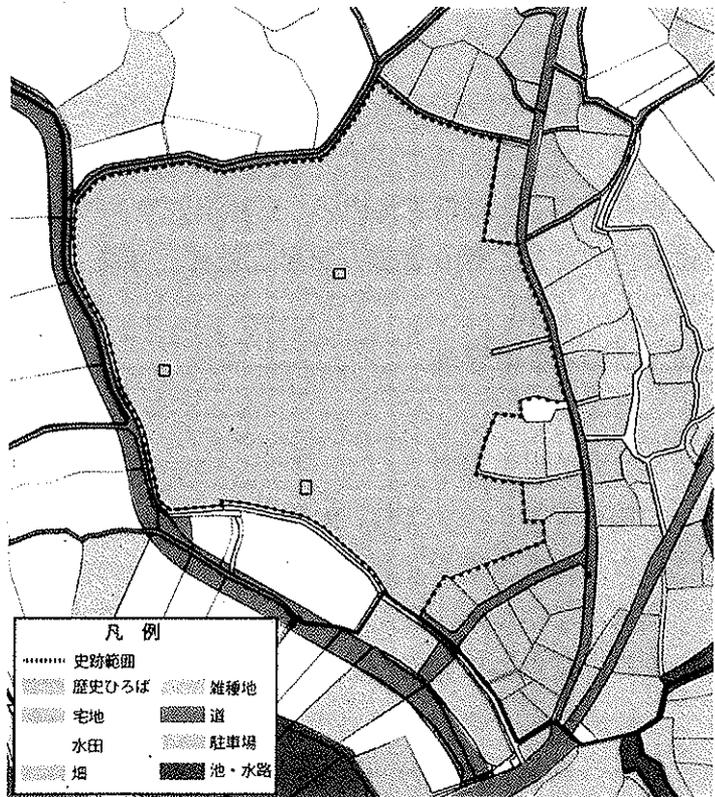
②駐車場部 … 西側敷地西半（身障者用2台分、一般車用6台分）及び東側敷地（一般車用27台分。バス等はこちらに駐車）に分かれる。出入り自由。

(2) 史跡指定地外関係地

史跡の隣接地は東の北半・北・西・南側は道路・水路で、道路等の外側は宅地・水田・畑地・雑種地などが広がっている。東隣接地部分は、台地上縁辺部までが埋蔵文化財

包蔵地となっており、台地上東端の一部は宅地として造成されている。史跡指定後に個人住宅建築に伴い2件の確認調査を実施し、1件は盛土保存(第3期第1次調査)、1件は遺構面が深かったことから、地下保存となっている(第3期第2次調査)。

その他の指定地の周辺地域を構成する諸要素についても、北条中台古墳群1号墳が市所有地、日向廃寺の復元整備地を市が借地している以外は、全て民有地である。また、平沢古墳群3号墳については、石室の側壁が倒れたことにより、平成■年度に一部を記録保存したうえで所有者が修理している(■次調査)。



第 図 土地利用図

これらの地域においても、あまり調査が進んでいないため、研究も進んでいないのが現状である。

2 課題

(1) 史跡指定地内

保存管理については、現状で触れた施設の老朽化がまずは問題となるが、この点については整備の節で述べる。また、指定地内に残る(4筆の)国有地への対応も必要となる。

(2) 史跡指定地外関係地

史跡の東隣接地部分は、今後も個人住宅等の建築要望がありえるため、遺存状況の確認調査と保存措置の対応が必要である。また、その他の諸要素については、市街化調整区域が多いことから開発は少ないものの、その可能性は含んでおり、その際に確認調査による状況の把握が必要となるだけでなく、郡衙関連施設の研究の面からも、周辺地域の確認調査が必要となろう。

第2節 活用

1 現状

(1) 史跡指定地内

1) 見学者

平沢官衙遺跡は、様々な考証を重ねた高床倉庫建物3棟を、全国的にも数少ない一つの空間に立体復元したことにより、映像や模型ではわからない実物の存在感を体験できる場所となっている。また、小学生の社会科（歴史）での見学が多く、市内や近隣市町村からも訪れており、復元した巨大な高床倉庫は、古代の中央集権国家の権力を示すものとして、教科書だけでは学ぶことができない多くの素材を提供する貴重な場所となっている。

史跡の見学者は、およそ毎年5万人前後で、開園以来増加してきたが、ここ数年は頭打ちの状況である。説明対応を行った団体数は下記のようにになっている。小中学校の見学については、市所有バスの台数が限られるため、市内全ての小中学校が見学できる状況にはなっていない。見学者への説明対応については、簡単なものは案内清掃委託で常駐しているNPO法人平沢歴史文化財フォーラムの担当者が行っている。しかし、通常は1名しかいないため、団体などの見学者への説明対応は、基本は依頼を受けて市教育委員会で行っている。

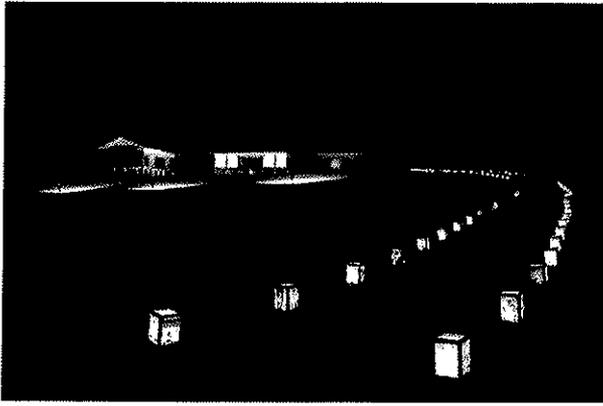
	令和元年	平成30年	平成29年	平成28年	備考
学校(団体数)					
社会人(団体数)					
全体(人数)					

2) イベントなど

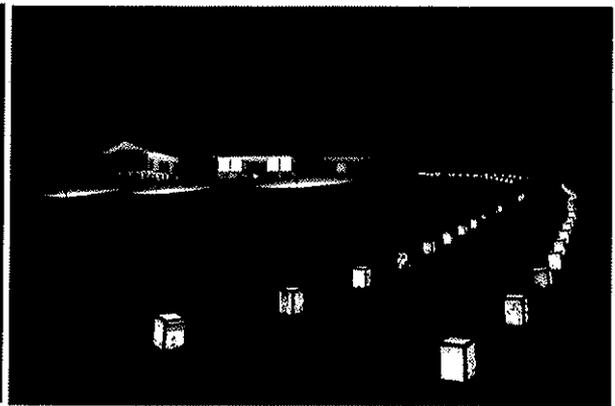
復元建物から南へ緩やかに傾斜する円形の地形は天然の劇場を思わせ、ここで古代の雰囲気を持つものに限らずコンサートや物産市などのイベントを多く実施できる多目的広場としても機能している。

平沢官衙遺跡歴史ひろばでは、史跡の周知とその良さを知らせるためのイベントを、「NPO法人平沢歴史文化財フォーラム」と協力をしながら、四季毎に行っている。春の「復元高床倉庫特別開扉」は、5月の連休中に復元建物の換気を兼ねて内部を公開するもので、来園者に対して市職員や地元NPO会員が随時解説をしている。夏の「平沢官衙遺跡万灯夏祭」は、8月下旬に開催しており、復元建物をライトアップし園路に万灯を並べることで幻想的な風景を演出している。秋の「つくば物語」は、市

	令和元年	平成30年	平成29年	平成28年	
復元高床倉庫特別開扉					
平沢官衙遺跡万灯夏祭					
つくば物語					
文化財防火デーと新春芝文字					



復元高床倉庫特別開扉



平沢官衙遺跡万灯夏祭



つくば物語



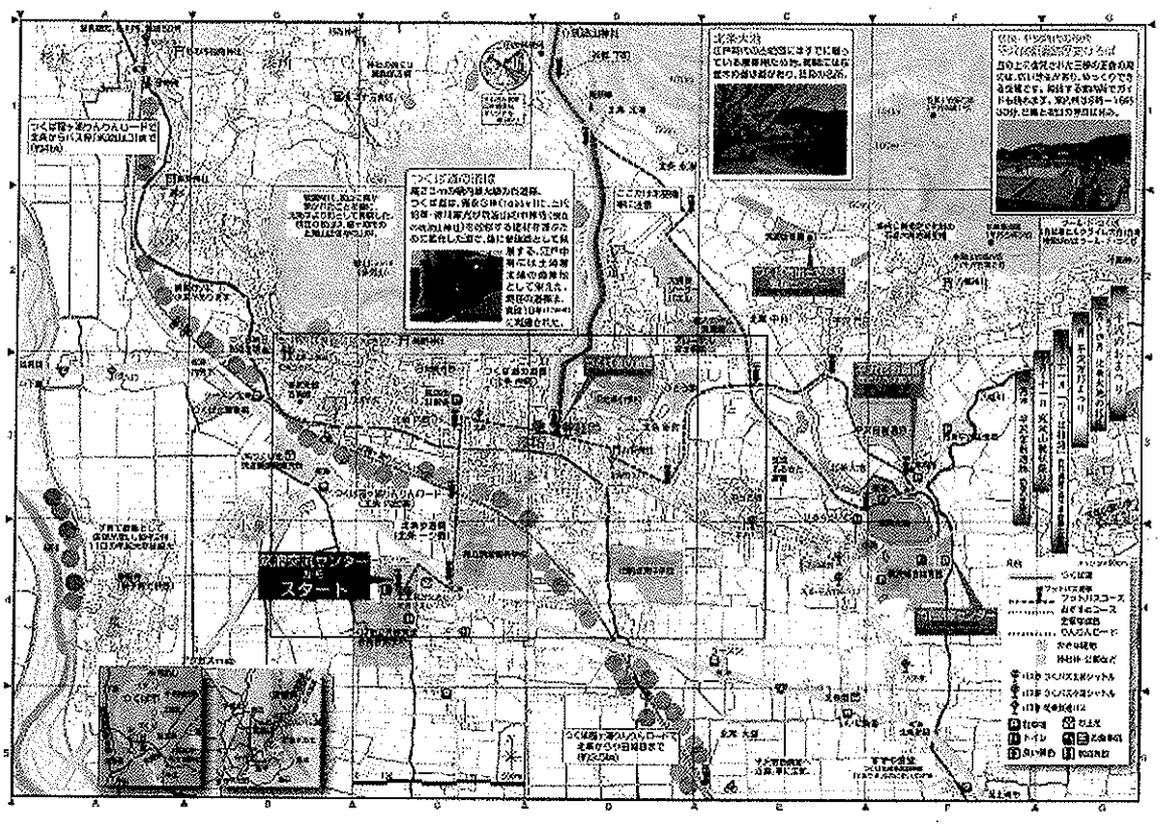
文化財防火デーと新春芝文字

活かした野外コンサートを主としたイベントで、数千人の来場者がある。冬の「文化財防火デーと新春芝文字」は、防害虫等を兼ねた芝焼きを実施する際に芝に文字を焼き残すことを催事としたもので、消防部局の協力を得て行うため文化財防火デーに合わせた啓発活動も兼ねている。

市の事業ではその他に、平成27年(2015年)度から市生涯学習推進課が行っている、市内の研究施設等を巡ってのスタンプラリーである「ちびっ子博士事業」での見学対象施設となっており、例年暑さで落ち込んでいた夏季の来場者数が3千人以上増えている。また、民間主催の事業でも、市文化芸術課が協力する美術展「アートセッション」や、同スポーツ振興課が協力する自転車ヒルクライム大会「ツールド・つくば」のスタート会場などとして、活用されている。

3) その他

また、平沢官衙遺跡はつくば市など周辺6市で実施している、筑波山地域ジオパークの構成要素の一つであるジオサイトとなっているだけでなく、市が推進する筑波山や山麓の観光資源の一つとしても重要視されている。茨城県が推進する自転車道の「つくば霞ヶ浦りんりんロード」は、令和元年(2019年)11月に国土交通省がサイクルツーリズムの推進により、日本における新たな観光価値を創造し、地域の創生を図るために指定するナショナルサイクルルートにもなり、その沿線に近い観光施設としても注目されている。



第 図 北条・平沢フットパス

(2) 史跡指定地外関係地

各種講座やジオパーク関係催事で、平沢官衙遺跡と合わせて周辺の古墳や日向廃寺などの見学が行われているが、年間数件ほどである。また、市観光推進課では「北条・平沢フットパス」として、ウォーキング用マップとそれに合わせた案内標柱を設置しており、街歩きができる環境を整えている。

2 課題

(1) 史跡指定地内

小中学校の見学については、見学以外に体験メニューなどの付加価値がある近隣の博物館などを利用する学校も多く、そのような対応ができないことも課題である。また周辺部での学校の統廃合や中心部での大規模校の増加により、今後は見学する学校数の減少と、1回の見学人数の増加が想定される。その際にも、説明対応が文化財課職員のみでは限界があり、職員とともに対応するボランティアの育成も必要となる。

また、史跡を周知するイベントは随時行ってきたが、史跡の価値を伝える説明会や講座、シンポジウムなど学術的なイベントは、あまり行えていない。

(2) 史跡指定地外関係地

史跡指定地外関係地についても、平沢官衙遺跡との関係からの史跡を補完する価値を伝える、説明会や講座、シンポジウムなど学術的なイベントは行えていない。また、この周辺地域に郡衙関連施設がある可能性を、周知する試みが必要となろう。

第3節 整備

1 現状

(1) 史跡指定地内

平成9年(1999)度～14年(2002)度に復元整備工事を実施し、15年(2003)度に正式に開園した。その後、平成16年(2004)度に案内所が手狭であったことから増築工事を行い、平成20年(2008)度に前年の台風により破損した土倉棟部分の修理と合わせて、屋根北半分の茅葺葺替えを行った。それ以外に柵の塗装や、説明板の追加、照明器具やエアコンの交換など細かな修繕は行っているが、根本的な修理は実施していない。以下に、平成9年度(1999)から実施した復元整備の内容を示す。

1) 復元整備状況

(a) 地形復元

史跡中央平坦面の南と西を削るように通る旧道部分をはじめ、削平を受けた部分を地形復元する盛土が、また、遺構復元の基礎工事その他地下掘削等により遺構が破壊しないような盛土がそれぞれ必要であった。建物の立体復元場所では1.1mが(=現表土厚+盛土厚)、復元大溝では同1.2mを基準とした。地表面被覆処理は全面張芝とした。

(b) 遺構復元

① 建物表示

正倉院の最盛期で、建物群が敷地の外側から内側へ向かって形成されたという変遷過程の様子が分かるⅡ・Ⅲ期の建物を対象とした。それらのうち形態・規模の明瞭なものを中心に、Ⅱ期建物群から12棟、Ⅲ期建物群から8棟、合計20棟とした。選定した20棟を基礎構造で分けると掘立柱建物が17棟、礎石建物が3棟で、後者は全てⅢ期に属していて、いずれも礎石は残っていなかった。

柱の高さは、Ⅱ期が柱を若干地上から出る20cmとし、Ⅲ期は違いが明瞭になり人が座れるくらいの高さで45cmと少し高くした。柱の太さは直径35cmに統一し、材は粘り強いとされるタモ材を使用した。復元柱の構造は地下の基礎からアンカーボルトを立ち上げて柱に通し、頂部でボルトを締めた後、木栓で蓋をするというものである。礎石建物はSB24・38が布地業、SB44が総地業で、どちらも地業範囲を50cm程盛上げて明示し、礎石建物だったことを明確にするため任意の位置に元位置を離れ散在していた実物の礎石を使い設置した。

地表面は、礎石建物では、布地業の掘立柱建物では、建物範囲全体を、総地業は掘込地業範囲を亀腹的に高さ10cmで平坦に盛り上げた。

② 建物立体復元

○ 校倉(1号建物)

1号建物の校倉を支える東柱は円柱の掘立柱とし、上部は梁間にのみ頭貫を用い、上に台輪を巡らした。周囲の台輪は鼠返しを付けた「へ」字形に加工し、平と妻の取り合いには校木高さ半分の段違いをつけた。梁間の内部の台輪は平角とし、上端に床板を桁行方向に並べて床を構成した。壁体は不整形六角断面の校木を隅で組み合わせて積み上げ、正面(南側)中央に板扉内開きの出入り口を設け

た。寄棟屋根の軒をうける出桁の四隅は、平・妻両方向の校木を延長して支えるが、中央部は大梁2本と妻の懸梁2本の先端を腕木に作り出して支承した。出桁四周内側は軒天井を掲げ、その外に一軒角垂木の軒を廻らせた。軒先は茅負が流れ葺板をうけ、屋根板合口に目板を打ち、大棟と隅棟の拌みには樋棟を上げ共に雨水の侵入を防ぐようにした。軒裏と屋内は垂木上に裏板を並べる軒天井とし、小屋組を表した。

○双倉（2号建物）

2号建物は原則として1号建物に準じるが、平面は双倉に、台輪は平角で、台輪の上には東西二室になるように側柱を立て、柱の間に厚板を落とし込んで壁を造った。さらに大型倉庫が律令国家の象徴として心理的効果を考慮した法倉ならば、壁体を漆喰の白い土壁とすることは、他の倉庫壁体が木造の中で、その効果を規模だけでなく、色彩的にも顕著にできることから、土壁とした。小屋組は正倉域内の中心的建物と考えられるので、寄棟とし、垂木と屋根板で傍木を整えた点が異なる。屋根は、軒先に茅負を取り付け、垂木の軒裏に野地板を張った。野垂木を扇状に配し、茅持・エツリ上に茅を葺いた。棟飾りは、茅で形を整えた上を杉皮・竹箆で被覆し、樋棟を上げた。

○板倉（3号建物）

東柱は円柱を掘建にして、上部の梁間方向のみ頭貫を置き、その上に平角の台輪を巡らした。桁行方向の台輪は正・背面のみで、梁間の台輪と高さの半分を組み合わせた。床板は梁間方向の台輪上に桁行方向に厚板を敷き並べて床とした。内部は桁行中央で二室に間仕切り、それぞれの室の正面（東）側中央一間に出入り口を設けた。軸組は台輪上に面取り角柱を建て、柱内に横羽目板を落とし込んで構成し、上部を折置組の梁と桁で固めた。出入り口は内開き板扉を吊り込み、内側に靱収納時開閉のための塞を設けた。なお内部は大梁上に取り外し可能な厚板の天井を備えて、靱をバラ積みする収納作業を容易に出来るようにしている。小屋組は小屋梁をあげて切妻屋根の母屋・棟木を支え、その上に一軒隅垂木をおき軒裏天井とした。軒廻りは茅負上にセキ板を並べ、その上に屋根の栗樽を葺き並べ、棟の葺き収めは葺板を拌みに組み合わせ、樋棟で押さえた。螻羽は垂木形を架け、上端を樋棟上端に揃えその上にうだつを置き両抑えとした。

(c) 便益設備その他

① 復元建物防災等設備

筑波山の南に位置する本史跡周辺は夏季に雷がかなり多い地域なので、立体復元した各建物への避雷針設置は不可避であることから、建物へ直接付設し、最低の2本を設置した。

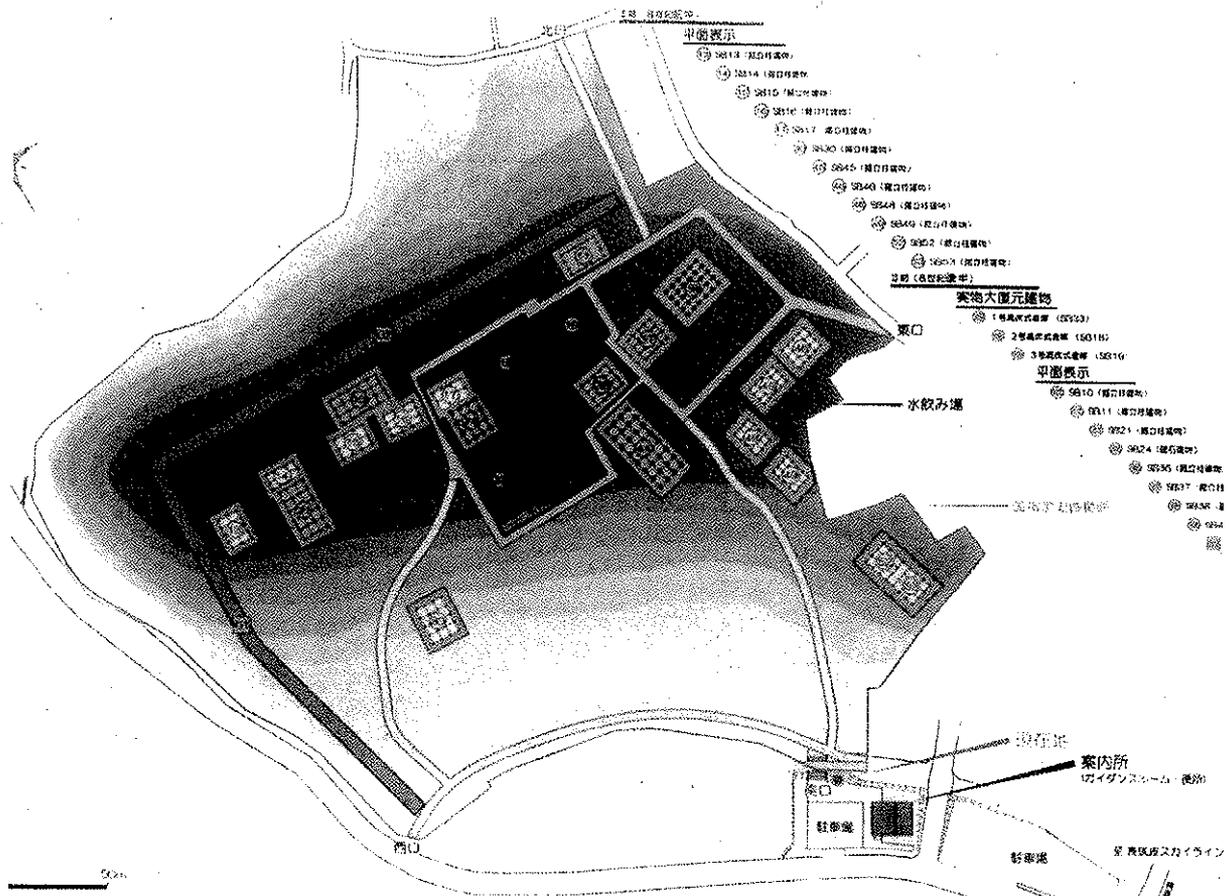
史跡全体ではなく立体復元建物群を施錠できる門扉が付く鉄柵で囲み、柵内にはセンサーを設けて、案内所と同調する機械警備を設置した。

(d) 案内所

当初■㎡であったものを、平成16年（■年）に■㎡に増築している。

- ・面積：66.3㎡（建築面積）。延床面積53.0㎡+ピロティ（下屋）面積13.3㎡
- ・構造：木造平屋建て。屋根は亜鉛めっき鋼板・瓦棒葺（芯木なし）。外壁は杉縁甲板。

- ・内部：管理人室 6.6 m²、ガイダンスコーナー■23.7 m²、トイレ（男・女・多目的 22.7 m²。倉庫は屋外にプレハブを設置。
- ・展示：出土遺物を展示・解説し、郡衙遺跡や建築構造などをパネルで説明。また、史跡紹介や復元建物建設過程等のビデオを上映。

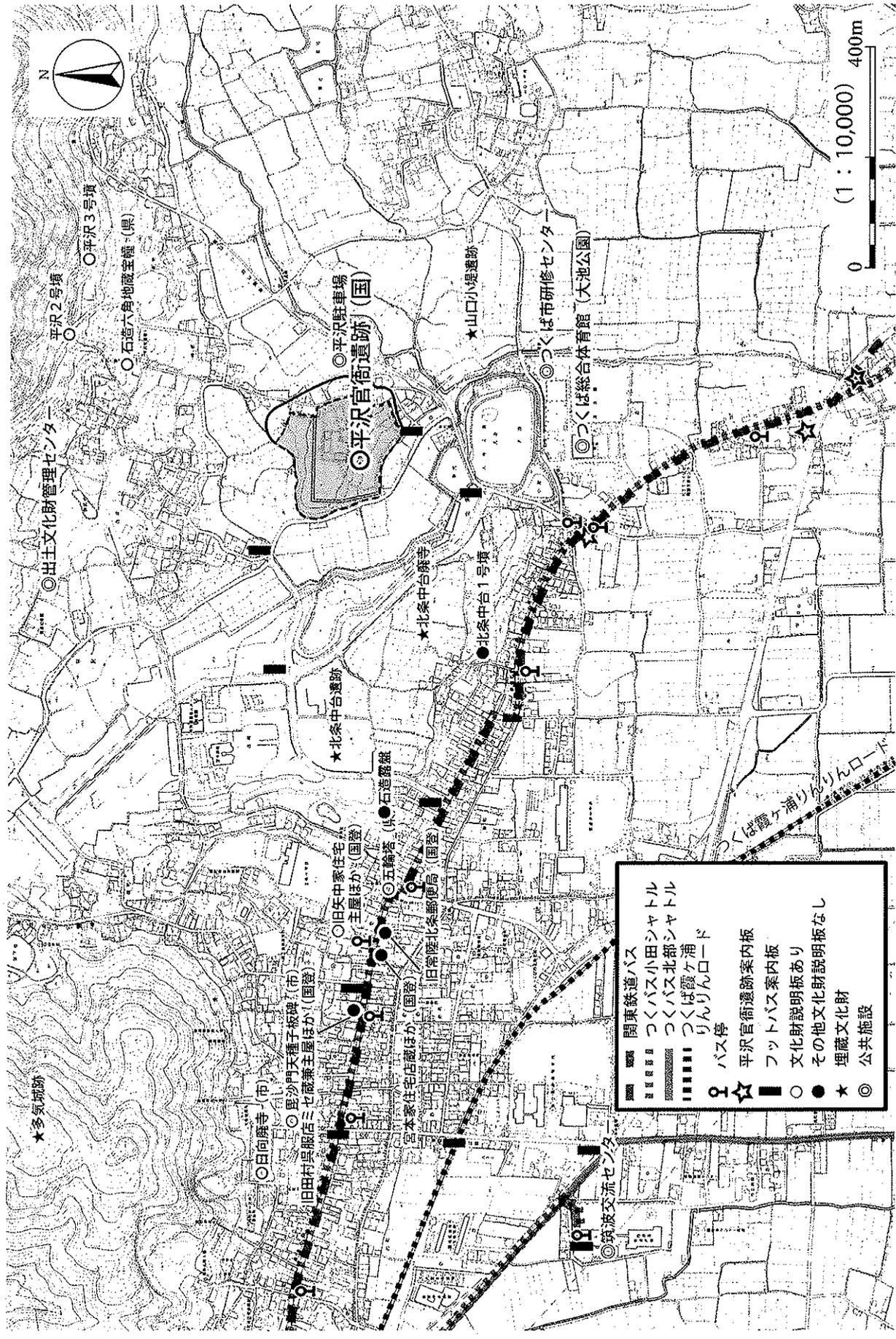


(2) 史跡指定地外関係地。

史跡平沢官衙遺跡への案内板は国道 125 号線に 3 基（1 基は小田城跡付近）、県道 53 号線に 1 基（小田城跡付近）、県道 138 号線に 1 基設置されている。説明板は、指定文化財には全て設置されているものの、その他の未指定の文化財や埋蔵文化財では、わずかに平沢古墳群 2 号墳・3 号墳に文化財課以外によって設置されているのみである。また前述したように、市観光推進課では「北条・平沢フットパス」のウォーキング用マップと、それに合わせた案内標柱を設置している。

(3) 周辺の国指定史跡

つくば市には、平沢官衙遺跡の南南東 3 km には金田官衙遺跡、同じく南南東 9 km には小田城跡と 3 つの国指定史跡が所在している。このうち金田官衙遺跡は、河内郡の郡衙跡として平沢官衙遺跡と同質の遺跡ではあるが、正倉城以外に郡衙関連施設が確認されるとともに、東岡九重廃寺も合わせて国指定史跡となっている点、周辺で郡衙役人の集落でもあったと思われる東岡中原遺跡や、古墳時代の有力者の埋葬地である■世紀の■古墳も確認されている点が異なっている。ただし史跡は、現在まだ公有化を進めてい



- | | |
|--|-----------------|
| | 関東鉄道バス |
| | つくばバス小田シャトル |
| | つくばバス北都シャトル |
| | つくばバス霞ヶ浦りんりんロード |
| | バス停 |
| | 平沢官衙遺跡案内板 |
| | フットパス案内板 |
| | 文化財説明板あり |
| | その他文化財説明板なし |
| | 埋蔵文化財 |
| | 公共施設 |

48

る段階で、簡単なパンフレットは作成しているものの、説明板などの設置は行われていない。今後保存活用計画などを作成していく予定である。

時代が異なる小田城跡は、本丸跡とその周辺の4万2千㎡を復元整備し、整備地に近い旧常陸小田駅跡にガイダンス施設として案内所と駐車場を設置し、平成28年（2016年）4月に「小田城跡歴史ひろば」として開園している。小田城跡では史跡整備地内だけではなく、平沢官衙遺跡を含めた周辺文化財の説明板、案内板も設置している。また、周辺には、地元小田地区の有志が登山道を整備した、関東平野一体が見渡せる宝篋山や、奈良西大寺の高僧忍性が10年間止住した三村山極楽寺跡遺跡群、多数の石造物など、見どころも多く観光客が増加している。

小田城跡と平沢官衙遺跡は自動車でも10分程と近く、また公共交通機関でも土浦からの関東鉄道バス、つくば駅からのつくバスともに同一路線に位置しているだけでなく、つくば霞ヶ浦リンリンロードからもアクセス可能な場所であることから、一体とした見学地として位置付けている。

2 課題

(1) 史跡指定地内

平沢官衙遺跡の整備は好評で来園者も増加傾向にあるが、開園から17年が経過し、復元建物の屋根や柱表示など木材の部分で特に経年劣化が目立っている。また、来園者の増加に伴い、便益施設の不足も生じている。そのことから当初整備の方針を継承しつつ、一部での仕様変更を含む再整備事業を実施していく必要がある。以下、場所毎の課題を示す。

① 実物大復元建物

屋根の経年劣化が進んでいる。茅葺き屋根では茅の脱落が進み、特に隅部では下地の竹の露出が顕著である。板葺き屋根では特に横葺きの板倉で樽板の腐朽による破損が進んでいる。

② 位置表示建物

当初タモ材で施工した柱表示がすべて腐朽し、柱表示を固定する鉄芯が露出してしまい危険なため、5年ほど前応急措置として竹で覆い、ロープで囲うこととしたが、その竹も劣化して、再度昨年度にも応急措置をしている。

③ 園路

当初の砂利を固着させた舗装が、経年劣化や芝の浸食を受けたことで、砂利がはがれ路面が荒れている。

④ 建物周囲柵

塗装の剥離が目立つ。また、柵の間口が狭く、工事車両等が進入できないため、建物屋根の修理等に際して不便が生じている。

⑤ ガイダンス施設

学校や団体での来園者の増加により、20名ほどが映像を視聴できる案内所が手狭となっている。事務室も1名の待機を予期した小規模なものだが、解説の応援や収納場所の不足のため、映像視聴場所との区別がなくなっていることも問題である。また、繁忙期における駐車場・トイレも不足気味で、トイレについては水圧が低くしばしばつまりにつながっている。

⑥ その他

映像設備の老朽化や、説明板の多言語化への対応、また本質的価値の周辺地域を構成する諸要素を案内できる説明板が無いことなどが課題として残る。

(2) 史跡指定地外関係地

指定文化財には説明板が設置されているが、指定以外の関連文化財への説明板などの設置が必要である。また、設置済みのものを含めて、多言語化への対応は、案内板の表記程度であるので、説明板新設を含めた対応が必要となろう。

第4節 運営・体制の整備

1 現状

(1) 史跡指定地内

平沢官衙遺跡歴史ひろばの運営・管理は、地元平沢地区で結成したNPO法人平沢歴史文化財フォーラムへ委託している。同フォーラムは、平沢官衙遺跡の復元整備事業中、最初の復元建物が完成した平成11年(1999年)頃から、地元平沢集落内で‘平沢村の歴史を語り継ぐ会’が結成され、本遺跡を盛り上げる案内ボランティアの役割も果たした。同17年(2005年)には、当時の茨城県で初となる文化財愛護を目的としたNPO法人‘平沢歴史文化財フォーラム’へと発展するが、結成当初から行政主導でなく自ら団体を組織し史跡の保存活用に奮闘する大変貴重な存在である。地元文化財保護団体が生まれたことは、平沢官衙遺跡の復元整備に起因する最大の成果かもしれない。同フォーラムは、高齢化が進む一方で新たな加入者も加わり、継続して事業を実施できている状況である。そのため、市は地元平沢地区とも良好な関係を保ち、様々な状況で温かい支援をいただいている。

(2) 史跡指定地外関係地

史跡指定地外では、現在のところ、運営・体制の整備は、特に行っていない。

2 課題

上記のように、委託業務として日常の案内清掃業務やイベント等での対応は積極的にはあるものの、通常1名勤務では説明対応まで手が回っていない。小田城跡でのボランティア団体である「常陸小田城親衛隊の会」や、市内のその他の資料館で養成をしている「文化財サポーター」の状況を鑑みた場合に、説明等を行う文化財サポーターを拡充する必要がある。

第5章 計画の大綱・基本方針

第3章で検討した本質的価値、第4章の現状と課題を踏まえ、本計画の大綱とその基本方針を示す。

第1節 計画の大綱

平沢官衙遺跡は、『常陸国風土記』などにも登場する筑波郡に所在した、古代筑波郡家跡の正倉域で、郡衙正倉の全体像が分かる遺跡として国の史跡に指定され、平成15年(2003年)に復元整備した平沢官衙遺跡歴史ひろばとして開園した。この整備事業により、平沢官衙遺跡は市民の新たな誇りとなっており、市はこれを適切な形で継承していくために、必要な措置をとる。また、周辺に広がる郡衙関連遺跡についても、学術的調査を行い、市民の協力を得ながら、適切に保存措置をとる。

第2節 基本方針

・国指定史跡の保存と本質的な価値の構成要素の調査

現史跡範囲は、当初の住宅建設予定地内のみであることから、本来の正倉域の範囲全体を保存できるよう、確認調査、追加指定を推進する。また、その他の郡衙関連施設や本質的な価値を担う諸要素については、確認調査を行い、市民の協力を得ながら、郡衙関連施設は追加指定を、その他の要素についてはその内容に応じて適切な保存措置をとる。

・史跡の周知と本質的な価値の伝達

平沢官衙歴史ひろばとして整備された平沢官衙遺跡では、四季毎に地元NPO法人平沢歴史文化財フォーラムと協力しながら様々な活用事業を実施しており、今後ともこの様な活動をとおして史跡の周知に努める。また、史跡の価値を伝えるための見学会や説明会、講演会などの事業も推進する。

・復元整備した建物などの適切な維持管理

復元整備を行った復元建物3棟を含めた平沢官衙遺跡歴史ひろばは、つくば市の新たな財産として定着しつつあり、これを未来に向けて保存管理できるよう、適切な再整備や維持管理を行う。また、第1期整備で足りなかった要素を補いつつ、さらなる付加価値をつけられるよう再整備を行う。

・運営・体制

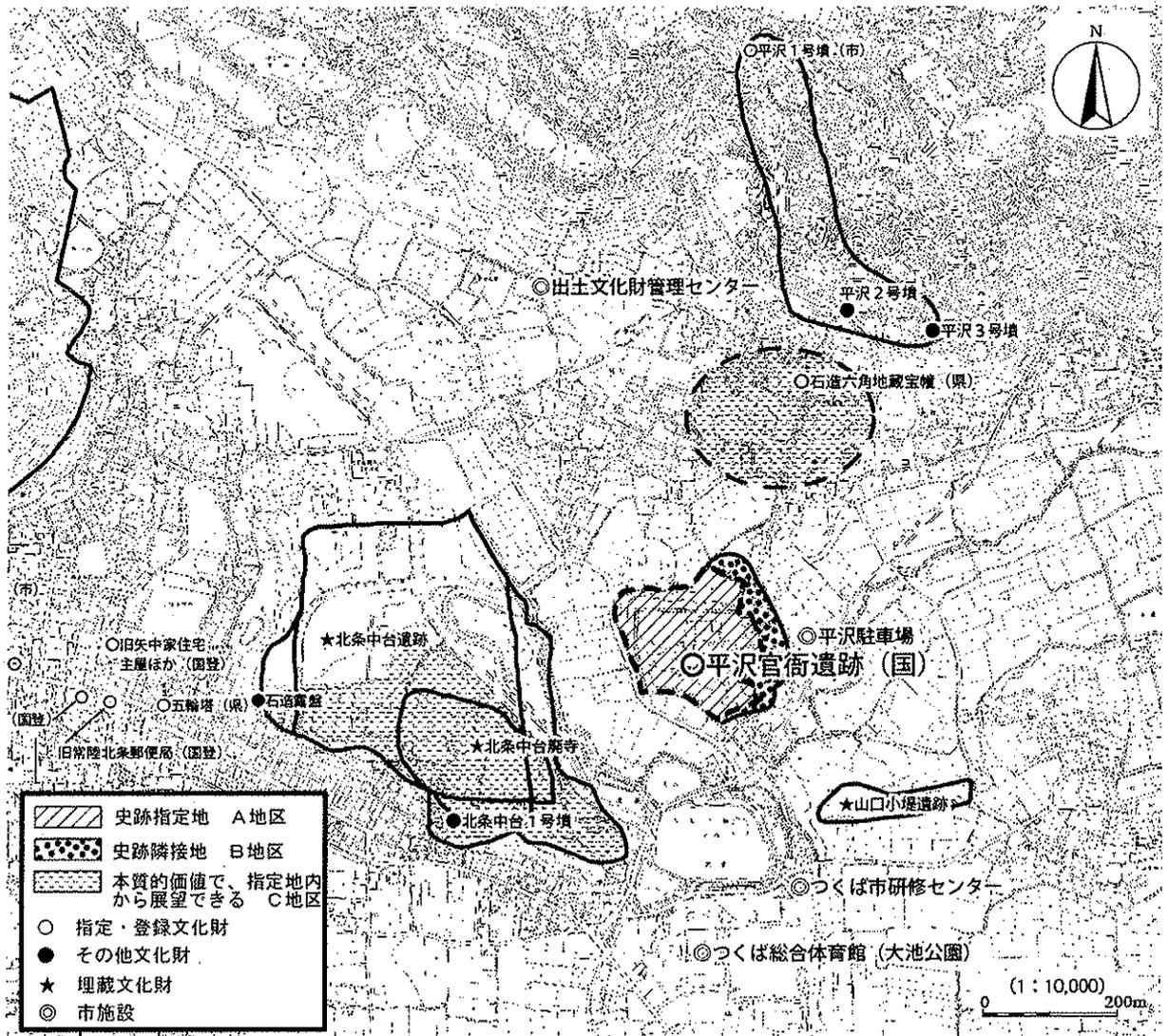
つくば市教育委員会は、NPO法人平沢歴史文化財フォーラムとともに、平沢官衙遺跡歴史ひろばを運営している体制を、引き続き維持する。また、市やNPO法人平沢歴史文化財フォーラムだけでは手の足りない分野についても、広くボランティアを養成しその参画を推進する。

第6章 保存管理

第1節 方向性

現在、史跡指定されている範囲をA地区、史跡の東隣接地で郡衙正倉域が広がることを調査でも明らかな範囲をB地区、本質的価値を形成し、なおかつ指定地内から展望できる範囲をC地区とする。

前述のとおりA地区である史跡範囲の全てが平沢官衙遺跡歴史ひろばとして復元整備されており、ほぼ全てが市所有地であることから、この範囲については引き続き適切な保存管理を行う。B・C地区については、その内容により今後の保存措置をとる。



第 図 平沢官衙遺跡 保存管理図

第2節 方法

1 史跡内での現状変更について

史跡内のA地区では、イベントでの仮設舞台等の設営や維持管理に伴う工事以外には、現状変更は生じない状況であり、今後とも市教育委員会が責任を持って適切に対応をしていく。また今後、追加指定によって歴史ひろば以外の部分で史跡範囲が生じた場合にも、現史跡範囲と同様に下記表のように扱うこととする。

☆後日送ります

2 指定地外の諸要素の保存・管理

指定地の東隣接地のB地区は、郡衙正倉域が広がるということが調査でも明らかであり、民地のため開発が行われる可能性が高い地域であるため、周知の埋蔵文化財の範囲としている。確認調査により郡衙関連施設の存在が明らかとなった場合、遺存状態が悪い場合を除き、3に挙げた国指定の追加指定を含む積極的な保存措置を検討する。

本質的価値を形成し、なおかつ指定地内から展望できる範囲であるC地区については、周知の埋蔵文化財として扱い、調査によって特に重要なものが発見された場合には、必要に応じて部分的に保存措置をとる。その保存措置については、郡衙関連施

設では国指定の追加を、その他の関係遺跡については市・県での指定文化財を検討する。また、平沢地区については分布調査が不十分であるため、郡衙関連施設が所在する可能性が高い場所では表面踏査を行い、その結果に応じてまずは周知の埋蔵文化財包蔵地としての保存措置をとるものとする。

3 追加指定

指定地の東隣接地のB地区では、調査により正倉域に含まれる可能性が高いため、今後、削平などにより明らかに遺跡が湮滅している場所以外は、所有者からの同意が得られた場合に追加指定を検討する。

また、本質的価値を形成し、なおかつ指定地内から展望できる範囲のC地区については、発見した遺構の内容を比較検討した結果、郡衙関連施設や郡衙と関係する寺院であることが明らかとなり、また所有者からの同意が得られた場合にその範囲を部分的に追加指定を検討する。

4 公有化

現在の国指定史跡範囲であるA地区内には、4筆の国有地がある。直接的な支障はないものの、速やかな市所有地への移管ないしは買収が必要である。また、今後追加指定を行った場合には、所有者との協議により保存用地としての公有化が必要となる。

第7章 活用

第1節 方向性

史跡範囲は、全てが平沢官衙遺跡歴史ひろばとして復元整備されており、年間約5万人程度の見学者があるが、より多くの市民につくば市の誇りとして知ってもらうため、引続き地元NPO法人平沢歴史文化財フォーラムの協力を得ながら、周知のイベント活動等を行うと共に、史跡の本当の価値を伝えるための学術的な活動も実施していく。

また、次世代を担う市内小中学生の見学機会を増やすため、見学の利便性の向上や、見学以外に体験等の付加価値がつけられるよう検討する。

第2節 方法

1 学校教育における活用

現在社会科担当教員への研修を行い、施設の宣伝や説明を行うとともに、必要に応じて出前授業も行っているが、併せて現地へ来られない学校に対しては、パンフレットだけではなく紹介映像などの提供も検討していく。また訪れた小中学生には、快適に映像を視聴し史跡を紹介できるガイド施設が必要であると共に、市外博物館に多く訪れている市内小中学校を呼び戻すためにも、見学以外に体験などの付加価値をつけるための場所と人員を確保する必要がある。

場所については、施設整備で詳述するので、人員面での方法を示す。説明対応や体験学習を実施できるボランティアの「文化財サポーター」を養成する。現在は、桜歴史民俗資料館や谷田部郷土資料館で養成しているところではあるが、同様に平沢官衙遺跡を中心とした筑波山麓地域に広い知識を持ったサポーターを養成する。まずは養成講座の受講者のうち、サポーターとして活動可能な方に認定書を交付し、市職員とともに説明や体験学習を行うサポーターとして活動していただく。

2 社会教育における活用

学校教育以外の講座や史跡見学などで訪れる方々に、史跡の本質的な価値を形成している要素を中心に、正倉域にとどまらない豊かな歴史像を伝える試みを続けていくためにも、解説などのボランティアである「文化財サポーター」に市職員とともに対応してもらおう。また、この「文化財サポーター」は、説明等のボランティアだけではなく、引き続き新しい知識を取り入れられるよう、認定後も講座などを行い共に学ぶ社会教育の場としても意図しているものである。

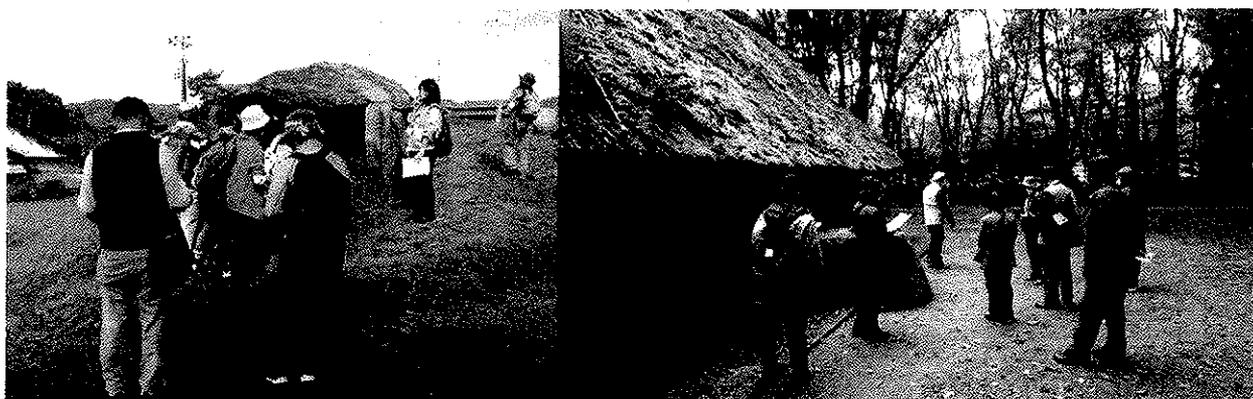
3 地域における活用

NPO法人平沢歴史文化財フォーラムによる毎年のイベントは定着しており、担い手も少しずつではあるが更新されていることから、引続き相互に協力しつつ事業を実施していく。史跡の良さを伝える活動とともに、史跡の価値を伝えるこ

とは、地域の良さを伝えることでもあるので、史跡内だけではなく指定地の周辺地域を構成する諸要素についてもその価値を伝える活動を実施していく。

また、つくば市にとって同時代の古代官衙遺跡である金田官衙遺跡と、中世の城館跡で復元整備が行われている小田城跡がある。これらは筑波山麓から桜川流域の歴史を語るうえで密接に関係した遺跡群であることから、それぞれの施設で相互に宣伝を行いつつ、一体で見学してもらえるよう説明板やパンフレットなどで工夫していく。

その他、筑波山麓の観光施設や「筑波山地域ジオパーク推進協議会」のジオパークのジオサイト、つくば霞ヶ浦リンリンロードとも関係した観光施設としても注目されていることから、一層の見学者増加のため、市観光推進課や市ジオパーク室、茨城県とも協力しつつそれぞれの観光ルートの一つとして見学してもらえるよう活用を推進していく。



第8章 整備

第1節 方向性

復元整備については、平成15年(2003年)度4月に開園した整備(第I期整備)で一定の完成状況にあるといえる。ただし、整備後17年を経過したことにより、立体復元した倉庫の屋根をはじめとして、東柱表示など木質部を中心に劣化が激しい状況である。そこで、基本は第I期で復元整備を行った施設等を維持しつつ、素材などの再検討を含む大規模修繕と、第I期整備で不十分であった活用のための施設等を中心とした再整備事業について、今後基本計画・基本設計を作成して検討していく。

第2節 方法

1 再整備計画

再整備計画に向けて、以下に各部の対策を示し、どのような再整備を行うかを示す。

①実物大復元建物

茅葺き屋根の下地以上の葺替え、板葺き屋根での樽板の葺替えが必要である。樽板については、防腐剤の塗布等、当初の仕様からの変更を検討する必要がある。

②位置表示建物

当初整備した柱表示を改修する必要がある。その際、仕様をタモ材から非腐朽の材料(石・擬木等)へ変更することを検討する必要がある。

③園路

園路舗装の改修及び縁石の設置が必要である。

④建物周囲柵

再塗装と間口改善のための一部改修が必要である。

⑤ガイドダンス施設

現在の案内所前駐車場に一学級分が同時に映像を視聴でき、体験学習が行える分棟を設置することが望ましい。駐車場については、現駐車場西側の土地(現況水田)を取得ないし借地し、現在よりも広い駐車場とする。現在の案内所については事務所・トイレ・収納スペースとして改修する。

⑥その他

映像設備やプログラム等の見直しや、説明板については、平沢官衙遺跡の本質的価値の周辺地域を構成する諸要素を案内できる説明板の増設も必要となる。また、インターネットにより、来訪しなくても個別説明板の内容や写真を閲覧でき、映像での簡単な内容を学ぶことができるよう情報発信を充実させるとともに、これらを活用した多言語化への対応を整備していく。

2 実施期間・手順

①短期的な計画

再整備計画については、今後の復元建物への影響を考えた場合に、一刻の猶予もない状況であるので、早急に着手することが望ましい。詳細は、基本計画・

基本設計によって決めていく必要があるが、修理部分を中心に実施し、当面の見通しとして、令和3年（2021年）度に、基本計画・基本設計を行い、令和4年（2020年）度に、実施設計と一部工事に着手、その後複数年で再整備工事を行う。

② 中・長期的な計画

再整備を行った後に、今後とも施設を維持管理していくために、整備終了後5年毎に点検業務などを行い、10年毎に部分的な修理工事、20年毎に部分的な再整備工事が行えるよう、市内部や関係部局にも周知していく。今回検討している再整備計画のなかでは、着手が難しい映像視聴や体験学習が行える案内所の分棟設置については、今後の平沢官衙遺跡の利用状況や市の財政状況を鑑みながら、10年ないし20年毎に行う工事に際して検討していくものとする。

今後追加指定を検討している場所や、まだ学術調査も不十分な本質的価値の周辺地域を構成する諸要素については、調査が進んだ段階で個別に検討を加える必要がある。ただし、全体的な復元整備が行えない状況下においても、個別説明板の設置等の対応を行うものとする。

第9章 運営・体制の整備

第1節 方向性

平沢官衙遺跡を運営していくために、地元 NPO 法人平沢歴史文化財フォーラムによる史跡への支援と協力は欠かすことができないものであり、また、それ以外にも文化庁や、茨城県教育委員会、つくば市他部局などの行政、大学などの学識経験者、またつくば市民を初めとした一般市民の支援によって成り立つものである。以下に保存、活用、整備に分けて具体的方法を示し、運営体制・連携イメージを別添で示す。

第2節 方法

(1) 保存管理

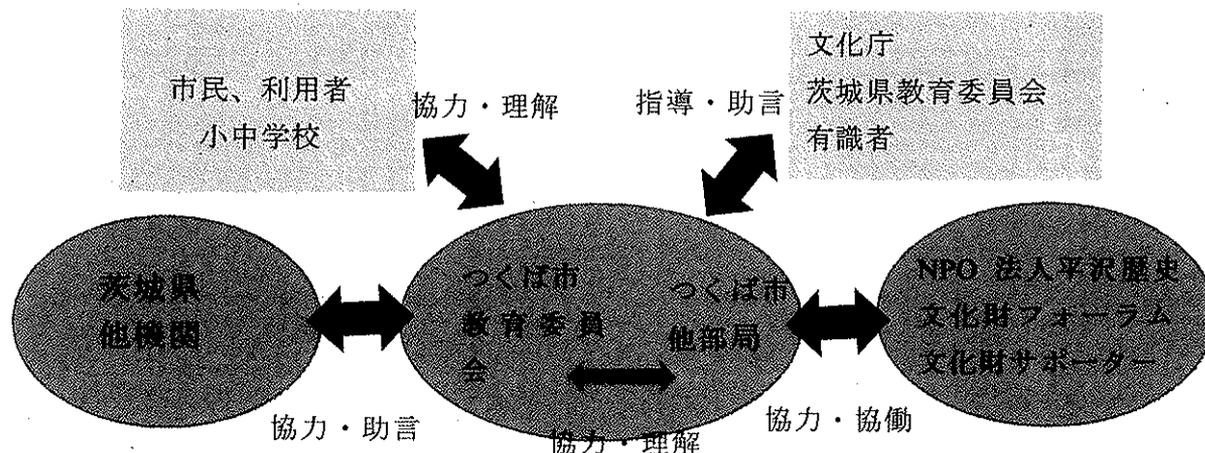
史跡を良好に保存していくためには、日常管理を委託している NPO 法人平沢歴史文化財フォーラムと市教育委員会が協力して運営していく必要がある。また、修理や現状変更の必要が生じたときには、文化庁や茨城県教育委員会、学識経験者の指導を受けながら、速やかに対応することが求められる。その実施には市の他部局や市民から、平沢官衙遺跡の重要性を認識し、支持してもらえるよう努める必要がある。

(2) 活用

史跡を有効に活用していくためには、史跡の案内やイベントなどで NPO 法人平沢歴史文化財フォーラムやボランティアの「文化財サポーター」とつくば市教育委員会の協働により運営していく必要がある。また、多くの市民に平沢官衙遺跡を理解あいてもらうためには、まずは市内小中学校との協力により授業で活用してもらうことが重要であり、観光施設としての活用においては、市観光推進課やジオパーク室、茨城県との協力が必要となる。

(3) 整備

整備においては、広く利用者からの意見が必要になるとともに、日常管理を委託し常に利用者と接している NPO 法人平沢歴史文化財フォーラムの意見も重要である。また、整備に際しては、文化庁や県教育委員会、学識経験者の指導を受けながら、市観光推進課やジオパーク室などの助言を受けて推進する必要がある。



第10章 施策の実施計画の策定・実施

前章までに述べてきた内容について、保存管理・活用・整備に分けて、今後実施すべき施策を、おおむね5年程度の短期、おおむね10年程度の中期、おおむね20年程度の長期に分けて整理する。

第■表 事業計画

	短期	中期	長期	備考
保存事業	<ul style="list-style-type: none"> ・平沢地区の埋蔵文化財包蔵地の追加 ・史跡内国有地の公有化 ・周辺地での埋蔵文化財対応の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・C地区等の学術調査による内容確認調査の実施 ・B地区の追加指定、公有化 ・郡衙関連以外の周辺の諸要素の指定文化財への検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・C地区の追加指定、公有化 	
活用事業	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財サポーターの養成 ・NPO法人との協働による周知イベントの継続 ・見学に来られない小中学校への対応 ・市内国史跡との連携、一体化での宣伝 ・自転車道活用による宣伝 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財サポーターによる説明・ガイドの実施 ・周辺の諸要素も含めた講座・ツアー・シンポジウムなど学術イベントの実施 ・ジオパークとの協働による宣伝 	<ul style="list-style-type: none"> ・平沢官衙遺跡での体験学習の実施 	短期実施で継続可能なものはそのまま継続
整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・再整備事業設計・工事の実施 ・インターネットによる写真の閲覧や解説内容の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の定期点検、定期改修の実施 ・説明板など多言語化への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイダンス施設の別棟の建築 	

第11章 経過観察

第1節 経過観察の方向性

史跡の適切な保存活用には、保存管理・活用・整備・運営体制とそれぞれについて継続的に実施していく必要がある。また実施に当たっては、その点検・評価が必要であり、その評価に伴い計画の見直しも必要となる。つくば市教育委員会では、5年毎に評価を行い、中期の10年間で計画の調整を、20年間で計画の見直しを行うものとする。

第2節 経過観察の方法

5年毎の評価についてはまず自己評価を行い、その評価をさらに第3者機関（（仮称）保存整備懇話会、もしくは市文化財保護審議会）で評価の点検を行うものとする。

評価を行うためには、指標が必要であるため事業計画に伴い、保存管理・活用・整備・運営体制について、文化庁や茨城県教育委員会、（仮称）保存整備懇話会などからの助言を受けながら指標を設定し、その指標に基づいて自己点検の評価シートを作成し評価を行う。その評価を行うことで、問題点の抽出・把握を行うことができ、円滑な事業の実施や見直しを行うことができるものと思われる。

第■表 平沢宮衛遺跡の現状変更取扱基準

現状変更内容		基準	備考	許可区分
建築物	新築	×		文化庁
	増築・改築	×	復元建物の維持管理を除く	文化庁
	除却	○	建築から50年を経過したもの 建築から50年を経過していないもの	文化庁 市
工作物 ※1	新設	△	地下遺構に影響がない限り可	文化庁
	改修・更新	△	地下遺構に影響がない限り可。掘削を伴わない整備地内の維持管理を除く	文化庁
	除却	○	建築から50年を経過したもの 建築から50年を経過していないもの	文化庁 市
電気・水道管・下水道管	新設・改修	△	公共・公益上必要で、地下遺構に大きく影響がない範囲で許可	文化庁
	改修・更新	○	既存掘削地内の場合	市
道路・園路	新設・拡幅	×		文化庁
	修繕・改修	△	公共・公益上必要で、地下遺構に大きく影響がない範囲で許可。新たな掘削を伴う場合	文化庁
		△	公共・公益上必要で、地下遺構に大きく影響がない範囲で許可。既存掘削地内の場合	市
植栽	植樹	×		文化庁
	伐採	○	伐根は地下以降に影響がある場合不可。復元整備地内の維持管理を除く	市
墓地	新設	×		文化庁
	改修	△	既存掘削地内で、地下遺構に影響がない限り可	市
地形改変		×	き損による、応急措置、復旧を除く	文化庁
畑・水田		○	地下遺構に影響を及ぼさない日常的な耕作行為の範囲内で可	—
その他	確認調査	○	学術目的のみ可	文化庁
	活用目的の仮設	○	地下遺構に影響がない限り可	市
		いずれも、復元整備や活用目的の場合は地下遺構に影響がない範囲で可能とし、別途文化庁と協議。 ○=可、△=状況により、可、×=不可		
※1 工作物とは、建築物に付随する門・生垣・塀、既存道路に付随する電柱・道路標識・信号機・ガードレール・側溝・街灯、史跡整備に付随する柵・説明板・照明柱・立水栓・遺構表示などを含む。				
※2 基準表は現指定地内には実在しないものも想定している。				

会 議 録

会議の名称		史跡平沢官衙遺跡保存活用計画策定懇話会（第4回）		
開催日時		令和3年(2021年)2月9日 開会 10:00 閉会 11:40		
開催場所		つくば市役所5階 501会議室		
事務局（担当課）		教育局文化財課		
出席者	委員	田中裕、黒田乃生、海野聡（以上 zoom）、桜井茂		
	その他	齋藤和浩 県文化財保護主事		
	事務局	石橋文化財課長、広瀬同課係長、山本同主務、久保田同主事		
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	0人
非公開の場合はその理由				
議題		(1) 「史跡平沢官衙遺跡保存活用計画」全体の検討		
会議録署名人			確定年月日	年 月 日
会議次第	1 開会 2 挨拶 3 議事 (1) 「史跡平沢官衙遺跡保存活用計画」全体の検討 4 閉会			

3 議事

(1) 第1・2章

座長：意見をお願いします。

座員：細かい話ですが、10ページの所在地と地番は、指定説明文と書体が変わっていますが、ここは引用ではありませんか。

事務局：所在地と地番は以前の書類に基づいているので、分けたほうがよろしいですか。

座員：明確に書くのであれば、「引用終わり」などを入れるとか。引用箇所は、きちんとしたほうがよいかと思います。

座長：ほかにいかがでしょうか。

座員：4ページの「つくば市景観計画」ですが、平沢官衙遺跡に関わるのは「自然地形の眺望と田園の景観を形成するゾーン」で基準がありますので、そこを書いたほうがよいのではないかと思います。このゾーンに平沢官衙遺跡は入っていますので、こういった景観を構成していますよ、というのを示したほうが良いと思います。

事務局：「つくば市景観計画」をもう一度確認して、修正したいと思います。

事務局：肩書について。（以下、座員肩書確認）では、そのように修正します。

座長：では、私から。会の前にPDFで前もって意見をお送りしたので、そちらを御検討いただきたいと思います。

事務局：すみません、その点に関しましては今回の資料には間に合わなかったもので、最終的には反映して修正させていただきます。よろしく願いいたします。

座長：第1・2章は、よろしいでしょうか。書式なども揃える必要があると思いますので、事務局で修正してください。

(2) 第3章

事務局：資料に基づいて説明。

事務局：前回、「郡家」「郡衙」の表記をどちらにするか、と言う議論があったかと思いますが、会議後の先生方の御助言もあり、従来より「郡衙」という表記を使用しているため、「郡衙」で統一することとしました。

座長：第3章は、史跡の価値ということで重要な部分です。第1節の「本質的価値」というところで、順番が変わっているのと同時に、7番が新しく項目立てされています。それでよろしいでしょうか。内容を御確認いただいて、御検討をお願いします。

事務局：若干補足があります。項目が増えたというのもあるのですが、大きくは前の段階で筑波山の麓にある郡衙だとか、そういったものが筑波郡の郡衙の正倉院である、と一緒に枠に入れて表記していたものを、1は「筑波郡衙」ではなく郡衙全体の遺跡という状況を分かりやすくしました。後、3番目に「筑波」という土地の価値をまとめています。なので、3～6番にかけては、本当はそれぞれ近い構成の話にはなってきます。分け方として、考古学的な情報・歴史学的な情報を区分したという意味合いになります。以上です。

座長：例えば一般向けに簡略版や概要版を作る際、これらの項目が遺跡の特徴として使われるわけですね。そういった目で見ただほうがよろしいですね。

事務局：はい。なので、本当はもう少しキャッチフレーズ的なほうがよいかとも思うのですが、言葉としてはこのような状況です。

座長：一般の方に理解できる表現かどうかも含めて、お願いします。大枠では今回が最後の機会ですので。

事務局：修正すべき点はいろいろあると思いますが、p. 38-39に大きな間違いが2点あります。p. 38の一番下「郡衙遺跡が確認されている5郡」に茨城郡がありますが、茨城郡は見つかっていなかったと思います。そして、高井先生が発見された肝心な新治郡が抜けているのが大きなミスです。また、p. 39の

7番の2点目、「独立した台地上全域に広がるという特徴」は、第2節1に書いてあるのですけれども、最初の段階では台地上にあることは分かっていたが、台地全体に広がるのが分かったのは途中からなので、これは7番の「独立した台地上に広がる」は削除したほうがよいのかなと思いました。以上です。

座長：そうしますと、7番は最後の文章はどのような感じになるでしょうか。

事務局：このまま「律令の規定に合致して、古代の景観を伝え貴重である」でよろしいかと思います。

座長：分かりました。最初の御指摘は直していただくとして、このp.38の郡名の漢字なのですが、この字は何を基にしていますか。例えば、「那賀郡」といえばこの「賀」を使うものと、「珂」を使うものがあります。また『常陸国風土記』だと、「鹿島」ではなく「香島」ですし、統一的な使い方をしたほうがよいかと思います。

事務局：おそらく、和名抄からの引用かもしれません。いずれにせよ、『常陸国風土記』の記述なので、風土記から持ってきたと思っています。

座長：説明できるように、修正をお願いします。今の点を含めて御意見ございませんか。

座員：確認ですが、4番の「地域の最有力豪族」とありますが、「最有力」とは考古学的に分かっているのでしょうか。「有力豪族」と「最有力豪族」では、かなり意味合いが変わってくるかと思います。後、続いて「拠点に」とありますが、これは「拠点付近」ではなく「拠点」という書き方をしてしまうと、郡衙正倉として明確なものが見つっているととられかねないので、その点は問題ないかどうか。

事務局：まず、「最有力」かについて。「最有力豪族」とはあまり言わない言い方かもしれませんが、「最有力」といえば、筑波郡内で6世紀後半から7世紀にかけての時期の古墳を見比べた場合に、最も大きな古墳、また石室の規模

も際立っています。そういうことで古墳の在り方としては、地域のトップであることは検証できるかと思います。また「拠点」は、最初は「拠点地域」という書き方をしていましたが、「拠点地域」は「平沢・北条を含むに限る」のか、それとも「桜川を渡って水守というところも含む」のか、その範囲の指定が難しかったので、単純に「拠点」という言葉を使ったほうが伝わりやすいのではないかということで、「地域」という言葉を外しました。

座長：最初の「最有力」についてはそれなりに研究史があるので、反対する人はほとんどいないかと思います。逆に、「地域」については、簡単に言って良いのかとも思いますが、いかがでしょうか。

座員：ほかではどうされていますかね。僕は古墳時代の延長で、拠点の有力豪族の周辺地で史跡に指定されている場所は、ほかにもあると思いますが。そういったほかのところでは、「拠点」という単語は使っていますか。見られるならばよいと思いますが、平沢官衙遺跡では具体的な拠点集落は、見つかっていませんよね。

事務局：言葉が、ほかでどう使われているかは、表現と一緒に検討したいと思います。その後で、「本拠地型郡衙遺跡」という言葉が出てきていますので、「本拠地」というのは、三谷先生からの御指摘のあった表現でして、その「本拠地」という表現をどうしていこうかというところでもあります。なので、今は「拠点」としていますが、今後周りも見回して、検討していきたいと思えます。

座長：難しいですね。「本拠地」「基盤」など、色々な表現があると思います。より語弊のないように検討が必要ですね。事務局と私で調整させていただいてよろしいでしょうか。

事務局：よろしくお願いいたします。

座長：では、そのようにさせていただきます。ほかの点で御意見ございますか。

座員：よろしいでしょうか。P.41の「本質的価値を構成する諸要素」と、4章

以降のつながりが少し分かりにくいと思います。4章以降は「史跡指定地内」「史跡指定地外関係地」、そして「周辺の国指定史跡」の3つに分かれているので、これらが「諸要素」のどこに当たるかを、分かるようにするとつながると思いました。

座長：事務局いかがでしょうか。

事務局：要するに、第4章以降でこの諸要素が、どのように関係しているのかが分かりづらい、ということですね。

座員：はい、よく見ればもちろん分かるのですが、p. 41の表に少し追加してもよいかと思います。大きく変える必要はありません。

事務局：では、後に書いてある「史跡指定地内」「指定地外」を、何かしら表に反映させると。

座員：保存活用計画なので、そのほうがよいと思います。本質的価値をどう保存していくか、どう整備していくかを定めるためのものだと思うので。

事務局：分かりました。こちらにもその説明を入れていきたいと思います。

座長：では、以上の修正で第3章はよろしいでしょうか。次に進みたいと思います。

(3) 第4章

事務局：資料に基づき説明。

座長：前もって指摘した時より、史跡指定地外の課題に、ここは「郡衙」と言いながらも、郡庁が分わかっていない事実があります。正倉以外が未確認であることは課題かと思いますが、この点はぜひ入れていただきたいと事務局には伝えてあります。どうでしょうか、もし入れるとするとp. 43「2 課題」の「(2) 史跡指定地外関係地」の中の文章に入れていただくことになり、続いてp. 44の2行目「また、これらの区域のうち郡庁以外の施設は未確認であり～」といった文章を入れていただくのがよいかなと思いました。そうすると、

その後のつながりが、「これらの区域のうち」を削って「また、これらの区域のうち郡庁以外の施設は未確認であり、郡衙関連施設の広がりも把握できていないため、～」となっていくかなと思います。いかがでしょうか。事務局では語弊はありませんか。

事務局：はい、そのような形で、修正させていただきたいと思います。

座長：ここの部分は、是非入れていただきたいと言及させていただきました。そのほかに御意見ございますか。

事務局：述べ忘れたのですが、p. 51「(2) 史跡指定地外関係地」で、地図では入っていますが、下のところに周辺施設の説明がなかったもので、文保審でも「出土文化財管理センターがあまり機能していない、見学者が来ない」という指摘を受けましたので、こちらにそれらの話を載せています。ここも大きく変わった点です。

座長：せっかく近くにありますが、有機的にという点でも、それを含めていかがでしょうか。

座員：p. 41の表のところ、「2 本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素」の「復元した遺構」の部分、「Ⅱ・Ⅲ期の遺構表示」とありますが、後ろを変えるのであれば、ここは「柱位置」に統一ですね。もう1点が前回も完全に見落としていた部分ですが、p. 42「(1) 史跡指定地内」のところに案内所が入っていますが、確か案内所は指定地外だったように記憶しています。

事務局：案内所と駐車場は指定地外です。訂正します。

座員：同じ話で、案内板も指定地内と外に分けたほうがよいと思います。

座長：ほかに、何かありますか。では、これも、事前に送りましたPDFで事務局に伝えてはいますが、第3節で前回地元のほうから史跡指定地周辺の道路の側溝が劣化している、というお話がありました。その対応が課題だと会議でお話が出てきたと思いますが、今回あえて盛り込まなかったのには、理由がありますか。あるいは第3節の最後辺りに指定地外の関係地ということで、

盛り込むのかといった点ではいかがでしょうか。

事務局：それにつきましては、内部でも相談させていただきたいと思います。

座長：史跡の部門だけの話ではありませんので、市全体の仕事としては、やっ
ていかないといけないかと思っています。是非御検討ください。それでは、次に
進みたいと思います。

(4) 第5・6章

事務局：資料に基づき説明。

座長：第6章は非常に文化財保護の根幹に関わりますので、文化庁と相談した
上で、こういった形がよいということになった変更でしょうか。

事務局：いえ、特に県や文化庁にお話しして決めたという点ではございません。
あくまでも市のほうでこのような形と考えてみたものになります。

座長：他の保存活用計画でも色々な議論が出てくるところだと思いますが、県
文化課さんのほうは、このような形でよろしいでしょうか。

県職員：地区分けを今回A・Bに分けていますが、その後ろのp.59を読んでい
きますと、今後のつくば市での平沢官衙遺跡に関する史跡の保存について、
追加指定も含めて非常に分かりやすくできているので、史跡保存の観点から
はふさわしいのかなと思います。

座長：ありがとうございます。それでは文言や方向性について、大枠では最終
の確認になりますが、いかがでしょうか。先ほど課題のところをお願いした
郡庁のほかの施設、正倉以外の施設が分からない、という課題を入れてくだ
さいといった手前、それを確認する調査の必要性が管理上出てくるとは思っ
ています。その中で指定地外の諸要素では史跡の追加指定をするという文言、
あるいは、上のほうに確認調査により保存措置を検討することとなる、とい
うのが入ってはいるのでよいかという気はするのですが、郡庁を探すとい
うのはやはり課題になると思うので、こういったところに文言として入れた

ほうがよいかは、少し迷うところではあると思います。ですが、市のほうでは積極的に探そう、というつもりは、ないのでしょうか。

事務局：もちろん、できればやりたいことではあります。ただ、状況としてここで「実施します」「いつ実施します」という書き方は難しい状況でもありまして、その辺りの書きぶりをどうするかが課題かと思います。探したいは、探したいです。

座長：お気持ちは非常に分かりますので、「確認調査により保存措置を検討していく」という書き方で、読めるとは思います。なるべく積極的に取り組めるようお願いできればと思います。

事務局：もう少し前向きな表現ができれば、変更の可能性があるということで御承知おきください。

座長：本質的価値に関わる場所ですので、どうしても気になってしまいますね。よろしくをお願いします。

座員：今の部分に関連して、p. 59の4行目以降「保存措置を検討することとなるが、郡衙正倉院の範囲に含まれることが明らか」と書いてしまうと、正倉院というものだけに正確が規定されてしまうので、ようは郡衙の範囲に入っている遺構が出てきた場合、広げておいたほうが、少なくとも保存としてはやりやすいですね。

座長：そうですね。言われてみると、範囲を狭めてしまっている感じはあると思います。やはり、本質的価値に関わる部分を拾う、という文言にしたほうがよろしいですね。「正倉院」という単語を削ってしまってもよいと思います。

座員：私も、そう思います。

事務局：そうですね、「正倉院が広がっている」ということを意識して書き過ぎた結果だと思いますが、「郡衙」だけでもよいかと思いますので、変更したいと思います。

座員：もう一つ、p. 58で気になっていたのが、現状変更取扱基準表の建築物・

工作物の除却の部分が、許可区分がそれぞれ文化庁と市になっていますが、何か理由がありますか。あまり、問題もない気がします。

事務局：一応、こちらは決められているものがあるので、手続き上分けています。

座員：工作物の場合は、土地の改変は必要になるということでしょうか。そちらのほうが、問題があると思います。

事務局：そうですね。もう一度基準を確認して、統一したいと思います。

(5) 第7・8章

事務局：資料に基づき説明。

座員：第8章、p. 62「⑤便益設備その他」について、「歴史的建造物等復元ゾーン」という言葉が出てきますが、通常建造物を含めた文化財関係のところでは「歴史的建造物」と言うと、古い時代のものがそのまま残っているもの、考古学の「遺構」に当たるものを「歴史的建造物」と呼んでいます。なので、ここで「歴史的建造物等復元ゾーン」と言いますと、「復元建物が歴史的建造物である」と読めてしまいますので、言葉を変えていただきたいと。これより前では、「実物大復元建物」という言葉を使っていますよね。ここを「復元ゾーン」だけにするとか、「復元建物等」と表記するとか、御検討ください。

事務局：実はこの「歴史的建造物等復元ゾーン」というのが、第4章の保存管理に出てきまして、最初に整備した時に付けた名称ではあります。ただ、確かにそのように勘違いしてしまう可能性もありますので、もう一度検討したいと思います。

座長：ゾーンの名前として出てくるのですか。

座員：いえ、文化財の中で「復元建物＝歴史的建造物」と、イコールで扱っているのです。いわゆるレプリカ問題もありますし、これは非常にまずいかなと思いますので。

事務局：元々、前の計画の中で「歴史的建造物等を復元したゾーン」ということで付けられているので、「歴史的建造物」とは発掘調査で確認された高床倉庫。紛らわしいように感じるとは思いますが、間違っていないと思うので、ちょっと分かりにくいようでしたら、表現を考えます。

座員：「復元」という言葉は非常に紛らわしいので、適切な言葉をお願いします。古代建築復元とかで、歴史的でなければ、もちろん全く誤解を与えることもないと思いますので。

座長：では、ほかにありますか。

座員：再整備のところで、内容は理解できるのですが、少し言い訳がましく感じてしまうところがあります。例えば再整備事業においても「すべてに対処するものではないことを述べておく」というと、後ろ向きな感じがしてしまいます。実際には、「できるところからやっていきます」という感じですよ。なので、例えば「案内所の積極的リニューアルは時期尚早であるため」などと書かなくても、中・長期的な計画として検討します、といった形で書いていいかと思います。もう一つは、情報発信のホームページは容量の関係で難しいと言ってしまうと、つくば市の容量が少ないことを間接的に指摘していることになります。これも「環境が整い次第、順次対応」といった表現でよいかと思います。内容というよりは、書き方と気持ちの問題ですかね。

座長：私も同感です。あまり言い訳がましいと、なかなか市民に対して説明するのもどうかと思います。もちろん、中・長期的であるということは強調しても構いませんが。

事務局：ここをわざわざ最初に入れた経緯としては、課題の中で今後の整備の参考になるように、細かい課題も含めて、かなり入れたので、それに対して全部蓋ができるわけではないですが、前回の整備の中でも「当然検討に上がったが、同時に二つをとることができなかつたため見送った」という問題がありますので、今回も見送らざるを得ない課題が、出てきてしまうと。で、こ

のことをどこかで位置付けたほうがよいのではないかとということで、冒頭で述べました。なので、そういった説明はしておいた上で、前向きな説明ができるように、書きぶりを検討したいと思います。そしてホームページの話ですが、容量の課題というのは恐らく先々の解決でして、むしろ新しく平沢官衙遺跡のホームページを外部に立ち上げる必要があるかどうかです。それは整備の中でやっていくという、書き方になると思いますが。また、ガイダンス施設については、体験学習に関する施設を新しく作るというのがよいのかどうか、それを含めてここに書いてあるとおりではあるので、それを含めて書き方を検討して修正していきたいと思います。

座長：具体的な整備については別途検討されるということだと思いますので、難しいことは重々承知しておりますが、書き方を検討してください。

事務局：もう一つ。ガイダンスの考え方についてですが、教育委員の方から、「あそこに1クラス分の人数を集めて見られるような施設が、本当に必要なかどうか」という御意見をいただいています。そういった部分は、学校の先生たちからはインターネットから見られる動画ですとか、そういう部分に任せて、ガイダンスはあくまで実物を見ることに関心のある人たちがじっくり見る、という場所でよいのではないかと思います。あの場所に1クラス集めて説明することだけが方法ではないのではないかと、という意見もありましたので。それも含めての書き方になります。以上です。

座長：分かりました。市民の皆さんと一緒に積極的に守っていこうという、方向性が示してあればよいかと思います。よろしく願いいたします。

(6) 第9・10・11章

事務局：資料に基づき説明。

座員：第10章の表について。この表が今後の事業の根拠になっていくので大事かと思います。活用は少し難しいかもしれませんが、保存と整備のほうで、

せめて史跡地内・史跡地外の課題で区分したものが、この表でも「史跡の中
ではこう、史跡の外ではこういったことをやります」と示されていると、よ
り分かりやすいかと思いました。

事務局：はい。内容的には史跡地内よりも、史跡地外のほうが多いと思います
ので、そういったものも分かるように分けて書いてみたいと思います。

座員：そうですね。史跡地内の課題ももちろんあると思いますので、加えてい
ただければと思います。

座長：ここをもう少し整理するとなると、整合性もあるので、また修正して書
面でのやりとりが必要になるかと思います。

事務局：いずれにせよ、今回いただいた意見をまとめた最終案については先生
方に送りまして、御確認をお願いしたいと思います。実際の細かい文言やレ
イアウト・見せ方については、教育委員会の意見も踏まえた上で、印刷まで
に微修正はできるかと思いますので、そこであまりおかしくない程度に修正
が加わります。

座長：分かりました。確認の機会はまだ一度あるということで、その上でお気
付きの点をお願いします。

座員：1点よろしいですか。事業計画で、突然の台風や災害で緊急的に屋根が
破損とか、そういったものに応急的な手当てをする、ということを入れてお
いたほうがよいと思います。万が一何かがあったときに「それは事業計画と
違う、おかしいですよ」と指摘されてしまうと、今の建物よりも更にひどい
状況になってしまう可能性もありますので。その辺りについては、どうお考
えですか。

事務局：当然復元建物も含めて、施設として守っていかなくてはいけないとこ
ろです。継続という所に、ここでは軽微の修繕等としかありませんけども、
緊急時の修理という所で位置付けしておきたいと思います。

座員：全体の方針について。本質的価値に筑波山や背後の山々の景観というも

のが入っていて、重要な目的で挙げられていましたが、後半になってくるとあまりそのことに触れられていません。「開発がないから大丈夫でしょう」とどこかに書かれていましたけど、先ほど史跡近くの道路建設の話をしていただいたので、できれば景観の部局と連携するなど示していただけるとよいと思います。可能であればですが。何か起こってしまうと困るので。

事務局：景観法での保全ですとか、そういったことを考えると地区住民への影響が大きいということで、正直、どこまで踏み込んだらよいか悩ましいところではあります。なので、逆に景観法で保存されているというと、かなり工面をして、地区の人に了解をいただかないと、書けない内容になってしまいます。なので、そこまでの書き方をしないで、景観への配慮をどこかでこれからやっていくこととしては、書ける工夫をしたいと思います。ちょっと、まだ、どこにどう書くかは考えがまとまってはいませんが。

座員：そこまで強く言わなくてよいとは思いますが、予防線を張れるような言葉を入れておけたらよいかと思います。

事務局：工夫します。

座長：難しいところですが、文化財保護の行政としては、他部局とどうやって連携していったら、何をどう守っていくかが一番の課題になりますので、一番触れなくてはいけない部分かと思います。埋蔵文化財だけでしたらある程度のやり方はあると思いますが。そうすると保存管理の中に入れるか、運営体制のところでは他部局との連携の中に入れ込んでいくかが問題ですが、市独特の部署との関係もあるでしょうから。

座員：無理に修正していただく意見ではないので、できればということです。

事務局：分かりました。

座長：ほかに全体的に御意見はありますか。

県職員：今、一般的に、保存活用計画や整備基本計画というのが、茨城県でも各地で作られておまして、そのときの指導基準になっているのが、計画を概

ね 10 年スパンで見直してほしい、ということです。整備基本計画でしたら 10 年間で何をする、という細かい計画を立てることができますが、今回は数字を概ね 20 年程度にさせていただいて、10 年以上は長期計画とする形で入れていただければよろしいかと思えます。後、先生方の御意見をいただいて立派な計画ができつつあると思えます。少し見させていただくと、図版番号の重複があったり、誤字・脱字もいくつかあったりします。最後の読み合わせを行う機会を参加することもあります。20 時間読み合わせをしても誤字脱字が出てしまうケースもありますので、丁寧に仕上げさせていただきたい。以上です。

座長：私からも、最後にそれをお願いしようと思っていました。番号を含めてどうもいくつかありそうですので、体裁を整えていただくのも、事務局にお願いしたいなと思えます。第 10 章の計画の表に関わるころですが、ある程度の短期、10 年程度の中期、20 年程度の長期、ということで異論自体は、ございませんか。

事務局：この計画期間の 10 年～20 年が、一般的な計画と比べて長いというのは、課内でも検討したことではあります。後から送りました訂正版を見ていただきますと、20 年とする理由の一つとして、建物の特性上例えば差し茅や部分的な修理をすとか、そういったものを踏まえまして修理・点検のサイクルを 20 年スパンで考えたものになります。そういったサイクルを考えると 10 年は短いのではないか、というのが一つです。後、10 年計画にするとほとんど整備の話が主体になってしましまして、その先の長いところまでが見通せない状況というのもあって、あえて 20 年にしています。それなので文言で修理・点検のサイクルを基にして、というのを追加したい、という状況です。これについては文化庁のほうから意見をいただくことはあると思えますが、市としてはこういったこととしたいと思えます。以上です。

座長：この辺りとしては、こういった形としておくとして、文化庁にも相談さ

れるでしょうから、この計画の今後の見直しのスケジュールも念頭にあるか
と思いますけれど、その辺りは擦り合わせをしていただいでよろしいでしょ
うか。

事務局：今の10年めどの計画の調整という書き方はしておりますので、そこと
計画自体の長さは文化庁にも意見を聞いていくことになるかと思ひます。

座長：分かりました。では、全体的によろしいでしょうか。それでは大枠という
ことで、今の修正点を踏まえて後は事務局でしっかり作っていただいで、最
終確認を書面で各自お願いして、それぞれの意見を反映していただくという
余地はあるということによろしいですね。では、司会を事務局に戻します。

事務局：どうもありがとうございました。今後のスケジュールとしましては、
まず今回いただいた意見を含めて教育委員会で諮る最終案を早急に作りたい
と思ひます。それについて先生方にもお送りいたします。教育委員会の中で
も御意見いただくことあるかと思ひますので、それも踏まえて最終的に印刷
・製本し、図書館等への配布を考えております。それまでに最終的な調整、レ
イアウトをして、完成をしたいと思ひます。まず最終案の御確認と、教育委
員会後の最終的な印刷前段階での確認とのことで、そこでも御意見あればで
きるだけ汲んで反映したいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたしま
す。

後、来年度以降について。最初に座員の先生方にお話ししてあったと思ひ
ますが、保存活用計画の策定をもって、保存活用計画策定懇話会としては役
割を終了することになります。引き続き再整備事業で来年度基本設計を作
っていくことになると思ひます。そちらも懇話会を設立して、差支えなけれ
ば、引き続き同じように検討していきたいと考えています。最初にお話しし
てあったかとは思ひましたが、念のため。また御意見お伺ひしたいと思ひ
ますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

では、この懇話会としては、会議は最終回となります。まだまだ問題はあ

りますが、なんとか形として出来上がったのではないかと思います。また今後とも平沢官衙遺跡の事業に御協力いただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

史跡平沢官衙遺跡保存活用計画策定懇話会 第4回会議

～ 次 第 ～

日時：令和3年(2021年)2月9日(火)午前10時00分～

会場：つくば市役所5階501会議室

1 開会

2 挨拶

3 議事

(1) 「史跡平沢官衙遺跡保存活用計画」全体の検討

4 閉会

国史跡平沢官衙遺跡 保存活用計画

つくば市教育委員会

令和3年（2021年）3月

目 次

第1章 計画策定の沿革・目的	
第1節 計画策定の沿革	1
第2節 計画の目的	1
第3節 委員会の設置・経緯	2
第4節 他の計画との関係	3
第5節 計画の実施	7
第2章 史跡平沢官衙遺跡の概要	
第1節 指定に至る経緯	8
第2節 指定の状況	8
第3節 史跡の環境	12
第3章 史跡平沢官衙遺跡の本質的価値	
第1節 史跡などの本質的価値の明示	38
第2節 新たな価値評価の視点の明示	39
第3節 構成要素の特定	40
第4章 現状と課題	
第1節 保存管理	42
第2節 活用	44
第3節 整備	47
第4節 運営・体制の整備	54
第5章 計画の大綱・基本方針	56
第6章 保存管理	
第1節 方向性	57
第2節 方 法	58
第7章 活用	
第1節 方向性	60
第2節 方 法	60

第8章 整備	
第1節 方向性	62
第2節 方 法	62
第9章 運営・体制の整備	
第1節 方向性	64
第2節 方 法	64
第10章 施策の実施計画の策定・実施	65
第11章 経過観察	66

第1章 計画策定の沿革・目的

第1節 計画策定の沿革

茨城県つくば市の北部に位置する平沢官衙遺跡（以下本遺跡とも記す）は、古代律令制下の常陸国筑波郡衙正倉院に比定される遺跡である。昭和50年（1975年）から県営住宅団地建設に先立って実施された発掘調査により、官衙的色彩の強い遺構群が確認され世に知られることとなり、保存運動の結果、昭和55年（1980年）12月4日付けで国の史跡指定を受けた（当時は茨城県筑波郡筑波町）。旧筑波町は翌55、56年（1980、81年）度に指定地を買収、57年（1982年）度には古代郡衙の復元整備事業を計画したが実現には至らなかった。その後、つくば市誕生後の平成4年（1992年）度から本格的に事業が開始されることとなり、5・6年（1993・94年）度に範囲及び遺構確認のための面的な発掘調査を実施、8年（1996年）度に全体基本計画、9年（1997年）度に立体復元建物基本設計を作成し、14年（2002年）度までの6年で復元整備工事を行った（調査、整備とも指導委員会を組織）。15年（2003年）4月「平沢官衙遺跡歴史ひろば」として開園した。

開園時に年間2万4千人弱だった入場者数は、年度毎には増減を繰り返しながらもほぼ倍増し、現在は年間5万人前後が訪れる史跡公園となっている。しかし、ここ数年の入場者数は頭打ちの状況であり、見学環境の向上と史跡の価値を伝えることにより、更なる増加を図らなければならない。それとともに、復元建物や柱表示建物等の施設では老朽化が顕著となっており、今すぐに修復に着手せねばならない状況になっており、今後の保存管理の体制を構築していくためにも、計画策定を検討するに至った。

第2節 計画の目的

関東平野の北東部にそびえる筑波山（標高877m）の南麓に広がるつくば市は、国家プロジェクトで建設された筑波研究学園都市で知られ、平成17年（2005年）のつくばエクスプレス開業による発展も加わり、人口増加が進む都市である。その研究学園都市も昭和38年（1963年）の閣議了解、7年後の建設開始から50年以上経過し、周辺の伝統ある集落とともにつくば市の歴史そのものになっていると言える。昭和62・63年（1987・1988年）と平成14年（2002年）に計6町村が合併したおおよそ南北30km（東京23区とほぼ同じ）・東西15km（同ほぼ半分）、面積約284km²の現在のつくば市には、旧石器時代以来約4万年の人々の生活の痕跡が数多く残されている。市内に所在する国・県・市の指定文化財件数は、国7件、県29件、市83件の計119件で、さらに国の登録有形文化財6か所23件、埋蔵文化財包蔵地627か所、市独自の保護制度であるつくば市認定地域文化財1件があり、つくば市のみならず、県や国を代表するような物件も多い。また、市の文化財や歴史を物語る資料館は小規模館5館が散在しており、本施設は平沢官衙遺跡歴史ひろばとして、つくば市展示施設条例により設置されている。

つくば市の人口は、筑波研究学園都市の総合起工式が行われた翌年、昭和45年（1970年）の常住人口が78,110人だったのに対し、令和元年（2019年）には240,987人と約50年でほぼ3倍に増えており（『統計つくば』令和元年度版。各年10月1日現在）、市外からの移住者が多いのがつくば市の特徴の一つといえる。文化財は新旧住民を含む市民全体

の財産であることから、つくば市の歴史や文化財を知り、残していくことは非常に重要である（つくば市が積極的に取り組んでいるSDGsの11番目の目標「住み続けられるまちづくりを」の中のターゲット4が「世界の文化遺産および自然遺産の保全・開発制限取り組みを強化する」となっている）。そしてその中心を担ってきたのが平沢官衙遺跡での保存・整備・活用の取り組みであるが、近年では復元建物の経年劣化等により活用に支障が生じている。

つくば市の文化財保護行政全体の基本計画としては、平成31年（2019年）2月に策定した『つくば市文化財保存活用計画』がある。個別計画として実施してきた平沢官衙遺跡に続き小田城跡の復元整備事業が平成28年（2016年）度に終了するなど、大規模事業が一段落したことを受け、それらの維持管理も含め、全体的に現状と課題を整理し今後の基本的な方針を定めたもので、当然のことながら、平沢官衙遺跡歴史ひろばの復元建物等の修復はできるだけ早く着手する取組として挙がっている。

以上のような経緯を受け、現状での平沢官衙遺跡の状況を整理した上で、今後の保存や再整備を含む維持管理、活用の基本方針を定めることを目的に『平沢官衙遺跡保存活用計画』（以下、本計画と記す場合がある）を策定する。

第3節 懇話会の設置・経緯

本計画の策定において、「史跡平沢官衙遺跡保存活用計画策定懇話会開催要項」に基づいて、史跡平沢官衙遺跡保存活用計画策定懇話会を開催した。懇話会は考古学、文献史学、建築学、庭園学の学識経験者とともに、地元平沢地区区長で組織し、文化庁文化財第二課、県教育庁総務企画部文化課の指導・助言を得た。事務局は市教育局文化財課が担当した。

令和2年（2020年）

8月 第1回策定懇話会

- ・現地の状況確認
- ・史跡の概要・本質的価値について

10月 第2回策定懇話会

- ・保存管理方法
- ・活用方法

12月 第3回策定懇話会

- ・整備計画
- ・行動計画

令和3年（2021年）

1月 文化庁協議

2月 第4回策定懇話会

- ・修正のとりまとめ、最終確認

○史跡平沢官衙遺跡保存活用計画策定懇話会名簿

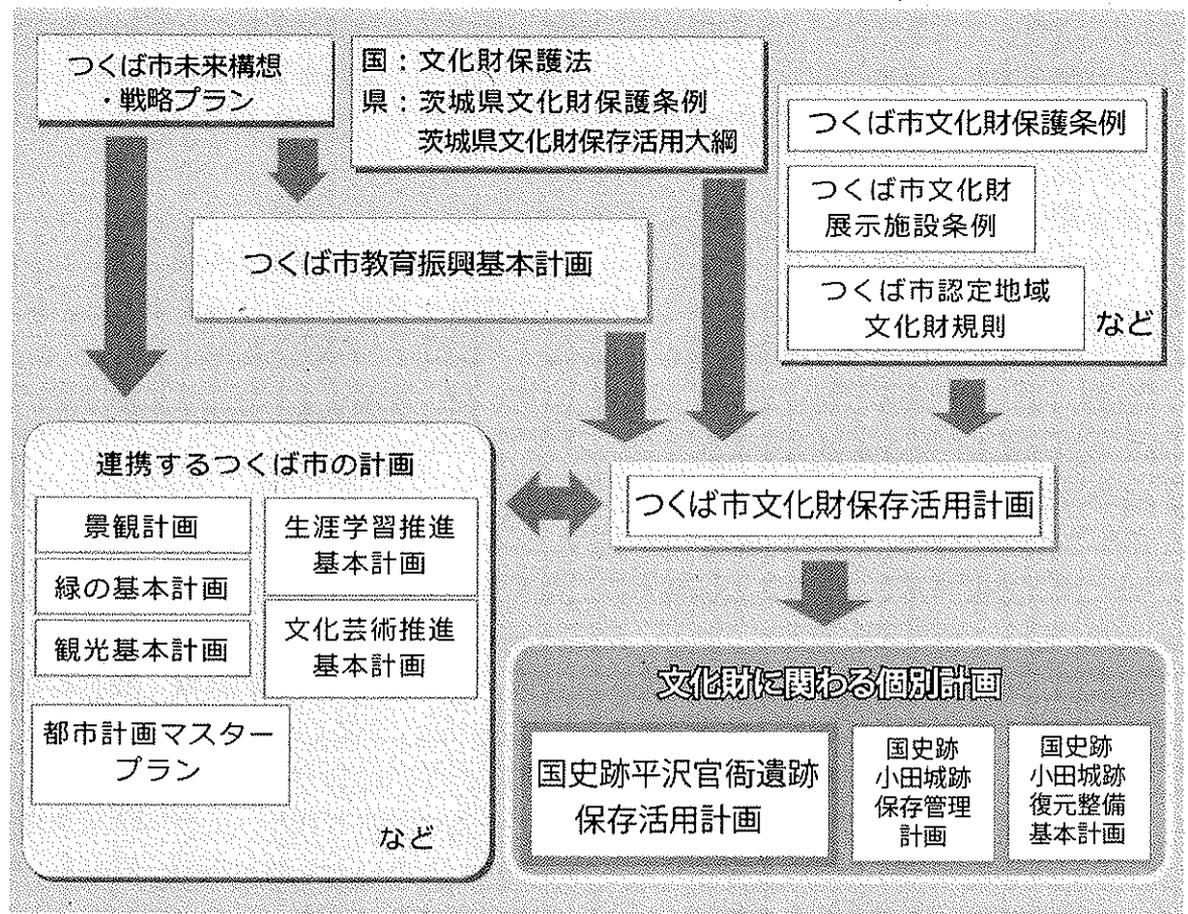
学識経験者（考古学）	田中 裕	茨城大学人文社会科学部人間文化学科	教授
学識経験者（文献史学）	三谷芳幸	筑波大学人文社会系歴史・人類学専攻	准教授
学識経験者（造園学）	黒田乃生	筑波大学芸術系	世界遺産専攻 教授
学識経験者（建築学）	海野 聡	東京大学大学院工学系研究科建築学専攻	准教授
地元代表	桜井 茂	平沢地区区長	
指導・助言	浅野啓介	文化庁文化財第二課史跡部門文化財調査官	
	松本直人	茨城県教育庁総務企画部文化課課長補佐	
	齋藤和浩	茨城県教育庁総務企画部文化課文化財保護主事	

第4節 他の計画との関係

1 本計画の位置付け

つくば市では、目指すまちの姿やその実現のための基本的な方針等を示した『つくば市未来構想』と、市の主要な施策等を示した『つくば市戦略プラン』に基づきまちづくりを行っている。これらに加え、市の教育に関しては、『つくば市教育振興基本計画』がすでに策定されており、これらを上位計画に位置付けて『市文化財保存活用計画』が策定されている。

また、つくば市の基本計画類のうち、文化財課との検討を経て庁内各部局が策定した文



第1図 各種計画の相関図

化財の保存・活用に関連している『景観計画』、『生涯学習推進基本計画』、『緑の基本計画』、『観光基本計画』、『文化芸術推進基本計画』、『つくば市都市マスタープラン』などを『保存活用計画』と並立し連携する計画とした。さらに、『保存活用計画』に基づいて『国史跡小田城跡保存管理計画』、『国史跡小田城跡復元整備基本計画』などの個別計画を位置づけており（『国史跡平沢官衙遺跡復原整備基本計画』は既に終了）、本『平沢官衙遺跡保存活用計画』もここに含まれるものである。

2 関連基本計画類概要

市の諸計画に盛込まれる文化財保護行政は、以下のとおり多岐にわたる。

(1) 上位計画

① 『つくば市未来構想』（令和2年（2020年）3月）

21世紀半ばまでを計画期間とした市のまちづくりにおける基本的な指針。「魅力をみんなで創るまち」の中で、「つくばの資産と新たなセンスが融合することで新しい魅力が創り出される」とされ、「つくばの資産」の中には、豊かな自然環境、歴史と文化等が含まれている。

② 『つくば市戦略プラン』（令和2年（2020年）3月）

「つくば市未来構想」に掲げられた未来の都市像実現に向け、効果的・効率的に取り組むために策定され、戦略的・計画的に施策を展開している。基本施策I-2「資源をみがき、魅力あふれるまちをつくる」の中の個別施策I-2-③「文化芸術の推進及び文化財保存と活用」の主要プロジェクト中で、「史跡の保存活用計画を策定し、平沢官衙遺跡の再整備をする」と述べられている。また、指標として、文化財展示施設（5施設）の利用者数76,130人（過去3年間の年間平均）を84,000人（2024年度）に増加させるとしている。

③ 『第2期つくば市教育プラン』（平成28年（2016年）8月）

「未来をひらく、やさしく、しなやかで、たくましい 幼児・児童・生徒の育成」を基本理念として、「夢・感動のある楽しい学校」の創造を目指すために策定された。基本方針2「豊かな心と 健やかな体を育む」の施策1「豊かな心を育む教育の充実」の中で、「伝統・文化等に触れる教育の推進」が謳われている。計画期間が令和2年度で終了するため第3次計画策定が進行中。

(2) 連携する計画

① 『つくば市景観計画（第1回変更）』（平成24年（2012年）6月）

つくば市景観計画では、良好な景観形成に関する方針、良好な景観形成のための行為の制限に関する事項などを定めており、建築物等の良好な景観形成を誘導する。つくば市の景観特性と景観構造として、「歴史的文化財が作り出す文化的景観、魅力ある商店街の既成市街地の景観など、特徴的な景観も形成されている」と記述されている。

② 『第2次つくば市生涯学習推進基本計画』（平成28年（2016年）1月）

生涯学習関連事業を体系的かつ効率よく推進するため策定された。生涯学習関連施設として、文化財展示施設類の小田城跡（当時未完成）を除いた4館が挙げられている。また、施策の柱4「絆づくりと地域づくりに向けた学習機会の提供」において、文化財保護や歴史・文化の継承などを通じて、人と人、地域と地域が結びつき、ともに成長して

いけるような学習機会の提供を進めます」とある。計画期間が令和2年度で終了するため第3次計画策定が進行中。

③ 『つくば市都市マスタープラン2015』（平成28年（2016年）1月）

つくば市における各種の都市計画を定めていくための指針となるもの。まちづくりの目標1「豊かな自然・農村・文化・街並みを守り、引き継いでいくまち」とあり、古くから培われてきた歴史・文化と研究学園地区が織りなすつくばの特徴ある街並みは将来にわたって守り引き継いでいくべき貴重な資産であると述べられている。目標2「地域文化・科学技術をいかし、世界に貢献する、活力あるまち」とあり、筑波山、小田城跡、農村集落等が生むつくば独自の地域文化や研究機関の集積などつくばならではの資源を最大限にいかし、新たな産業の振興を推進すると述べられている。

④ 『つくば市緑の基本計画（改訂版）』（平成28年（2016年）3月）

つくば市が長期的な視点から定める緑とオープンスペースに関する総合的な計画。都市公園以外の公園緑地の一つとして、史跡が17件（天然記念物含め緑として捉えられるもの）挙げられている。また、これまでの主な緑の推進施策の実施状況の中に、つくばライフを楽しむ緑の拠点づくりとして小田城跡の整備、新たに整備する緑の拠点として金田官衙遺跡を含むオープンスペースの整備が挙げられている。

⑤ 『第2次つくば市観光基本計画』（平成29年（2017年）3月）

つくば市の観光分野の大きな方向性を示し、施策を展開している。計画の基本理念である「つくば市の資源をいかし、世界を魅了するまちへ」の資源の中には歴史と文化も含まれており、基本方針には「自然・科学・歴史をいかした観光プログラムづくり」とある。主な取組として自然環境をいかした観光プログラムの推進とあり、具体的には小田城歴史ひろば等を活用した観光ルートの開発などが挙げられている。

⑥ 『つくば市文化芸術推進基本計画』（平成31年（2019年）3月策定）

つくば市の文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため策定。計画の基本的方向の一つとして「多様な文化と伝統が調和するまちつくば」を掲げ、この基本施策として「地域に根付いた伝統の継承・発展」を挙げている。ここでは、「つくばに根付く歴史的、芸術的、学術的な魅力・価値を有する有形・無形の文化財等、地域の貴重な文化資源を保存、継承」とするとともに、「観光資源としても活用していく」と述べられている。

3 『つくば市文化財保存活用計画』における平沢官衙遺跡の現状と課題及び施策

現在のつくば市の文化財行政の基本計画となる『つくば市文化財保存活用計画』で記載されている平沢官衙遺跡に関わる内容は、以下のとおりである。

(1) 現状

市全体の歴史や文化財を網羅するような本格的・統一的な博物館はない中、文化財等の展示施設として小規模な施設が5館あり、平沢官衙遺跡等の国指定史跡を復元整備して展示する施設である歴史ひろばは、つくば市の文化財活用の大きな特色となっている。

各展示施設では、常設展示だけでなく、テーマを決めて市庁舎も含めたいくつかの展示施設を回る巡回企画展を開催しているが、本歴史ひろばは展示スペースが狭いためその会場とはなっていない。しかしながら、企画展に併せた史跡巡り、学校教育における

本市独自の科目である「つくばスタイル科」において歴史や文化財を取り上げられていることによる施設の展示解説や出前講座、社会教育事業で市内の研究施設等を巡る「ちびっ子博士事業」への協力も行っており、全展示施設の入館者数合計約7万人のうち7割以上を平沢官衙遺跡歴史ひろばが占めている。文化財を活用する環境整備として行う案内標識・説明板の設置や解説本・パンフレットの刊行等では、他の文化財と比べて本遺跡は突出して充実している。平沢官衙遺跡歴史ひろばでは、開園を契機として地元の方々を中心に結成されたNPO法人と管理・活用面で深く協働している。

第1表 文化財展示施設等の概要

No.	施設名	所在地・電話番号	建物延床面積 (㎡)	主な設備等
1	桜歴史民俗資料館	つくば市流星台 61-1 電話 029-857-6409	547.36 ㎡	<ul style="list-style-type: none"> ・県指定有形文化財「古来の板碑」 ・考古資料、民俗資料等の展示 ・展示室・収蔵庫
2	出土文化財管理センター	つくば市平沢 81 電話 029-867-4757	本棟 804.9 ㎡ 別棟 295 ㎡	<ul style="list-style-type: none"> ・出土遺物の収蔵・整理作業及び一般公開展示のための施設
3	平沢官衙遺跡歴史ひろば	つくば市平沢 353 電話 029-867-5841	案内所 72.87 ㎡ 高床式校倉 61.33 ㎡ 高床式板倉 126.41 ㎡ 高床式土倉 125.32 ㎡	<ul style="list-style-type: none"> ・8～10世紀の筑波郡の役所跡を歴史公園として復元整備 ・高床式倉庫跡を、中央に位置する3棟は実物大復元、他は東柱表示、礎石表示で復元 ・案内所では復元整備記録を映像で紹介
4	小田城跡歴史ひろば	つくば市小田 2377-1 電話 029-867-4070	案内所 283.21 ㎡ 四阿 61.62 ㎡ 土塁内手洗所 43.00 ㎡	<ul style="list-style-type: none"> ・戦国時代の小田城を歴史公園として復元整備 ・土塁や堀、池のある庭園を再現 ・案内所では小田氏と小田城の歴史を、展示と映像で紹介
5	谷田部郷土資料館	つくば市谷田部 4774-18 電話 029-836-0139	804 ㎡	<ul style="list-style-type: none"> ・谷田部地区の出土品や谷田部藩資料、民俗資料を展示 ・古民家の屋内の復元 ・江戸時代の発明家「飯塚伊賀七」が製作した木製和時計の実物や復元品などを展示

(2) 課題

指定文化財でも指定後の状況・環境の変化の把握ができていないものが多くある。

また、施設のあり方について、施設や設備の老朽化が進んでおり、古くなった展示の更新も行われていないことから、各地に展示施設を残すことで利用者の利便性を考慮して現状を維持していくか、統一的施設を設けて統廃合していくか、検討する時期に来ていると考えられる。

さらに、現在、部分的に行われているボランティア団体やNPO法人・市民団体との協働を、市全体に広げていく取組が必要となる。

文化財展示施設や市管理文化財の維持管理費の中でも、特に歴史ひろばでの、植栽管理・草刈り等費用や老朽化（施設・設備以外にも、各施設展示品・歴史ひろば復元物類）に伴う修繕費は年々膨張しており、効率化の努力と工夫が必要となる。中でも平沢官衙遺跡では、復元建物の屋根や建物の平面表示等で経年劣化が著しく、早急な対処が求められている。国指定史跡の修復整備事業を実施するには史跡毎に保存活用計画を策定したうえで、文化庁との協議・調整が必要である。

第2表 文化財展示施設等の利用者数

	令和元 年度	平成30 年度	平成29 年度	平成28 年度	平成27 年度
1 桜歴史民俗資料館	8,064	7,809	3,204	3,621	2,780
2 出土文化財管理センター	58	126	119	107	231
3 平沢官衙遺跡歴史ひろば	50,689	46,508	52,478	51,346	55,051
4 小田城跡歴史ひろば	19,853	21,204	17,479	17,170	-
5 谷田部郷土資料館	3,948	4,591	1,031	1,597	1,661
計	82,612	80,238	74,311	73,841	59,723

(3) 施策

継続する取組

- ・歴史や文化財の周知を進めるため、展示施設で常設展示内容を更新する以外にも巡回企画展を開催し、講演会・講座等を文化財課主催のみならず「筑波山地域ジオパーク推進協議会」（市経済部が事務局）等の関係部局と共に、（ジオサイトの重要ポイントとして）関連する平沢官衙遺跡といった文化財を活用する。
- ・平沢官衙遺跡等の歴史ひろばの所在を広く周知するため、市関係部局や地元NPO法人・地元関係団体と連携して、定期的にイベントを開催するとともに、地域振興の拠点としても活用する。
- ・市内小中学校への支援事業として、つくばスタイル科授業での施設解説や出前講座を実施し、市教育研究会社会科研究部、「ちびっ子博士事業」との連携も進める。

新規開始・充実・強化を図る取組

- ・状況に応じて史跡周辺その他の埋蔵文化財の内容確認調査等を進める。
- ・意識調査でも多様な意見があった展示施設のあり方を多角的に調査し、将来的な統一的文化財施設の設置や展示施設の統廃合の要否について検討する。
- ・市民が市の歴史や文化財に触れ、文化財行政を知る機会を作ることを目的に、市が育成・組織する文化財サポーターによる、展示施設や文化財の解説の他、学校支援業務への協力、文化財の見廻り、イベント時の補助、展示の作成等の活動を検討する。
- ・復元建物屋根等の経年劣化が進んだ平沢官衙遺跡歴史ひろばについて、国庫補助事業としての再整備に向けた保存活用計画を策定し、文化庁との調整ができたときには、早期に再整備事業に着手する。

第5節 計画の実施

本計画は、令和3年（2021年）2月に策定し、同年4月から実施する。

今後、史跡内及び周辺において新たに生じた事態への対応や、本市が実施する史跡整備などについては、本計画に基づいて実施していく。また、史跡の価値などを広く周知していくため、保存・活用等を着実に進めていく。

本計画に基づく実施状況・効果については、定期的に点検・評価を実施し進捗評価を行うと共に、広く意見を聴取し、必要性が生じた場合には、計画内容などの修正を行う。

第2章 史跡平沢官衙遺跡の概要

第1節 指定に至る経緯

平沢官衙遺跡は昭和50年(1975年)から52年(1977年)にかけて行われた県営住宅建設に伴う記録保存を目的とする発掘調査で発見された遺跡である。第1期の第1次調査で、官衙的な色彩の強い遺構群が検出されたことから、51年(1976年)「平沢遺跡を守る会」が結成され、署名運動など保存運動が開始された。その後も全3次(第1期調査)に渡る発掘調査が行われ、それに伴い保存運動が盛り上がった結果、53年(1978年)に筑波町長が平沢遺跡の保存を表明、国指定史跡申請書提出に至った。その後、昭和55年(1980年)12月4日付けで国の史跡に指定され保存されることが決定した。

第2節 指定の状況

1 指定告示

名称：平沢官衙遺跡

指定基準：特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準 史跡

官報告示：昭和55年12月4日付け文部省告示第173号

2 指定説明文とその範囲

※指定当時の指定説明文引用

関東の名山・筑波山が起立する筑波の地は、古代より豊かな歴史の展開をみせた地域の一つである。常陸国風土記によれば、筑波の地は、古く筑波の県、あるいは紀の国と呼ばれたと伝え、また筑波国造の治める所であった。その由緒をうけつぐ筑波郡は、筑波山の南麓を中心に定められ、その郡家の所在については現在の筑波町北条の地に比定されてきたが、平沢遺跡はその一角に当たっている。

郡家の推定地は、筑波山の南方で、西に突出する平沢山と通称される小丘陵の南の比高五～一〇メートルほどの台地上にあって、台地の南方の平野には、条里制遺構が広がる。台地は西にある中台台地(東西約五〇〇メートル・南北約一〇〇〇メートル)とその東に浅い谷をへだてて相對峙する不正形な島状をなした、平沢台地(東西・南北約二五〇メートル)がある。二つの台地からは、奈良・平安時代に属する瓦や土器等の出土品、礎石の遺存が知られてきており、郡家あるいは郡寺かとする説が立てられていた。特に平沢台地では、礎石状の石の遺存がかなり広範囲に知られていた。

この平沢台地で、茨城県住宅供給公社による団地造成が計画され、昭和五〇・五一年にかけて三次にわたる発掘調査が茨城県教育委員会により行われ、この遺跡の内容が判明してきたものである。調査された遺構としては、規則的に配列された掘立柱建物群、礎石群、基壇状高まり部分、竪穴住居跡、及びそれらを取り囲むとみ

られる大溝が主なものである。

掘立柱建物群は一二棟以上確認されている。全て方形の大きな掘方を持ち、建物身舎内にも柱を持つ、いわゆるべた柱の倉庫とみられる建物である。建物規模は最大のもので一五×七・二メートル、比較的多いもので九×六メートル程のものであり、二間一間のもの一棟・三間二間のもの六棟・四間二間のもの一棟・三間三間のもの一棟・四間三間のもの一棟・五間三間のもの二棟等がある。その柱間寸法は七尺から一〇尺に達する大規模なものがほとんどである。建物の配置は西方では南北棟建物が南北に並び、中央部分では東西棟建物が東西に並んでおり、東方では向きを変えた東西棟建物が東西に並列し、また南よりにも建物の存在していたことが知られる。これらの建物群があるところには、柱掘方の重複や列状をなした掘方が多くあり、また建物の方向から見て同時存在とみられないものであって二回以上の造営があったことが知られ、このことから一二棟をはるかに越える建物群の変遷があったことをうかがわせている。

基壇状の高まり部分は、東方に二カ所が一辺一〇メートルを越す状態で認められ、また中央部分の掘立柱建物の上層で版築が遺存していたといわれ、礎石の遺存と合わせて考えると、掘立柱建物に遅れて多くの基壇建物が建てられたことが知られる。礎石は東方の高まり部分にもいくつか遺存し付近の掘立柱建物群の上にも若干遺存している。また北辺の大溝の北方にも礎石群の遺存が確認されている。中央から西方にかけて遺存した礎石は一部据わったままのものがあるが、すでに大部分は道路脇等に移されていた。なお掘立柱建物に先行する鬼高式期以前の堅穴住居跡二カ所が検出されている。

これらの遺構をとり囲む形で、大溝が台地の北辺と西辺で確認された。溝の幅は二メートル以上、深さ一メートル程度のもので、西北の角から東に一三〇メートル以上、南に一二〇メートル以上続くことが判明した。地形との関連から台地中央部を方形にとり囲むものかと考えられている。

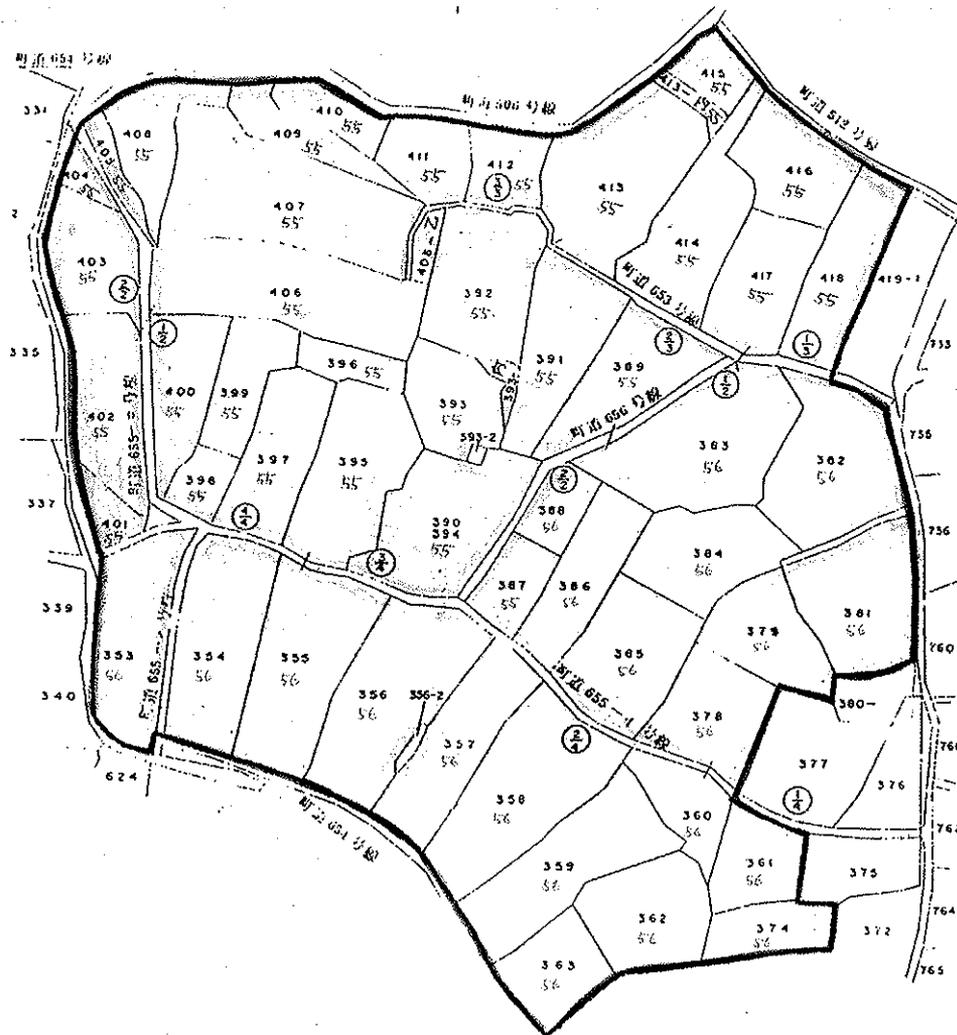
堅穴住居跡からの土師器を別として、遺構上から出土した出土品としては、瓦片や内黒土師器を含む土師器・須恵器が少量あり、遺構の年代をうかがわせる。

以上、調査の結果として、平沢遺跡は、島状の台地中央の大部分を大溝でとり囲み、この内部に掘立柱建物による多数の倉庫群を計画的に配置したものであり、倉庫群は何回かの建替えがあり、後に礎石を用いた建物に建替えする等の変遷をへたことが判明した。その使用時代は瓦や土器から奈良・平安時代に属する。このような柱間寸法一〇尺にも達する倉庫群のあり方は、地方官衙の一形態であることは明らかである。他の地方官衙のあり方に比較すると郡の正倉と考えるのが、最も妥当であろう。なお平沢遺跡に西接する中台の台地は、その広さや平沢遺跡と同様な出土品及び礎石等からみて関連した遺跡が埋れていることが予想されている。平沢遺跡は発掘された地方官衙としてこの地方の歴史の研究上重要な意義を持つもので

あるだけでなくこの種の遺跡として代表的なものであるので指定し保存を図るものである。

(所在地) 茨城県筑波郡筑波町大字平沢字平

(地番) 353番、353番1、354番、355番、356番、356番2、357番、358番、359番、360番、361番、362番、363番、374番、375番3のうち実測287.68㎡、378番、381番1、382番、382番1、383番、384番、385番、386番、387番、388番、389番、389番1 390・394番(合併)、391番、392番、393番、393番2、395番、396番、397番、398番、399番、400番、400番1、401番、401番2、402番、403番、404番、405番、406番、乙406番、407番、408番、409番、410番、411番、412番、413番、414番、415番、416番、417番、418番



第2図 指定時史跡範囲地籍図

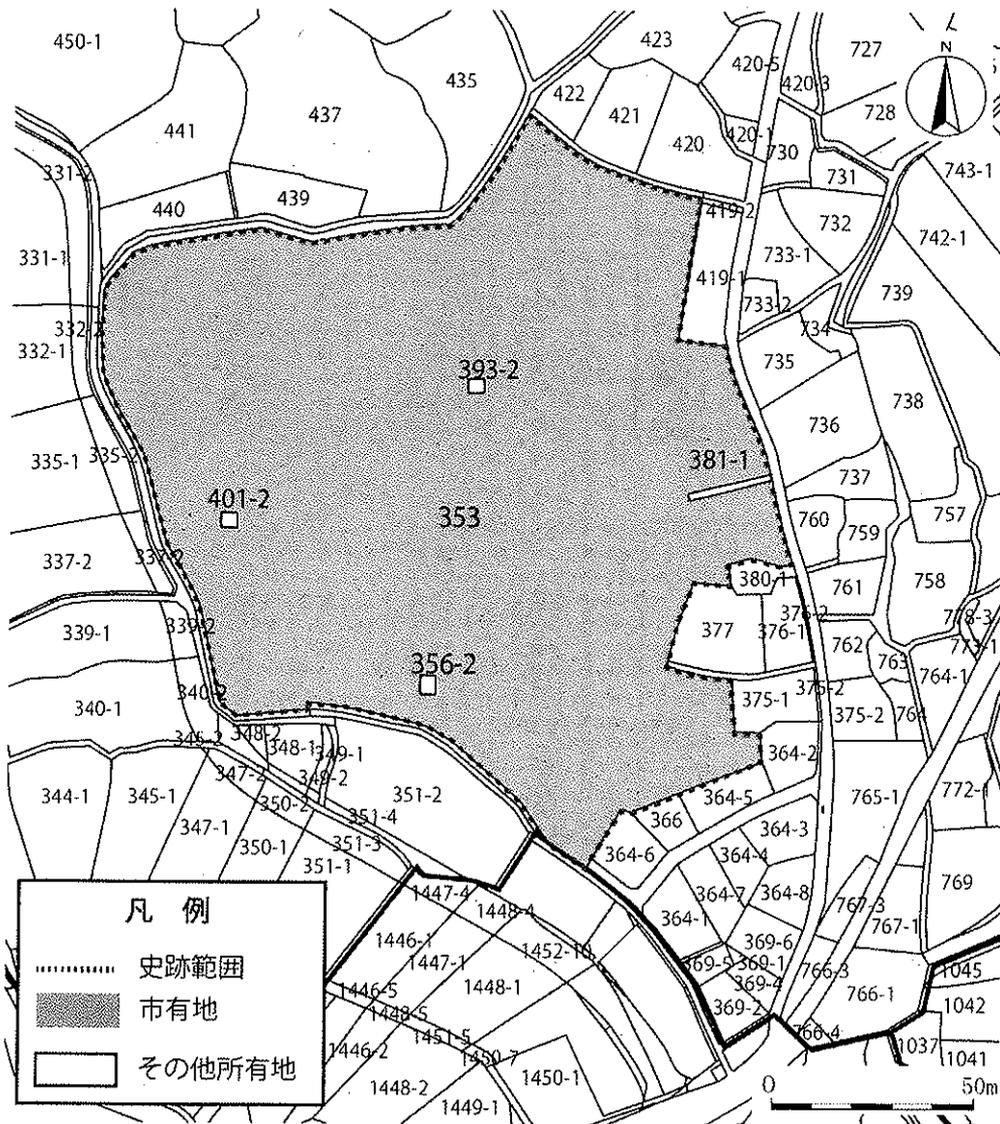
3 指定地の状況

(1) 土地所有の状況 (第3図)

国指定史跡平沢官衙遺跡は、昭和61年(1983年)の合筆及び地籍更正により、つくば市大字平沢字平 353 番地他4筆、面積 32,445 m²となっている。このうち 353 番地の 32,315 m²、指定地の 96%が市の所有地となっており、356 番2、381 番1、393 番2、401 番2の4筆 130 m²に国有地が残っている。

(2) 土地の利用状況

国指定史跡範囲を「平沢官衙遺跡歴史ひろば」として復元整備し、公開している。管理団体の指定はされていない。



第3図 史跡範囲地籍図

第3節 史跡の環境

1 自然環境

(1) 位置と地勢

つくば市は、茨城県の南西部に位置し、茨城県の県庁所在地水戸市から南西に約50km、首都東京からも北東に約50kmの距離に位置しており、面積は283.72 km²は県内で4番目の広さになる。北に関東の名峰筑波山を擁し、東方にはわが国第2位の面積を有する霞ヶ浦を控え、あわせて水郷筑波国定公園に指定されている。また、筑波山地域を除く市域の大部分は、筑波・稲敷台地と呼ばれる標高20~30mの関東ローム層に覆われた平坦な地形であり、南北に流れる小貝川、桜川、谷田川、西谷田川などの河川は、周辺の平地林、畑地あるいは水田等と一体となって落ち着いた田園風を醸し出している。

(2) 気候

気候は、年間平均気温が14.9度であり、年間降雨量は、1,407.0mmとなっている(平成28年度)。また、降雪は年に2~3回程度で、特に冬季に吹く「筑波おろし」と呼ばれる乾いた冷たい風は、筑波山南部地域の特徴である。

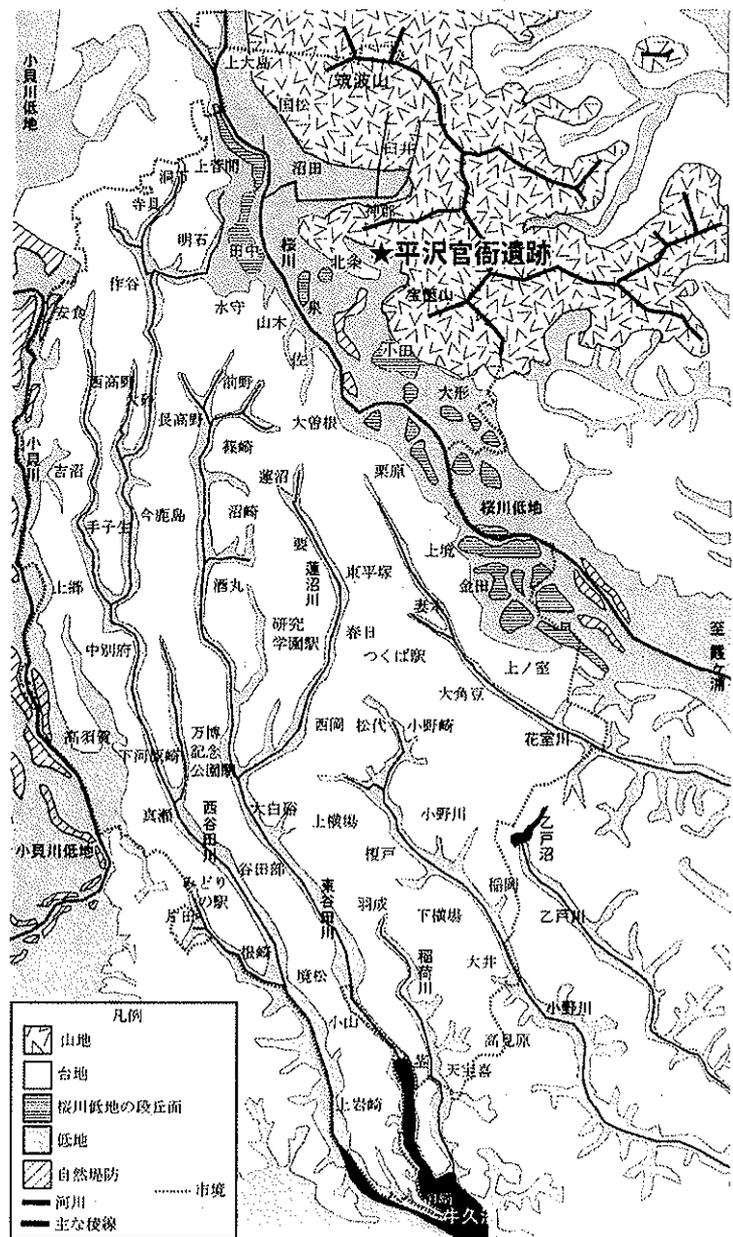
(3) 地形

○筑波山地

標高877mの筑波山を最高峰に、400~300mの尾根が屈曲しながら南北・東西にのびている。平沢周辺の山地で産出する変成岩は古代から石材として利用され、古墳の石棺・石室や中・近世の板碑として使われた。また、小田周辺の山地で産出する花こう岩は中世の石塔等に利用された。

○桜川と桜川低地

桜川市に源流がある桜川は、つくば市内を流れて霞ヶ浦に注いでいる。川沿



第4図 つくば市の地形

いの桜川低地の標高は2～20mで、現在の桜川の水量に比べて広大な低地は約3～2万年前までここを流れていた古鬼怒川の氾濫原に由来している。

○小貝川と川沿いの低地

栃木県那須烏山市に源流がある小貝川は、末流は利根川に合流する。低地の標高は10m前後である。小貝川は過去に何度も流れを変えていて、古代には鬼怒川との区別がされていなかった。川沿いの低地には自然堤防や旧河道の痕跡が散在している。

○筑波・稲敷台地

標高30m前後の台地の上には赤土と呼ばれる関東ローム層が堆積している。

また、台地を流れる花室川・小野川・谷田川等の中小河川は、霞ヶ浦や牛久沼に注いでいる。これらの河川流域の低地は標高5～25mであり、河川につながる小支谷が台地内部まで樹枝状に入り込んでいる。

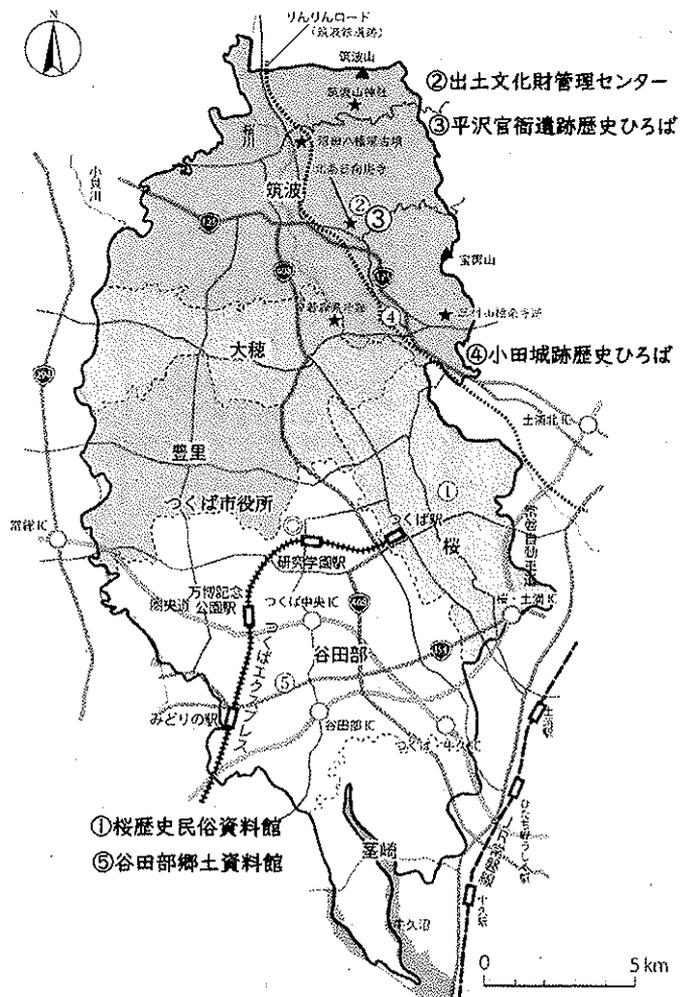
以上のようなつくば市の地形のうち、平沢官衙遺跡は桜川の左岸、筑波山地を構成する尾根を北に、筑波山地から続く台地や桜川低地を南に臨む、標高約30mの独立台地上に立地している。

2 社会的環境

(1) 交通

南北に細長い市域の中には、南西―北東方向に常磐自動車道、東西方向に首都圏中央連絡自動車道の高速道路が通り、市役所から自動車まで約50分の所要時間であることに加え、国道6号、125号、408号等の国道や東大通り、土浦学園線などの主要県道を有し、市道も管理延長が約3,700kmを超えるなど道路網が発達している。

また鉄道では、つくばエクスプレスによりつくば駅から秋葉原駅まで最速45分の所要時間であるとともに、沿線のJRや私鉄等ともアクセス可能な他、高速バスでも県内・県外各地への路線がある。空路においては、茨城空港をはじめ、成田国際空港、東京国際空港（羽田空港）



第5図 つくば市の全体図

の3空港に近接している。つくば市内にはこのような道路、鉄道等の各種交通の結節点が存在し、人や物が行き交う拠点となっている。

平沢官衙遺跡は、前述の国道125号に近接する場所に位置し、北条から筑波山へ向かう「つくば道」や、廃線となった「筑波線」を活用した自転車道である「つくば霞ヶ浦りんりんロード」から、アクセスしやすい場所にある。公共交通機関では、つくばエクスプレスつくば駅からつくバスが、JR土浦駅から関東鉄道バスが、運行されており、同じ場所に設けられた「大池・平沢官衙入口」、か・「平沢官衙入口」の各停留所から徒歩約5分となっている。

(2) 観光

つくば市の観光は、水郷筑波国定公園に指定されている「筑波山」を中心とした「筑波山地区」、国の施策により整備された研究学園都市を中心とした「研究学園地区」、これらを除く田園地域である「周辺地区」に分けられる。

筑波山には、様々な植物が生育するとともに、名所・旧跡が点在し、中腹には筑波山神社があり、年間を通して多くの参拝者や登山者が訪れている。平成28年(2016年)9月には、日本ジオパークにも認定されている。また、市内2番目の高さである宝篋山にも、その景色が良いことから多くの登山者が訪れている。

また、筑波山山麓を通過する旧筑波線跡地を利用した「つくば霞ヶ浦りんりんロード」は、国土交通省(自転車活用推進本部)が推進指定するナショナルサイクルルートにも、全国3カ所の一つとして令和元年(2019年)11月指定され、サイクリストの増加が見込まれる。

研究学園地区には、多くの研究所があり、宇宙航空研究開発機構筑波宇宙センターや産業技術総合研究所など、年間を通して公開している機関には、校外学習や生涯学習などで多くの団体客が訪れている。また、科学万博の際に第2会場として整備されたつくばエキスポセンターにも、春期・秋期を中心に、小学生などが遠足で訪れる施設になっている。

周辺地区では、緑豊かな田園地区であることを生かし、ブルーベリー摘み取りや田植え・稲刈り体験などのグリーンツーリズム事業が実施され、多くの来訪者がある。

3 歴史的環境

(1) 筑波山麓地域を中心とするつくば市域の歴史的な概要

○旧石器時代・縄文時代

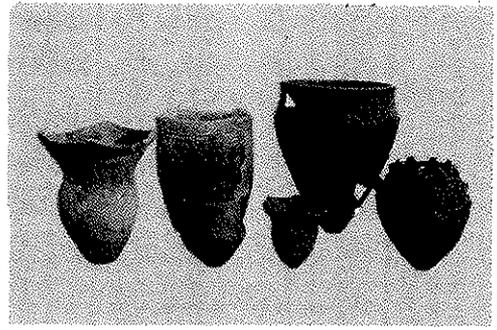
つくば市域で人の生活が初めて確認できるのは、旧石器時代の約4万年前頃で、ほかの時代と比べると遺跡数は少ないものの、東岡中原遺



ナウマンゾウ下顎骨

跡、下河原崎谷中台遺跡、手代木田向西遺跡など、県内では比較的多くの遺跡が発掘調査されている。平沢官衙遺跡の西側台地上に所在する北条中台遺跡でも約3万年前頃の旧石器が出土している。当時は気候が寒冷で、地形や生物相も現在と大きく異なっており、花室川の河床や周囲の崖面ではナウマンゾウなどの大型獣の化石が多く見つっている。

縄文時代には、つくば市域に多くの集落遺跡があり、北条中台遺跡でも縄文時代中期の土坑約400基、竪穴住居跡36軒等が確認されている。市東部の下広岡遺跡の同時期の土坑群では炭化した堅果類やそれを調理したクッキー状炭化物が発見されており、北条中台遺跡でも森を基盤とした生活があったことを想起させる。一方、桜川下流域の上境旭台貝塚や小貝川流域の吉沼大六天貝塚、谷田川下流域の境松貝塚等、大きな河川の沿岸では縄文時代後・晩期の貝塚が多く確認されており、つくば市域の中でも多様性が窺える。



市内出土縄文土器



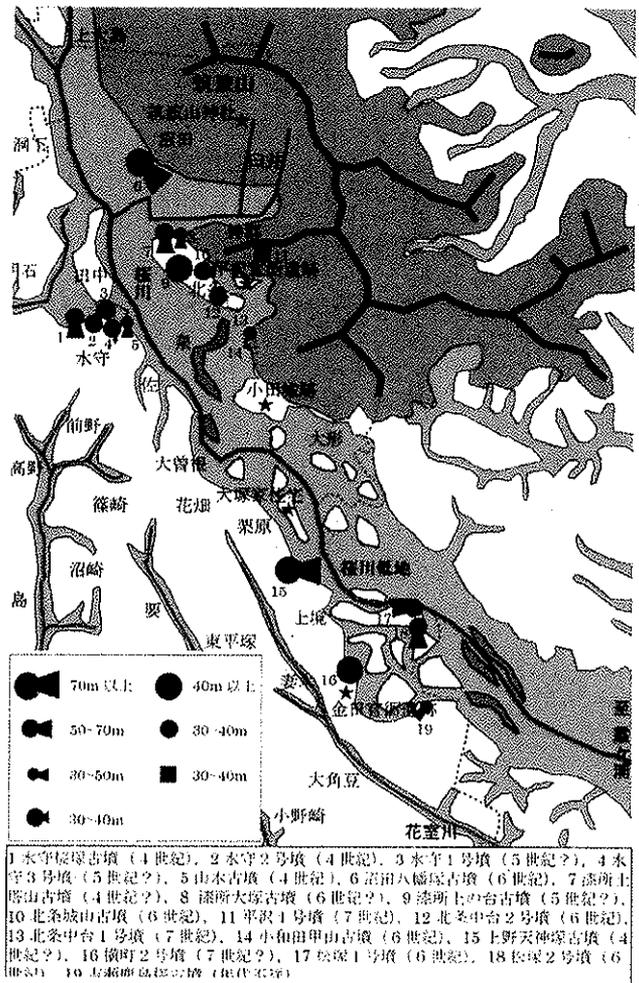
市内出土弥生土器

○弥生時代・古墳時代

弥生時代のつくば市域では、茨城県内他地域と同様に見つかっている遺跡が少ないが、平沢官衙遺跡の近くには神郡条里遺跡、北条中台遺跡、明石遺跡、水守遺跡等が散在している。市域の弥生時代の遺跡のほとんどが後期のもので、低地を臨む台地上に比較的多く、玉取向山遺跡のような台地内の小支谷に臨むものも認められる

また、弥生時代後期末から古墳時代初め頃になると、荻間六十目遺跡のように、小貝川・谷田川流域の筑波台地の遺跡を主に、在地の土器に混ざって南関東地方の特徴を持つものが多く出土していることも、特徴的である。

古墳時代のつくば市域では集落遺跡が急増し、古墳も400基以上築造された。大型の古墳は筑波山麓地域と桜川下流域に多く分布してい



第6図 桜川流域の古墳

る(第6図)。特に筑波山麓地域では、4世紀から7世紀まで大型古墳が連綿と造り続けられた。平沢官衙遺跡の周辺でも、巨大な横穴式石室が設けられた北条中台1・2号墳や平沢1号墳が築造されており、6世紀後半から7世紀中葉頃までの首長墓と評価できる。『常陸国風土記』からは評が設置される以前、つくば市域は筑波国造が治めた筑波国に含まれると考えられ、筑波山麓地域の首長系譜が筑波国造や筑波郡司に繋がっているとする見方が強い。

また、筑波山麓地域ではないにしろ、もう一つの大型古墳の分布域である桜川下流域も、古代河内郡衙の推定地である金田官衙遺跡の所在地と重なっており、首長系譜と郡司との関係が推測される。

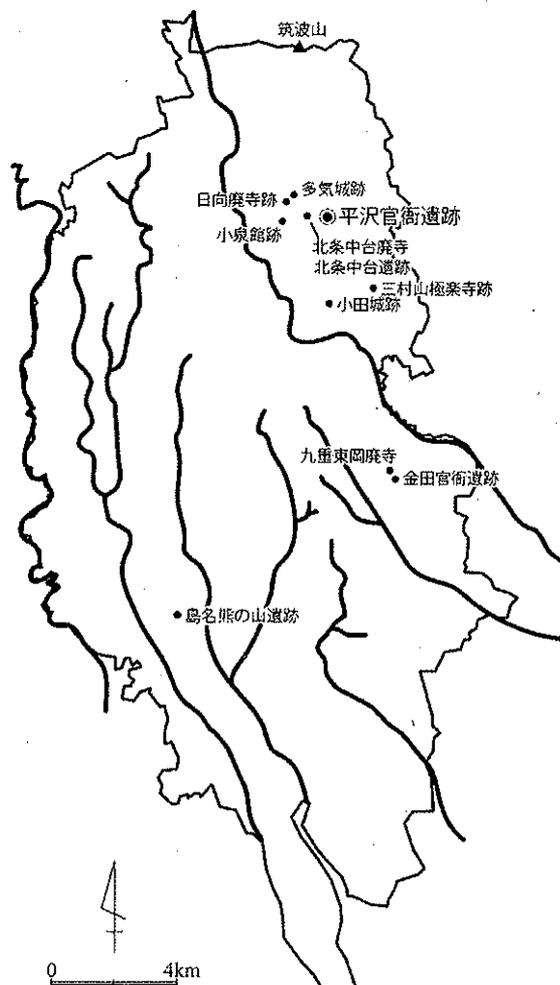
○古代

大化の改新以降、日本が律令国家としての体制を整備していくなかで地方制度も定められた。全国は約60の国に分けられ、国はさらに郡に分けられて、郡には役所(郡衙)が置かれ、郷や里とよばれた複数のムラを治めた。

奈良時代の『常陸国風土記』や平安時代の『和名類聚抄』等の文献史料には、断片的ながらつくば市域の状況や地名が記載されている。つくば市域は北半が筑波郡に、南半が河内郡に含まれ、平沢官衙遺跡は筑波郡の、金田官衙遺跡は河内郡の郡衙跡と考えられている(第7図)。郡衙跡の

周辺には、筑波郡では北条中台廃寺、河内郡では九重東岡廃寺と、各地域最古となる寺院跡も確認されている。郡衙跡や周辺の集落跡では、墨書土器や遠方からの搬入品の出土も多く、都等からの新たな文物がいち早く伝わった地域の中心地であったことがわかる。なお、同一自治体内に郡衙跡が2か所存在し、ともに国指定史跡となっている例は、全国でも他に見られない。

また、『常陸国風土記』に筑波山の神の伝承が記載されているように、筑波山は古来から信仰の対象となっており、山中には古墳時代以降の祭祀遺跡が確認されている。また、平安京遷都の前後となる延暦年間(782~806年)には徳一が筑波山寺を開き、弘仁14年(823年)には筑波の神が官社となる等、信仰の山として整備されていった。なお、『万葉集』には「筑波山」を詠んだ歌が、山としては最多の25首収録されているほか、『常陸国風土記』や『万葉集』は耀歌が行われていたことを伝



第7図 市内主要古代・中世遺跡位置図

えている。

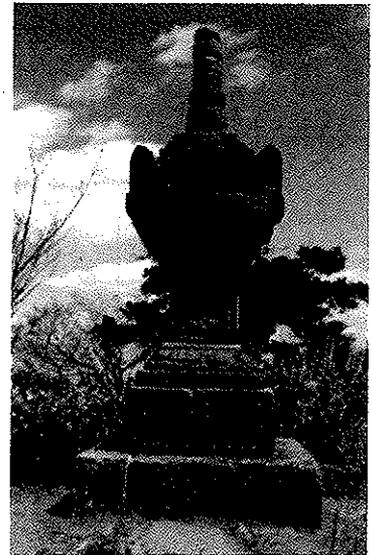
一方、『常陸国風土記』は河内郡の条を欠いており、つくば市城南半の文献資料に乏しいが、つくばエクスプレス沿線開発に伴って大規模な発掘調査が相次ぎ、考古資料が蓄積されているところである。特に島名熊の山遺跡は、この時期の県内最大級の集落跡で、古代島名郷の中心的な集落跡と考えられる。溝で囲まれた区画の中に掘立柱建物が規則的に並ぶ一面が確認されており、官人の装束に関わる遺物や墨書土器、木簡、遠方からの搬入陶器等が出土していることは、官衙遺跡に類似する様相であり、不明なことが多い郷を検討するための貴重な成果となっている。

平安時代の9世紀後半になると律令政治の崩壊が始まり、10世紀には武士が力を持つようになった。承平5年～天慶3年(935～941年)の平将門の乱の後、将門を討伐した平貞盛は都へ出て清盛ら平家(伊勢平氏)につながっていくが、常陸国には貞盛の弟である繁盛の子孫が残り、国衙機構を支配し郡内の公領を私領化していった。

この常陸平氏の本宗家は多気氏を名乗り、筑波山麓地域の北条に拠点を置いて栄えた。この頃までには平沢官衙遺跡でも高床倉庫群が無くなったと想定され、律令体制の崩壊と官衙の機能喪失を示すものと考えられる。一方で、多気氏が北条を拠点としていくことは、郡衙周辺が引き続き文物の集積地として機能していたためとも推測される。多気氏との関係がわかる文献史料や考古資料は少ないが、北条に所在する平安時代末の日向廃寺跡は多気氏の栄華を物語る史跡といえる。

○中世

鎌倉時代になると、源頼朝の重臣であった八田知家が常陸国の守護になり、建久4年(1193年)には多気氏を謀略によって失脚させて、常陸国内での勢力を確保した。知家の子孫は、筑波山麓地域のうち平沢・北条地区から約3km南東の小田に館を構えて、小田氏を名乗った(第6図)。また、真言律宗の高僧忍性は、小田の宝篋山南麓に所在した三村山極楽寺を建長4年(1252年)からの10年間、関東布教の拠点とし、三村山極楽寺はその後も室町時代まで栄えた。政治と宗教の中心を併せ持つこととなった小田は、中世を通じて常陸国内屈指の一大中心地となった。



県指定文化財宝篋印塔

小田氏は、南北朝の争乱等の数々の権力争いや戦乱に巻き込まれながらも、戦国時代まで常陸国南部で勢力を保ち続けた。しかし、16世紀後半になると、上杉氏や後北条氏を中心とする関東地方をめぐる争いの中で、佐竹氏等に小田城を奪われてしまった。市内には、このような動きを示す城館跡が数多く残っている。

小田氏が常陸国南部を広く支配する中、平沢・北条周辺の中心地としての役割は減退した。それでも、日向廃寺跡から南西へ約1kmの小泉館跡が明応5年(1496年)に小田家内紛を起こした小田顕家の居館跡とされていることや、16世紀後半に大規模な山城跡である多気城跡が築かれたこと等から、重要な拠点と認識されていたことが窺える。

なお、筑波山麓地域以外のつくば市域についてはさらに史資料が少なく、詳細が判明する大きな出来事はわかっていない。

○近世

江戸時代、江戸から近かったつくば市域は、その多くが幕府や旗本の領地として細分された。常陸国南部での経済の中心は、水戸街道と霞ヶ浦の水運が接する土浦に移り、中世の一大中心地であった小田や平沢、北条は土浦藩領となった（第7図）。

この頃の筑波山麓地域の様子は「筑波千軒、小田千軒、北条三百軒」という言葉に表される。筑波山では、徳川家光の命により神仏習合の知足院中禅寺の整備が行われて門前町が発展した。なお、明治時代の神仏分離により寺院の施設は廃絶し、筑波山神社として現在につながっている。

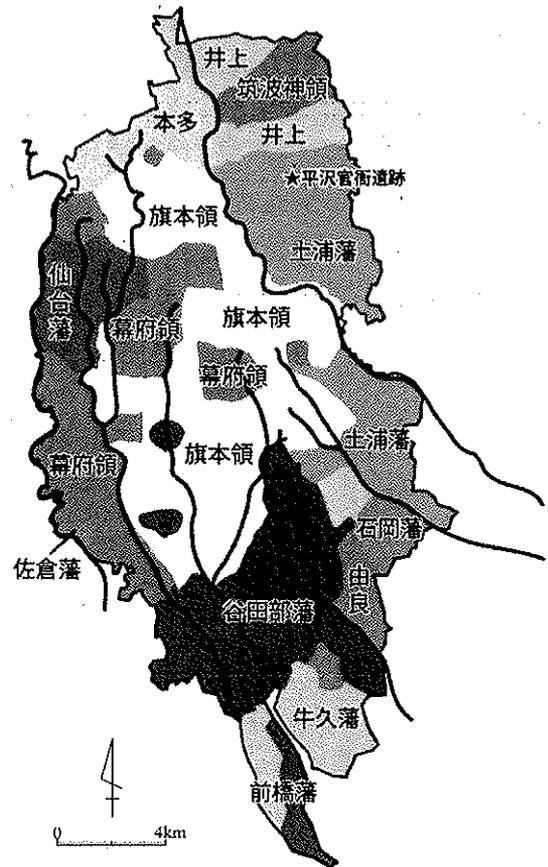
中世小田城の城下町で、土浦藩の陣屋が置かれた小田も町場として栄えた。北条は筑波や小田より人口が少なかったようであるが、早くから定期市が立っており、街道の結節点としての重要性が増していく江戸時代後半以降は在郷町として大きく発展していった。

また、つくば市域では広域に影響を及ぼすような大きな中心地がなくなったが、谷田部藩の城下町として整備された谷田部や、幕府の利根川東遷に関わる利水事業や水運により栄えた小貝川沿岸の吉沼や上郷、真瀬のような村々が、在郷町として発達し、近代以降につながる伝統的集落の基礎ができた。

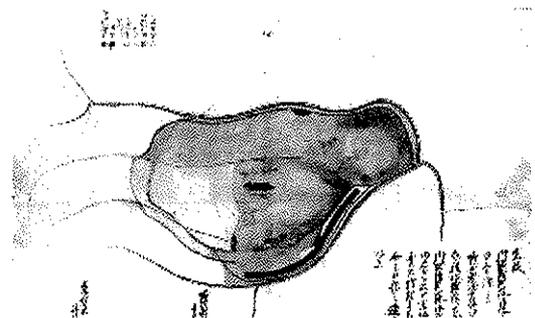
なお、江戸時代のつくば市域では各地で特徴ある出来事が起きたが、江戸時代後期に谷田部で「からくり伊賀」と呼ばれた発明家、飯塚伊賀七が活躍したことは特筆される。

○近・現代

つくば市域は、明治4年(1871年)の廃藩置県後、複雑な変遷の末、明治8年(1875年)に茨城県に統合された。このような動向の中、新政府樹立から廃藩置県までの4年間、東関東各地の幕府領を管轄する若森県が設けられ、県庁が若森に置かれたことは、つくば市域での特徴的なできごとであった。県の下



第8図 江戸末期市内領域図



若森県庁絵図

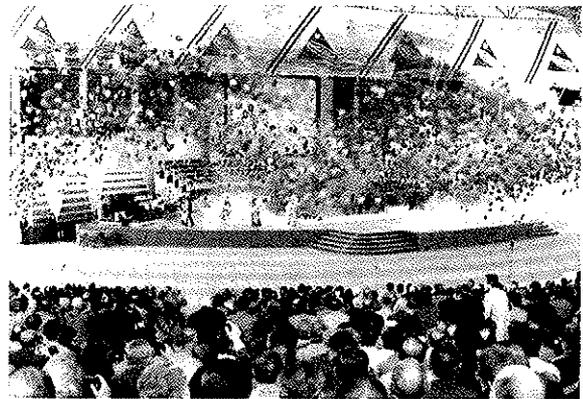
行政区分も複雑な変遷を経るが、明治11年(1878年)に郡とほぼ近世を引き継ぐ町村が設置されることとなった。つくば市域は筑波郡と新治郡に分かれており、筑波郡役所は谷田部に、新治郡役所は土浦に置かれ、大正15年(1926年)まで行政機関として機能した。

明治から大正にかけて、近代化が進む中で各地に鉄道が敷かれた。大正7年(1918年)には筑波山麓地域を経由して土浦駅と岩瀬駅を結ぶ筑波鉄道が開通し、小田・北条・筑波にも駅が設置された。特に近代の北条は江戸時代後期からの経済発展がさらに進み、筑波山麓地域を代表する市街地として成長した。

近世の在郷町の発展は、つくば市域全体で見られた。昭和になって観音台に海軍の谷田部航空基地、西高野・作谷・安食に陸軍の西筑波飛行場が作られた際には、近在する谷田部、吉沼は軍との関係が強い街となった。また、大正9年(1920年)に館野に設置された高層気象台は、研究学園都市を構成する国の研究機関として現在まで存続している。

昭和20年(1945年)の第二次世界大戦終戦後、民主制度の諸改革がなされた。昭和30年(1955年)前後の町村合併ではつくば市域の3町17村が6町村となった。これらのうち筑波山麓地域を含む筑波町では、町役場が北条に置かれた。

昭和38年(1963年)の閣議了解、昭和45年(1970年)の筑波研究学園都市建設法の成立を経て、筑波大学や多くの研究機関が集まる研究学園都市の建設が始まった。科学の街となった「つくば」では、昭和60年(1985年)には国際科学技術博覧会(つくば万博)が開催された。昭和62年(1987年)には大穂町・豊里町・谷田部町・桜村が合併し、つくば市が誕生した。翌年には筑波町を編入、平成14年(2002年)に茎崎町が加わって、現在のつくば市となった。平成17年(2005年)にはつ



科学万博開会式

くばエクスプレスが開通、沿線開発の進行により都市として現在も一層の発展をしている。

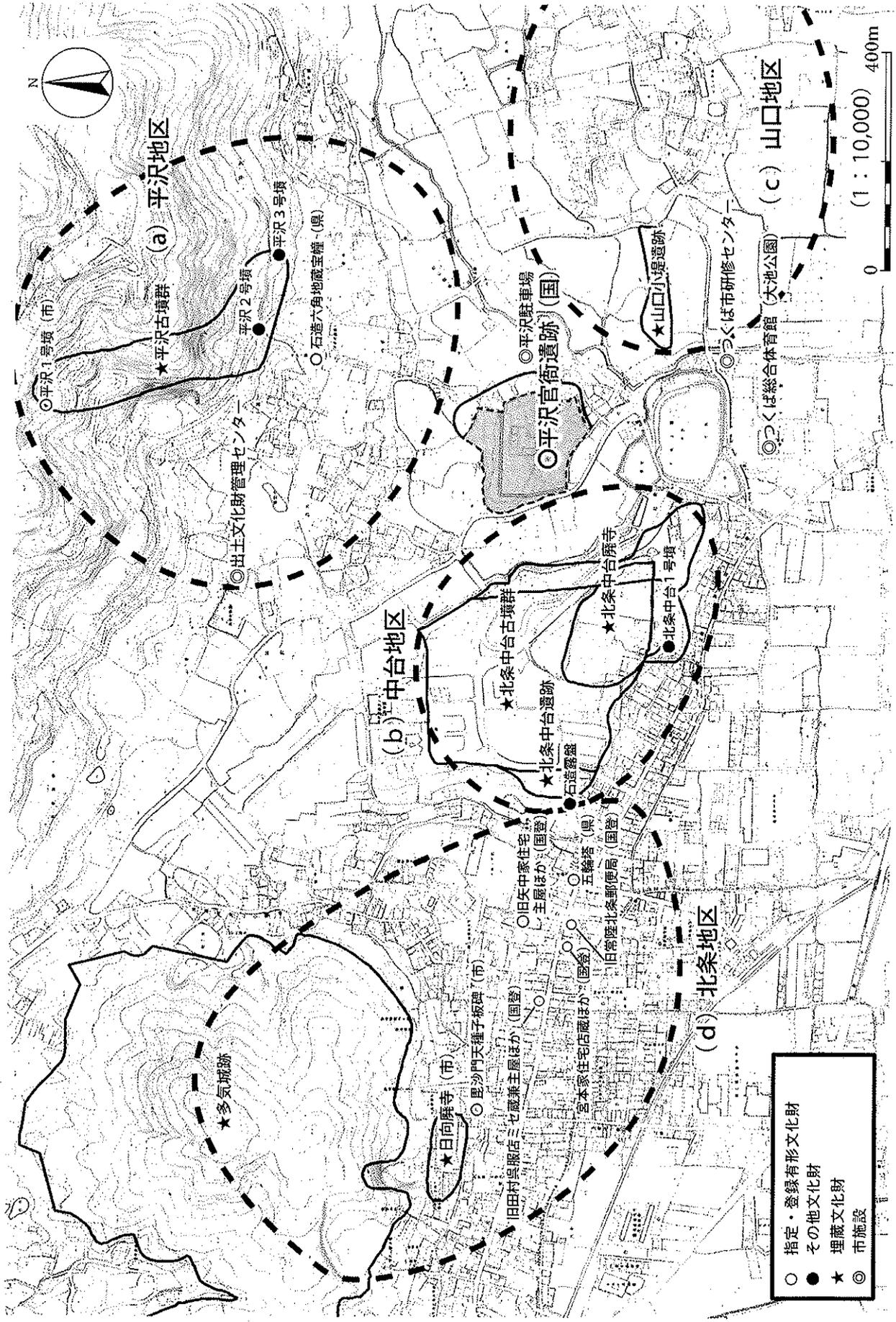
6町村合併後のつくば市域は、偶然にも『常陸国風土記』にある「筑波国」に含まれる範囲となったが、中心地は研究学園地区となった。研究学園都市は合併前の6町村では周辺部にあたる台地内部の平地林を主に設置されたが、合併により研究学園地区の周辺を伝統的な市街地が取り囲む配置となった。現在は研究学園地区が発展する一方で周辺の市街地は活性化策が必要となっており、筑波山や自然・歴史的資源が豊富な筑波山麓地域は、つくば市の奥座敷として、市内外の方々の観光やレジャー、癒しの場としての活性化が期待されている。

(2) 平沢官衙遺跡周辺の遺跡と文化財

本遺跡の周辺は市内でも有数の遺跡や文化財の密集地であり、特に古代から中世初期には常陸国内で有数の中心地であった。以下では本遺跡の周辺を(a)平沢地区、(b)



- 遺跡名
- 1 平沢官衙遺跡 2 漆所古墳群 3 北条八坂神社古墳 4 北条小学校遺跡 5 北条中台廃寺 6 北条中台古墳群 7 平沢古墳群 8 小田城跡 9 水守古墳群 10 白井古墳群
 - 11 白井燧ヶ池古墳群 12 神郡遺跡 13 北条中台遺跡 14 白井遺跡 15 白井十三塚遺跡
 - 16 漆所上ノ台遺跡 17 白井六所遺跡 18 白井袈裟津遺跡 19 白井立野遺跡 20 北条御陣屋遺跡
 - 21 漆所姫の宮遺跡 22 神郡宮の前遺跡 23 神郡田井遺跡 24 神郡館遺跡 25 平沢ハザマ遺跡
 - 26 平沢山下遺跡 27 平沢西遺跡 28 水守遺跡 29 山口古墳群 30 山木古墳群
 - 31 尼寺入廃寺 32 神郡条里遺跡 33 北条城跡 34 多気城跡 35 水守城跡
 - 36 小田田向遺跡 37 小和田古墳群 38 北条日向遺跡 39 前山城跡 40 小田小田橋遺跡
 - 41 小泉館跡 42 漆所大塚山古墳 43 小和田屋敷遺跡 44 山木原遺跡 45 山木古墳
 - 46 山木外田遺跡 47 山木坊ノ下古墳 48 北条大塚遺跡 49 沼田竜巻遺跡 50 館城跡
 - 51 小和田台城跡 52 甲山古墳群 53 山口小堤遺跡 54 小田台見世屋遺跡 55 北条城山古墳群
 - 56 佐古墳群 57 佐遺跡 58 佐鴻巣遺跡 59 佐城跡



- 指定・登録有形文化財
- その他文化財
- ★ 埋蔵文化財
- ◎ 市施設

中台地区、(c) 山口地区、(d) 北条地区の4地区に分け、遺跡や文化財を解説する(第8・9図)。

(a) 平沢地区

平沢官衙遺跡が所在する独立した台地からその北側の丘陵までの範囲で、筑波郡の郡衙正倉院である本史跡を中心に、前代の筑波国造との関係が考えられる平沢古墳群や、郡衙関連施設の候補地の一つとされている丘陵裾の平坦部を含んでいる。

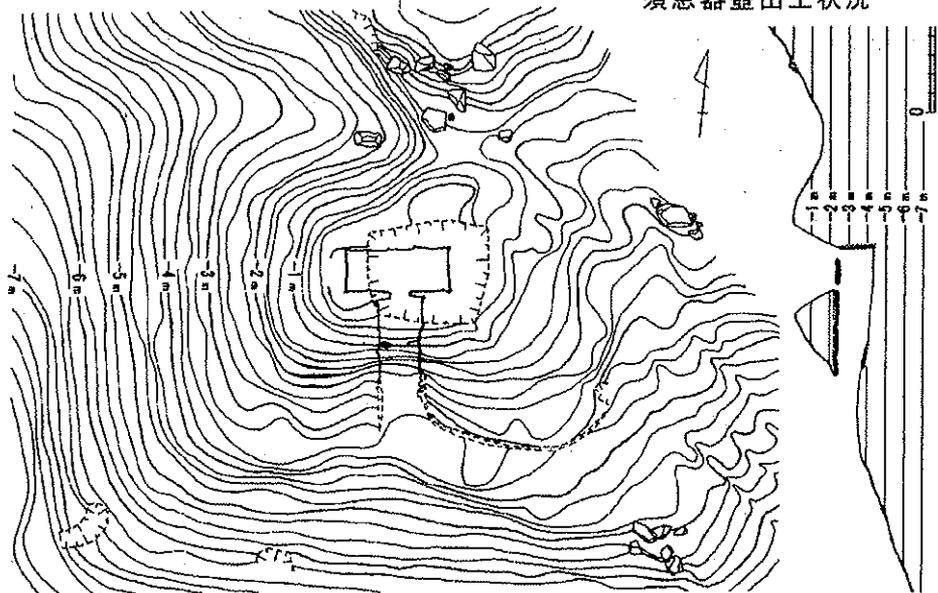


平沢古墳群3号墳
須恵器壺出土状況

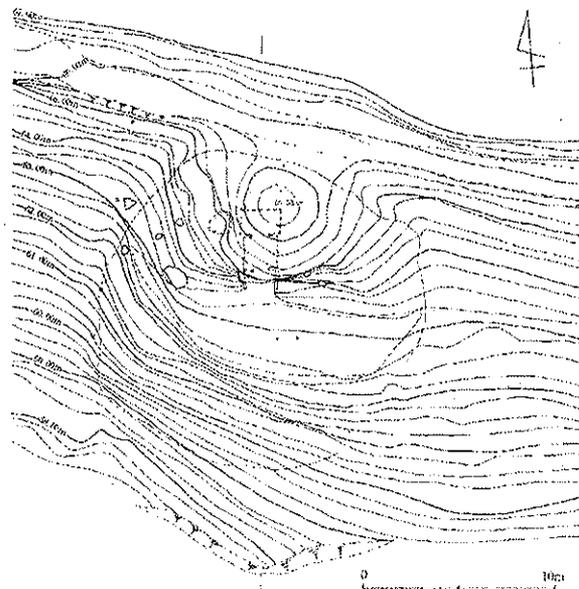
○平沢古墳群

平沢官衙遺跡北方 500mの小丘陵斜面に所在し、横穴式石室をもつ古墳5基が確認されている。1号墳の佐都ヶ

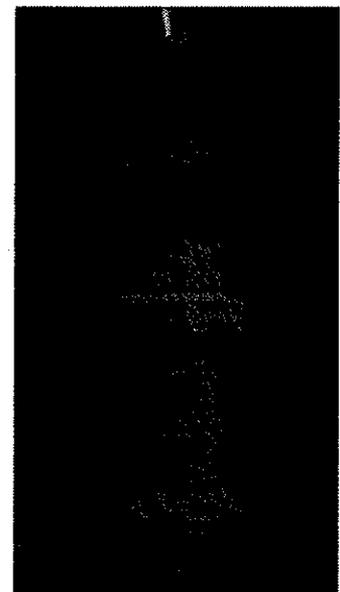
岩屋古墳は市指定史跡で、東西 35 m、南北 25 mの方墳である(第10図)。埋葬主体部は変成岩の巨大な板石を組んで構築された、全長 7.7 m、最大幅 5.4 m の T 字型平面の横穴式石室である。また、3号墳では、側壁倒壊に伴って平成 19 年(2007 年)に茨城大学が一部の発掘調査を実施した後、所有者が修



第11図 平沢古墳群1号墳 佐都ヶ岩屋古墳 (1:400)



第12図 平沢古墳群3号墳 (1:400)



石造六角地蔵宝幢

復を行っている（第11図）。一辺19mの方墳と判明し、石室の前面からは、古墳にかかわる鉄鏃や須恵器の長頸瓶のほか、8世紀初め頃の火葬墓に使用された須恵器の壺と蓋に使われた坏が出土している。これらの古墳の構築時期は古墳時代終末期の7世紀中葉頃と考えられ、1号墳は同時期の筑波山麓で最大級であることから、筑波国造の墓と推測されることも多い。また、当時有力者層に限り広まった火葬が行われ3号墳に追葬されていることも、能力が同じなら郡司には国造の家柄から先ず選べという律令の規定もあるように、筑波国造の系譜を引くと考えられる筑波郡司との関係を想起させる。

○石造六角地藏宝幢

平沢地区の八幡神社境内に所在する。県指定文化財（工芸品）。永正16年（1529年）銘をもつ土浦市盛泉寺に所在するものに比較して形態が退化していることから、16世紀末期頃のものとする。なお、周囲にはやや広い平坦面が広がっており、郡衙関連施設の候補地の一つとされている。

(b) 中台地区

平沢官衙遺跡西側の台地上に、北条中台古墳群、北条中台遺跡、北条中台廃寺などの古墳群や集落・寺院跡があり、これらは範囲が重なることから北条中台遺跡群と呼ぶこともある。北条中台遺跡群は、平沢官衙遺跡の前の時代の古墳や同時代の集落、廃寺が存在することから、本遺跡と密接に関係した遺跡群と言え、この地区内の台地上平坦部も郡衙関連施設の候補地とされている。

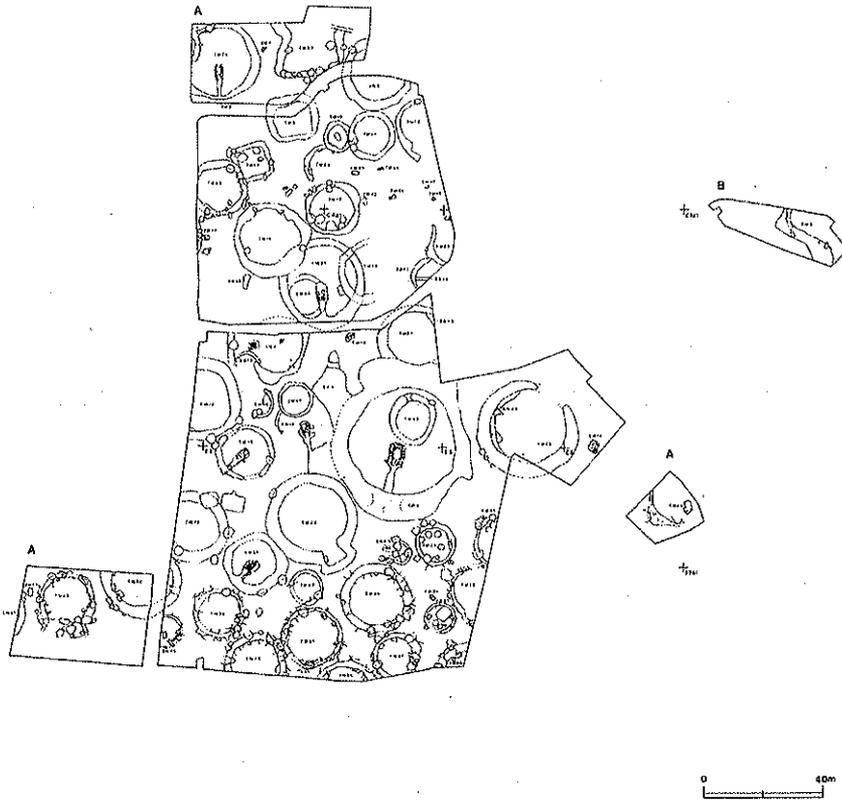
○北条中台遺跡

平沢官衙遺跡の西500mの台地上ほぼ全面に所在する旧石器から近世までの複合遺跡で、そのかなりの部分が大規模住宅地開発に伴い平成3・4年（1991・92年）に県教育財団によって記録保存の発掘調査がなされている（第12・13図）。主な確認遺構は、縄文時代中期の竪穴住居跡や袋状土坑、古墳・奈良・平安時代の竪穴住居跡等で、竪穴住居跡は縄文時代36軒、弥生時代10軒、古墳時代100軒、奈良時代・平安時代131軒であった。特徴的な遺物として古代の墨書土器や灰釉陶器が認められるほか、10世紀中～後葉の土坑から出土した鉄素材である鉄鋌も注目される。

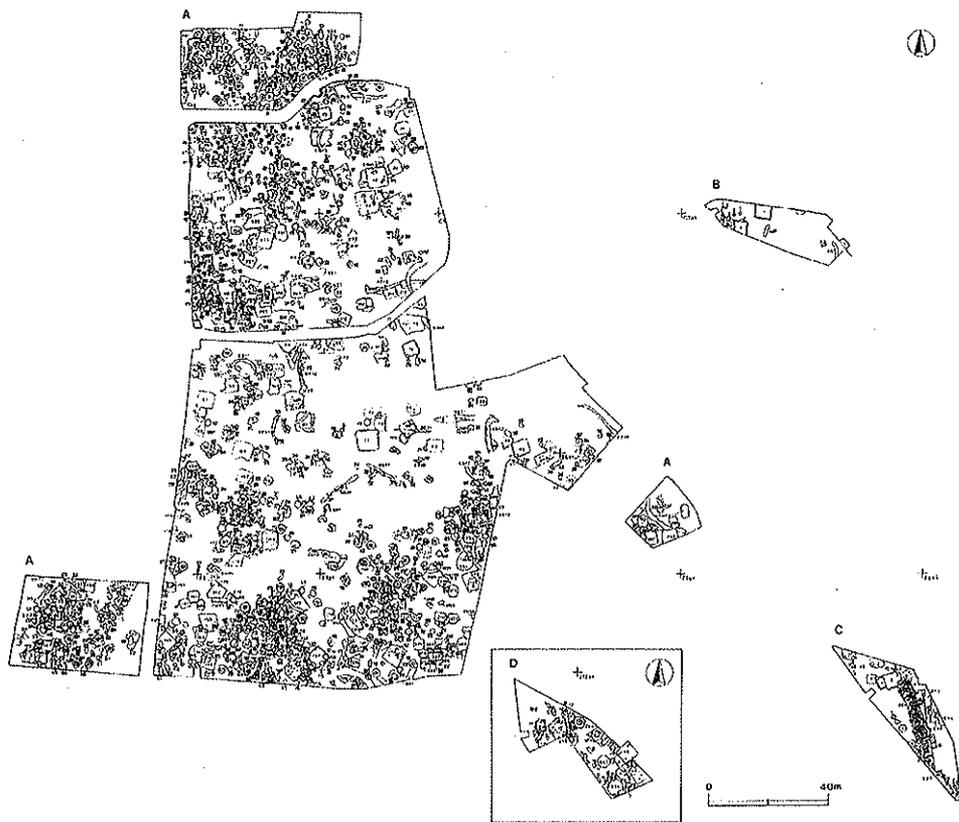
○北条中台古墳群

北条中台遺跡と重複して中台の台地中央から西側に所在する、古墳時代後期から終末期の古墳群で、現存が確認できるのは1号墳1基のみである。1号墳は、墳丘は削平されて遺存しないが、変成岩の巨大な板石を組んで構築された横穴式石室が露出している。上述した県教育財団の調査では、その他に前方後円墳3基、帆立貝式古墳2基、円墳44基、不明16基の計65基が確認された。埋葬施設からは、装飾大刀や鉄鏃などの武器、鞍金具や馬齢などの馬具、耳環や勾玉などの装身具が出土した。埴輪には希少な表現である頭に鳥を付けた盾持埴輪も認められる。

○北条中台廃寺

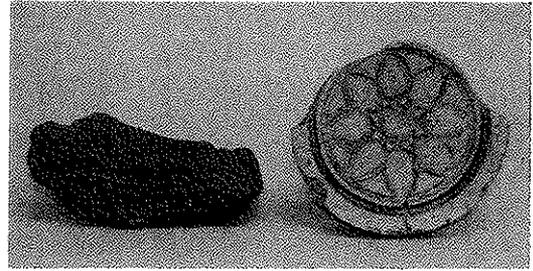


第 13 図 北条中台遺跡全体図 古墳・溝 (1 : 2,500)



第 14 図 北条中台遺跡全体図 住居跡・土坑・井戸など (1 : 2,500)

北条中台遺跡と重複して中台の台地東側に所在している。古代の瓦片が多く散布している。かつては基壇上の高まりや礎石などが残存していたとされるが、現況では確認できず、位置も不詳である。住宅地開発の事前確認調査では寺院跡と明確にできなかったが重要な遺跡であることが予見されたため、開発区域からは外されている。



北条中台廃寺表採瓦

ただし、先述の県教育財団による北条中台遺跡の記録保存調査でも瓦片や須恵器製の九輪が出土しており、この廃寺に関わるものと考えられる。また、台地の西端では石造露盤とされる石造品も現存している。寺院的遺構が未発見なものの、郡衙近隣に所在することが多い（郡寺と呼ばれることもある）寺院跡となり得る。

(c) 山口地区

平沢官衙遺跡東側の低地から宝篋山西側斜面部までの範囲で、宝篋山西側斜面部には6・7世紀の古墳群が所在し、低地には小堤と思われる遺構が存在し条里地割があった可能性が指摘されている。

○山口古墳群（第8図 29）

山口から小和田にかけての宝篋山西麓には、古墳時代後期・終末期の古墳が散在する。これらのうち山口1号墳・2号墳は、花こう岩を主とした乱石積みで構築された横穴式石室であり、石室の形態も畿内の影響を受けたものである点で、県南地域においても異色である。

○山口・小和田条里、山口小堤遺跡

山麓に広がる低地には古代の条里地割りの痕跡が窺えんとする見方があり、その北にある山口小堤遺跡は水源地の堤防状遺構とも考えられている。

(d) 北条地区

平沢官衙遺跡の西側に所在する標高129.4mの城山からその南側に連なる低位段丘面までの範囲で、平安時代後期から中世初期に常陸平氏の本宗である多気氏の本拠地となり、近世には在郷町として発展、その後も筑波山麓地域の中心として栄えた。

○日向廃寺跡

北条市街地の北側で、城山の南麓に位置する。市指定文化財（史跡）で、昭和■（■）に復元整備を行って公開している。昭和54・55年（1979・80年）の筑波大学による発掘調査で東西三間、南北四間の中央堂に翼廊がつく建物が確認されており、形状から阿弥陀堂と推測されている（第14図）。

また、火災後に廃棄された瓦が多量に出土しており、瓦当文様や製作技法から12世紀後半頃のものとなる。常陸平氏本宗の多気氏が創建したと推測される。

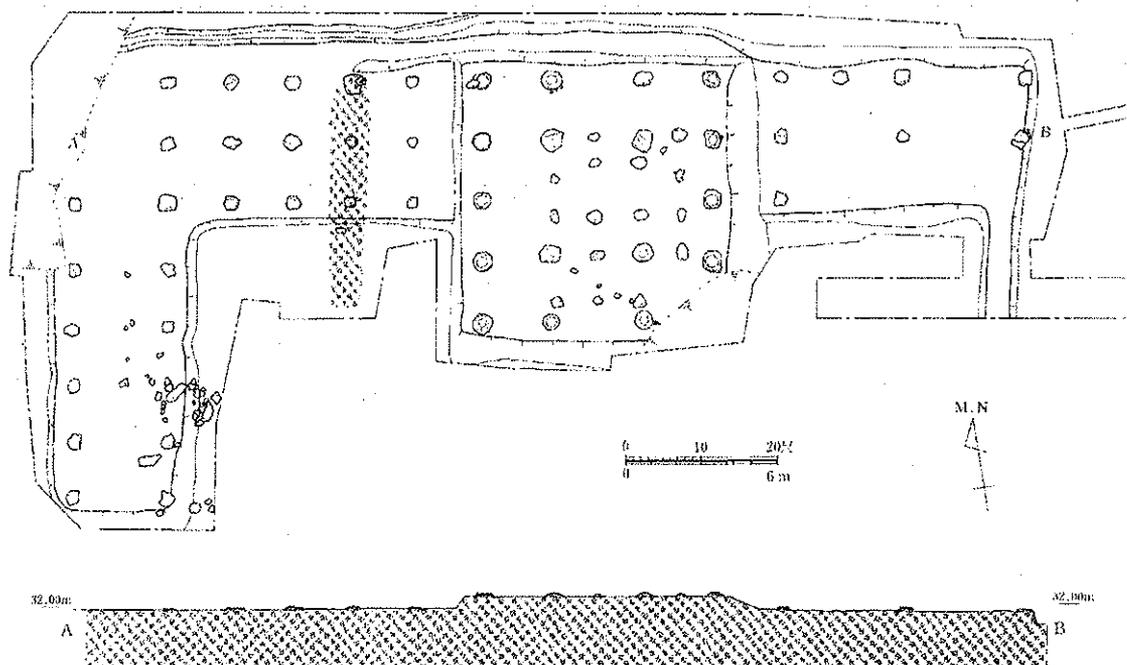
○石造五輪塔（多気太郎様）

日向廃寺跡の南西約300mに所在する。反りの弱い火輪や丸みの弱い水輪の造作は、小田三村山極楽寺跡所在の石造五輪塔より古い、鎌倉時代前半の特徴と考えられている。この五輪塔には、建久4年（1193年）年に没落した多気氏末代、多気

義幹の墓という伝承がある。なお、義幹は五輪塔の直下を流れる裏堀という用水路を築いたとも伝わっており、地元では土地開発に力を入れた良君として慕われている。

○多気城跡

北条の市街地北側の城山に築かれた大規模な山城跡。現在残る城郭遺構は 16 世紀後半頃のもので、天正 7 年 (1579 年) に「北条嶽山再興」という記録もあることから、佐竹氏が後北条氏の進行に対抗して大規模に改修したものと考えられる。また、この山は常陸平氏の本宗多気氏が小田氏と争った建久の政変に際して立て籠もった「多気山城」(『吾妻鏡』)ともされているが、これまでの発掘調査では鎌倉時代の出土遺



第 15 図 日向廃寺跡 (1 : 300)



石造五輪塔 (多気太郎様)



第 16 図 多気城跡 (1 : 15,000)



石造五輪塔 (北条八坂神社)

物は確認されていない。

○石造五輪塔（北条八坂神社）

八坂神社の社殿西側に立つ県指定文化財（工芸品）。塔解体時に、地輪上面に径 14・5cm、深さ 15cm の円孔に高さ 10cm、径 4.5cm の経筒が納入されていたことが確認された。経筒の銘文により、聖道慶が天文 6 年（1537 年）に如法経（法華経）奉納のために造立したことがわかる。



○毘沙門天種子板碑

北条日向廃寺跡の南東に位置する、市指定文化財（工芸品）。高さ 170cm、幅 82cm の変成岩製で、碑面中央に大きく毘沙門天の種子であるベイシマンダラヤを、その上に宝塔を刻んでいる。鎌倉時代の製作と推定されている。

毘沙門天種子板碑

○北条の国登録有形文化財建造物

土浦方面と下妻・真壁方面を結ぶ街道に沿って、近世の在郷町から発展した古い街並みが続いている。近世・近代の古建築も一部に残っており、そのうち宮本家住宅店蔵ほか、旧矢中家住宅主屋ほか、旧田村呉服店ミセ蔵兼主屋ほか、旧常陸北条郵便局の 4 件、計 16 棟・1 基が国の登録有形文化財となっている。



宮本家住宅店蔵

宮本家住宅は醤油を製造・販売していた江戸時代後期の商家建築で、大蔵

がコンサートや映画上映会等の不定期のイベント会場として使用されている。旧矢中家住宅は戦前から戦後に建設された実験的な近代和風の邸宅で、NPO 法人“矢中の杜”の守り人により定期的に一般公開されている。旧田村呉服店は大正期の商家建築で、現在はミセ蔵が街を案内する北条ふれあい館として活用されている。旧常陸北条郵便局は大正期の洋風外観を持つ小規模局舎で、喫茶店として利用されている。

(3) 『常陸国風土記』における古代筑波郡の記述

平沢官衙遺跡が郡衙正倉院跡と考えられる古代筑波郡について、『常陸国風土記』の記載が残ることは全国的に見ても貴重であり、その内容についてまとめておく。

『常陸国風土記』は、現存する 5 つの風土記の一つであり、内容もかなり遺存していることから、常陸国だけでなく古代律令制下の地方の様子を知る貴重な史料となっている。『常陸国風土記』における筑波郡（評）の条をみると、以下のことが記載されている。

①位置 … 東は茨城郡、南は河内郡、西は毛野河、北は筑波岳。

②地名の由来 …元々は紀国と呼ばれていたが、崇神天皇の時に国造として遣わされた筑篁命（つくはのみこと）が、国名に自分の名をつけ後代に伝えたいと言ったことから筑波になった。

③富士山との因縁：昔、神祖尊が諸々の神の処へ巡行した際に日暮れとなり宿を請うた時、新嘗祭で断ったため駿河国の福慈岳は絶えず雪が降り登ることができず、宴席を設け敬い拝ったため筑波岳は人々が往来し集まって歌舞飲食することが今でも絶えない。なお、『万葉集』中で一番多く詠まれている山は筑波山である。

④歌垣：筑波岳はけわしく高く雲より秀で、西峰は雄神といって登らせないものの、東峰は近くに泉が流れて冬も夏も絶えない。関東諸国の男女が、春の開花時、秋の紅葉時、一緒に山で会食する飲食物を持参し、乗馬や徒歩で登り、遊び楽しんでいる。

⑤地理関係：郡の西十里に騰波の江があり、そこから東が筑波郡で、南は毛野河、西と北はともに新治郡、良（北東）方向は白壁郡である。

他郡の記述に比べて地理的なものが少なく、筑波山以外では筑波郡内がどのような状況にあったのかは、ほとんどわからない。

筑波郡の範囲は、上述の『常陸国風土記』の記載から、自然地形となる北と西は筑波山と鬼怒川か小貝川が境界と理解でき、両者は平沢官衙遺跡が所在する現在のつくば市の北と西の境界にほぼ一致すると思われる一方、郡が境界となる東と南は明瞭でない。全国の郡域史料となっている『和名類聚抄』には、筑波郡に筑波、大貫、水守、三村、栗原、諸蒲（渚蒲）、清水、佐野、方穂の9郷の名が記載されている。論拠の詳細は省くが、筑波郡の範囲についてはおおむね次の2説にまとめられる。

- ・ 小貝川東の下妻市東端及びつくば市北半（旧筑波・大穂町全域、旧桜村の北端）から、筑波山地を北縁として土浦市西北部（旧新治村から東）、かすみがうら市西部（旧千代田町）までを含む広い範囲の説
- ・ 旧新治村を除く土浦市北部や旧千代田町東部は茨城郡に含まれるという狭い範囲の説。

また、筑波郡の条ではないが、『常陸国風土記』の中の建評記事も、地方行政制度の初期における国造ら地方豪族の動向を知る資料として重要である。その内容は、国造が香島評や信太評の設置や多珂評・岩城評の分立を申請し、認められているもので、地方制度の大きな変革期にあっても、国造らの伝統的な地方豪族が、前代に引き続き施政の担い手になっていったことを示している。平沢官衙遺跡の周辺は、前代の主要古墳と郡衙跡とが近距離に所在し、古墳の被葬者と郡司層との関係を示すと考えられる材料もあるため、建評記事の内容が検証できる事例となりうる。

その他、『常陸国風土記』の記載ではないが、郡司層の人名関係では、東大寺正倉院に保管されていた筑波郡から責納された調・庸布に残る墨書のなかに天平宝字2年（758年）の年号と郡司（副擬少？領）文部直佐弥万呂の名や同7年（763年）の年号と郡司（擬主帳）中臣部広敷の名が見られる。さらに、孝謙天皇の信任が厚く、竹波命婦とも呼ばれたらしいことが平城宮跡出土の木簡から知られる壬生宿禰小家主（女）は筑波郡司の娘で、当初采女として宮中に仕え、その中でも一等高い掌膳にな

る。一方で、神護景雲2年(768年)には律令国造の職も賜っている。

4 平沢官衙遺跡の発掘調査の成果

発掘調査は、調査内容から大きく3つに分けており、昭和50年(1975年)に開始された史跡指定前の県営住宅団地建設に伴う第1期調査、史跡指定後の復元整備事業に伴う第2期調査、個人住宅建築に伴う第3期調査が実施されている(第16図)。第1期調査については、調査場所が第2期調査と重複するため第2期調査と合わせて記述する。

隣接地も含めてこれまでに3期・8次にわたる発掘調査が実施されてきたが、いずれもほぼ郡衙正倉院内での確認調査であり、郡庁その他の要素を考える資料を得るような調査は行われていない。また、本史跡整備後、全国的にかなり明らかになりつつある関連遺跡に関する知見や新発見となる調査も本史跡周辺では無いため、不明の域を出ていない。

調査成果については、史跡内で実施した整備に伴う発掘調査と、史跡地周辺で実施した確認調査に分けて記述する。

(1) 史跡内整備に伴う発掘調査

○第1期及び第2期第1次調査

① 遺構と遺物の概要

遺跡の中央平坦面を中心に、東西210m、南北150mの範囲内で柵列跡(以下、SAと略記)5列、建物跡(同SB)59棟(特徴は次項で記述)、大・中・小の溝跡各1条(建物を囲むものや近世以降と思われる攪乱溝は除く)、竪穴住居跡(同SI)25軒、小穴無数等を確認した(第16・17図)。

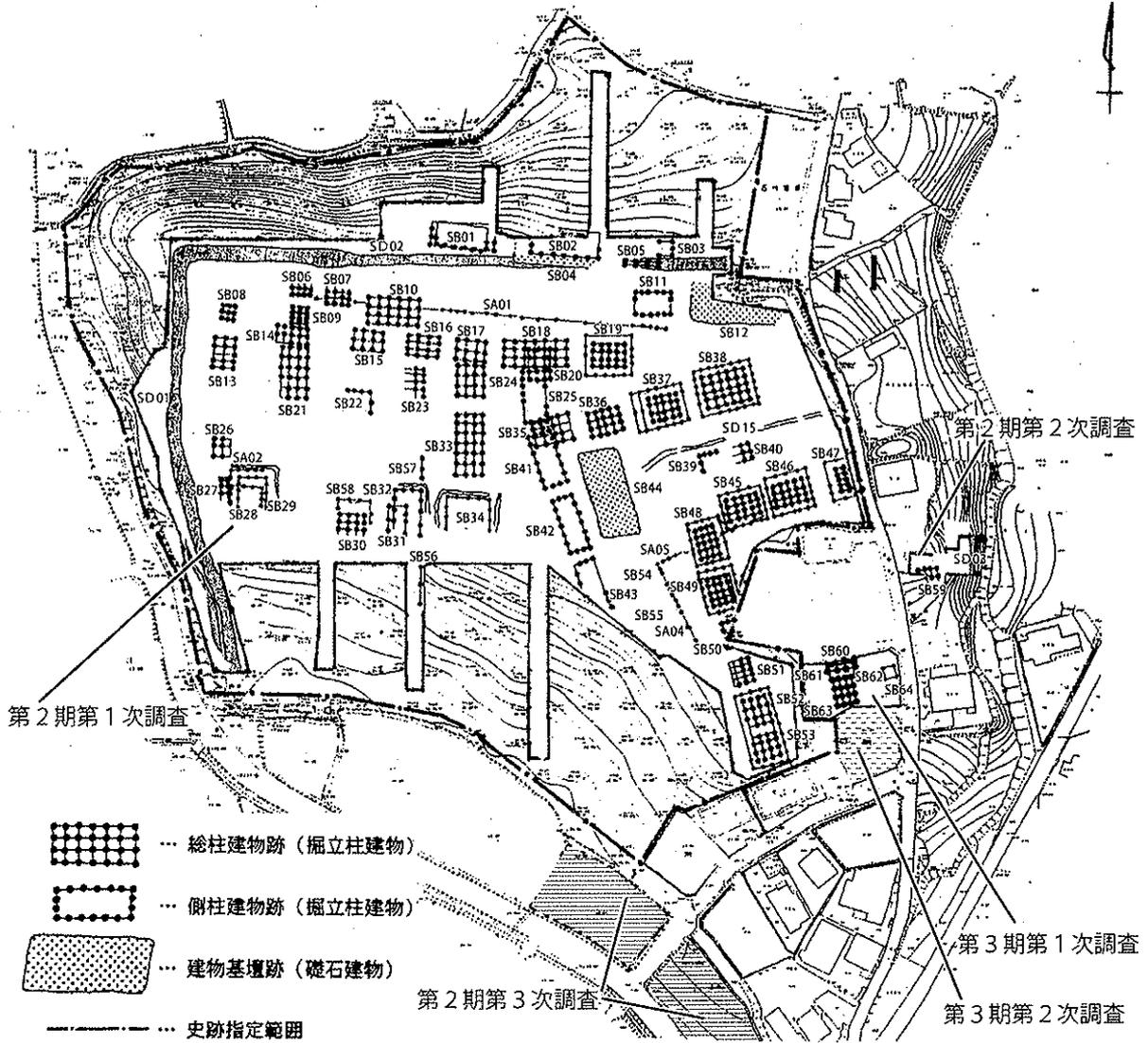
柵列跡は北部と東南部で確認した。これらのうち北部のSA01はSB07・10より、南部のSA04はSB53より、同SA05はSB45~48よりそれぞれ古い。

大溝跡は西溝(SD01)110m、北溝(SD02)150mほどを確認したが、両者ともそれぞれ東と南へさらに延びており、全体的に(古い)覆土を掘り直して小規模な溝にしていることが確認できた。断面形は古溝がほぼ逆台形で新溝はレンズ状を呈し、規模は古溝が上幅4m、下幅1.8m、深さ1.2mで新溝は1~0.5m小さい。確認された建物の大部分が大溝跡内に配置されているが、北側のSB01~05はこの溝の上に建っている。なお、台地東端で確認した段差が東法面を削平された大溝かと想定でき(SD03)。(第2期第2次調査)、その場合はSD01との間隔は約210mとなる。南溝は確認していない。

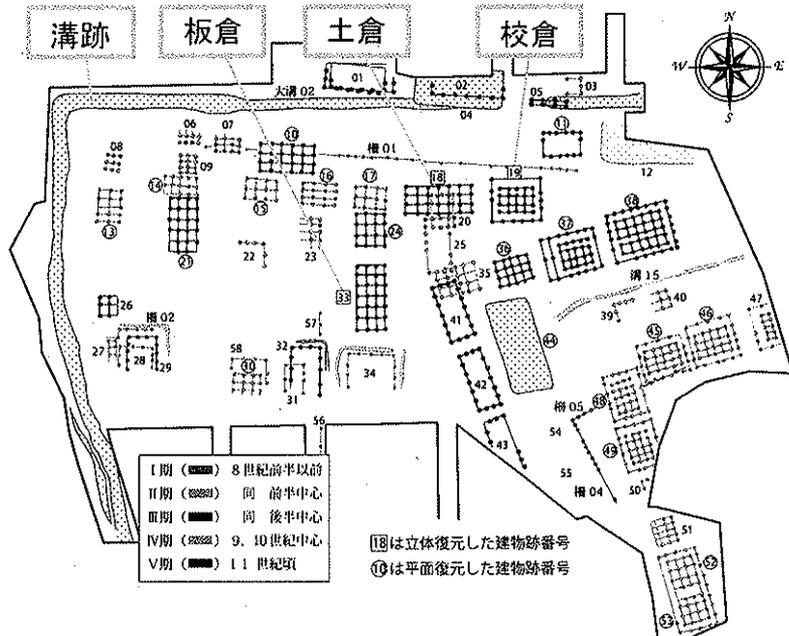
小溝跡は南区建物群のSB37・38とSB45~47の間で、両者と同方向に走るSD15を確認している。

竪穴住居跡は古墳時代後期のものが主で、掘立柱建物跡に壊されているものがある。

出土遺物は、遺構覆土・埋土をほとんど掘下げなかったため、少量の土師器、須恵器、瓦、硯、陶磁器、炭化米(SB01・45柱掘りかた)、柱材(SB18同。タブ材。径40cm程)



第16図 遺構確認状況模式図（1：2,000）



第17図 I～III期遺構配置模式図（1：2,000）

等となっている。

建物跡からの出土量は少なく、そのなかでは8世紀から9世紀前半にかけてのものが多く、SB42からは11世紀代の土師器が出土している。大溝跡では、古溝で少なく、新溝（西溝南部）下層で11世紀前後と考えられる土師器が多く出土した。北新溝上層からは当地方で中世期にみられる小五輪塔の部材と思われる50cm程の石材が出土している。竪穴住居跡からの出土遺物は古墳時代のものが主で、一番新しいものには7世紀代の土師器が多い。

② 建物跡（群）の特徴

ここでは、後述する、復元整備事業中の平成14年（2002年）に史跡東外で実施した第3期第1次調査で確認した掘立柱建物跡5棟（SB60～64。側柱建物2棟、総柱建物2棟、不明1棟）を含めて述べる。

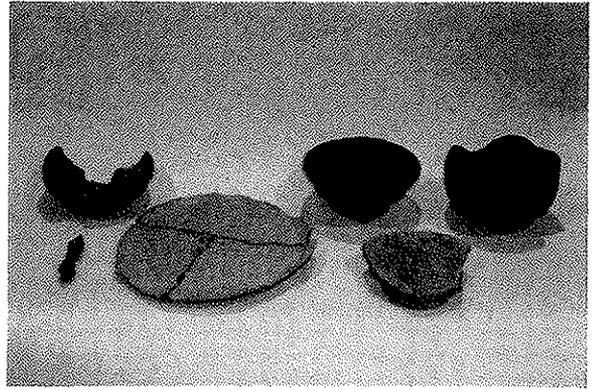
○構造分類：基礎構造別では掘立柱建物（柱穴（＝柱掘りかた）を掘ってそこに柱を立てる建物）跡57棟、礎石建物（基礎石の上に柱を立てる建物）跡7棟となり、平面構造別では側柱建物（建物範囲の外回りにだけ柱がある建物で、土間床か低い床と考えられる）19棟、総柱建物（建物範囲の外回りの柱の相対する柱同士を結んだ交点にも柱がある建物で、高床と考えられる）36棟、不明9棟となる。前者のうち南斜面に位置するものには雨落ち溝と想定される細い溝がまわっているものが多く、後者のうちSB19から南のものには、身舎のまわりにも柱穴（建物外周柱穴列と呼ぶ）をもつものが多い。

○平面形式：側柱建物は半数以上が規模不明だが、その中で桁行6間、梁行3間（以下6×3間と記す）のものが4棟と多い。総柱建物は4×3間の8棟、3×3間の7棟が群を抜き、以下3×2間の4棟、5×3間3棟の順に多い。

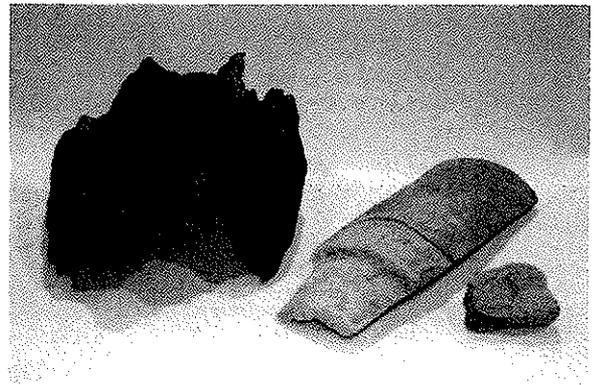
○建物面積：側柱建物は上述の4棟が80～125㎡と大型で、規模の明確な遺構の中で最低の建物でも60㎡ある。総柱建物は10㎡毎に区分すると40～50㎡の9棟、50～60㎡と100㎡以上の5棟、30㎡未満の4棟が多く、最大はSB33の129.53㎡となっている。

○平面形態指数（＝梁行長÷桁行長×100）：側柱建物は60強と40前後に分かれる。総柱建物は最低がSB18の42、最高がSB52・53の94、平均は72で、指数10毎に区分すると70～80の10棟、60～70の9棟に集中し、他は正方形に近い90以上が4棟、長大な長方形となる約50未満が5棟となっている。

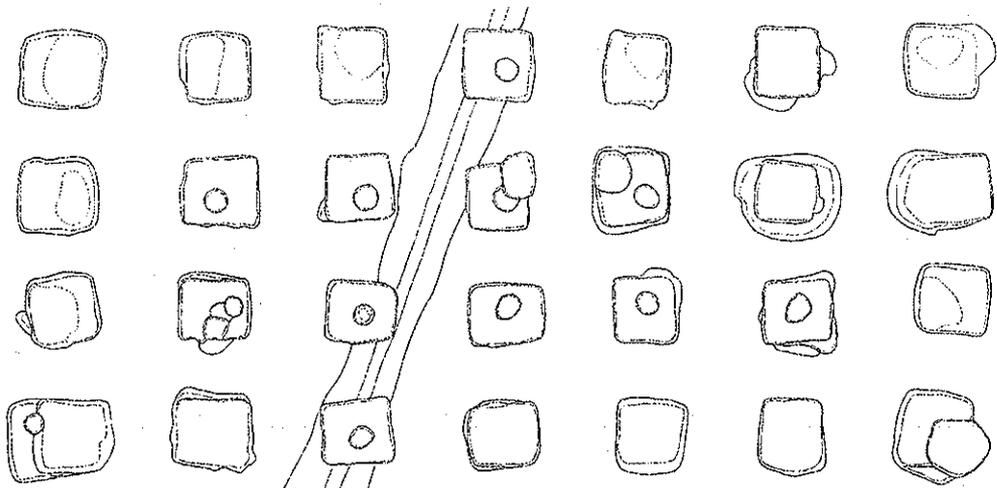
○柱間寸法：側柱建物は、2.0m（6.5尺）前後、2.4～2.7m（8～9尺）、3.0m（10尺）前後以上にまとまるように見えるが、統一性は感じられない。総柱建物も1.5～3.0m（5～10尺）と比較的ばらつきがあるが、各柱間が等間隔だったりいわゆる完数尺になるものも多い。桁行・梁行柱間寸法のどちらか広い方（同じ建物も含む）だけで見ると、2.1



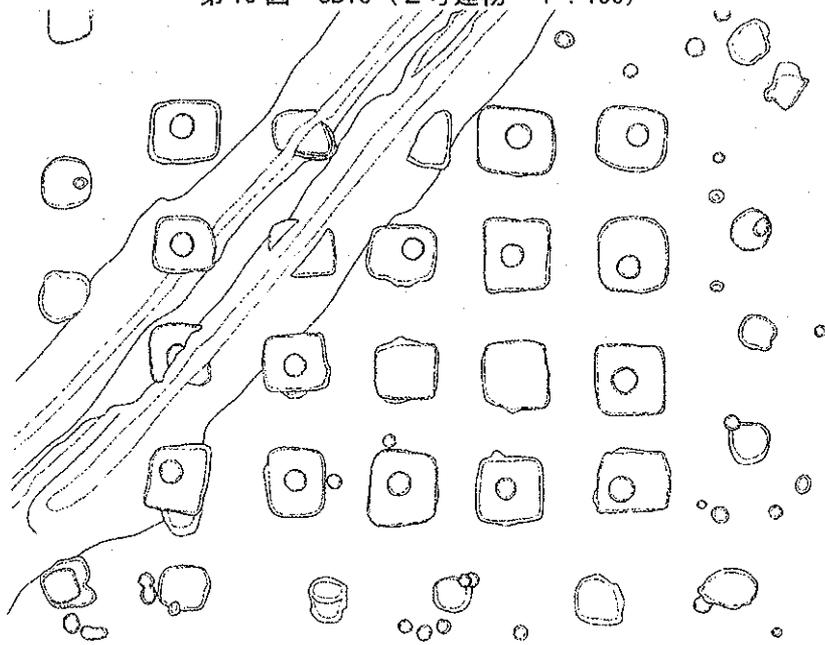
出土土師器・須恵器



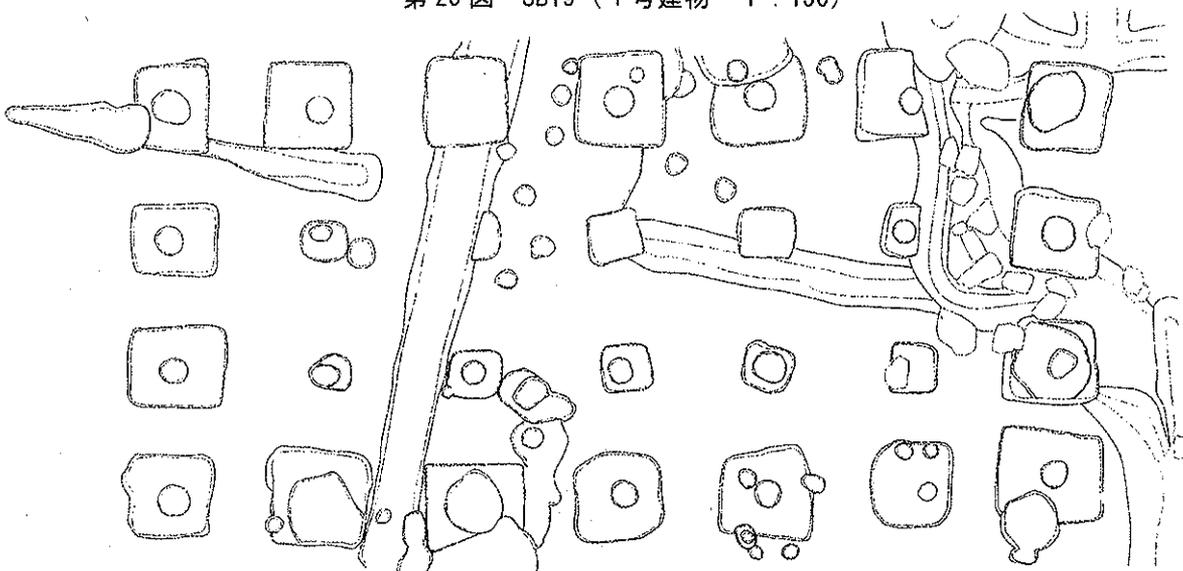
出土タブ材・瓦



第 19 图 SB18 (2号建物 1:150)



第 20 图 SB19 (1号建物 1:150)



第 21 图 SB33 (3号建物 1:150)

m (7尺) が12棟、2.4m (8尺) が5棟、2.7m (9尺) が7棟、3.0m (10尺) が2棟等と、一般集落の倉庫よりも広めと指摘される官衙遺跡全般の傾向に合っている。両者のうち広い方は、桁行か両者同じもの(1間四方の平面形が正方形)が多い中、梁行が広い建物も6棟ある。両者の差はおおむね0.3m (1尺) 以内に収まり、それより広いものが10棟ある。

○柱間面積：西区のSB13・15・17の平面形式が4×2間・3×2間なのに対して東区のSB45・48・49は4×3間と、両者とも平面積が40~50㎡、平面形態指数が60~70に収まる同規模・同形態の建物でありながら、高床を支える束柱の数は後者の方が多い。この点に着目し、一間四方の平面形を無視し単純に総柱建物の桁行・梁行総長をそれぞれ柱間数で割った柱間寸法の平均値同士を掛け合わせた面積を算出してみると、以下のような傾向が窺える。東区では北西隅のSB35以外は1.8m四方以上2.4m四方未満で、中規模以上といえる建物のうちSB35・36を除き外周柱穴列がめぐる。西区では1.5m四方以上3.0m四方未満と幅広いが、中規模以上の建物では、外周柱穴列がめぐるSB19のみ2.1m四方以上2.4m四方未満で、残りは2.4m四方以上3m四方未満に限定されている(外周柱穴列をもつ建物に限れば、SB19以外は全て東区にある)。全体的に西区より東区のほうが広めといえる。

○同規模建物：平面形式・柱間寸法・面積が一致する建物は、SB10と21、SB19と36、SB48と49、SB52と53の8棟で、どれも近接する2棟の掘立柱建物同士となっている(隣接するSB52と53では建物外周柱穴列が2棟を囲んでおり双倉と想定)。その中で、SB19と36は西区と東区と所在位置が分かれるのみならず、SB19は西区総柱建物群の中で唯一建物外周柱穴列をもつ一方で、SB36は東区区総柱建物群で数少ない同柱穴列をもたない建物という特徴も見いだせる。

○建物方位：建物の桁・梁どちらかの方位が磁北に対し、ほぼ一致する一群(西区)と西へ15度前後振れる一群(東区)に大別され、各群中でも若干のずれがある。両群は遺跡の中央部で1棟ずつ重複するだけの対照的な位置関係を示している。また同じ西区建物群の中でも、SB13~17など比較的中型の建物が北方の柵列SA01と、SB18・24・33などの大型建物が北大溝(SD01)とそれぞれ方位をほぼ一致させており、東区のSB45~47と北方の小溝SD15もほぼ同方位である。

○建物配置：側柱建物は中央付近に大型建物が4棟ほどある以外は、ほとんどが台地(縁辺)斜面に位置しており、中には大溝跡と重なり、その外に出るものもある。総柱建物は全て大溝跡内側の平坦面に位置している。配置状況を平面形式で見ると、4×3間建物8棟のうち7棟が東区に、残り1棟(SB19)も東区に隣接する西区東端にあり、3×2間・4×2間建物は全て西区で、5×3間以上の大規模建物は中央部に多い。面積で見ると、40㎡未満のものは大溝跡近くに、40~60㎡のものはその内側に、70㎡以上の建物は中央付近にというような傾向がある。

○遺構先後関係：遺構の重複はあまりなく、次に示すものくらいである(古一新)。

SA01-SB07・10	SB18
SB20	SA04→SB53 SB61-SB60
SB62	SB14→SB21 SB35
SB25	SA05→SB45~48 SB63

○建物群構成：東区のSB36～38・44、西区のSB18・19・24・33、SB10・21、SB13～17の4組の建物群の平面配置は、直列する建物群がそれぞれ北西角で直角に交わる「L」字型配置に、SB45～53・59は「コ」字型配置（平成14年（2002年）の第3期第1次調査地は、この配置内であり、「コ」字型内での追加もしくは「ヨ」字型配置と考えられる。なお、史跡外の状況で「ロ」字型になる可能性もある）になっている。さらにそれぞれの直角配置の中で、直列する各建物の内側の側柱列（例えば「L」字型配置の西側南北棟建物列の東端側柱列及び北側東西棟建物列の南端側柱列）が直線上に重なり、「L」・「コ」字型配置の内側に広場的空間を形成している。

③遺跡の時代と性格

上述のように遺物出土量は少なく、全遺構の年代を明確にするのは困難だが、同一方位は同時期とし、出土遺物と遺構重複関係から前後関係や年代を想定し以下の5期分類が可能になった（第17図）。

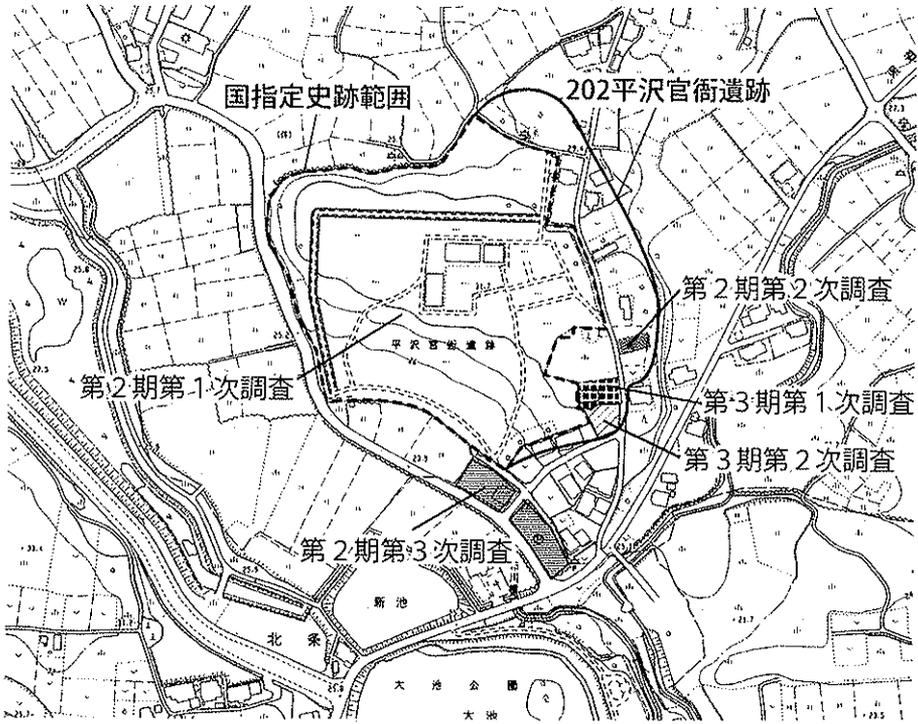
I期は東区東南に柵列SA04・05が作られた時期で、重複関係から8世紀初頭以前と考えられる。他の遺構の有無は不明である。II期は中型建物を主に東区ではSB45～49・52・53などと区画施設のSD15が、西区ではSB13～17・28・30・34などと同SA01が設けられた時期で、8世紀前半に位置付けられる。III期には建物が大規模化し、SB10・11・18・19・21・24・33（西区）やSB36～38・44（東区）などを建てるとともに、周囲に大溝（SD01等）をめぐらしている。時期は8世紀後半が考えられる。IV期はII・III期建物の間に中小規模の建物が作られる時期で、SB06～09・22・23・27・35（これのみ大規模）・50・51などが相当すると思われ、9～10世紀と想定される。V期は長大な側柱建物が、遺跡北部で東西方向にSB01～05、中央で南北方向にSB41～43などが建てられ、大溝も掘り直された時期で、11世紀頃に比定される。なお平成14年度に確認した建物跡は、SB61～63をIV期、SB64をV期としておく。5期のうち郡衙正倉院として機能したのはII～IV期で、継続しながら変遷したと考えられる。

平沢官衙遺跡は最初の調査時から、一部ながら炭化米を出土する高床倉庫と想定される総柱建物が中央広場を囲んで規則正しく並び、周囲を大溝が囲むということが判明しており、周辺の遺跡分布もふまえ、古代律令制下の筑波郡衙正倉院と考えられていた。以後の調査でも総柱建物の数は増加しているとともに、新たに、普通事務的用途に使われたとされるものの、正倉院域内に配置される場合は（正税帳において）「倉」（総柱建物）と対比されて「屋」という倉庫になると想定される側柱建物が多く発見されたため、郡衙正倉の平均的なあり方と若干異なる傾向にある。とは言え、これだけ多数の倉庫が中央広場をもちながら整然と並ぶ様は、正税帳から描かれる郡衙正倉院と何ら変わらないと考えられる。「屋」が多い以外にも、他の遺跡と比べると柱掘りかたや建物に大規模なものが多い、方位が異なる建物群が同時期に併存していたというような個性が平沢官衙遺跡には浮かび上がってくる。

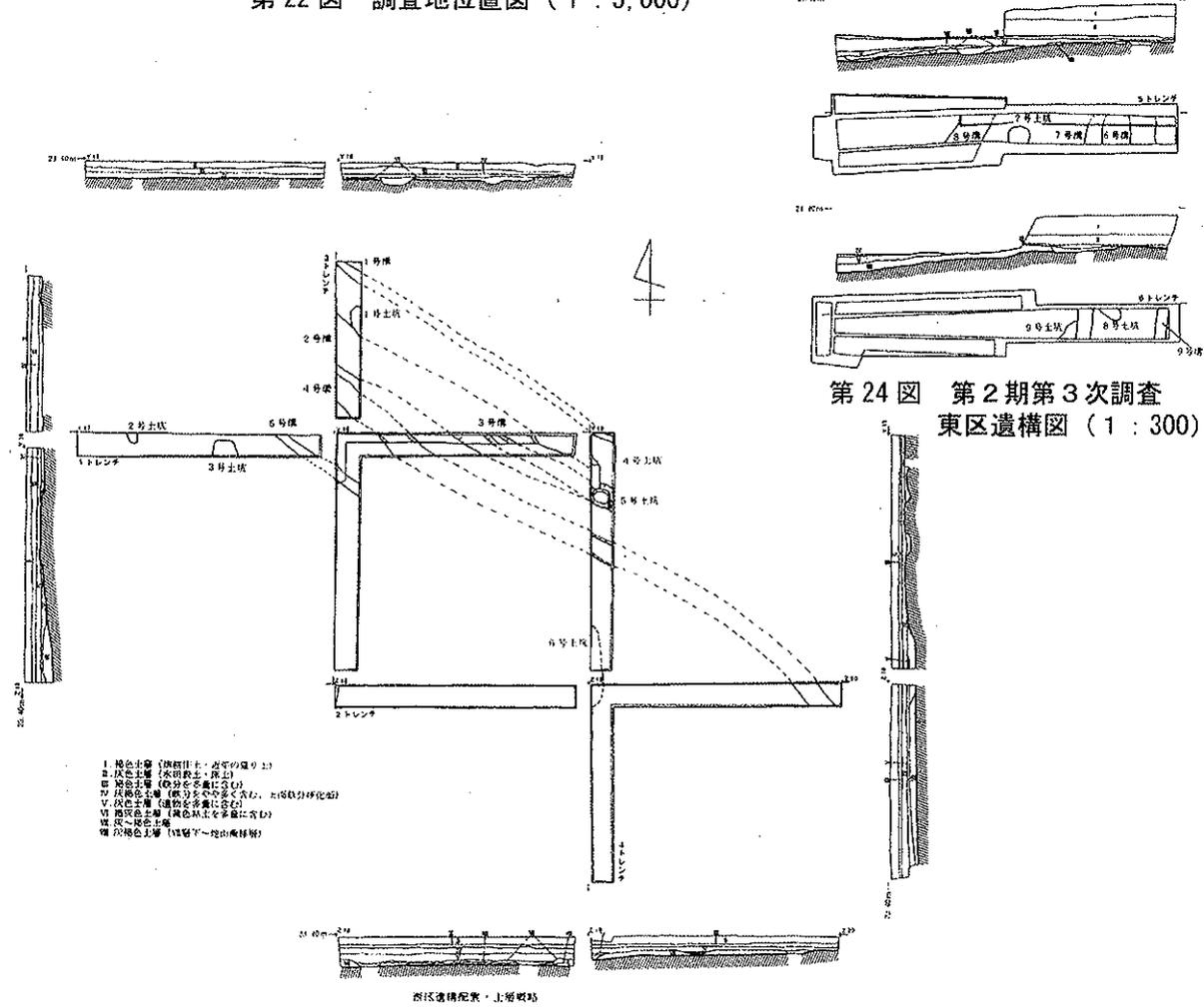
(2) 史跡地周辺での確認調査

○史跡南側（第2期第3次調査）

史跡南東側では、平成13年（2001年）度に、駐車場及び管理棟建設に伴う範囲確認



第22図 調査地位置図 (1 : 5,000)



第24図 第2期第3次調査 東区遺構図 (1 : 300)

第23図 第2期第3次調査 西区遺構図 (1 : 300)

の試掘調査を実施した（第 21～23 図）。道路を挟み東西に分かれており、西側では、溝 5 条、土坑 6 基、不明遺構 5 基、東側では溝 4 条、土坑 3 基、不明遺構 3 基を確認し、瓦、須恵器、土師器を主体に多くの遺物が出土した。

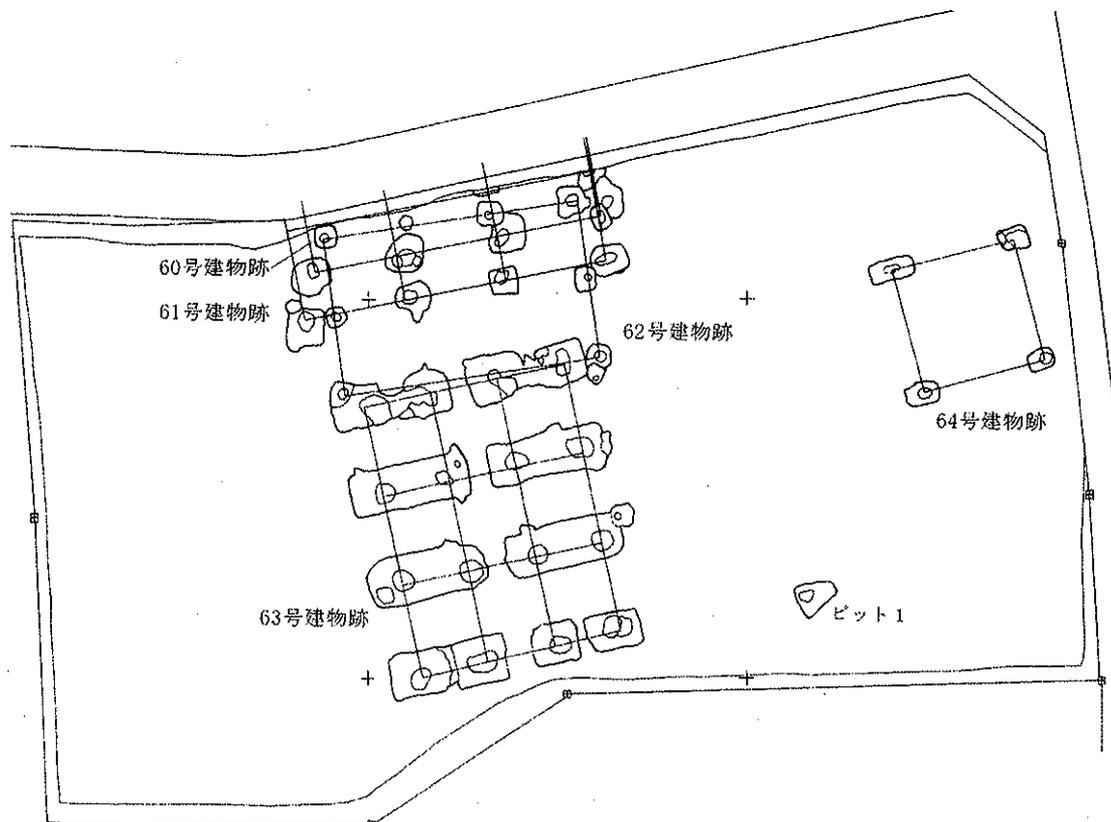
表土から地山までの間に大きく分けて 8 層を確認した。Ⅲ層には中世の遺物も含み、Ⅳ層上面には、古代の須恵器・土師器・平瓦が多く出土し、上面が硬化していることから整地層と考えられている。Ⅴ層には、古墳時代後期の土師器、古代の須恵器・平瓦・丸瓦などが最も多く出土した。

溝は、調査区北側の地形に沿った形で確認されたが、いずれも浅く削平されており、明確に郡衙の区画施設としては確認できなかった。しかし、調査区全体から瓦が比較的多く出土しており、台地上からの流入と考えられている。

○史跡東側（第 2 期第 2 次調査、第 3 期第 1・2 次調査）

史跡整備に伴い 1 か所、個人住宅建設等に伴い 2 か所確認調査を行っている。個人住宅建設に伴って平成 14 年（2002 年）度を実施し、掘立柱建物跡 5 棟（60～64 号建物跡。全容が判明するのは 2 棟）、を確認し、土師器・瓦・弥生土器片が少量出土した（第 21・24 図）。

概要は、(a)史跡内整備に伴う発掘調査の②建物跡（群）の特徴でも述べているが、建物跡の平面構造・形式は、側柱建物 2 棟（全容判明は 1×1 間の 1 棟）、総柱建物 2 棟（全容判明は 3×3 間の南北棟 1 棟）、不明 1 棟で、調査区中央の 4 棟は重複していた。



全ての建物で桁・梁どちらかの方位が磁北に対し西へ 11 度程振れている。東区建物群よ

第 24 図 第 3 期第 1 次調査図面（1 : 200）

りは若干磁北に近いとずれがあるため、出土物からの判断ではないもののⅡ・Ⅲ期建物の間に中小規模の建物が作られる、SB61～63をⅣ期、SB64をⅤ期に相当すると考えられる。

上記調査地の南隣接地を、平成29年(2017年)度に調査した。表土及び現代の盛土層が調査地北側で16～62cm、中央から南で77～89cmと厚く確認されたことから、近年大幅に削平された後に盛土がなされたと考えられる。

第3章 史跡平沢官衙遺跡の本質的価値

第1節 史跡等の本質的価値の明示

史跡が持つ本質的価値については、史跡指定時の知見を基準として整理される場合が多い。しかし、本史跡では、昭和55年(1980年)の指定後、平成5・6年(1993・94年)度を実施した確認調査の知見が、既に平成14年(2002年)度に完了した復元整備事業に反映されており、歴史ひろばとしての開園からも長い年月が経っている。したがって、本計画では復元整備事業に際して平成■年(■年)に策定した「平沢官衙遺跡復元整備基本計画」において整理されてきた価値を基にして「本質的価値」を、以下の5点にまとめて明示する。

- 1 地域の政治・経済・文化の中心である古代郡衙の正倉院跡に比定できる
 - ・大溝に囲われた総柱建物跡35棟以上が規則的に並ぶ遺構の状況や、奈良・平安時代の瓦、土器、炭化米等の出土遺物から、古代筑波郡衙正倉院跡である可能性が非常に高い。
 - ・古代郡衙は地域の政治・経済・文化の中心地であり、その遺跡が持つ情報は古代地方史を検討する上で第一級の価値を持つ。
 - ・古代郡衙の数は限られており、所在地が不明なものも多いため、遺跡としての調査事例が希少である。
- 2 郡衙正倉院の実態と変遷が分かりやすい
 - ・史跡内の台地平坦部を全面的に調査したことにより、郡衙正倉院跡の遺構配置のほぼ全容が判明し、時期毎の変遷も分かった。
 - ・8世紀前半のⅡ期建物跡群は史跡の南東や北西側に、8世紀後半のⅢ期建物跡群はそれらのそれぞれ内側に配置され、建物跡群が囲む広場をもちながら、史跡内で台地端に近い部分から中央に場所を替え変遷していることが分かる。
 - ・長期間にわたる遺構配置の変化から、機能の拡充や衰退、停止等が検討できる郡衙正倉院跡は極めて限られている。
- 3 「筑波」という土地が持つ固有の歴史的価値がある
 - ・『万葉集』に25首が詠まれた霊峰筑波山が所在する「筑波」の地は全国的に著名であり、特に中世までの多くの事件に関わる場所であったことから、その中心地である筑波郡衙跡がもつ歴史的価値は高いといえる。
 - ・全国でわずか5か国分しか残っていない『常陸国風土記』にある記事との対比・検討は、他地域の郡衙跡ではできないことである。
 - ・常陸国内11郡の中で郡衙遺跡が確認されているのは5郡(筑波・河内・茨城・鹿島・那賀)のみである。

4 国造の本拠地に郡衙が設置されたことがわかる

- ・平沢官衙遺跡を見下ろす北側の小丘陵斜面と西の台地上には、古墳時代の後期から終末期の古墳群である平沢古墳群と、北条中台古墳群が位置している。
- ・これらは筑波郡衙の正倉院が成立する直前までの古墳群で、地域の最有力豪族の拠点に筑波郡衙が設けられたと考えられ、その連続性を示す本拠地型郡衙遺跡の典型例といえる。

5 郡衙とその周辺寺院との関係性を知ることができる

- ・平沢官衙遺跡の西の台地上には古代の瓦片の散布が多くみられ、台地西端には石造露盤も所在することから、平沢官衙遺跡と同時期寺院跡の存在が推測され、郡衙周辺に宗教施設が設けられることが多いという事例の一つである。

6 古代から中世への移行期における拠点の変遷を知ることができる

- ・奈良・平安時代の筑波郡の中心であった郡衙が衰退する頃（平沢官衙遺跡第IV期：9、10世紀中心）、天慶3年（940年）の平将門の乱を治めた平貞盛の弟、平繁盛の一族である常陸平氏（多気氏）により、筑波南麓の拠点は水守や北条地区へ移る。
- ・多気氏の拠点となる館跡は確認されていないが、その信仰の対象であったのが北条地区にあった日向廃寺跡であり、筑波山南麓地域での拠点の変遷が追える貴重な事例である。

7 自然景観がよく残り、古代の様子を色濃く伝える

- ・平沢官衙遺跡は、筑波山や平沢の山々を背景として、水田に囲まれた独立した台地上に位置する。
- ・南側からの景観は、自然が破壊されておらず、眺望を妨げる建築物もないことに加え、郡衙正倉院等の公的な倉は高燥の地に置けという律令の規定に合致して、独立した台地上全域に広がるという特徴をもち、古代の景観を伝え貴重である。

第2節 新たな価値評価の視点の明示

平成■年（■年）に策定した「平沢官衙遺跡復元整備基本計画」において整理されていない、その後に判明した知見による価値の深化や追加を「新たな価値評価」として、以下の4点にまとめる。

1 郡衙正倉院が台地全体に及び、郡衙関連施設は周辺に配置された

- ・本質的な価値の2と関連して、史跡指定外の東側で民間事業に伴う数件の調査があり、溝跡の確認により区画の範囲が東西では210m程になると推測されたことや、高床倉庫と思われる総柱建物跡が検出されたことから、正倉院が台地全体に及ぶことが明らかとなった。
- ・一方で、史跡と同一台地上に郡庁等の郡衙を構成する施設は所在しておらず、周辺

の台地上に配置されていた可能性が高くなった。

2 国造から郡司への系譜の連続性を推測することができる

- ・本質的な価値の4と関連して、平沢古墳群3号墳から、8世紀初め頃の火葬墓として使用された須恵器の壺等が出土した。当時の火葬の風習は上流官人層までしか広がっておらず、筑波郡司と関わる可能性が高い。
- ・火葬墓を筑波郡司層に関わるものと考えた場合、埋葬の地として先祖の墓を意識したことが分かり、国造以来の豪族の系譜の連続性が推測できる例として重要である。

3 大地の公園ジオパークの舞台として、人の歴史と自然とのつながりを知る場となった

- ・■年の筑波山地域ジオパーク（つくば市、石岡市、笠間市、桜川市、土浦市、かすみがうら市）の認定に際して、平沢官衙遺跡はジオパークの構成要素の一つとして位置付けられた。
- ・官衙遺跡の周囲を囲む、筑波山及びそこに連なる山々（筑波山塊と呼ばれる）は、筑波山が斑れい岩、宝篋山などが変成岩、城山などが花こう岩と隣接しながら別々の岩石からできているという全国的にも珍しい地質的特徴をもつ。
- ・平沢官衙遺跡では、礎石にそれらすべてを使っており、地元の石材をうまく利用した例として貴重なジオサイトともなっている。

第3節 構成要素の特定

平沢官衙遺跡の本質的価値の中心的な要素は、郡衙正倉院としての史跡を象徴する規則的に並ぶ建物跡とその建物跡を囲む大溝跡である。本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素は、立体復元したⅢ期の建物跡である土倉、校倉、板倉の3棟と、Ⅱ・Ⅲ期の遺構表示など、さらに、史跡内に整備した便益施設等となる。また、指定地の周辺地域を構成する諸要素は、周辺の関連遺跡や関連施設ということになる。これらは別添表に整理して示す。

第3表 史跡平沢官衙遺跡の本質的価値の構成要素表

1 本質的価値を構成する諸要素

分類		構成要素
構成要素	発掘調査により得られたもの	<ul style="list-style-type: none"> ・「コ」の字形や「L」の字形に規則的に配置されたⅡ・Ⅲ期の建物跡、建物跡を囲む大溝跡 ・瓦・土器などの奈良・平安時代の出土遺物 ・成立期であるⅠ期の柵列跡 ・衰退期であるⅣ期の小規模建物跡
	地形など	<ul style="list-style-type: none"> ・独立した台地地形 ・筑波山や背後の山々の景観

2 本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素

分類		構成要素
構成要素	発掘調査により得られたもの	<ul style="list-style-type: none"> ・古墳時代以前の竪穴住居跡 ・一列に並ぶⅤ期の建物跡
	復元した遺構	<ul style="list-style-type: none"> ・立体復元建物（土倉、校倉、板倉） ・Ⅱ・Ⅲ期の遺構表示 ・大溝跡の復元遺構
	整備した便益施設	案内所、駐車場、説明板、園路、鉄柵、樹木、照明柱、史跡標柱、避雷針、暗渠排水、水飲み、ベンチ

3 指定地の周辺地域を構成する諸要素

分類		構成要素
構成要素	周辺の関連遺跡など	<ul style="list-style-type: none"> ・平沢古墳群（1号墳、2号墳） ・平沢古墳群3号墳、出土火葬骨壺 ・北条中台古墳群（1号墳） ・北条中台古墳群、その出土遺物 ・日向廃寺跡、その出土遺物 ・北条中台廃寺、その出土遺物 ・石造露盤
	関連施設	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡案内板 ・つくば市出土文化財管理センター ・つくば市研修センター ・筑波総合体育館（大池公園） ・平沢駐車場

第4章 現状と課題

史跡平沢官衙遺跡は、県営住宅団地の建設に伴い発見された遺跡で、その計画地の範囲を史跡指定して公有化したことにより、史跡指定地はほぼ市有地となっている。そのためこの章では、史跡指定地内と、史跡指定地外の埋蔵文化財包蔵地及び周辺の関連遺跡や文化財に分けて、保存管理、活用、整備、運営・体制の現状と課題を整理する。

第1節 保存管理

1 現状

(1) 史跡指定地内

保存管理については、史跡の全てが復元整備地内であるため現状変更などの問題は生じておらず、市による施設修繕やイベントでの仮設舞台の設置など以外では、整備完了以降の現状変更は実施していない。また、調査研究については史跡を復元整備し史跡内での発掘調査等も行われていないため、新しい要素の発見はなく、特に進んでいないのが現状である。

整備した平沢官衙遺跡歴史ひろばは、つくば市文化財展示施設条例（平成9年3月25日、条例第27号）及び同施行規則（平成15年3月31日、教委規則第3号）に基づいて管理している。歴史ひろばの専門的な案内・説明を市文化財専門員が行い、それ以外の日常の案内・受付・清掃及び機械警備・草刈りなどの植栽維持管理・案内所床のワックス清掃は委託して行っている。以下に歴史ひろばの概要を示す。

1) 史跡公園部 … 史跡範囲内の歴史公園化した部分。外周は中木植栽・宅地及び段差で画され、東西南北4か所に出入口を設置。

①歴史的建造物等復元ゾーン … 3棟の高式倉庫を実物大に復元した空間で、鉄柵で囲っている。柵内は開園時間内（管理員の勤務日・時間）出入自由。復元建物への出入は原則として不可。復元建物の屋根は、3棟とも老朽化が目立つ。

②遺構復元広場 … 特に区画なし。年中、出入自由。

・20棟分の倉庫は柱位置を表示、区画大溝は立体復元。各遺構に説明板付設。柱表示は木材が腐朽し竹材で代用している。

・（散策用）芝生広場、園路、水飲み場、ベンチ、低高木植栽など。

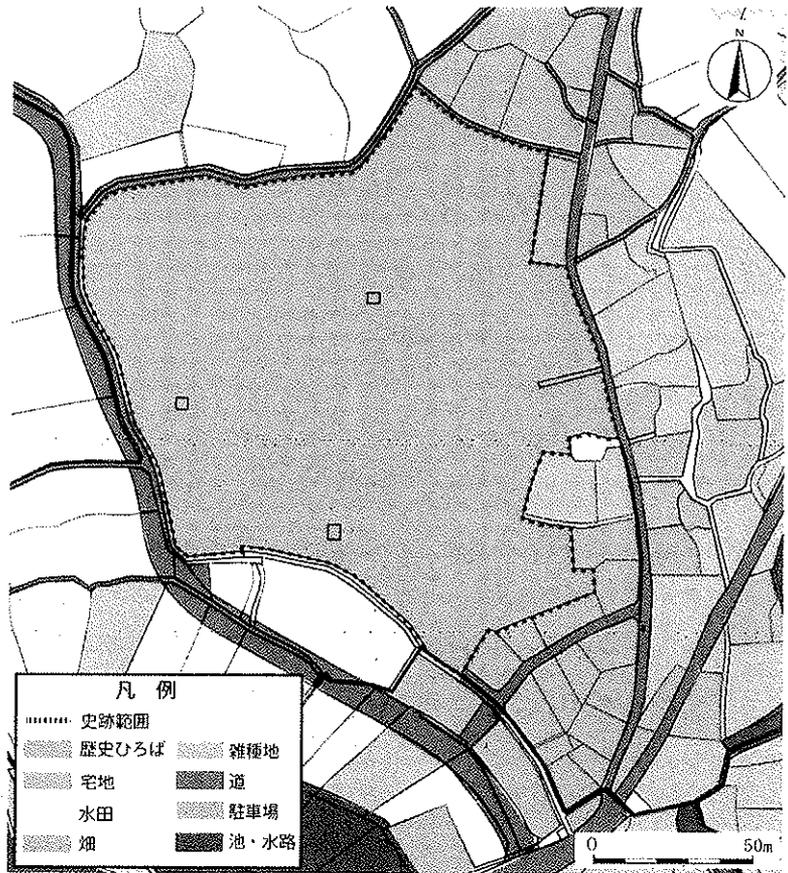
2) 案内所 … 史跡南東外に位置し敷地は市道で東西に分かれる。借地。

①案内棟部 … 西側敷地東半に位置する。開館日に管理員が常駐する管理室、史跡の説明（展示とビデオ放映など）を行うガイダンスコーナー、及び男・女・多目的の手洗所からなる。開館時間内（管理員の勤務日・時間）出入自由。想定を上回る来園者数が原因の給水量不足などの不備が多発している。

②駐車場部 … 西側敷地西半（身体障害者用2台分、一般車用6台分）及び東側敷地（一般車用27台分。バス等はこちらに駐車）に分かれる。出入り自由。

(2) 史跡指定地外関係地

史跡の隣接地は東の北半・北・西・南側は道路・水路で、道路等の外側は宅地・水田・畑地・雑種地などが広がっている。東隣接地部分は、台地上縁辺部までが埋蔵文化財包蔵地となっており、台地上南東端の一部は宅地として造成されている。史跡指定後に個人住宅建築に伴い2件の確認調査を実施し、1件は盛土保存（第3期第1次調査）、1件は遺構面が深かったことから、地下保存となっている（第3期第2次調査）。



第26図 土地利用図

その他の指定地の周辺地域を構成する諸要素についても、北条中台古墳群1号墳が市所有地、日向麿寺跡（市指定史跡）の復元整備地を市が借地している以外は、全て民有地である。また、平沢古墳群3号墳については、石室の側壁が倒れたことにより、平成19年（2007年）に一部を発掘調査したうえで所有者が修理している。

前述したように、8世紀初め頃の火葬墓の追葬を明らかにした同3号墳の学術調査成果は特筆すべきものの、それ以外はこれらの地域においても調査件数が少なく、それも小規模なため、あまり研究が進んでいないのが現状である。

2 課題

(1) 史跡指定地内

保存管理について、遺構面の保護層として地下遺構は建物復元ゾーンでは■～■cmの表土層と盛土層が、台地裾部では■～■cmの表土層があり、それを芝で被覆していることから、遺構面の露出などの問題は生じていないが、今後とも継続的な状況の観察は必要となる。また、現状で触れた施設の老朽化により、復元建物の安全性や維持管理が困難になっていることは問題であるが、この点については整備の節で述べる。その他整備地内の土地について、指定地内に残る国有地への対応も必要となる。

(2) 史跡指定地外関係地

史跡の東隣接地部分は市街化区域で、今後も個人住宅等の建築要望がありえるため、遺存状況の確認調査と保存措置の対応が必要である。また、その他の指定地の周辺地域

を構成する要素については、市街化調整区域が多いことから開発等は少ないものの、その可能性は含んでおり、その際に確認調査による状況の把握が必要となる。また、これらの区域のうち郡衙関連施設の存在が想定される場所では、その広がりも把握できていないため、研究や保存を目的とした確認調査も必要となろう。

第2節 活用

1 現状

(1) 史跡指定地内

1) 見学者

平沢官衙遺跡は、様々な考証を重ねた高床倉庫建物3棟を、全国的にも数少ない一つの空間に立体復元したことにより、映像や模型ではわからない実物の存在感を体験できる場所となっている。また、小学生の社会科（歴史）見学で、市内や近隣市町村からも訪れており、復元した巨大な高床倉庫は、古代の中央集権国家の権力を示すものとして、教科書だけでは学ぶことができない多くの素材を提供する貴重な場所となっている。

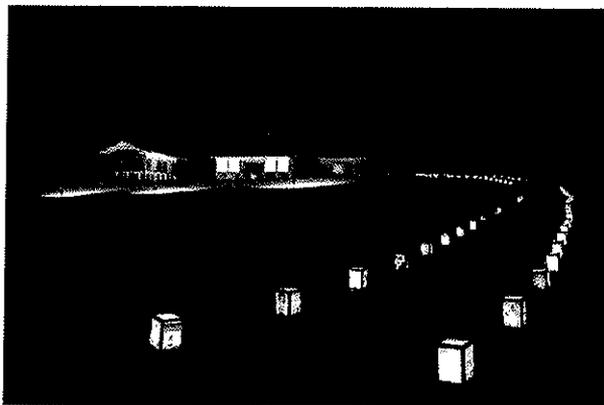
史跡の見学者は、およそ毎年5万人前後で、開園以来増加してきたが、ここ数年は頭打ちの状況である。説明対応を行った団体数は第4表のとおりである。小中学校の見学については、市内に文化財展示施設などが5館あることや、市所有バスの台数が限られるため、市内全ての小中学校（45校）が見学できる状況にはなっていない。見学者への説明対応については、簡単なものは管理員が、専門的な説明対応は依頼を受けて市文化財専門員が、それぞれ行っている。また、学校教育で歴史・文化財の教材としての利用されるよう、社会科教員を対象にした研修や資料の作成を行っており、平沢官衙遺跡についても研修での見学を続けており、学校向けパンフレットも作成した。

第4表 説明依頼団体数

	令和元年 (2019年)	平成30年 (2018年)	平成29年 (2017年)	平成28年 (2016年)	備考
学校（団体数）	5	7	10	8	
社会人（団体数）	8	7	12	5	
合計（団体数）	13	14	22	13	
全体（人数）	661	739	1,069	578	

2) イベントなど

復元建物から南へ緩やかに傾斜する半円形の地形は天然の劇場を思わせ、ここで古代の雰囲気を持つものに限らずコンサートや物産市などのイベントを多く実施できる多



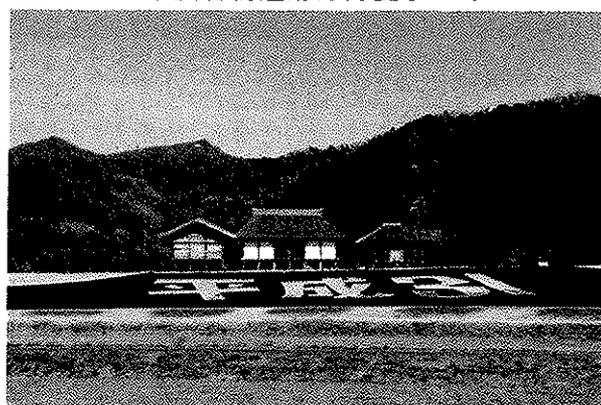
復元高床倉庫特別開扉



平沢官衙遺跡万灯夏まつり



つくば物語



文化財防火デーと新春芝文字

目的広場としても機能している。

平沢官衙遺跡歴史ひろばでは、史跡の存在とその良さを周知するためのイベントを、NPO法人平沢歴史文化財フォーラムと協力をしながら、四季毎に行っている。春の「復元高床倉庫特別開扉」は、5月の連休中に復元建物の換気を兼ねて内部を公開するもので、来園者に対して市専門員が随時解説をしている。夏の「平沢官衙遺跡万灯夏まつり」は、8月下旬に開催しており、復元建物をライトアップし園路に万灯を並べることで幻

第5表 イベント参加人数

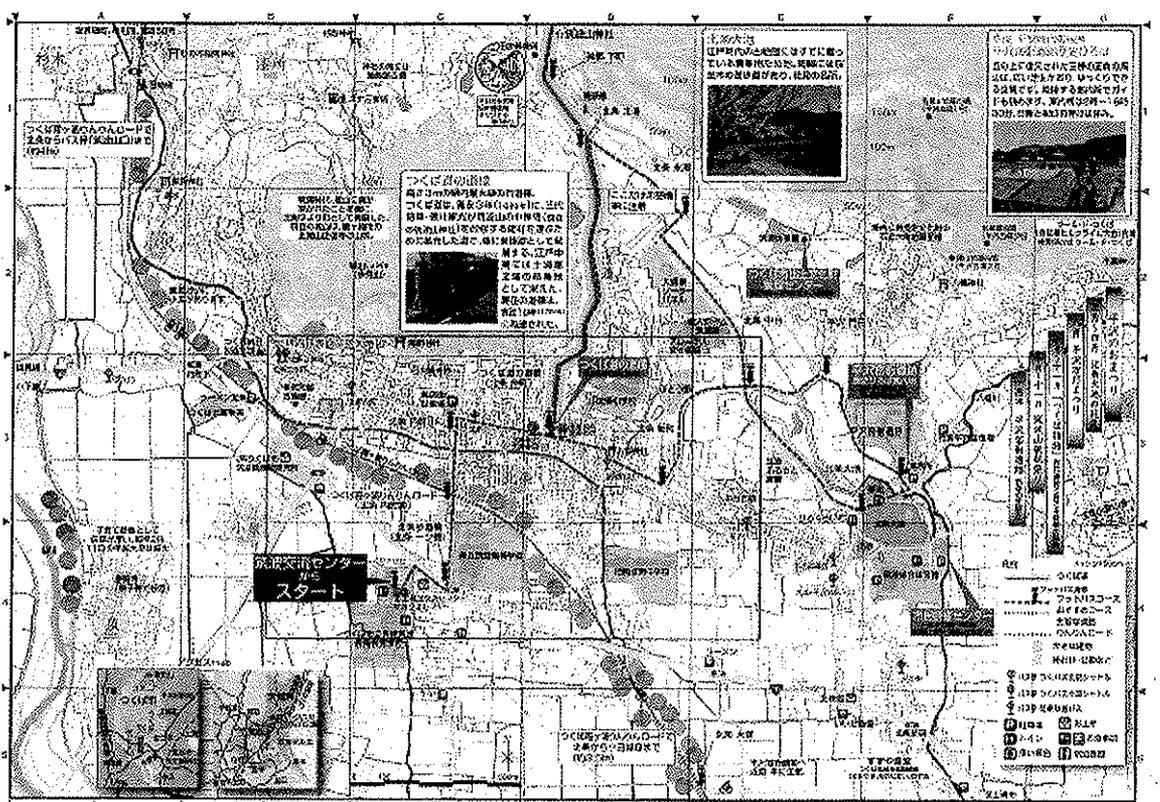
	令和元年 (2019年)	平成30年 (2018年)	平成29年 (2017年)	平成28年 (2016年)	備考
復元高床倉庫特別開扉(人数)	1,606	250	1,389	1,011	
平沢官衙遺跡万灯夏祭(人数)	600	500	250	200	
つくば物語(人数) ※令和元年、中止でミニコンサート	400	5,000	800	4,000	平成29年、雨で会場変更
新春芝文字と文化財防火デー(人数)	116	90	70	200	

想的な風景を演出している。秋の「つくば物語」は、市観光部局が主催している遺跡の雰囲気を活かした野外コンサートを主としたイベントで、数千人の来場者がある。冬の「文化財防火デーと新春芝文字」は、防害虫等を兼ねた芝焼きを実施する際に芝に文字を焼き残すことを催事としたもので、消防部局の協力を得て行うため文化財防火デーに合わせた啓発活動も兼ねている。

市の事業ではその他に、平成 27 年（2015 年）度から生涯学習推進課が行っている、市内の研究施設等を巡ってのスタンプラリーである「ちびっ子博士事業」での見学対象施設となっており、例年暑さで落ち込んでいた夏季の来場者数が 3 千人以上増えている。また、民間主催の事業でも、市文化芸術課が協力する美術展「アートセッション」や、同スポーツ振興課が協力する自転車ヒルクライム大会「ツールド・つくば」のスタート会場などとして、活用されている。

3) その他

平沢官衙遺跡はつくば市など周辺 6 市で実施している、筑波山地域ジオパークの構成要素の一つであるジオサイトとなっているだけではなく、市が推進する筑波山や山麓の観光資源の一つとしても重要視されている。また、茨城県が推進する自転車道の「つくば霞ヶ浦りんりんロード」は、令和元年（2019 年）11 月に国土交通省がサイクルツーリズムの推進により、日本における新たな観光価値を創造し、地域の創生を図るために指定するナショナルサイクルルートにもなっている。平沢官衙遺跡歴史ひろばはその沿線に近く、サイクリストの利用が多い観光施設としても注目されている。



第 27 図 北条・平沢フットパス

(2) 史跡指定地外関係地

各種講座やジオパーク関係催事で、平沢官衙遺跡と合わせて周辺の古墳や日向廃寺跡などの見学が行われているが、年間数件ほどである。また、市観光推進課では「北条・平沢フットパス」として、ウォーキング用マップとそれに合わせた案内標柱を設置しており、街歩きができる環境を整えている。民間事業としては、北条市街地の国登録有形文化財の建造物が、定期的な公開やイベントで利用されている。

2 課題

(1) 史跡指定地内

市内小中学校の見学が少ないことは、大きな問題である。その要因として、市内だけで5つの文化財展示施設などが所在することや、学校が利用できるバスが少ないことに加え、近隣の博物館などが行っている見学以外の体験メニューなどの付加価値がないことが考えられる。小中学校での見学対応に一層の工夫が必要であるとともに、小中学校を含む史跡に来られない方全般への対応として、インターネットを使用した情報提供も充実させる必要がある。

また、周辺部での学校の統廃合や中心部での大規模校の増加により、今後は見学する学校数の減少と、1回の見学人数の増加が想定される。その際には、説明対応が文化財課職員のみでは限界があり、職員とともに対応するボランティアの育成が必要となる。

さらに、史跡を周知するイベントは四季毎に行ってきたが、史跡の価値を伝える学術的なイベントはあまり行えていないため、説明会や講座、シンポジウムなどをより積極的に開催していくことも課題となる。

(2) 史跡指定地外関係地

史跡指定地外関係地についても、平沢官衙遺跡と関係した説明会や講座、シンポジウムなどの学術的なイベントは行えていない。また、この周辺地域に郡衙関連施設がある可能性を、周知する試みも、必要となろう。

第3節 整備

1 現状

(1) 史跡指定地内

平成9年(1999年)度～14年(2002年)度に復元整備工事を実施し、15年(2003年)度に正式に開園した。その後、平成17年(2005年)度に案内所が手狭であったことから増築工事を行い、平成20年(2008年)度に前年の台風により破損した土倉棟部分の修理と合わせて、屋根北半分の茅葺替えを行った。それ以外に柵の塗装や、説明板の追加、照明器具やエアコンの交換など細かな修繕は行っているが、根本的な修理は実施していない。以下に、平成9年(1999年)度から実施した復元整備の内容とその後の現状を示す。

1) 復元整備状況

① 地形復元

史跡中央平坦面の南と西を削るように通る旧道部分をはじめ、削平を受けた部分では地形復元のため、また、遺構復元による基礎工事やその他の地下掘削等が生じる場所では遺構を破壊しないため、それぞれ盛土が必要であった。遺構保護層の厚さは、建物の立体復元場所では1.1mを(=現表土厚+盛土厚)、復元大溝では同1.2mを基準とした。斜面裾部は表土が厚かったため盛土はせず、斜面中程ですりつけている。地表面被覆処理は全面張芝とした。

②遺構表示

正倉院の最盛期で、建物群が敷地の外側から内側へ向かって形成されたという変遷過程が分かる、Ⅱ・Ⅲ期の建物のうち、形態・規模の明瞭なものを中心に、Ⅱ期建物群から12棟、Ⅲ期建物群から8棟、合計20棟を選定した。これらを基礎構造で分けると掘立柱建物が17棟、礎石建物が3棟で、後者は全てⅢ期に属していて、いずれも礎石は残っていなかった。

掘立柱建物は、柱の高さをⅡ期では柱が若干地上から出る20cmとし、Ⅲ期では違いが明瞭になり人が座れるくらいの45cmとした。柱の太さは直径35cmに統一し、材は粘り強いとされるタモ材を使用した。復元柱の構造は地下の基礎からアンカーボルトを立ち上げて柱に通し、頂部でボルトを締めた後、木栓で蓋をするというものである。

礎石建物は、SB24・38が布地業、SB44が総地業で、どちらも地業範囲を10cm程盛上げて明示し、礎石建物だったことを明確にするため元位置を離れ散在していた実物の礎石を任意の位置に設置した。

現在は柱表示がすべて腐朽し、柱表示を固定する鉄芯が露出して危険なため、5年ほど前から応急措置として竹で覆いロープで囲っている。

②実物大復元建物

実物大復元建物は、大溝跡の造られた時期である第Ⅲ期の中から、調査による資料性、遺構の位置・配置を考慮してSB18(土倉(双倉)(2号建物))、19(校倉(1号建物))、33(板倉(3号建物))を選定した。それぞれ構造を変えている理由は、発掘調査成果からの推定に加え、当時から様々な構造の建物があることを示すためでもあった。

現在は特に屋根の経年劣化が進んでいる。茅葺き屋根(土倉(双倉)・2号建物)では全面的に茅の脱落が進み、特に隅部では下地の竹の露出が顕著である。板葺き屋根では、板倉(3号建物)で椽板の欠損が目立ち、校倉(1号建物)でも目板の破損が進んでいる。

○校倉(1号建物)

1号建物の校倉を支える東柱は円柱の掘立柱とし、上部は梁間にのみ頭貫を用い、上に台輪を巡らした。周囲の台輪は鼠返しを付けた「へ」字形に加工し、平と妻の取り合いには校木高さ半分の段違いをつけた。梁間の内部の台輪は平角とし、上端に床板を桁行方向に並べて床を構成した。壁体は不整形六角断面の校木を隅で組み合わせて積み上げ、正面(南側)中央に板扉内開きの出入り口を設けた。寄棟屋根の軒をうける出桁の四隅は、平・妻両方向の校木を延長して支えるが、中央部は大梁2本と妻の懸梁2本の先端を腕木に作り出して支承した。出桁

四周内側は軒天井を掲げ、その外に一軒角垂木の軒を廻らせた。軒先は茅負が流れ葺板をうけ、屋根板合口に目板を打ち、大棟と隅棟の拝みには樋棟を上げ共に雨水の侵入を防ぐようにした。軒裏と屋内は垂木上に裏板を並べる軒天井とし、小屋組を表した。

○土倉（双倉）（2号建物）

2号建物は原則として1号建物に準じるが、平面は双倉に、台輪は平角で、台輪の上には東西二室になるように側柱を立て、柱の間に厚板を落とし込んで壁を造った。さらに大型倉庫が律令国家の象徴として心理的効果を考慮した法倉ならば、壁体を漆喰の白い土壁とすることは、他の倉庫壁体が木造の中で、その効果を規模だけでなく、色彩的にも顕著にできることから、土壁とした。小屋組は正倉域内の中心的建物と考えられるので、寄棟とし、垂木と屋根板で傍木を整えた点が異なる。屋根は、軒先に茅負を取り付け、垂木の軒裏に野地板を張った。野垂木を扇状に配し、茅持・エツリ上に茅を葺いた。棟飾りは、茅で形を整えた上を杉皮・竹箆で被覆し、樋棟を上げた。

○板倉（3号建物）

束柱は円柱を掘建にして、上部の梁間方向のみ頭貫を置き、その上に平角の台輪を巡らした。桁行方向の台輪は正・背面のみで、梁間の台輪と高さの半分を組み合わせた。床板は梁間方向の台輪上に桁行方向に厚板を敷き並べて床とした。内部は桁行中央で二室に間仕切り、それぞれの室の正面（東）側中央一間に出入り口を設けた。軸組は台輪上に面取り角柱を建て、柱内に横羽目板を落とし込んで構成し、上部を折置組の梁と桁で固めた。出入り口は内開き板扉を吊り込み、内側に靱収納時開閉のための塞を設けた。なお内部は大梁上に取り外し可能な厚板の天井を備えて、靱をバラ積みする収納作業を容易に出来るようにしている。小屋組は小屋梁をあげて切妻屋根の母屋・棟木を支え、その上に一軒隅垂木をおき軒裏天井とした。軒廻りは茅負上にセキ板を並べ、その上に屋根の栗樽を葺き並べ、棟の葺き収めは葺板を拝みに組み合わせ、樋棟で押さえた。螻羽は垂木形を架け、上端を樋棟上端に揃えその上にうだつを置き両抑えとした。

③大溝跡

大溝跡は、法面は安定勾配で統一した断面とし、安全性も考慮し本物より一回り小さい上幅4.0m、下幅1.6m、深さ1.0mとした。

④説明板

総合説明板は、来園者の主導線となる案内所駐車場に1か所—1基を、実物大復元建物説明板は、屋根裏など外から見学できない内容を含めた3棟分のもの1基を、建物群から少し離れた位置に設置した。遺構表示の説明板は、個別の説明が容易なことから、建物毎に1基を設置している。

⑤案内所

当初66.3㎡であったものを、平成17年（2004年）に86.1㎡に増築している。

- ・面積：86.1㎡（建築面積）。延床面積72.8㎡+ピロティ（下屋）面積13.3㎡
- ・構造：木造平屋建て。屋根は亜鉛めっき鋼板・瓦棒葺（芯木なし）。外壁は杉縁甲板。
- ・内部：管理人室6.6㎡、ガイダンスコーナー33.6㎡（増築前23.7㎡）、トイレ（男・

女・多目的 32.6 m² (22.7 m²)。倉庫は屋外にプレハブを設置。

- ・展示：出土遺物を展示・解説し、郡衙遺跡や建築構造などをパネルで説明。また、史跡紹介や復元建物建設過程等のビデオを上映。

⑥便益設備その他

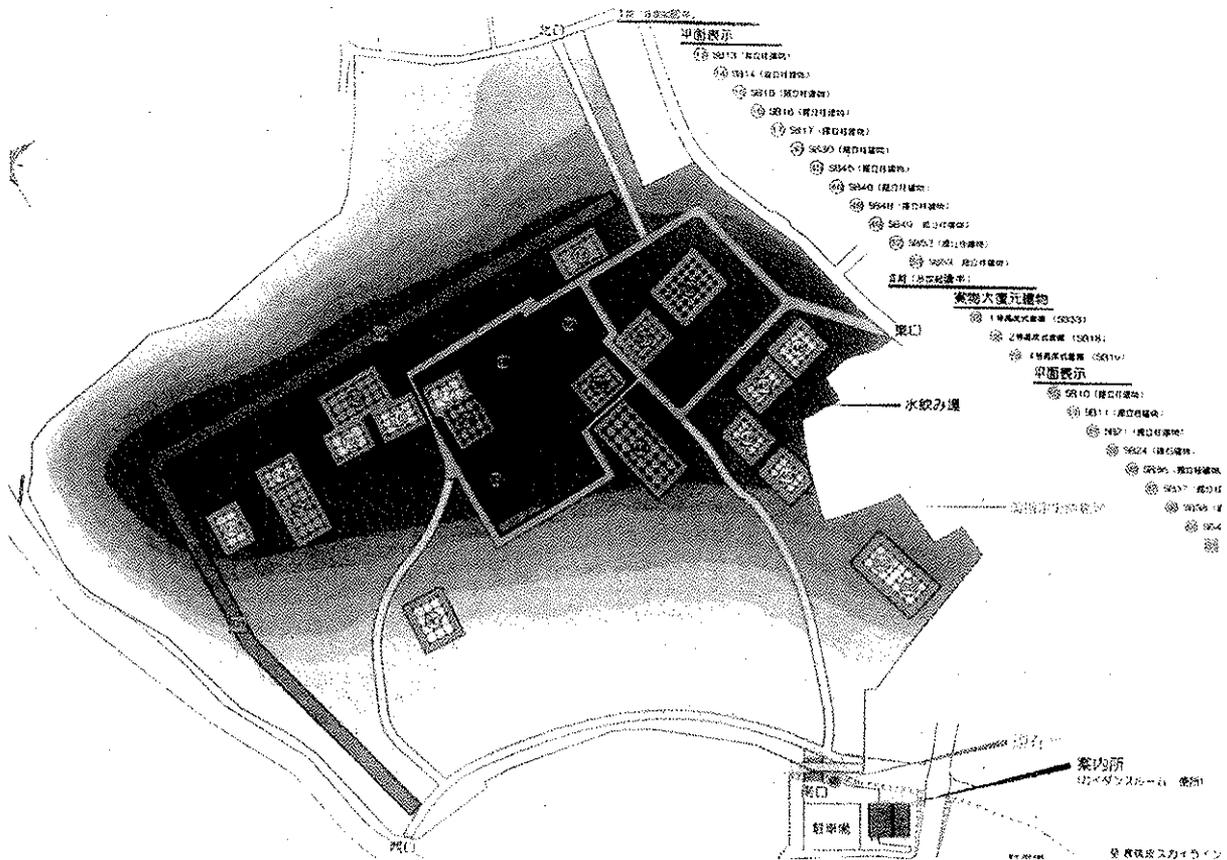
○防災設備 筑波山の南に位置する本史跡周辺は夏季に雷がかなり多い地域なので、立体復元した各建物へ避雷針を直接2本設置した。また、立体復元建物群を施錠できるように、門扉が付く鉄柵で囲み、柵内にはセンサーを設けて、案内所と同調する機械警備を設置した。現在鉄柵は錆が生じている。

○植栽 史跡境界の柵の代わりに、南面にハギを、他3面にネズミモチを2列で囲った。既存宅地との境には目隠しとして高木のシラカシを植えたが、その他の高木は、史跡内の見通しを優先して本数を少なくした。

○園路 遺構表示ではないので現代風に設置し、斜面は雨水の通り道にならないよう、洗出平板と芝を組み合わせたものとし、平面は透水性カラー舗装とした。現在の透水性カラー舗装は、経年劣化や芝の浸食を受けたことで、砂利がはがれ路面が荒れており、洗出平板も凸凹が生じて危険である。

○休憩施設 ベンチを実物大復元建物の見やすい史跡の端に、水飲み場とともに設置した。

○排水 盛土内には透水管を設置し、表流水や復元大溝の水も含めて、地元の土地改良区と協議のうえ、流末を史跡外の柵や道路側溝につなげた。南側は、水田に流出しないよう、1 m弱の土堤状に盛り上げて、調整池も兼ねるようにした。



第 28 図 平沢官衙遺跡整備状況図

(2) 史跡指定地外関係地 (第■図)

史跡平沢官衙遺跡への案内板は国道 125 号線に 3 基 (1 基は小田城跡付近)、県道 53 号線に 1 基 (小田城跡付近)、県道 138 号線に 1 基設置されている。説明板は、指定文化財には全て設置されているものの、その他の未指定の文化財や埋蔵文化財では、わずかに平沢古墳群 2 号墳・3 号墳に文化財課以外によって設置されているのみである。また前述したように、市観光推進課では「北条・平沢フットパス」のウォーキング用マップと、それに合わせた案内標柱を設置している。

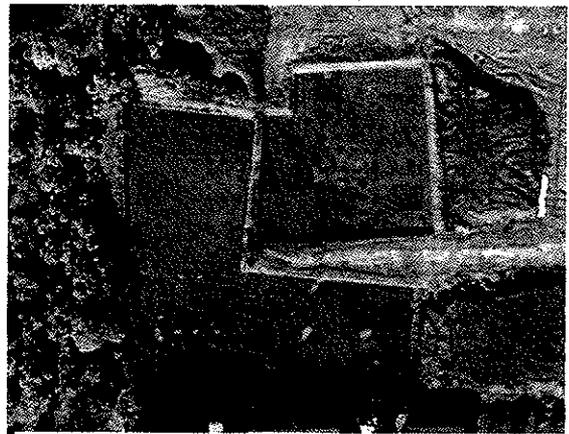
周辺には宝篋山登山等にも利用される平沢駐車場をはじめとして、市民研修センター、筑波総合体育館、筑波交流センターなど、駐車場や会議室などを持った市営の公共施設も充実している。その他、平沢官衙遺跡の北北東 600m には、市内の埋蔵文化財出土遺物を収蔵し管理している、出土文化財管理センターも所在している。埋蔵文化財の収蔵・整理を主な目的に設置された施設のため平日のみの開館であるが、北条中台遺跡の出土遺物を中心として旧筑波地区の先史時代から中世までの展示があり、平沢官衙遺跡と併せて見学できる。

(3) 周辺の国指定史跡

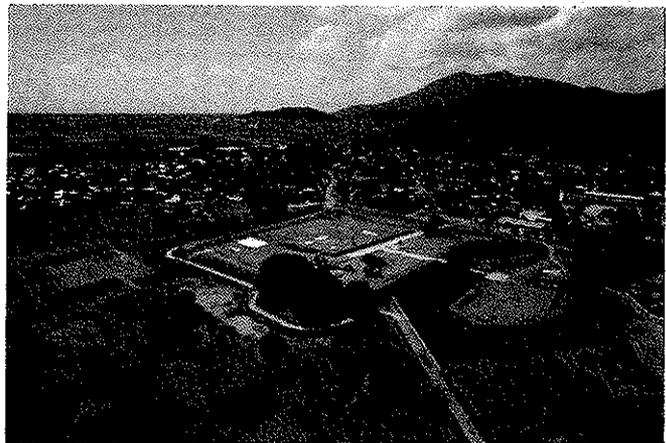
つくば市には、平沢官衙遺跡の南南東 3 km には小田城跡、同じく南南東 9 km には金田官衙遺跡と 3 つの国指定史跡が所在している。

このうち金田官衙遺跡は、古代河内郡衙の推定地であり、平沢官衙遺跡と同質の遺跡である。しかし、正倉院以外の郡衙を構成する建物群跡や、同時期の寺院である東岡九重廃寺も合わせて国指定史跡となっている点は、平沢官衙遺跡とは異なっている。現在は公有化を進めている段階で、簡単なパンフレットは作成しているものの、説明板などの設置は行われていない。今後保存活用計画などを作成していく予定である。

時代が異なる中世の小田城跡は、本丸跡とその周辺の 4 万 2 千 m² を復元整備し、整備地に近い旧常陸小田駅跡にガイダンス施設として案内所と駐車場を設置、平成 28 年 (2016 年) 4 月に「小田城跡歴史ひろば」として開園している。小田城跡では史跡整備地内だけではなく、平沢官衙遺跡

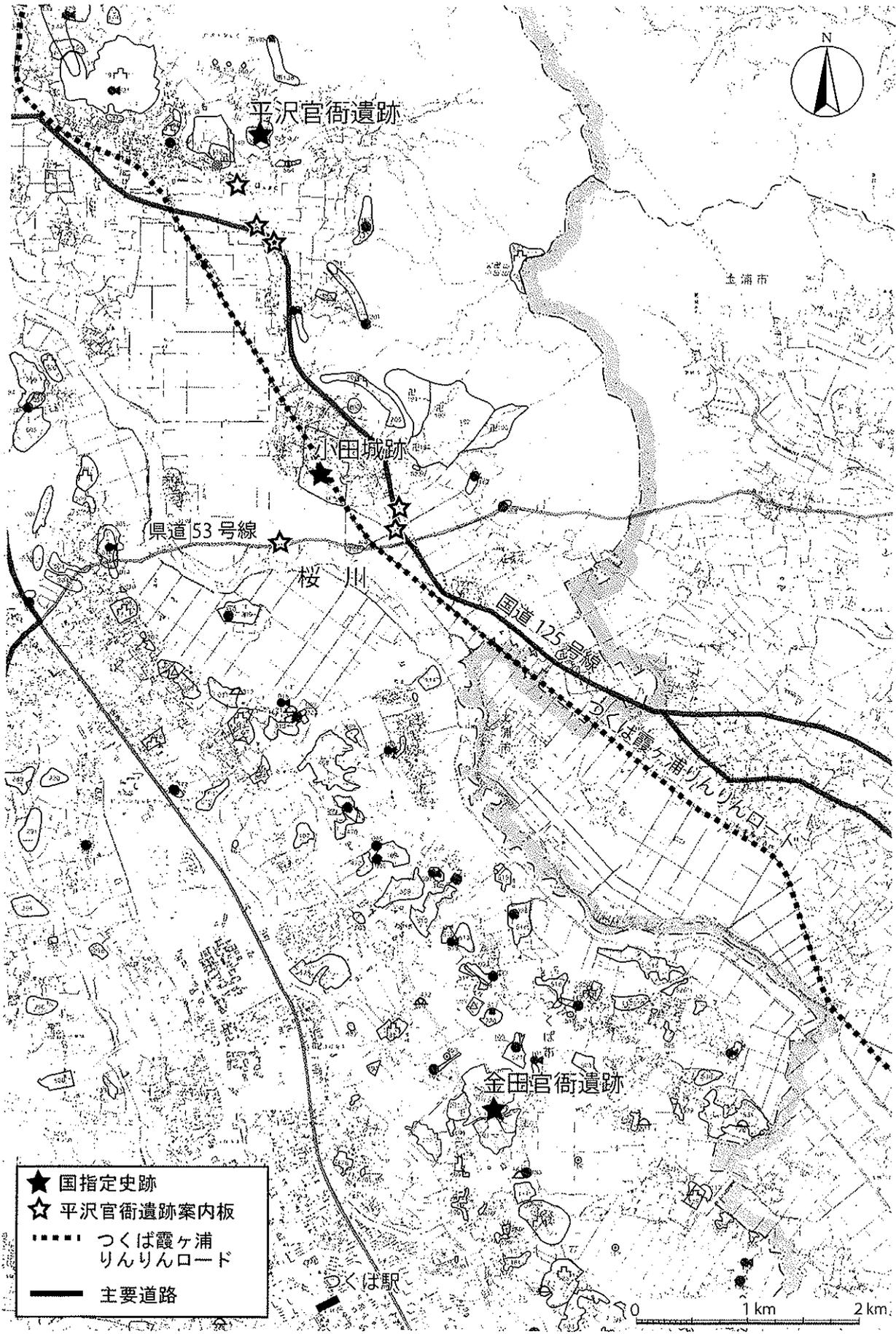


金田官衙遺跡調査状況空中写真



小田城跡歴史ひろば空中写真

を含めた周辺文化財の説明板、案内板も設置している。また、小田城跡北側の宝篋山は、



- ★ 国指定史跡
- ☆ 平沢官衙遺跡案内板
- つくば霞ヶ浦
りんりんロード
- 主要道路

地元小田地区の有志が登山道を整備したことで、観光客が増加している。その南麓には奈良西大寺の高僧忍性が10年間止住した三村山極楽寺跡遺跡群があり、多数の石造物が見学できるなど、歴史的な見どころも多い。

小田城跡と平沢官衙遺跡は自動車でも10分程と近く、また公共交通機関でもつくば駅からのつくばバス、土浦駅からの関東鉄道バス、ともに同一路線に位置しているだけでなく、つくば霞ヶ浦りんりんロードからもアクセス可能な場所であることから、相互に周知・広報をしている。

2 課題

(1) 史跡指定地内

平沢官衙遺跡の整備は好評で来園者も増加傾向にあるが、開園から17年が経過し、復元建物の屋根や柱表示など木材の部分で特に経年劣化が目立ち、見学者の安全性や施設の維持管理に支障をきたしている。また、来園者の増加に伴い、便益施設の設備不足も生じており、見学者に不便をかけている部分もある。

そのことから当初整備の方針を継承しつつも、当初整備内容の再検討を行い、仕様変更を含む再整備事業を実施していく必要がある。以下、場所毎の課題を示す。

① 遺構表示

- ・実物大復元建物の存在感が大きすぎて、遺構表示があまり目立たない（特にⅡ期）。
- ・Ⅱ期・Ⅲ期の重複関係を示した部分があるが、重複関係がわかりにくく表現方法に工夫が必要である。
- ・当初は、タモ材で表示をしたが、■年程で腐朽してしまったように耐久性の問題があり、木製以外の素材の検討が必要となる。

② 実物大復元建物

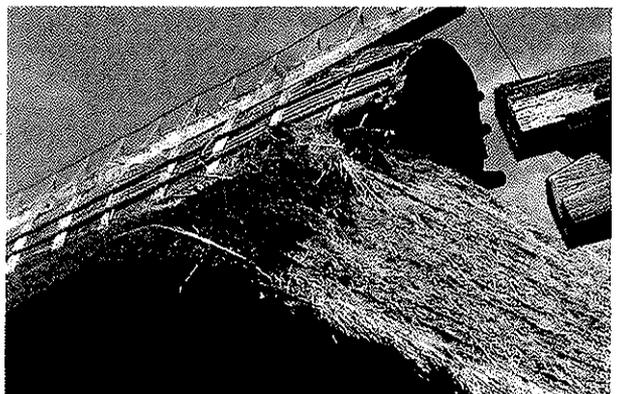
- ・屋根を主とした経年劣化に対して、大規模な修理が必要である。
- ・屋根板等については、腐朽への対策として素材や防腐剤塗布の検討が必要である。



遺構表示損壊状況



板倉屋根損壊状況



土倉屋根損壊状況

・復元建物の定期・周期的な点検や小修繕、大規模修理について、予め方針を定めておく必要がある。

③説明板

- ・建物毎に個別に設置した説明板は、設置位置が低くほぼ地面と同じ高さのため、見学者に認識してもらい難く、草刈りの影響も受けやすい。
- ・説明板の表記が日本語のみであるため、多言語化への対応が必要となる。

④案内所

- ・学校や団体での来園者の増加により、20名ほどが映像を視聴できる案内所が手狭となっている。
- ・事務室も1名の待機を予期した小規模なもので、解説の応援や収納場所の不足のため、映像視聴場所との区別がなくなっている。
- ・繁忙期における駐車場・トイレも不足気味で、トイレについては水圧が低くしばしばつまりにつながっている。

⑤便益設備その他

○防災設備

- ・各建物の避雷針は、各建物の棟の上に鉄線が付く構造となっており、景観の観設計段階でもう少し検討が必要であった。
- ・柵の間口が狭かったことにより、2t車以上の作業車両等が進入できないため、維持管理に支障をきたしている。

○植栽 高木植栽を少なくしたことで、日陰でくつろげる場所が少なくなっている。

○園路

- ・前に昔のものと誤解しないように現代風としているという説明があるので、遺構との調和の検討は不要でよいかと思う。
- ・透水性カラー舗装は、砂利がはがれ路面が荒れていることから、素材の耐久性に問題があり素材の検討が必要。

○排水 史跡内の排水は史跡外の南西隅の柵に集まるが、その先の水路が詰まりやすく、大雨の際に溢れることがある

(2) 史跡指定地外関係地

指定文化財には説明板が設置されているが、未指定の関連文化財の説明板はわずかであり、見学者へ解説を提供する方法の検討が必要である。また、設置済みの説明版を含めて、多言語化への対応も検討する必要がある。

第4節 運営・体制の整備

1 現状

(1) 史跡指定地内

平沢官衙遺跡歴史ひろばの運営・管理では、地元平沢地区で結成したNPO法人平沢歴史文化財フォーラムの協力が欠かせなくなっている。同フォーラムは、平沢官衙遺跡の復元整備事業中、最初の復元建物が完成した平成11年(1999年)頃から、地元平沢集

落内で‘平沢村の歴史を語り継ぐ会’が結成され、本遺跡を盛り上げる案内ボランティアの役割も果たした。同17年（2005年）には、当時の茨城県で初となる文化財愛護を目的としたNPO法人「平沢歴史文化財フォーラム」へと発展するが、結成当初から行政主導でなく自ら団体を組織し史跡の保存活用に奮闘する大変貴重な存在である。地元で文化財保護団体が生まれたことは、平沢官衙遺跡の復元整備に起因する最大の成果かもしれない。同NPOは、高齢化が進む一方で新たな加入者も加わり、継続して事業を実施できている状況である。そのため、市は地元平沢地区とも良好な関係を保ち、様々な状況で温かい支援をいただいている。

また、保存・活用・整備等の各種事業を行うために、文化庁や県教育庁との連絡や協力関係を維持しており、市内部の観光部局や生涯学習部局と連携して事業を実施している。

（2）史跡指定地外関係地

史跡指定地外では、指定・登録文化財の所有者等と個別に連絡を取ることはあるが、現在のところ運営・体制の整備は特に行っていない。

2 課題

上記のように、NPO法人平沢歴史文化財フォーラムは日常の案内清掃業務やイベント等での対応は積極的ではあるものの、通常1名勤務では説明対応まで手が回っていない。小田城跡でのボランティア団体である「常陸小田城親衛隊の会」や、市内のその他の資料館で養成をしている「文化財サポーター」の活動状況を鑑みた場合、平沢官衙遺跡でも説明等を行う文化財サポーターを拡充する必要がある。

また、今後とも保存・活用等の各種事業を安定的・継続的に行うためには、市の関連部署や他市町村の各種機関、文化財の所有者等をはじめとする地元住民との更なる協力が必要となる。さらに、整備等の大型事業の実施にあたっては、有識者の意見を伺うための懇話会等を組織して進めていくこととなる。

第5章 計画の大綱・基本方針

第3章で検討した本質的価値、第4章の現状と課題を踏まえ、本計画の大綱とその基本方針を示す。

第1節 計画の大綱

平沢官衙遺跡は、『常陸国風土記』などにも登場する筑波郡に所在した、古代筑波郡衙の正倉院跡で、の全体像が分かる遺跡として国の史跡に指定された。平成15年(2003年)には、復元整備した平沢官衙遺跡歴史ひろばとして開園し、この整備事業により、平沢官衙遺跡は市民の新たな誇りとなった。市は史跡の価値を未来に伝えるために、適切な保存・整備・活用を行うための必要な措置をとる。また、周辺に広がる郡衙関連遺跡についても、学術的調査を行い、市民の協力を得ながら適切に保存措置をとる。

第2節 基本方針

1 史跡の価値を未来に伝えるために適切な保存・管理を行う

史跡範囲については、全て歴史ひろばとして復元整備しているため、今後とも適切に維持管理するとともに、史跡に影響が出ないように継続的に状況の観察を行う。

2 史跡の新たな価値を発見するための調査研究を行う

現史跡範囲は、当初の県営住宅団地建設予定地内のみであることから、本来の正倉院の範囲を保存できるよう、確認調査を行い、市民の協力を得ながら追加指定を検討する。また、その他の本質的な価値を担う諸要素についても、確認調査などを行い、郡衙関連施設は追加指定を、その他は内容に応じて適切な保存措置を検討する。

3 史跡の周知と本質的な価値の伝達を行う

平沢官衙歴史ひろばとして整備された平沢官衙遺跡では、四季毎に地元NPO法人平沢歴史文化財フォーラムと協力しながら様々な活用事業を実施しており、今後ともこの様な活動をとおして史跡の周知に努める。また、史跡の価値を伝えるための見学会や説明会、講演会などの事業も推進する。

4 史跡顕在化のための復元建物などの適切な維持管理や再整備を行う

復元整備を行った復元建物3棟を含めた平沢官衙遺跡歴史ひろばは、つくば市の新たな財産として定着しつつあり、これを未来に向け伝えることができるよう、適切な維持管理を行う。また、当初の整備事業で足りなかった要素を補いつつ、さらなる付加価値をつけられるよう再整備を行う。

5 史跡を守り伝えていけるよう、市民や各機関との協働を推進する

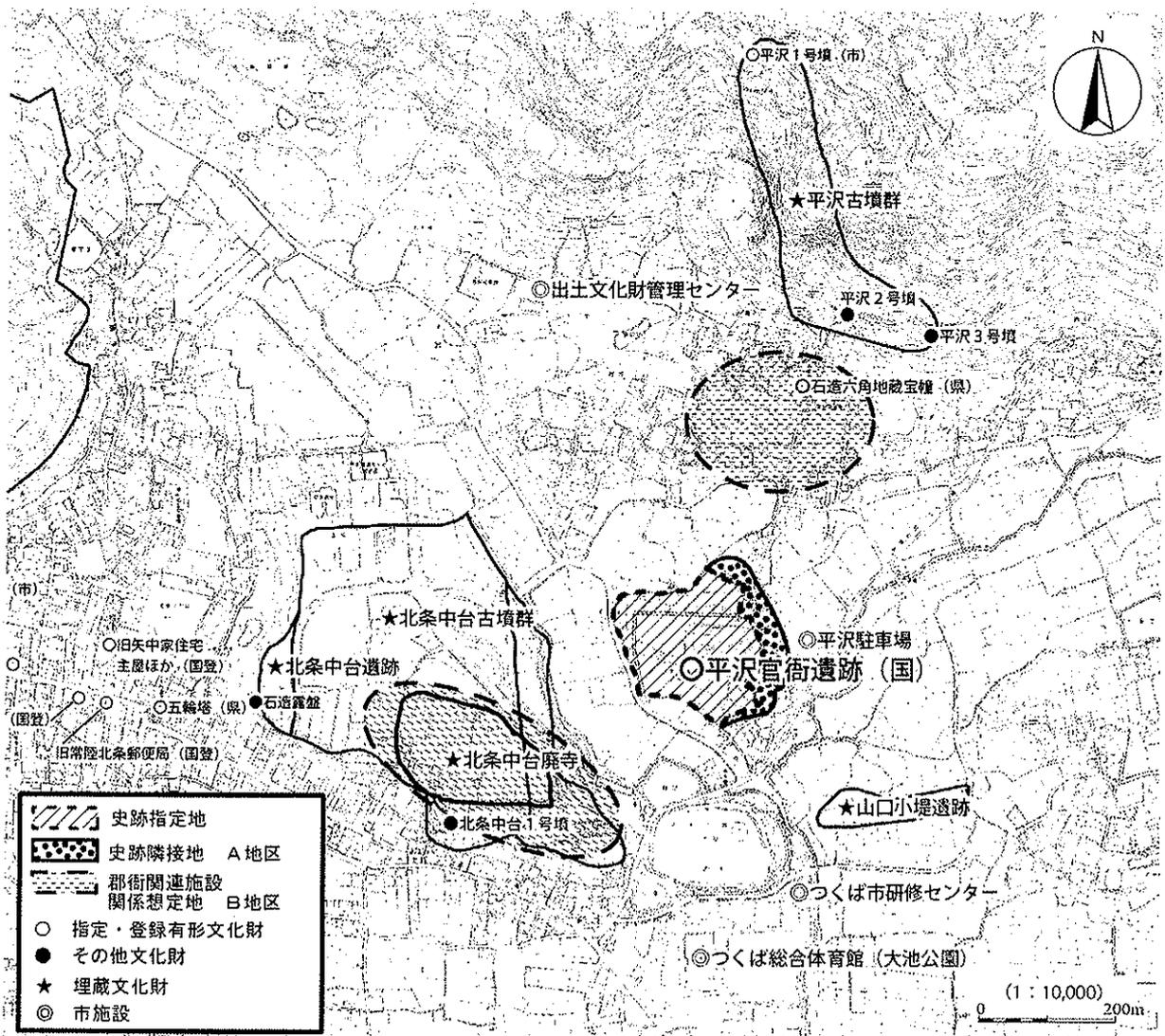
平沢官衙遺跡歴史ひろばでは、NPO法人平沢歴史文化財フォーラムの協力を元に運営している体制を維持し、解説などの足りない部分について、ボランティアを養成しその参画を推進する。また関係する機関や団体と連携し保存・整備・活用を推進する。

第6章 保存管理

第1節 方向性

現在、史跡指定されている範囲とは別に、史跡の東隣接地で郡衙正倉院が広がることが調査でも明らかな範囲をA地区、本質的価値に関わる郡衙を構成する施設跡や郡衙と関連する寺院跡が所在する可能性があり、なおかつ指定地内から展望できる場所をB地区とする。

史跡範囲は、前述のとおり全てが平沢官衙遺跡歴史ひろばとして復元整備されており、ほぼ全てが市所有地であることから、引き続き適切な保存管理を行うとともに、適切に遺構が保存されるように観察を継続する。A・B地区については、今後の調査内容により、保存措置を検討する。



第30図 平沢官衙遺跡 保存管理図

第2節 方法

1 史跡内での現状変更について

史跡内では、イベントでの仮設舞台等の設営や維持管理に伴う工事以外には、現状変更は生じない状況であり、今後とも市教育委員会が責任を持って適切に対応をしていく。また今後、追加指定によって歴史ひろば以外の部分で史跡範囲が生じた場合にも、現史跡範囲と同様に下記表のように扱うこととする。

第6表 平沢官衙遺跡の現状変更取扱基準

現状変更内容		備 考	許可区分
建築物	新築	地下遺構に影響がない限り可	文化庁
	増築・改築	地下遺構に影響がない限り可	文化庁
	除却	建築から50年を経過したもの。又は、土地の改変を伴うもの。 建築から50年を経過していないもの	文化庁 市
工作物 ※1	新設	地下遺構に影響がない限り可	文化庁
	改修・更新	地下遺構に影響がない限り可。	文化庁
	除却	建築から50年を経過したもの 建築から50年を経過していないもの	文化庁 市
電気・水道 管・下水道 管	新設・改修	公共・公益上必要で、地下遺構に影響がない限り可。土地の改変を伴う場合	文化庁
	改修・更新	公共・公益上必要で、土地の改変を伴わない、既存掘削地内の場合	市
道路	新設・拡幅	原則不可。公共・公益上必要で、地下遺構に影響がない範囲で可	文化庁
	修繕・改修	公共・公益上必要で、地下遺構に影響がない限り可。新たな掘削を伴う場合 公共・公益上必要で、地下遺構に影響がない限り可。既存掘削地内の場合	文化庁 市
植栽	植樹	地下遺構に影響がない限り可	文化庁
	伐採	可。伐根は地下遺構に影響がある場合不可	市
地形改変		原則不可。き損による、応急措置、復旧を除く	文化庁
畑・水田		地下遺構に影響を及ぼさない日常的な耕作行為の範囲内で可	—
その他	確認調査	確認調査の範囲で可	文化庁
	整備した建築物・工作物の維持管理・修理	地下遺構に影響がない限り可	—
	史跡管理に必要な施設	地下遺構に影響がない限り可	市
	活用目的の仮設	地下遺構に影響がない限り可	市

※1 工作物とは、建築物に付随する門・生垣・塀、既存道路に付随する電柱・道路標識・信号機・ガードレール・側溝・街灯、史跡管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設などを含む。
 ※2 基準表は現指定地内には実在しないものも想定している。

2 指定地外の諸要素の保存・管理

指定地の東隣接地のA地区では、復元整備工事開始以降の各種確認調査によって郡衙正倉院が広がることがわかってきた。現在は私有地で、周知の埋蔵文化財包蔵地となっており、掘削を伴う土木工事等が行われる際には事前の確認調査により保存措置を検討することとなるが、郡衙正倉院の範囲に含まれることが明らかとなった土地については地下遺構の保存を基本とし、遺構の遺存状況や所有者の意向を考慮しながら、国指定史跡への追加指定を積極的に検討する。

本質的価値に関わる郡衙関連施設跡他が所在する可能性があつて史跡指定地内から展望できる範囲であるB地区も、現在はほとんどが私有地である。現指定地の南西側の台地上は「北条中台廃寺」「北条中台遺跡」として周知の埋蔵文化財となっており、土木工事等に際して事前の確認調査において保存措置を検討する。一方、現指定地北側山裾の八幡神社周辺は、周知の埋蔵文化財とはなっていないため、まずは郡衙関連施設が所在する可能性がある平坦部を対象とした踏査を行い、その結果に応じて周知の埋蔵文化財包蔵地としての保存手続きがとれるようにする。

B地区での確認調査によって特に重要なものが発見された場合には、案件毎に必要な応じた保存措置をとる。その内容として、郡衙及び古代寺院を構成することが明らかな遺構の所在地については国による史跡追加指定を、その他の郡衙に関係した遺構の所在地については県・市による史跡指定を基本に、遺構の遺存状態や所有者の意向を考慮しながら検討する。

3 公有化

現在の国指定史跡範囲内には、4筆の国有地がある。直接的な支障は生じていないものの、財務省関東財務局との調整を行い速やかに市所有地への移管ないし買収を行う。

また、今後史跡の追加指定を行うことで、史跡としての現状変更の制約により所有者の土地利用が困難となった場合には、所有者との協議により保存用地としての公有化を検討する。

第7章 活用

第1節 方向性

史跡範囲は、全てが平沢官衙遺跡歴史ひろばとして復元整備されており、年間約5万人程度の見学者があるが、より多くの市民につくば市の誇りとして知ってもらうため、引続き地元NPO法人平沢歴史文化財フォーラムの協力を得ながら、周知のイベント活動等を行うと共に、文化財サポーターの協力も得ながら、史跡の価値を伝えるための学術的な活動、インターネットでの情報提供も実施していく。

また、次世代を担う市内小中学生の見学機会を増やすため、見学の利便性の向上や、見学以外に体験等の付加価値をつけられるよう検討する。

第2節 方法

1 学校教育における活用

平沢官衙遺跡の見学について、引続き社会科教員を対象にした研修を行うとともに、交通手段の事情等によりできない学校に対して、パンフレットだけではなく紹介映像などの提供も検討していく。

また、市外博物館に多く訪れている市内小中学校にも見学してもらえるよう、見学以外に体験などの付加価値をつけるための方法を検討する。史跡へ来られない学校などへの対応としては、インターネットで説明内容の写真や文章、映像などで情報提供できるようHPを充実させる。

人員については、今までは文化財課のみで実施してきた説明対応や体験学習を、既存の市によるボランティア運営事業である「つくば市文化財サポーター事業」の中で解説員を養成することで充実させる。

そのほか、活用に関する施設の課題については次章で詳述する。

2 社会教育における活用

学校教育以外の講座や史跡見学などで訪れる方々に、史跡範囲の正倉院にとどまらない豊かな歴史像を伝えるため、史跡の本質的な価値を形成している要素を先述の市文化財サポーターが学び、市職員とともにボランティアとして解説を行うことで強化する。また、文化財サポーターとともに、復元建物の公開事業や平沢官衙遺跡周辺の遺跡見学等を行い、多くの方々が史跡を知る機会を増やす。

そのほか多くの方々が史跡をより深く知る機会として、有識者を招いての講座や関連史跡を含めたシンポジウムなどを実施していく。

3 地域住民との協働による活用

史跡を周知するためのイベントは、平沢地区の住民を主に結成されたNPO法人平沢歴史文化財フォーラムとの協働で実施しており、毎年イベントとして定着させた実績や、新たな会員の加入による継続性を考慮し、引続き相互に協力して

事業を実施していく。

そのほか、史跡が所在する地域の魅力を伝え、地域の活性化の一助ともなるよう、NPO法人による地元産の米や農作物、手拭いや絵葉書などのオリジナル商品の販売などでの案内所の使用を許可する。

4 周辺の文化財、施設との連携による活用

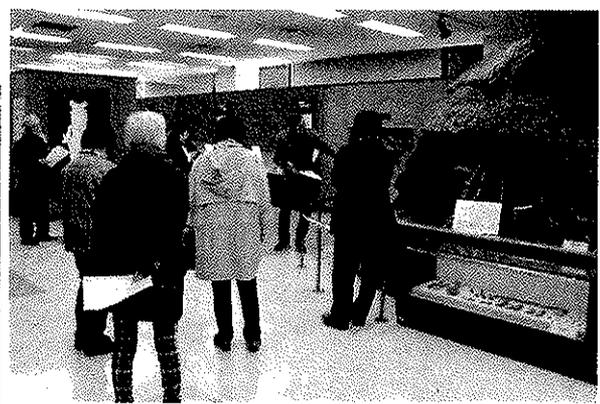
平沢官衙遺跡の周辺に所在する文化財は、平沢官衙遺跡を長い歴史の脈絡に位置付けて理解するうえで重要な要素であるため、平沢官衙遺跡と合わせて見学できるような環境整備や誘導方法を検討する。このとき、平沢官衙遺跡からの徒歩で見学できる場所は限られ、自動車では駐車場所に難点があるため、自転車での移動を念頭に置いた見学方法を検討する。また、周辺の文化財には民有の物件も含まれているが、北条市街地の国登録有形文化財のように積極的な活用がなされているものもあるため、相乗効果が生まれるような連携を検討する。

つくば市内には、平沢官衙遺跡と同時代の郡衙跡と考えられる金田官衙遺跡と、中世の城館跡で復元整備がされている小田城跡の、2つの国指定史跡がある。また、隣接市を含めると、土浦城跡（県指定史跡）、上高津貝塚（国指定史跡）、真壁城跡（国指定史跡）等の見学可能な史跡が桜川に沿って点在している。これらは筑波山麓から桜川流域の歴史を語るうえで密接に関係していることから、相互に宣伝を行いつつ、一体で見学してもらえよう説明板やパンフレットなどで工夫していく。また、バスによる史跡見学の実施や、自転車での見学ルートの提案などを通じて、相乗効果が生みだせるように努める。

その他、筑波山麓の観光施設や「筑波山地域ジオパーク推進協議会」のジオパークのジオサイト、つくば霞ヶ浦リンリンロードとも関係した観光施設としても注目されていることから、一層の見学者増加のため、市観光推進課や市ジオパーク室、茨城県とも協力しつつそれぞれの観光ルートの一つとして見学してもらえよう活用を推進していく。



中台1号墳 見学状況



ボランティア養成講座実施状況

第8章 整備

第1節 方向性

復元整備については、平成15年（2003年）4月に開園した整備で一定の完成状況にあるといえ、実物大復元建物と背景の山地が作り出す風景は多くの人々から好評を得ている。ただし、整備後17年を経過したことにより、実物大復元建物の屋根をはじめとして、遺構表示などの木質部を中心に劣化が著しい状況である。そこで、まず見学者と周囲の住民の安全を確保しながら、活用をさらに拡大するための再整備事業に早急に着手する。再整備事業は、当初整備の内容を基本として、素材などの再検討を含む大規模修繕と、課題として挙げた不具合が生じている整備内容の改修を行うものとし、詳細は今後の基本計画・基本設計の作成に際して検討する。

第2節 方法

1 再整備計画

再整備計画に向けて、以下に各部の対策を示し、再整備の方法を示す。

① 遺構表示

本遺跡の最大の特徴である高床倉庫と想定する総柱建物の規則的配置を再度示すため、現在、仮復旧で使用している竹材を、当初の木材（タモ材）から、石材・擬木等の非腐朽の材質に変えて設置する。

② 実物大復元建物

茅葺き屋根の下地以上の葺替え、板葺き屋根での樽板等の葺替えが必要で、その際、必要に応じて防腐剤の塗布・含浸等も検討する。復元建物の原寸大模型としての位置づけは維持するが、入口からの内部見学に必要な階段については、取り外し可能なものを新規作成する。

③ 説明板

平沢官衙遺跡の周辺の文化財を案内する説明板の増設や、既設の説明板を含む解説内容の充実と多言語化への対応を目的とした、QRコードとインターネットの連携を検討する。

④ 案内所

現在の案内所前駐車場に一学級分が同時に映像を視聴でき、体験学習が行える分棟を設置することが望ましい。ただし、駐車場用地を新たに確保することも必要となるため、早急に必要な短期的な再整備計画とは区別し、中・長期的な目標として検討する。

また、現在のトイレは遠くから水を引いているため水圧が低下しやすいことから、当初整備後に設置された、近くの水道管からの取水を検討する。

⑤ 便益設備その他

○防災設備

歴史的建造物等復元ゾーンを囲む鉄柵について、工事等車両の進入路確保を目的とした間口幅の改修を検討する。

○園路

園路舗装を改修し、あわせて芝浸食への対策として縁石を設置する。また、舗装の仕様については、車両進入への対応の要否を検討する。

○排水

南側道路で排水が溢れることについて、関係機関との協議・調整を行い、対応策を検討する。

○その他

映像設備やプログラム等の見直しに加え、インターネットを介した画像や映像、解説文、学習プログラム等の情報発信やその多言語化の整備を検討する。また、インターネットを介した情報発信の対象には、見学環境の改善が望まれている史跡周辺の文化財も含める。

2 実施期間・手順

再整備事業のほか、整備・再整備をした施設を長期にわたり利用していくための定期点検や修繕の方針について、短期、中・長期に区分して定める。

① 短期的な計画

再整備計画については、見学者の安全確保や復元建物の劣化の進行を考え、早急に着手することが望ましい。詳細は、基本計画・基本設計によって決めていく必要があるが、当面の見通しとして、令和3年(2021年)度に基本計画・基本設計を策定、令和4年(2020年)度に実施設計と同時に一部工事への着手、翌年度以降の複数年度での再整備工事を計画する。なお、インターネットを介した情報発信については、既存の市HPでの対応は難しいため、再整備計画の中で位置づける。

② 中・長期的な計画

施設を長期的に維持管理していくため、整備終了後は、市文化財担当による点検を毎年、業者による点検を5年毎に行い、必要に応じた修繕等の措置をしていく。また、部分的で現状を変えない修理工事は10年毎、部分的な修理とともに新たに検討を加え付加価値をつける再整備工事は20年毎を目安に予定し、市内外の関係部局と調整していく。

なお、学校見学等での活用の課題の対策となる、映像視聴や体験学習が行える案内所の分棟設置については、市内の展示施設全体での位置づけを検討する必要がある。加えて今後の平沢官衙遺跡の利用方法や用地の確保等を考慮しなければならないため、短期的な再整備計画での実施が難しく、中・長期的な課題として検討していくものとする。

そのほか、現在の史跡指定地以外で追加指定地が生じた場合、史跡に関連する周辺の文化財については、調査成果を十分に検討したうえで、整備の要否や方法を検討する。ただし、整備が未実施であっても、HPへの掲載や説明板の設置等による周知を検討する。

第9章 運営・体制の整備

第1節 方向性

平沢官衙遺跡を運営していくために、地元 NPO 法人平沢歴史文化財フォーラムによる支援と協力は欠かすことができないものであり、また、文化庁や、茨城県教育委員会、つくば市他部局などの行政、大学などの学識経験者、関連する文化財の所有者等、つくば市民を始めとした一般市民の支援によって成り立つものである。以下に保存、活用、整備に分けて具体的方法を示し、運営体制・連携イメージを別添で示す。

第2節 方法

(1) 保存管理

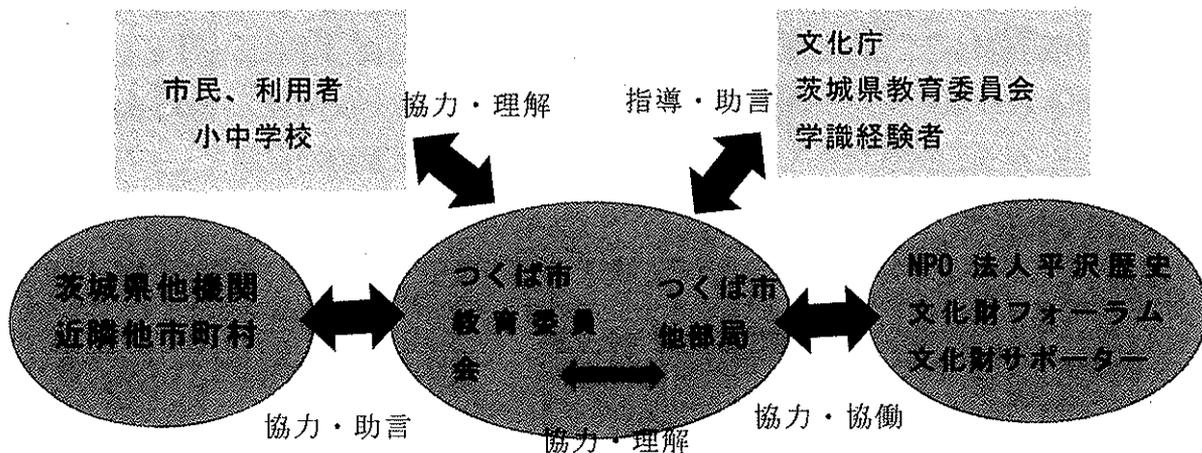
史跡を良好に保存管理していくため、日常管理を行っている NPO 法人平沢歴史文化財フォーラムと市教育委員会が協力して運営していく。また、修理や現状変更の必要が生じたときには、文化庁や茨城県教育委員会、学識経験者の指導を受けながら、速やかに対応する。

(2) 活用

史跡を有効に活用していくため、史跡の案内やイベントなどで NPO 法人平沢歴史文化財フォーラムとつくば市教育委員会に加え、つくば市文化財サポーターによるボランティアとの協働により運営していく。また、学校の授業での活用を進めるため、教員の研修や教材の提供により、市内小中学校との連携を強化する。観光施設としての活用においては、市観光推進課やジオパーク室、茨城県との連携を強化する。

(3) 整備

整備においては、文化庁や県教育委員会、学識経験者の指導を受けながら、実施する。また、整備内容の検討に際しては、広く利用者からの意見を聴取して、整備に反映させる。さらに、市観光推進課や市ジオパーク室等の関係部署の意見も参考にしつつ、相互の施設間に相乗効果が生まれるような整備内容を検討していく。



第10章 施策の実施計画の策定・実施

前章までに述べてきた内容について、保存管理・活用・整備に分けて、今後実施すべき施策を、おおむね5年程度の短期、おおむね10年程度の中期、おおむね20年程度の長期に分けて整理する。

第7表 事業計画

	短期	中期	長期	備考
保存事業	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じた史跡周辺地での埋蔵文化財対応の継続 ・平沢地区での分布調査 ・史跡内国有地の公有化 	<ul style="list-style-type: none"> ・A・B地区等、史跡周辺地区での調査研究の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・A・B地区等、史跡周辺地区での学術調査による内容確認調査の実施 	短期の実施とした事業のうち、可能なものは中期以降も継続する。
活用事業	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO法人との協働による周知イベントの継続 ・教員の研修と資料の提供の継続 ・ジオパークとの協働による活用事業の継続 ・文化財サポーターの養成 ・小中学校向けの映像教材等の提供 ・市内・隣接市の史跡との連携 ・自転車道を活用した活用事業の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財サポーターによる説明・ガイドの実施 ・史跡周辺を含めた学術イベントの実施 ・ジオパーク中核拠点施設との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイダンス施設別棟を利用した体験学習の実施 	
整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・再整備事業設計・工事の実施 ・HPの整備とインターネットによる写真の閲覧や解説内容の充実 ・解説の多言語化への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の定期点検実施 ・修理工事の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイダンス施設別棟の建築 ・再整備事業の実施 	

第11章 経過観察

第1節 経過観察の方向性

史跡の適切な保存活用には、計画に記載された保存管理・活用・整備に関する各事業を、計画的・継続的に実施していくため、担当課と外部の有識者による点検・評価を毎年度実施し、あわせて計画の進捗管理をしていく。また、その評価によって10年目で計画の調整を、20年目で計画の更新をする。

第2節 経過観察の方法

事業の進行にあたっては、年度当初に当該年度分の事業計画を記載した点検評価シートを作成し、計画に沿って事業を実施、年度末には点検評価シートに記載した事業内容の達成度等を点検・評価し、次年度以降の計画の立案に反映させる。

毎年度の計画の立案にあたっては、再整備事業などに伴って有識者が構成する懇話会が設置されている間は懇話会で、懇話会が設置されていないときには市文化財保護審議会で、意見を聴取する。点検・評価は、まず担当課による自己評価を行い、点検評価シートに記載する。その評価について、懇話会または市文化財保護審議会の意見を聴取し、その内容も点検評価シートに記載する。毎年度の点検評価シートは、本計画の進捗状況の記録として、本計画の実施期間内、担当課で保管する。

毎年度の事業計画や点検・評価の結果、懇話会または市文化財保護審議会の意見については、会議録とともに市ウェブページで公開する。

第3節 整備

1 現状

(1) 史跡指定地内

平成9年(1999年)度～14年(2002年)度に復元整備工事を実施し、15年(2003年)度に正式に開園した。その後、平成17年(2005年)度に案内所が手狭であったことから増築工事を行い、平成20年(2008年)度に前年の台風により破損した土倉棟部分の修理と合わせて、屋根北半分の茅葺替えを行った。それ以外に柵の塗装や、説明板の追加、照明器具やエアコンの交換など細かな修繕は行っているが、根本的な修理は実施していない。以下に、平成9年(1999年)度から実施した復元整備の内容とその後の現状を示す。

1) 復元整備状況

①地形復元

史跡中央平坦面の南と西を削るように通る旧道部分をはじめ、削平を受けた部分では地形復元のため、また、遺構復元による基礎工事やその他の地下掘削等が生じる場所では遺構を破壊しないため、それぞれ盛土が必要であった。遺構保護層の厚さは、建物の立体復元場所では1.1mを(=現表土厚+盛土厚)、復元大溝では同1.2mを基準とした。斜面裾部は表土が厚かったため盛土はせず、斜面中程ですりつけている。地表面被覆処理は全面張芝とした。

②柱位置遺構表示

正倉院の最盛期で、建物群が敷地の外側から内側へ向かって形成されたという変遷過程が分かる、Ⅱ・Ⅲ期の建物のうち、形態・規模の明瞭なものを中心に、Ⅱ期建物群から12棟、Ⅲ期建物群から8棟、合計20棟を選定した。これらを基礎構造で分けると掘立柱建物が17棟、礎石建物が3棟で、後者は全てⅢ期に属していて、いずれも礎石は残っていなかった。

掘立柱建物は、柱の高さをⅡ期では柱が若干地上から出る20cmとし、Ⅲ期では違いが明瞭になり人が座れるくらいの45cmとした。柱の太さは直径35cmに統一し、材は粘り強いとされるタモ材を使用した。復元柱の構造は地下の基礎からアンカーボルトを立ち上げて柱に通し、頂部でボルトを締めた後、木栓で蓋をするというものである。

礎石建物は、SB24・38が布地業、SB44が総地業で、どちらも地業範囲を10cm程盛上げて明示し、礎石建物だったことを明確にするため元位置を離れ散在していた実物の礎石を任意の位置に設置した。

現在は掘立柱建物の位置柱表示柱がすべて腐朽し、柱表示を固定する鉄芯が露出して危険なため、5年ほど前から応急措置として竹で覆いロープで囲っている。

③実物大復元建物

実物大復元建物は、大溝跡の造られた時期である第Ⅲ期の中から、調査による資料性、遺構の位置・配置を考慮してSB18(土倉(双倉)(2号建物))、19(校倉(1号建物))、33(板倉(3号建物))を選定した。それぞれ構造を変えている理由は、各建物遺構の発掘調査成果及び奈良県に残る同時代の高床

倉庫例・既往の研究成果からの発掘調査成果からの推定による。加え、当時から様々な構造の建物があることを示すためでもあった。なお建築基準法の関係で、建物は原寸大模型として復元しており、見学者を入れることができない施設になっている。

現在は特に屋根の経年劣化が進んでいる。茅葺き屋根（土倉（双倉）・2号建物）では全面的に茅の脱落が進み、特に隅部では下地の竹の露出が顕著である。板葺き屋根では、板倉（3号建物）で樽板の欠損が目立ち、校倉（1号建物）でも目板の破損が進んでいる。

○校倉（1号建物）

1号建物の校倉を支える束柱は円柱の掘立柱とし、上部は梁間にのみ頭貫を用い、上に台輪を巡らした。周囲の台輪は鼠返しを付けた「へ」字形に加工し、平と妻の取り合いには校木高さ半分の段違いをつけた。梁間の内部の台輪は平角とし、上端に床板を桁行方向に並べて床を構成した。壁体は不整形六角断面の校木を隅で組み合わせて積み上げ、正面（南側）中央に板扉内開きの出入り口を設けた。寄棟屋根の軒をうける出桁の四隅は、平・妻両方向の校木を延長して支えるが、中央部は大梁2本と妻の懸梁2本の先端を腕木に作り出して支承した。出桁四周内側は軒天井を掲げ、その外に一軒角垂木の軒を廻らせた。軒先は茅負が流れ葺板をうけ、屋根板合口に目板を打ち、大棟と隅棟の拝みには樋棟を上げ共に雨水の侵入を防ぐようにした。軒裏と屋内は垂木上に裏板を並べる軒天井とし、小屋組を表した。

○土倉（双倉）（2号建物）

2号建物は原則として1号建物に準じるが、平面は双倉に、台輪は平角で、台輪の上には東西二室になるように側柱を立て、柱の間に厚板を落とし込んで壁を造った。さらに大型倉庫が律令国家の象徴として心理的効果を考慮した法倉ならば、壁体を漆喰の白い土壁とすることは、他の倉庫壁体が木造の中で、その効果を規模だけでなく、色彩的にも顕著にできることから、土壁とした。小屋組は正倉域内の中心的建物と考えられるので、寄棟とし、垂木と屋根板で傍木を整えた点が異なる。屋根は、軒先に茅負を取り付け、垂木の軒裏に野地板を張った。野垂木を扇状に配し、茅持・エツリ上に茅を葺いた。棟飾りは、茅で形を整えた上を杉皮・竹箆で被覆し、樋棟を上げた。

○板倉（3号建物）

束柱は円柱を掘建にして、上部の梁間方向のみ頭貫を置き、その上に平角の台輪を巡らした。桁行方向の台輪は正・背面のみで、梁間の台輪と高さの半分を組み合わせた。床板は梁間方向の台輪上に桁行方向に厚板を敷き並べて床とした。内部は桁行中央で二室に間仕切り、それぞれの室の正面（東）側中央一間に出入り口を設けた。軸組は台輪上に面取り角柱を建て、柱内に横羽目板を落とし込んで構成し、上部を折置組の梁と桁で固めた。出入り口は内開き板扉を吊り込み、内側に靱収納時開閉のための塞を設けた。なお内部は大梁上に取り外し可能な厚板の天井を備えて、靱をバラ積みする収納作業を容易に出来るようにしている。小屋組は小屋梁をあげて切妻屋根の母屋・棟木を支え、その上に一軒隅垂木をお

き軒裏天井とした。軒廻りは芽負上にセキ板を並べ、その上に屋根の栗樽を葺き並べ、棟の葺き収めは葺板を拌みに組み合わせ、樋棟で押さえた。螻羽は垂木形を架け、上端を樋棟上端に揃えその上にうだつを置き両抑えとした。

④大溝跡

大溝跡は、法面は安定勾配で統一した断面とし、安全性も考慮し本物より一回り小さい上幅 4.0m、下幅 1.6m、深さ 1.0mとした。

⑤説明板

総合説明板は、来園者の主導線となる案内所駐車場に 1 か所—1 基を、実物大復元建物説明板は、屋根裏など外から見学できない内容を含めた 3 棟分のもの 1 基を、建物群から少し離れた位置に設置した。遺構表示の説明板は、個別の説明が容易なことから、建物毎に 1 基を設置している。

⑥案内所

当初 66.3 m²であったものを、平成 17 年（2004 年）に 86.1 m²に増築している。

- ・面積：86.1 m²（建築面積）。延床面積 72.8 m²+ピロティ（下屋）面積 13.3 m²
- ・構造：木造平屋建て。屋根は亜鉛めっき鋼板・瓦棒葺（芯木なし）。外壁は杉縁甲板。
- ・内部：管理人室 6.6 m²、ガイダンスコーナー 33.6 m²（増築前 23.7 m²）、トイレ（男・女・多目的 32.6 m²（22.7 m²）。倉庫は屋外にプレハブを設置。
- ・展示：出土遺物を展示・解説し、郡衙遺跡や建築構造などをパネルで説明。また、史跡紹介や復元建物建設過程等のビデオを上映。

⑦便益設備その他

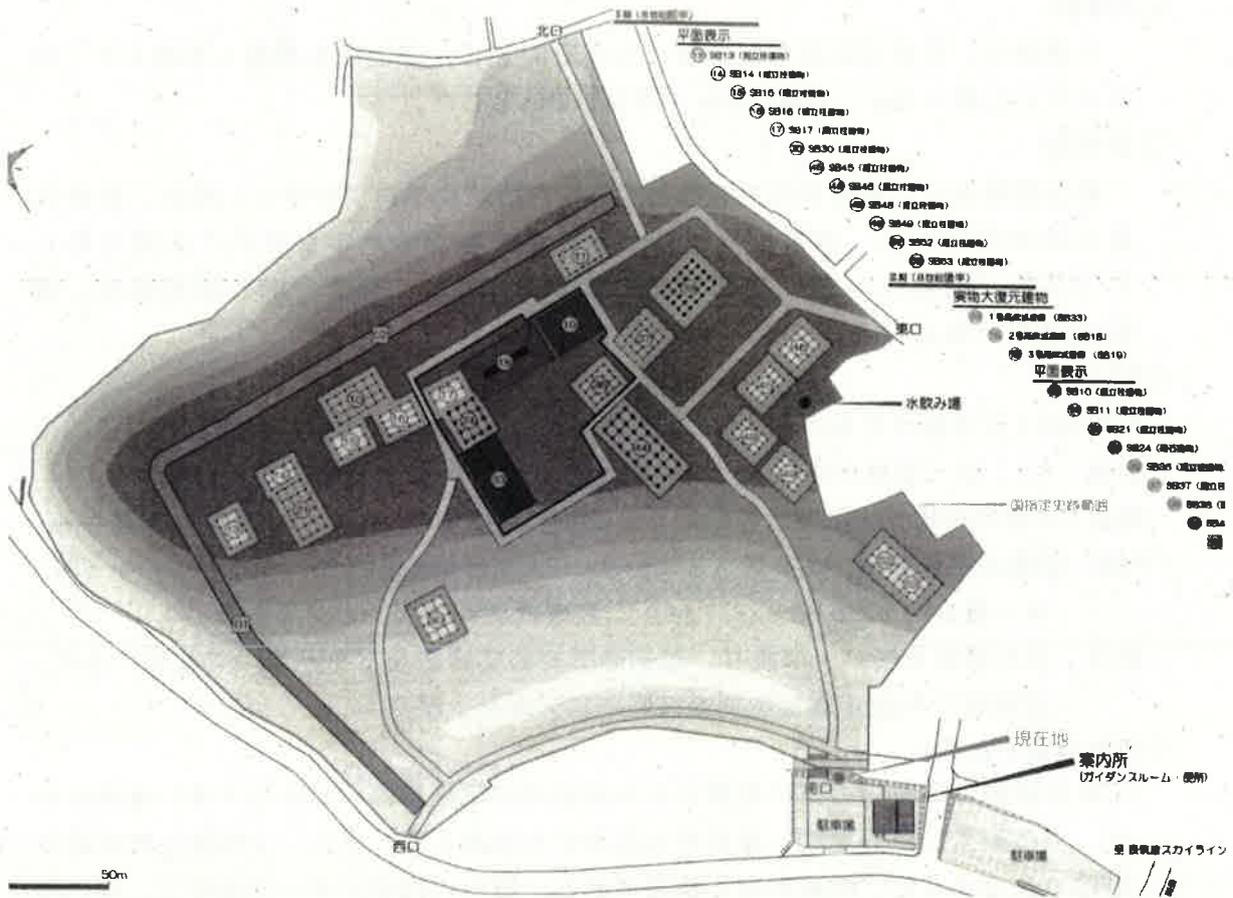
○防災設備 筑波山の南に位置する本史跡周辺は夏季に雷がかなり多い地域なので、立体復元した各建物へ避雷針を直接 2 本設置した。また、立体復元建物群を施錠できるように、門扉が付く鉄柵で囲み、柵内にはセンサーを設けて、案内所と同調する機械警備を設置した。現在鉄柵は錆が生じている。

○植栽 史跡境界の柵の代わりに、南面にハギを、他 3 面にネズミモチを 2 列で囲った。既存宅地との境には目隠しとして高木のシラカシを植えたが、その他の高木は、**地下遺構への根の影響を避けることと史跡内の見通しを優先させることから**~~て~~本数を少なくした。

○園路 遺構表示ではないので現代風に設置し、**史跡平坦面は透水性カラー舗装**、斜面は雨水の通り道にならないよう、洗出平板と芝を組み合わせたものとし、**平面は透水性カラー舗装とした**。現在は、~~の透水性カラー舗装は~~**経年劣化や芝の浸食を受けたことで、砂利がはがれ路面が荒れており、モグラの行動で凸凹が生じている洗出平板とともに洗出平板も凸凹が生じて危険である。**

○休憩施設 ベンチと**水飲み場**を実物大復元建物の見易い史跡の端に、~~水飲み場とともに~~**設置した。**

○排水 盛土内には透水管を設置し、表流水や復元大溝の水も含めて、地元の土地改良区と協議のうえ、流末を史跡南西外の柵や道路側溝につなげた。南側は、水田に流出しないよう、1 m弱の土堤状に盛り上げて、調整池も兼ねるようにした。



第 28 図 平沢官衙遺跡整備状況図

(2) 史跡指定地外関係地 (第■図)

史跡平沢官衙遺跡への案内板は国道 125 号線に 3 基 (1 基は小田城跡付近)、県道 53 号線に 1 基 (小田城跡付近)、県道 138 号線に 1 基設置されている。説明板は、指定文化財には全て設置されているものの、その他の未指定の文化財や埋蔵文化財では、わずかに平沢古墳群 2 号墳・3 号墳に文化財課以外によって設置されているのみである。また前述したように、市観光推進課では「北条・平沢フットパス」のウォーキング用マップと、それに合わせた案内標柱を設置している。

周辺には宝篋山登山等にも利用される平沢駐車場をはじめとして、市民研修センター、筑波総合体育館、筑波交流センターなど、駐車場や会議室などを持った市営の公共施設も充実している。その他、平沢官衙遺跡の北北東 600m には、市内の埋蔵文化財出土遺物を収蔵し管理している、出土文化財管理センターも所在している。埋蔵文化財の収蔵・整理を主な目的に設置された施設のため平日のみの開館であるが、北条中台遺跡の出土遺物を中心として旧筑波地区の先史時代から中世までの展示があり、平沢官衙遺跡と併せて見学できる。

(3) 周辺の国指定史跡

つくば市には、平沢官衙遺跡の南南東 3 km には小田城跡、同じく南南東 9 km には金田官衙遺跡と 3 つの国指定史跡が所在している。

このうち金田官衙遺跡は、古代河内郡衙の推定地であり、平沢官衙遺跡と同質の遺跡である。しかし、正倉院以外の郡衙を構成する建物群跡や、同時期の寺院である東岡九重廃寺も合わせて国指定史跡となっている点は、平沢官衙遺跡とは異なっている。



金田官衙遺跡調査状況空中写真

現在は公有化を進めている段階で、簡単なパンフレットは作成しているものの、説明板などの設置は行われていない。今後保存活用計画などを作成していく予定である。

時代が異なる中世の小田城跡は、本丸跡とその周辺の 4 万 2 千 m² を復元整備し、整備地に近い旧常陸小田駅跡にガイダンス施設として案内所と駐車場を設置、平成 28 年



(2016 年) 4 月に「小田城跡歴史ひろば」として開園している。小田城跡では史跡整備地内だけではなく、平沢官衙遺跡を含めた周辺文化財の説明板、案内

小田城跡歴史ひろば空中写真

板も設置している。また、小田城跡北側の宝篋山は、地元小田地区の有志が登山道を整備したことで、観光客が増加している。その南麓には奈良西大寺の高僧忍性が10年間止住した三村山極楽寺跡遺跡群があり、多数の石造物が見学できるなど、歴史的な見どころも多い。

小田城跡と平沢官衙遺跡は自動車で10分程と近く、また公共交通機関でもつくば駅からのつくバス、土浦駅からの関東鉄道バス、ともに同一路線に位置しているだけでなく、つくば霞ヶ浦りんりんロードからもアクセス可能な場所であることから、相互に周知・広報をしている。

2 課題

(1) 史跡指定地内

平沢官衙遺跡の整備は好評で来園者も増加傾向にあるが、開園から17年が経過し、復元建物の屋根や柱表示など木材の部分で特に経年劣化が目立ち、見学者の安全性や施設の維持管理に支障をきたしている。また、来園者の増加に伴い、便益施設の設備不足も生じており、見学者に不便をかけている部分もある。

そのことから当初整備の方針を継承しつつも、当初整備内容の再検討を行い、仕様変更を含む再整備事業を実施していく必要がある。以下、場所毎の課題を示す。

柱位置遺構表示

- ・実物大復元建物の存在感が大きすぎて、柱位置遺構表示があまり目立たない（特にⅡ期）。
- ・Ⅱ期・Ⅲ期の重複関係を示した部分があるが、重複関係がわかりにくく、**いく表現方法に工夫が必要である**。
- ・当初は、タモ材で表示をしたが、**■年程で腐朽してしまったように木材は耐久性の問題があり、木製以外の素材の検討が必要となる**。

① 実物大復元建物

- ・屋根を主とした経年劣化に対して、大規模な修理が必要である。



遺構表示損壊状況



板倉屋根損壊状況



・屋根板等については、腐朽への対策として素材や防腐剤塗布の検討が必要である。

・復元建物の定期・周期的な点検や小修繕、大規模修理について、予め方針を定めておく必要がある。

土倉屋根損壊状況

② 説明板

・建物毎に個別に設置した説明板は、**景観を重視して**設置位置が低くほぼ地面と同じ高さで**平らにした**ため、見学者に認識してもらい難く、草刈りの影響も受けやすい。

・説明板の表記が日本語のみであるため、多言語化への対応が必要となる。

④案内所

・増加している学校や団体での来園者の増加により、面積を微増したものの20名ほどしかが映像を視聴できず案内所が手狭となっている。

・事務室も1名の待機を予期した小規模なもので、管理員が室外にいることが多く来園者との交流を深めるといふ利点はあるとは言え、解説の応援や収納場所の不足のため、映像視聴場所との区別がなくなっている。

・繁忙期における駐車場・トイレも不足気味で、~~トイレのについては水圧が低くしばしばつまることあり~~つながっている。改善が必要である。

⑤便益設備その他

○防災設備

~~・各建物の避雷針は、各建物の棟の上に鉄線が付く構造となっており、景観の観設計段階でもう少し検討が必要であった。~~

・柱位置表示の関係で歴史的建造物等復元ゾーンへの進入路が確保できないことから、柵に大型作業車両等の出入口を設けられなかったが、維持管理に支障をきたす場合があり検討が必要である。~~している。~~

○植栽 高木植栽を少なくしたことで、日陰のぞくつろげる場所が少なくなっている。

○園路

~~・前に昔のものと誤解しないように現代風としているという説明があるので、遺構との調和の検討は不要でよいかと思う。~~

・透水性カラー舗装は、砂利がはがれ路面が荒れていることから、素材の耐久性に問題があり素材の検討が必要。

○排水 史跡内の排水は史跡外の南西隅の柵に集まるが、その先の水路が詰まりやすく、大雨の際に溢れることがある

(2) 史跡指定地外関係地

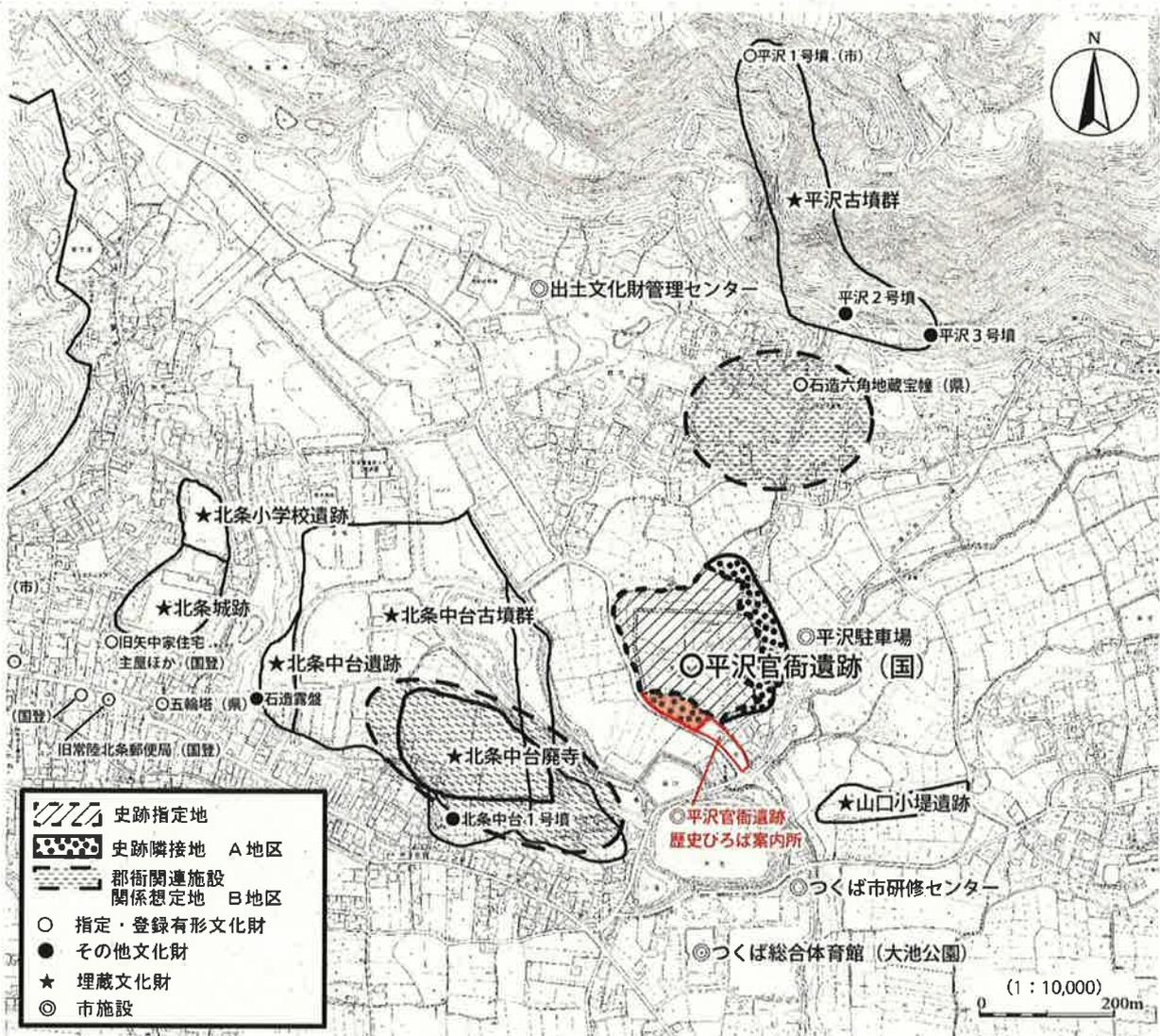
指定文化財には説明板が設置されているが、未指定の関連文化財の説明板はわずかであり、見学者へ解説を提供する方法の検討が必要である。また、設置済みの説明版を含めて、多言語化への対応も検討する必要がある。

第6章 保存管理

第1節 方向性

現在、史跡指定されている範囲とは別に、史跡の東・南隣接地で郡衙正倉院が広がることが調査でも明らかな範囲をA地区、本質的価値に関わる郡衙を構成する施設跡や郡衙と関連する寺院跡が所在する可能性があり、なおかつ指定地内から展望できる場所をB地区とする。

史跡範囲は、前述のとおり全てが平沢官衙遺跡歴史ひろばとして復元整備されており、ほぼ全てが市所有地であることから、引き続き適切な保存管理を行うとともに、適切に遺構が保存されるように観察を継続する。A・B地区については、今後の調査内容により、保存措置を検討する。



第30図 平沢官衙遺跡 保存管理図

第8章 整備

第1節 方向性

復元整備については、平成15年（2003年）4月に開園した整備で一定の完成状況にあるといえ、実物大復元建物と背景の山地が作り出す風景は多くの人々から好評を得ている。ただし、整備後17年を経過したことにより、実物大復元建物の屋根をはじめとして、**柱位置遺構**表示などの木質部を中心に劣化が著しい状況である。そこで、まず見学者と周囲の住民の安全を確保しながら、活用をさらに拡大するための再整備事業に早急に着手する。再整備事業は、当初整備の内容を基本として、素材などの再検討を含む大規模修繕と、課題として挙げた不具合が生じている整備内容の改修を行うものとし、詳細は今後の基本計画・基本設計の作成に際して検討する。

第2節 方法

1 再整備計画

再整備計画に向けて、以下に各部の対策を示し、再整備の方法を示す。ただし前回の当初復元整備事業は、種々な検討を経て行われたものであり、その中で例えば、史跡としての景観を優先するのか、使い易さや耐久性を優先するのかなど、様々な選択を迫られて実施したものである。第4章では、その中でも20年近く経過して史跡ひろばを運営・管理する中で上がってきた課題を、今後整備事業を行う方々の参考の意味も含めて示したものであることから、再整備事業においても全てに対処するものではないことを、まず述べておく。

① 遺構表示

本遺跡の最大の特徴である高床倉庫と想定する総柱建物の規則的配置を再度示すため、現在、仮復旧で使用している竹材を、当初の木材（タモ材）から、石材・擬木等の非腐朽の材質に変えて設置する。

② 実物大復元建物

茅葺き屋根の下地以上の葺替え、板葺き屋根での樽板等の葺替えを行う。~~が必要で、~~その際、必要に応じて防腐剤の塗布・含浸等も検討する。復元建物の原寸大模型としての位置づけは維持するが、**建物の管理**や入口からの内部見学に必要な階段については、**安全性を再確認する。取り外し可能なものを新規作成する。**

③ 説明板

~~平沢官衙遺跡の周辺の文化財を案内する説明板の増設や、既設の説明板にを含む~~解説内容の充実と多言語化への対応を目的とした、QRコードとインターネットの連携を検討する。**ただし多言語化対応は、周辺文化財案内も含めて案内所内でのパンフレット類やパネル設置も念頭に置く。**

④ 内所

手狭な案内所の増面積は望ましいと思われる。しかしながら、市内には小規模な文化財展示施設等が5館あり、現状を維持するか、統一的施設を設けて統廃合するかを検討する時期にきているということで、平成30年度策定の『市文化財保存活用計画』

の中で検討した経緯がある。しかしながら、その際に実施した市民意識調査において、単純な統廃合や現状の維持だけでない検討が必要な結果となったことから、同計画で今後の施策に取り上げることができなかった。このような状況下では、本計画書での案内所の積極的リニューアル検討は時期尚早であるため、早急に必要な短期的な再整備計画とは区別し、中長期的な目標とする。現在の案内所前駐車場に~~一学級分が同時に映像を視聴でき、体験学習が行える分棟を設置することが望ましい。ただし、駐車場用地を新たに確保することも必要となるため、早急に必要な短期的な再整備計画とは区別し、中・長期的な目標として検討する。~~

また、現在のトイレは遠くから水を引いているため水圧が低下しやすいことから、当初整備後に設置された、近くの水道管からの取水、もしくは貯水タンク設置を検討する。

⑤ 便益設備その他

○ 防災設備

歴史的建造物等復元ゾーンを囲む鉄柵について、工事等車両の進入路確保を目的とした出入口の拡張開口幅の改修を検討する。

○ 園路

園路舗装を改修し、あわせて芝浸食への対策として縁石を設置する。また、舗装の仕様については、車両進入への対応の要否を検討する。

○ 排水

南側道路で排水対策は徐々に取られており解決に向かっているが、関係機関との協議・調整を引き続き行う。~~い、対応策を検討する。~~

○ その他

映像設備やプログラム等の見直しに加え、インターネットを介した画像や映像、解説文、学習プログラム等の情報発信やその多言語化の整備を検討する。また、インターネットを介した情報発信の対象には、見学環境の改善が望まれている史跡周辺の文化財も含める。

2 実施期間・手順

再整備事業のほか、整備・再整備をした施設を長期にわたり使利用していくための定期点検や修繕の方針について、早短期、中・長期に区分して定める。

① 早短期的な計画

再整備計画については、見学者の安全確保や復元建物の劣化の進行を考え、早急に着手することが望ましい。詳細は、基本計画・基本設計によって決めていく必要があるが、当面の見通しとして、令和3年(2021年)度に基本計画・基本設計を策定、令和4年(2020年)度を実施設計と同時に一部工事への着手、翌年度以降の複数年度での再整備工事を計画する。なお、インターネットを介した情報発信については、既存の市HPでは容量などでの対応が難しいため、再整備計画の中で位置づける。

② 中・長期的な計画

施設を長期的に維持管理していくため、整備終了後は、市文化財担当による点

検を毎年、業者による点検を5年毎に行い、必要に応じた修繕等の措置をしていく。また、部分的で現状を変えない修理工事は10年毎、部分的な修理とともに新たに検討を加え付加価値をつける再整備工事は20年毎を目安に予定し、市内外の関係部局と調整していく。

なお、学校その他による見学等での活用には手狭という案内所の課題の対策となる、映像視聴や体験学習が行える案内所の分棟設置については、市内の展示施設全体での位置づけを検討する必要がある、加えて今後の平沢官衙遺跡の利用方法や用地の確保等を考慮しなければならないため、短期的な再整備計画での実施が難しく、中・長期的な課題として検討していくものとする。

そのほか、現在の史跡指定地以外で追加指定地が生じた場合、史跡に関連する周辺の文化財については、調査成果を十分に検討したうえで、整備の可否や方法を検討する。ただし、整備が未実施であっても、HPへの掲載や説明板の設置等による周知を検討する。

第 10 章 施策の実施計画の策定・実施

前章までに述べてきた内容について、保存管理・活用・整備に分けて、今後実施すべき施策を、**修理・点検のサイクルを基にして**、おおむね 5 年程度の**早期**、おおむね 10 年程度の**中期**、おおむね 20 年程度の**長期**に分けて整理する。

第 7 表 事業計画

	継 続	早 期	中 期	長 期	備 考
保 存 事 業	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じた史跡周辺地での埋蔵文化財対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・平沢地区での分布調査 ・史跡内国有地の公有化 	<ul style="list-style-type: none"> ・A・B地区等、史跡周辺地区での調査研究の準備の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・A・B地区等、史跡周辺地区での学術調査による内容確認調査の実施 	継続・早期・中期の実施とした事業のうち、可能なものは長期以降も継続する。
活 用 事 業	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO 法人との協働による周知イベント ・教員の研修と資料の提供 ・ジオパークとの協働による活用事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財サポーターの養成、説明・ガイドの実施 ・小中学校向けの映像教材等の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡周辺を含めたシンポジウム等の実施 ・市内・隣接市の史跡との連携 ・自転車道を利用した活用事業の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイダンス施設別棟を利用した体験学習等の実施を検討 	
整 備 事 業	<ul style="list-style-type: none"> ・軽易な修繕等 	<ul style="list-style-type: none"> ・再整備事業設計・工事の実施 ・HPの整備とインターネットによる写真の閲覧や解説内容の充実 ・解説の多言語化への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の定期点検の実施 ・部分的で形状を変えない修理工事の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイダンス施設別棟建築の判断 ・修理と共に新たな検討を加える再整備工事業の実施 	

第3節 整備

1 現状

(1) 史跡指定地内

平成9年(1999年)度～14年(2002年)度に復元整備工事を実施し、15年(2003年)度に正式に開園した。その後、平成17年(2005年)度に案内所が手狭であったことから増築工事を行い、平成20年(2008年)度に前年の台風により破損した土倉棟部分の修理と合わせて、屋根北半分の茅葺替えを行った。それ以外に柵の塗装や、説明板の追加、照明器具やエアコンの交換など細かな修繕は行っているが、根本的な修理は実施していない。以下に、平成9年(1999年)度から実施した復元整備の内容とその後の現状を示す。

1) 復元整備状況

①地形復元

史跡中央平坦面の南と西を削るように通る旧道部分をはじめ、削平を受けた部分では地形復元のため、また、遺構復元による基礎工事やその他の地下掘削等が生じる場所では遺構を破壊しないため、それぞれ盛土が必要であった。遺構保護層の厚さは、建物の立体復元場所では1.1mを(=現表土厚+盛土厚)、復元大溝では同1.2mを基準とした。斜面裾部は表土が厚かったため盛土はせず、斜面中程ですりつけている。地表面被覆処理は全面張芝とした。

②柱位置遺構表示

正倉院の最盛期で、建物群が敷地の外側から内側へ向かって形成されたという変遷過程が分かる、Ⅱ・Ⅲ期の建物のうち、形態・規模の明瞭なものを中心に、Ⅱ期建物群から12棟、Ⅲ期建物群から8棟、合計20棟を選定した。これらを基礎構造で分けると掘立柱建物が17棟、礎石建物が3棟で、後者は全てⅢ期に属していて、いずれも礎石は残っていなかった。

掘立柱建物は、柱の高さをⅡ期では柱が若干地上から出る20cmとし、Ⅲ期では違いが明瞭になり人が座れるくらいの45cmとした。柱の太さは直径35cmに統一し、材は粘り強いとされるタモ材を使用した。復元柱の構造は地下の基礎からアンカーボルトを立ち上げて柱に通し、頂部でボルトを締めた後、木栓で蓋をするというものである。

礎石建物は、SB24・38が布地業、SB44が総地業で、どちらも地業範囲を10cm程盛上げて明示し、礎石建物だったことを明確にするため元位置を離れ散在していた実物の礎石を任意の位置に設置した。

現在は掘立柱建物の位置柱表示柱がすべて腐朽し、柱表示を固定する鉄芯が露出して危険なため、5年ほど前から応急措置として竹で覆いロープで囲っている。

③実物大復元建物

実物大復元建物は、大溝跡の造られた時期である第Ⅲ期の中から、調査による資料性、遺構の位置・配置を考慮してSB18(土倉(双倉)(2号建物))、19(校倉(1号建物))、33(板倉(3号建物))を選定した。それぞれ構造を変えている理由は、各建物遺構の発掘調査成果及び奈良県に残る同時代の高床

倉庫例・既往の研究成果からの発掘調査成果からの推定による。加え、当時から様々な構造の建物があることを示すためでもあった。なお建築基準法の関係で、建物は原寸大模型として復元しており、見学者を入れることができない施設になっている。

現在は特に屋根の経年劣化が進んでいる。茅葺き屋根（土倉（双倉）・2号建物）では全面的に茅の脱落が進み、特に隅部では下地の竹の露出が顕著である。板葺き屋根では、板倉（3号建物）で樽板の欠損が目立ち、校倉（1号建物）でも目板の破損が進んでいる。

○校倉（1号建物）

1号建物の校倉を支える束柱は円柱の掘立柱とし、上部は梁間にのみ頭貫を用い、上に台輪を巡らした。周囲の台輪は鼠返しを付けた「へ」字形に加工し、平と妻の取り合いには校木高さ半分の段違いをつけた。梁間の内部の台輪は平角とし、上端に床板を桁行方向に並べて床を構成した。壁体は不整形六角断面の校木を隅で組み合わせて積み上げ、正面（南側）中央に板扉内開きの出入り口を設けた。寄棟屋根の軒をうける出桁の四隅は、平・妻両方向の校木を延長して支えるが、中央部は大梁2本と妻の懸梁2本の先端を腕木に作り出して支承した。出桁四周内側は軒天井を掲げ、その外に一軒角垂木の軒を廻らせた。軒先は茅負が流れ葺板をうけ、屋根板合口に目板を打ち、大棟と隅棟の拝みには樋棟を上げ共に雨水の侵入を防ぐようにした。軒裏と屋内は垂木上に裏板を並べる軒天井とし、小屋組を表した。

○土倉（双倉）（2号建物）

2号建物は原則として1号建物に準じるが、平面は双倉に、台輪は平角で、台輪の上には東西二室になるように側柱を立て、柱の間に厚板を落とし込んで壁を造った。さらに大型倉庫が律令国家の象徴として心理的効果を考慮した法倉ならば、壁体を漆喰の白い土壁とすることは、他の倉庫壁体が木造の中で、その効果を規模だけでなく、色彩的にも顕著にできることから、土壁とした。小屋組は正倉域内の中心的建物と考えられるので、寄棟とし、垂木と屋根板で傍木を整えた点が異なる。屋根は、軒先に茅負を取り付け、垂木の軒裏に野地板を張った。野垂木を扇状に配し、茅持・エツリ上に茅を葺いた。棟飾りは、茅で形を整えた上を杉皮・竹箆で被覆し、樋棟を上げた。

○板倉（3号建物）

束柱は円柱を掘建にして、上部の梁間方向のみ頭貫を置き、その上に平角の台輪を巡らした。桁行方向の台輪は正・背面のみで、梁間の台輪と高さの半分を組み合わせた。床板は梁間方向の台輪上に桁行方向に厚板を敷き並べて床とした。内部は桁行中央で二室に間仕切り、それぞれの室の正面（東）側中央一間に出入り口を設けた。軸組は台輪上に面取り角柱を建て、柱内に横羽目板を落とし込んで構成し、上部を折置組の梁と桁で固めた。出入り口は内開き板扉を吊り込み、内側に靱収納時開閉のための塞を設けた。なお内部は大梁上に取り外し可能な厚板の天井を備えて、靱をバラ積みする収納作業を容易に出来るようにしている。小屋組は小屋梁をあげて切妻屋根の母屋・棟木を支え、その上に一軒隅垂木をお

き軒裏天井とした。軒廻りは芽負上にセキ板を並べ、その上に屋根の栗樽を葺き並べ、棟の葺き収めは葺板を拌みに組み合わせ、樋棟で押さえた。螻羽は垂木形を架け、上端を樋棟上端に揃えその上にうだつを置き両抑えとした。

④大溝跡

大溝跡は、法面は安定勾配で統一した断面とし、安全性も考慮し本物より一回り小さい上幅 4.0m、下幅 1.6m、深さ 1.0mとした。

⑤説明板

総合説明板は、来園者の主導線となる案内所駐車場に 1 か所—1 基を、実物大復元建物説明板は、屋根裏など外から見学できない内容を含めた 3 棟分のもの 1 基を、建物群から少し離れた位置に設置した。遺構表示の説明板は、個別の説明が容易なことから、建物毎に 1 基を設置している。

⑥案内所

当初 66.3 m²であったものを、平成 17 年（2004 年）に 86.1 m²に増築している。

- ・面積：86.1 m²（建築面積）。延床面積 72.8 m²+ピロティ（下屋）面積 13.3 m²
- ・構造：木造平屋建て。屋根は亜鉛めっき鋼板・瓦棒葺（芯木なし）。外壁は杉縁甲板。
- ・内部：管理人室 6.6 m²、ガイダンスコーナー 33.6 m²（増築前 23.7 m²）、トイレ（男・女・多目的 32.6 m²（22.7 m²）。倉庫は屋外にプレハブを設置。
- ・展示：出土遺物を展示・解説し、郡衙遺跡や建築構造などをパネルで説明。また、史跡紹介や復元建物建設過程等のビデオを上映。

⑦便益設備その他

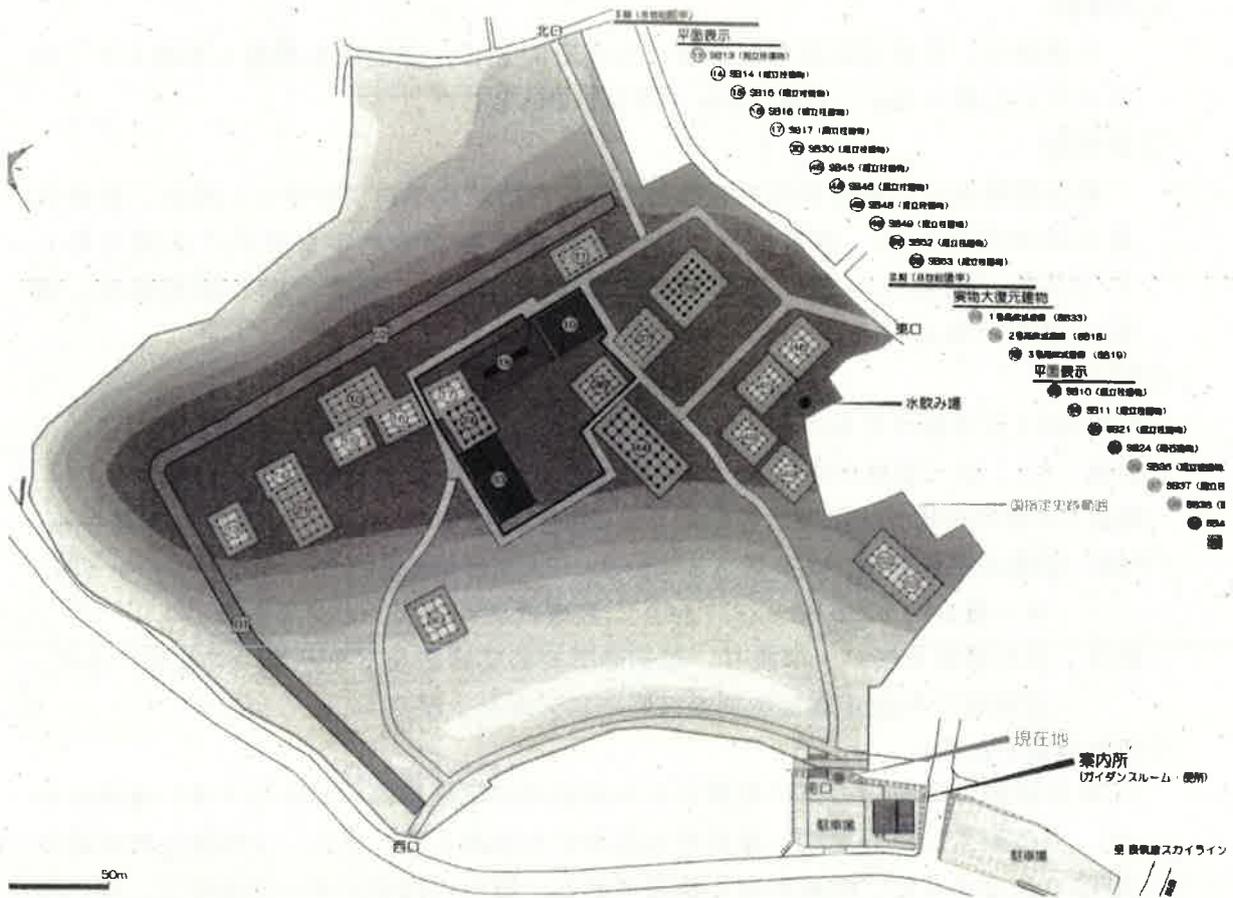
○防災設備 筑波山の南に位置する本史跡周辺は夏季に雷がかなり多い地域なので、立体復元した各建物へ避雷針を直接 2 本設置した。また、立体復元建物群を施錠できるように、門扉が付く鉄柵で囲み、柵内にはセンサーを設けて、案内所と同調する機械警備を設置した。現在鉄柵は錆が生じている。

○植栽 史跡境界の柵の代わりに、南面にハギを、他 3 面にネズミモチを 2 列で囲った。既存宅地との境には目隠しとして高木のシラカシを植えたが、その他の高木は、**地下遺構への根の影響を避けることと史跡内の見通しを優先させることから**~~て~~本数を少なくした。

○園路 遺構表示ではないので現代風に設置し、**史跡平坦面は透水性カラー舗装、斜面は雨水の通り道にならないよう、洗出平板と芝を組み合わせたものとし、平面は透水性カラー舗装とした。**現在は、~~の透水性カラー舗装は~~~~経年劣化や芝の浸食を受けたことで、砂利がはがれ路面が荒れており、モグラの行動で凸凹が生じている洗出平板とともに洗出平板も凸凹が生じて危険である。~~

○休憩施設 ベンチと**水飲み場**を実物大復元建物の見易い史跡の端に、~~水飲み場とともに~~設置した。

○排水 盛土内には透水管を設置し、表流水や復元大溝の水も含めて、地元の土地改良区と協議のうえ、流末を史跡南西外の柵や道路側溝につなげた。南側は、水田に流出しないよう、1 m弱の土堤状に盛り上げて、調整池も兼ねるようにした。



第 28 図 平沢官衙遺跡整備状況図

(2) 史跡指定地外関係地 (第■図)

史跡平沢官衙遺跡への案内板は国道 125 号線に 3 基 (1 基は小田城跡付近)、県道 53 号線に 1 基 (小田城跡付近)、県道 138 号線に 1 基設置されている。説明板は、指定文化財には全て設置されているものの、その他の未指定の文化財や埋蔵文化財では、わずかに平沢古墳群 2 号墳・3 号墳に文化財課以外によって設置されているのみである。また前述したように、市観光推進課では「北条・平沢フットパス」のウォーキング用マップと、それに合わせた案内標柱を設置している。

周辺には宝篋山登山等にも利用される平沢駐車場をはじめとして、市民研修センター、筑波総合体育館、筑波交流センターなど、駐車場や会議室などを持った市営の公共施設も充実している。その他、平沢官衙遺跡の北北東 600m には、市内の埋蔵文化財出土遺物を収蔵し管理している、出土文化財管理センターも所在している。埋蔵文化財の収蔵・整理を主な目的に設置された施設のため平日のみの開館であるが、北条中台遺跡の出土遺物を中心として旧筑波地区の先史時代から中世までの展示があり、平沢官衙遺跡と併せて見学できる。

(3) 周辺の国指定史跡

つくば市には、平沢官衙遺跡の南南東 3 km には小田城跡、同じく南南東 9 km には金田官衙遺跡と 3 つの国指定史跡が所在している。

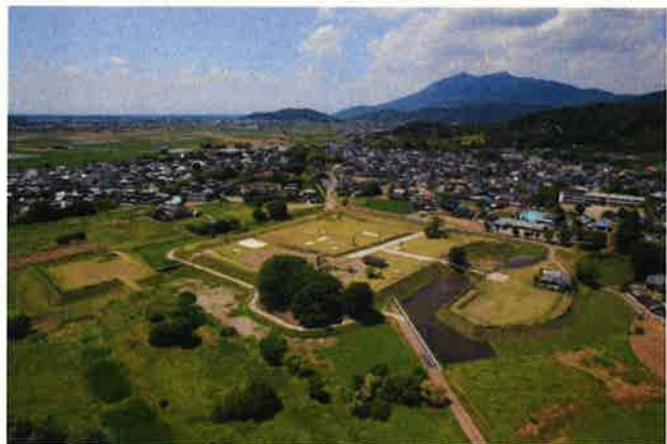
このうち金田官衙遺跡は、古代河内郡衙の推定地であり、平沢官衙遺跡と同質の遺跡である。しかし、正倉院以外の郡衙を構成する建物群跡や、同時期の寺院である東岡九重廃寺も合わせて国指定史跡となっている点は、平沢官衙遺跡とは異なっている。



金田官衙遺跡調査状況空中写真

現在は公有化を進めている段階で、簡単なパンフレットは作成しているものの、説明板などの設置は行われていない。今後保存活用計画などを作成していく予定である。

時代が異なる中世の小田城跡は、本丸跡とその周辺の 4 万 2 千 m² を復元整備し、整備地に近い旧常陸小田駅跡にガイダンス施設として案内所と駐車場を設置、平成 28 年



小田城跡歴史ひろば空中写真

(2016 年) 4 月に「小田城跡歴史ひろば」として開園している。小田城跡では史跡整備地内だけでなく、平沢官衙遺跡を含めた周辺文化財の説明板、案内

板も設置している。また、小田城跡北側の宝篋山は、地元小田地区の有志が登山道を整備したことで、観光客が増加している。その南麓には奈良西大寺の高僧忍性が10年間止住した三村山極楽寺跡遺跡群があり、多数の石造物が見学できるなど、歴史的な見どころも多い。

小田城跡と平沢官衙遺跡は自動車で10分程と近く、また公共交通機関でもつくば駅からのつくバス、土浦駅からの関東鉄道バス、ともに同一路線に位置しているだけでなく、つくば霞ヶ浦りんりんロードからもアクセス可能な場所であることから、相互に周知・広報をしている。

2 課題

(1) 史跡指定地内

平沢官衙遺跡の整備は好評で来園者も増加傾向にあるが、開園から17年が経過し、復元建物の屋根や柱表示など木材の部分で特に経年劣化が目立ち、見学者の安全性や施設の維持管理に支障をきたしている。また、来園者の増加に伴い、便益施設の設備不足も生じており、見学者に不便をかけている部分もある。

そのことから当初整備の方針を継承しつつも、当初整備内容の再検討を行い、仕様変更を含む再整備事業を実施していく必要がある。以下、場所毎の課題を示す。

柱位置遺構表示

- ・実物大復元建物の存在感が大きすぎて、柱位置遺構表示があまり目立たない（特にⅡ期）。
- ・Ⅱ期・Ⅲ期の重複関係を示した部分があるが、重複関係がわかりにくく、**いく表現方法に工夫が必要である**。
- ・当初は、タモ材で表示をしたが、**■年程で腐朽してしまったように木材は耐久性の問題があり、木製以外の素材の検討が必要となる**。

① 実物大復元建物

- ・屋根を主とした経年劣化に対して、大規模な修理が必要である。



遺構表示損壊状況



板倉屋根損壊状況



・屋根板等については、腐朽への対策として素材や防腐剤塗布の検討が必要である。

・復元建物の定期・周期的な点検や小修繕、大規模修理について、予め方針を定めておく必要がある。

土倉屋根損壊状況

② 説明板

・建物毎に個別に設置した説明板は、**景観を重視して**設置位置が低くほぼ地面と同じ高さで**平らにした**ため、見学者に認識してもらい難く、草刈りの影響も受けやすい。

・説明板の表記が日本語のみであるため、多言語化への対応が必要となる。

④案内所

・増加している学校や団体での来園者の増加により、面積を微増したものの20名ほどしかが映像を視聴できず案内所が手狭となっている。

・事務室も1名の待機を予期した小規模なもので、管理員が室外にいることが多く来園者との交流を深めるといふ利点はあるとは言え、解説の応援や収納場所の不足のため、映像視聴場所との区別がなくなっている。

・繁忙期における駐車場・トイレも不足気味で、~~トイレのについては水圧が低くしばしばつまることあり~~につながっている。改善が必要である。

⑤便益設備その他

○防災設備

~~・各建物の避雷針は、各建物の棟の上に鉄線が付く構造となっており、景観の観設計段階でもう少し検討が必要であった。~~

・柱位置表示の関係で歴史的建造物等復元ゾーンへの進入路が確保できないことから、柵に大型作業車両等の出入口を設けられなかったが、維持管理に支障をきたす場合があり検討が必要である。~~している。~~

○植栽 高木植栽を少なくしたことで、日陰のぞくつろげる場所が少なくなっている。

○園路

~~・前に昔のものと誤解しないように現代風としているという説明があるので、遺構との調和の検討は不要でよいかと思う。~~

・透水性カラー舗装は、砂利がはがれ路面が荒れていることから、素材の耐久性に問題があり素材の検討が必要。

○排水 史跡内の排水は史跡外の南西隅の柵に集まるが、その先の水路が詰まりやすく、大雨の際に溢れることがある

(2) 史跡指定地外関係地

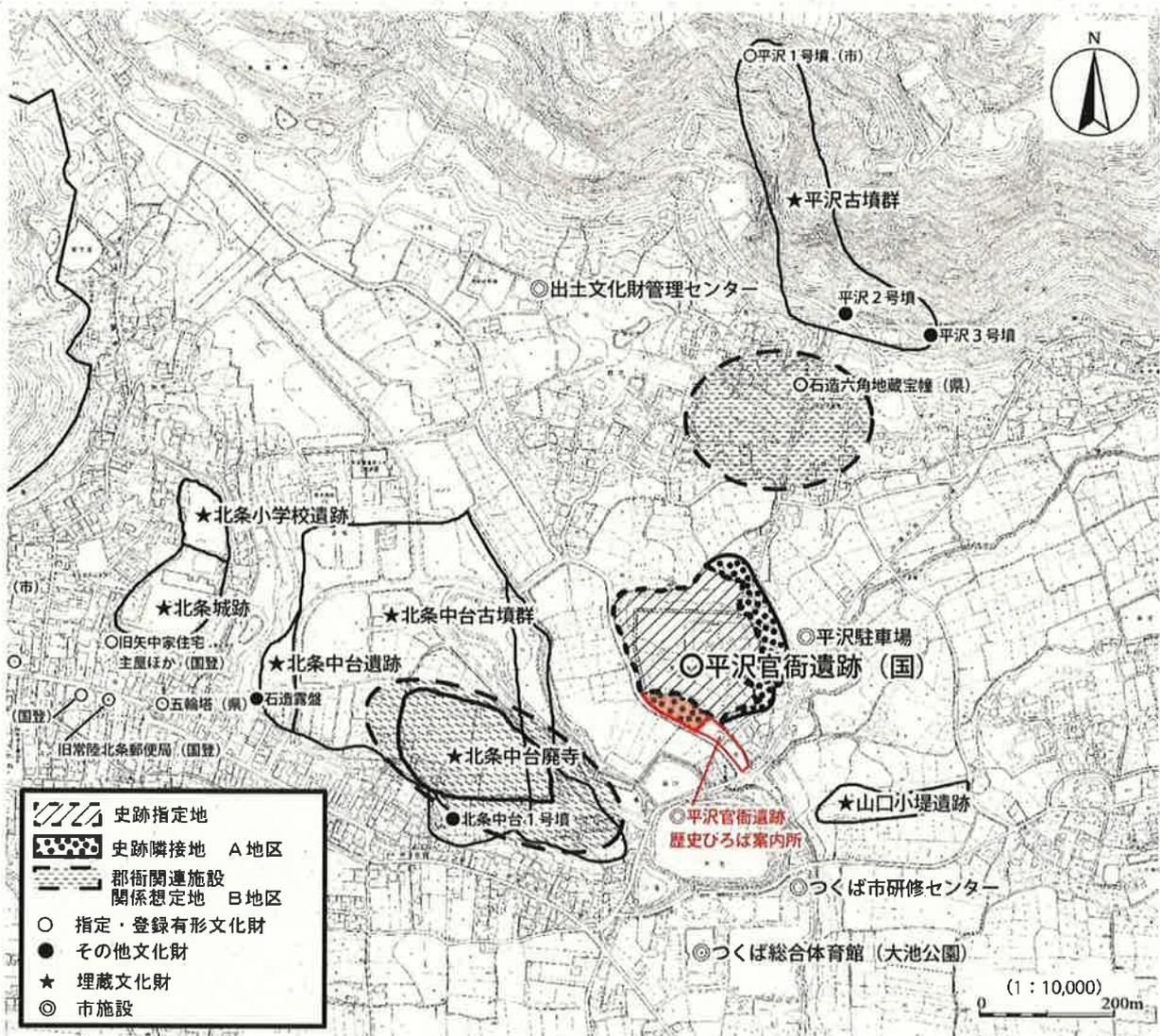
指定文化財には説明板が設置されているが、未指定の関連文化財の説明板はわずかであり、見学者へ解説を提供する方法の検討が必要である。また、設置済みの説明版を含めて、多言語化への対応も検討する必要がある。

第6章 保存管理

第1節 方向性

現在、史跡指定されている範囲とは別に、史跡の東・南隣接地で郡衙正倉院が広がることが調査でも明らかな範囲をA地区、本質的価値に関わる郡衙を構成する施設跡や郡衙と関連する寺院跡が所在する可能性があり、なおかつ指定地内から展望できる場所をB地区とする。

史跡範囲は、前述のとおり全てが平沢官衙遺跡歴史ひろばとして復元整備されており、ほぼ全てが市所有地であることから、引き続き適切な保存管理を行うとともに、適切に遺構が保存されるように観察を継続する。A・B地区については、今後の調査内容により、保存措置を検討する。



第30図 平沢官衙遺跡 保存管理図

第8章 整備

第1節 方向性

復元整備については、平成15年（2003年）4月に開園した整備で一定の完成状況にあるといえ、実物大復元建物と背景の山地が作り出す風景は多くの人々から好評を得ている。ただし、整備後17年を経過したことにより、実物大復元建物の屋根をはじめとして、**柱位置遺構**表示などの木質部を中心に劣化が著しい状況である。そこで、まず見学者と周囲の住民の安全を確保しながら、活用をさらに拡大するための再整備事業に早急に着手する。再整備事業は、当初整備の内容を基本として、素材などの再検討を含む大規模修繕と、課題として挙げた不具合が生じている整備内容の改修を行うものとし、詳細は今後の基本計画・基本設計の作成に際して検討する。

第2節 方法

1 再整備計画

再整備計画に向けて、以下に各部の対策を示し、再整備の方法を示す。ただし前回の当初復元整備事業は、種々な検討を経て行われたものであり、その中で例えば、史跡としての景観を優先するのか、使い易さや耐久性を優先するのかなど、様々な選択を迫られて実施したものである。第4章では、その中でも20年近く経過して史跡ひろばを運営・管理する中で上がってきた課題を、今後整備事業を行う方々の参考の意味も含めて示したものであることから、再整備事業においても全てに対処するものではないことを、まず述べておく。

① 遺構表示

本遺跡の最大の特徴である高床倉庫と想定する総柱建物の規則的配置を再度示すため、現在、仮復旧で使用している竹材を、当初の木材（タモ材）から、石材・擬木等の非腐朽の材質に変えて設置する。

② 実物大復元建物

茅葺き屋根の下地以上の葺替え、板葺き屋根での樽板等の葺替えを行う。~~が必要で、~~その際、必要に応じて防腐剤の塗布・含浸等も検討する。復元建物の原寸大模型としての位置づけは維持するが、**建物の管理**や入口からの内部見学に必要な階段については、**安全性を再確認する。取り外し可能なものを新規作成する。**

③ 説明板

~~平沢官衙遺跡の周辺の文化財を案内する説明板の増設や、既設の説明板にを含む~~解説内容の充実と多言語化への対応を目的とした、QRコードとインターネットの連携を検討する。**ただし多言語化対応は、周辺文化財案内も含めて案内所内でのパンフレット類やパネル設置も念頭に置く。**

④ 内所

手狭な案内所の増面積は望ましいと思われる。しかしながら、市内には小規模な文化財展示施設等が5館あり、現状を維持するか、統一的施設を設けて統廃合するかを検討する時期にきているということで、平成30年度策定の『市文化財保存活用計画』

の中で検討した経緯がある。しかしながら、その際に実施した市民意識調査において、単純な統廃合や現状の維持だけでない検討が必要な結果となったことから、同計画で今後の施策に取り上げることができなかった。このような状況下では、本計画書での案内所の積極的リニューアル検討は時期尚早であるため、早急に必要な短期的な再整備計画とは区別し、中長期的な目標とする。~~現在の案内所前駐車場に一学級分が同時に映像を視聴でき、体験学習が行える分棟を設置することが望ましい。ただし、駐車場用地を新たに確保することも必要となるため、早急に必要な短期的な再整備計画とは区別し、中・長期的な目標として検討する。~~

また、現在のトイレは遠くから水を引いているため水圧が低下しやすいことから、当初整備後に設置された、近くの水道管からの取水、もしくは貯水タンク設置を検討する。

⑤ 便益設備その他

○ 防災設備

歴史的建造物等復元ゾーンを囲む鉄柵について、工事等車両の進入路確保を目的とした出入口の拡張開口幅の改修を検討する。

○ 園路

園路舗装を改修し、あわせて芝浸食への対策として縁石を設置する。また、舗装の仕様については、車両進入への対応の要否を検討する。

○ 排水

南側道路で排水対策は徐々に取られており解決に向かっているが、関係機関との協議・調整を引き続き行う。~~い、対応策を検討する。~~

○ その他

映像設備やプログラム等の見直しに加え、インターネットを介した画像や映像、解説文、学習プログラム等の情報発信やその多言語化の整備を検討する。また、インターネットを介した情報発信の対象には、見学環境の改善が望まれている史跡周辺の文化財も含める。

2 実施期間・手順

再整備事業のほか、整備・再整備をした施設を長期にわたり使利用していくための定期点検や修繕の方針について、早短期、中・長期に区分して定める。

① 早短期的な計画

再整備計画については、見学者の安全確保や復元建物の劣化の進行を考え、早急に着手することが望ましい。詳細は、基本計画・基本設計によって決めていく必要があるが、当面の見通しとして、令和3年(2021年)度に基本計画・基本設計を策定、令和4年(2020年)度を実施設計と同時に一部工事への着手、翌年度以降の複数年度での再整備工事を計画する。なお、インターネットを介した情報発信については、既存の市HPでは容量などでの対応が難しいため、再整備計画の中で位置づける。

② 中・長期的な計画

施設を長期的に維持管理していくため、整備終了後は、市文化財担当による点

検を毎年、業者による点検を5年毎に行い、必要に応じた修繕等の措置をしていく。また、部分的で現状を変えない修理工事は10年毎、部分的な修理とともに新たに検討を加え付加価値をつける再整備工事は20年毎を目安に予定し、市内外の関係部局と調整していく。

なお、学校その他による見学等での活用には手狭という案内所の課題の対策となる、映像視聴や体験学習が行える案内所の分棟設置については、市内の展示施設全体での位置づけを検討する必要がある、加えて今後の平沢官衙遺跡の利用方法や用地の確保等を考慮しなければならないため、短期的な再整備計画での実施が難しく、中・長期的な課題として検討していくものとする。

そのほか、現在の史跡指定地以外で追加指定地が生じた場合、史跡に関連する周辺の文化財については、調査成果を十分に検討したうえで、整備の可否や方法を検討する。ただし、整備が未実施であっても、HPへの掲載や説明板の設置等による周知を検討する。

第 10 章 施策の実施計画の策定・実施

前章までに述べてきた内容について、保存管理・活用・整備に分けて、今後実施すべき施策を、**修理・点検のサイクルを基にして**、おおむね 5 年程度の**早期**、おおむね 10 年程度の**中期**、おおむね 20 年程度の**長期**に分けて整理する。

第 7 表 事業計画

	継 続	早 期	中 期	長 期	備 考
保 存 事 業	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じた史跡周辺地での埋蔵文化財対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・平沢地区での分布調査 ・史跡内国有地の公有化 	<ul style="list-style-type: none"> ・A・B地区等、史跡周辺地区での調査研究の準備の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・A・B地区等、史跡周辺地区での学術調査による内容確認調査の実施 	継続・早期・中期の実施とした事業のうち、可能なものは長期以降も継続する。
活 用 事 業	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO法人との協働による周知イベント ・教員の研修と資料の提供 ・ジオパークとの協働による活用事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財サポーターの養成、説明・ガイドの実施 ・小中学校向けの映像教材等の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡周辺を含めたシンポジウム等の実施 ・市内・隣接市の史跡との連携 ・自転車道を利用した活用事業の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイダンス施設別棟を利用した体験学習等の実施を検討 	
整 備 事 業	<ul style="list-style-type: none"> ・軽易な修繕等 	<ul style="list-style-type: none"> ・再整備事業設計・工事の実施 ・HPの整備とインターネットによる写真の閲覧や解説内容の充実 ・解説の多言語化への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の定期点検の実施 ・部分的で形状を変えない修理工事の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイダンス施設別棟建築の判断 ・修理と共に新たな検討を加える再整備工事業の実施 	

